平成２５年１月２９日判決言渡　同日原本交付　裁判所書記官

平成１９年（行ウ）第７号　政務調査費違法支出金返還請求事件

口頭弁論終結日　平成２４年１月３１日

判　　決

和歌山市

原　　告

同市

原　　告

同市

原　　告

同市

原　　告

同市

原　　告

上記５名訴訟代理人弁護士　阪本康文

同　森崎有治

同訴訟復代理人弁護士　芝野友樹

同市小松原通一丁目１番地

被　　告　和歌山県知事

仁坂吉伸

同訴訟代理人弁護士　月山桂

同　谷口舞二

同　水野八朗

同　田中祥博

同　月山純典

同　藤井友彦

同	山本和正
同	田中志保
同訴訟復代理人弁護士	岸本行正
同指定代理人	谷　　巌
同	上坊　　晃
同	西峰　　健
同	民谷光央

同市

被告補助参加人	亡江上柳助訴訟承継人 江上紀美子 （以下「補助参加人江上」という。）

同市

被告補助参加人	角田秀樹 （以下「補助参加人角田」という。）

同市

被告補助参加人	新田和弘 （以下「補助参加人新田」という。）

同市

被告補助参加人	森　正樹 （以下「補助参加人森」という。）
上記４名訴訟代理人弁護士	今井浩三
同	稲毛一郎
同	松村廣治
同	幸田勝利
同	平井龍八
同	清王達之

同　　國　重　　徹

同　　近　森　裕　行

主　　文

１　被告は，浅井修一郎に対し，３５８万９９６３円を支払うよう請求せよ。

２　被告は，東幸司に対し，１０８万３９０５円を支払うよう請求せよ。

３　被告は，飯田敬文に対し，８４万９３５１円を支払うよう請求せよ。

４　被告は，井出益弘に対し，４７９万２９２１円を支払うよう請求せよ。

５　被告は，宇治田栄蔵に対し，２０万１９９０円を支払うよう請求せよ。

６　被告は，浦口高典に対し，１８２万６１１３円を支払うよう請求せよ。

７　被告は，補助参加人江上に対し，８５万１４６９円を支払うよう請求せよ。

８　被告は，亡江上柳助相続人江上慎一に対し，４２万５７３４円を支払うよう請求せよ。

９　被告は，亡江上柳助相続人江上由樹子に対し，４２万５７３４円を支払うよう請求せよ。

１０　被告は，小川武に対し，３１０万６３５３円を支払うよう請求せよ。

１１　被告は，大沢広太郎に対し，４８２万４６２４円を支払うよう請求せよ。

１２　被告は，尾崎太郎に対し，１７５万円を支払うよう請求せよ。

１３　被告は，尾崎要二に対し，１４９万５７４８円を支払うよう請求せよ。

１４　被告は，門三佐博に対し，２１２万６５９３円を支払うよう請求せよ。

１５　被告は，木下善之に対し，１９５万５５４６円を支払うよう請求せよ。

１６　被告は，阪部菊雄に対し，４３９万４０００円を支払うよう請求せよ。

１７　被告は，坂本登に対し，１０１万５６９９円を支払うよう請求せよ。

１８　被告は，下川俊樹に対し，１５８万０３０１円を支払うよう請求せよ。

１９　被告は，須川倍行に対し，１０１万２６５９円を支払うよう請求せよ。

２０　被告は，谷洋一に対し，２５２万１８１４円を支払うよう請求せよ。

２１　被告は，玉置公良に対し，１４１万０１９１円を支払うよう請求せよ。

２２　被告は，補助参加人角田に対し，１３３万１６８７円を支払うよう請求せよ。

２３　被告は，冨安民浩に対し，２５万９４９８円を支払うよう請求せよ。

２４　被告は，中村裕一に対し，２０７万５７５０円を支払うよう請求せよ。

２５　被告は，長坂隆司に対し，１６３万３４６９円を支払うよう請求せよ。

２６　被告は，新島雄に対し，３１万７３９１円を支払うよう請求せよ。

２７　被告は，補助参加人新田に対し，８３万６００６円を支払うよう請求せよ。

２８　被告は，野見山海に対し，３６１万２０５１円を支払うよう請求せよ。

２９　被告は，花田健吉に対し，３９８万９１８３円を支払うよう請求せよ。

３０　被告は，平越孝哉に対し，２６２万２５５７円を支払うよう請求せよ。

３１　被告は，藤山将材に対し，２２４万２６０５円を支払うよう請求せよ。

３２　被告は，前川勝久に対し，２５０万５４８３円を支払うよう請求せよ。

３３　被告は，前芝雅嗣に対し，２５１万６１９７円を支払うよう請求せよ。

３４　被告は，松本貞次に対し，４５万７７６９円を支払うよう請求せよ。

３５　被告は，町田亘に対し，２２万０４６５円を支払うよう請求せよ。

３６　被告は，向井嘉久藏に対し，４９９万５９４７円を支払うよう請求せよ。

３７　被告は，補助参加人森に対し，１７９万１７０１円を支払うよう請求せよ。

３８　被告は，山下大輔に対し，６２万１７２９円を支払うよう請求せよ。

３９　被告は，山田正彦に対し，１８３万０５７０円を支払うよう請求せよ。

４０　被告は，吉井和視に対し，１６５万２４３６円を支払うよう請求せよ。

４１　被告は，和田正人に対し，１７５万２６３４円を支払うよう請求せよ。

４２　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

４３　訴訟費用は，これを２分し，その１を原告らの負担とし，その余を被告の負担とする。

４４　補助参加によって生じた費用は，

(1)　原告らと補助参加人江上との間に生じた費用については，これを３分し，

その２を補助参加人江上の負担とし，その余を原告らの負担とし，

(2) 原告らと補助参加人角田との間に生じた費用については，これを１０分し，その７を補助参加人角田の負担とし，その余を原告らの負担とし，

(3) 原告らと補助参加人新田との間に生じた費用については，これを３分し，その２を補助参加人新田の負担とし，その余を原告らの負担とし，

(4) 原告らと補助参加人森との間に生じた費用については，これを５分し，その２を補助参加人森の負担とし，その余を原告らの負担とする。

事実及び理由

第１ 請求

１ 被告は，別紙１「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄記載の者（ただし，番号７・符号キの亡江上柳助［以下「江上議員」という。］の関係では，番号７の１ないし３・符号キの１ないし３の補助参加人江上，亡江上柳助相続人江上慎一及び同江上由樹子［以下「江上議員の相続人」という。］）に対し，それぞれ，

(1) 「合計」欄記載の金員

(2) 「小計①」欄記載の金員に対する平成１５年５月１日から，「小計②」欄記載の金員に対する平成１５年５月３０日から，「小計③」欄記載の金員に対する平成１６年５月１日から，各「小計④」欄記載の金員に対する平成１７年５月１日から，「小計⑤」欄記載の金員に対する平成１８年５月１日から，それぞれ支払済みまで年５分の割合による金員

を支払うよう請求せよ。

２ 訴訟費用は被告の負担とする。

第２ 事案の概要

本件は，和歌山県の住民である原告らが，和歌山県議会議員であった別紙１「政務調査費違法支出金一覧表」の「相手方」欄記載の者（ただし，番号７・符号キについては，江上議員。以下「本件議員ら」という。なお，同一覧表の

符号は，書証の符号に対応するものである。）が和歌山県から交付を受けた政務調査費のうち，平成１４年度ないし平成１７年度の事務所費，事務費及び人件費の支出が違法なものであったなどと主張して，地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき，被告に対し，不当利得返還請求として，江上議員を除く本件議員及び江上議員の相続人に対して同支出相当額及びそれらに対する政務調査費収支報告書の提出期限日の翌日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払を請求するように求める住民訴訟である。

1　法令等の定め

(1)　平成２０年法律第６９号による改正前の地方自治法（以下，単に「地方自治法」という。）には，以下の定めがある。

ア　普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における議員に対し，政務調査費を交付することができる。この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は，条例で定めなければならない（１００条１３項）。

イ　前項の政務調査費の交付を受けた議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条１４項）。

(2)　和歌山県では，地方自治法に基づき，「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」が制定されている。平成１９年３月１４日条例第４８号による改正前の「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」（乙Ａ１の１。以下「本件条例」という。）には，以下の定めがある。

ア　この条例は，地方自治法１００条１３項及び１４項の規定に基づき，和歌山県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，議会における議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする（１条）。

イ　政務調査費は，和歌山県議会の議員に対して交付する（２条）。

ウ　議員に係る政務調査費は，月額２４万円とし，毎月１日に在職する議員に対し交付する（４条１項）。

エ　議長は，政務調査費の交付を受けようとする議員について，毎年度４月１０日までに，別に定めるところにより知事に通知しなければならない（６条１項）。

オ　知事は，前条第１項の規定による通知に係る議員について，その年度分の政務調査費の交付の決定を行い，当該議員に通知しなければならない（７条１項）。

カ　議員は，前条第１項の規定による交付の決定の通知を受けた後，毎四半期に属する最初の月の２０日までに，当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする（８条１項本文）。

キ　知事は，前２項の請求があったときは，速やかに政務調査費を交付するものとする（８条３項）。

ク　知事は，政務調査費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から，当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（次条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合，当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（９条４項）。

ケ　政務調査費の交付を受けた議員は，政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（１０条）。

コ　政務調査費の交付を受けた議員は，当該政務調査費に係る収支報告書を，別記様式（省略）により，毎年４月３０日までに議長に提出しなければならない（１１条１項）。

サ　議長は，政務調査費の適正な運用を期すため，前条の規定により収支報告書が提出されたときは，必要に応じ調査を行うものとする（１２

条）。

(3) 本件条例１０条を受けて，「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」（乙Ａ２。以下「本件規程」という。）が制定されている。本件規程には，以下の定めがある。

ア　政務調査費の交付を受けた議員は，政務調査費の支出について，会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに，証拠書類等を整理保管し，これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期日の末日の翌日から起算して３年を経過する日まで保存しなければならない（７条）。

イ　議員に係る政務調査費については，本件規程４条及び別表第２（省略）により，使途基準が定められている。

議員に係る政務調査費の支出は，使途によって，「調査研究費」，「研修費」，「会議費」，「資料作成費」，「資料購入費」，「広報費」，「事務所費」，「事務費」及び「人件費」に分けられ，そのうち事務所費，事務費及び人件費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）は，以下のとおりである。

(ア) 事務所費

議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費（事務所の賃借料，管理運営費等）

(イ) 事務費

議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等，通信費等）

(ウ) 人件費

議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料，手当，社会保険料，賃金等）

２　争いのない事実等

以下の事実は，当事者間に争いがないか，後掲各証拠及び弁論の全趣旨より

容易に認めることができる。

(1) 当事者等（争いがない）

ア 原告らは，和歌山県内に居住する住民である。

イ 被告は，普通地方公共団体である和歌山県の知事である。

ウ 本件議員らは，平成１４年度から平成１７年度までの間，いずれも和歌山県議会議員であった。

なお，江上議員は，平成２１年１１月８日に死亡し，その妻である江上紀美子（補助参加人江上）と子である江上慎一及び江上由樹子（江上議員の相続人ら）が，それぞれ法定相続分に従い，相続した（甲キ３ないし６）。

(2) 政務調査費の受領と支出

ア 本件議員らは，平成１４年度から平成１７年度までの間に，地方自治法１００条１３項，本件条例４条の規定に基づき，和歌山県から，１人当たり月額２４万円の政務調査費の交付を受けた（争いがない）。

イ 本件議員らは，平成１４年度から平成１７年度までの政務調査費のうち，原告らが本件訴訟で問題としている費目について，和歌山県議会議長に対し，別紙２(1)「政務調査費支出額一覧表（修正前）」記載の額を支出したと報告した（甲ア１ないし３，イ１ないし３，ウ１，２，エ１ないし４，オ１ないし４，カ１ないし３，キ１，２，ク１ないし４，ケ１ないし５，コ１ないし３，サ１ないし４，シ１ないし４，ス１ないし４，ソ１ないし４，タ１，２，チ１ないし４，ツ１ないし３，テ１ないし４，ト１ないし４，ナ１，２，ニ１ないし３，ヌ１ないし４，ネ１ないし４，ノ１，２，ハ１，２，ヒ１ないし４，フ１ないし３，ヘ１ないし４，ホ１ないし３，マ１ないし３，ミ１ないし３，ム１ないし４，メ１，２，モ１ないし４，ヤ１ないし４，ユ１，２，ヨ１，２，ラ１ないし４，リ１ないし４，ル１ないし４，弁論の全趣旨）。

その後，本件議員らのうち，別紙２(2)「政務調査費支出額一覧表（修正

後）」記載の「相手方」欄記載の者は，和歌山県議会議長に対し，同記載の額のとおり，修正報告した（甲Ａ４，ケ６ないし９［枝番のあるものは枝番を含む。］，甲ヤ５，弁論の全趣旨）。

(3) 住民監査請求等

ア 原告らは，平成１９年５月１８日，本件議員らが支出した平成１４年度から平成１７年度までの事務所費，事務費及び人件費の違法な支出があったとして，和歌山県監査委員に対し，住民監査請求をした（甲Ａ１ないし３。以下「本件監査請求」という。）。

イ これに対し，和歌山県監査委員は，平成１９年７月１７日付けで，本件監査請求のうち，平成１４年度ないし平成１６年度の政務調査費の支出に係る部分を地方自治法２４２条２項本文の定める１年の監査請求期間（以下「法定監査請求期間」という。）経過後にされた不適法なものであるとして却下し，平成１７年度の政務調査費の支出に係る部分を棄却するとの決定をし，原告らに対し，その旨を通知した（甲Ａ３，弁論の全趣旨）。

ウ 原告らは，平成１９年８月１６日，本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) 本件監査請求の適法性（本案前の争点）

(2) 政務調査費の支出の違法性

(3) 附帯請求の起算日

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件監査請求の適法性）

（被告又は被告補助参加人らの主張）

ア 本件監査請求のうち，平成１４年度ないし平成１６年度の政務調査費の支出に係る部分は，法定監査請求期間経過後にされた不適法な住民監査請求として却下されたから，本件訴えのうち同支出に係る部分は，適法な監査請求が前置されていない。

また，本件監査請求のうち，平成１７年度の政務調査費の支出に係る部分も，同年度末である平成１８年３月３１日に行為が完了したので，遅くとも平成１９年３月３１日の経過をもって法定監査請求期間が経過した。そして，原告らが，相当の注意力（最高裁平成１４年９月１７日第三小法廷判決［集民２０７号１１１頁］）をもって調査すれば，本件議員らの行為が終わった平成１８年３月３１日から法定監査請求期間に，住民監査請求をすることが十分に可能であったから，その徒過に正当な理由はない。したがって，本件訴えのうち同支出に係る部分も，適法な監査請求が前置されていない。

よって，適法な監査請求が前置されていない本件訴えは不適法であるから却下されるべきである。

イ　なお，後記のとおり，原告らは，本件監査請求が，被告が本件議員らに対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものであるから，法定監査請求期間の制限が適用されないと主張する。

しかし，本件では，本件議員らの支出行為の本件使途基準適合性が判断の対象となり，「特定の財務会計上の行為が違法であるとし，当該行為が違法，無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているとき（原告らが指摘する最高裁判決）に当たる。

また，本件議員らの支出行為の本件使途基準適合性をいつまでも不確定の状態に置くことは望ましくない。

したがって，本件監査請求につき，法定監査請求期間の制限は適用される。

ウ　なお，和歌山県監査委員が，本件監査請求のうち，平成１７年度の政務調査費の支出に係る部分につき，誤って，法定監査請求期間の徒過に正当な理由があるとして，これを受理し，監査を行ったとしても，そのことに

よって，法定監査請求期間を徒過した本件監査請求のうちの上記部分，ひいては上記部分に係る本件訴えが適法となるものではない（最高裁昭和６３年４月２２日第二小法廷判決［集民１５４号５７頁］）。

（原告らの主張）

ア　財産の管理等を怠る事実については，法定監査請求期間の制限が適用されないところ，本件監査請求は，被告の本件議員らに対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものである。

イ　なお，例外的に，財産の管理等を怠る事実に係る監査請求が，特定の財務会計上の行為を違法であるとし，当該行為が違法，無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理等を怠る事実としているものであるときは，当該監査請求については，当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として，法定監査請求期間の制限が適用される（最高裁昭和６２年２月２０日第二小法廷判決［民集４１巻１号１２２頁］）。

しかし，和歌山県の本件議員らに対する不当利得返還請求権の有無を判断するのに必要なのは，本件議員らが，平成１４年度ないし平成１７年度の政務調査費の違法な支出をしたことであり，本件請求は，上記の例外的な場合に当たらないので，法定監査請求期間の制限は適用されない。

したがって，本件監査請求は，適法である。

ウ　そして，監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合，当該請求をした住民は直ちに住民訴訟を提起することができる（最高裁平成１０年１２月１８日第三小法廷判決［民集５２巻９号２０３９頁］）から，本件訴えのうち，監査請求が却下された平成１４年度ないし平成１６年度の政務調査費の支出に係る部分も適法である。

(2)　争点(2)（政務調査費の支出の違法性）

（原告らの主張）

ア　主張立証責任等について

(ア)　政務調査費の使途の主張立証責任について

政務調査費に関する不当利得の返還については，返還請求をする側において，政務調査費の使途について相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した場合には，相手方において，合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証を行う必要があり，それがなされない場合には，政務調査費の適法な支出がなされなかったものと推認されるというべきである(名古屋地裁平成１９年３月２２日判決[判例タイムズ１２８０号１５３頁] 参照)。

そして，政務調査費の使途についての証拠は，本件議員らが保存すべきものとされていること（本件規程７条）からすれば，原告らとしては，政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを推認させる一般的，外形的事実を主張立証した場合には，被告及び被告補助参加人らにおいて，その推認を妨げるべく，本件使途基準に適合したものと認めるに足りる具体的な使途を明らかにする必要があるというべきである（仙台地裁平成１９年４月２７日判決［判例地方自治３１０号１７頁］参照。甲Ａ６）。

後記のとおり，原告らは，本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを推認させる一般的，外形的事実を主張立証し，政務調査費の使途について，相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した。これに対し，被告及び被告補助参加人らは，本件使途基準に適合したものと認めるに足りる具体的な使途を明らかにせず，合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証をしない。したがって，本件議員らの政務調査費の支出は違法である。

(イ)　政務調査費の支出の違法性の立証等について

地方自治法に基づいて制定された本件条例及び本件規程が，本件使途基準を定めた上，政務調査費収支報告書の提出，会計帳簿の作成とその内訳の明確化や，証拠書類等の整理保管と保存を義務づけ，支出について議長の調査権を認めているのは，政務調査費が，議員の調査研究に資するため必要な経費に支出されることを担保し，それについての検証を可能かつ容易にし，透明性を確保する趣旨であるとともに，証拠書類等に基づく裏付けがあり，会計帳簿に計上された支出でなければ，適法な支出とは認めない趣旨である。このような趣旨からすれば，次のａないしｄのとおりといえる。

ａ　本件規程７条に基づき，政務調査費の支出に伴って作成及び保存されるべき会計帳簿は，証拠書類等と一体になって，入出金発生の都度，「収入」，「支出」，及び「残高」が処理日付順に連続性を持って記載されたものである必要がある。このような会計帳簿及び証拠書類等によって，支出の内訳が明確にされない場合には，適法な支出とはいえない。

ｂ　政務調査費収支報告書の提出後に，計上されていなかった経費を新たに計上し，又は既に計上されていた調査研究に資するため必要とはいえない経費と差し替えることは許されない。

ｃ　実際の支出が，政務調査費収支報告書の記載内容と異なる場合や，調査研究に資するため必要な経費かどうかを確認できないような場合には，適法な支出とはいえない。

ｄ　政務調査費収支報告書の記載内容自体や，政務調査費の支出に伴って作成及び保存されたものではない再現資料によっては，支出の適法性を立証することはできない。

(ウ)　本件条例，本件規程及びそれらの運用の違法性について

本件条例及び本件規程が，地方自治法２条１４項（地方公共団体は，

その事務を処理するに当たっては，住民の福祉の増進に努めるとともに，最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び１００条１４項の委任の趣旨に反し，又はその範囲を超えて，政務調査費の支出を許容するものである場合には，本件条例及び本件規程は，違法無効である。

そして，本件使途基準は，議員の調査研究に資するため必要とはいえない経費に支出することを可能にする上，調査研究に資するため必要な経費に支出したと装うことを可能にするものであるから，違法，無効である。

また，「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３。以下「本件手引き」という。）のうち，事務所費につき，政務調査用事務所と後援会事務所との併用を認める定め，事務費につき，携帯電話の使用料に支出を認める定め，人件費につき，調査研究の従事とその他の業務の従事との併存を認める定め，及び議員の親族の雇用を認める定めは，いずれも違法，無効である。

イ　本件議員らの政務調査費の支出について

本件議員らは，平成１４年度ないし平成１７年度において，別紙１「政務調査費違法支出金一覧表」の「事務所費」，「事務費」，「人件費」欄記載の金員を政務調査費として支出した。

ウ　事務所費について

(ア)　事務所は，調査研究に必要がなく，その日常的設置は，他の目的に流用され，その経費は，環境整備費に当たるから，政務調査費の支出は許されない（乙Ａ３）。

(イ)　①当該事務所が議員の政務調査用事務所として使用されているという実態がない場合，②その実態があるとしても，その経費について調査研究の従事時間で負担割合を按分していない場合，③当該事務所が政治団

体等の他の事務所を兼ねているときに，その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合，④その外形が整えられているとしても，それぞれの事務所の使用面積や使用頻度で負担割合を明確に按分していない場合には，政務調査費の支出は許されない。

(ウ) 本件議員らの事務所費の支出は，別紙3(1)「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張欄記載のとおり，違法である。

エ 事務費について

(ア) 日常的に設置された事務所の事務機器や備品等を揃えるための経費は，環境整備費に当たるから，政務調査費の支出は許されない（乙Ａ３）。

また，政務調査用事務所が政治団体等の他の事務所を兼ねているときに，その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合には，政務調査費の支出は許されない。

(イ) 調査研究との関連性が明確でないものや，金額が社会通念に照らして著しく高額であるものについては，政務調査費の支出は許されない。

また，調査研究だけでなく，他の目的にも多く利用できる通信費は，調査研究に必要なものと他の目的に必要なものとを按分していない場合，又は按分している場合であっても，その按分率の根拠を示していない場合には，政務調査費の支出は許されない。

(ウ) 個々の費目については，以下のとおりである。

a 書籍代

書籍名，内容等から，議員の調査研究の目的，必要性，有効性が分かるものに限り，政務調査費の支出が許される。

b 写真に係る経費，送料，切手，はがきの購入費

政治団体等のためのものと区別して使用され，議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り，政務調査費の支出が許さ

れる。

c　パソコンその他の機器に係る経費，用紙の購入費

他の目的にも多く利用できるから，政務調査費の支出は許されない。

d　新聞の購読費

一般紙については，個人家庭で購読するのが通常であり，議会や図書館等で保管している新聞や雑誌等については，それらを活用できるから，政務調査費の支出は原則として許されない。特殊な新聞について，議員の調査研究のための資料に限り，政務調査費の支出が許される。

e　コピー代

議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り，政務調査費の支出が許される。

f　消耗品，文具，封筒等の購入費

他の目的にも多く利用できるから，万年筆，ボールペン，スタンプ等には，政務調査費の支出は許されない。

g　印刷費

不特定多数の県民に対して，大量に配布する議員広報活動や県政報告等は，そのほとんどが支持者拡大や再選等を目的とした政治活動のためのものであるから，政務調査費の支出は許されない。

h　飲料，茶菓子等の購入費

政務調査費の支出は許されない。

i　ガソリン代

当該車両の使用実態から，議員の調査研究に必要かつ相当であることが分かるものに限り，政務調査費の支出が許される。

j　通信費

他の目的にも多く利用できるから，議員の調査研究に必要かつ相当

であることが分かるものに限り，政務調査費の支出が許される。

k　ホームページ作成，維持費

ほとんどが政治活動のためのものであるから，政務調査費の支出は許されない。

l　カメラ，什器，事務品の購入費

他の目的にも多く利用できるから，政務調査費の支出は許されない。

m　広報費，県政報告に関する経費

ほとんどが政治活動のためのものであるから，政務調査費の支出は許されない。

(エ) 本件議員らの事務費の支出は，別紙3(2)「本件議員らの事務費について」の原告らの主張欄記載のとおり，違法である。

オ　人件費について

(ア) 日常的に設置された事務所で雇用する事務員の人件費は，環境整備費に当たり，他の目的（私用，選挙等）にも多く利用できるから，政務調査費の支出は許されない（乙Ａ３）。

また，政務調査用事務所が政治団体等の他の事務所を兼ねているときに，その他の事務所から政務調査用事務所の分離独立性を確保するための外形が整えられていない場合には，政務調査費の支出は許されない。

(イ) ①親族を雇用するときに，その雇用を必要とする特別の事情が明らかでない場合，②調査研究に必要なものと他の活動に必要なものとを按分していない場合，又は按分している場合であったとしてもその按分率の根拠を示していない場合には，政務調査費の支出は許されない。

(ウ) 本件議員らの人件費の支出は，別紙3(3)「本件議員らの人件費について」の原告らの主張欄記載のとおり，違法である。

（被告又は被告補助参加人らの主張）

ア　主張立証責任等について

(ア) 公開された政務調査費収支報告書に基づき，本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したものとはいえないことを主張立証することは困難ではないから，原告らは，少なくとも，本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したことに合理的な疑いを容れる事由を具体的に主張立証しなければならず，原告らがそうして初めて，被告に反証を行う必要が生じる。そして，原告らは，本件議員らの政務調査費の支出が本件使途基準に適合したことに合理的な疑いを容れる事由を具体的に主張立証していない。

なお，本件議員らが個別明細等を明らかにしていないことをもって，政務調査費が本件使途基準に適合したものといえないわけではない。

(イ) 原告らは，政務調査費収支報告書の提出後に，計上されていなかった経費を新たに計上し，又は既に計上されていた調査研究に資するため必要といえない経費と差し替えて計上することは許されないと主張する((原告らの主張)ア(イ)b)が，不当利得かどうかという問題においては，政務調査費収支報告書に記載されていなかった経費であっても，当該経費が調査研究に資するため必要なものと認められるときには，適法な支出といえる（乙A５，６）。

また，原告らは，政務調査費の支出に伴って作成及び保存されたものではない再現資料によっては，支出の適法性を立証することはできないなどと主張する((原告らの主張) ア(イ)d) が，議員に会計帳簿の作成を義務づけている本件規程７条は，支出の適法性を立証する方法を制限するものではないから，再現資料等によって，調査研究に資するため必要な経費に支出されたと認められるときには，適法な支出といえる。

イ 本件議員らの政務調査費の支出について

政務調査費収支報告書の一部修正報告（上記２(2)イ）により，①井出益弘議員は，平成１７年度の事務所費及び事務費を支出しておらず，②町田

亘議員は，平成１７年度の人件費を支出しておらず，③向井嘉久蔵議員は，平成１７年度の事務所費を２４万０２７８円しか支出しておらず，④山下直也議員は，平成１７年度の事務所費を３０万円しか支出していないから，これらの点を考慮すべきである。

ウ　事務所費について

別紙３(1)「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり，本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

エ　事務費について

別紙３(2)「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり，本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

オ　人件費について

別紙３(3)「本件議員らの人件費について」の被告又は被告補助参加人らの主張欄記載のとおり，本件議員らの政務調査費の支出は適法である。

カ　なお，議会活動の活性化や議員の審議能力を高めるためには，広く有用な調査研究が日常的に必要であるから，原告らの主張のように「調査研究」を狭く解するべきではない。

(3)　争点(3)（附帯請求の起算日）

（原告らの主張）

本件条例には，交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還時期について明確に定めた規定はないが，収支報告書の提出時点で残余の額も確定するので，議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的理由はない。したがって，政務調査費の支出が違法であることを理由とする返還請求における附帯請求の起算日は，政務調査費の交付を受けた年度に係る収支報告書の提出期限の翌日というべきである。

（被告又は被告補助参加人らの主張）

否認ないし争う。

和歌山県では，政務調査費の返還手続につき，特に定めていないから，附帯請求の起算日を論じる必要はない。

第３　当裁判所の判断

１　争点(1)（本件監査請求の適法性）について

(1)　地方自治法２４２条２項本文は，財務会計上の行為について，当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは監査請求をすることができない旨規定するが，財産の管理等を怠る事実については，このような期間制限は規定されていないから，怠る事実に係る監査請求には，原則として，上記規定は適用されないと解される（最高裁昭和５３年６月２３日第三小法廷判決［集民１２４号１４５頁］参照）。もっとも，例外的に，怠る事実に係る監査請求が，特定の財務会計上の行為を違法であるとし，当該行為が違法，無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実としているものであるときは，当該監査請求については，当該行為のあった日又は終わった日を基準として上記規定を適用すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和６２年２月２０日第二小法廷判決［民集４１巻１号１２２頁］参照）。

(2)　ところで，本件条例（上記第２の１(2)）によれば，和歌山県における政務調査費の交付，使用及び返還の仕組みは，以下のとおりである。

すなわち，知事による政務調査費の交付の決定の通知を受けた議員が，知事に政務調査費の交付を請求し（８条１項本文），知事は定額の政務調査費を交付する（８条３項）。政務調査費の交付を受けた議員は，本件使途基準に従ってこれを使用し（１０条），毎年，政務調査費に係る収支報告書を議長に提出する（１１条１項）。そして，議長は，政務調査費の適正な運用を期するため，必要に応じ調査を行い，知事は，残余がある場合には，その返還を命ずる（９条４項，１２条）。

(3)　上記(2)のような政務調査費の交付，使用及び返還の仕組みからすれば，ど

の支出に政務調査費が充当され，それが本件使途基準に適合したものか否かは，政務調査費の交付の時点では明らかではなく，本件議員らが収支報告書を和歌山県議会議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される。

そして，本件監査請求の対象は，和歌山県の本件議員らに対して有する政務調査費の返還請求権の行使を怠る事実であるところ，本件監査請求は，地方自治法１００条１３項が定める政務調査費の交付という財務会計上の行為の違法，無効から返還請求権が発生したと主張するものではなく，本件議員らの使用の違法，無効から返還請求権が発生したと主張するものであり，これらは財務会計上の行為ではない。

そうすると，本件監査請求は，特定の財務会計上の行為が違法，無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実とするものにも当たらない。

したがって，本件監査請求には，地方自治法２４２条２項は適用されないから，監査請求期間を徒過した違法はなく，本件訴えは適法である。

(4) 監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合，当該請求をした住民は，直ちに住民訴訟を提起することができると解される（最高裁平成１０年１２月１８日第三小法廷判決[民集５２巻９号２０３９頁]参照)。

本件監査請求のうち平成１４年度ないし平成１６年度に係る部分は，和歌山県監査委員によって却下されたが（上記第２の２(3)イ)，上記(3)のとおり，適法であったから，本件訴えは適法である。

2 争点(2)（政務調査費の支出の違法性）に対する判断１（判断基準と立証責任について）

(1) 政務調査費は，地方公共団体が，地方自治法１００条１３項に基づき，地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであるから，政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されなかった場合，当該支出をした議員は，当該支出額に相当する利益を法律上の原

因なく得たことになる。

そして，和歌山県においては，同条項の規定を受けて，本件条例が制定され，本件条例を受けて，本件規程が制定されているところ，本件規程で定められた本件使途基準は，使途によって，政務調査費の支出を「調査研究費」，「研修費」，「会議費」，「資料作成費」，「資料購入費」，「広報費」，「事務所費」，「事務費」，「人件費」と詳細に分けた上で，それぞれの内容の説明をし，支出が許されるものを例示しており（上記第２の１(3)イ），政務調査費の使途の合理的な基準を定めたものといえるから，政務調査費の交付を定める地方自治法の趣旨に反するものではない。

この点，原告らは，本件条例，本件使途基準を含む本件規程が地方自治法２条１４項及び１００条１３項の委任の趣旨に反し，又はその範囲を超えて違法無効であるなどと主張する。しかし，地方自治法は，議員の調査研究に資するため必要な経費の一部である政務調査費の交付の対象，額及び交付の方法は条例で定めなければならない（上記第２の１(1)ア）としており，議員の調査研究に資するため必要な経費の範囲内で具体的な使途基準をどのように定めるかについては，地方議会の自律的な判断に委ねていると解される。そして，地方自治における地方議会の役割の重要性にかんがみ，議会の審議能力を強化し，議員の政務調査活動の充実を図るという政務調査費交付制度の趣旨からすれば，本件使途基準が，多岐にわたる政務調査活動に係る政務調査費の使途について，議員の合理的な裁量判断の余地を認めていることは相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

したがって，政務調査費が調査研究に資するため必要な経費に支出されたかどうかは，当該支出が本件使途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。

ただし，ある支出が調査研究のためでもあるし，他の目的のためでもあるという場合には，その全額に政務調査費を支出すべきではないから，社会通

念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。

(2) 地方自治法２４２条の２第１項４号に基づく請求を行うには,「違法な怠る事実」を原告らが立証しなければならない。本件では,「違法な怠る事実」があるというためには，和歌山県が本件議員らに対し，不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ，不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については，上記返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される（最高裁昭和５９年１２月２１日第二小法廷判決［集民１４３号５０３頁］参照)。

したがって，原告らには,「本件議員らによって本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったこと」についての立証責任があるというべきである。

もっとも，立証の程度が当事者双方の立証活動によって定まることは当然であり，立証責任を負う者が相当程度の立証を行い，さらなる証拠提出を期待することが困難な事情があるのに，相手方が容易になしうる反証を行わないような場合には，証明されたと認められる場合もありうるというべきである。

この点，政務調査費の具体的な使途に関する証拠の大部分を被告又は本件議員らが保有している一方で，原告らが本件議員らの内部事情を知りうる立場にないという事情があるから，原告らの立証が本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度に達しており，被告及び被告補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には，当該政務調査費の支出は本件使途基準に適合したものといえないことが証明されたと認めるべきである。

ただし，政治活動の自由の性質にかんがみれば，政務調査費の支出については，議員の合理的判断に委ねられているというべきであるから，上記の「本

件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度」という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく，一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り，被告及び被告補助参加人らの反証がなかったとしても，証明されたとは認められないというべきである。

そこで，以下，３において，本件議員らのうち多数の者に共通する当事者の主張について判断した上で，４において，上記の観点から，本件議員らそれぞれについて具体的に検討する。なお，金額の計算において，１円未満は四捨五入するものとする。

3　争点(2)（政務調査費の支出の違法性）に対する判断２（本件議員らのうち多数の者に共通する主張について）

(1)　原告らの主張について

ア　政務調査費の支出の順序について

原告らは，本件議員らが，発生した経費に政務調査費を順次支出し，上限額である１人当たり年額２８８万円を超えたときは，超えた経費について，政務調査費の支出は許されないなどと主張する。

しかし，政務調査費は，調査研究に資するため必要な経費の一部として，一定期間分が交付されるものである（上記第２の１(2)ア，ウ，カ，キ）。そうすると，議員が調査研究に政務調査費の上限額を超える経費を支出することが許されないわけではなく，上限額を超える経費は議員の自己負担となるにすぎない。また，調査研究に資するため必要な経費のうち，どれに政務調査費を支出するかは，経費発生の順序に拘束されるものではなく，議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきである。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

イ　来客用でない駐車場について

原告らは，政務調査用事務所の駐車場使用料のうち来客用でない部分に

政務調査費を支出することは許されないと主張する。

しかし，駐車場のうち来客用でない部分に係る使用料も，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として，社会通念上相当なものといえる。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　長期間の月払に支出するべき政務調査費について

原告らは，各年４月以降に支払った固定電話使用料，携帯電話使用料，インターネット使用料が各年３月の使用分である場合には，翌年度の政務調査費を支出することは許されないと主張する。

しかし，上記支払がいずれも継続的契約に基づく使用料の支払であることからすれば，使用月ではなく，請求月，すなわち支払月を基準に各年度の政務調査費を支出することが不合理とはいえない。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

エ　電話等の基本料金について

原告らは，調査研究以外に利用された電話等の基本料金に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。

確かに，本件手引き（乙Ａ３。４枚目）も，その旨を定めている。しかし，調査研究に使用される電話等であれば，その基本料金にも政務調査費を支出するのが合理的である。また，本件手引きは，経費の支出が本件使途基準に適合しているかどうかの指針を示したものにすぎず，直接政務調査費の支出に係る違法性の判断基準になると解することはできない。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

オ　自宅の電話等について

原告らは，政務調査用事務所が，本件議員らの自宅に設置されていた場合，自宅の固定電話，ファックス，インターネット，パソコン，プリンターが，専ら私的に利用されたと主張する。

しかし，本件議員らの自宅の固定電話等の使用内容に，調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められない。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

カ　携帯電話について

原告らは，携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究以外の活動に使用されたといえるし，携帯電話は調査研究に使用する必要はないなどと主張する。

しかし，携帯電話は，平成１４年から平成１７年当時の普及の程度を考慮すれば，本件議員らが行う調査研究に使用する必要がなかったとは認められず，その使用料は，調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものといえるから，原告らの上記主張は採用できない。

キ　事務用品・備品について

原告らは，コピー機代（複写機代，輪転機代，リース料を含む。），電話機代，ファックス機代，パソコン代，プリンター代，日常的に利用可能なインターネット代が，調査研究に直接必要なものではない，政務調査費の支出が許されない環境整備費（乙Ａ３。４枚目）であるなどと主張する。

しかし，上記機器は，平成１４年から平成１７年当時の普及の程度を考慮すれば，本件議員らが行う調査研究に使用する必要がなかったとは認められず，その使用料は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものといえるから，原告らの上記主張は採用できない。

なお，原告らは，カメラは私的に利用できるし，自宅のカメラを代用すれば足りると主張するが，政務調査用事務所用カメラの購入は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として，社会通念上相当なものといえるから，原告らの上記主張は採用できない。

ク　親族の雇用について

原告らは,議員の親族の仕事内容は電話番程度であるなどと主張するが,具体的根拠がないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，議員の親族を雇用する場合，特別の事情や必要性がなければならないなどと主張する。

しかし，原告らが指摘するお手盛りの危険や検証の困難さは，議員の親族を雇用する場合に限らず生じる問題である。また，そのような疑いを生じさせないことが望ましいとはいえるが，被雇用者の選択は，議員の合理的な裁量判断に委ねられているというべきである。

したがって，原告らの上記主張は採用できない。

ケ　人件費に係る行政手続の不履行について

原告らは，本件議員らの被用者のうち，その年収が１０３万円を超えている者につき，所得税を支払う必要があるのに，その所得に係る支払者と金額を税務申告書の写しや源泉徴収票等によって確認できないから，その雇用の事実がなかったなどと主張する。

しかし，行政手続の不履行をもって，勤務実態がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

コ　人件費に係る賃金支払日について

原告らは，人件費に関し，賃金支払日が休日の場合には，賃金支払の事実はなかったなどと主張する。

しかし，会計上の処理日の休日平日の別をもって，勤務実態や賃金支払の事実がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

(2)　被告の主張について

被告は，政務調査費収支報告書に記載した支出以外に政務調査費の支出が許される経費があったから，不当利得はないなどと主張する。

しかし，本件議員らが不当利得を問われているのは，調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって，上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではない。

したがって，被告の上記主張は採用できない。

4　争点(2)（政務調査費の支出の違法性）に対する判断３（本件議員らそれぞれについて）

(1)　浅井修一郎議員（以下「浅井議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

浅井議員の政務調査用事務所（未登記で，土地の登記簿上の所在は，和歌山県有田市宮崎町２１２９番地５。ただし，下記自宅の住居表示である同市宮崎町２３０５番地と届出されていた。）は，自宅（登記簿上の所在は，同市宮崎町２３０５番地１６４。住居表示は，同市宮崎町２３０５番地）とは別の場所に，株式会社浅井，後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」と併設されていた（甲ア４，５，７の１・２，８，乙Ｂア１，２，４，Ｅア１）。

この点，浅井議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は自宅に設置されており，「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の活動実態はなかった，政務調査用事務所に「浅井修一郎後援会事務所」と表示しているのは，「政務調査事務所」という名称が一般には理解されないからであって，実際に行っていたのは政務調査活動であると陳述する（乙Ｅア１）。しかし，後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は，政務調査用事務所と同じ住所（同市宮崎町２３０５番地）で届出され，上記政務調査用事務所の建物には，後援会の看板が設置され，自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた（甲ア４，５，７の１・２，８）。したがって，浅井議員の上記陳述は，信用できない。

他方，原告らは，上記政務調査用事務所の建物に政務調査用事務所の表

示がなかったから，政務調査用事務所は存在しなかったなどと主張する。しかし，政務調査用事務所の表示がなかったからといって，政務調査用事務所が存在しなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，政務調査用事務所に浅井議員の後援団体とされる「明有２１」の看板が設置されていたから（甲ア７の１・２，８），上記団体の経費に政務調査費が支出されたなどと主張するが，上記団体の実態等を認める証拠はないから，採用できない。

イ　事務所費について

浅井議員は，株式会社浅井から，同社所有の建物１階部分を，平成１５年５月１日から平成１７年４月３０日までの間，政務調査用事務所として，賃料月額３万円で賃借したところ，同建物には，株式会社浅井の事務所も設置されていた（甲ア７の１・２，８，乙Ｂア１，２，４，Ｅア１，弁論の全趣旨）。

株式会社浅井の役員は，浅井議員が代表取締役，その妻である浅井三枝子及びその子である浅井宏吉が取締役，浅井議員の母である浅井とみゑが監査役であったから（甲ア６，乙Ｂア３），浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料は，実質的に浅井議員の利益になっていたといえる。

そして，議員の利益となる賃料は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費とは認められないから，浅井議員が株式会社浅井に対する賃料に政務調査費を支出したことは違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

浅井議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，固定電話使用料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使

用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Ｅア１），社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，株式会社浅井，後援会及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，浅井議員は，携帯電話をほとんど調査研究のために使用したと陳述するが（乙Ｅア１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

浅井議員は，平成１６年１２月２８日に「有限会社ミカサ事務機」に対して事務用品代４７２円，同日にオープンラック代３９８０円及びファイルスタンド代６９６円，平成１７年２月３日にコピー用紙代４１４円及び事務用封筒代２４８円，平成１６年度中に平成１７年版和歌山県民手帳３冊代１８００円の合計７６１０円を支払った（乙Ｃア３ないし６，弁論の全趣旨）。

しかし，上記支払のうち，和歌山県民手帳代について，同じものを３冊も購入することが，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから，そのうち２冊分１２００円に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，浅井議員が，事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に１６０３円（≒［７６１０円

－１２００円］×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 固定電話使用料について

a 政務調査用事務所の固定電話使用料について

浅井議員は，政務調査用事務所の固定電話（①０７３７－８５－０３８１，②０７３７－８２－６５５１）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の①６万１３６２円及び②７万６１９８円の合計１３万７５６０円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の①５万０４９１円及び②８万４８０１円の合計１３万５２９２円を支払った（上記ア，乙Ｃア７ないし１０，Ｅア１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，浅井議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に３万４３９０円（＝１３万７５６０円×１／４），平成１７年度に３万３８２３円（＝１３万５２９２円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，浅井議員は，政務調査用事務所の建物は，１階が政務調査用事務所，２階が株式会社浅井であったところ，政務調査用事務所に設置された固定電話の子機が株式会社浅井の事務所にあり，株式会社浅井の事務所に設置された固定電話の子機が政務調査用事務所にあったため，政務調査用事務所に設置された固定電話の使用料の８０％と，株式会社浅井に設置された固定電話の使用料の２０％に政務調査費を支出したと陳述する（乙Ｅア１）。しかし，上記アのとおり，政務調査用事務所は株式会社浅井と併設されており，浅井議員が陳述する按分割合に裏付けはないから，浅井議員の上記陳述は信用できない。

他方，原告らは，政務調査用事務所の建物の２階に設置された固定電話のみが同建物の外壁に表示されて，株式会社浅井の代表電話番号

とされており（甲ア８），同建物の１階と２階の業務内容は区別されていなかったから，同建物の固定電話はすべて株式会社浅井が使用したと主張する。しかし，上記アのとおり，政務調査用事務所と株式会社浅井が併設されており，同建物内の固定電話が調査研究に使用されなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，浅井議員が，株式会社浅井の固定電話使用料に政務調査費を支出したなどと主張する。しかし，上記アのとおり，浅井議員の政務調査用事務所は，株式会社浅井と併設されており，浅井議員が株式会社浅井の代表取締役であったことからすれば，政務調査用事務所及び浅井議員の自宅の固定電話使用料が株式会社浅井名義で支払われていた（乙Ｃア７，８，１１，１２）からといって，それらすべてが株式会社浅井の固定電話使用料であったとはいえないから，原告らの上記主張は採用できない。

ｂ　浅井議員の自宅の固定電話使用料について

浅井議員は，自宅の固定電話（０７３７－８２－２８４９）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計６万１６００円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計５万７５３１円を支払った（乙Ｃア１１，１２，Ｅア１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，浅井議員が，自宅の固定電話使用料につき，平成１６年度に３万０８００円（＝６万１６００円×１／２），平成１７年度に２万８７６６円（≒５万７５３１円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出したことは違法である。

この点，原告らは，浅井議員の政務調査用事務所が，自宅とは別の場所に設置されていたし，夜間に自宅への来客があったとしても，後援会活動又は株式会社浅井の事業活動に関する相談であるから，自宅

の固定電話は，専ら私的に利用されたと主張する。しかし，浅井議員が使用した自宅の固定電話の内容に，議員として行う調査研究に関するものが含まれていなかったと断定できるだけの証拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

浅井議員は，携帯電話（０９０－８９３９－１５３３）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１１万５４５２円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計１１万６７９０円を支払った（乙Ｃア１３ないし１５）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，浅井議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万３０９０円（≒１１万５４５２円×１／５），平成１７年度に２万３３５８円（＝１１万６７９０円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

下記(イ)の浅井愛子の人件費については，同人が上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，下記(イ)の浅井三枝子の人件費については，同人が株式会社浅井から，役員報酬として年額６０万円の交付を受けていたこと（乙Ｂア３，弁論の全趣旨）も考慮し，下記(イ)の賃金額に年額６０万円を加えた上で，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

ａ　浅井議員は，平成１５年５月から，勤務場所を和歌山県「有田市宮

崎町２３０５」，業務内容を政務調査補助，賃金を月額８万円として，浅井議員の兄の妻である浅井愛子を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄア１，Ｅア１，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，浅井愛子の人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に２２万円（＝８万円×１１か月×１／４），平成１６年度及び平成１７年度に各２４万円（＝８万円×１２か月×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　浅井議員は，平成１５年５月から，勤務場所を和歌山県「有田市宮崎町２３０５」，業務内容を政務調査補助，賃金を月額３万円として，浅井議員の妻である浅井三枝子を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額３万円を支払った（乙Ｄア２，Ｅア１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，浅井三枝子の人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に２２万円（＝［３万円×１１か月＋６０万円×１１か月／１２か月］×１／４），平成１６年度及び平成１７年度に各２４万円（＝［３万円×１２か月＋６０万円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

オ　まとめ

(ア)　浅井議員は，事務所費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に３３万円，平成１６年度及び平成１７年度に各３６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

(イ)　浅井議員は，事務費として，平成１６年度に１７万９８４６円，平成１７年度に５万６５１８円の政務調査費を支出した（別紙１）。そのうち，

平成１６年度に支出許容額合計８万９８８３円（＝１６０３円＋３万４３９０円＋３万０８００円＋２万３０９０円）を超える８万９９６３円を支出した部分は違法であるが，平成１７年度については，支出許容額合計８万５９４７円（＝３万３８２３円＋２万８７６６円＋２万３３５８円）を超える違法支出はない。

(ウ) 浅井議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に１２１万円，平成１６年度及び平成１７年度に各１３２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計４４万円（＝２２万円＋２２万円）を超える７７万円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各合計４８万円（２４万円＋２４万円）を超える各８４万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，浅井議員に対し，平成１５年度（同年４月を除く。）分合計１１０万円（＝３３万円＋７７万円），平成１６年度分合計１２８万９９６３円（＝３６万円＋８万９９６３円＋８４万円）及び平成１７年度分合計１２０万円（３６万円＋８４万円）の総合計３５８万９９６３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(2) 東幸司議員（以下「東議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

東議員の政務調査用事務所は，当時の自宅（和歌山県紀の川市北涌４７３番地の６所在のアパートの１０３号室）とは別の東議員の父が所有する一戸建て平屋（同市北涌４８２－２）に設置されていた（乙Ｅイ１）。

なお，東議員の後援会及び政治団体「幸友会」は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の３，乙Ｅイ１）。

この点，原告らは，後援会及び「幸友会」が政務調査用事務所に併設されていたなどと主張する。しかし，その主張は，これを裏付ける証拠がないから，採用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

東議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

また，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「幸友会」の各活動や，私的にも使用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，東議員は，政務調査用の携帯電話以外に，私的に利用するための携帯電話を契約していたから，政務調査用の携帯電話は調査研究以外に使用しなかったと陳述するが（乙Ｅイ１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ)　テプラ代について

東議員は，テプラ（ラベルプリンター。４Ｅ４０２０６０７）を購入したと認められるところ(乙Ｃイ４),テプラ代は４万円と認められる(乙Ｅイ１)。

上記テプラの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，その支出は適法である。

(ウ)　固定電話使用料について

東議員は，固定電話（０７３６－７５－２９９０）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計６万１３１５円，平成

１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計５万４３５６円を支払った（乙Ｃイ１の１ないし３）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，東議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に３万０６５８円（≒６万１３１５円×１／２），平成１７年度に２万７１７８円（＝５万４３５６円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

東議員は，携帯電話（０９０－３４０２－６１５９）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１８万０５８１円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計２１万４１７９円を支払った（乙Ｃイ２の１ないし３）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，東議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に４万５１４５円（≒１８万０５８１円×１／４），平成１７年度に５万３５４５円（≒２１万４１７９円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) デジタルカメラ代について

東議員は，デジタルカメラ（Ｋ８３５ＦＣＭ１ＰＫＣ）を購入したと認められるところ（乙Ｃイ３），デジタルカメラ代は４万７０００円と認められる（乙Ｅイ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，東議員が，平成１７年度のデジタルカメラ代につき，１万１７５０円（＝４万７０００円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) その他の主張について

東議員は，上記以外にも，プリンター，文具，用紙，事務所の光熱費及び水道費等で月額２万４０００円を下らない経費があったところ，東議員が平成１９年４月の和歌山県議会議員選挙に落選した後，転居に際

して政務調査費に係る資料のすべてを廃棄したため，証拠書類等が残っていないなどと陳述する（乙Ｅイ１）。しかし，東議員は，上記第２の１(3)アのとおり，少なくとも政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して３年を経過するまで証拠書類等を保存しなければならなかったところ，上記陳述の裏付けはないから，信用できない。

ウ　人件費について

東議員は，平成１５年５月１日から平成１８年３月３１日までの間，賃金を月額８万円として，山本希世を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄイ１，弁論の全趣旨）。

したがって，東議員が，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円（＝８万円×１１か月），平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円（＝８万円×１２か月）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，東議員は，平成１６年度において，山本希世に支払った賃金２か月分の夏及び冬のボーナスは，政務調査費ではなく，東議員個人の資産から支出したと陳述しているところ（乙Ｅイ１），この点は上記判断を左右するものではない。

エ　まとめ

(ア)　東議員は，事務費として，平成１６年度に５９万８２１９円，平成１７年度に５３万３９６２円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１１万５８０３円（＝４万円＋３万０６５８円＋４万５１４５円）を超える４８万２４１６円，平成１７年度に支出許容額合計９万２４７３円（＝２万７１７８円＋５万３５４５円＋１万１７５０円）を超える４４万１４８９円を支出した部分は違法である。

(イ)　東議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万

円，平成１６年度に１１２万円，平成１７年度に９６万円の政務調査費を支出した（別紙１）。そのうち，平成１５年度（同年４月を除く）については，支出許容額合計８８万円を超える違法支出はない。平成１６年度については，支出許容額合計９６万円を超える１６万円を支出した部分は違法である。平成１７年度については，支出許容額合計９６万円を超える違法支出はない。

(ウ) よって，被告は，東議員に対し，平成１６年度分合計６４万２４１６円（＝４８万２４１６円＋１６万円）及び平成１７年度分４４万１４８９円の総合計１０８万３９０５円の不当利得の返還を請求するべきである。

(3) 飯田敬文議員（以下「飯田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

平成１６年１０月に設置された飯田議員の政務調査用事務所（和歌山県紀の川市畑野上３３５－１）は，自宅（同市古和田６４５－５）とは別の場所に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」と併設されていたところ（甲Ａ５の２・３，乙Ｂウ１１，１４，Ｅウ３），その前後で事務所の設置状況が変化したという事情は認められないから，同年９月以前も，政務調査用事務所の設置状況は同じであったと認められる。

この点，飯田議員は，「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」が，看板やポスターを作成する程度で，年額５万円程度の予算規模しかなく，活動実績がほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅウ３），その裏付けはないから，信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の敷地賃料，建物リース料等及びクーラー修理費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務

所に係るものであるところ，飯田議員は，後援会の「光熱水費」及び「事務所費」としても，平成１６年に合計１４３万７１５９円，平成１７年に合計２８５万６７３９円を支出した（甲ウ３，４）。

したがって，後述する敷地賃料，建物リース料等及びクーラー修理費に，後援会の上記「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点，飯田議員は，上記クーラーは政務調査用事務所分のクーラーであるから，按分は必要ではないなどと陳述するが（乙Ｅウ３），その裏付けはないし，上記建物内は，実質的に一室であったとみることができるから（乙Ｂウ１１），信用できない。

(イ) 事務所費の支出等について

ａ 政務調査用事務所の敷地賃料について

飯田議員は，平成１６年９月，中川ミサコから，賃料月額１２万円で政務調査用事務所の敷地を賃借し，同人に対し，同月分の賃料１２万円を支払った（乙Ｂウ２，５，Ｅウ３）。

また，飯田議員は，平成１６年１０月から平成１８年３月までの間，山本潤から，政務調査用事務所の敷地を賃借し，同人に対し，平成１６年１０月分ないし平成１７年３月分の賃料として２８万円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の賃料として４８万円を支払った（乙Ｂウ１，３，４，Ｅウ３）。

この点，原告らは，平成１６年１０月分ないし平成１７年３月分の賃料が月額４万円であれば，同期間の賃料の合計は２４万円となるはずであるし，整地，建設及び駐車場用の土地使用による増額分４万円は，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるなどと主張する。しかし，上記費用は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所

の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるし，賃貸借契約における賃料額は契約当事者間の合意により決定されるものであり，上記賃料額が不相当に高額であるともいえないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，平成１６年１０月以降に政務調査用事務所の敷地を賃借し，同敷地上の建物を所有していたのは後援会であったから，そのような敷地賃料に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。しかし，後記ｂのとおり，後援会が政務調査用事務所の建物を所有していたとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

ｂ　建物リース料等について

飯田議員は，サカイハウス株式会社から，建物をリースし，後援会は，平成１６年１０月１４日，同社に対し，同月から3.2か月分のリース料等６８万７５００円を支払ったところ，飯田議員は，後援会に対し，政務調査用事務所の負担分として，平成16年１０月１日に６か月分の６万円，平成１７年４月１２日に１２か月分の１２万円を政務調査費から支払った（乙Ｂウ１，２，６，７，９，１０，Ｅウ３）。

この点，原告らは，上記建物が後援会所有の新築建物であるなどと主張する。確かに，サカイハウス株式会社発行の御見積書（乙Ｂウ９）には，「仮設事務所新築工事」との記載がある。しかし，期間が「８／26（木）より２年８ヶ月（９８０日）」，「追加延長の場合は１日当り／４２０円です。」と記載されていることからすれば，上記建物はリース建物であったと認められるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，後援会の平成１６年分及び平成１７年分の収支報告書（甲ウ３，４）には，収入として建物リース料が計上されていないから，建物リース料の受領の事実がなかったなどと主張する。しか

し，上記リース料の領収証（乙Ｂウ６，７）が虚偽であるとは認められないし，会計手続が履行されていなかったからといって，リース料の支払の実体がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

ｃ　クーラー修理費について

飯田議員は，平成１７年７月１０日，「植田設備」に対し，クーラー修理費１万１４００円を支払った（乙Ｂウ１，８，Ｅウ３）。

この点，原告らは，クーラー修理費が政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし，クーラー修理費は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

ｄ　まとめ

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１４３万７１５９円を加えた上で３分の１，平成１７年度につき２８５万６７３９円を加えた上で３分の１）のとおり，飯田議員が，上記事務所費につき，平成１６年度に６５万５３５５円（≒［１２万円＋２８万円＋〔６８万７５００円×６か月／３２か月〕＋１４３万７１５９円］×１／３），平成１７年度に１２０万１９８４円（≒［４８万円＋〔６８万７５００円×１２か月／３２か月〕＋１万１４００円＋２８５万６７３９円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，飯田議員は，後援会の「備品・消耗品費」としても，平成１６年に３２３万４０２９円を支出した（甲ウ３）。

したがって，後述する事務費に，後援会の上記「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 平成１６年度の事務費について

飯田議員は，事務費の４０％として，平成１６年９月１０日のパソコン設置代４万１１０５円及び「文具打田書店」に対する３万３１２８円，同月１２日の事務用品代７５９０円，同月１５日の倉庫建替え諸経費１万７１６４円及び１万２１００円，同月１７日の事務用品代１万５９８０円，３６８円及び２１００円並びに鍵作成費６８２円，同年１０月１日の郵送料１万８０００円，同月１２日の文具代３万１５００円，同月３０日の事務用品代４８９７円，同年１２月４日の講演会会場代２万０７５０円，同月１５日の印鑑代８５５円，同月１６日の電話料金４万７１８１円，平成１７年１月１１日の事務椅子代２９８０円，同月１９日のはがき代５０００円，同年２月１８日の報告会会場代１８０９円，郵送代３４０円，同年３月４日のファックス用紙代１万１１０３円，同月１６日の事務用品代２８８０円，同月２６日の事務用品ＯＡ機器代４３６８円の合計２８万１８８０円を支払った（乙Ｃウ２，Ｅウ３）。

しかし，上記支払のうち，平成１６年９月１５日の倉庫建替え諸経費１万７１６４円及び１万２１００円，同年１２月４日の講演会会場代２万０７５０円，平成１７年２月１８日の報告会会場代１８０９円の合計５万１８２３円は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（３２３万４０２９円を加えた上で３分の１）のとおり，飯田議員が，上記事務費につき，平成１６年度に１２６万９７２４円（≒［〔２８万１８８０円－５万１８２３円〕÷４０％＋３２３万４０２９円］×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違

法である。

(ウ) 平成１７年度の事務費について

飯田議員は，平成１７年１２月２５日にコピー用紙・通信費等経費の４０％として３８万２６８５円を支払ったと陳述するが（乙Ｃウ１，Ｅウ３），その裏付けはないから，信用できない。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

飯田議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたものであるところ，飯田議員は，後援会の人件費としても，平成１６年に９６万円，平成１７年に６０万円を支出した（甲ウ３，４）。

したがって，後述する人件費に，後援会の上記人件費を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

飯田議員は，平成１６年９月１日から平成１８年３月３１日までの間，業務内容を政務調査に関わる手伝い等，賃金を月額４万円として，東秀城及び保井隆伸を雇用し，各人に平成１６年９月分ないし平成１８年２月分の賃金として月額４万円を支払い，さらに，保井隆伸に平成１８年３月分の賃金として４万円を支払った（乙Ｄウ１ないし７）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年につき９６万円，平成１７年につき６０万円をそれぞれ加えた上で３分の１）のとおり，飯田議員が，上記人件費につき，平成１６年度に５０万６６６７円（≒［４万円×７か月×２人＋９６万円］×１／３），平成１７年度に５０万６６６７円（≒［４万円×１１か月＋４万円×１２か月＋６０万円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，飯田議員は，後援会は，東秀城及び保井隆伸とは別の者を雇用していたと陳述するが（乙Ｅウ３），その裏付けはないから，信用できない。

オ　まとめ

(ア)　飯田議員は，事務所費として，平成１６年度に４０万円，平成１７年度に６１万１４００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額６５万５３５５円を超える違法支出はなく，平成１７年度に支出許容額１２０万１９８４円を超える違法支出もない。

(イ)　飯田議員は，事務費として，平成１６年度に２８万１８８０円，平成１７年度に３８万２６８５円の政務調査費を支出した（別紙１）。そのうち，平成１６年度に支出許容額１２６万９７２４円を超える違法支出はなく，平成１７年度については，３８万２６８５円の支出全額が違法である。

(ウ)　飯田議員は，人件費として，平成１６年度に５６万円，平成１７年度に９２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額５０万６６６７円を超える５万３３３３円及び平成１７年度に支出許容額５０万６６６７円を超える４１万３３３３円をそれぞれ支出した部分は違法である。

(エ)　よって，被告は，飯田議員に対し，平成１６年度分５万３３３３円及び平成１７年度分合計７９万６０１８円（＝３８万２６８５円＋４１万３３３３円）の総合計８４万９３５１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(4)　井出益弘議員（以下「井出議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

井出議員の政務調査用事務所（和歌山市善明寺１－１４）は，自宅（同

市粟３７５－２３）とは別の場所に設置され，「和歌山総合コンサルタント」の名称により行政書士業及び宅建業が経営されていたほか，後援会，政治団体「井出益弘を育てる会」，同「ますひろ会」，「自由民主党紀北支部」及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅエ１）。

この点，井出議員は，後援会につき，個人からの献金の受け皿で，別途，事務員を雇用しており，「井出益弘を育てる会」及び「ますひろ会」につき，活動の実体はほとんどなく，「自由民主党紀北支部」につき，法人からの献金の受け皿であると陳述するが（乙Ｅエ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ　事務所費について

井出議員は，平成１６年度の事務所費につき，ガソリン代として２４万１８８０円を支払ったと陳述するが（乙Ｅエ１），その裏付けはないから，信用できない。

井出議員は，政務調査費収支報告書において，平成１７年度の事務所費に計上された「燃料費等」２９万９１７３円を，ガソリン代として調査研究費に計上する修正をした（甲Ａ４，乙Ｅエ１）。

しかし，上記「燃料費等」がガソリン代であったことの裏付けはないから，井出議員がガソリン代を支払ったと認めることはできない。

したがって，井出議員が，平成１６年度及び平成１７年度に事務所費として政務調査費を支出したことは違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

井出議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その７分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違

法である。

(イ) 人件費の支出等について

a　中里笑子

井出議員は，平成１５年４月１日から平成１８年３月３１日までの間，就業場所を和歌山市善明寺１－１４，業務内容を事務，賃金を時給８５０円，所定時間外労働の賃金を時給８５０円，通勤手当を月額１万円等として，中里笑子を雇用した（乙Ｄエ１，２，６，５７）。

そして，中里笑子は，次のとおり勤務した（乙Ｄエ６ないし２０，２２，２４，２６，２８，３０，３２，３４，３６，３９，４２，４５，４８，５１，５４，５７）。

(a)　平成１５年４月に合計２２４．５時間勤務した。

(b)　平成１５年５月に合計１１９．５時間，同年６月に合計１１５時間，同年７月に合計１２５時間，同年８月に合計８２時間，同年９月に合計６３時間，同年１１月に合計６６．５時間，同年１２月に合計１０２．５時間，平成１６年１月に合計７５．５時間，同年２月に合計１０３時間，同年３月に合計８６．５時間勤務し，この１０か月間で合計９３８．５時間勤務した。

(c)　平成１６年７月に合計９３時間，同年８月に合計１０２時間，同年１０月に合計１０６．５時間，同年１２月に合計１１６時間，平成１７年１月に合計８４時間，同年２月に合計７０．５時間，同年３月に合計９４．５時間勤務し，この７か月間で合計６６６．５時間勤務した。

(d)　平成１７年４月に合計８２時間，同年５月に合計９６．５時間，同年６月に合計１０１．５時間，同年７月に合計１２０．５時間，同年８月に合計１０９時間，同年９月に合計１１９時間，同年１０月に合計１０９．５時間，同年１１月に合計１０８時間，同年１２

月に合計１２１．５時間，平成１８年１月に合計１１１時間，同年２月に合計１０３時間，同年３月に合計１２２．５時間勤務し，この１２か月間で合計１３０４時間勤務した。

以上によると，井出議員は，中里笑子に対し，通勤手当を含む賃金として，平成１５年４月に２０万０８２５円（＝１万円×１か月＋８５０円×２２４．５時間），平成１５年度（同年４月を除く。）に８９万７７２５円（＝１万円×１０か月＋８５０円×９３８．５時間），平成１６年度に６３万６５２５円（＝１万円×７か月＋８５０円×６６６．５時間），平成１７年度に１２２万８４００円（＝１万円×１２か月＋８５０円×１３０４時間）を支払ったと認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１５年７月１６日の９時間の勤務は，ゴルフコンペであり（乙Ｄエ９），議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないから，井出議員が，その勤務に対応する賃金７６５０円（＝８５０円×９時間）に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ｱ)の按分割合（７分の１）のとおり，井出議員が，中里笑子の人件費につき，平成１５年４月に２万８６８９円（≒２０万０８２５円×１／７），平成１５年度（同年４月を除く。）に１２万７１５４円（≒［８９万７７２５円－７６５０円］×１／７），平成１６年度に９万０９３２円（≒６３万６５２５円×１／７），平成１７年度に１７万５４８６円（≒１２２万８４００円×１／７）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　辻村経子

井出議員は，平成１６年１０月から平成１７年７月までの間，就業場所を和歌山市善明寺１－１４，業務内容を事務，就業時間を午前９時から午後５時３０分まで，賃金を月給１２万円，所定時間外労働の

賃金を時給８５０円，通勤手当を月額１万円等として，辻村経子を雇用した（乙Ｄエ１，３，２１，３５）。

そして，辻村経子は，次のとおり勤務した（乙Ｄエ２１，２３，２５，２７，２９，３１，３３，３５，３８）。

(a) 平成１６年度に，所定時間内労働として，４か月勤務し，所定時間外労働として，平成１６年１２月に３．５時間，平成１７年３月に合計８時間の合計１１．５時間勤務した。

(b) 平成１７年度に，所定時間内労働として，４か月勤務し，所定時間外労働として，平成１７年４月に合計８時間，同年５月に合計２４時間，同年６月に合計１．５時間，同年７月に３．５時間，同月８日に７．５時間の合計４４．５時間勤務した。なお，平成１７年８月は，１日だけ７．５時間勤務したところ（乙Ｄエ３８），同人の雇用期間が同年７月までとされていたことからすれば（乙Ｄエ３），所定外労働時間として勤務したと認められる。

以上によると，井出議員は，辻村経子に対し，通勤手当を含む賃金として，平成１６年度に５２万９７７５円（＝［１万円＋１２万円］×４か月＋８５０円×１１．５時間），平成１７年度に５５万７８２５円（＝［１万円＋１２万円］×４か月＋８５０円×４４．５時間）を支払ったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（７分の１）のとおり，井出議員が，辻村経子の人件費につき，平成１６年度に７万５６８２円（≒５２万９７７５円×１／７），平成１７年度に７万９６８９円（≒５５万７８２５円×１／７）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

c　浜本由賀

井出議員は，平成１７年８月から平成１８年３月までの間，就業場

所を和歌山市善明寺１－１４，業務内容を事務，賃金を時給８５０円，所定時間外労働の賃金を時給８５０円等として，浜本由賀を雇用した（乙Ｄエ１，４，３７，５８）。

そして，浜本由賀は，平成１７年８月に合計３８．５時間，同年９月に合計６８．５時間，同年１０月に合計７０時間，同年１１月に合計６０．５時間，同年１２月に合計６５．５時間，平成１８年１月に合計４２時間，同年２月に合計４６．５時間，同年３月に合計６３．５時間勤務し，この８か月間で合計４５５時間勤務した（乙Ｄエ３７，４０，４３，４６，４９，５２，５５，５８）。

したがって，井出議員は，浜本由賀に対し，賃金として，平成１７年度に３８万６７５０円（＝８５０円×４５５時間）を支払ったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（７分の１）のとおり，井出議員が，浜本由賀の人件費につき，平成１７年度において，５万５２５０円（＝３８万６７５０円×１／７）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

d　西好美

井出議員は，平成１７年９月から平成１８年３月までの間，就業場所を和歌山市善明寺１－１４，業務内容を事務，賃金を時給８５０円，所定時間外労働の賃金を時給８５０円，通勤手当を１万円等として，西好美を雇用した（乙Ｄエ５）。

そして，西好美は，平成１７年９月に合計１１．５時間，同年１０月に合計４１時間，同年１１月に合計５０時間，同年１２月に合計８２時間，平成１８年１月に合計８７時間，同年２月に合計１０６．５時間，同年３月に合計７７時間勤務し，この７か月間で合計４５５時間勤務した（乙Ｄエ４１，４４，４７，５０，５３，５６，５９）。

したがって，井出議員は，西好美に対し，通勤手当を含む賃金として，平成１７年度に４５万６７５０円（＝１万円×７か月＋８５０円×４５５時間）を支払ったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（７分の１）のとおり，井出議員が，西好美の人件費につき，平成１７年度において，６万５２５０円（＝４５万６７５０円×１／７）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

e　その他の主張について

井出議員は，平成１５年４月には竹本佳代及び小松理恵も，平成１５年度（同年４月を除く。）には竹本佳代も，平成１６年度には竹本佳代及び浜崎淑子も，平成１７年度には鈴木某及び浜崎淑子も，それぞれ雇用していたなどと陳述する（乙Ｄエ１，Ｅエ１）。しかし，竹本佳代，小松理恵，浜崎淑子及び鈴木某の具体的な雇用条件や支払額等は不明であるから，信用できない。

他方，原告らは，被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，「和歌山総合コンサルタント」がその被用者を井出議員の調査研究に従事させ，その賃金に政務調査費を支出し，「和歌山総合コンサルタント」の経理処理により，井出議員が人件費分の政務調査費を公表されないヤミ所得として得ていたなどと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

エ　まとめ

(ア)　井出議員は，事務所費として，平成１６年度に２４万１８８０円，平成１７年度に２９万９１７３円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，

これらの支出はいずれも違法である。

(イ) 井出議員は，人件費として，平成１５年４月に１５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度に各１６０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計２万８６８９円を超える１２万１３１１円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計１２万７１５４円を超える１４７万２８４６円，平成１６年度に支出許容額合計１６万６６１４円（＝９万０９３２円＋７万５６８２円）を超える１４３万３３８６円，平成１７年度に支出許容額合計３７万５６７５円（＝１７万５４８６円＋７万９６８９円＋５万５２５０円＋６万５２５０円）を超える１２２万４３２５円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって，被告は，井出議員に対し，平成１５年４月分１２万１３１１円，平成１５年度分（同年４月を除く。）１４７万２８４６円，平成１６年度分合計１６７万５２６６円（＝２４万１８８０円＋１４３万３３８６円）及び平成１７年度分合計１５２万３４９８円（＝２９万９１７３円＋１２２万４３２５円）の総合計４７９万２９２１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(5) 宇治田栄蔵議員（以下「宇治田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

(ア) 宇治田議員の政務調査用事務所（和歌山市南汀丁６）は，宇治田議員の自宅（同市南汀丁４）とは別の場所に設置され，後援会である「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅオ１）。

(イ) 宇治田議員は，平成１７年１１月１１日，和歌山市長選挙に立候補することを表明し（甲オ７の１・２），平成１８年３月１７日に和歌山県議会議員を辞職した（甲オ８）。

ところで，県議会議員が他の選挙に立候補する場合，その表明以前から準備をすることが通常と認められ，その期間は３か月と認めるのが相当であり，選挙用事務所で準備を行った等の特段の事情が認められない限り，選挙の準備は政務調査用事務所で行われたと推認するべきである。そして，宇治田議員について，上記特段の事情は認められない。したがって，宇治田議員は，平成１７年９月以降，政務調査用事務所において，和歌山市長選挙への立候補準備も行っていたと認められる。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

a　平成１７年８月以前の宇治田議員の電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料については，上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，宇治田議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「事務所費」としても，平成１６年に２３万３８５０円，平成１７年に２３万５４００円を支出した（甲オ５の２・３）。

したがって，後述する電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料に，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記事務所費（平成１６年度につき２３万３８５０円，平成１７年度につき９万８０８３円［≒２３万５４００円×５か月／１２か月］）を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，平成１７年８月以前のガソリン代及び車両整備費については，上記ア(ア)のとおりの事務所の設置状況等及び自動車の汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められる

から，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　平成１７年９月以降の電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等及び固定電話使用料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，宇治田議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「事務所費」としても，平成１７年に２３万５４００円を支出した（甲オ５の３）。

したがって，後述する電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等及び固定電話使用料に，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記事務所費（１３万７３１７円[≒２３万５４００円×７か月／１２か月]）を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，平成１７年９月以降のガソリン代及び車両整備費については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及び自動車の汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「栄和会」，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び選挙の準備の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び政務調査用事務所の固定電話使用料の支出等について

a　電気料金について

宇治田議員は，政務調査用事務所の電気料金（①従量電灯Ａ，②低圧電力）として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の２万４７７５円（①），同年４月分ないし同年８月分の１万０６２２円（①），同年９月分ないし平成１８年３月分の合計１０万４５８６円（①につき，７万９９１８円。②につき，２万４６６８円）を支払った（乙Ｂ

オ１，６)。

なお，一般的に，従量電灯Ａは，一般家庭で使用される電気料金の形態で，低圧電力は，エアコン，業務用冷蔵庫，ポンプ，エレベーター，工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり，用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ，宇治田議員が，政務調査用事務所において，従量電灯Ａ及び低圧電力を利用したことは，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，従量電灯Ａ及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

b　灯油代，ガス代，湯沸器代について

宇治田議員は，有限会社福島商店に対し，次のとおり支払をした。

(a)　平成１６年１２月２５日に灯油代１万３５００円(乙Ｂオ７の１，乙Ｅオ１)，平成１７年３月２５日に灯油代１万３２００円（乙Ｂオ７の２，乙Ｅオ１）の合計２万６７００円を支払った。

(b)　平成１７年１２月２８日に４万４８００円（同月分のガス料金２３７０円，湯沸器代２万３８４０円，その部品等代合計１万０１００円，取付工料２５００円，灯油代３９９０円及び消費税２０２２円の合計４万４８２２円から２２円を値引きした金額［乙Ｂオ３の１ないし３］)，平成１８年１月２７日に７４２０円（同月分の灯油代４５６８円及びガス料金２８６０円の合計７４２８円から８円を値引きした金額［乙Ｂオ２の１・２］）の合計５万２２２０円を支払った。

この点，原告らは，上記灯油，ガス，及び湯沸器等につき，宇治田議員の自宅に納品されたものであるなどと主張する（乙Ｂオ２の１・２，３の１ないし３)。しかし，領収書等の宛先は「宇治田栄蔵事務所」であったし（乙Ｂオ２の１・２，３の１ないし３)，領収書の宛先の住

所（宇治田議員の自宅［和歌山市南汀丁４］）をもって（乙Ｂオ２の１・２，３の１ないし３），上記灯油，ガス，及び湯沸器等の用途を認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，湯沸器の取付工料は政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし，湯沸器の取付工料は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

ｃ　ジュース代，お茶代，花代について

宇治田議員は，平成１６年６月１６日にジュース代１万７２８０円（乙Ｂオ９，Ｅオ１），同月２７日にお茶代７２４５円（乙Ｂオ１０の１，Ｅオ１），同年９月２６日にお茶代７５６０円（乙Ｂオ１０の２，Ｅオ１），同年１２月２５日にお茶代７２４５円（乙Ｂオ１０の３，Ｅオ１），同月３０日に花代１万３５００円（乙Ｂオ８の１，Ｅオ１），同日に花代１万円（乙Ｂオ８の２，Ｅオ１），平成１７年３月２９日にお茶代７４５５円（乙Ｂオ１０の４，Ｅオ１）の合計７万０２８５円を支払った。

しかし，上記支払のうち，花代２万３５００円は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費とは認められないから，これに政務調査費を支出することは許されない。

ｄ　政務調査用事務所の固定電話使用料について

宇治田議員は，政務調査用事務所の固定電話（０７３－４３３－３３５１）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計３万７０５２円，平成１７年４月分ないし同年８月分の合計１万４０６６円，同年９月分ないし平成１８年３月分の合計３万４８９３円を支払った（乙Ｂオ４，１１，Ｅオ１）。

この点，原告らは，電話使用料は通信費として事務費に計上される

べきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途の誤りをもって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

e　まとめ

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき２３万３８５０円を加えた上で３分の１，平成１７年度につき，同年８月以前は９万８０８３円を加えた上で３分の１，同年９月以降は１３万７３１７円を加えた上で４分の１）のとおり，宇治田議員が，上記電気料金，灯油代，ガス代，湯沸器代等，ジュース代，お茶代及び固定電話使用料につき，平成１６年度に１２万３０５４円（＝［２万４７７５円＋２万６７００円＋７万０２８５円－２万３５００円＋３万７０５２円＋２３万３８５０円］×１／３），平成１７年度に１２万３１７８円（≒［１万０６２２円＋１万４０６６円＋９万８０８３円］×１／３＋［１０万４５８６円＋５万２２２０円＋３万４８９３円＋１３万７３１７円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　ガソリン代及び車両整備費の支出等について

宇治田議員は，ガソリン代及び車両整備費として，次のとおり支払をした（乙Ｂオ５，１２）。

a　平成１６年４月に「ＧＰ－１」代１万３２８８円及び「メンテ」代２万０２６５円，同年５月に「ＧＰ－１」代１万４６７７円，同年６月に「ＧＰ－１」代１万０３８４円，同年７月に「ＧＰ－１」代１万９４９２円，同年８月に「ＧＰ－１」代１万９１８０円及び「メンテ」代１万１７６０円，同年９月に「ＧＰ－１」代１万７１０９円，同年１０月に「ＧＰ－１」代４１１３円及び「レギュラー」代６４０７円，同年１１月に「ＧＰ－１」代１万４８５３円，同年１２月に「ＧＰ－

１」代１万１３６６円，平成１７年１月に「ＧＰ－１」代１万３１４３円，同年２月に「ＧＰ－１」代１万３２１４円及び「メンテ」代１万２０７５円，同年３月に「ＧＰ－１」代１万３８３５円の合計２１万５１６１円を支払った。

ｂ　平成１７年４月に「ＧＰ－１」代１万０７７１円，同年５月に「ＧＰ－１」代１万９８５６円，同年６月に「ＧＰ－１」代３９０３円，「レギュラー」代６４５５円及び「メンテ」代７６６５円，同年７月に「レギュラー」代１万３９７６円，同年８月に「レギュラー」代１万７５８２円の合計８万０２０８円を支払った。

ｃ　平成１７年９月に「レギュラー」代２万１４１３円，同年１０月に「レギュラー」代７４２４円及び「メンテ」代７５１３円，同年１１月に「ＧＰ－１」代１万４８０２円，「レギュラー」代３７５０円及び「メンテ」代１４００円，同年１２月に「レギュラー」代２万６０２０円，平成１８年１月にガソリン代又は車両整備費３万３７８４円，同年２月にガソリン代又は車両整備費３万６９４８円，同年３月にガソリン代又は車両整備費３万１４２８円の合計１８万４４８２円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年８月以前は４分の１，同年９月以降は５分の１）のとおり，宇治田議員が，ガソリン代及び車両整備費につき，平成１６年度に５万３７９０円（≒２１万５１６１円×１／３），平成１７年度に５万６９４８円（≒８万０２０８円×１／４＋１８万４４８２円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ガソリン代等は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途の

誤りをもって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，ガソリン代等はどのような調査研究のために使用されたか明確ではないから，調査研究以外の活動に使用されたと主張する。しかし，ガソリン代等は，自動車の汎用性の高さを考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当といえるから，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

宇治田議員の自宅の固定電話及びファックスの使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Ｅオ１），社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「栄和会」及び「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の各活動や，平成１７年９月以降の選挙の準備，並びに私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，同年８月以前はその４分の１，同年９月以降はその５分の１をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，宇治田議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「備品・消耗品費」として，平成１７年に６２万７３２０円を支払った（甲オ５の３）。しかし，宇治田議員の政務調査費の支出のうち，事務用品・備品購入費は，下記(エ)のとおり，全額違法な支出であるから，政務調査費の支出許容額の算定において，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記「備品・消耗品費」を考慮することはできない。

(イ) 宇治田議員の自宅の固定電話使用料について

宇治田議員は，自宅の①固定電話（０７３－４３１－２７２７）及び②ファックス（０７３－４２８－１１３７）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の①３４万１８９３円及び②３万５６８１円，同年４月分ないし平成１８年３月分の①３１万７２２８円及び②４万１８５２円を支払った（乙Ｃオ１，２，５，６，Ｅオ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，宇治田議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に合計１８万８７８７円（＝３７万７５７４円×１／２），平成１７年度に合計１７万９５４０円（＝３５万９０８０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，宇治田議員の政務調査用事務所が，自宅とは別の場所に設置されていたから，自宅の固定電話及びファックスは，専ら私的に利用されたと主張する。しかし，宇治田議員が使用した自宅の固定電話等の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 携帯電話使用料について

宇治田議員は，携帯電話（０９０－３１６２－３８５４）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１２万５８６０円（乙Ｃオ７），平成１７年４月分ないし同年８月分の合計４万６６３０円，同年９月分ないし平成１８年３月分の合計１１万２２６１円（乙Ｃオ３）を支払った。

なお，「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があること（乙Ｃオ３，７）からすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし，上記書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご

確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められる（乙Ｃケ１５，１６）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年８月以前は４分の１，平成１７年９月以降は５分の１）のとおり，宇治田議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に３万１４６５円（＝１２万５８６０円×１／４），平成１７年度に３万４１１０円（≒４万６６３０円×１／４＋１１万２２６１円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) パソコン代等について

宇治田議員は，平成１８年１月１９日，パソコン本体代６万９９００円，モニター代２万７５００円，ＯＳ代１万２０００円，オフィスソフト代２万６０００円，プリンター代４万７０００円，バックアップ用ＨＤＤ代１万６０００円，本体設置及び機器接続費１万５０００円，パソコンセットアップ費２万円の合計２３万３４００円を支払った（乙Ｃオ４の１・２）。

しかし，上記パソコン代等は，相当長期間の調査研究を前提とする事務用品・備品購入費であるところ，その支払は，上記アのとおり宇治田議員が和歌山市長選挙に立候補を表明した平成１７年１１月１１日以降で，平成１８年３月１７日に和歌山県議会議員を辞職する直前になされたものである。したがって，仮に，被告が主張するように，その時期にパソコンが壊れたとしても（ただし，その裏付けはない。），上記パソコン代等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものと認められず，これに政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

宇治田議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたものであるところ，宇治田議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の「人件費」としても，平成１５年に２７８万８０２０円，平成１６年に２８３万４０２０円，平成１７年に２８５万５１１０円を支払った（甲オ５の１ないし３）。

したがって，後述する人件費に，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」の上記人件費（平成１５年４月につき２３万２３３５円［＝２７８万８０２０円×１か月／１２か月］，同年度［同年４月を除く。］につき２５５万５６８５円［＝２７８万８０２０円×１１か月／１２か月］，平成１６年度につき２８３万４０２０円，平成１７年度につき２８５万５１１０円）を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，平成１７年８月以前はその３分の１，同年９月以降はその４分の１をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

宇治田議員は，高宮義温に対し，平成１５年４月２５日付けで賃金として９万円（乙Ｄオ１の１），宇治田議員の妻である宇治田敦子に対し，同月２０日付けで賃金として８万円（乙Ｄオ１の２，Ｅオ１）の合計１７万円を支払った。

また，宇治田議員は，宇治田敦子に対し，平成１５年５月から平成１６年３月までの間，各２０日付けで賃金としてそれぞれ８万円（乙Ｄオ２ないし１２，Ｅオ１）の合計８８万円（＝８万円×１１か月）を支払った。

さらに，宇治田議員は，宇治田敦子に対し，平成１６年４月から平成１７年３月までの間，各２０日付けで賃金としてそれぞれ８万円（乙Ｄ

オ１３ないし２４，Ｅオ１）の合計９６万円（＝８万円×１２か月）を支払った。

そのほか，宇治田議員は，高宮義温，岡田笑及び山田修に対し，平成１７年１１月から平成１８年３月までの間，各２５日付けで賃金としてそれぞれ７万円（乙Ｄオ２５ないし３９）の合計１０５万円（＝７万円×５か月×３人）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年４月につき２３万２３３５円，同年度［同年４月を除く。］につき２５５万５６８５円，平成１６年度につき２８３万４０２０円，平成１７年度につき２８５万５１１０円をそれぞれ加えた上で，同年８月以前はその３分の１，同年９月以降はその４分の１）のとおり，宇治田議員が，平成１５年４月に１３万４１１２円（≒［９万円＋８万円＋２３万２３３５円］×１／３），平成１５年度（同年４月を除く。）に１１４万５２２８円（≒［８８万円＋２５５万５６８５円］×１／３），平成１６年度に１２６万４６７３円（≒［９６万円＋２８３万４０２０円］×１／３），平成１７年度に９７万６２７８円（≒［１０５万円＋２８５万５１１０円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，宇治田議員は，「栄和会」が，岡田笑，高宮義温及び山田修に対し，政務調査用事務所の賃金とは別に，それぞれ月額８万円を支払っていたと陳述するが（乙Ｅオ１），その裏付けはないから，信用できない。

オ　まとめ

(ア)　宇治田議員は，事務所費として，平成１６年度に２２万３０００円，平成１７年度に２１万３０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１７万６８４４円（＝１２万３０５４円＋５万３７９０円）を超える４万６１５６円，平成１７年度に支出許容額合計１８万０１２６円（＝１２万３１７８円＋５万６

９４８円）を超える３万２８７４円を支出した部分は違法である。

(イ) 宇治田議員は，事務費として，平成１６年度に２１万７０００円，平成１７年度に２２万７０００円の政務調査費を支出した（別紙１）。そのうち，平成１６年度については，支出許容額合計２２万０２５２円（＝１８万８７８７円＋３万１４６５円）を超える違法支出はないが，平成１７年度に支出許容額合計２１万３６５０円（＝１７万９５４０円＋３万４１１０円）を超える１万３３５０円を支出した部分は違法である。

(ウ) 宇治田議員は，人件費として，平成１５年４月に１７万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度に９６万円，平成１７年度に１０５万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計１３万４１１２円を超える３万５８８８円及び平成１７年度に支出許容額合計９７万６２７８円を超える７万３７２２円を支出した部分は違法である。しかし，平成１５年度（同年４月を除く。）については，支出許容額合計１１４万５２２８円を超える違法支出はなく，平成１６年度についても，支出許容額合計１２６万４６７３円を超える違法支出はない。

(エ) よって，被告は，宇治田議員に対し，平成１５年４月分３万５８８８円，平成１６年度分４万６１５６円，平成１７年度分合計１１万９９４６円（＝３万２８７４円＋１万３３５０円＋７万３７２２円）の総合計２０万１９９０円の不当利得の返還を請求するべきである。

(6) 浦口高典議員（以下「浦口議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

浦口議員の政務調査用事務所（和歌山市堀止西一丁目１０の１４）は，自宅（同市今福一丁目１０の１２）とは別の場所に設置され，後援会及び政治団体「和歌山地域戦略研究会」と併設されていた（甲Ａ５の１，乙Ｅカ３１）。

この点，浦口議員は，後援会及び「和歌山地域戦略研究会」の活動の実体はなく，「和歌山地域戦略研究会」の事務所は存在しないし，後援会活動に関する費用は，政務調査用事務所の経費と別の簿冊に分けて処理していたと陳述する（乙Ｅカ３ないし３１）。しかし，後援会は，平成１６年に１０２万円（繰越分８０４５円を除く。）の収入及び１０１万７０４２円の支出があり（乙Ｅカ２３ないし３０），平成１７年に７０万円の収入及び６７万２９０６円の支出があったから（乙Ｅカ１７ないし２２），活動の実体がなかったとは認められない。また，「和歌山地域戦略研究会」は，後援会に対し，平成１６年４月２５日，同年５月２５日，同年６月２４日，同年７月２５日，同年８月２５日，同年９月２５日にそれぞれ２万円ずつ寄附していたから（乙Ｅカ２５），活動の実体がなかったとは認められない。そして，後援会の経費は，政務調査用事務所の帳簿にも混在して記載されていたと認められる（乙Ｃカ１の１ないし３，２の１ないし３，Ｄカ１，２，Ｅカ１ないし３０）。したがって，浦口議員の上記陳述は信用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

a　浦口議員の政務調査用事務所の事務費（携帯電話使用料を除く。）については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，浦口議員が後援会の収入からも政務調査用事務所の事務費を支払ったことが認められ，その額は，平成１６年４月から平成１７年３月までの間に５０万円，同年４月から平成１８年３月までの間に３０万円と認めるのが相当である（乙Ｅカ１７ないし３０）。

したがって，後述する事務費に上記後援会の収入から支払われた額を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

b　携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査

研究以外に，後援会及び「和歌山地域戦略研究会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 証拠資料について

浦口議員が経費の支払を都度記入した帳簿（乙Ｃカ１の１ないし３，２の１ないし３，Ｄカ１，２，Ｅカ１ないし１６）は，その内容や体裁等からすれば，おおむね信用できる。

(ウ) 事務費（携帯電話使用料を除く。）について

a 事務機器借上費について

浦口議員は，事務機器借上費として，次のとおり支払をした（乙Ｃカ１の１，２の１，Ｅカ３，１０，弁論の全趣旨）。

(a) パソコンリース代として，平成１６年４月５日，同年５月６日，同年６月３日，同年７月５日，同年８月３日，同年９月３日，同年１０月４日，同年１１月４日，同年１２月３日，平成１７年１月４日，同年２月３日，同年３月３日に各２万００５５円の合計２４万０６６０円を支払った。

(b) パソコンリース代として，平成１７年４月４日，同年５月６日にそれぞれ２万００５５円，同年６月３日に２万２１５５円，同年７月４日に１万１４６６円，「エプソン保守」料として，同年５月２６日に２万５２００円及びその手数料１０５円の合計９万９０３６円を支払った。

b 通信費等について

浦口議員は，通信費等として，次のとおり支払をした（乙Ｃカ１の２，２の２，Ｅカ３，１０）。

(a) 平成１６年４月１日に「八千代ムセン」に対して備品購入費２２８０円，同年５月２７日に「コーナン」に対して雑品代７２８１円，

同年７月８日に「八千代」に対して備品購入費４２７０円，同年９月６日に車整備費９５００円，同年１０月１２日に文具（コピー用紙他）代２２４２円，平成１７年１月２０日にストーブ代４９８０円，同年３月１０日にコピー用紙代１０４０円の合計３万１５９３円を支払った。

(b) 平成１７年５月２６日にインターネット使用料１万８９００円及びその手数料５２円，同月２７日に「マニフェスト」の郵便料金２０７０円，同月２８日に「ローカルマニフェスト」の郵便料金２４０円，同年９月５日に切手代２４０円，同月７日に切手代１２００円，同月１５日に切手代１６００円，同月２０日にはがき代１万５０００円，同年１２月２０日にはがき代５００円，同日にウイルスバスター代３１５０円，平成１８年１月４日に郵便料金２９０円，同月３０日に「ローカルマニフェスト」の切手代８０円，同月３１日に切手代１６０円，同年２月２日に郵便料金４１０円，同月２０日に切手代８０円，同月２７日にはがき代１万３５００円，同年３月２９日に切手代２９３０円，同月３０日に切手代８０円の合計６万０４８２円を支払った。

しかし，上記支払のうち，平成１６年４月１日の「八千代ムセン」に対する備品購入費２２８０円，同年５月２７日の「コーナン」に対する雑品代７２８１円，同年７月８日の「八千代」に対する備品購入費４２７０円の合計１万３８３１円は，内容が明らかでなく，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，上記支払のうち，平成１７年５月２７日の「マニフェスト」の郵便料金２０７０円，同月２８日の「ローカルマニフェスト」の郵

便料金２４０円，平成１８年１月３０日の「ローカルマニフェスト」の切手代８０円の合計２３９０円は，選挙活動ないし政治活動に係る費用であると考えられるから，それらに政務調査費を支出したことは違法である。

c　事務用品・備品購入費等について

浦口議員は，事務用品・備品購入費として，次のとおり支払をした（乙Ｃカ１の３，２の２・３，Ｅカ３，１０）。

(a)　平成１６年４月１日に「コーナン」に対して事務用品代２４３６円，１８６０円及び６７２円，同月２日に「コーナン」に対して事務用品代９８０円，同月７日に「コーナン」に対して事務用品代６２９９円，同月２６日にウイルスバスター代３１５０円，同年５月７日にコピートナー代３万２１３０円及びその手数料２６２円，同月１４日に文具代１６０４円，同月１５日に文具代６６２円，同月１６日に文具代３０３３円，同月２３日に文具代１６２８円，同年６月３日に文具代１８７９円，同年９月２日に「コーナン」に対して事務用品代３１０８円及び２９７８円，同月５日に「近鉄」に対して事務用品代１２６０円，同年１０月２７日に文具代１８０４円，同年１０月２２日に茶封筒代１７６円，同年１１月１６日にウイルスバスター代３１５０円，同月１８日に名刺ファイル代１０９２円，平成１７年１月５日に「コーナン」に対して事務用品代３０８３円，同月８日に印鑑代５００円，同月２７日に印鑑代１３６５円，同月３０日に文具代１２６０円，同年３月２２日に文具代１６６９円，同月３１日に名刺ファイル代１８９０円の合計７万９９３０円を支払った。

(b)　平成１７年４月９日に「コーナン」に対して事務用品代９５０円，同月２５日にウイルスバスター代３１５０円，同月２８日に封筒代

２６４円，同年５月８日に文具代３４８０円及び５５３円，同月２６日にコピー用紙代１５１８円，同月２７日に文具代９５４円，同年６月６日に文具代２７０９円，同月８日に文具代２０３８円，同月１５日に防犯鍵代６６００円，同月１７日にスペアキー代１４６８円，同月３０日に文具代２３９７円，同年８月３日にプリンターインク代２３４０円，同月１８日に文具代９７０円，同月２１日に文具代５４６円，５６７円，４０７４円，３万２１３０円，２３４０円及び７０２０円，同月２３日に事務用品代６６５１円，同月２４日に事務用品代３３６０円及び１００８円，同年９月５日にトナー代３万２３９２円，同日に事務用品代３万２１３０円，２３４０円，２９９６円及び２０７０円，同月１５日に事務用品代２２４４円，同年１０月２２日にファイル代５４６円，同月２４日にプリンターインク代５２２０円，同月３１日に名刺ファイル代９４４円，同日に事務用品代３３５５円，同年１１月２３日に事務用品代１７６６円，同年１２月２日に事務用品代５２５円，同日にファイル代２０５１円，同月８日にファイル代２１６０円，同日に事務用品代３万２１３０円，同月１８日に文具代３１４４円，同月２７日に文具代３５４円，平成１８年１月１７日に文具代６０９円及び６８０円，同月３０日に文具代９８０円及び４２５円，同年２月１日に文具代１２６０円，同月２日に文具代６３０円，同月４日に文具代１５５０円，同月１６日に文具代３５２円，同年３月１２日に文具代２０７０円，同月２６日に文具代２２１２円，同月２８日に文具代２６４円，同月３１日に文具他代２万０４３２円の合計２４万４９１８円を支払った。

なお，上記支払のうち，平成１７年８月２１日の文具代３万２１３０円，同年９月５日の事務用品代３万２１３０円，同年１２月８日の

事務用品代３万２１３０円は，平成１６年５月７日のコピートナー代３万２１３０円及びその手数料２６２円（乙Ｃカ２の３），平成１７年９月５日のトナー代３万２３９２円（乙Ｃカ１の３）等の金額に照らせば，トナー代であったと認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１６年４月１日の「コーナン」に対する事務用品代２４３６円，１８６０円及び６７２円，同月２日の「コーナン」に対する事務用品代９８０円，同月７日の「コーナン」に対する事務用品代６２９９円，同年９月２日の「コーナン」に対する事務用品代３１０８円及び２９７８円，同月５日の「近鉄」に対する事務用品代１２６０円，平成１７年１月５日の「コーナン」に対する事務用品代３０８３円の合計２万２６７６円，並びに上記支払のうち，同年４月９日の「コーナン」に対する事務用品代９５０円，同年８月２３日の事務用品代６６５１円，同月２４日の事務用品代３３６０円及び１００８円，同年９月５日の事務用品代２３４０円，２９９６円及び２０７０円，同月１５日の事務用品代２２４４円，同年１０月３１日の事務用品代３３５５円，同年１１月２３日の事務用品代１７６６円，同年１２月２日の事務用品代５２５円の合計２万７２６５円は，内容が明らかでなく，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

d　まとめ

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき５０万円を加えて３分の１，平成１７年度につき３０万円を加えて３分の１）のとおり，浦口議員が，上記事務費（携帯電話使用料を除く。）につき，平成１６年度に合計２７万１８９２円（＝〔［２４万０６６０円＋３万１５９３円－１万３８３１円＋７万９９３０円－２万２６７６円］＋５０万円〕×１／

3)，平成１７年度に合計２２万４９２７円（＝〔[９万９０３６円＋６万０４８２円－２３９０円＋２４万４９１８円－２万７２６５円]＋３０万円〕×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

浦口議員は，携帯電話使用料として，次のとおり支払をした（乙Ｃカ１の２，２の２，Ｅカ３，１０）。

a　平成１６年４月２１日に４万３２８９円，同年５月２８日に４万０６３９円，同年６月２４日に４万１２９７円，同年７月２６日に４万２５１４円，同年８月２０日に１万７２６６円，同年９月２４日に１万９４７５円，同年１０月１５日に２万１００１円，同年１１月１９日に１万９０９７円，同年１２月２１日に２万０２８０円，平成１７年１月２４日に２万０１１２円，同年２月２２日に２万６６５７円，同年３月２２日に１万７５０７円の合計３２万９１３４円を支払った。

b　平成１７年４月１４日に２万４０５５円，同年５月２０日に２万５０７８円，同年６月２３日に２万３３５０円，同年７月２５日に２万２９８４円，同年８月１９日に２万３８４６円，同年９月２１日に２万２６１１円，同年１０月１４日に１万９６０２円，同年１１月２５日に２万２２３１円，同年１２月２０日に２万０４２８円，平成１８年１月２３日に１万５３２４円，同年２月２１日に１万６２４３円，同年３月２２日に１万３９２３円の合計２４万９６７５円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，浦口議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に合計８万２２８４円（＝３２万９１３４円×１／４），平成１７年度に合計６万２４１９円（＝２４万９６７５円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　岡畑義雄

浦口議員は，平成１５年５月３１日，岡畑義雄に対し，同月から平成１６年３月までの１１か月分の賃金として１６万円を支払ったと陳述する（乙Ｄカ３，Ｅカ３１）。

しかし，１０か月分の賃金を前払することは不自然であるし，上記支払に係る領収証（乙Ｄカ３）は，「５月分給与」と記載されており，信用できない。

したがって，浦口議員の上記陳述は信用できず，岡畑義雄に対する賃金に政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　浦口孝子

浦口議員は，浦口議員の妻である浦口孝子に対し，賃金として，平成１６年１０月３０日に同年４月から同年１０月までの月額２万８０００円の７か月分１９万６０００円，同年１１月３０日に２万８０００円，同年１２月２８日に２万８０００円，平成１７年１月３１日に２万８０００円，同年２月２８日に２万８０００円，同年３月３１日に４２０７円を支払い，同年９月５日に５か月分２７万５０００円，同月３０日に５万５０００円，同年１１月２５日に２か月分１１万円，平成１８年１月３１日に２か月分１１万円，同年３月２日に５万５０００円，同月３１日に５万５０００円を支払ったと陳述する（乙Ｄカ１，２，Ｅカ１ないし３，１０，３１）。

しかし，上記のとおり賃金を長期間不規則に一括払することは不自然であるし，平成１７年３月３１日に支払われたとされる賃金額が４２０７円という中途半端な金額であったこと，他に裏付けがないことからすれば，浦口議員の上記陳述は信用できない。

したがって，浦口孝子に対する賃金に政務調査費を支出した部分は違

法である。

エ　まとめ

(ア)　浦口議員は，事務費として，平成１６年度に６８万１３１７円，平成１７年度に６５万４１１１円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計３５万４１７６円（＝２７万１８９２円＋８万２２８４円）を超える３２万７１４１円，平成１７年度に支出許容額合計２８万７３４６円（＝２２万４９２７円＋６万２４１９円）を超える３６万６７６５円を支出した部分は違法である。

(イ)　浦口議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に１６万円，平成１６年度に３１万２２０７円，平成１７年度に６６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

(ウ)　よって，被告は，浦口議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）１６万円，平成１６年度分６３万９３４８円（＝３２万７１４１円＋３１万２２０７円），平成１７年度分１０２万６７６５円（＝３６万６７６５円＋６６万円）の総合計１８２万６１１３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(7)　江上議員

ア　事務所の設置状況等について

江上議員の政務調査用事務所（和歌山市土入２８４番地の２６）は，自宅に設置され，「江上柳助後援会」及び政治団体「柳栄会」と併設されていた（甲Ａ５の３，丙Ｃキ１３０，弁論の全趣旨）。

この点，補助参加人江上は，「柳栄会」が，公明党和歌山県本部から，法人からの献金を受けるための団体として設置するよう指導されて作ったものにすぎないし，「江上柳助後援会」及び「柳栄会」が，選挙のなかった平成１６年度及び平成１７年度において，活動の実体はなかったと主張する。

しかし，その主張は，これを裏付ける証拠がないから，採用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

江上議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費（ホームページ制作費等，郵便料金を含み，デジタルカメラ代を除く。）については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，デジタルカメラ代及び通信費（インターネット使用料，固定電話使用料，携帯電話使用料等）については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「江上柳助後援会」及び「柳栄会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，江上議員は，携帯電話２台を所有していたところ（丙Ｃキ１ないし４，６２ないし６５），補助参加人江上は，江上議員が，調査研究に使用するものとそれ以外のものに使い分けていたと主張する。しかし，その主張は，これを裏付ける証拠がないから，採用できない。

また，補助参加人江上は，江上議員が，インターネットを調査研究以外に利用しなかったし，固定電話の使用料を使用割合に従って調査研究に７，私的に３で按分していたと主張する。しかし，その主張は，これを裏付ける証拠がないから，採用できない。

(イ)　事務用品・備品購入費について

ａ　事務用品・備品購入費について

江上議員は，次のとおり，事務用品・備品購入費の支払をした。

(a)　平成１６年４月７日にＵＳＢデータリンクケーブル及びレシーバ

一代５６７０円（丙Ｃキ９９），同年５月２１日にレーザープリンター用トナー代４万７８８０円（丙Ｃキ１００），同月２５日にＷＩＮＤＯＷＳソフト代１万０３３２円（丙Ｃキ１０１），同月３１日にファックスインクフィルム代３９６０円（丙Ｃキ１０２），同年６月４日に文具代４２０円（丙Ｃキ１０３），同月１０日にプリンター用紙代８５１５円（丙Ｃキ１０４），同月１２日にパソコンメモリー代５９８０円（丙Ｃキ１０５），同年８月２３日に「文房創庫オーヤマ」に対して１２２６円（丙Ｃキ１０６），同年１０月９日にプリンターインク代１万０３４０円及びファックス用紙代３８４０円（丙Ｃキ１１１），同年１１月１７日に「パソコン付属品」代４７２５円，「ＯＡサプライ」代３３３９円及び「ＰＣ拡張機器」代２９００円，同月２２日に「文房創庫オーヤマ」に対して紙製品代１８９円（丙Ｃキ１１３），同月２８日にＷＩＮＤＯＷＳソフト（一太郎）代８７５７円（丙Ｃキ１１４），同月３０日に「文房創庫オーヤマ」に対して文具及び事務用品代１３８２円（丙Ｃキ１１５），同年１２月１５日にＷＩＮＤＯＷＳソフト「ＥＡＳＹＣＤ＆ＤＶＤＣＲＥＡＴＯ」代７５１１円，ＣＤ－ＲＷ代１３４０円，ＣＤ－Ｒ代１３９６円及び用紙代１２８０円（丙Ｃキ１１６），平成１７年１月４日に「株式会社ニノミヤ」に対して用紙又はインク類代２１５６円（丙Ｃキ１１７），同月１６日に電子辞書代２万９１９０円（丙Ｃキ１２０，１２１，１３９），同年２月３日に「文房創庫オーヤマ」に対して２８０７円（丙Ｃキ１２３），同月６日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対してＣＤラジカセ代６０００円，電池代５００円及び１００円均一商品代１００円（丙Ｃキ１２４，１４０），同月１８日にレーザープリンター用トナー代２万２６８０円（丙Ｃキ１２５），同月２４日に「文房創庫オーヤマ」に対して文具及び事務用品代１６２２円（丙Ｃキ１２６），

同日にストレージ機器代５５０５円，用紙代３２４円，インクカートリッジ代２５６０円，ＰＣ拡張機器代３９９１円及びこれらの消費税６１８円（丙Ｃキ１２７，１３８），同年３月１３日にファックス用紙代６４００円（丙Ｃキ１２８），同月２８日にＩＣレコーダー代２万３８１０円，ラジオ代１万０８００円及びこれらの消費税１７３０円（カメラ用品代１６００円に係るものを除く。丙Ｃキ１２９，１３８）の合計２５万１７７５円を支払った。

(b) 平成１７年４月８日にプリンターインク代及びプリンター用紙代９７５０円（丙Ｃキ３１），同月１５日に用紙及びインクカートリッジ代３００１円（丙Ｃキ３２），同月２５日にインクリボン代１２７５円（丙Ｃキ３３），同日にファイルボックス代６７８０円（丙Ｃキ３４），同月２７日にＣＤ－Ｒ代２０７０円及びＣＤ・ＤＶＤケース代１４００円（丙Ｃキ３５，１３８），同年５月５日にＰＣ用紙代２４００円（丙Ｃキ３６），同年７月６日にセキュリティソフト代４２００円（丙Ｃキ３７），同月２６日にインクジェット用はがき代，ＵＳＢメモリ代及びインク代の合計１万３８４０円（丙Ｃキ３８），同年９月１６日に電話インク，文具及び消耗品代６５６０円（丙Ｃキ４２），同年１０月１４日に「ケイ・エー商会」に対して３万円（手数料を含む。丙Ｃキ４３），同月２８日に「文房創庫オーヤマ」に対して６９３円（丙Ｃキ４４），同年１１月７日にノートパソコンバッテリー（ＮＥＣ）代８１９０円（丙Ｃキ４５），同月１６日にＵＳＢハブ代１０３０円（丙Ｃキ４６），同年１２月４日に「文房創庫オーヤマ」に対して２４３１円（丙Ｃキ４７），同月１８日にプリンターインク代６９５０円（丙Ｃキ４８），同月１７日にパソコン代２５万４８００円（丙Ｃキ５１），同月２２日に「パソコン工房」に対して「ＢＬＷ－５４ＰＭ－ＰＫＵ」代９２１９円（丙Ｃキ５２），同月３

１日にノートパソコンのメモリー増設及び取付作業代１万７３０４円（丙Ｃキ５３，弁論の全趣旨），同年２月３日にパワーポイントソフト代１万１８０１円（丙Ｃキ５４），同月６日にレーザープリンター用トナー代４万７８８０円（丙Ｃキ５５），同月８日に「文房創庫オーヤマ」に対して６１０１円（丙Ｃキ５６），同月１１日にＤＶＤプレイヤー代４万９５００円及びＤＶＤメディア代２０００円（丙Ｃキ５７，１３８），同月２４日にノートパソコンバッテリー（富士通）代１万２６００円（丙Ｃキ５８），同年３月１１日にシステム手帳代１万１３４０円（丙Ｃキ５９），同月２１日にＰＣ用紙代１３５０円（丙Ｃキ６０），同月２３日にデジタルプロジェクター代２４万９９００円（丙Ｃキ６１）の合計７７万４３６５円を支払った。

なお，上記支払のうち，「文房創庫オーヤマ」に対する，平成１６年８月２３日の１２２６円（丙Ｃキ１０６），同年１１月２２日の紙製品代１８９円（丙Ｃキ１１３），平成１７年２月３日の２８０７円（丙Ｃキ１２３），同年１０月２８日の６９３円（丙Ｃキ４４），同年１２月４日の２４３１円（丙Ｃキ４７），平成１８年２月８日の６１０１円（丙Ｃキ５６）は，支払先及び支払額からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。また，平成１８年１月２２日の「パソコン工房」に対する「ＢＬＷ－５４ＰＭ－ＰＫＵ」代９２１９円（丙Ｃキ５２）は，支払先及び支払額からすれば，パソコン関連機器等の代金であると認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１７年２月６日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する支払のうち１００円均一商品代１００円（丙Ｃキ１２４，１４０），同年１０月１４日の「ケイ・エー商会」に対する３万円（手数料を含む。丙Ｃキ４３）は，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは

認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，江上議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に８万３８９１円（≒［２５万１７７５円－１００円］×１／３），平成１７年度に２４万８１２２円（≒［７７万４３６５円－３万円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　原告らの主張について

(a)　原告らは，「文房創庫オーヤマ」に対する平成１６年８月２３日の１２２６円，同年１１月３０日の１３８２円，平成１７年２月３日の２８０７円，同月２４日の１６２２円，同年１２月４日の２４３１円，平成１８年２月８日の６１０１円の各支払（丙Ｃキ４７，５６，１０６，１１５，１２３，１２６）につき，過量に購入された文房具であり相当でない，又は別の商品が含まれていると主張する。しかし，その金額からすれば，過量であるとはいえないし，別の商品が含まれていることを示す証拠もないから，原告らの上記主張は採用できない。

(b)　原告らは，ＵＳＢデータリンクケーブル及びレシーバー（丙Ｃキ９９），ＷＩＮＤＯＷＳソフト（一太郎）（丙Ｃキ１１４），ＷＩＮＤＯＷＳソフト「ＥＡＳＹＣＤ＆ＤＶＤＣＲＥＡＴＯ」，ＣＤ－ＲＷ，ＣＤ－Ｒ及び用紙（丙Ｃキ１１６），電子辞書（丙Ｃキ１２０，１２１，１３９），ＣＤラジカセ（丙Ｃキ１２４，１４０），ストレージ機器（丙Ｃキ１２７，１３８），ファックス用紙（丙Ｃキ１２８），ＩＣレコーダー，携帯ラジオ（丙Ｃキ１２９，１３８），インクリボン（丙Ｃキ３３），ＣＤ－Ｒ及びＣＤ・ＤＶＤケース（丙Ｃキ３５，１３８），セキュリティソフト（丙Ｃキ３７，１０１），ノートパソコンバッテリー（丙Ｃキ４５，５８），ＵＳＢハブ（丙Ｃキ４６），

「ＢＬＷ－５４ＰＭ－ＰＫＵ」（丙Ｃキ５２），ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業（丙Ｃキ５３，１０５），パワーポイントソフト（丙Ｃキ５４，１３８），システム手帳（丙Ｃキ５９）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの購入費は，いずれも議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(c) 原告らは，ＤＶＤプレイヤー（丙Ｃキ５７，１３８）が一般家庭で普及しており，自宅のものを代用すれば足りると主張するが，政務調査用事務所におけるＤＶＤプレイヤーの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(d) 原告らは，デジタルプロジェクター（丙Ｃキ６１）が議員個人の宣伝や政治活動の集会にも利用され，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，政務調査用事務所におけるデジタルプロジェクターの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

また，原告らは，デジタルプロジェクターが政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として２４万９９００円は社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(e) 原告らは，江上議員が既にＮＥＣ製のパソコンを所有していたから（丙Ｃキ４５），新たに富士通製のパソコン（丙Ｃキ５１）を購入する必要はなかったと主張する。しかし，補助参加人江上は，ＮＥＣ製のパソコンの型式が古く，重量が３．３ｋｇもあったため，持ち運びが便利な１．３７ｋｇの小型軽量タイプで，多くの機能を備

えた富士通製ノートパソコンを購入する必要があったなどと購入の必要性を具体的に主張しており，その主張には合理性があるといえるから，原告らの上記主張は採用できない。

(f) 原告らは，ノートパソコン（丙Ｃキ５１）が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として２５万４８００円は社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(g) 原告らは，プリンター２台分のトナー及びインク（丙Ｃキ３２，３８，４８，５５，１００，１１１，１２５），ノートパソコン２台分のバッテリー（丙Ｃキ４５，５８）が，調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱しているし，政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし，プリンター及びノートパソコン各２台の維持費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) ホームページ制作費等について

a ホームページ制作費等について

江上議員は，ホームページ制作費等（サーバー代，プログラム改修費等を含む。）として，次のとおり支払をした。

(a) 「株式会社和通」に対し，平成１６年９月３０日に３５万７０００円（手数料を含む。丙Ｃキ１０７ないし１１０）を支払い，ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社に対し，平成１６年４月分の８７１５円，同年５月分ないし同年１０月分の各５０４０円，同年１１月分の３４１３円（丙Ｃキ８９ないし９６，１３５）の合計３９万９３６８円を支払った。

(b) 「ＰＣコンサルティング・インターネットデザイン・電子広告」を取り扱う「有限会社トリトン」に対し，平成１７年８月２４日に４万９１４０円（手数料含む。丙Ｃキ３９ないし４１），平成１８年３月３日に２万６０４０円（手数料含む。丙Ｃキ２６，１３４）の合計７万５１８０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，江上議員が，ホームページ制作費等につき，平成１６年度に１３万３１２３円（≒３９万９３６８円×１／３），平成１７年度に２万５０６０円（＝７万５１８０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 原告らの主張について

(a) 原告らは，ホームページが，内容の如何を問わず，ほとんど政治活動のためのものであると主張するが，ホームページ制作費等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

また，原告らは，ホームページの制作費等が，政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として２年間合計１５万８１８３円（＝１３万３１２３円＋２万５０６０円）は社会通念上相当であるから，採用できない。

(b) 原告らは，ホームページ制作の１年後に改修する必要はなかったと主張するが，その具体的根拠はないから，採用できない。

(エ) 郵便料金について

江上議員は，平成１６年５月２１日に郵便料金６７０円（丙Ｃキ９７），平成１７年１月１１日に切手代２６５０円（丙Ｃキ９８）の合計３３２０円を支払い，同年７月５日にはがき及び切手代７５００円（丙Ｃキ２７），同年１１月２４日にはがき代２万７５００円（丙Ｃキ２８），同年

１２月２６日にはがき代１０５０円（丙Ｃキ２９），同日に切手代１０００円（丙Ｃキ３０）の合計３万７０５０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，江上議員が，郵便料金につき，平成１６年度に１１０７円（≒３３２０円×１／３），平成１７年度に１万２３５０円（＝３万７０５０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，はがきを使用した「江上りゅうすけニュース」（丙Ｃキ１３６，１３７）が，ほとんど政治活動のためのものであるなどとと主張する。しかし，その記載内容からすれば，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) デジタルカメラ代について

a　デジタルカメラ代について

江上議員は，平成１６年１１月１７日にデジタルカメラ代４万９８００円（丙Ｃキ１１２），平成１７年１月９日にコンパクトフラッシュカード代４８８０円，デジタルカメラ代１１万８０００円及びこれらの消費税６１４４円（丙Ｃキ１１８，１１９），同月２０日にカメラのバッテリー代６０２０円（丙Ｃキ１２２），同年３月２８日にカメラ用品代１６００円及びその消費税８０円（丙Ｃキ１２９，１３８）の合計１８万６５２４円を支払い，平成１８年１月１４日にフラッシュメモリー代８１００円（丙Ｃキ５０，１３８）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合のとおり（４分の１），江上議員が，上記デジタルカメラ代につき，平成１６年度に４万６６３１円（≒１８万６５２４円×１／４），平成１７年度に２０２５円（＝８１００円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　原告らの主張について

(a)　原告らは，デジタルカメラを２台も購入する必要はなかったと主張する。しかし，補助参加人江上は，コンパクトデジタルカメラと一眼レフデジタルカメラで，撮影の目的や対象に応じて使い分けるなどと購入の必要性を具体的に主張しており，その主張には合理性があると認められるから，原告らの上記主張は採用できない。

(b)　原告らは，デジタルカメラの予備バッテリーを購入する必要はなかったと主張する。しかし，予備バッテリーの購入費も，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ)　固定電話使用料について

江上議員は，固定電話（０７３－４５３－８０５５）の使用料として，次のとおり支払をした（丙Ｃキ５ないし２３，６６ないし８６）。

(a)　平成１６年３月分（支出時期を基準に区切ったもの）の１万５５３０円，同年４月分の７５９９円及び２０８.７円，同年５月分の８５９３円，同年６月分の１万６４４０円及び３１８２円，同年７月分の９６６４円及び１５２２円，同年８月分の８７００円及び１２４８円，同年９月分の６０１４円及び１２１６円，同年１０月分の７９９４円及び１２４３円，同年１１月分の５０８０円及び１４６２円，同年１２月分の６１６４円及び１２４５円，平成１７年１月分の７２７７円，同年２月分の５５１５円，同年３月分の９５１円（支出時期を基準に区切ったもの）の合計１１万８７２６円を支払った。

(b)　平成１７年３月分の５９８３円（支出時期を基準に区切ったもの），同年４月分の６８６２円及び２５２８円，同年５月分の４７０５円及び１０９２円，同年６月分の５９７７円及び１４４３円，同年７月分の５１７６円，同年８月分の５９３９円及び１５３０円，同年９月分

の８６７０円，同年１０月分の９４６７円及び１４３８円，同年１１月分の１万０９２５円，同年１２月分の７５９４円，平成１８年１月分の４２０４円及び１３６３円，同年２月分の７６０６円，同年３月分の２４１１円の９万４９１３円を支払った（丙Ｃキ５ないし２３，６６ないし８６）。

そして，上記(ア)の割合（４分の１）のとおり，江上議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に２万９６８２円（≒１１万８７２６円×１／４），平成１７年度に２万３７２８円（≒９万４９１３円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) 携帯電話使用料等について

江上議員は，携帯電話（①０９０－４７６６－６２２９，②０９０－５１６７－３８１３）の使用料として，次のとおり支払をした（丙Ｃキ１ないし４，６２ないし６５）。

(a) 平成１６年４月分の①２万１２６４円及び②３９８２円，同年５月分①２万２４１９円及び②４１２１円，同年６月分の①２万３５２５円及び②９５３２円，同年７月分の①３万５２８２円及び②１万２６５２円，同年８月分の①３万０２６６円及び②３９８９円，同年９月分の①１万６３９５円及び②６２４１円，同年１０月分の①１万６５７９円及び②５１０８円，同年１１月分の①１万７５６０円及び②５６６０円，同年１２月分の①１万４９１６円及び②３６９２円，平成１７年１月分の①１万４５０５円及び②３６６４円，同年２月分の①２万０１５７円及び②４６４８円，同年３月分の①１万２４８４円及び②９８７６円の合計３１万８５１７円を支払った。

(b) 平成１７年４月分の①１万７２６５円及び②４１１７円，同年５月分の①１万９３２０円及び②４５８１円，同年６月分の①２万２２７２円及び②３８８０円，同年７月分の①１万４８６１円及び②３９４

９円，同年８月分の①１万８５６２円及び②５０１３円，同年９月分の①４万３６０５円及び②４５４０円，同年１０月分の①３万８３９８円及び②３６２２円，同年１１月分の①２万４７３１円及び②４０７７円，同年１２月分の①１万４９８４円及び②５１２８円，平成１８年１月分の①８６７３円及び②３７８０円，同年２月分の①１万０６５６円及び②３７８０円，同年３月分の①８６８３円及び②３７８０円の合計２９万２２５７円を支払った（丙Ｃキ１ないし４，６２ないし６５）。

また，平成１８年１月１３日に携帯電話機（０９０－４７６６－６２２９）及びその付属機器の代金１万９４４０円を支払った（丙Ｃキ４９）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，江上議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に７万９６２９円（≒３１万８５１７円×１／４），平成１７年度に７万７９２４円（≒［２９万２２５７円＋１万９４４０円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) インターネット使用料について

江上議員は，インターネット使用料として，平成１６年４月分ないし同年６月分の各６０００円，同年７月分ないし同年９月分の各５７００円，同年１０月分の４９００円，同年１１月分の４７４１円，同年１２月分ないし平成１７年３月分の各４９００円の合計６万４３４１円を支払い，同年４月分から平成１８年１月分の各４９００円，同年２月分の２万１４６２円，同年３月分の７０００円の合計７万７４６２円を支払った（丙Ｃキ２４，２５，８７，８８，１３１ないし１３２）。

なお，江上議員は，平成１８年１月２３日ころ，「株式会社ケイ・オプティコム」との間で，「ｅｏ６４エア」というサービス（割引後の月額２

１００円）を契約しており（丙Ｃキ１３２，１３３），それに伴う工事又は手続費用等が発生したため，平成１８年２月分の金額が他の月より高額になったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，江上議員が，インターネット使用料につき，平成１６年度に１万６０８５円（≒６万４３４１円×１／４），平成１７年度に１万９３６６円（≒７万７４６２円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　まとめ

(ア)　江上議員は，事務費として，平成１６年度に１２３万３６９３円，平成１７年度に１２７万０９６８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計３９万３１４８（＝８万３８９１円＋１３万３１２３円＋１１０７円＋４万６６３１円＋２万９６８２円＋７万９６２９円＋１万６０８５円）を超える８４万０５４５円，平成１７年度に支出許容額合計４０万８５７５円（＝２４万８１２２円＋２万５０６０円＋１万２３５０円＋２０２５円＋２万３７２８円＋７万７９２４円＋１万９３６６円）を超える８６万２３９３円を支出した部分は違法である。

(イ)　よって，被告は，江上議員の相続人である補助参加人江上に対し，平成１６年度分４２万０２７３円（＝８４万０５４５円×１／２）及び平成１７年度分４３万１１９７円（＝８６万２３９３円×１／２）の合計８５万１４６９円，江上慎一及び江上由樹子に対し，平成１６年度分各２１万０１３６円（＝８４万０５４５円×１／４）及び平成１７年度分各２１万５５９８円（＝８６万２３９３円×１／４）の合計各４２万５７３４円の不当利得の返還を請求するべきである。

(8)　小川武議員（以下「小川議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

小川議員の政務調査用事務所（和歌山市広道２０番地所在の第２田中ビル３階）は，自宅（同市和歌浦中一丁目３－４２）とは別の場所に設置され，後援会と併設されていた（甲ク５，６，乙Ｂク１，２９の１・２）。

なお，「自由民主党和歌山県和歌山市第六支部」，政治団体「小川武を励ます会」，及び「若武会」は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の２・３）。

この点，小川議員は，選挙の時期以外には後援会活動はなく，チラシ（甲ク５）に後援会と自宅しか表示しなかったのは，「政務調査用事務所」という名称が一般には理解されないからであるなどと陳述するが（乙Ｅク２５），いずれもその裏付けはないから，小川議員の上記陳述は信用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の事務所費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務所管理費（水道料金及び共益料，ガス料金，冷暖房維持費）について

小川議員は，政務調査用事務所の①水道料金及び共益料，②ガス料金，③冷暖房維持費，④これらの消費税として，次のとおり支払をした（乙Ｂク５ないし２８の各２，乙Ｅク２５）。

ａ　平成１６年４月に①１万１２２５円，②１５８６円，③２０００円及び④６６１円，同年５月に①１万０９９８円，②１１５３円，③２０００円及び④６４９円，同年６月に①１万０９７５円，②９５３円，③２０００円及び④６４８円，同年７月に①１万０９５８円，②８５６円，③２０００円及び④６４７円，同年８月に①１万０９６９円，②８６３円，③２０００円及び④６４８円，同年９月に①１万０９６

３円，②７８５円，③２０００円及び④６４８円，同年１０月に①１万０９３２円，②８５５円，③２０００円及び④６４６円，同年１１月に①１万０８９７円，②８７６円，③２０００円及び④６４４円，同年１２月に①１万０８７６円，②８６５円，③２０００円及び④６４３円，平成１７年１月に①１万０７９８円，②１５２７円，③２０００円及び④６３９円，同年２月に①１万０７８２円，②１５７５円，③２０００円及び④６３９円，同年３月に①１万０７６３円，②１７８３円，③２０００円及び④６３８円の合計１７万６５６３円を支払った。

b　平成１７年４月に①１万０７７８円，②１６２５円，③２０００円及び④６３８円，同年５月に①１万０７５９円，②９５３円，③２０００円及び④６３７円，同年６月に①１万０６８３円，②８４５円，③２０００円及び④６３４円，同年７月に①１万０６７８円，②８５１円，③２０００円及び④６３３円，同年８月に①１万０６５７円，②８４３円，③２０００円及び④６３２円，同年９月に①１万０６３５円，②７６５円，③２０００円及び④６３１円，同年１０月に①１万０６４８円，②８６７円，③２０００円及び④６３２円，同年１１月に①１万０６２３円，②８８５円，③２０００円及び④６３１円，同年１２月に①１万０６１８円，②１５２３円，③２０００円及び④６３０円，平成１８年１月に①１万０６２１円，②１９８５円，③２０００円及び④６３１円，同年２月に①１万０６５６円，②２９８９円，③２０００円及び④６３２円，同年３月に①１万０６９７円，②３９９４円，③２０００円及び④６３４円の合計１７万７７７３円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，事務所管理費（水道料金及び共益料，ガス料金，冷暖房維持費）につき，平

成１６年度に８万８２８２円（≒１７万６５６３円×１／２），平成１７年度に８万８８８７円（≒１７万７７７３円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 事務所賃料について

小川議員は，平成１６年度及び平成１７年度において，田中善弘から，政務調査用事務所として，和歌山市広道２０番地所在の第２田中ビル３階３号室の事務室を，賃料月額３万６７５０円（消費税込み）で賃借し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃料を支払った（乙Ｂク１ないし４，２９の１・２，乙Ｅク２５）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，上記事務所賃料につき，平成１６年度及び平成１７年度に，それぞれ２２万０５００円（＝３万６７５０円×１２か月×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，小川議員が，政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「事務所管理費等」と記載したから（甲ク１，２），事務所管理費よりも高額の事務所賃料は，政務調査費の支出対象にしなかったと主張するが，このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから，採用できない。

(エ) 駐車場使用料について

小川議員は，平成１６年４月から平成１８年３月までの間，それぞれ翌月使用分の政務調査用事務所の駐車場使用料として月額１万５７５０円を支払った（乙Ｂク５ないし２８の各１，乙Ｅク２５）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，政務調査用事務所の駐車場使用料につき，平成１６年度及び平成１７年度に，それぞれ９万４５００円（＝１万５７５０円×１２か月×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，小川議員が，政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「事務所管理費等」と記載したから（甲ク１，２），事務所管理費よりも高額の駐車場使用料は，政務調査費の支出対象にしなかったと主張するが，このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから，採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　通信費について

小川議員は，政務調査用事務所の固定電話（０７３－４３６－６２２１）の使用料として，次のとおり支払をした（甲ク５，６，乙Ｃク１，２の１，３ないし８，９の１，１０ないし１２，１３の１，１４，１５，１６の１，１７ないし２０，２１の１，２２ないし２４，乙Ｅク２５）。

ａ　平成１６年４月分の１万８０４３円，同年５月分の１万２４１７円，同年６月分の１万３０７６円，同年７月分の１万４７１５円，同年８月分の１万５７４０円，同年９月分の１万２２３７円，同年１０月分の１万１８２０円，同年１１月分の１万１８３０円，同年１２月分の１万３３３１円，平成１７年１月分の１万２８８５円，同年２月分の１万０８４８円，同年３月分の１万１９４３円の合計１５万８７８５円を支払った。

ｂ　平成１７年４月分の１万２１０５円，同年５月分の１万１５６６円，同年６月分の９７００円，同年７月分の１万１８６９円，同年８月分の１万０６０９円，同年９月分の１万１２１５円，同年１０月分の１

万１７５８円，同年１１月分の９１９８円，同年１２月分の１万０４３６円，平成１８年１月分の１万０２０３円，同年２月分の１万２２４６円，同年３月分の１万１１０５円の合計１３万２０１０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に７万９４４３円（≒１５万８７８５円×１／２），平成１７年度に６万６００５円（≒１３万２０１０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 事務器経費について

経費明細書（乙Ｅク１ないし２４）のうち，日立クレジット及び和歌山ゼロックスに対する支払部分は，その体裁に照らし経費明細書が毎月作成されたものとうかがわれること，領収証等が存在する他の支払部分が正確であることにかんがみれば，信用できる。

したがって，小川議員は，事務器経費として，日立クレジットに対し，平成１６年４月から平成１８年３月までの間に月額１万９７４０円を支払ったと認められる。

また，小川議員は，和歌山ゼロックスに対し，平成１６年４月に８９２円，同年５月に１２４０円，同年６月に８９２円，同年７月に８９２円，同年８月に６７６７円，同年９月に８９２円，同年１０月に８９２円，同年１１月に１９５４円，同年１２月に８９２円，平成１７年１月に８９２円，同年２月に８９２円，同年３月に８９２円の合計１万７９８９円を支払い，同年４月に２７０３円，同年５月に８９２円，同年６月に８９２円，同年７月に２４５３円，同年８月に５１３３円，同年９月に８９２円，同年１０月に８９２円，同年１１月に２５７０円，同年１２月に８９２円，平成１８年１月に８９２円，平成１８年２月に２０１７円，同年３月に２０１７円の合計２万２２４５円を支払ったと認め

られる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，上記事務器経費につき，平成１６年度に１２万７４３５円（≒［１万９７４０円×１２＋１万７９８９円］×１／２），平成１７年度に１２万９５６３円（≒［１万９７４０円×１２＋２万２２４５円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，小川議員が，政務調査費収支報告書の支出の内訳欄に「電信電話料等」と記載したから（甲ク１，２），通信費よりも高額の事務機経費は，政務調査費の支出対象にしなかったと主張するが，このような例示の表現方法をもって政務調査費を支出しなかったと認めることはできないから，採用できない。

(エ) 雑費について

小川議員は，平成１６年５月５日にお茶代１５６０円（乙Ｃク２の２），同年１２月１５日に文具代４８８７円（乙Ｃク９の２，弁論の全趣旨）の合計６４４７円を支払い，平成１７年４月３日にお茶代１４９０円（乙Ｃク１３の２），同年７月５日に洗浄用スポンジ代３８４円（１２８円×３個［乙Ｃク１６の２，Ｅク１６，弁論の全趣旨］），同月１５日に茶こし付きケトル代８５０円（乙Ｃク１６の３），同年１２月８日に「第１１７回大会ブロンズ」代４５００円（乙Ｃク２１の２）の合計７２２４円を支払った。

しかし，上記支出のうち，「第１１７回大会ブロンズ」代４５００円は，「職場野球　表彰たて代金」（乙Ｅク２１）であり，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，上記雑費につき，平成１６年度に３２２４円（≒６４４７円×１／２），平成

１７年度に１３６２円（≒［７２２４円－４５００円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，洗浄用スポンジ３個や茶こし付きケトルが調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，洗浄用スポンジ３個や茶こし付きケトルの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるし，洗浄用スポンジの数として３個は社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

小川議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

小川議員は，平成１６年４月から平成１８年３月までの間，賃金を月額８万円として，塩谷薫を雇用し，同人に対し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｂク１，Ｄク１，Ｅク１ないし２５）。

この点，小川議員は，平成１５年４月から平成１６年３月までの間も，塩谷薫を雇用していたと陳述するが（乙Ｅク２５），その裏付けはないから，信用できない。したがって，小川議員が，上記賃金につき，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円を政務調査費から支出したことは違法である。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，小川議員が，上記賃金につき，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ４８万円（＝８万円×１２か月×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法で

ある。

オ　まとめ

(ア)　小川議員は，事務所費として，平成１６年度に８１万９４７２円，平成１７年度に７２万６２５４円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，そのうち，平成１６年度に支出許容額合計４０万３２８２円（＝８万８２８２円＋２２万０５００円＋９万４５００円）を超える４１万６１９０円，平成１７年度に支出許容額合計４０万３８８７円（＝８万８８８７円＋２２万０５００円＋９万４５００円）を超える３２万２３６７円を支出した部分は違法である。

(イ)　小川議員は，事務費として，平成１６年度に３８万３８８５円，平成１７年度に４７万０９４３円の政務調査費を支出したところ（別紙１)，そのうち，平成１６年度に支出許容額合計２１万０１０２円（＝７万９４４３円＋１２万７４３５円＋３２２４円)を超える１７万３７８３円，平成１７年度に支出許容額合計１９万６９３０円（＝６万６００５円＋１２万９５６３円＋１３６２円）を超える２７万４０１３円を支出した部分は違法である。

(ウ)　小川議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１)，そのうち，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各合計４８万円を超える各４８万円を支出した部分は違法である。

(エ)　よって，被告は，小川議員に対し，平成１５年４月分８万円，平成１５年度分（同年４月を除く。）８８万円，平成１６年度分合計１０６万９９７３円(＝４１万６１９０円＋１７万３７８３円＋４８万円)，平成１７年度分合計１０７万６３８０円（＝３２万２３６７円＋２７万４０１

３円＋４８万円）の総合計３１０万６３５３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(9) 大沢広太郎議員（以下「大沢議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

大沢議員の政務調査用事務所（和歌山県田辺市湊１０３６番地）は，自宅に設置され，後援会，「自由民主党紀伊田辺支部」，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」及び政治団体「広友会」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，ケ１０，乙Ｅケ３）。

この点，大沢議員は，後援会はグラウンドゴルフや忘年会の実施及び会費の徴収等のための会議（毎年１回）を行う程度の団体であること，「自由民主党紀伊田辺支部」は党費を受け入れて県連へ納付するだけの団体であること，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」は法人からの献金の受け皿であることから，自宅では，議員としての調査研究以外のものは行っていなかったと陳述するが（乙Ｅケ３），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，大沢議員の自宅に政務調査用事務所が設置されていることを示すものはなかったし（甲ケ１０），大沢議員が自宅で県民から陳情を受け，情報交換をするなどしていたとしても，再選や支持を主たる目的としたものであるから，議員としての調査研究とはいえないなどと主張する。しかし，その具体的な根拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分について

大沢議員の政務調査用事務所の自宅のものとは別の駐車場賃料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 駐車場賃料の支出等について

大沢議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，賃料を月額合計１万４０００円として，和歌山県田辺市湊１０３４番１所在の駐車場２台分を賃借していた（乙Ｂケ１の１・２，乙Ｅケ３，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，大沢議員が，上記駐車場賃料につき，平成１５年４月に２８００円（＝１万４０００円×１／５），平成１５年度（同年４月を除く。）に３万０８００円（＝１万４０００円×１１か月×１／５），平成１６年度に３万３６００円（＝１万４０００円×１２か月×１／５），平成１７年度に３万３６００円（＝１万４０００円×１２か月×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

大沢議員の政務調査用事務所の固定電話使用料，携帯電話使用料及び自動車の修理ないし車検の費用については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その６分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，文具代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，大沢議員は，自宅の固定電話や携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅケ３），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 平成１４年度の事務費について

大沢議員は，平成１４年度において，車代５０万円，自動車税３万４５００円，車検代１１万８０００円を支払ったと陳述するが（甲ケ５），

その裏付けはないから，信用できない。

(ウ) 平成１５年４月以降の固定電話使用料について

大沢議員は，固定電話（０７３９－２２－４１４５，０７３９－２５－０１１６，０７３９－２５－３６６７）の３回線分の使用料として，平成１５年４月分の５万８３２６円，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計２０万６０６２円，同年４月分ないし平成１８年３月分の合計２９万７８５３円を支払った（乙Ｃケ２ないし４，Ｅケ３）。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，大沢議員が，上記固定電話使用料につき，平成１５年４月に９７２１円（＝５万８３２６円×１／６），平成１６年度に３万４３４４円（≒２０万６０６２円×１／６），平成１７年度に４万９６４２円（≒２９万７８５３円×１／６）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，原告らは，３台分の固定電話が必要なものではないと主張するが，３台分の固定電話使用料も，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 平成１５年４月以降の携帯電話使用料について

大沢議員は，携帯電話（０９０－４０３０－０８６４）の使用料として，平成１５年４月分の７０９６円（乙Ｃケ１２），平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計７万７７０３円（乙Ｃケ１４，１５），同年４月分ないし平成１８年３月分の合計７万８４５６円（乙Ｃケ１５，１６）を支払った。

なお，平成１７年６月分ないし平成１８年３月分の使用料において，「ドコモ料金支払内訳書」（乙Ｃケ１５，１６）に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」（乙Ｃケ５の１ないし１０）に表示された電

話使用料と異なる。しかし，上記「ドコモ料金支払内訳書」の「記事欄」には「一括請求によるお支払い」との記載があることからすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれるところ，上記書面に表示された電話使用料は，上記「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話のみの使用料であると認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，大沢議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１５年４月に１１８３円（≒７０９６円×１／６），平成１６年度に１万２９５１円（≒７万７７０３円×１／６），平成１７年度に１万３０７６円（≒７万８４５６円×１／６）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 平成１５年４月以降の自動車の修理ないし車検の費用について

大沢議員は，南和総業株式会社に対し，自動車の修理又は車検の費用として，平成１５年４月２５日に４万９８００円，平成１６年８月３０日に６万８６１２円を支払った（乙Ｃケ１０，１１，Ｅケ３）。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，大沢議員が，自動車の修理又は車検の費用につき，平成１５年４月に８３００円（＝４万９８００円×１／６），平成１６年度に１万１４３５円（≒６万８６１２円×１／６）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，自動車の修理及び車検の費用は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念相当といえる。

(カ) 平成１５年４月以降の文具代等について

大沢議員は，卸問屋米喜に対し，平成１７年４月１１日に１万８７７１円，同月２８日に３１３５円，同年７月１１日に４２００円，同年８月１０日に３０２４円の合計２万９１３０円を支払った（乙Ｃケ６ない

し９)。

なお，卸問屋米喜が「コクヨ全製品・三菱鉛筆特約店」であり，事務用品，学用文具，ＯＡ機器，包装資材を取り扱っていることや（乙Ｃケ６ないし９)，上記支払額からすれば，上記支払は，文具代等と認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，大沢議員が，上記文具代等につき，平成１７年度に５８２６円（＝２万９１３０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

大沢議員は，平成１５年４月以降，賃金を月額８万円として，大沢議員の妻である大沢敏江を雇用していたと陳述する（乙Ｅケ３)。しかし，その裏付けはないから，信用できない。

オ　まとめ

(ア)　大沢議員は，事務所費として，平成１５年４月に２万８０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に３０万８０００円，平成１６年度に３３万６０００円，平成１７年度に１６万８０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１)，そのうち，平成１５年４月に支出許容額２８００円を超える２万５２００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計３万０８００円を超える２７万７２００円，平成１６年度に支出許容額合計３万３６００円を超える３０万２４００円，平成１７年度に支出許容額合計３万３６００円を超える１３万４４００円を支出した部分は違法である。

(イ)　大沢議員は，事務費として，平成１４年度に６５万２５００円（ただし，原告らが問題としている部分)，平成１５年４月に５万５３６９円，平成１６年度に２９万４７４７円，平成１７年度に３４万９２８６円の政務調査費を支出した（別紙１)。そのうち，平成１４年度の６５万２５

００円の支出は全額違法であり，平成１５年４月に支出許容額合計１万９２０４（＝９７２１円＋１１８３円＋８３００円）を超える３万６１６５円，平成１６年度に支出許容額合計５万８７３０円（＝３万４３４４円＋１万２９５１円＋１万１４３５円）を超える２３万６０１７円，平成１７年度に支出許容額合計６万８５４４円（＝４万９６４２円＋１万３０７６円＋５８２６円）を超える２８万０７４２円を支出した部分は違法である。

(ウ) 大沢議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出は全額違法である。

(エ) よって，被告は，大沢議員に対し，平成１４年度分６５万２５００円，平成１５年４月分合計１４万１３６５円（＝２万５２００円＋３万６１６５円＋８万円），平成１５年度分（同年４月を除く。）合計１１５万７２００円（＝２７万７２００円＋８８万円），平成１６年度分合計１４９万８４１７円（＝３０万２４００円＋２３万６０１７円＋９６万円），平成１７年度分合計１３７万５１４２円（＝１３万４４００円＋２８万０７４２円＋９６万円）の総合計４８２万４６２４円の不当利得の返還を請求するべきである。

(10) 尾崎太郎議員

ア 事務所の設置状況等について

尾崎太郎議員の政務調査用事務所（和歌山市東長町九丁目９）は，自宅（同市土佐町三丁目３０－１）とは別の場所に設置され，「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅコ１）。

この点，尾崎太郎議員は，「自由民主党和歌山県笑顔支部」が，法人から

の献金を受けるための団体であり，活動の実体はなかったと陳述するが（乙Ｅコ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ　人件費について

尾﨑太郎議員が政務調査費収支報告書において，事務所費に計上した経費は，人件費に計上されるべきものであったから（弁論の全趣旨），以下，人件費として検討する。

(ア)　人件費の按分等について

尾﨑太郎議員は，「太成会」の人件費については，中村眞人及び橋脇安次を雇用していたと陳述するところ（乙Ｄコ３４，Ｅコ１），同人らの住所，生年月日，年齢及び電話番号も具体的に明らかにしており，信用できる。

したがって，尾﨑太郎議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

尾﨑太郎議員は，平成１５年５月から平成１８年３月までの間，賃金を月額１０万円として，和田牧子を雇用し，同人に対し，各月末日付けで賃金月額１０万円を支払った（乙Ｄコ１ないし３３，Ｅコ１）。

なお，平成１６年４月及び平成１７年４月の賃金の領収証はないが，平成１５年５月から平成１８年３月までの他の月につき，領収証が存在することからすれば，平成１６年４月及び平成１７年４月においても，他の月と同様に賃金１０万円が支払われたと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，尾﨑太郎議員が，上記賃金につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万円（＝１０万円×１１か月×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各６０万円

（＝１０万円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，和田牧子が「自由民主党和歌山県笑顔支部」に雇用されていたと主張するが，その主張を認める証拠はないから，採用できない。

また，原告らは，尾崎太郎議員が３年間も誤って人件費を事務所費として計上していたというのは不自然であり，政務調査費収支報告書が修正されたのは監査の対象となった平成１７年度のみであったから，尾崎太郎議員は，実際には和田牧子に対し賃金を支払っていなかったと主張するが，上記説示のとおり，採用できない。

ウ　まとめ

(ア)　尾崎太郎議員は，事務費及び人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，各１１０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計５５万円を超える５５万円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各合計６０万円を超える各５０万円を支出した部分は違法である。

(イ)　よって，被告は，尾崎太郎議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）５５万円，平成１６年度分６０万円，平成１７年度分６０万円の総合計１７５万円の不当利得の返還を請求するべきである。

(11)　尾崎要二議員

ア　事務所の設置状況等について

尾崎要二議員の政務調査用事務所（和歌山県海南市下津町上５６３番地２）は，自宅に設置されており，後援会，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び政治団体「要政会」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅサ１）。

この点，尾崎要二議員は，後援会及び「要政会」の活動実体はなかったと陳述するが（乙Ｅサ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

ａ　尾崎要二議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費及び切手代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，尾崎要二議員は，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に１１９万円，平成１７年度に１７万円を支出した（甲サ５の２・３）。

したがって，後述する事務用品・備品購入費及び切手代等に，上記「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点，尾崎要二議員は，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」が光熱費及び大きな備品購入費等を負担していたから，政務調査費は，調査研究に係る事務遂行に要する経費以外に支出しなかったと陳述する（乙Ｅサ１）。他方，原告らは，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」が事務費を支出していたから，政務調査用事務所が負担した事務費はなかったと主張する。しかし，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「備品・消耗品費」の内訳は明らかではないから，尾崎要二議員の上記陳述は信用できないし，原告らの上記主張は採用できない。

ｂ　通信費（固定電話使用料，ファックス用電話使用料及び携帯電話使用料）については，上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」及び「要政会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調

査費を支出した部分は違法である。

この点，尾崎要二議員は，携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが(乙Ｅサ１)，その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費及び切手代等について

a 事務用品・備品購入費について

尾崎要二議員は，事務用品・備品購入費として，次のとおり支払をした。

(a) 平成１６年４月１５日に地図代８９９円（乙Ｃサ３９の２），同月２３日にファックス用紙代２３１０円（乙Ｃサ３９の１），同年６月９日に岡田デンキ工事店に対して１６００円（乙Ｃサ３９の３），同年７月５日にパソコンセキュリティソフト代６０４８円（乙Ｃサ３９の４），同月２５日にフロッピーディスク代５８０円（乙Ｃサ３９の５），同年８月１６日にファックス用紙代１１６０円（乙Ｃサ３９の６），同年１０月１５日にファックス用紙代６０８円（乙Ｃサ３９の８），同月２２日に修正テープ代３７８円及びスペアテープ代１８９円（乙Ｃサ３９の７），同年１２月２４日にファックス用紙代２６４０円及びプリンターのインク代４９３５円（乙Ｃサ３９の９），平成１７年１月１１日に「文具・事務用品・ＯＡ機器　有限会社コニシ」に対して２万４１５０円（乙Ｃサ３９の１０），同年２月５日にビデオテープ代１８００円（乙Ｃサ３９の１１），同月１６日に「１００円ＳＨＯＰオリーブ」に対して２００円（乙Ｃサ３９の１２），同日にパソコン代１８万円及び増設メモリ代６０６９円（乙Ｃサ４０の１・２），同日にＤＶＤ－ＲＡＭ代５００円（乙Ｃサ４０の４），同年３月１４日にビデオテープ代２２００円（乙Ｃサ３９の１３），同月１８日に携帯電話購入費１万３６５０円（乙Ｃサ４０の３）の

合計２４万９９１６円を支払った。

(b) 平成１７年4月２７日にファックス用紙代１３２０円（乙Ｃサ１４の３），同月２８日にＶＨＳテープ代１８３８円（乙Ｃサ１４の２），同年５月６日に印刷費１万７３２５円（乙Ｃサ１５の１，Ｅサ１），同月１８日に地図代１８９０円及び雑誌代５５９円（乙Ｃサ１５の２），同年６月２３日にプリンターのインク代８４０円及びファックス用紙代１１６０円（乙Ｃサ１６の４），同年７月４日にパソコンセキュリティソフト代４２００円（乙Ｃサ１７），同年８月２２日に文具代５１０５円（乙Ｃサ１８，Ｅサ１），同年９月６日にファックス用紙代２３２０円（乙Ｃサ１９の２），同月１２日にパソコン付属品代２７８０円（乙Ｃサ１９の３），同年９月２２日にパソコン代１６万９７９８円（乙Ｃサ１９の１），同年１０月４日にプリンターのインク代６６２０円（乙Ｃサ２０の２），同年１１月３０日に文具類代１４７８円（乙Ｃサ２１の３，Ｅサ１），同年１２月１６日に地図代２３１０円（乙Ｃサ２２の３），平成１８年１月３日にパソコンのドライブ代１万５０００円及びＣＤ－ＲＷ代７８０円（乙Ｃサ２３の２），同日にパソコンの配線器具代１２８０円（乙Ｃサ２３の３，Ｅサ１），同月８日にパソコン関連品代３９６０円（乙Ｃサ２３の１），同月２２日にイヤホンマイク代２９４０円（乙Ｃサ２３の４），同年２月２４日にファックス用紙代２３２０円（乙Ｃサ２４の３），同年３月３日にコピー用紙代２２８円（乙Ｃサ２５の２），同年３月９日にパソコン関連品代４４０３円（乙Ｃサ２５の１），同月１３日に事務用封筒代８８円（乙Ｃサ２５の３）の合計２５万０５４２円を支払った。

なお，上記支払のうち，平成１６年６月９日の岡田デンキ工事店に対する１６００円（乙Ｃサ３９の３）は，被告が，事務所用電話子機

の電池代であると主張しているところ，支払先及び支払額からすれば，そのとおり認められる。また，平成１７年１月１１日の「文具・事務用品・ＯＡ機器　有限会社コニシ」に対する２万４１５０円（乙Ｃサ３９の１０）は，被告が，コピー用紙，大型封筒，ペン，マジック等の事務用品・備品購入費であると主張しているところ，支払先からすれば，そのとおり認められる。

しかし，平成１７年２月１６日の「１００円ＳＨＯＰオリーブ」に対する２００円（乙Ｃサ３９の１２）は，被告が，調査研究のための文具１点の代金１００円を含むとしか主張していないから，尾崎要二議員が，他の１００円に政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１６年８月１６日及び同年１０月１５日のファックス用紙代に係る領収証（乙Ｃサ３９の６・８）の会員番号が異なっているから，尾崎要二議員が購入したものではないと主張する。しかし，異なる会員カードで購入されたものであるからといって，調査研究に係る事務遂行に要する経費でないと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。また，同年７月２５日のフロッピーディスク代に係る領収書（乙Ｃサ３９の５）が尾崎聖子宛てであることについても，同様である。

また，原告らは，２年連続で購入されたパソコン代が，調査研究に係る事務遂行に要する経費として，社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし，上記パソコン代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

ｂ　切手代等について

尾崎要二議員は，次のとおり切手代等の支払をした。

(a) 平成１６年４月１２日にはがき代５万円（乙Ｃサ３８の１），同月１４日にはがき代２万５０００円及び交換手数料８５５円（乙Ｃサ３８の２），同年５月６日にはがき代１万５０００円（乙Ｃサ３８の３），平成１７年３月２８日に切手代３万２０００円及びはがき代５万円（乙Ｃサ３８の４）の合計１７万２８５５円を支払った。

(b) 平成１７年４月７日に「ＥＸＰＡＣＫ５００」の料金１０００円（乙Ｃサ１４の１），同年６月３日に切手代１万１５１０円（乙Ｃサ１６の２），同月８日に切手代３万２０００円（乙Ｃサ１６の１），同月２２日に往復はがき代１０００円（乙Ｃサ１６の３），同年１０月１７日に「ＥＸＰＡＣＫ５００」の料金５００円（乙Ｃサ２０の１），同年１１月８日に上山印刷所に対して７８７５円（乙Ｃサ２１の１），同日にはがき代２万５０００円（乙Ｃサ２１の２），同年１２月１６日に切手代４万５０００円（乙Ｃサ２２の１・２），同月２６日にはがき代３０００円（乙Ｃサ２２の５），同月２８日にはがき代１５００円（乙Ｃサ２２の４），平成１８年２月８日に切手代５万円（乙Ｃサ２４の１），同月１７日に郵便料金２００円（乙Ｃサ２４の２），同年３月９日に郵便料金１４０円（乙Ｃサ２５の４）の合計１７万８７２５円を支払った。

なお，上記支払のうち，平成１７年１１月８日の上山印刷所に対する７８７５円（乙Ｃサ２１の１）は，尾崎要二議員が，封筒代込みの印刷費であると陳述するところ（乙Ｅサ１），支払先及び支払額からすれば，信用できる。

この点，原告らは，上記切手代等は高額であり，調査研究のためのものではなかったと主張する。しかし，上記切手代等は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，

原告らの上記主張は採用できない。

c　まとめ

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１１９万円を加えて４分の１，平成１７年度につき１７万円を加えて４分の１）のとおり，尾崎要二議員が，上記事務用品・備品購入費及び切手代等につき，平成１６年度に４０万３１６８円（＝〔[２４万９９１６円－１００円＋１７万２８５５円]＋１１９万円〕×１／４），平成１７年度に１４万９８１７円（≒〔[２５万０５４２円＋１７万８７２５円]＋１７万円〕×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　固定電話及びファックス用電話の使用料について

尾崎要二議員は，固定電話及びファックス用電話の使用料につき，次のとおり支払をした。

a　固定電話（０７３－４９２－４８８４）の使用料として，

(a)　平成１６年５月分の９６３６円，同年６月分の９１８９円，同年７月分の９５０６円，同年８月分の１万４１９８円，同年９月分の１万０６３８円，同年１０月分の９８７４円，同年１１月分の８４４２円，同年１２月分の９１７３円，平成１７年１月分の７３９３円，同年２月分の９２８５円，同年３月分の９４３８円の合計１０万６７７２円を支払った。

(b)　平成１７年４月分の９０００円，同年５月分の１万２２０８円，同年６月分の８７１０円，同年７月分の７６２８円，同年８月分の１万１９５９円，同年９月分の２万４２８３円，同年１０月分の１万５４２０円，同年１１月分の９１７４円，同年１２月分の９７６８円，平成１８年１月分の９８５１円，同年２月分の１万５９４７円，同年３月分の１万０１８２円の合計１４万４１３０円を支払った。

b　ファックス用電話（０７３－４９２－５１８７）の使用料として，

(a)　平成１６年５月分の４７８６円，同年６月分の４５７４円，同年７月分の５６６５円，同年８月分の５６５１円，同年９月分の４７０１円，同年１０月分の４８１７円，同年１１月分の４６４６円，同年１２月分の４６３０円，平成１７年１月分の４５４８円，同年２月分の４２８４円，同年３月分の４１４７円の合計５万２４４９円を支払った。

(b)　平成１７年４月分の４１９２円，同年５月分の４３６５円，同年６月分の４１２５円，同年７月分の３９０８円，同年８月分の３９１５円，同年９月分の３９２０円，同年１０月分の５８８３円，同年１１月分の４００６円，同年１２月分の３９５６円，平成１８年１月分の３９３３円，同年２月分の３９０７円，同年３月分の３９１５円の合計５万００２５円を支払った。

（以上につき，乙Ｃサ１ないし１２，２６ないし３６［枝番を含む。］）

そして，上記(ｱ)の按分割合（５分の１）のとおり，尾崎要二議員が，平成１６年度に３万１８４４円（≒［１０万６７７２円＋５万２４４９円］×１／５），平成１７年度に３万８８３１円（＝［１４万４１３０円＋５万００２５］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｴ)　携帯電話使用料について

尾崎要二議員は，携帯電話（①０９０－３３５０－４７５０，②０９０－７０９２－５３７７又は０８０－７０９２－５３７７，③０９０－７１０９－７１０７）の使用料として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年５月分の２万８８７３円（①１万９０５０円，②７１９８円，③２６２５円），同年６月分の１万１９９６円（①９３７１円，③２６２５円），同年７月分の１万０９９１円（①８３６６円，③２６

２５円)，同年８月分の１万２９５１円（①１万０３２６円，③２６２５円)，同年９月分の１万２６５０円（①１万０１４１円，③２５０９円)，同年１０月分の１万１４８７円（①８９７８円，③２５０９円)，同年１１月分の１万４９２２円（①１万２４１３円，③２５０９円)，同年１２月分の１万２００８円（①９４９９円，③２５０９円)，平成１７年１月分の１０８２８円（①８３１９円，③２５０９円)，同年２月分の１万１２０８円（①８４８９円，③２７１９円)，同年３月分の１万３３１３円（①１万０８０４円，③２５０９円）の合計１５万１２２７円を支払った。

b　平成１７年４月分の１万７９７６円（①１万５３６２円，③２６１４円)，同年５月分の２万３３８８円（①２万０７８８円，③２６００円)，同年６月分の１万８８９５円（①１万６３４９円，③２５４６円)，同年７月分の１万５２５８円（①１万２５４１円，③２７１７円)，同年８月分の２万００３４円（①１万６１３９円，③３８９５円)，同年９月分の１万８２０１円（①１万５６９２円，③２５０９円)，同年１０月分の１万８８２０円（①１万６３１１円，③２５０９円)，同年１１月分の１万６８３７円（①１万４３２８円，③２５０９円)，同年１２月分の１万３６７６円（①１万１１６７円，③２５０９円)，平成１８年１月分の１万５７３０円（①１万３２０７円，③２５２３円)，同年２月分の１万４２５４円（①１万１６４０円，③２６１４円)，同年３月分の１万３３８０円（①１万０８７１円，③２５０９円）の合計２０万６４４９円を支払った。

（以上につき，乙Ｃサ１３，３７［枝番を含む。］）

しかし，尾崎要二議員の携帯電話使用料は，「ファミリー割引」の適用対象であったから（乙Ｃサ１３，３７［枝番を含む。］)，親回線ではない②及び③の携帯電話は，同議員の家族が使用する携帯電話であったと認

められるから，上記支払のうち，これらの携帯電話使用料に係る平成１６年度の３万５４７１円，平成１７年度の３万２０５４円に政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，尾崎要二議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万３１５１円（≒［１５万１２２７円－３万５４７１円］×１／５），平成１７年度に３万４８７９円（≒［２０万６４４９円－３万２０５４円］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

尾崎要二議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ，尾崎要二議員は，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「人件費」としても，平成１５年度に１７２万円，平成１６年度に１２２万円，平成１７年度に１１５万円を支出した（甲サ５の１ないし３）。

したがって，後述する人件費に，上記「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「人件費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点，原告らは，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」が人件費を支出していたから，政務調査用事務所が負担した人件費はなかったと主張する。しかし，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の「人件費」の内訳は明らかではないから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ)　人件費の支出等について

尾崎要二議員は，平成１５年４月１日から，勤務場所を「尾崎要二事務所」，業務内容を書類整理や陳情の聞き取り等，賃金を平成１５年４月

から平成１７年３月までの間においては月額８万円，平成１７年４月から平成１８年３月までの間においては月額４万円として，尾崎要二議員の妻である尾崎聖子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１７年３月分の賃金として月額８万円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額４万円を支払った（乙Ｄサ１ないし４，６，７，Ｅサ１［枝番を含む。］）。

また，尾崎要二議員は，親族である尾崎和美を雇用し，同人に対し，平成１５年９月１２日付けで賃金として１万５０００円，同年１２月２９日付けで賃金として２万１０００円の合計３万６０００円を支払い，平成１６年６月から同年８月までの間の各２０日付けで賃金としてそれぞれ１万５０００円，同年９月２０日付け及び平成１７年２月２０日付けで賃金としてそれぞれ２万円の合計８万５０００円を支払った（乙Ｄサ５の１ないし５，８の１・２，Ｅサ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年度につき１７２万円を加えて４分の１，平成１６年度につき１２２万円を加えて４分の１，平成１７年度につき１１５万円を加えて４分の１）のとおり，尾崎要二議員が，上記賃金につき，平成１５年４月に５万５８３３円（≒［８万円＋１７２万円×１か月／１２か月］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に６２万３１６６円（≒［８万円×１１か月＋３万６０００円＋１７２万円×１１か月／１２か月］×１／４），平成１６年度に５６万６２５０円（＝［８万円×１２か月＋８万５０００円＋１２２万円］×１／４），平成１７年度に４０万７５００円（＝［４万円×１２か月＋１１５万円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　まとめ

(ア)　尾崎要二議員は，事務費として，平成１６年度に６１万２９７２円，平成１７年度に６９万６２１５円の政務調査費を支出したところ（別紙

１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計４５万８１６３円（＝４０万３１６８円＋３万１８４４円＋２万３１５１円）を超える１５万４８０９円，平成１７年度に支出許容額合計２２万３５２７円（＝１４万９８１７円＋３万８８３１円＋３万４８７９円）を超える４７万２６８８円を支出した部分は違法である。

(イ) 尾崎要二議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に９１万６０００円，平成１６年度に１０４万５０００円，平成１７年度に４８万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計５万５８３３円を超える２万４１６７円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計６２万３１６６円を超える２９万２８３４円，平成１６年度に支出許容額合計５６万６２５０円を超える４７万８７５０円，平成１７年度に支出許容額合計４０万７５００円を超える７万２５００円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって，被告は，尾崎要二議員に対し，平成１５年４月分２万４１６７円，平成１５年度（同年４月を除く。）分２９万２８３４３円，平成１６年度分合計６３万３５５９円（＝１５万４８０９円＋４７万８７５０円），平成１７年度分合計５４万５１８８円（＝４７万２６８８円＋７万２５００円）の総合計１４９万５７４８円の不当利得の返還を請求するべきである。

(12) 門三佐博議員（以下「門議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

門議員の政務調査用事務所（和歌山市西汀丁２６所在の経済センタービルの１室）は，自宅（和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東８４７の２）とは別の場所に設置され，春和産業株式会社，紀伊商事和歌山営業所及び政治団体「博友会」と併設されていた（甲Ａ５の３，シ５，乙Ｅシ１，弁論の

全趣旨)。

この点，原告らは，門議員が政務調査用事務所があったと陳述するビルの案内板等には，事務所名や門議員の氏名の表示がなく，客観的に見て，門議員の事務所が設置されていることを認識できない状態であった（甲シ１２）から，政務調査用事務所があるとは認められないと主張する。しかし，外形上，政務調査事務所があると認識できないからといって，政務調査用事務所がないと断定的に認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ　事務所費について

門議員は，平成１７年度において，門議員が代表者であった「博友会」（甲Ａ５の３）から，賃料を月額４万円として，政務調査用事務所を賃借し，そのうち５０％に政務調査費を支出したと陳述する（乙Ｅシ１)。

また，門議員が，「博友会」に対し，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の事務所賃料として４８万円（４万円×１２か月）を支払った旨の記載がある平成１８年３月３１日付け領収証が存在する（乙Ｂシ１)。

さらに，「博友会」は，本件訴訟係属後の平成２２年１月１８日付けで，総務大臣及び和歌山県選挙管理委員会に対し，平成１８年分の収支報告書について，「個人からの寄附」欄に計上した門議員からの平成１８年１１月９日付け４８万円を削除し，「その他の収入」欄に「事務所借上料の個人負担分」４８万円を計上する旨の訂正願を提出した（甲シ１０，乙Ｂシ２)。

しかし，上記事務所の賃貸借契約書はない（甲Ａ３，弁論の全趣旨)。また，上記領収証の日付（平成１８年３月３１日）と上記寄附の日付（平成１８年１１月９日）とは，大きく異なる。さらに，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の賃料を上記収支報告書のとおり同年１１月９日に支払ったというのは不自然である。したがって，門議員の陳述等は信用できない。

そうすると，門議員が，政務調査用事務所の賃料に政務調査費を支出したことは違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

a　門議員の政務調査用事務所の切手代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，門議員は，「博友会」の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に１４２万３６４０円，平成１７年度に２２０万１２７８円を支出した（甲シ１１の２・３）。

したがって，後述する切手代等に，上記「博友会」の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出したことは違法であるとするのが相当である。

この点，原告らは，「博友会」が事務費を支出していたから，政務調査用事務所が負担した事務費はなかったと主張する。しかし，「博友会」の「備品・消耗品費」の内訳は明らかではないから，原告らの上記主張は採用できない。

b　門議員の自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Ｅシ１），その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

c　門議員の携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，春和産業株式会社，紀伊商事和歌山営業所及び「博友会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，門議員は，携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅシ１），その裏付けはないから，信用

できない。

(イ) 切手代等について

門議員は，切手代等として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年４月１６日に切手代等２万３５６０円(乙Ｃシ４２の１)，同年５月１７日に切手代等３万４２５０円（乙Ｃシ４２の２)，同年６月９日に切手代等３万１４６０円（乙Ｃシ４２の３)，同年７月２２日に切手代等１万７８７０円（乙Ｃシ４２の４)，同年８月１０日に切手代等２万０９１０円（乙Ｃシ４２の５)，同年９月９日に切手代等１万５０８０円（乙Ｃシ４２の６)，同年１０月１３日に切手代等３万１２１０円（乙Ｃシ４２の７)，同年１１月２日にはがき代１万５０００円（乙Ｃシ４２の１１)，同年１１月１２日に切手代等３万１６６０円（乙Ｃシ４２の８)，同年１２月１４日に切手代等２万３７００円（乙Ｃシ４２の９)，平成１７年３月２２日に坂口弘子に対して切手等立替金４万７９５０円（乙Ｃシ４２の１０）の合計２９万２６５０円を支払った。

b　平成１７年４月２８日に切手代３万円（乙Ｃシ１６の２)，同年５月２日に切手代１万円（乙Ｃシ１６の３)，同年１２月５日に郵送料８６０円(乙Ｃシ１６の１)，平成１８年２月２４日に切手代２２８０円(乙Ｃシ１６の４）の合計４万３１４０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１４２万３６４０円を加えて４分の１，平成１７年度につき２２０万１２７８円を加えて４分の１）のとおり，門議員が，上記切手代等につき，平成１６年度に４２万９０７３円（≒［２９万２６５０円＋１４２万３６４０円］×１／４)，平成１７年度に５６万１１０５円（≒［４万３１４０円＋２２０万１２７８円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記切手代等は高額であり，調査研究のためのものではなかったと主張する。しかし，上記切手代等は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 自宅の固定電話使用料について

門議員は，自宅の固定電話２回線（①０７３６－２２－２２２７，②０７３６－２２－６８４８）の使用料として，次のとおり支払をした（乙Ｃシ２ないし１３，１７ないし２８［枝番を含む。］，Ｅシ１）。

a　平成１６年４月分の①６８３２円及び②６９４０円，同年５月分の①６１２６円及び②８０２９円，同年６月分の①４５６３円及び②７７３５円，同年７月分の①５５７０円及び②９０９２円，同年８月分の①５７７９円及び②１万０５４０円，同年９月分の①５５９１円及び②８４５３円，同年１０月分の①５５７９円及び②６６１２円，同年１１月分の①５４６４円及び②６５５４円，同年１２月分の①５４２２円及び②７２７８円，平成１７年１月分の①７０１０円及び②６２７３円，同年２月分の①４３０５円及び②７９９８円，同年３月分の①４３７３円及び②７０２８円の合計１５万９１４６円を支払った。

b　平成１７年４月分の①４３０２円及び②６７０３円，同年５月分の①４３２３円及び②９５８０円，同年６月分の①４３３４円及び②６８５８円，同年７月分の①４３９２円及び②６１０２円，同年８月分の①５１２６円及び②７４５２円，同年９月分の①５７０７円及び②５８８８円，同年１０月分の①４５６０円及び②６４６３円，同年１１月分の①３９９１円及び②５７７７円，同年１２月分の①３８４３円及び②６３４７円，平成１８年１月分の①５６７６円及び②７３８２円，同年２月分の①３８６４円及び②６０６６円，同年３月分の①

３９５８円及び②７０９５円の１３万５７８９円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，門議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に７万９５７３円（＝１５万９１４６円×１／２），平成１７年度に６万７８９５円（≒１３万５７８９円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，門議員の政務調査用事務所が，自宅に設置されていなかったから，自宅の固定電話は専ら私的に利用されたと主張する。しかし，門議員が使用した自宅の固定電話の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

門議員は，携帯電話（①０９０－３０５２－００４４，②０９０－２１１２－５１９０）の使用料として，次のとおり支払をした（乙Ｃシ１５，２９ないし４１［枝番を含む。］）。

a　平成１６年４月分の①１万５７１９円及び②３１９７円，同年５月分の①８７８７円及び②２９４３円，同年６月分の①８３６３円及び②２８４５円，同年７月分の①９０２８円及び②２８４７円，同年８月分の①９１８８円及び②２８４５円，同年１０月分の①１万０９３０円及び②２８４５円，同年１１月分の①７６２３円及び②３２８６円，同年１２月分の①６４９２円及び②２８４５円，平成１７年１月分の①８７３０円及び②３１８８円，同年２月分の①１万０９６８円及び②５５３２円，同年３月分の①６７１４円及び②４３４１円の①合計１０万２５４２円及び②合計３万６７１４円を支払い，同年４月分の①７２４２円及び②２８０３円を支払った。

b　平成１６年９月分の①及び②の合計１万００３８円，平成１７年５月分の①及び②の合計１万３６４３円，同年６月分の①及び②の合計

１万２１４１円，同年７月分の①及び②の合計１万３４１１円，同年８月分の①及び②の合計１万８９０９円，同年９月分の①及び②の合計１万３８１３円，同年１０月分の①及び②の合計１万７１６６円，同年１１月分の①及び②の合計１万２９３２円，同年１２月分の①及び②の合計１万８２６７円，平成１８年１月分の①及び②の合計１万５５５５円，同年２月分の①及び②の合計１万５２８４円，同年３月分の①及び②の合計１万４０８７円を支払った。

ところで，門議員の携帯電話使用料は，「ファミリー割引」の適用対象であったから（乙Ｃシ１５，２９ないし４１［枝番を含む。］），上記①及び②は，門議員及びその家族が使用する携帯電話であるところ，そのうち親回線である上記①が門議員の使用する携帯電話と認めるのが相当である。そして，上記①及び②の携帯電話の使用料の内訳が不明な上記ｂの支払については，その内訳が判明している上記ａの①及び②の使用料比率に基づき，門議員の携帯電話使用料を算出するのが相当である。

上記使用料比率をみると，上記ａの支払のうちの①合計１０万９７８４円（＝１０万２５４２円＋７２４２円）と②合計３万９５１７円（＝３万６７１４円＋２８０３円）の比率は，７３．５３：２６．４７（≒１０万９７８４円／［１０万９７８４円＋３万９５１７円］：３万９５１７円／［１０万９７８４円＋３万９５１７円］）となる。

したがって，上記ｂの支払については，平成１６年９月分は①が７３８１円で，②が２６５７円と認めるのが相当である。また，平成１７年５月分は①が１万００３２円で，②が３６１１円，同年６月分は①が８９２７円で，②が３２１４円，同年７月分は①が９８６１円で，②が３５５０円，同年８月分は①が１万３９０４円で，②が５００５円，同年９月分は①が１万０１５７円で，②が３６５６円，同年１０月分は①が１万２６２２円で，②が４５４４円，同年１１月分は①が９５０９円で，

②が３４２３円，同年１２月分は①が１万３４３２円で，②が４８３５円，平成１８年１月分は①が１万１４３８円で，②が４１１７円，同年２月分は①が１万１２３８円で，②が４０４６円，同年３月分は①が１万０３５８円で，②が３７２９円，以上の①の合計１２万１４７８円，②の合計４万３７３０円と認めるのが相当である。

しかし，上記支払のうち親回線ではない②に係る平成１６年度の合計３万９３７１円（＝３万６７１４円＋２６５７円），平成１７年度の合計４万６５３３円（＝２８０３円＋４万３７３０円）に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，門議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万１９８５円（≒［１０万２５４２円＋７３８１円］×１／５），平成１７年度に２万５７４４円（＝［７２４２円＋１２万１４７８円］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

門議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ，門議員は，「博友会」の「人件費」としても，平成１５年度ないし平成１７年度に各１２０万円を支出した（甲シ１１の１ないし３）。

したがって，後述する人件費に，上記「博友会」の「人件費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点，被告は，「博友会」が後記(イ)の坂口弘子とは別の者を雇用していたと主張する。他方，原告らは，「博友会」が人件費を支出していたから，政務調査用事務所が負担した人件費はなかったと主張する。しかし，

「博友会」の「人件費」の対象は明らかではないから，被告及び原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 人件費の支出等について

門議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，勤務場所を和歌山市西汀丁２６，業務内容を「議員活動の政務調査事務等」，賃金を月額１０万円（通勤費含む）として，坂口弘子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１０万円を支払った（乙Ｄシ１ないし５［枝番を含む。］）。

なお，平成１７年８月分の賃金の領収証（乙Ｄシ２の５）には金額の記載がないが，雇用契約書及び他の月の領収証（乙Ｄシ１ないし５［枝番を含む。］）の記載からすれば，門議員は，坂口弘子に対し，平成１７年８月分の賃金として，１０万円を支払ったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（各年度につき，１２０万円を加えて４分の１）のとおり，門議員が，平成１５年４月に５万円（＝［１０万円＋１２０万円×１か月／１２か月］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万円（＝［１０万円×１１か月＋１２０万円×１１か月／１２か月］×１／４），平成１６年度及び平成１７年度に各６０万円（＝［１０万円×１２か月＋１２０万円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，門議員が，坂口弘子の賃金の領収証（甲シ６ないし９［枝番を含む。］）を複写して使い回していたから，実際は賃金を支払っていなかったと主張する。確かに，上記領収証の体裁や文字の形状からすれば，支払者及び受領者の氏名，受領者の住所，金額については複写されたものと認められる。しかし，領収証の日付，但し書き，「坂口」の印影については複写されたものとは認められない。したがって，門議員が，坂口弘子に対し，賃金を支払っていなかったとは認められないか

ら，原告らの上記主張は採用できない。

エ．まとめ

(ア) 門議員は，事務所費として，平成１７年度に２４万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），その支出は違法である。

(イ) 門議員は，事務費として，平成１６年度に６１万７２２４円，平成１７年度に３５万４１８２円の政務調査費を支出した(別紙１)。そのうち，平成１６年度に支出許容額合計５３万０６３１円（＝４２万９０７３円＋７万９５７３円＋２万１９８５円）を超える８万６５９３円を支出した部分は違法であるが，平成１７年度については，支出許容額合計６５万４７４４円(＝５６万１１０５円＋６万７８９５円＋２万５７４４円)を超える違法支出はない。

(ウ) 門議員は，人件費として，平成１５年４月に１０万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１１０万円，平成１６年度及び平成１７年度に各１２０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計５万円を超える５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計５５万円を超える５５万円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各合計６０万円を超える各６０万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，門議員に対し，平成１５年４月分５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）分５５万円，平成１６年度分合計６８万６５９３円（＝８万６５９３円＋６０万円），平成１７年度分合計８４万円（＝２４万円＋６０万円）の総合計２１２万６５９３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(13) 木下善之議員（以下「木下議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

(ア) 木下議員の政務調査用事務所は，木下議員の自宅（和歌山県橋本市市

脇一丁目１１番７号）の敷地内の別棟に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ３，５の３，乙Ｅス１）。

(イ) 木下議員は，平成１７年３月２８日，橋本市長選挙に立候補することを表明し，同年５月１１日，和歌山県議会議員を辞職した（甲ス５ないし８，弁論の全趣旨）。

ところで，県議会議員が他の選挙に立候補する場合，その表明以前から準備をすることが通常と認められ，その期間は３か月と認めるのが相当であり，選挙用事務所で準備を行った等の特段の事情が認められない限り，選挙の準備は政務調査用事務所で行われたと推認するべきである。そして，木下議員について，上記特段の事情は認められない。したがって，木下議員は，平成１７年１月以降，政務調査用事務所において，橋本市長選挙への立候補準備も行っていたと認められる。

イ　事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

まず，木下議員の政務調査用事務所の平成１６年１２月以前の電気料金，灯油代及びロッカー購入費については，上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１６年１２月以前のガス料金及び水道料金については，政務調査用事務所のガス及び水道の検針メーターが木下議員の自宅のものと兼用されていたから（乙Ｅス１），社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

次に，平成１７年１月以降の電気料金及び灯油代については，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念

上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１月以降のガス料金及び水道料金については，政務調査用事務所のガス及び水道の検針メーターが木下議員の自宅のものと兼用されていたから（乙Ｅス１），社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所備品修繕等について

木下議員は，平成１６年度に，事務所備品修繕費等２万８３２６円を支払ったところ，平成１９年１月２０日に事務所を整理した際に領収証等を焼却したと陳述するが（乙Ｅス１），その裏付けはないから，信用できない。

(ウ) 電気料金について

a　木下議員は，①お客様番号が「７４　０１　０１０１　０１１３０３　３１」の契約に係る電気料金として，平成１６年４月分の７３０５円，同年５月分の４９６７円，同年６月分の５０６５円，同年７月分の５６５０円，同年８月分の９６３４円，同年９月分の７８０３円，同年１０月分の７２７２円，同年１１月分の５４６５円，同年１２月分の５４８９円の合計５万８６５０円を支払い，平成１７年１月分の７１９９円，同年２月分の５４６６円，同年３月分の５８３５円の合計１万８５００円を支払い，同年４月分の７２７３円，同年５月分の８１１３円の合計１万５３８６円を支払った（乙Ｂス１）。

b　また，木下議員は，②お客様番号が「７４　０１　０１０１　０１１３０８　３１」の契約に係る電気料金としても，平成１６年４月分の１万４５５４円，同年５月分の１万２３５６円，同年６月分の１万１９３７円，同年７月分の１万３８２１円，同年８月分の１万９１８５円，同年９月分の１万６６４７円，同年１０月分の１万２９２６円，

同年１１月分の１万２２６９円，同年１２月分の１万７４７７円，平成１７年１月分の２万１０６４円，同年２月分の１万６８９１円，同年３月分の１万６１５２円，同年４月分の２万０２７０円，同年５月分の２万１９０２円を支払った（乙Ｂス２）。

ｃ　ところで，木下議員は，上記①が政務調査用事務所のもので，上記②が自宅のものであると陳述するところ（乙Ｂス２），上記ア(ア)のとおり，木下議員の政務調査用事務所が，自宅敷地内の別棟に設置されていたこと，上記①よりも上記②の方が高額であることからすれば，木下議員の上記陳述は信用できる。したがって，上記①が政務調査用事務所のものと認められる。

他方，原告らは，上記①も自宅のものであると主張するが，これを裏付ける証拠はないから，採用できない。

ｄ　そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記電気料金につき，平成１６年度に３万５４９２円（≒５万８６５０円×１／２＋１万８５００円×１／３），平成１７年度に５１２９円（≒１万５３８６円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ)　灯油代について

木下議員は，政務調査用事務所の灯油代として，平成１６年１１月分の４３６６円，同年１２月分の１万１０４４円の合計１万５４１０円を支払い，平成１７年１月分の４９８０円，同年２月分の１万０５６０円，同年３月分の５５２０円の合計２万１０６０円を支払い，同年４月分の４６６２円を支払った（乙Ｂス３，Ｅス１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記灯油代につき，

平成１６年度に１万４７２５円（＝１万５４１０円×１／２＋２万１０６０円×１／３），平成１７年度に１５５４円（＝４６６２円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，灯油は調査研究に直接必要なものではないと主張するが，灯油代は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

また，原告らは，灯油が木下議員の自宅に配達されていたから，政務調査用事務所のものではなかったと主張する。しかし，木下議員の政務調査用事務所が，自宅敷地内の別棟に設置されていたことからすれば，配達場所が政務調査用事務所でないからといって，その使途が政務調査用事務所のものでないと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，平成１７年４月及び同年５月に暖房の必要はなかったと主張する。しかし，①「センター処理日」が平成１７年４月１日とされている灯油代５５２０円については，「処理日」が同年３月１０日とされ，②「センター処理日」が同年５月１日とされている灯油代４６６２円については，「処理日」が同年４月４日とされている（乙Ｂス３）ところ，「センター処理日」は紀北川上農業協同組合における会計処理日であり，現実の購入日は「処理日」であると認められるから，上記①及び②の灯油は，それぞれ同年３月下旬及び４月上旬に使用されたと認められる。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) ロッカー購入費について

木下議員は，平成１６年５月２０日，スチール書庫２個の代金として５万８０００円を支払った（乙Ｂス５の１・２）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前であるため２分の１）のとおり，木下議員が，上記スチール書庫の代金につき，平成１６

年度に２万９０００円（＝５万８０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，事務費に当たるロッカー購入費に，事務所費として政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，政務調査費収支報告書に計上する使途を誤ったからといって，政務調査費の支出が違法であると認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，ロッカーは調査研究に直接必要なものではないと主張するが，ロッカーの購入費は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(カ) ガス料金について

木下議員は，政務調査用事務所のガス料金として，平成１６年４月分の２４０３円，同年５月分の３１７７円，同年６月分の２５７５円，同年７月分の２６１８円，同年８月分の３２２６円，同年９月分の２９１９円，同年１０月分の２８３３円，同年１１月分の２９１９円，同年１２月分の２５３２円の合計２万５２０２円を支払い，平成１７年１月分の２５７５円，同年２月分の３００５円，同年３月分の２４４６円の合計８０２６円を支払い，同年４月分の３０９１円，同年５月分の３０４８円の合計６１３９円を支払った（乙Ｂス３，Ｅス１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は３分の１，平成１７年１月以降は４分の１）のとおり，木下議員が，上記ガス料金につき，平成１６年度に１万０４０８円（≒２万５２０２円×１／３＋８０２６円×１／４），平成１７年度に１５３５円（≒６１３９円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ガスが調査研究に直接必要なものではないなどと

主張するが，ガス料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(キ) 上下水道料金について

木下議員は，事務所の上下水道料金として，平成１６年４月分の９０８３円，同年５月分の８４９７円，同年６月分の１万０５４８円，同年７月分の９３７６円，同年８月分の１万１７２０円，同年９月分の１万０５４８円，同年１０月分の９３７６円，同年１１月分の８７９０円，同年１２月分の８７９０円の合計８万６７２８円を支払い，平成１７年１月分の６７３９円，同年２月分の７６１８円，同年３月分の６１５３円の合計２万０５１０円を支払い，同年４月分の８２０４円，同年５月分の１万０５４８円の合計１万８７５２円を支払った（乙Ｂス４，Ｅス１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は３分の１，平成１７年１月以降は４分の１）のとおり，木下議員が，上記上下水道料金につき，平成１６年度に３万４０３７円（≒８万６７２８円×１／３＋２万０５１０円×１／４），平成１７年度に４６８８円（＝１万８７５２円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，水道は調査研究に直接必要なものではないなどと主張するが，水道料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

まず，木下議員の政務調査用事務所の平成１６年１２月以前の事務用品・備品購入費，固定電話使用料，ファックス用電話使用料については，

上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１６年１２月以前の携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

次に，平成１７年１月以降の事務用品・備品購入費，固定電話使用料，ファックス用電話使用料については，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１月以降のの携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や選挙の準備，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 文具類代について

木下議員は，平成１６年度に，コピー用紙等文具類代１５万０７４８円を支払ったところ，平成１９年１月２０日に事務所を整理した際に領収書等を焼却したと陳述するが（乙Ｅス１），その裏付けはないから，信用できない。

(ウ) 郵便料金について

木下議員は，平成１７年１月７日，７４０６通分の郵便料金４０万９６４０円を支払った（乙Ｃス８）。

しかし，上記支払は，上記アのとおり木下議員が和歌山県橋本市長選挙の準備を開始した平成１７年１月以降のものであり，その数量が多い

ことに加えて，木下議員から政務調査用に使用したとの合理的な説明がないことからすれば，選挙活動のものであって，調査研究に係る事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

(エ) 事務用品・備品購入費について

木下議員は，平成１６年８月３日にコピートナー代１万８９００円(乙Ｃス９)，同月４日にコピートナー代１万８９００円（乙Ｃス９）の合計３万７８００円を支払い，平成１７年３月４日にコピートナー代３万７８００円（乙Ｃス９）を支払い，同年４月２２日にパソコン代１５万４０８０円（乙Ｃス６），同日のファックス紙代１４７０円（乙Ｃス７），同月２８日のファックス機代３万１２９０円（税込み）及びインクフィルム代２４１５円（税込み。実際の支払額は合計額から４９円を値引きした額である。乙Ｃス７）並びに同年５月２日の「ツギ線　１５００Ｗ用」代１７７４円（乙Ｃス７）の合計１９万０９８０円を支払った。

しかし，上記支払のうち，平成１７年４月２２日のパソコン代及び同月２８日のファックス機代及びこれに係るインクフィルム代の合計１８万７７３６円（＝１５万４０８０円＋３万１２９０円＋２４１５円－４９円）は，相当長期間の調査研究を前提とする事務用品・備品購入費であるところ，その支払は，上記アのとおり木下議員が橋本市長選挙に立候補を表明した平成１７年３月２８日以降のものである。したがって，上記購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当なものと認められず，これに政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に３万１５００円（＝３万７８００円×

１／２＋３万７８００円×１／３），平成１７年度に１０８１円（＝［１９万０９８０円－１８万７７３６円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，コピートナーを２日連続で購入する必要はなかったいと主張する。しかし，コピートナー２個の購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話使用料について

木下議員は，事務所の固定電話（０７３６－３２－６３６６）の使用料として，平成１６年４月使用分の１万６８２４円，同年５月使用分の１万０６８３円，同年６月使用分の１万３１４３円，同年７月使用分の１万１１２０円，同年８月使用分の１万２１５３円，同年９月使用分の１万５３６１円，同年１０月使用分の１万１５７４円，同年１１月使用分の９５６０円，同年１２月使用分の７９８５円の合計１０万８４０３円を支払い，平成１７年１月使用分の１万４４８３円，同年２月使用分の１万２８２６円，同年３月使用分の２万２１３６円の合計４万９４４５円を支払い，同年４月使用分の３万２８３１円，同年５月使用分の４万１４３９円の合計７万４２７０円を支払った（乙Ｃス１，２，Ｅス１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に７万０６８４円（＝１０万８４０３円×１／２＋４万９４４５円×１／３），平成１７年度に２万４７５７円（＝７万４２７０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) ファックス用電話使用料について

木下議員は，事務所のファックス用電話（０７３６－３３－５５２３）

の使用料として，平成１６年４月使用分の１５３０円，同年５月使用分の１５２２円，同年６月使用分の１６４２円，同年７月使用分の２０８１円，同年８月使用分の１７０５円，同年９月使用分の３０５９円，同年１０月使用分の１７３６円，同年１１月使用分の１６１０円，同年１２月使用分の１５２２円の合計１万６４０７円を支払い，平成１７年１月使用分の１５９６円，同年２月使用分の１８１５円，同年３月使用分の４１３３円の合計７５４４円を支払い，同年４月使用分の３０１４円，同年５月使用分の１万１６８５円の合計１万４６９９円を支払った（乙Ｃス３，４，Ｅス１）。

そして，上記(ｱ)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記ファックス用電話使用料につき，平成１６年度に１万０７１９円（＝１万６４０７円×１／２＋７５４４円×１／３），平成１７年度に４９００円（＝１万４６９９円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｷ) 携帯電話使用料について

木下議員は，携帯電話（０９０－３０５１－８７９９）の使用料として，平成１６年４月使用分の４４６６円，同年５月使用分の３６７２円，同年６月使用分の３５５５円，同年７月使用分の４４６６円，同年８月使用分の４５６９円，同年９月使用分の３４３３円，同年１０月使用分の３７３５円，同年１１月使用分の３４６７円，同年１２月使用分の３５４０円の合計３万４９０３円を支払い，平成１７年１月使用分の３４３３円，同年２月使用分の３５４４円，同年３月使用分の４１８７円の合計１万１１６４円を支払い，同年４月使用分の４６５７円，同年５月使用分の４４８１円の合計９１３８円を支払った（乙Ｃス５）。

そして，上記(ｱ)の按分割合（平成１６年１２月以前は３分の１，平成

１７年１月以降は４分の１）のとおり，木下議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１万４４２５円（≒３万４９０３円×１／３＋１万１１６４円×１／４），平成１７年度に２２８５円（≒９１３８円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

まず，木下議員の政務調査用事務所の平成１６年１２月以前の人件費については，上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

次に，平成１７年１月以降の人件費については，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

a　木下直子

木下議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を和歌山県橋本市市脇一丁目１１番７号，業務内容を和歌山県議会議員活動に伴う調査研究及び資料作成作業補助事務，賃金を１日５０００円として，木下議員の長男の妻である木下直子を雇用し，その賃金として，平成１５年４月分の４万円，平成１５年５月分ないし平成１６年３月分の４５万７５００円，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の５７万円，平成１７年４月分及び同年５月分の９万円を支払った（乙Ｄス１，２，Ｅス１）。

なお，平成１７年１月分ないし同年３月分の賃金額が不明であるため，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の賃金合計額から平均

をとって按分し，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の支払額５７万円のうち，平成１６年４月分ないし平成１６年１２月分は，４２万７５００円（＝５７万円×９か月／１２か月），平成１７年１月分ないし同年３月分は，１４万２５００円（＝５７万円×３か月／１２か月）と認める。

b　山本都

木下議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，賃金を平成１５年４月から平成１６年３月までの間は１日５０００円，平成１６年４月から平成１７年５月までの間は１日６０００円として，山本都を雇用し，その賃金として，平成１５年４月分の１０万５０００円，平成１５年５月分ないし平成１６年３月分の９１万５０００円，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の１３７万１０００円，平成１７年４月分及び同年５月分の２１万６０００円を支払った（乙Ｄス３，Ｅス１）。

なお，平成１７年１月分ないし同年３月分の賃金額が不明であるため，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の賃金合計額から平均をとって按分し，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の支払額１３７万１０００円のうち，平成１６年４月分ないし平成１６年１２月分は，１０２万８２５０円（＝１３７万１０００円×９か月／１２か月），平成１７年１月分ないし同年３月分は，３４万２７５０円（＝１３７万１０００円×３か月／１２か月）と認める。

c　そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は２分の１，平成１７年１月以降は３分の１）のとおり，木下議員が，上記人件費のうち，平成１５年４月に７万２５００円（＝［４万円＋１０万５０００円］×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に６８万６２５０円（＝［４５万７５００円＋９１万５０００円］×１／２），平成１

６年度に８８万９６２５円（＝［４２万７５００円＋１０２万８２５０円］×１／２＋［１４万２５００円＋３４万２７５０円］×１／３），平成１７年度に１０万２０００円（＝［９万円＋２１万６０００円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，被用者を複数雇用する必要はなかったなどと主張する。しかし，上記アのとおりの木下議員の政務調査用事務所の設置状況からすれば，木下議員の被用者は，調査研究以外の事務にも従事していたと認められるから，複数の被用者が雇用されていたことが不自然とはいえず，その人数や賃金額に不当な点は認められない。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア) 木下議員は，事務所費として，平成１６年度に１７万１２２８円，平成１７年度に１万３８００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１２万３６６２円（＝３万５４９２円＋１万４７２５円＋２万９０００円＋１万０４０８円＋３万４０３７円）を超える４万７５６６円，平成１７年度に支出許容額合計１万２９０６円（＝５１２９円＋１５５４円＋１５３５円＋４６８８円）を超える８９４円を支出した部分は違法である。

(イ) 木下議員は，事務費として，平成１６年度に６８万１８１２円，平成１７年度に１２万４０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１２万７３２８円（＝３万１５００円＋７万０６８４円＋１万０７１９円＋１万４４２５円）を超える５５万４４８４円，平成１７年度に支出許容額合計３万３０２３円（＝１０８１円＋２万４７５７円＋４９００円＋２２８５円）を超える９万０９７７円を支出した部分は違法である。

(ウ) 木下議員は，人件費として，平成１５年４月に１１万６０００円，平

成１５年度（同年４月を除く。）に１０９万８０００円，平成１６年度に１５５万３０００円，平成１７年度に２４万５０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計７万２５００円を超える４万３５００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計６８万６２５０円を超える４１万１７５０円，平成１６年度に支出許容額合計８８万９６２５円を超える６６万３３７５円，平成１７年度に支出許容額合計１０万２０００円を超える１４万３０００円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，木下議員に対し，平成１５年４月分４万３５００円，平成１５年度分（同年４月を除く。）４１万１７５０円，平成１６年度分合計１２６万５４２５円（＝４万７５６６円＋５５万４４８４円＋６６万３３７５円），平成１７年度分合計２３万４８７１円（＝８９４円＋９万０９７７円＋１４万３０００円）の総合計１９５万５５４６円の不当利得の返還を請求するべきである。

(14) 阪部菊雄議員（以下「阪部議員」という。）

ア 阪部議員は，平成１９年８月１６日，隣家から出火した火災により，自宅敷地内にあった阪部株式会社の事務所等が焼失した際，政務調査費の証拠書類等も焼失した上，政務調査費の経理を行っていた阪部洋三が平成１８年７月１７日に死亡したと陳述する（乙Ｅソ１）。しかし，その裏付けはないから，阪部議員の上記陳述は信用できない。

イ 阪部議員は，事務所費として，平成１６年度に１２万５０００円，平成１７年度に２８万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

ウ 阪部議員は，事務費として，平成１６年度に５万円，平成１７年度に１２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

エ　阪部議員は，人件費として，平成１５年４月に１０万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１１４万２０００円，平成１６年度に１２６万２０００円，平成１７年度に１３１万５０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

オ　よって，被告は，阪部議員に対し，平成１５年４月分１０万円，平成１５年度分（同年４月を除く。）１１４万２０００円，平成１６年度分合計１４３万７０００円（＝１２万５０００円＋５万円＋１２６万２０００円），平成１７年度分合計１７１万５０００円（＝２８万円＋１２万円＋１３１万５０００円）の総合計４３９万４０００円の不当利得の返還を請求するべきである。

(15)　坂本登議員（以下「坂本議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

坂本議員の政務調査用事務所（①和歌山県日高郡みなべ町南道３５２，②同郡日高町荊木１３，③同郡美山村初湯川２０）は，坂本議員の自宅（和歌山県日高郡みなべ町谷口３５２－５）とは別の場所に設置されていた（甲タ４，乙Ｂタ１ないし４，Ｅタ１，弁論の全趣旨）。

また，上記①の事務所は，後援会，株式会社坂本農園（以下「坂本農園」という。）及び株式会社坂本建設（以下「坂本建設」という。）と併設されていた（甲Ａ５の３，甲タ３）。

なお，坂本建設は，自宅にも設置され（甲タ４，乙Ｃタ３ないし１３），「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は，坂本議員の自宅に設置されていた（甲Ａ５の２）。

この点，被告は，坂本建設が平成１１年ころから休眠状態であったと主張するが，これを裏付ける証拠はないから，採用できない。

他方，原告らは，住宅地図において，和歌山県日高郡みなべ町南道３５２には，坂本農園と坂本建設の表示があったのに，政務調査用事務所の表

示はなかったから（甲タ３），政務調査用事務所は存在しなかったなどと主張する。しかし，住宅地図に表示されていなかったからといって，政務調査用事務所が存在しなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，複数の事務所が設置されていたのは政治活動のためであったなどと主張するが，具体的な根拠はないから，採用できない。

イ　事務所費について

坂本議員は，上記②の事務所につき，管理者であった村嵜悦子に対し，平成１７年８月３０日に光熱費その他２万４０００円，同年９月３０日に同年４月分ないし同年９月分の賃料１８万円，同年１２月３０日に光熱費その他２万４０００円，平成１８年３月３０日に平成１７年１０月分ないし平成１８年３月分の賃料１８万円を支払ったと陳述する（乙Ｅタ１）。

しかし，上記②の事務所の建物賃貸借契約書や，光熱費等の支払に関する契約書はない。また，坂本議員が村嵜悦子宛てに６か月分をまとめて支払った旨の領収証が作成されているが（乙Ｂタ１ないし４），村嵜悦子は，坂本議員が上記②の事務所で雇用していた者であり，上記②の事務所の建物等の所有者は野田稔であったこと（乙Ｄタ１，４［枝番を含む。］，Ｅタ１，弁論の全趣旨）からすれば，不自然である。

したがって，坂本議員の陳述等は信用できず，坂本議員が，政務調査用事務所の賃料等に政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

上記①の事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

上記②及び③の事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的

のものが併設されていなかった事務所で使用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

上記①ないし③の事務所のいずれの事務費か明らかでないものについては，全ての事務所の事務費と認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の３を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，坂本建設，坂本農園及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」の各活動や，私的に利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その６分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，坂本議員は，携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅタ１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) パソコン代について

坂本議員は，平成１７年６月１５日，上記①の事務所のパソコン代１６万円を支払った（乙Ｃタ１，Ｅタ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，坂本議員が，上記パソコン代につき，平成１７年度に４万円（＝１６万円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) コピー機代について

坂本議員は，上記②の事務所の１台のコピー機代として，平成１６年８月１０日に１７万円，同年１０月１０日に２０万円の合計３７万円を支払った（乙Ｃタ１６の１・２，Ｅタ１）。

上記コピー機代は，議員が行う調査研究に係る事務遂行に係る経費として社会通念上相当であるから，その支出は全額適法である。

この点，原告らは，コピー機が政務調査費を支出することが許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として３７万円は社会通念上相当であるから，採用できない。

(エ) 文書作成委託費について

坂本議員は，上記①ないし③の事務所のいずれの事務費か明らかでないワープロ入力サービス代として，平成１６年９月４日に１万６５００円，同月２３日に６０００円，平成１７年２月２８日に２０００円の合計２万４５００円を支払った（乙Ｃタ１４の１ないし３）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の３）のとおり，坂本議員が，上記ワープロ入力サービス代につき，平成１６年度に１万８３７５円（＝２万４５００円×３／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) コピー作業費について

坂本議員は，上記①ないし③の事務所のいずれの事務費か明らかでないコピー作業費として，坂本議員の妻である坂本富美子に対し，平成１６年４月３０日，同年５月３１日，同年６月３０日，同年７月３１日，同年８月３１日，同年９月３０日，同年１０月３１日，同年１１月３０日，同年１２月３０日，平成１７年１月３１日，同年２月２６日，同年３月３１日にそれぞれ１万円の合計１２万円を支払った（乙Ｃタ１５の１ないし１２，Ｅタ１，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の３）のとおり，坂本議員が，上記コピー作業費につき，平成１６年度に９万円（＝１２万円×３／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，支払日のほとんどが毎月末であったから，コピー作業費ではなかったと主張するが，具体的な根拠はないから，採用できない。

(カ) 携帯電話使用料について

坂本議員は，携帯電話（０９０－３０３１－１７３７）の使用料として，平成１６年４月分の４万２８６９円，同年５月分の３万８６６６円，同年６月分の３万２３６７円，同年７月分の３万３７４４円，同年８月分の３万２８３１円，同年９月分の２万９６４３円，同年１０月分の３万７７２６円，同年１１月分の５万２７０７円，同年１２月分の３万６２８６円，平成１７年１月分の３万４６６０円，同年２月分の２万９２６０円，同年３月分の３万０８７０円の合計４３万１６２９円を支払った（乙Ｃタ３ないし１３）。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，坂本議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に７万１９３８円（≒４３万１６２９円×１／６）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，携帯電話使用料の事前案内書兼領収証の宛先が坂本建設であるから（乙Ｃタ３ないし８），携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，携帯電話使用料は，上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当といえるから，原告らの上記主張は採用できない。

エ 人件費について

(ア) 人件費の按分等について

上記①の事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

上記②及び③の事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で雇用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

(イ) 人件費の支出等について

a　安達幸治

坂本議員は，上記①の事務所において，安達幸治を雇用し，同人に対し，平成１６年１１月に１万円を支払い，平成１７年４月ないし平成１８年３月の各２８日にそれぞれ２万円の合計２４万円を支払った（乙Ｄ３の１ないし１２，６，Ｅタ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，坂本議員が，平成１６年度に２５００円（＝１万円×１／４），平成１７年度に６万円（＝２４万円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　村嵜悦子

坂本議員は，上記②の事務所において，村嵜悦子を雇用し，同人に対し，平成１６年６月３０日，同年９月２７日，同年１２月２８日，平成１７年２月２８日にそれぞれ６万円の合計２４万円を支払い，同年４月ないし平成１８年３月の各末日にそれぞれ２万円の合計２４万円を支払った（乙Ｄタ１の１ないし１２，４の１ないし４，Ｅタ１）。

そして，上記(ア)のとおり，上記②の事務所の人件費については，按分の必要はなく，上記支払は全額適法である。

この点，原告らは，賃金の支払が３か月分の後払い又は１か月分の前払いとなっていたことや，領収証の領収者欄に，村嵜悦子の氏名の上に上記②の事務所の所在地が記入されていること（乙Ｄタ１の１ないし１２，４の１ないし４）から，坂本議員が賃金を支払った事実はないなどと主張する。しかし，いずれも村嵜悦子が氏名等を記入し押印しており，上記事情から，村嵜悦子が労働に従事していなかったとか，賃金支払の事実がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

c　玉置早苗

坂本議員は，上記③の事務所において，玉置早苗を雇用し，同人に対し，平成１６年４月ないし平成１７年３月の各末日にそれぞれ５万円の合計６０万円を支払い，同年４月２８日，同年５月３０日，同年６月３０日，同年７月３０日，同年８月３０日，同年９月３０日，同年１０月３０日，同年１１月３０日，同年１２月３０日，平成１８年１月３０日，同年２月２８日，同年３月３０日にそれぞれ３万円の合計３６万円を支払った（乙Ｄタ２の１ないし１２，５の１ないし１２，Ｅタ１）。

そして，上記(ア)のとおり，上記③の事務所の人件費については，按分の必要はなく，上記支払は全額適法である。

この点，原告らは，領収証の領収者欄に，上記③の事務所の所在地が記入されていること（乙Ｄタ２の１ないし１２，５の１ないし１２）から，坂本議員が賃金を支払った事実はないなどと主張する。しかし，いずれも玉置早苗が氏名等を記入し押印していたから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　坂本議員は，事務所費として，平成１７年度に４０万８０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），その支出は全額違法である。

(イ)　坂本議員は，事務費として，平成１６年度に８５万０５１２円，平成１７年度に１６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計５５万０３１３円（＝３７万円＋１万８３７５円＋９万円＋７万１９３８円）を超える３０万０１９９円，平成１７年度に支出許容額４万円を超える１２万円を支出した部分は違法である。

(ウ)　坂本議員は，人件費として，平成１６年度に８５万円，平成１７年度

に８４万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計８４万２５００円（＝２５００円＋２４万円＋６０万円）を超える７５００円，平成１７年度に支出許容額合計６６万円（＝６万円＋２４万円＋３６万円）を超える１８万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，坂本議員に対し，平成１６年度分合計３０万７６９９円（＝３０万０１９９円＋７５００円），平成１７年度分合計７０万８０００円（＝４０万８０００円＋１２万円＋１８万円）の総合計１０１万５６９９円の不当利得の返還を請求するべきである。

(16) 下川俊樹議員（以下「下川議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

下川議員の政務調査用事務所（和歌山県新宮市下田一丁目２番２２号）は，自宅に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ５の３，乙Ｅチ１）。

なお，下川議員が代表者を務める「自由民主党新宮支部」は和歌山県新宮市下本町１－１－２に，政治団体「紀新会」は同市神倉２－２－１８に，それぞれ設置されていた（甲Ａ５の２・３）。

この点，原告らは，下川議員が，自宅においても「自由民主党新宮支部」の活動をしていたと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

下川議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，後納郵便料金，切手代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，固定電話使用料，ファックス用電話使用料，電話リース料，フ

ファックス機購入費については，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党新宮支部」及び「紀新会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費について

下川議員は，平成１７年５月２７日にファクシミリ用紙代４８００円（乙Ｃチ７の１），同年６月３日にコピー用紙代３８０円（乙Ｃチ７の２），同月２９日に名刺代７８００円（乙Ｃチ７の３）の合計１万２９８０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，下川議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１７年度に６４９０円（＝１万２９８０円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，名刺が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，名刺代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ウ) 後納郵便料金について

下川議員は，後納郵便料金として，平成１７年４月分の８７００円，同年５月分の１万５０８０円，同年６月分の５８００円，同年７月分の７５４０円，同年８月分の１万５０８０円，同年９月分の８７００円，同年１０月分の１万１６００円，同年１１月分の１万１０２０円，同年１２月分の１万２１８０円，平成１８年１月分の１万３３４０円の合計１０万９０４０円を支払った（乙Ｃチ８の１ないし１０）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，下川議員が，上記

後納郵便料金につき，平成１７年度に５万４５２０円（＝１０万９０４０円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 切手代等について

下川議員は，平成１６年５月２４日に通常はがき代２０００円及び往復はがき代３２００円，同年１１月２４日に往復はがき代４０００円及び切手代２０００円の合計１万１２００円を支払い，平成１７年３月１８日に郵便料金１万８９６０円，同年１２月１９日に切手代１７６０円，平成１８年３月６日に切手代７００円，同月１７日に切手代３万００３０円の合計５万１４５０円を支払った（乙Ｃチ９の１ないし４，１０の１・２）。

しかし，上記支払のうち，平成１７年３月１８日の郵便料金１万８９６０円は，平成１６年度の支払であり，議員が平成１７年度に行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（乙Ｅチ１）とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，下川議員が，上記切手代等につき，平成１６年度に５６００円（＝１万１２００円×１／２），平成１７年度に１万６２４５円（＝［５万１４５０円－１万８９６０円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１８年３月１７日の切手代３万００３０円が過量で，平成１７年度内の調査研究のためのものではないなどと主張する。しかし，上記切手代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話使用料，ファックス用電話使用料について

下川議員は，固定電話（①０７３５－２２－５７０３，②０７３５－２２－２２２６）の使用料として，平成１７年４月分の①８８０５円，同年５月分の①６３７６円，同年６月分の①９１０１円，同年７月分の①８３４８円，同年８月分の①７９１４円，同年９月分の①６３１２円及び②２万５８８３円，同年１０月分の①８５４１円及び②４６５６円，同年１１月分の①９０４７円及び②３５６０円，同年１２月分の①７３９４円及び②４７９７円，平成１８年１月分の①６４１１円及び②３７７７円，同年２月分の①１万１０２９円及び②４６６４円，同年３月分の①１万０４４０円及び②２９９３円の合計１５万００４８円を支払った（乙Ｃチ１の１ないし１２，２の１ないし７）。

また，下川議員は，ファックス用電話（０７３５－２３－２５０４）の使用料として，平成１７年４月分の２６１９円，同年５月分の２５０４円，同年６月分の２６５５円，同年７月分の２４７６円，同年８月分の２５５７円，同年９月分の２６４７円，同年１０月分の２５０９円，同年１１月分の２５５４円，同年１２月分の２６３４円，平成１８年１月分の２６０１円，同年２月分の２５９７円，同年３月分の２６１５円の合計３万０９６８円を支払った（乙Ｃチ３の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，下川議員が，上記固定電話及びファックス用電話の使用料につき，平成１７年度に６万０３３９円（≒［１５万００４８円＋３万０９６８円］×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，電話３台分の電話使用料が，調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし，上記電話使用料は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用

できない。

(カ) 電話リース料について

下川議員は，平成１７年７月分，同年９月分，同年１０月分，及び平成１８年３月分の電話リース料として，それぞれ３４２３円の合計１万３６９２円を支払った（乙Ｃチ５の１ないし４）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，下川議員が，上記電話リース料につき，平成１７年度に４５６４円（＝１万３６９２円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) ファックス機購入費について

下川議員は，平成１７年５月２６日にファックス機購入費として１万４８００円を支払った（乙Ｃチ６）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，下川議員が，上記ファックス機購入費につき，平成１７年度に４９３３円（≒１万４８００円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) 携帯電話使用料について

下川議員は，携帯電話（０９０－９５４６－４１８４）の使用料として，平成１７年５月分の７７４６円，同年６月分の７０７４円，同年７月分の８７９３円，同年９月分の１万１６８４円，同年１０月分の９３８７円，同年１１月分の６９１１円（うち延滞利息として７０円），同年１２月分の８９９２円，平成１８年１月分の７０９５円，同年２月分の６９１７円，同年３月分の６１０２円の合計８万０７０１円を支払った（乙Ｃチ４の１ないし１０）。

しかし，上記支出のうち，平成１７年１１月分の使用料に係る延滞利息７０円は，下川議員の履行遅滞により発生したものであり，議員が行う調査研究に係る事務遂行に要するとは認められないから，それに政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，下川議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１７年度に１万６１２６円（≒［８万０７０１円－７０円］×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

下川議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおりその他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

下川議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を下川議員の自宅，仕事内容を調査研究活動の補助，賃金を月額８万円として，下川議員の妻である下川すみれを雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄチ１ないし６，Ｅチ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，下川議員が，人件費につき，平成１５年４月に４万円（＝８万円×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に４４万円（＝８万円×１１か月×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各４８万円（＝８万円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　まとめ

(ア)　下川議員は，事務費として，平成１６年度に１万１２００円，平成１７年度に２９万７９１８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計５６００円を超える５６００円，平成１７年度に支出許容額合計１６万３２１７円（＝６４９０円＋５万

４５２０円＋１万６２４５円＋６万０３３９円＋４５６４円＋４９３３円＋１万６１２６円）を超える１３万４７０１円を支出した部分は違法である。

(イ) 下川議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額４万円を超える４万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計４４万円を超える４４万円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額合計４８万円を超える各４８万円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって，被告は，下川議員に対し，平成１５年４月分４万円，平成１５年度分（同年４月を除く。）４４万円，平成１６年度分合計４８万５６００円（＝５６００円＋４８万円），平成１７年度分合計６１万４７０１円（＝１３万４７０１円＋４８万円）の総合計１５８万０３０１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(17) 須川倍行議員（以下「須川議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

須川議員の政務調査用事務所（和歌山県新宮市神倉４－５－１５所在のスズキビル１階）は，自宅（同市神倉２－４－１９）とは別の場所に設置されていた（乙Ｅツ１）。

なお，須川議員の後援会は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の３）。

この点，原告らは，和歌山県監査委員が認めたとおり，政務調査用事務所に政治団体が併設されていた（甲Ａ３）と主張する。しかし，その主張を裏付ける証拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

須川議員の政務調査用事務所の駐車場（和歌山県新宮市神倉２丁目１３３８－１［乙Ｂツ１］）の賃料については，その場所と上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動にも利用されていたと認められるから（乙Ｅツ１），その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 駐車場の賃料について

須川議員は，契約期間を平成１４年３月１８日から平成１８年３月３１日までの間，駐車車両の車名をカローラ，駐車車両の登録番号を「さ６２－７４」，賃料を月額６０００円として，松岡文子から，和歌山県新宮市神倉２丁目１３３８－１所在の駐車場を賃借し（乙Ｂツ１ないし４［枝番を含む。］，Ｅツ１，弁論の全趣旨），後援会名義で，松岡文子に対し，平成１５年５月分ないし平成１８年３月分の駐車場賃料として月額６０００円を支払った（乙Ｂツ２ないし４［枝番を含む。］）。

なお，平成１５年５月分，同年７月分，同年９月分，同年１２月分，平成１６年１月分ないし同年３月分の駐車場賃料の銀行振込明細書はないが，平成１５年６月から平成１８年３月までの他の月の銀行振込明細書があることからすれば，他の月と同様に駐車場賃料６０００円が支払われたと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，須川議員が，上記駐車場賃料につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に３万３０００円（＝６０００円×１１か月×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各３万６０００円（＝６０００円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記駐車場賃貸借契約において，「カローラ」「さ６２－３４」以外の無断駐車禁止の特約があったことや（乙Ｂツ１），上記駐車場が自宅付近にあったことから，特定の車両専用の自宅用駐車場

であったなどと主張する。しかし，上記駐車場賃貸借契約は，須川議員が県議会議員に選出される１年以上前に締結されたから（乙Ｂツ１，弁論の全趣旨），特定の車両の駐車のみを予定していたことは不自然ではない。また，須川議員は，自宅の隣の車庫を自宅用駐車場に利用していると陳述するところ（乙Ｅツ１），その陳述は具体的であり，信用できる。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，自宅に設置されていた後援会が上記駐車場の賃料を支払い，これを利用していたと主張する。しかし，弁論の全趣旨により認められる上記駐車場，政務調査用事務所及び後援会の場所を考慮すれば，上記駐車場が政務調査用事務所のために利用されなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，駐車場は調査研究に直接必要なものではないと主張するが，駐車場の賃料は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

須川議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，パソコン通信費及び切手代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

また，自宅の固定電話使用料，携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費について

須川議員は，事務用品・備品購入費として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年４月２３日にＬＡＮ代及びその出張設定費用１万２５７９円（乙Ｃツ２７の１），同年５月３１日に杉本敦子に対して９０００円（乙Ｃツ２８の１），同年７月２６日に文具類代５２５円（乙Ｃツ３０の６，弁論の全趣旨），同月２８日に現像代３９６９円（乙Ｃツ３０の５，弁論の全趣旨），同年８月１１日に文具類代５８８円（乙Ｃツ３１の１，弁論の全趣旨），同年９月３日に用紙代３０００円（乙Ｃツ３２の１，弁論の全趣旨），同年１２月３日に文具類代３７５９円（乙Ｃツ３５の３，弁論の全趣旨），同日に文具類代８４０円（乙Ｃツ３５の１，弁論の全趣旨），同月９日にプリンターのインク代５６７０円（乙Ｃツ３５の２），同月１８日に文具類代８７１円（乙Ｃツ３５の６，弁論の全趣旨）の合計４万０８０１円を支払った。

b　平成１７年４月１日に文具類代２３０円（乙Ｃツ３の３，弁論の全趣旨），同月６日に写真プリント代３０１４円（乙Ｃツ３の２），同月９日に肩書き筆耕料２０００円（乙Ｃツ３の４），同月１８日に印鑑登録証明書発行手数料３００円（乙Ｃツ３の５），同月２９日に文具類代６３０円（乙Ｃツ３の６，弁論の全趣旨），同年５月２０日に写真プリント代及びプリントコピー代１００４円（乙Ｃツ４の１），同月ころに和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃツ４の３），同年６月１７日に文具類代８４０円（乙Ｃツ５の３，弁論の全趣旨），同月２９日に「ＤＶ－９０８Ａ」代６９８０円（乙Ｃツ５の５），同年７月１２日に時計の電池交換代１０００円（乙Ｃツ６の５），同月２２日に文具類代６７８円（乙Ｃツ６の６，弁論の全趣旨），同年８月９日に収入印紙代２００円（乙Ｃツ７の２），同月１１日にＵＳＢマウス代１８６９円（乙Ｃツ７の３），同年１０月５日に文具類代１４５８円（乙Ｃツ９の

１，弁論の全趣旨），同月６日に文具類代１７８５円（乙Ｃツ９の２，弁論の全趣旨），同月３０日に文具類代１０５０円（乙Ｃツ９の３），同年１２月１０日に筆ペン代９５４円，筆代１６.８円，ポチ袋代３５２円，金封代１１８円（乙Ｃツ１１の３），同月１７日にアルバム代８１９円及び替え台紙代８４０円（乙Ｃツ１１の２），平成１８年１月３日にＰＳ２マウス代９８０円（乙Ｃツ１２の１），同年２月２７日に文具類代１２６０円（乙Ｃツ１３の１，弁論の全趣旨），同年３月１６日に文具代１２６円（乙Ｃツ１４の３）の合計３万００５５円を支払った。

しかし，上記支出のうち，平成１７年４月９日の杉本敦子に対する肩書き筆耕料２０００円（乙Ｃツ３の４），同年１２月１０日のポチ袋代３５２円及び金封代１１８円（乙Ｃツ１１の３）の合計２４７０円は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，これに政務調査費を支出した部分は違法である。

また，上記支払のうち，平成１６年５月３１日の杉本敦子に対する９０００円の支払（乙Ｃツ２８の１）は，杉本敦子個人から紙類代を購入したという被告の主張自体が不自然であって採用できず，上記と同様に肩書き筆耕料と認められ，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，それらに政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，上記支払のうち，平成１７年５月ころの和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃツ４の３）は，同じものを２冊も購入することが，議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要とは認められないから，そのうち１冊分７００円に政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，須川議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に３万１８０１円（＝４万０８０１円－９０００円），平成１７年度に

２万６８８５円（＝３万００５５円－２４７０円－７００円）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，須川議員は，平成１６年６月３日にプリント代２１０円，同年７月２８日に文具代２１４４円，同年１１月１３日にプリント代１８０円，同年１２月１２日にテープ代２３９４円，平成１７年１月２９日にプリント代１１８８円，同年２月１７日にフィルム代９２４円，同年７月６日に事務用品代４６２円，同年１０月２９日に写真現像代２４５４円を支払ったところ，その領収書はあるが，文字が薄いためコピーできないと陳述する（乙Ｅツ１）。しかし，その裏付けはないから，須川議員の上記陳述は信用できない。

他方，原告らは，収入印紙代（乙Ｃツ３の５，７の２）が，調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記収入印紙代は，印鑑登録証明書発行手数料と認められ，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当と認められるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，ＬＡＮ代及びその設定費用（乙Ｃツ２７の１），職員録（乙Ｃツ４の３），デジタルビデオ（乙Ｃツ５の５），電池交換（乙Ｃツ６の５），ＵＳＢマウス（乙Ｃツ７の３），アルバム（乙Ｃツ１１の２），ＰＳ２マウス（乙Ｃツ１２の１）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの費用は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当と認められるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) パソコン通信費について

須川議員は，パソコン通信料として，平成１６年４月分の４６９３円，同年５月分の４５９９円，同年６月分の４５３６円，同年７月分の４７３０円，同年８月分の４８０４円，同年９月分の４９１２円，同年１０

月分の４４７１円，同年１１月分の４３２９円，同年１２月分の４５０２円，平成１７年１月分の４５０２円，同年２月分の４５１３円，同年３月分の４６３０円の合計５万５２２１円を支払い，同年４月分の４６８２円，同年５月分の４９４９円，同年７月分の４７４４円，同年８月分の４６７５円，同年９月分の４７３０円，同年１０月分の５１８０円，同年１１月分の４７７２円，同年１２月分の４６３９円，平成１８年１月分の４６７６円，同年２月分の４８３８円，同年３月分の４６１０円の合計５万２４９５円を支払った（乙Ｃツ３の７，４の４，６の９，７の５，８の３，９の４，１０の５，１１の６，１２の５，１３の４，１４の６，２７の２，２８の２，２９，３０の７，３１の２，３２の２，３３，３４，３５の８，３６，３７の２，３８の１）。

なお，上記通信料の支出の裏付けである手書きのメモは，具体的であり，信用できる。

そして，上記パソコン通信料は，議員が行う調査研究に係る事務遂行に係る経費として社会通念上相当であるから，その支出は全額適法である。

(エ) 切手代等について

須川議員は，切手代等として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年７月１２日に切手代８０００円（乙Ｃツ３０の１），同月２３日に郵便料金９００円（乙Ｃツ３０の２），同月２９日に切手代８０００円及びはがき代１０００円（乙Ｃツ３０の３），同年１２月６日に切手代８０００円（乙Ｃツ３５の４），同月２９日に切手代８０００円（乙Ｃツ３５の５）及びはがき交換手数料１８０円（乙Ｃツ３５の７），平成１７年２月１０日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ３７の１），同年３月１４日に切手代４１０円（乙Ｃツ３８の２）及び切手代６０円（乙Ｃツ３８の３）の合計３万４６９０円を支払った。

b　平成１７年４月１５日に切手代３９０円（乙Ｃツ３の１），同年５月１２日に郵便料金４５０円（乙Ｃツ４の２），同年６月１４日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ５の１），同月２０日に切手代８８０円（乙Ｃツ５の２），同月２６日にはがき代２５００円（乙Ｃツ５の４），同年７月１日に切手代１万６０００円（乙Ｃツ６の３），同月５日に郵便料金５８０円（乙Ｃツ６の２），同月１４日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ６の８），同月１５日に切手代４０００円（乙Ｃツ６の７），同月２７日にはがき交換手数料６５円（乙Ｃツ６の４）及びはがき代１０００円（乙Ｃツ６の１），同年８月８日に郵便料金２４０円（乙Ｃツ７の１），同月２６日に郵便料金３９０円（乙Ｃツ７の４），同年９月１５日に郵便料金５１０円（乙Ｃツ８の１），同月２８日に切手代８２０円（乙Ｃツ８の２），同年１１月７日にはがき代１万５０００円（乙Ｃツ１０の３），同月１５日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ１０の４），同月１８日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ１０の１），同月２２日に切手代８０００円（乙Ｃツ１０の２），同年１２月８日に切手代３９０円（乙Ｃツ１１の１），同月９日に切手代４０００円（乙Ｃツ１１の５），同月１７日に切手代８０００円及びはがき代１５００円（乙Ｃツ１１の４），平成１８年１月４日に切手代４０００円（乙Ｃツ１２の２），同月１４日に郵便料金２００円（乙Ｃツ１２の４），同月２３日に郵便料金１４０円（乙Ｃツ１２の３），同年２月２日に郵便料金３９９０円（乙Ｃツ１３の２），同月２４日に切手代９６０円（乙Ｃツ１３の３），同年３月６日に郵便関係費２万２０４０円（乙Ｃツ１４の５）及び切手代１４０円（乙Ｃツ１４の４），同月７日に切手代８２０円（乙Ｃツ１４の２），同月１３日にはがき交換手数料２４０円（乙Ｃツ１４の１）の合計９万７８０５円を支払った。

そして，上記切手代等は，議員が行う調査研究に係る事務遂行に係る

経費として社会通念上相当であるから，その支出は全額適法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額の切手代及びはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話使用料及び携帯電話使用料について

a 須川議員は，自宅の固定電話（０７３５－２１－６８３３）の使用料として，平成１６年３月分の７３０４円，同年４月分の９７９２円，同年５月分の１万７１２０円，同年６月分の８６３０円，同年７月分の１９４２円，同年８月分の３万２８６８円，同年９月分の４７９９円，同年１０月分の８７５１円，同年１１月分の８５８５円，同年１２月分の１万２９３４円，平成１７年１月分の５０５０円，同年２月分の１万４０５６円の合計１３万１８３１円を支払い，同年３月分の９４６８円，同年４月分の１万２５６２円，同年５月分の２万４９０５円，同年６月分の３万４０１０円，同年７月分の６４４５円，同年８月分の６４５６円，同年９月分の９０７０円，同年１０月分の１万０４１４円，同年１１月分の３万０８３０円，同年１２月分の１万６９０２円，平成１８年１月分の１万０５６０円，同年２月分の８８８２円の合計１８万０５０４円を支払った（乙Ｃツ１の１ないし１２，１５ないし２６の各１，Ｅツ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，須川議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度（同年３月分ないし平成１７年２月分）に４万３９４４円（≒１３万１８３１円×１／３），平成１７年度（同年３月分ないし平成１８年２月分）に６万０１６８円（＝１８万０５０４円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b　須川議員は，携帯電話（０９０－３０５２－０３８８）の使用料として，平成１６年３月分の１万３１４９円，同年４月分の１万０１６８円，同年５月分の１万０７４３円，同年６月分の１万１０３２円，同年７月分の９５８８円，同年８月分の１万５８３３円，同年９月分の１万００２９円，同年１０月分の８５６１円，同年１１月分の１万２８８５円，同年１２月分の１万０３９６円，平成１７年１月分の９５５６円，同年２月分の１万２９７２円の合計１３万４９１２円を支払い，同年３月分の８５２５円，同年４月分の３万９３４６円，同年５月分の２万０６０９円，同年６月分の１万６０３７円，同年７月分の１万６５８７円，同年８月分の１万３４１５円，同年９月分の１万７１５８円，同年１０月分の１万２７０５円，同年１１月分の２万１５９９円，同年１２月分の１万４１６６円，平成１８年１月分の１万７８５５円，同年２月分の２万０６６４円の合計２１万８６６６円を支払った（乙Ｃツ２の１ないし１２，１５ないし２６の各２）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，須川議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度（同年３月分ないし平成１７年２月分）に４万４９７１円（≒１３万４９１２円×１／３），平成１７年度（同年３月分ないし平成１８年２月分）に７万２８８９円（≒２１万８６６６円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

c　この点，原告らは，平成１６年３月分及び平成１７年３月分の固定電話使用料及び携帯電話使用料の支払がそれぞれ平成１６年３月３１日及び平成１７年３月３１日に口座振替によりされたから（乙Ｃツ１の１，２の１，１５の１，１５の２），これらを平成１６年度及び平成１７年度の事務費として計上したことは違法であると主張する。しかし，固定電話使用料及び携帯電話使用料は，継続的契約に係るもので

あり，定期的に支払がされること，平成１６年３月分及び平成１７年３月分の支払は各年度開始日の直前にされ，領収証は４月１５日に発行されたこと（乙Ｃツ１の１，２の１，１５の１，１５の２）からすれば，須川議員が支払を認識したのは平成１６年度及び平成１７年度であったと認められるから，平成１６年３月分及び平成１７年３月分の固定電話使用料及び携帯電話使用料をそれぞれ平成１６年度及び平成１７年度の事務費として計上することが許されないとはいえない。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，須川議員の政務調査用事務所が，自宅とは別の場所に設置されていたから，自宅の固定電話及び携帯電話は，専ら私的に利用されたと主張する。しかし，須川議員が使用した自宅の固定電話等の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，上記ｂの携帯電話使用料の内訳が明らかではなく高額であるから，数台分の使用料であると主張する。しかし，その主張を裏付ける具体的な証拠はなく，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) デジタルカメラ代について

須川議員は，平成１６年７月２５日にデジタルカメラ代３万２０００円を支払った（乙Ｃツ３０の４，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，須川議員が，上記デジタルカメラ代につき，平成１６年度に１万０６６７円（≒３万２０００円×１／３）を超えて政務調査費を支出したことは違法である。

エ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

下記(イ)の須川加奈子及び杉本敦子は，上記アのとおり後援会が設置されていた須川議員の自宅で雇用されていたから，調査研究以外に，後援会の活動にも従事していたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

須川議員は，平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，勤務場所を須川議員の自宅，業務内容を「事務，運転手」，賃金を，平成１５年度(同年４月を除く。)は１日４０００円で１か月８万円，平成１６年度及び平成１７年度は１日２５００円で１か月５万円，支給日を月末として，須川議員の妻である須川加奈子を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１６年３月分の賃金として月額８万円，平成１６年４月分ないし平成１７年７月分の賃金として月額５万円を各月末日付けで支払った（乙Ｄツ１，２，４ないし７，Ｅツ１）。

また，須川議員は，杉本敦子を雇用し，同人に対し，平成１７年８月１７日に賃金として４０００円，同年１１月１４日に賃金として６０００円，平成１８年１月３０日に賃金として２０００円の合計１万２０００円を支払った（乙Ｄツ３の１ないし３，Ｅツ１）。

なお，被告は，多忙の時期に杉本敦子を雇用していたと主張するところ，杉本敦子の賃金の支払状況からすれば，信用できるから，杉本敦子は，須川加奈子と同様に，須川議員の自宅で調査研究に従事したと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，須川議員が，平成１５年度(同年４月を除く。)に４４万円(＝８万円×１１か月×１／２)，平成１６年度に３０万円（＝５万円×１２か月×１／２），平成１７年度

に１０万６０００円（＝［５万円×４か月＋１万２０００円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，運転手に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが，運転手に対する賃金も，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

オ　まとめ

(ア)　須川議員は，事務所費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に３万３０００円，平成１６年度に３万６０００円，平成１７年度に３万６０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出は全額適法である。

(イ)　須川議員は，事務費として，平成１６年度に３０万３１４７円，平成１７年度に３９万５０４８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計２２万１２９４円（＝３万１８０１円＋５万５２２１円＋３万４６９０円＋４万３９４４円＋４万４９７１円＋１万０６６７円）を超える８万１８５３円，平成１７年度に支出許容額合計３１万０２４２円（＝２万６８８５円＋５万２４９５円＋９万７８０５円＋６万０１６８円＋７万２８８９円）を超える８万４８０６円を支出した部分は違法である。

(ウ)　須川議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度に６０万円，平成１７年度に２１万２０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計４４万円を超える４４万円，平成１６年度に支出許容額合計３０万円を超える３０万円，平成１７年度に支出許容額合計１０万６０００円を超える１０万６０００円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，須川議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）４４万円，平成１６年度分合計３８万１８５３円（＝８万１８５３円＋３０万円），平成１７年度分合計１９万０８０６円（＝８万４８０６円＋１０万６０００円）の総合計１０１万２６５９円の不当利得の返還を請求するべきである。

(18) 谷洋一議員（以下「谷議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

谷議員の政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神１２１９）は，自宅に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅテ１，弁論の全趣旨）。

この点，谷議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」が，和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地２－３－１３所在の後援会会長大嶽勝司宅に設置されていたと陳述する（乙Ｅテ１）。しかし，その裏付けはないから，谷議員の上記陳述は信用できない。

イ 事務費について

(ア) 谷議員は，政務調査費収支報告書において，平成１７年度の事務所費に計上された経費を事務費に計上する修正をしたところ（第２の２(2)イ。別紙２(2)），平成１６年度の事務所費に計上された経費も，事務費に計上するべきであったと認められるから（弁論の全趣旨），事務費として検討する。

この点，原告らは，計上するべき使途を誤って政務調査費を支出することは許されないと主張するが，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤っていたからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，採用できない。

(イ) 事務費の按分等について

谷議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，郵便料金等及びパソコン代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，固定電話使用料，ファックス用電話使用料，インターネット使用料及び携帯電話使用料については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出したことは違法である。

(ウ) 事務用品・備品購入費について

谷議員は，平成１６年４月９日に「有限会社久司商店」に対して１５１０円（乙Ｃテ１３の１），同年１２月１１日に「文具・事務機・教材　有限会社久司商店」に対して４４１０円（乙Ｃテ１３の２）の合計５９２０円を支払い，平成１７年７月１３日に「文具・事務機・教材　有限会社久司商店」に対して２７５５円（乙Ｃテ６）を支払った。

なお，被告は，平成１６年４月９日の支払はコピー用紙代であり，同年１２月１１日及び平成１７年７月１３日の支払はコピー用紙，封筒，便箋等の事務用品代であると主張するところ，支払先である有限会社久司商店が文具及び事務機等を取り扱っていることや金額からすれば，そのとおり認めるのが相当である。

そして，上記(イ)の按分割合（３分の１）のとおり，谷議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に１９７３円（≒５９２０円×１／３），平成１７年度に９１８円（≒２７５５円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 切手代等について

谷議員は，平成１６年６月２０日に切手代５万円（乙Ｃテ１２の１），同月２８日にはがき代６２００円（乙Ｃテ１２の２），同年１１月１０日

にはがき代５万円（乙Ｃテ１２の３），平成１７年３月１５日に切手代４万円（乙Ｃテ１２の４）の合計１４万６２００円を支払い，同年１１月２０日に切手代１７８０円（乙Ｃテ５）を支払った。

そして，上記(イ)の按分割合（３分の１）のとおり，谷議員が，上記切手代等につき，平成１６年度に４万８７３３円（≒１４万６２００円×１／３），平成１７年度に５９３円（≒１７８０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，年度末にまとめて購入した多額の切手代が同年度内の調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) パソコン代等について

谷議員は，平成１７年１２月２９日にパソコン代１４万５０００円及び保証料７２５０円の合計１５万２２５０円を支払った（乙Ｃテ７）。

そして，上記(イ)の按分割合（３分の１）のとおり，谷議員が，上記パソコン代等につき，平成１７年度に５万０７５０円（＝１５万２２５０円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，領収証の宛名が「谷けい」と記載されているから（乙Ｃテ７），調査研究のためのものではないと主張する。しかし，弁論の全趣旨に照らし，「谷けい」は谷議員の親族であると認められるし，領収証の宛名をもって，目的物の使途を認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

谷議員は，自宅の固定電話（０７３５－５８－０１４１）の使用料として，平成１６年４月分の１万８２８５円，同年５月分の１万００２１

円，同年６月分の１万３５３３円，同年７月分の１万５３３２円，同年８月分の１万３１９２円，同年９月分の６１４２円，同年１０月分の９６５７円，同年１１月分の１万０４０８円，同年１２月分の７２８２円，平成１７年１月分の８０６５円，同年２月分の１万０００６円，同年３月分の１万８６７９円の合計１４万０６０２円を支払い，同年４月分の１万４８８７円，同年５月分の９０１８円，同年６月分の６７１８円，同年７月分の１万０２９７円，同年８月分の９５６７円，同年９月分の１万０３１５円，同年１０月分の７９２９円，同年１１月分の１万０３７７円，同年１２月分の７５４４円，平成１８年１月分の１万１６５９円，同年２月分の１万２６３１円，同年３月分の１万２９８７円の合計１２万３９２９円を支払った（乙Ｃテ１の１ないし１３，８の１ないし１２，弁論の全趣旨）。

そして，上記(イ)の按分割合（４分の１）のとおり，谷議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に３万５１５１円（≒１４万０６０２円×１／４），平成１７年度に３万０９８２円（≒１２万３９２９円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記固定電話使用料の内訳が明らかではなく高額であるから，数台分の使用料であると主張する。しかし，その主張を裏付ける具体的な証拠はなく，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(キ) ファックス用電話使用料について

谷議員は，自宅のファックス用電話（０７３５－５８－０８６５）の使用料として，平成１６年４月分の２４９６円，同年５月分の２８７５円，同年６月分の２９８１円，同年７月分の２６１１円，同年８月分の

２７７７円，同年９月分の２６８９円，同年１０月分の２６１３円，同年１１月分の３０２４円，同年１２月分の２７３１円，平成１７年１月分の２６９５円，同年２月分の３０５０円，同年３月分の２７１８円の合計３万３２６０円を支払い，同年４月分の２５１７円，同年５月分の２６６５円，同年６月分の３４８４円，同年７月分の２６１６円，同年８月分の２５４９円，同年９月分の２５７８円，同年１０月分の２６５０円，同年１１月分の２６５８円，同年１２月分の２５７８円，平成１８年１月分の２５２４円，同年２月分の２５８７円，同年３月分の２４７３円の合計３万１８７９円を支払った（乙Ｃテ２の１ないし１３，９の１ないし１２）。

そして，上記(イ)の按分割合（４分の１）のとおり，谷議員が，上記ファックス用電話使用料につき，平成１６年度に８３１５円（＝３万３２６０円×１／４），平成１７年度に７９７０円（≒３万１８７９円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) インターネット使用料について

谷議員は，インターネット使用料（月額４８００円及び消費税）として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計６万０４８０円，同年４月分ないし平成１８年３月分の合計６万０４８０円を支払った（乙Ｃテ４，１１）。

そして，上記(イ)の按分割合（４分の１）のとおり，谷議員が，上記インターネット使用料につき，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ１万５１２０円（＝６万０４８０円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ケ) 携帯電話使用料について

ａ　谷議員は，携帯電話（①０９０－２７０６－３５０６，②０９０－５４６２－７３１９［平成１６年１月契約開始］，③０９０－８６５１

－０２９２［平成１７年１月契約開始］）の使用料として，平成１６年４月分の①及び②の合計１万３１３４円，同年５月分の①及び②の合計８８６７円，同年６月分の①及び②の合計１万３３５１円，同年７月分の①及び②の合計１万３２８１円，同年８月分の①及び②の合計１万２０１４円，同年９月分の①及び②の合計１万２０７６円，同年１０月分の①及び②の合計１万１８３９円，同年１１月分の①及び②の合計１万０６７５円，同年１２月分の①及び②の合計１万１２０７円，平成１７年１月分の①ないし③の合計１万９１４８円，同年２月分の①ないし③の合計１万８６１５円，同年３月分の①ないし③の合計１万２９３４円，同年４月分の①ないし③の合計１万５１５５円，同年５月分の①ないし③の合計１万５８５８円，同年６月分の①ないし③の合計１万２０７６円，同年７月分の①ないし③の合計１万３４１６円，同年８月分の①ないし③の合計１万１３６９円，同年９月分の①ないし③の合計１万１３９６円，同年１０月分の①ないし③の合計１万６２９９円，同年１１月分の①ないし③の合計１万０９９９円，同年１２月分の①ないし③の合計１万０３９９円，平成１８年１月分の①ないし③の合計１万４１７４円，同年２月分の①ないし③の合計１万１８７０円を支払った（乙Ｃテ３の１ないし１０，１０の１ないし１２）。

なお，平成１８年３月分の①ないし③の使用料金については，直接の証拠がないが，平成１７年１月から平成１８年２月分の平均である１万３８３６円と認めるのが相当である。

ｂ　ところで，弁論の全趣旨に照らし，親回線ではない上記②及び③の回線は，谷議員の家族が使用する携帯電話の回線であったと認められ，その使用料に政務調査費を支出した部分は違法である。この点，上記①ないし③の回線使用料の内訳は，按分して認めるのが相当であるか

ら，上記①の回線使用料は，平成１６年４月分が６５６７円，同年５月分が４４３４円，同年６月分が６６７６円，同年７月分が６６４１円，同年８月分が６００７円，同年９月分が６０３８円，同年１０月分が５９２０円，同年１１月分が５３３８円，同年１２月分が５６０４円，平成１７年１月分が６３８３円，同年２月分が６２０５円，同年３月分が４３１１円で，これらの合計は７万０１２４円であり，同年４月分が５０５２円，同年５月分が５２８６円，同年６月分が４０２５円，同年７月分が４４７２円，同年８月分が３７９０円，同年９月分が３７９９円，同年１０月分が５４３３円，同年１１月分が３６６６円，同年１２月分が３４６６円，平成１８年１月分が４７２５円，同年２月分が３９５７円，同年３月分が４６１２円で，これらの合計は５万２２８３円である。

c　そして，上記(イ)の按分割合（４分の１）のとおり，谷議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１万７５３１円（＝［５万３２２５円＋１万６８９９円］×１／４，平成１７年度に１万３０７１円（＝５万２２８３円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

谷議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

谷議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を谷議員の自宅，業務内容を「事務，運転手」，賃金を１日４０００円，１か

月８万円，支給日を月末として，谷議員の義父である渕上信一を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄテ１ないし４［枝番を含む。］，Ｅテ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，谷議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に２万６６６７円（＝８万円×１／３），平成１５年度（同年４月を除く。）に２９万３３３３円（＝８万円×１１か月×１／３），平成１６年度及び平成１７年度に各３２万円（＝８万円×１２か月×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，被告は，渕上信一が調査研究以外に従事していなかったと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

他方，原告らは，運転手に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが，運転手に対する賃金も，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

エ　まとめ

(ア)　谷議員は，事務費として，平成１６年度に４４万２４３２円，平成１７年度に４０万５６０９円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１２万６８２３円（＝１９７３円＋４万８７３３円＋３万５１５１円＋８３１５円＋１万５１２０円＋１万７５３１円）を超える３１万５６０９円，平成１７年度に支出許容額合計１１万９４０４円（＝９１８円＋５９３円＋５万０７５０円＋３万０９８２円＋７９７０円＋１万５１２０円＋１万３０７１円）を超える２８万６２０５円を支出した部分は違法である。

(イ)　谷議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万

円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計２万６６６７円を超える５万３３３３円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計２９万３３３３円を超える５８万６６６７円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各合計３２万円を超える各６４万円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって，被告は，谷議員に対し，平成１５年４月分５万３３３３円，平成１５年度分（同年４月を除く。）５８万６６６７円，平成１６年度分合計９５万５６０９円（＝３１万５６０９円＋６４万円），平成１７年度分合計９２万６２０５円（＝２８万６２０５円＋６４万円）の総合計２５２万１８１４円の不当利得の返還を請求するべきである。

(19) 玉置公良議員（以下「玉置議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

玉置議員の政務調査用事務所（①和歌山県西牟婁郡白浜町堅田２０４９－３，②同県東牟婁郡串本町［ただし，平成１６年６月以前］，③和歌山市南汀丁１８番地所在の和歌山東急イン１階［ただし，平成１６年７月以降］）は，玉置議員の自宅（和歌山県西牟婁郡白浜町堅田１５６－１）とは別に設置されていた（甲Ａ３，５の３，乙Ｅト１，弁論の全趣旨）。

上記①の事務所は，後援会と併設され，上記③の事務所は，政治団体「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所と併設されていた（甲Ａ５の３，ト５ないし７，乙Ｅト１，弁論の全趣旨）。

この点，原告らは，玉置議員が上記③の事務所と「高野熊野世界遺産連絡会」との外形上の区分がなく，個別に機能する形になっていない旨回答したこと（甲ト５），上記③の事務所に政務調査用事務所が存在する旨の表示がなかったことから（甲ト６，７），上記③の事務所は，政務調査用事務所の実体がなかったと主張する。しかし，平成１６年６月まで上記②の事務所が存在し，これが廃止された経緯等を考慮すれば，原告らの上記主張

は採用できない。

また，原告らは，複数の事務所が設置されていたのは政治活動のためであったなどと主張するが，具体的な根拠はないから，採用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

上記①の事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

上記②の事務所（平成１６年６月以前）の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

上記③の事務所（平成１６年７月以降）の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

したがって，上記①ないし③の事務所のいずれの事務費か明らかでないものについては，全ての事務所の事務費と認められるから，社会通念上相当な按分割合として，平成１６年６月以前はその４分の３を超えて政務調査費を支出した部分，平成１６年７月以降はその２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務用品・備品購入費について

玉置議員は，事務用品・備品購入費として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年４月２０日にコピー用紙代３２１８円（乙Ｃト４の１の３），同月２２日に印紙代４００円（乙Ｃト４の１の１，弁論の全趣旨），同月２９日に蛍光灯代１万円（乙Ｃト４の１の２），同年５月２日に「コーナン商事株式会社」に対して１万５１７３円（乙Ｃト４の２の２），

同日に「株式会社ジュンテンドー」に対して２２８２円（乙Ｃト４の２の３），同日に「有限会社遊宝館」に対して１４７０円（乙Ｃト４の２の４），同月３日に「八千代ムセン電機株式会社」に対して３９８０円（乙Ｃト４の３の１），同月１１日に，ゴミ袋代８１円，乾電池代３６８円及びティッシュペーパー代２９８円（乙Ｃト４の３の３），同月１５日に「ザ・ダイソー」に対して１１５５円（乙Ｃト４の３の２），同年６月１１日に雑貨代８４０円（乙Ｃト４の３の５）の合計３万９２６５円を支払った。

ｂ　平成１６年７月３日に「ザ・ダイソー」に対して１２６０円（乙Ｃト４の３の６），同月４日に録音録画用テープ代２４１円（乙Ｃト４の３の７），同月５日に写真代２２５８円（乙Ｃト４の４の１，弁論の全趣旨），同日に「１００円ショップ　ＳＡＮＹＯ　生活良品館」に対して３１５円（乙Ｃト４の４の３），同月１０日に賞状額ウッドフレーム３個の代金２９４０円（乙Ｃト４の４の４），同月１５日に携帯電話の電池パック代２３１０円（乙Ｃト４の４の５），同月３０日に雑貨代４２０円（乙Ｃト４の４の２），同年８月２２日に「ザ・ダイソー」に対して２４１５円（乙Ｃト４の５の３），同月３０日に文具代２５２円（乙Ｃト４の５の４），同年９月３日に写真代３０５０円（乙Ｃト４の５の１），同月６日に写真代２３７円（乙Ｃト４の５の７，弁論の全趣旨），支出日が不明でドラッグストアに対して１１９８円（乙Ｃト４の５の６），同年１０月８日に封筒代１３１３円（乙Ｃト４の６の１），同月２０日にミネラルウォーター代１０５円及び印章ケース代１０５円（乙Ｃト４の６の６），同月２３日に「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対して８４０円（乙Ｃト４の６の２・３），同日に「ＳＡＴＹ」に対して「エムアンドオー」代６０９円及び「アイデア」代１２６０円（乙Ｃト４の６の４），同日に書籍代５８８円（乙Ｃト４の６の５），同年

１１月１日にＣＤソフト代１９７０円（乙Ｃト４の６の７），同月２９日に「１００円ショップシルク」に対して雑貨代２１０円（乙Ｃト４の６の１０），同年１２月１１日に「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対して雑貨代９４５円（乙Ｃト４の７の２），平成１７年１月３０日に「オークワ」に対して雑貨代１２６０円（乙Ｃト４の７の３），同月３１日にライトバスケット代４９８円（乙Ｃト４の７の４），同年２月９日に「オークワ」に対して雑貨代１６８０円（乙Ｃト４の７の６），同月２４日に，ミネラルウォーター代３２８円，雑誌代３００円，朝日新聞の朝刊代１３０円及び毎日新聞の朝刊代１３０円（乙Ｃト４の７の５），同月２６日に「ワープロ・印刷・製本　有限会社紀州商合印刷」に対して９万９７４８円（乙Ｃト４の８），同年３月３０日に文具代１８９円（乙Ｃト４の１０の１・２。なお，レシート［乙Ｃト４の１０の２］及び領収証［乙Ｃト４の１０の１］は同一の支出に係るものであると認められる。），同月３１日に「電設資材総合卸商社　株式会社大西商会」に対して４万０２４３円（乙Ｃト４の１０の３）の合計１６万９３４７円を支払った。

ｃ　平成１７年４月８日にプリント代４１５３円（乙Ｃト２の１の１），同月１１日にプリント代１５４８円（乙Ｃト２の２の１，弁論の全趣旨），同月１６日に収納ケース代４９８円及びＡ４フラットファイル代５５２円（乙Ｃト２の２の４），同年５月１９日に「ザ・ダイソー」に対して３７８０円（乙Ｃト２の３の２），同月３０日に「有限会社和歌山ロックセンター」に対して４８００円（乙Ｃト２の３の３），同年６月３日に「１００円ショップシルク」に対して雑貨代１５７５円（乙Ｃト２の４の１），同月２８日にプリント代１３３９円（乙Ｃト２の４の２，弁論の全趣旨），同年７月１０日に「ザ・ダイソー」に対して１５７５円（乙Ｃト２の４の３），同月１４日にギフト代３１５０円（乙

Ｃト２の４の５），同年９月１８日に「ザ・ダイソー」に対して９４５円（乙Ｃト２の６の２），同日に「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対して２１０円及び１０５円（乙Ｃト２の６の３・４）の合計２万４２３０円を支払った。

ｄ　なお，被告は，平成１６年７月１０日の賞状額ウッドフレーム代２９４０円（乙Ｃト４の４の４）が，議場で質問内容を説明する際の資料を掲示するためのものであったと説明するところ，その説明内容は具体的で信用できる。また，被告は，平成１７年３月３１日の「電設資材総合卸商社　株式会社大西商会」に対する４万０２４３円（乙Ｃト４の１０の３）が，調査資材代であったと説明するところ，その説明内容は，支払先に照らし信用できる。

しかし，上記ａの支払のうち，平成１６年５月２日の「コーナン商事株式会社」に対する１万５１７３円（乙Ｃト４の２の２），同日の「株式会社ジュンテンドー」に対する２２８２円（乙Ｃト４の２の３），同日の「有限会社遊宝館」に対する１４７０円（乙Ｃト４の２の４），同月３日の「八千代ムセン電機株式会社」に対する３９８０円（乙Ｃト４の３の１），同月１５日の「ザ・ダイソー」に対する１１５５円（乙Ｃト４の３の２），同年６月１１日の「オークワ」に対する雑貨代８４０円（乙Ｃト４の３の５）の合計２万４９００円，上記ｂの支払のうち，平成１６年７月３日の「ザ・ダイソー」に対する１２６０円（乙Ｃト４の３の６），同月５日の「１００円ショップ　ＳＡＮＹＯ　生活良品館」に対する３１５円（乙Ｃト４の４の３），同月３０日の「オークワ」に対する雑貨代４２０円（乙Ｃト４の４の２），同年８月２２日の「ザ・ダイソー」に対する２４１５円（乙Ｃト４の５の３），ドラッグストアに対する支出日が不明の１１９８円（乙Ｃト４の５の６），同年１０月２３日の「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対する８４０円（乙

Ｃト４の６の２・３），同日の「ＳＡＴＹ」に対する「エムアンドオー」代６０９円及び「アイデア」代１２６０円（乙Ｃト４の６の４），同年１１月２９日の「１００円ショップシルク」に対する雑貨代２１０円（乙Ｃト４の６の１０），同年１２月１１日の「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対する雑貨代９４５円（乙Ｃト４の７の２），平成１７年１月３０日の「オークワ」に対する雑貨代１２６０円（乙Ｃト４の７の３），同年２月９日の「オークワ」に対する雑貨代１６８０円（乙Ｃト４の７の６）の合計１万２４１２円，上記ｃの支払のうち，平成１７年５月１９日の「ザ・ダイソー」に対する３７８０円（乙Ｃト２の３の２），同年６月３日の「１００円ショップシルク」に対する雑貨代１５７５円（乙Ｃト２の４の１），同年７月１０日の「ザ・ダイソー」に対する１５７５円（乙Ｃト２の４の３），同年９月１８日の「ザ・ダイソー」に対する９４５円（乙Ｃト２の６の２），同日の「１００ＹＥＮ　ＰＬＡＺＡ」に対する２１０円及び１０５円（乙Ｃト２の６の３・４）の合計８１９０円は，いずれも購入商品の内容が明らかでなく，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，平成１７年７月１４日のギフト代３１５０円（乙Ｃト２の４の５）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出したことは違法である。

ｅ　そして，上記(ｱ)の按分割合（平成１６年６月以前は４分の３，同年７月以降は２分の１）のとおり，玉置議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に８万９２４２円（≒［３万９２６５円－２万４９００円］×３／４＋［１６万９３４７円－１万２４１２円］×１／２），平成１７年度に６４４５円（＝［２万４２３０円－８１９

０円－３１５０円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) パソコン代について

玉置議員は，平成１７年４月１３日にパソコン代１６万６２３６円（乙Ｃト２の２の２）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，玉置議員が，上記パソコン代につき，平成１７年度に８万３１１８円（＝１６万６２３６円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) プリンター代について

玉置議員は，平成１７年８月１日にプリンター代１万４５００円（乙Ｃト２の５の１）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，玉置議員が，上記プリンター代につき，平成１７年度に７２５０円（＝１万４５００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 切手代等について

玉置議員は，切手代等として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年４月２９日に千本木淳宛の宅配便料金７１０円（乙Ｃト４の１の４，４の２の１。なお，宅配便の伝票［乙Ｃト４の１の４］及び別納料金等領収証［乙Ｃト４の２の１］は同一の支出に係るものであると認められる。），同年５月１２日に切手代２００円（乙Ｃト４の３の４）の合計９１０円を支払った。

b　平成１６年９月６日に郵便料金７０００円（乙Ｃト４の５の５），同月２９日に切手代９６０円（乙Ｃト４の５の２），同年１１月１日に年賀はがき代２万円（乙Ｃト４の６の８・９），平成１７年１月２７日に千本木淳宛の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の７の１），同年２月１５日に千本木淳宛の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の９の１），同年３月

２日に千本木淳宛の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の９の２）の合計３万０４８０円を支払った。

ｃ　平成１７年４月８日に西村佳子宛の宅配便料金７４０円（乙Ｃト２の１の２），同月１４日に玉置公良後援会事務所宛の宅配便料金７４０円（乙Ｃト２の２の３），同年５月２日に千本木淳宛の宅配便料金８４０円（乙Ｃト２の３の１），同年６月２８日にはがき代１０万円（乙Ｃト２の４の４，弁論の全趣旨），同年８月１日に郵便料金５５０円（乙Ｃト２の４の６・７。なお，領収証書［乙Ｃト２の４の６］及び書留・配達記録郵便物受領証［乙Ｃト２の４の７］は同一の支出に係るものと認められる。），同日に切手代８００円（乙Ｃト２の５の２），同年９月１３日にメール便料金１１０円（乙Ｃト２の６の１），平成１８年３月１５日にはがき代１２万２９００円（乙Ｃト２の７，弁論の全趣旨）の合計２２万６６８０円を支払った。

しかし，上記支出のうち，平成１６年１１月１日の年賀はがき代２万円（乙Ｃト４の６の８・９）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出したことは違法である。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年６月以前は４分の３，同年７月以降は２分の１）のとおり，玉置議員が，上記切手代等につき，平成１６年度に５９２３円（≒９１０円×３／４＋［３万０４８０円－２万円］×１／２），平成１７年度に１１万３３４０円（＝２２万６６８０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，後援会宛の宅配便料金（乙Ｃト２の２の３）が後援会の経費であったと主張するが，宅配便の宛先をもって，目的物の使途を認めることはできないから，採用できない。

また，原告らは，平成１７年６月２８日付けのはがき代１０万円（乙

Ｃト２の４）及び平成１８年３月１５日付けのはがき代１２万２９００円（乙Ｃト２の７）が過量で，調査研究のためのものではないなどと主張する。しかし，上記はがき代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

他方，被告は，平成１６年４月２９日の宅配便料金７１０円（乙Ｃト４の１の４，４の２の１），平成１７年１月２７日の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の７の１），同年２月１５日の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の９の１），同年３月２日の宅配便料金８４０円（乙Ｃト４の９の２），平成１７年５月２日の宅配便料金８４０円（乙Ｃト２の３の１）が，議会での質問事項に関する参考意見等を調査するために，特定の人物に資料や冊子等を配送した際の配送料であり，平成１７年４月８日の宅配便料金７４０円（乙Ｃト２の１の２），同月１４日の宅配便料金７４０円（乙Ｃト２の２の３），同年９月１３日のメール便料金１１０円（乙Ｃト２の６の１）が，議会活動（質問，答弁等）の冊子等を送付した配送料であるから，調査研究以外の目的のものではないと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

上記③の事務所に勤務していた下記(イ)の成田朋子（乙Ｅト１）の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，上記②の事務所に勤務していたものの，後援会の会計責任者であった西敏彦（甲Ａ５の３）の人件費については，社会通念上相当な按

分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

玉置議員は，平成１６年７月１日から平成１８年３月３１日までの間，業務内容を「一般事務・調査研究の補助」，賃金を平成１６年７月１日から平成１７年３月３１日までの間については月額５万０３１５円，平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日までの間については月額６万円，支給日を月末として，成田朋子（旧姓岡谷）を雇用し，同人に対し，平成１６年７月分ないし平成１７年３月分の賃金として月額５万０３１５円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額６万円を支払った（乙Ｄト１，２の１ないし１２，３，４の１ないし３，Ｅト１，弁論の全趣旨）。

また，玉置議員は，平成１５年４月から平成１６年６月までの間，西敏彦を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１６年６月分の賃金として月額５万円を支払い，平成１５年４月及び同年５月の賃金の振込手数料として４２０円，同年６月ないし平成１６年２月の賃金の振込手数料として３１５円，同年３月の賃金の振込手数料として４２０円，同年４月ないし６月の賃金の振込手数料として３１５円を支払った（乙Ｄト４の４，５ないし９，Ｅト１，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，玉置議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に２万５２１０円（＝［５万円＋４２０円］×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に２７万６８３８円（≒［５万円×１１か月＋４２０円＋３１５円×９か月＋４２０円］×１／２），平成１６年度に３０万１８９０円（＝［５万０３１５円×９か月＋５万円×３か月＋３１５円×３か月］×１／２），平成１７年度に３６万円（＝６万円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を

支出したことは違法である。

この点，玉置議員は，「高野熊野世界遺産連絡会」が成田朋子以外の者を雇用していたと陳述するが（乙Ｅト１），その裏付けはないから，信用できない。

エ　まとめ

(ア)　玉置議員は，事務費として，平成１６年度に２４万０９０１円，平成１７年度に５１万１１９６円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計９万５１６５円（＝８万９２４２円＋５９２３円）を超える１４万５７３６円，平成１７年度に支出許容額合計２１万０１５３円（＝６４４５円＋８万３１１８円＋７２５０円＋１１万３３４０円）を超える３０万１０４３円を支出した部分は違法である。

(イ)　玉置議員は，人件費として，平成１５年４月に５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万３５７０円，平成１６年度に６０万３７８０円，平成１７年度に７２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計２万５２１０円を超える２万４７９０円，平成１５年度（同年４月を除く。）に合計２７万６８３８円を超える２７万６７３２円，平成１６年度に合計３０万１８９０円を超える３０万１８９０円，平成１７年度に支出許容額合計３６万円を超える３６万円を支出した部分は違法である。

(ウ)　よって，被告は，玉置議員に対し，平成１５年４月分２万４７９０円，平成１５年度分（同年４月を除く。）２７万６７３２円，平成１６年度分合計４４万７６２６円（＝１４万５７３６円＋３０万１８９０円），平成１７年度分合計６６万１０４３円（＝３０万１０４３円＋３６万円）の総合計１４１万０１９１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(20)　補助参加人角田

ア　事務所の設置状況等について

補助参加人角田の政務調査用事務所（和歌山市梶取３２７番地７）は，自宅に設置されており，後援会及び「公明党和歌山第一総支部」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，Ｅナ１）。

この点，補助参加人角田は，選挙のなかった平成１６年度及び平成１７年度において，後援会の活動実体はなかった，「公明党和歌山第一総支部」は法人からの献金を受けるための団体であり，その活動は公明党和歌山県本部で行っていたと陳述する（丙Ｅナ１）。しかし，その裏付けはないから，補助参加人角田の上記陳述は信用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

補助参加人角田の政務調査事務所の事務用品・備品購入費（携帯電話機代及びデジタルカメラ代を除く。）及び郵便料金については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，固定電話使用料，インターネット使用料，携帯電話使用料，携帯電話機代及びデジタルカメラ代については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「公明党和歌山第一総支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，補助参加人角田は，インターネット，携帯電話及びデジタルカメラを調査研究以外に利用しなかったし，固定電話使用料の使用割合は，按分していたとおり，調査研究７，私用３の割合であったと陳述する（丙Ｅナ１）。しかし，その裏付けはないから，補助参加人角田の上記

陳述は信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費（携帯電話機代及びデジタルカメラ代を除く。）について

a 補助参加人角田は，事務用品・備品購入費として，次のとおり支払をした。

(a) 平成１６年４月１日に文具代１８７６円（丙Ｃナ１５４），同月２３日にインクカートリッジ代５２９２円（丙Ｃナ１５５），同月２８日に「ホームセンター・コーナン」に対して消耗品，インクカートリッジ他代１万０２９０円（丙Ｃナ１５６），同年５月９日に手帳代５８８円及び封筒代２８００円（丙Ｃナ１５７），同月２１日に「株式会社ニノミヤ」に対して５１２０円（丙Ｃナ１５８），同月３１日に文具用品代２万９８００円（丙Ｃナ１５９），同年６月４日に「ホームセンター・コーナン」に対して文具用品代１万１３６０円（丙Ｃナ１６０），同年７月１１日に用紙代３５３６円（丙Ｃナ１６３），同月２５日にイヤホン代１５５４円（丙Ｃナ１６５），同年９月２３日に「ホームセンター・コーナン」に対して備品，消耗品代９５７２円（丙Ｃナ１６６），同月２７日に計算機代１万２０００円（丙Ｃナ１６７），同年１０月６日に文具用品代１０８０円（丙Ｃナ１６８），同月１４日にフロッピーディスクドライブ代２２８０円（丙Ｃナ１６９），同月２７日に文具用品代１万１１８３円（丙Ｃナ１７０），同年１１月３日にインクリボン代９８００円（丙Ｃナ１７１），同年１２月１２日に「ＤＶＤ　ＤＶＤＨ１６０Ｔ」代７万９８００円（丙Ｃナ１７２），同月２０日に文具代４１５８円（丙Ｃナ１７３），同月２１日に「株式会社ニノミヤ」に対して３１５０円（丙Ｃナ１７４），同月２７日に「コーナン」に対して「１４３０ＣＬ　２５ＣＢ２サイシロムジ」代１４７０円（丙Ｃナ１７５），同月３１日に「コ

ーナン商事株式会社」に対して４７９５円（丙Ｃナ１７６），平成１７年１月１６日にインクリボン代８０１０円，ファックス用紙代６４００円（丙Ｃナ１７７），同年３月に「株式会社コメリ」に対して文具用品代３７８０円（丙Ｃナ１７８），同年３月１３日に「株式会社コメリ」に対して文具用品代１万２２８３円（丙Ｃナ１７９），同月１７日に文具用品代１８８８円（丙Ｃナ１８０），同月２５日に文具用品代２１００円（丙Ｃナ１８１），同日に文具用品代２８８０円（丙Ｃナ１８２）の合計２４万８８４５円を支払った。

(b) 平成１７年４月１日にファックスリボン及びコピー用紙代３万円（丙Ｃナ３２），同月８日にコピー代４００円（丙Ｃナ３３），同月１０日に「ＣＰＵソフト」代４万２９６０円（丙Ｃナ３４），同月１２日に封筒代６２８円（丙Ｃナ３５），同月２７日に「ＴＳＵＴＡＹＡ　ＷＡＹ」に対して事務用品（消耗品）代４５６５円（丙Ｃナ３７），同年５月６日に「株式会社コメリ」に対して「消耗品，文具」代３２８２円（丙Ｃナ３８），同月７日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して２万１０００円（丙Ｃナ３９），同月１０日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して「ネットワーク　ＷＢＲ２－Ｇ５４／Ｐ」代９５００円（丙Ｃナ４０），同月１２日に「ミスタージョン株式会社」に対して文具品代３３９３円（丙Ｃナ４１），同月１５日に「株式会社萬栄」に対して「政務調査に係る文具」代８５９９円（丙Ｃナ４２），同月１６日に「ホームセンター・コーナン」に対して文具消耗品代２５９９円（丙Ｃナ４３），同日に「文房創庫オーヤマ」に対して２４２０円（丙Ｃナ４４），同月２５日に「コーナン商事株式会社」に対して「消耗品文具」代２６９８円（丙Ｃナ４５），同月２６日に「ミスタージョン株式会社」に対して「ボールペン文具」代９６９円（丙Ｃナ４６），同月２８日に「コーナン商事株式会社」に対して「ノート代」１３

９６円（丙Ｃナ４７），同日に「文房創庫オーヤマ」に対して４８４８円（丙Ｃナ４８），同月２９日に「文房創庫オーヤマ」に対して１８８７円（丙Ｃナ４９），同年６月３日に「ミスタージョン株式会社スーパーホームセンター」に対して消耗品代６７２０円（丙Ｃナ５０），同月５日に「ケーヨーデイツー」に対して１８５０円（丙Ｃナ５１），同日に「ケーヨーデイツー」に対して９０１円（丙Ｃナ５２），同月８日に「ミスタージョン株式会社」に対して３２０２円（丙Ｃナ５３），同月１３日に「コーナン商事株式会社」に対して３１６０円（丙Ｃナ５４），同日に「ミスタージョン株式会社」に対して１２３２円（丙Ｃナ５５），同月１５日に「文房創庫オーヤマ」に対して紙製品代３５９円（丙Ｃナ５６），同月１６日に「ミスタージョン株式会社」に対して１２１４円（丙Ｃナ５７），同月１７日に「株式会社コメリ」に対して２１６８円（丙Ｃナ５８），同年７月１日に「ミスタージョン株式会社」に対して６２８４円（丙Ｃナ５９），同日に文具用品代３５７０円（丙Ｃナ６０），同日に「株式会社ミドリ電化」に対して「インクジェット用カラー用紙，デジカメプリント」代１万４１００円（丙Ｃナ６１），同月７日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対してインクカートリッジ（消耗品）代１万３０００円（丙Ｃナ６２），同月２０日に「ミスタージョン株式会社」に対して消耗品代４６３６円（丙Ｃナ６４），同月２１日に「コーナン商事株式会社」に対して消耗品，文具代５９８３円（丙Ｃナ６５），同月２４日に「株式会社コメリ」に対して文具用品代１万１９６０円（丙Ｃナ６６），同月２５日に「雑貨屋ブルドッグ」に対して事務用品代１万０６５３円（丙Ｃナ６７），同年８月１日にデジタルメモリ代１万７０００円（そのうち２７３５円はポイント払い。丙Ｃナ６８），同年８月５日に複写機代１１万円（丙Ｃナ６９），同月１４日にケーブル代１９５０円（丙

Ｃナ７０），同月２６日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して「事務用品」代１万９８００円（丙Ｃナ７１），同年９月１日にシュレッダー及びデジタルカメラ用メモリ代３万円（丙Ｃナ７２），同年９月５日に「ミスタージョン株式会社」に対して３７８２円（丙Ｃナ７３），同日にファックスリボン代２０００円（丙Ｃナ７４），同月２３日に「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター」に対して日用品代７３２４円（丙Ｃナ７５），同月２９日に「コーナン商事株式会社」に対して４４８０円（丙Ｃナ７６），同年１０月２日に「ミスタージョン株式会社」に対して７２２円（丙Ｃナ７７），同月１０日に「株式会社コメリ」に対して「消耗品（文具）」代５５０２円（丙Ｃナ７８），同月１８日に「ホームセンター・コーナン」に対して事務用品（消耗品）代１万５４１４円（丙Ｃナ７９），同月２１日にインクフィルム代４０００円（丙Ｃナ８０），同月２３日に「文具用品」代５９５７円（丙Ｃナ８１），同月２７日に「コーナン商事株式会社」に対して２５６０円（丙Ｃナ８２），同月２８日に高枝採集ハサミ代１５８０円（丙Ｃナ８３），同月３０日に「株式会社オージョイフル」に対して３５１８円（丙Ｃナ８４），同年１１月７日に「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター」に対して備品代７４７６円（丙Ｃナ８５），同月８日に「ミスタージョン株式会社」に対して消耗品代３０９１円（丙Ｃナ８６），同月１８日に「コーナン商事株式会社」に対して事務用品代３１４９円（丙Ｃナ８７），同年１２月４日に「ミスタージョン株式会社」に対して消耗品代１１１８円（丙Ｃナ８８），同月８日に「ミスタージョン株式会社」に対して消耗品代３７８４円（丙Ｃナ８９），同月１４日に「コーナン商事株式会社」に対して「コピー用紙（消耗品）」代３３６４円（丙Ｃナ９０），同月１６日に「ミスタージョン株式会社」に対して「文具用品」代３

５６６円（丙Ｃナ９１），同月１９日に「株式会社西浦」に対して事務用品（消耗品）代７０８４円（丙Ｃナ９２），同日に「株式会社コメリ」に対して「文具用品」代１５１６円（丙Ｃナ９３），同月２４日に「コーナン」に対してはがき代２３８８円及び筆ペン代３９８円（丙Ｃナ９４），同月２９日に「ＯＡサプライ　ＥＣＩ－Ｅ３２－６Ｐ／ＢＯＸ」代３９４１円及びＵＳＢメモリ代３８００円（そのうち２３６０円はポイント払い。丙Ｃナ９５），同日にクリーナー代７９８０円（丙Ｃナ９６），同月３０日にＤＶＤメディア代９００円（丙Ｃナ９７），平成１８年１月５日に「ミスタージョン株式会社」に対して「政務調査に係る消耗品」代３２３４円（丙Ｃナ９８），同月１９日に「ミスタージョン株式会社」に対して１５３４円（丙Ｃナ９９），同月２０日に消耗品代１０５０円（丙Ｃナ１００），同月２４日に「コーナン商事株式会社」に対して「文具用品（消耗品）」代７２４円（丙Ｃナ１０１），同月２５日に「コーナン商事株式会社」に対して９５４８円（丙Ｃナ１０２），同月２８日に「株式会社コメリ」に対して６２５０円（丙Ｃナ１０３），同年２月６日に「ミスタージョン株式会社」に対して２０８０円（丙Ｃナ１０４），同月１６日に「株式会社コメリ」に対して２６１８円（丙Ｃナ１０５），同月１８日に「ミスタージョン株式会社」に対して２８８０円（３３８０円から５００円割引。丙Ｃナ１０６），同月２０日に「ヤマダ電機」に対して「事務機一般」代２万９９５７円（丙Ｃナ１０７），同月２２日に「コーナン商事株式会社」に対して１６２２円（丙Ｃナ１０８），同月２６日にアンテナケーブル代１２７０円（丙Ｃナ１０９），同年３月２日に「株式会社コメリ」に対して事務用品代５４７４円（丙Ｃナ１１０），同月１０日に「株式会社ニトリ」に対して事務用品（消耗品）代１万７８９０円（丙Ｃナ１１１），同月ころに「ミス

タージョン株式会社」に対して「文具」代２２１７円（丙Ｃナ１１２），同月２３日に「株式会社コメリ」に対して消耗品代２３４２円（丙Ｃナ１１３）の合計６１万１９７０円を支払った。

ｂ　上記ａの使途に関する補足説明

(a)　「文房創庫オーヤマ」に対する平成１７年５月１６日の２４２０円（丙Ｃナ４４），同月２８日の４８４８円（丙Ｃナ４８），同月２９日の１８８７円（丙Ｃナ４９），同年６月１５日の紙製品代３５９円（丙Ｃナ５６）は，支払先及び支払額からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。

また，平成１６年１２月１２日の「ＤＶＤ　ＤＶＤＨ１６０Ｔ」代７万９８００円（丙Ｃナ１７２）は，商品名及びその金額からすれば，ＤＶＤレコーダーであり，平成１７年５月１０日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する「ネットワーク　ＷＢＲ２－Ｇ５４／Ｐ」代９５００円（丙Ｃナ４０）は，その商品名からすれば，パソコンでインターネットを利用するための機器代であり，同年１２月２９日の「ＯＡサプライ　ＥＣＩ－Ｅ３２－６Ｐ／ＢＯＸ」代３９４１円（丙Ｃナ９５）は，その商品名からすれば，プリンターのインク代であると認められる。

(b)　補助参加人角田は，平成１６年５月２１日の「株式会社ニノミヤ」に対する５１２０円（丙Ｃナ１５８）がフォトプリント用紙，同月３１日の文具用品代２万９８００円（丙Ｃナ１５９）がキャビネット，同年６月４日の「ホームセンター・コーナン」に対する文具用品代１万１３６０円（丙Ｃナ１６０）がＣＤ－Ｒ及び図面ボックス，同年９月２３日の「ホームセンター・コーナン」に対する備品，消耗品代９５７２円（丙Ｃナ１６６）がデスクトレー及びシャトルバック，同年１２月２１日の「株式会社ニノミヤ」に対する３１５０

円（丙Ｃナ１７４）が電卓，同月３１日の「コーナン商事株式会社」に対する４７９５円（丙Ｃナ１７６）が封筒及びノート，平成１７年３月の「株式会社コメリ」に対する文具用品代３７８０円（丙Ｃナ１７８）がマジックインキ及び鉛筆，同月１３日の「株式会社コメリ」に対する文具用品代１万２２８３円（丙Ｃナ１７９）がファイルボックス，同年４月１０日の「ＣＰＵソフト」代４万２９６０円（丙Ｃナ３４）がイラストレーターという資料作成ソフト，同月２７日の「ＴＳＵＴＡＹＡ　ＷＡＹ」に対する事務用品（消耗品）代４５６５円（丙Ｃナ３７）がノート及びボールペン，同年５月６日の「株式会社コメリ」に対する「消耗品，文具」代３２８２円（丙Ｃナ３８）がクリアファイル，同月７日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する２万１０００円（丙Ｃナ３９）がプリンターのインクリボン，同月１２日の「ミスタージョン株式会社」に対する文具品代３３９３円（丙Ｃナ４１）がフォトペーパー，同月１５日の「株式会社萬栄」に対する「政務調査に係る文具」代８５９９円（丙Ｃナ４２）が手帳，同月１６日の「ホームセンター・コーナン」に対する文具消耗品代２５９９円（丙Ｃナ４３）がデスクライト，同月２５日の「コーナン商事株式会社」に対する「消耗品文具」代２６９８円（丙Ｃナ４５）がノート及びマジック，同年６月３日の「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター」に対する消耗品代６７２０円（丙Ｃナ５０）が書類整理用のスチールトレー，同月５日の「ケーヨーデイツー」に対する１８５０円（丙Ｃナ５１）が封筒，同日の「ケーヨーデイツー」に対する９０１円（丙Ｃナ５２）がノート及びペン，同月８日の「ミスタージョン株式会社」に対する３２０２円（丙Ｃナ５３）がレタートレー，同月１３日の「コーナン商事株式会社」に対する３１６０円（丙Ｃナ５４）がフロアーケース，同

日の「ミスタージョン株式会社」に対する１２３２円（丙Ｃナ５５）がノート及びペン，同月１６日の「ミスタージョン株式会社」に対する１２１４円（丙Ｃナ５７）がカラーコピー用紙，同年６月１７日の「株式会社コメリ」に対する２１６８円（丙Ｃナ５８）がレターケース，同年７月１日の「ミスタージョン株式会社」に対する６２８４円（丙Ｃナ５９）がフロアーケース，同月２０日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品代４６３６円（丙Ｃナ６４）がプログラム関数電卓，同月２１日の「コーナン商事株式会社」に対する消耗品，文具代５９８３円（丙Ｃナ６５）が収納ボックス，同月２４日の「株式会社コメリ」に対する文具用品代１万１９６０円（丙Ｃナ６６）がブックスタンド，同月２５日の「雑貨屋ブルドッグ」に対する事務用品代１万０６５３円（丙Ｃナ６７）がフロアーケース，同年８月２６日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する「事務用品」代１万９８００円（丙Ｃナ７１）がプリンターのインクカートリッジ，同年９月５日の「ミスタージョン株式会社」に対する３７８２円（丙Ｃナ７３）がバインダー及びノート，同月２３日の「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター」に対する日用品代７３２４円（丙Ｃナ７５）がクリップ及び名刺ホルダー，同月２９日の「コーナン商事株式会社」に対する４４８０円（丙Ｃナ７６）がホッチキス及びシャープペン，同年１０月２日の「ミスタージョン株式会社」に対する７２２円（丙Ｃナ７７）がノート，同月１０日の「株式会社コメリ」に対する「消耗品（文具）」代５５０２円（丙Ｃナ７８）がファイル，同月１８日の「ホームセンター・コーナン」に対する事務用品（消耗品）代１万５４１４円（丙Ｃナ７９）がラミネーター，同月２３日の「文具用品」代５９５７円（丙Ｃナ８１）がマチ付き封筒，同月２７日の「コーナン商事株式会社」に対する

２５６０円（丙Ｃナ８２）がコピー用紙，同月３０日の「株式会社オージョイフル」に対する３５１８円（丙Ｃナ８４）がカラーコピー用紙，同年１１月７日の「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター」に対する備品代７４７６円（丙Ｃナ８５）がクリアーブック，同月８日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品代３０９１円（丙Ｃナ８６）がフラットファイル，同月１８日の「コーナン商事株式会社」に対する事務用品代３１４９円（丙Ｃナ８７）がノート，ボールペン及びサインペン，同年１２月４日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品代１１１８円（丙Ｃナ８８）が封筒，同月８日の「ミスタージョン株式会社」に対する消耗品代３７８４円（丙Ｃナ８９）がモバイルマウス，同月１４日の「コーナン商事株式会社」に対する「コピー用紙（消耗品）」代３３６４円（丙Ｃナ９０）がコピー用紙，同月１６日の「ミスタージョン株式会社」に対する「文具用品」代３５６６円（丙Ｃナ９１）が電動鉛筆削り，同月１９日の「株式会社西浦」に対する事務用品（消耗品）代７０８４円（丙Ｃナ９２）がデジタルカメラ用プリント紙，同月１９日の「株式会社コメリ」に対する「文具用品」代１５１６円（丙Ｃナ９３）がパンチラベル，平成１８年1月５日の「ミスタージョン株式会社」に対する「政務調査に係る消耗品」代３２３４円（丙Ｃナ９８）がラベル及びハサミ，同月１９日の「ミスタージョン株式会社」に対する１５３４円（丙Ｃナ９９）がスティックのり，同月２０日の消耗品代１０５０円（丙Ｃナ１００）がテープのり，同月２５日の「コーナン商事株式会社」に対する９５４８円（丙Ｃナ１０２）が裁断機，同月２８日の「株式会社コメリ」に対する６２５０円（丙Ｃナ１０３）がドリルパンチ，同年２月６日の「ミスタージョン株式会社」に対する２０８０円（丙Ｃナ１０４）がインデック

ス（ラミネート），同月１６日の「株式会社コメリ」に対する２６１８円（丙Ｃナ１０５）がノート及びペン，同月１８日の「ミスタージョン株式会社」に対する２８８０円（丙Ｃナ１０６）がホワイトボード，同月２２日の「コーナン商事株式会社」に対する１６２２円（丙Ｃナ１０８）がブックスタンド，同年３月２日の「株式会社コメリ」に対する事務用品代５４７４円（丙Ｃナ１１０）がペーパーカッター，同月１０日の「株式会社ニトリ」に対する事務用品（消耗品）代１万７８９０円（丙Ｃナ１１１）がプリンターのインクカートリッジ，同月ころの「ミスタージョン株式会社」に対する「文具」代２２１７円（丙Ｃナ１１２）がノート及びボールペン，同月２３日の「株式会社コメリ」に対する消耗品代２３４２円（丙Ｃナ１１３）がマーカーペンであると陳述しているところ（丙Ｅナ１），その陳述は具体的であり，信用できるから，そのとおり認めることができる。

また，補助参加人角田は，平成１７年１０月２８日の高枝採集ハサミ（丙Ｃナ８３）が，和歌山県内のヒノキ枯れの原因を究明するため，ヒノキの枝を採取する際に必要となったものであると主張しているところ，その主張は具体的であるから，そのとおり認めるのが相当である。

ｃ　しかし，上記ａの支払のうち，平成１７年８月１日の２７３５円分及び同年１２月２９日の２３６０円分のポイントを利用した支払は，割引と同様に考えられるから，これらの合計５０９５円分に政務調査費を支出することは許されない。

また，上記ａの支払のうち，平成１７年９月１日のシュレッダー及びデジタルカメラ用メモリ代３万円（丙Ｃナ７２）については，うち１万円がデジタルカメラ用メモリ代と認めるのが相当である。

d　そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，補助参加人角田が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に８万２９４８円（≒２４万８８４５円×１／３），平成１７年度に１９万８９５８円（＝［６１万１９７０円－５０９５円－１万円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

e　この点，補助参加人角田は，他に電池代５２２円を支払ったと主張する。しかし，その裏付けとして提出された領収証（丙Ｃナ３６）は印字が薄く，内容を判読することが不可能であるから，補助参加人角田の上記主張は，採用できない。

f　他方，原告らは，平成１６年４月１日の文具代１８７６円（丙Ｃナ１５４），同月２８日の消耗品，インクカートリッジ他代１万０２９０円（丙Ｃナ１５６），同年５月２１日のフォトプリント用紙代５１２０円（丙Ｃナ１５８），同年１２月３１日の封筒及びノート代４７９５円（丙Ｃナ１７６），平成１７年３月のマジックインキ及び鉛筆代３７８０円（丙Ｃナ１７８），同年４月２７日のノート及びボールペン代４５６５円（丙Ｃナ３７，１１２），同年５月６日のクリアファイル代３２８２円（丙Ｃナ３８），同月７日のプリンターのインクリボン代２万１０００円（丙Ｃナ３９），同月１２日のフォトペーパー代３３９３円（丙Ｃナ４１），同月１５日の手帳代８５９９円（丙Ｃナ４２），同月１６日の模造紙代２４２０円（丙Ｃナ４４），同月２５日のノート及びマジック代２６９８円（丙Ｃナ４５），同月２８日の模造紙，マジック及び物差し代４８４８円（丙Ｃナ４８），同月２９日のカラーノート代１８８７円（丙Ｃナ４９），同年６月４日の封筒代１８５０円（丙Ｃナ５１，８８），同月１３日のノート及びペン代１２３２円（丙Ｃナ５５，１０５），同月１６日のカラーコピー用紙代１２１４円（丙Ｃナ５７，８４），同年８月２６日のプリンタ

ーのインクカートリッジ代４４８０円（丙Ｃナ７１，１１１），同年９月２９日のバインダー及びノート代３７８２円（丙Ｃナ７３），同月２３日のクリップ及び名刺ホルダー代７３２４円（丙Ｃナ７５），同月２９日のホッチキス及びシャープペン代４４８０円（丙Ｃナ７６），同年１０月１０日のファイル代５５０２円（丙Ｃナ７８），同月２３日のマチ付き封筒代５９５７円（丙Ｃナ８１），同月２７日のコピー用紙代２５６０円（丙Ｃナ８２，９０），同年１１月７日のクリアーブック代７４７６円（丙Ｃナ８５），同月８日のフラットファイル代３０９１円（丙Ｃナ８６），同月１８日のノート，ボールペン及びサインペン代３１４９円（丙Ｃナ８７），同年１２月１９日のデジタルカメラ用プリント紙代７０８４円（丙Ｃナ９２），平成１８年１月５日のラベル及びハサミ代３２３４円（丙Ｃナ９８），同月１９日のスティックのり代１５３４円（丙Ｃナ９９），同年２０日のテープのり代１０５０円（丙Ｃナ１００），同年２月６日のインデックス代２０８０円（丙Ｃナ１０４），同年３月２３日のマーカーペン代２３４２円（丙Ｃナ１１３）が，過量に購入された文房具であり相当でない，又は別の商品が含まれていると主張する。しかし，その金額からすれば，過量であるとはいえないし，別の商品が含まれていることを示す証拠もないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，平成１６年５月２１日のフォトプリント用紙（丙Ｃナ１５８），キャビネット（丙Ｃナ１５９），ＣＤ－Ｒ及び図面ボックス（丙Ｃナ１６０），イヤホン（丙Ｃナ１６５），デスクトレー及びシャトルバック（丙Ｃナ１６６），ファイルボックス（丙Ｃナ１６８，１７９），ＤＶＤレコーダー（丙Ｃナ１７２），電卓（丙Ｃナ１７４），書類棚（丙Ｃナ１８１），シャープペン（丙Ｃナ１８２），イラストレーターという資料作成ソフト（丙Ｃナ３４），ＣＰＵネッ

ト（丙Ｃナ４０），フォトペーパー（丙Ｃ４１），手帳（丙Ｃ４２），デスクライト（丙Ｃナ４３），模造紙（丙Ｃナ４４），模造紙，マジック及び物差し（丙Ｃナ４８），スチールトレー（丙Ｃナ５０，１７３），レタートレー（丙Ｃナ５３），フロアーケース（丙Ｃナ５４，５９，６７），レターケース（丙Ｃナ５８，１８０），多穴パンチ（丙Ｃナ６０），プログラム関数電卓（丙Ｃナ６４），収納ボックス（丙Ｃナ６５，１７０），ブックスタンド（丙Ｃナ６６，１０８），クリップ及び名刺ホルダー（丙Ｃナ７５），ラミネーター（丙Ｃナ７９），ノート，ボールペン及びサインペン（丙Ｃナ８７），モバイルマウス（丙Ｃナ８９），電動鉛筆削り（丙Ｃナ９１），デジタルカメラ用プリント紙（丙Ｃナ９２），クリーナー（丙Ｃナ９６），裁断機（丙Ｃナ１０２），ドリルパンチ（丙Ｃナ１０３），ホワイトボード（丙Ｃナ１０６），デスクマット（丙Ｃナ１０７），アンテナケーブル（丙Ｃナ１０９），ペーパーカッター（丙Ｃナ１１０）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの購入費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，いずれも議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，平成１７年８月１日のデジタルメモリの領収証（丙Ｃナ６８）の宛名が「角田義彦」と記載されているから，調査研究のためのものではないと主張する。しかし，角田義彦は，補助参加人角田と同居する同人の二男であるし（丙Ｅナ１），領収証の宛名をもって，目的物の使途を認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 郵便料金について

a 補助参加人角田は，郵便料金として，次のとおり支払をした。

(a) 平成１６年４月２１日に郵便料金６００円（丙Ｃナ１３８），同月２７日に郵便料金４７０円（丙Ｃナ１３９），同年５月１９日に郵便料金１４０円及び切手代３２００円（丙Ｃナ１４０），同年６月７日に切手代８０００円（丙Ｃナ１４１），同日に郵便料金５９８０円（丙Ｃナ１４２），同年８月３０日に郵便料金４１０円（丙Ｃナ１４３），同年９月１６日に郵便料金１２０円及び切手代５０円（丙Ｃナ１４４），同年１１月１２日に郵便料金２万４０００円（丙Ｃナ１４５），同月１６日に郵便料金２４０円及び切手代８０００円（丙Ｃナ１４６），同月２２日に切手代１万３２００円（丙Ｃナ１４７），同年１２月２０日に切手代８０００円（丙Ｃナ１４８），平成１７年１月４日に切手代５０円（丙Ｃナ１４９），同月２６日に郵便料金３４０円（丙Ｃナ１５１），同日にはがき交換手数料１２０円（丙Ｃナ１５２），同年３月１６日に切手代５０円（丙Ｃナ１５３）の合計７万２９７０円を支払った。

(b) 平成１７年５月２日に郵便料金４１０円（丙Ｃナ１８），同年６月３日に郵便料金１万１６７５円（丙Ｃナ１９），同月７日に郵便料金１万５０６５円（丙Ｃナ２０），同月９日に郵便料金１万１２９０円（丙Ｃナ２１），同日に郵便料金１４０円（丙Ｃナ２２），同年８月２７日に切手代８００円（丙Ｃナ２３），同年１０月５日に「ＥＸＰＡＣＫ５００」代５００円（丙Ｃナ２４），同月２０日に切手代４００円（丙Ｃナ２５），同月２６日に切手代２８０円（丙Ｃナ２６），同年１２月２１日に年賀はがき代１万５０００円（丙Ｃナ２７），同月２６日に年賀はがき代１万円（丙Ｃナ２８），平成１８年３月９日に切手代８０００円（丙Ｃナ２９），同日に郵便料金４１０円（丙Ｃナ３０），同月２４日に郵便料金２４０円（丙Ｃナ３１）の合計７万４２１０円を支払った。

b　なお，平成１７年１月２６日のはがき交換手数料１２０円（丙Ｃナ１５２）は，現金２０円及び切手１００円により支払われたものであるところ，その切手１００円の購入費に政務調査費を支出することが違法と認めることはできない。

また，平成１７年１２月２１日及び同月２６日の年賀はがき（丙Ｃナ２７，２８）は，「つのだ通信（平成１８年新春号）」（丙Ｃナ１８６）に使用されたところ，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，政務調査費を支出することが違法と認めることはできない。

c　そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，補助参加人角田が，上記郵便料金につき，平成１６年度に２万４３２３円（≒７万２９７０円×１／３），平成１７年度に２万４７３７円（≒７万４２１０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

d　補助参加人角田は，他に切手代８０００円を支払ったと主張する。しかし，その裏付けとして提出された領収証（丙Ｃナ１７）は印字が薄く，内容を判読することが不可能であるから，補助参加人角田の上記主張は，採用できない。

また，補助参加人角田は，他に切手代１５００円を支払ったと主張する。しかし，その裏付けとして提出された領収証（丙Ｃナ１５０）は，「０８年０１月１６日」と記載され，平成２０年１月１６日の支払に係るものであるから，補助参加人角田の上記主張は，採用できない。

さらに，補助参加人角田は，平成１６年度の郵便料金はすべて「つのだ通信（№３）」（丙Ｃナ１８７）等の県政報告資料を郵送したものであり，平成１７年６月３日，同月７日及び同月９日の郵便料金（丙Ｃナ１９ないし２１）は「つのだ通信（№５）」の発送のために使用し，

平成１８年３月９日の郵便料金（丙Ｃナ２９）は「公明党県議員団平成１８年度予算要望書に対する主な実績」の発送のために使用したから，その全額に政務調査費の支出が許されると陳述する（丙Ｅナ１）。しかし，その裏付けはないから，補助参加人角田の上記陳述は信用できない。

e　他方，原告らは，郵便料金の使途である「つのだ通信」等が，ほとんど政治活動のためのものであるなどとと主張する。しかし，その記載内容（丙Ｃナ１８４ないし１８７）からすれば，「つのだ通信」の郵便料金は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，上記郵便料金は過量であり，調査研究のためのものではなかったと主張する。しかし，上記郵便料金は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ)　固定電話使用料及びインターネット使用料について

a　補助参加人角田は，固定電話使用料（０７３－４５１－０９８５）として，西日本電信電話株式会社に対し，平成１６年４月分の１万９２５０円，同年５月分の３万５９３８円，同年６月分の２万４５９８円，同年７月分の２万６４７９円，同年８月分の１万６８４３円，同年９月分の８２０８円，同年１０月分の３万１７３６円，同年１１月分の１万８９９３円，同年１２月分の５７７５円，平成１７年１月分の１万２６４７円，同年２月分の８４０２円，同年３月分の１万４３２７円の合計２２万３１９６円を支払い，同年４月分の１万７８９９円を支払った（丙Ｃナ１３，１２６ないし１３７）。

b　補助参加人角田は，インターネット使用料として，ソフトバンクＢＢ株式会社に対し，平成１６年９月分の６６６４円，同年１０月分の１万０９４４円，同年１１月分の１万２９３０円，同年１２月分の１万２４７８円，平成１７年１月分の６８０６円，平成１７年２月分の６５１４円，同年３月分の５７５８円の合計６万２０９４円を支払い，同年４月分の７９９８円，同年５月分の９５４７円，同年６月分の７８６３円，同年７月分の８３９円の合計２万６２４７円を支払った（丙Ｃナ１４，１８３）。なお，これらの支払は，それぞれ前月使用分であると認められる（丙Ｃナ１４，１８３）。

c　補助参加人角田は，固定電話使用料及びインターネット使用料として，株式会社ケイ・オプティコムに対し，平成１７年５月分の１万３２８２円，同年６月分の１万２０３３円，同年７月分の１万７５１０円，同年８月分の１万１１１３円，同年９月分の１万７０３３円，同年１０月分の２万４７５９円，同年１１月分の１万６８４４円，同年１２月分の１万９２２３円，平成１８年１月分の１万４３１０円，同年２月分の１万６９４９円，同年３月分の３万０２１３円の合計１９万３２６９円を支払った（丙Ｃナ１５，１６，弁論の全趣旨）。

d　しかし，上記支払のうち，補助参加人角田は，平成１７年５月から，株式会社ケイ・オプティコムと契約し，その経費に政務調査費を支出する以上，ソフトバンクＢＢ株式会社との契約に係る平成１７年５月分ないし同年７月分の使用料合計１万８２４９円に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人角田が，固定電話使用料及びインターネット使用料につき，平成１６年度に７万１３２３円（≒［２２万３１９６円＋６万２０９４円］×１／４），平成１７年度に５万４７９２円（≒［１万７８９９円＋２万６２

４７円＋１９万３２６９円－１万８２４９円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記固定電話使用料及びインターネット使用料の内訳が明らかではなく高額であるから，数台分の使用料であると主張する。しかし，その具体的な根拠はなく，上記固定電話使用料及びインターネット使用料は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

補助参加人角田は，携帯電話使用料として，平成１６年４月分の１万２７０５円，同年５月分の１万７３５０円，同年６月分の１万３５８２円，同年７月分の２万１３５７円，同年８月分の１万７１７８円，同年９月分の１万２３７３円，同年１０月分の１万５９２１円，同年１１月分の１万３０９９円，同年１２月分の１万２７８３円，平成１７年１月分の１万２７８１円，同年２月分の１万１００４円，同年３月分の２万７６８５円の合計１８万７８１８円を支払い，同年４月分の１万９３２３円，同年５月分の１万７０１５円，同年６月分の１万８２６５円，同年７月分の１万５５０４円，同年８月分の２万６６０９円，同年９月分の３万５８３１円，同年１０月分の２万９３０５円，同年１１月分の２万１０２５円，同年１２月分の２万０６３１円，平成１８年１月分の１万８８８１円，同年２月分の１万３５３４円，同年３月分の１万６３９３円の合計２５万２３１６円を支払った（丙Ｃナ１ないし１２，１１４ないし１２５）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人角田が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に４万６９５５円（≒１８万

７８１８円×１／４），平成１７年度に６万３０７９円（＝２５万２３１６円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記携帯電話使用料の内訳が明らかではなく高額であるから，数台分の使用料であると主張する。しかし，その具体的な根拠はなく，上記携帯電話使用料は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 携帯電話機代について

補助参加人角田は，平成１６年６月１９日に「株式会社ニノミヤ」に対して携帯電話のストラップ代７１０円（丙Ｃナ１６１），同日に「ドコモショップ」に対して通信用品代４６２０円（丙Ｃナ１６２）の合計５３３０円を支払い，平成１７年７月１９日に携帯電話機代７３５０円（丙Ｃナ６３）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人角田が，上記携帯電話機代につき，平成１６年度に１３３３円（≒５３３０円×１／４），平成１７年度に１８３８円（＝７３５０円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，原告らは，上記携帯電話機代，携帯電話用品（丙Ｃナ１６１，１６２）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，それらの購入費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(キ) デジタルカメラ代について

補助参加人角田は，平成１６年７月２３日にデジタルカメラ代３万９

３７５円（丙Ｃナ１６４），平成１７年９月１日にシュレッダー及びデジタルカメラ用メモリ代３万円（丙Ｃナ７２）を支払った。

なお，上記デジタルカメラ用メモリ代は，１万円と認めるのが相当である。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人角田が，上記デジタルカメラ代につき，平成１６年度に９８４４円（≒３万９３７５円×１／４），平成１７年度に２５００円（＝１万円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　まとめ

補助参加人角田は，事務費として，平成１６年度に７７万６９０９円，平成１７年度に１１３万７４０８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計２３万６７２６円（＝８万２９４８円＋２万４３２３円＋７万１３２３円＋４万６９５５円＋１３３３円＋９８４４円）を超える５４万０１８３円，平成１７年度に支出許容額合計３４万５９０４円（＝１９万８９５８円＋２万４７３７円＋５万４７９２円＋６万３０７９円＋１８３８円＋２５００円）を超える７９万１５０４円を支出した部分は違法である。

よって，被告は，補助参加人角田に対し，総合計１３３万１６８７円の不当利得の返還を請求するべきである。

(21)　冨安民浩議員（以下「冨安議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

冨安議員の政務調査用事務所（和歌山県御坊市藤田町吉田４３３）は，自宅（和歌山県日高郡日高町大字高家６６３）とは別の場所に設置されていた（乙Ｃニ２の４・５，Ｅニ１）。

また，冨安議員の後援会及び政治団体「興政同友会」は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の３，乙Ｅニ１）。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分割合等について

冨安議員の政務調査用事務所の固定電話使用料，コピー機使用料，パソコン代及びプリンター代については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所で使用されたから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

もっとも，携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「興政同友会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，冨安議員は，携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅニ１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ)　固定電話使用料について

冨安議員は，政務調査用事務所の固定電話（０７３８－６３－３６８８）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計８万１３７３円，同年４月分ないし平成１８年３月分の合計６万５２３８円を支払った（乙Ｃニ１の２，２の２，弁論の全趣旨）。

しかし，冨安議員は，上記支払のうち，それぞれ３０％相当額である平成１６年度の２万４４１１円，平成１７年度の１万９５７１円に政務調査費を支出した（乙Ｅニ１）。

そして，冨安議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に２万４４１１円，平成１７年度に１万９５７１円をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，自宅に後援会等が併設されていたから，政務調査

用事務所においても後援会等の活動がされていたなどと主張するが，その具体的な根拠はないから，採用できない。

(ウ) コピー機使用料について

冨安議員は，平成１６年１２月，稲田好信に対し，政務調査用事務所に備えられたコピー機の同年４月分ないし同年１２月分の使用料１８万円を支払った（乙Ｃニ２の３，Ｅニ１，弁論の全趣旨）。

なお，上記使用料の領収証（乙Ｃニ２の３）には「事務所共益費」と記載されているところ，この点につき，冨安議員は，事務所の貸主である有限会社イナダに対するコピー機使用料の趣旨であると陳述する（乙Ｅニ１）。冨安議員が政務調査用事務所を無償で借りていたこと（乙Ｃニ２の４）からすれば，冨安議員の上記陳述は信用でき，上記のとおり認めることができる。

そして，冨安議員が，上記コピー機使用料につき，平成１６年度に１８万円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) パソコン代及びプリンター代について

冨安議員は，平成１７年１０月３０日にパソコン代２２万０５００円（乙Ｃニ１の３），デジタルカメラ代及びプリンター代１１万５０００円（乙Ｃニ１の４）のの合計３３万５５００円を支払った。

上記デジタルカメラ代及びプリンター代１１万５０００円の内訳は明らかでないため，そのうち，デジタルカメラ代は，５万７５００円と認めるのが相当である。

そして，冨安議員が，上記パソコン代及びプリンター代につき，平成１７年度に２７万８０００円（＝３３万５５００円－５万７５００円）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 携帯電話使用料について

冨安議員は，携帯電話（０９０－７１１８－３７８３）の使用料とし

て，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計４１万９０６７円，同年４月分ないし平成１８年３月分の合計３１万７５１１円を支払った（乙Ｃニ１の１，２の１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，冨安議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１０万４７６７円（≒４１万９０６７円×１／４），平成１７年度に７万９３７８円（≒３１万７５１１円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Ｃニ１の１，２の１），数台分の使用料であると主張する。確かに，上記記載からすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし，上記書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Ｃケ１５，１６），原告らの上記主張は採用できない。

(カ) デジタルカメラ代について

冨安議員は，平成１７年１０月３０日にデジタルカメラ代及びプリンター代１１万５０００円（乙Ｃニ１の４）を支払った。

なお，上記(エ)のとおり，上記デジタルカメラ代は，５万７５００円と認めるのが相当である。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，冨安議員が，上記デジタルカメラ代につき，平成１７年度に１万４３７５円（＝５万７５００円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

冨安議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他

の目的のものが併設されていなかった事務所で雇用されたから，按分して政務調査費を支出する必要があるとは認められない。

(イ) 人件費の支出等について

冨安議員は，平成１５年５月及び同年６月において，勤務場所を政務調査用事務所，業務内容を政務調査補助，賃金を月額１５万円の月末払として，柿本正次を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分及び同年６月分の賃金として各月１０日に月額１５万円の合計３０万円を支払った（乙Ｄニ５，６の１・２，上記ア）。

また，冨安議員は，平成１５年９月から平成１６年３月までの間，勤務場所を政務調査用事務所，業務内容を政務調査補助，賃金を月額１５万円の月末払として，三原徹也を雇用し，同人に対し，平成１５年９月分ないし平成１６年３月分の賃金として各月２５日に月額１５万円の合計１０５万円を支払った（乙Ｄニ７，８の１ないし７，上記ア）。

さらに，冨安議員は，平成１６年４月から同年９月までの間，勤務場所を政務調査用事務所，業務内容を政務調査補助，賃金を月額１２万円の月末払として，松尾邦裕を雇用し，同人に対し，平成１６年４月分ないし平成１６年９月分の賃金として各月１０日に月額１２万円の合計７２万円を支払った（乙Ｄニ３，４の１ないし６，上記ア）。

そのほか，冨安議員は，平成１７年度において，勤務場所を「県内（日高郡内）」，業務内容を政務調査補助，賃金を月額８万円の月末払として，小川廣美を雇用し，同人に対し，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として各月末ころに月額８万円の合計９６万円を支払った（乙Ｄニ１，２の１ないし１２）。

そして，冨安議員が，上記人件費につき，平成１５年度（同４月を除く。）に１３５万円（＝３０万円＋１０５万円），平成１６年度に７２万円，平成１７年度に９６万円をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部

分は違法である。

この点，原告らは，小川廣美の具体的な勤務場所が定まっていなかったから，調査研究に従事したとはいえないと主張する。しかし，小川廣美の業務内容は，政務調査補助であったから（乙Ｄニ１），原告らの上記主張は採用できない。

エ　まとめ

(ア)　冨安議員は，事務費として，平成１６年度に３６万円，平成１７年度に６０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計３０万９１７８円（＝２万４４１１円＋１８万円＋１０万４７６７円）を超える５万０８２２円，平成１７年度に支出許容額合計３９万１３２４円（＝１万９５７１円＋２７万８０００円＋７万９３７８円＋１万４３７５円）を超える２０万８６７６円を支出した部分は違法である。

(イ)　冨安議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に１３５万円，平成１６年度に７２万円，平成１７年度に９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも適法である。

(ウ)　よって，被告は，冨安議員に対し，平成１６年度分５万０８２２円，平成１７年度分２０万８６７６円の合計２５万９４９８円の不当利得の返還を請求するべきである。

(22)　中村裕一議員（以下「中村議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

中村議員の政務調査用事務所（和歌山県御坊市薗２６３番地小林ビル２階）は，自宅（同市熊野３９２）とは別の場所に設置され，後援会，政治団体「裕政会」及び「裕和会」と併設されていた（甲Ａ５の３，乙ＣヌＩ０，ＥヌＩ５）。

イ　事務費について

(ア) 事務費の按分割合等について

中村議員の政務調査用事務所の郵便関係費用，パソコン関係費用及び文房具代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「裕政会」及び「裕和会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，中村議員は，後援会及び「裕和会」が，平成１５年度ないし平成１７年度にほとんど活動しておらず，「裕政会」の経費が政務調査用事務所の経費とは別に計上されていたと陳述するが（乙Ｅヌ５），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，現金出納簿（乙Ｅヌ１ないし４）に携帯電話使用料の記載がないから，事務費に政務調査費の支出は許されないと主張する。しかし，以下のとおり，事務費支払の事実は，他の証拠によって認められるから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 郵便関係費用について

中村議員は，郵便関係費用として，次のとおり支払をした。

a　平成１６年４月２日に郵便料金２０００円（乙Ｃヌ４の１），同月１３日に郵便料金２８８０円及びはがき代１０００円（乙Ｃヌ４の２），同月１６日に切手・はがき類代１４０円（乙Ｃヌ４の３），同月２３日に郵便料金１４０円（乙Ｃヌ４の４），同月２６日に切手代２５００円（乙Ｃヌ４の５），同日に郵便料金１２０円（乙Ｃヌ４の６），同月２８日に郵便料金２００円（乙Ｃヌ４の７），同月３０日に郵便料金４１０円及び切手代１万８４００円（乙Ｃヌ４の８），同年５月１２日に郵

便料金６２４０円（乙Ｃヌ４の９），同年６月２５日に切手代１０００円（乙Ｃヌ４の１０），同年７月８日に郵便料金１万５７５０円（乙Ｃヌ４の１１），同月２８日に切手代１０００円（乙Ｃヌ４の１２），同年８月１０日に郵便料金５９０円（乙Ｃヌ４の１３），同月１１日に暑中見舞用はがき代１０００円及び切手代２５００円（乙Ｃヌ４の１４），同年９月３日に切手・はがき類代５３０円（乙Ｃヌ４の１５），同月６日にはがき代２５００円（乙Ｃヌ４の１６），同日に切手・はがき類代１８００円（乙Ｃヌ４の１７），同月１０日に郵便料金４４００円（乙Ｃヌ４の１８），同年１０月１８日に郵便料金１２０円（乙Ｃヌ４の１９），同月２５日に切手代２５００円（乙Ｃヌ４の２０），同月２９日にはがき代１５００円（乙Ｃヌ４の２１），同年１１月８日に郵便料金９０円（乙Ｃヌ４の２２），同月１２日に郵便料金７０００円（乙Ｃヌ４の２３），同月１７日に切手・はがき類代３０００円（乙Ｃヌ４の２４），同月２６日に切手・はがき類代３０００円（乙Ｃヌ４の２５），同年１２月２２日に切手・はがき類代１０００円（乙Ｃヌ４の２６），同月２４日に切手代２５００円（乙Ｃヌ４の２７），同月２７日に郵便料金１２０円及びはがき代１万２５００円（乙Ｃヌ４の２８），平成１７年１月１２日に郵便料金２００円（乙Ｃヌ４の２９），同月２４日に郵便料金２８８０円（乙Ｃヌ４の３０），同日に郵便料金３５０円（乙Ｃヌ４の３１），同年２月７日に郵便料金２００円（乙Ｃヌ４の３２），同年３月２日に切手代３２００円（乙Ｃヌ４の３３），同月４日に郵便料金４４１０円（乙Ｃヌ４の３４），同月７日に郵便料金１４０円（乙Ｃヌ４の３５），同日に郵便料金３１２０円（乙Ｃヌ４の３６），同月２５日に郵便料金２２２０円（乙Ｃヌ４の３７），同日に郵便料金１４０円（乙Ｃヌ４の３８），同日に切手代２５００円（乙Ｃヌ４の３９）の合計１１万７７９０円を支払った。

b　平成１７年４月４日に郵便料金２４０円（乙Ｃヌ１の１），同年５月１８日に郵便料金７４１０円（乙Ｃヌ１の２），同月２５日に切手代２５００円（乙Ｃヌ１の３），同年６月９日に郵便料金２５０円（乙Ｃヌ１の４），同月１５日に郵便料金９０円（乙Ｃヌ１の５），同月１７日に切手代１０円（乙Ｃヌ１の６），同月２７日に切手・はがき類代２５００円（乙Ｃヌ１の７），同年７月２７日に切手代１１００円（乙Ｃヌ１の８），同年８月２６日にはがき代１２５０円（乙Ｃヌ１の９），同年９月１４日に郵便料金（現金書留）５００円（乙Ｃヌ１の１０），同日に現金書留用封筒代２０円（乙Ｃヌ１の１１），同月２６日に切手代１２００円（乙Ｃヌ１の１２），同月２７日に郵便料金１２０円（乙Ｃヌ１の１３），同年１０月７日に切手代３２００円及びはがき代２２５０円（乙Ｃヌ１の１４），同月１２日に郵便料金８０円（乙Ｃヌ１の１５），同月２８日に郵便料金１２０円（乙Ｃヌ１の１６），同年１１月１４日に現金書留用封筒代２０円（乙Ｃヌ１の１７），同日に郵便料金（現金書留）７５０円（乙Ｃヌ１の１８），同月２２日に郵便料金８０円（乙Ｃヌ１の１９），同月２４日に郵便料金６４０円（乙Ｃヌ１の２０），同年１２月６日に切手・はがき類代２５００円（乙Ｃヌ１の２１），同月９日に切手・はがき類代３０００円（乙Ｃヌ１の２２），平成１８年１月１０日に切手・はがき類代２万円（乙Ｃヌ１の２３），同日に往復はがき代７０００円，切手代４４００円及び通常はがき代２５００円（乙Ｃヌ１の２４），同月１８日に郵便料金３１２０円（乙Ｃヌ１の２５），同年２月１７日に郵便料金４８０円（乙Ｃヌ１の２６），同月２４日に郵便料金５５７０円（乙Ｃヌ１の２７），同日に「ＥＸＰＡＣＫ５００」料金１０００円（乙Ｃヌ１の２８），同年３月３日に郵便料金２７０円（乙Ｃヌ１の２９），同月１０日に郵便料金２４９０円（乙Ｃヌ１の３０）の合計７万６６６０円を支払った。

しかし，上記支出のうち，平成１６年８月１１日の暑中見舞用はがき代１０００円（乙Ｃヌ４の１４）は，議員が行う調査研究に係る事務遂行に係る経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，中村議員が，上記郵便関係費用につき，平成１６年度に２万９１９８円（≒［１１万７７９０円－１０００円］×１／４），平成１７年度に１万９１６５円（＝７万６６６０円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，郵便関係費用が過量で，年度内の調査研究のためのものではないなどと主張する。しかし，上記郵便関係費用は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) パソコン関係費用

中村議員は，平成１６年６月２３日にパソコンのセキュリティソフト代３１５０円（乙Ｃヌ５の１），同年１１月２４日にパソコンのセキュリティソフト代３１５０円（乙Ｃヌ５の２），平成１７年２月４日に，ＵＳＢメモリー代６５８０円，ＬＡＮケーブル代２０６０円，ＣＤ・ＤＶＤケース及びそのファイル代９６０円（乙Ｃヌ５の３），同月７日にパソコン代１５万２０００円（乙Ｃヌ５の４，Ｅヌ５），同年３月２日にフロッピーディスク代１４８０円（乙Ｃヌ５の５）の合計１６万９３８０円を支払い，同年６月２６日にプリンターのインク代６６２０円（乙Ｃヌ２の１），同年８月１日にパソコンのセキュリティソフト代３１５０円（乙Ｃヌ２の２），同年１２月２６日にパソコンのセキュリティソフト代３１５０円（乙Ｃヌ２の３）の合計１万２９２０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，中村議員が，上記パソコン関係費用につき，平成１６年度に４万２３４５円（＝１６万９３８０円×１／４），平成１７年度に３２３０円（＝１万２９２０円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ＵＳＢフラッシュメモリー，ＬＡＮケーブル，ＣＤ／ＤＶＤケース及びその専用フィルム，フロッピーディスク，パソコンのセキュリティソフトの更新代２件につき，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，それらの費用は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

また，原告らは，パソコンのセキュリティソフトの更新代２件につき，１件のソフトを３台のパソコンに使用できたはずであるから，調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし，平成１６年度ないし平成１７年度の当時，１件のソフトを３台のパソコンに使用できたことを示す証拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 文房具代について

中村議員は，文房具代として，平成１６年８月４日に５６７円，同年１２月１４日に１４７０円の合計２０３７円を支払った（乙Ｃヌ６の１・２）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，中村議員が，上記文房具代につき，平成１６年度に５０９円（≒２０３７円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 携帯電話使用料について

中村議員は，携帯電話（０９０－３２７６－６１７２）の使用料として，平成１６年５月分の３万２４０４円，同年６月分の２万３２５１円，

同年７月分の２万９９７４円，同年８月分の３万９５３３円，同年９月分の３万３４６７円，同年１０月分の４万１３９９円，同年１１月分の３万7,４２１円，同年１２月分の３万３８５９円，平成１７年１月分の２万６２１５円，同年２月分の１万９３９９円，同年３月分の１万９８２５円,同年４月分の２万５５４８円の合計３６万２２９５円を支払い，同年５月分の１万７７３４円，同年６月分の１万６９０８円，同年７月分の２万０２９６円，同年８月分の２万２７８５円，同年９月分の２万５８１９円，同年１０月分の２万７７４９円，同年１１月分の２万３６６７円，同年１２月分の１万１５９５円，平成１８年１月分の９９８２円，同年２月分の８１６９円，同年３月分の１万０１６４円，同年４月分の１万２５４５円の合計２０万７４１３円を支払った（乙Ｃヌ３の１ないし１２，７の１ないし１２）。

なお，中村議員は，請求月，すなわち，支払月ではなく，使用月を基準にして，各年度の政務調査費を支出していたところ，携帯電話使用料は，継続的契約に係るものであり，定期的に支払がされることからすれば，上記のような政務調査費の支出方法も，不合理とはいえない。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，中村議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に７万２４５９円（＝３６万２２９５円×１／５），平成１７年度に４万１４８３円（＝２０万７４１３円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

中村議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，中村議員は，下記(イ)の西山悦子及び中嶋嗣之が，調査研究以外の活動に従事しなかったと陳述するが（乙ＥＸ５），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

ａ　中村議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を中村議員の政務調査用事務所，業務内容を政務調査補助，賃金を時給７５０円及び交通費月額３０００円，支給日を月末として，西山悦子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分の７万１８００円を支払い，同年５月分の賃金として７万１２５０円，同年６月分の賃金として７万１０００円，同年７月分の賃金として７万５０００円，同年８月分の賃金として５万７０００円，同年９月分の賃金として７万２０００円，同年１０月分の賃金として８万２０００円，同年１１月分の賃金として６万３０００円，同年１２月分の賃金として８万３５００円，平成１６年１月分の賃金として６万４５００円，同年２月分の賃金として６万３０００円，同年３月分の賃金として８万３２５０円の合計７８万５５００円を支払い，同年４月分の賃金として８万１０００円，同年５月分の賃金として６万５２５０円，同年６月分の賃金として５万３２５０円，同年７月分の賃金として７万７２５０円，同年８月分の賃金として６万１５００円，同年９月分の賃金として７万１３００円，同年１０月分の賃金として８万３２５０円，同年１１月分の賃金として８万１０００円，同年１２月分の賃金として７万５０００円，平成１７年１月分の賃金として６万７０００円，同年２月分の賃金として６万９０００円，同年３月分の賃金として７万５０００円の合計８５万９８００円を支払い，同年４月分の賃金として７万円，同年５月分の賃金として６万４０００円，同年６月分の賃金として５万７０００円，同年７月分の賃金として５万５５００円，同年８月分

の９万円，同年９月分の賃金として８万７０００円，同年１０月分の賃金として６万７５００円，同年１１月分の賃金として８万円，同年１２月分の賃金として５万６０００円，平成１８年１月分の賃金として６万７２５０円，同年２月分の賃金として７万２０００円，同年３月分の賃金として７万２０００円の合計８５万９８００円を支払った（乙Ｄヌ１，３の１ないし１２，４の１ないし１２，５の１ないし１１，６）。

なお，上記支払のうち，平成１５年６月分の８７５円，平成１５年１０月分，平成１７円４月分及び同年５月分の各１０００円，平成１５年１２月分の２５０円，平成１６年９月分，平成１７年１１月分及び同年１２月分の各５００円，平成１６年１２月分の１８７５円が，それぞれ積算書の賃金額を超えており（乙Ｄヌ８の１・２・８・９，９の６・９，１０の２・６・８），平成１６年５月分の２万１０００円，同年６月分の２万１５００円，同年１１月分の１万７６２５円が，それぞれ積算書の賃金額の誤計算により過払いとなっているが，上記のとおり，それぞれ実際に支払ったことが認められる。

b　また，中村議員は，平成１５年４月１４日から同月２５日までの間（土日を除く。），賃金を１日８０００円として，中嶋嗣之を雇用し，同人に対し，同月３０日にその賃金として８万円を支払った（乙Ｄヌ２，７）。

c　そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，中村議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に３万７９５０円（＝［７万１８００円＋８万円］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に１９万６３７５円（＝７８万５５００円×１／４），平成１６年度に２１万４９５０円（＝８５万９８００円×１／４），平成１７年度に２０万９５６３円（≒８３万８２５０円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査

費を支出したことは違法である。

この点，原告らは，西山悦子の雇用契約書（乙Ｄヌ１）が，正月付けであること，西山悦子の自署がないことから，同人に労働の事実はなかったと主張する。しかし，西山悦子は，雇用契約書に押印したこと，賃金受領の領収書を作成したこと，西山悦子の労働時間の積算書が作成されたことから（乙Ｄヌ１，３の１ないし１２，４の１ないし１２，５の１ないし１１，６），原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，被用者が雇用期間終了後に賃金を受領することはあり得ないから，中嶋嗣之に対する賃金の支払の事実はなかったと主張する。しかし，平成１５年４月２５日（金）に雇用期間の終了した者が，同月３０日（水）に賃金を受領することが不自然であるとはいえないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，中村議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，中村議員が被用者を複数雇用し，賃金を支払ったことは，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

エ　まとめ

(ア)　中村議員は，事務費として，平成１６年度に２８万９２０７円，平成１７年度に８万９４２０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１４万４５１１円（＝２万９１９８円＋４万２３４５円＋５０９円＋７万２４５９円）を超える１４万４６９６円，平成１７年度に支出許容額合計６万３８７８円（＝１万９１６５円＋３２３０円＋４万１４８３円）を超える２万５５４２円を支出した部分は違法である。

(イ)　中村議員は，人件費として，平成１５年４月に１５万１８００円，平

成１５年度（同年４月を除く。）に７１万４５００円，平成１６年度に８５万９８００円，平成１７年度に８３万８２５０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計３万７９５０円を超える１１万３８５０円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計１９万６３７５円を超える５１万８１２５円，平成１６年度に合計２１万４９５０円を超える６４万４８５０円，平成１７年度に支出許容額２０万９５６３円を超える６２万８６８７円を支出した部分は違法である。

(ウ) よって，被告は，中村議員に対し，平成１５年４月分１１万３８５０円，平成１５年度分（同年４月を除く。）５１万８１２５円，平成１６年度分合計７８万９５４６円（＝１４万４６９６円＋６４万４８５０円），平成１７年度分合計６５万４２２９円（＝２万５５４２円＋６２万８６８７円）の総合計２０７万５７５０円の不当利得の返還を請求するべきである。

(23) 長坂隆司議員（以下「長坂議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

長坂議員の政務調査用事務所（和歌山市東高松二丁目９番３６号）は，自宅と同一敷地内のビルに設置され，後援会，政治団体「長坂政策研究会」及びテナント「リビングタカマツ」と併設されていた（甲Ａ５の３，乙Ｂネ３の１，Ｅネ１１）。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分割合等について

長坂議員の政務調査用事務所の賃料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，長坂議員は，「長坂政策研究会」の「光熱水費」及び「事務所費」としても，平成１６年度に合計６７万６６２９円，平成１７年度に合計６４万７０８９円

を支出した（甲ネ７，８）。

したがって，後述する賃料に，上記「長坂政策研究会」の「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

この点，長坂議員は，平成１４年度から平成１７年度までの間，後援会及び「リビングタカマツ」がほとんど活動していなかったなどと陳述する（乙Ｅネ１１）。しかし，その裏付けはないから，長坂議員の上記陳述は信用できない。

(イ) 事務所の賃料について

長坂議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，「長坂政策研究会」の名義で，長坂議員の母である長坂艶子から，長坂ビルの一室を賃料月額１０万円で賃借し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃料として毎月末ころに月額１０万円を支払った（甲Ａ３，乙Ｂネ１，２，Ｅネ１１，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年度につき４分の１，平成１６年度につき６７万６６２９円を加えて４分の１，平成１７年度につき６４万７０８９円を加えて４分の１）のとおり，長坂議員が，平成１５年４月に２万５０００円（＝１０万円×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に２７万５０００円（１０万円×１１か月×１／４），平成１６年度に４６万９１５７円（≒［１０万円×１２か月＋６７万６６２９円］×１／４），平成１７年度に４６万１７７２円（≒［１０万円×１２か月＋６４万７０８９円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，長坂議員は，事務所の賃料の５０％を政務調査費から支出していたと陳述するところ（乙Ｅネ１１），原告らは，その陳述を前提とす

れば，「長坂政策研究会」の事務所費は，年額６０万円以上となるはずであるが，実際には，平成１６年度が３４万２６５５円，平成１７年度が３２万３６９８円であったから（甲ネ７，８），「長坂政策研究会」は賃料を支払っておらず，長坂議員は実際に賃料を支払っていなかったと主張する。しかし，賃貸人である長坂艶子が家賃台帳（乙ネＢ２）に毎月押印していたから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，事務所の賃借人が「長坂政策研究会」であったから，賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，賃借名義が長坂議員でなかったからといって，賃借人としての実体がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，「リビングタカマツ」が賃料を経費として計上していたから，賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，その具体的な根拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

そのほか，原告らは，長坂ビルが，長坂議員の共有する土地上にあり（甲ネ５），長坂議員が経営する長坂タバコ店もあったから（乙Ｃネ１の３・５・６・９・１０・１５・１８），長坂議員が支払った政務調査用事務所の賃料は，実質的に長坂議員の利益になっていたと主張する。しかし，長坂ビルは，長坂議員の母が，敷地を共有するとともに建物を所有し（甲ネ５，６），居住しているところ，別居する親子を経済的に一体と認めることはできないから，原告らの主張は採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

長坂議員の政務調査用事務所の事務費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，長坂議員は，「長坂政策研究会」の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に７

４万７１１８円，平成１７年度に６６万３０４０円を支出した（甲ネ７，８）。

したがって，後述する事務用品・備品購入費及び郵便関係費用に，上記「長坂政策研究会」の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，携帯電話使用料等については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「長坂政策研究会」及び「リビングタカマツ」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費，郵便関係費用について

ａ 事務用品・備品購入費について

長坂議員は，平成１６年６月１日にファイル代１０５０円（乙Ｃネ５の１，弁論の全趣旨），同月８日にボールペン代３１５円（乙Ｃネ５の２，弁論の全趣旨），同年７月８日にシャープペンシル代３１５円（乙Ｃネ５の３，弁論の全趣旨），同年８月２１日に領収証用紙代１５７円（乙Ｃネ５の４，弁論の全趣旨），平成１７年１月７日に領収証用紙代４７１円（乙Ｃネ５の５），同年３月１８日にスポンジ代１０５円，ファイル代５２５円及び年賀状ホルダー代５２５円（乙Ｃネ５の６）の合計３４６３円を支払った。

また，長坂議員は，平成１７年４月２日にパソコンのセキュリティソフト代４０５０円（乙Ｃネ２の１），同年５月１１日に文具代２７０円（乙Ｃネ２の２），同年６月８日にシャープペンシルの芯代２１０円（乙Ｃネ２の３），同月２５日に録音用テープ代７２０円（乙Ｃネ２の４，弁論の全趣旨），同年７月６日に事務用箋代５９７円（乙Ｃネ２の

5)，同月２２日にガムテープ代４２０円（乙Ｃネ２の６，弁論の全趣旨)，同月２５日に印鑑代３６０円（乙Ｃネ２の７)，同年８月４日に筆ペン代６２９円(乙Ｃネ２の８),同月２９日に模造紙代１５０円(乙Ｃネ２の９)，同年９月２１日にシャープペンシルの芯代３７８円（乙Ｃネ２の１０，弁論の全趣旨)，同年１０月４日に印鑑代３６７円（乙Ｃネ２の１１)，同日にカメラの電池代３９８円（乙Ｃネ２の１２)，同年１１月１９日にコピー用紙代８３４円（乙Ｃネ２の１３)，同年１２月１日にボールペン代２０６円（乙Ｃネ２の１４)，同月１９日に領収証用紙代３１４円（乙Ｃネ２の１５)，平成１８年１月１７日にファイル代３１５円（乙Ｃネ２の１６)，同月２４日に「和田紙店」に対して使途不明の２９４円，筆ペン代６３０円及び消しゴム代６０円（乙Ｃネ２の１７）の合計１万１２０２円を支払った。

なお，平成１８年１月２４日の「和田紙店」に対する２９４円の支払（乙Ｃネ２の１７）は，支払先，金額及び同時に購入した商品からすれば，事務用品・備品購入費であると認められる。

ｂ　郵便関係費用について

長坂議員は，平成１６年７月２３日に切手代８００円（乙Ｃネ４の１)，同月２９日に郵便料金２４０円（乙Ｃネ４の２)，同年８月２４日にはがき代１５００円（乙Ｃネ４の３)，同年９月２２日に切手代１６００円（乙Ｃネ４の４)，同年１１月１２日に切手代２５００円（乙Ｃネ４の５)，同月１５日にはがき代１０００円（乙Ｃネ４の６)，平成１７年１月２０日に後納郵便料１万４３９０円（乙Ｃネ４の７)，平成１７年２月２１日に後納郵便料１万７２９０円（乙Ｃネ４の８)，同年３月１５日に郵便料金２４０円（乙Ｃネ４の９)，同月１７日に郵便料金１４０円（乙Ｃネ４の１０）の合計３万９７００円を支払った。

また，長坂議員は，平成１７年４月２７日に郵便料金２４０円（乙

Ｃネ１の１)，同年６月８日に郵便料金３９０円及び切手代１６００円（乙Ｃネ１の２），同月２０日に切手代５０円（乙Ｃネ１の３），同月２７日に郵便料金２４０円（乙Ｃネ１の４），同年７月２１日に切手代１０００円（乙Ｃネ１の５），同年８月４日に切手代１万６３２０円及びはがき代１５００円（乙Ｃネ１の６），同月８日に郵便料金１４０円（乙Ｃネ１の７），同年９月２１日に郵便料金１１７０円（乙Ｃネ１の８），同月２７日に切手代４００円（乙Ｃネ１の９），同年１１月８日にはがき代１０００円（乙Ｃネ１の１０），同月２２日に郵便料金２４０円（乙Ｃネ１の１１），同月２５日に郵便料金３９０円（乙Ｃネ１の１２），同年１２月７日に郵便料金１４０円及び切手代４２０円（乙Ｃネ１の１３），同月１４日に郵便料金３９０円（乙Ｃネ１の１４），同月１６日に切手代１６１０円（乙Ｃネ１の１５），同月１９日に切手代２４０円（乙Ｃネ１の１６），同月３０日に郵便料金２００円（乙Ｃネ１の１７），平成１８年１月２３日に切手代１６００円（乙Ｃネ１の１８）の合計２万９２８０円を支払った。

なお，平成１６年７月２３日の切手代，同年９月２２日の切手代，同年１１月１５日のはがき代，平成１７年６月２０日の切手代，同年７月２１日のはがき代，同年８月４日の切手代及びはがき代，同年９月２７日の切手代，同年１１月８日のはがき代，同年１２月１６日の切手代，平成１８年１月２３日の切手代は，長坂議員が経営する長坂タバコ店又は長坂議員が販売したものであるが（乙Ｃネ１の３・５・９・１０・１５・１８，４の１・４・６），その代金額，切手及びはがきの性質からすれば，長坂議員がその利益を図ったものとは認められない。

この点，原告らは，平成１７年１月２０日及び同年２月２１日の後納郵便料は，「長坂政策研究会代表　長坂隆司」名義で支払われたから

（乙Ｃネ４の７・８），「長坂政策研究会」の経費であると主張する。しかし，上記後納郵便料の使途を認める証拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

ｃ　まとめ

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき７４万７１１８円を加えて４分の１，平成１７年度につき６６万３０４０円を加えて４分の１）のとおり，長坂議員が，上記事務用品・備品購入費及び郵便関係費用につき，平成１６年度に１９万７５７０円（≒［３４６３円＋３万９７００円＋７４万７１１８円］×１／４），平成１７年度に１７万５８８１円（≒［１万１２０２円＋２万９２８０円＋６６万３０４０円］×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　携帯電話使用料等について

長坂議員は，携帯電話の使用料として，平成１６年４月分の１万２５７７円，同年５月分の１万２５８３円，同年６月分の１万３９５７円，同年７月分の１万１３８９円，同年８月分の１万１９６７円，同年９月分の１万０２１１円，同年１０月分の９９９９円，同年１１月分の１万１１４９円，同年１２月分の１万４０１２円，平成１７年１月分の１万１３６３円，同年２月分の１万０２１１円，同年３月分の１万０２６０円の合計１３万９６７８円を支払い，同年４月分の１万１２４４円，同年５月分の１万１８７１円，同年６月分の１万２５１７円，同年７月分の１万１９３８円，同年８月分の１万４８７９円，同年９月分の２万４０４９円，同年１０月分の２万９４００円，同年１１月分の２万８２１５円，同年１２月分の３万４００４円，平成１８年１月分の２万５０３５円，同年２月分の２万２４３７円，同年３月分の２万３８７２円の合計２４万９４６１円を支払った（乙Ｃネ３，６の１・２）。

また，長坂議員は，平成１６年１１月２５日，携帯電話の機種変更代

１万６８００円を支払った（乙Ｃネ７）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，長坂議員が，上記携帯電話使用料等につき，平成１６年度に３万１２９６円（≒［１３万９６７８円＋１万６８００円］×１／５），平成１７年度に４万９８９２円（≒２４万９４６１円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

長坂議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，長坂議員は，「長坂政策研究会」の「人件費」として，平成１６年度に１３３万６７０３円，平成１７年度に１３３万９１１８円を支出したところ（甲ネ７，８），後述するとおり，業務内容を調査研究の補助として支払われた賃金以外の賃金も支払われていた事実が別途認められるから，上記「長坂政策研究会」の「人件費」としての支出は考慮しない。

(イ)　人件費の支出等について

ａ　長坂議員は，平成１５年６月１日から平成１８年３月３１日までの間において，勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所，業務内容を調査研究の補助，賃金を月額５万円として，片山晴美を雇用し，同人に対し，平成１５年７月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額５万円を支払った（乙Ｄネ１，２，８の１ないし４）。また，同人に対しては，別途，平成１５年７月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１０万円（所得税，社会保険料等を含む。）が支払われていた（乙

Ｄネ９の１ないし４）。

ｂ　長坂議員は，平成１６年１月１日から平成１８年３月３１日までの間において，勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所，業務内容を調査研究の補助，賃金を月額５万円として，藤田良孝を雇用し，同人に対し，平成１６年１月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額５万円を支払った（乙Ｄネ３，４，１０の１ないし３）。また，同人に対しては，別途，平成１６年１月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１０万円が支払われていた（乙Ｄネ１１の１ないし３）。

ｃ　長坂議員は，平成１５年４月１日から同年５月３１日までの間において，勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所，業務内容を調査研究の補助，賃金を月額５万円として，竹中珠穂（桝見珠穂と同一人物）を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分及び同年５月分の賃金として月額５万円を支払った。また，同人に対しては，別途，平成１５年４月分及び同年５月分の賃金として月額１０万円が支払われていた（乙Ｄネ５，１２）。

ｄ　長坂議員は，平成１５年４月１日から同年６月３０日までの間において，勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所，業務内容を調査研究の補助，賃金を月額１０万円として，出口功を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし同年６月分の賃金として月額１０万円を支払った（乙Ｄネ６，１３）。また，同人に対しては，別途，平成１５年４月分ないし同年６月分の賃金として月額１０万円が支払われていた（乙Ｄネ１４）。

ｅ　長坂議員は，平成１５年６月１日から同年１２月３１日までの間において，勤務場所を長坂議員の政務調査用事務所，業務内容を調査研究の補助，賃金を月額５万円として，衣川直之を雇用し，同人に対し，平成１５年６月分ないし同年１２月分の賃金として月額５万円を支払

った。また，同人に対しては，別途，平成１５年６月分ないし同年１２月分の賃金として月額５万円が支払われていた（乙Ｄネ７，１５）。

f　そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，長坂議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に８万７５００円（＝［１５万円＋２０万円］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に７６万２５００円（＝［１５万円＋２０万円×２か月＋１０万円×７か月＋１５万円×９か月＋１５万円×３か月］×１／４），平成１６年度に９０万円（＝［１５万円×１２か月＋１５万円×１２か月］×１／４），平成１７年度に９０万円（＝［１５万円×１２か月＋１５万円×１２か月］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　原告らの主張について

原告らは，片山晴美，藤田良孝及び出口功の業務内容を調査研究の補助として支払われた賃金について，それ以外の賃金の支払と異なり，社会保険料及び所得税等が控除されていなかったから（乙Ｄネ８の１ないし４，９の１ないし４，１３，１４，１０の１ないし３，１１の１ないし３，弁論の全趣旨），実際には支払われていなかったと主張する。しかし，社会保険料及び所得税等の控除がされていなかったからといって，勤務実体がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，長坂議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，上記人件費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア) 長坂議員は，事務所費として，平成１５年４月に５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万円，平成１６年度及び平成１７年度に各６０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計２万５０００円を超える２万５０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計２７万５０００円を超える２７万５０００円，平成１６年度に支出許容額合計４６万９１５７円を超える１３万０８４３円，平成１７年度に支出許容額合計４６万１７７２円を超える１３万８２２８円を支出した部分は違法である。

(イ) 長坂議員は，事務費として，平成１６年度に１０万７５７２円，平成１７年度に５万９５７０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），いずれも支出許容額（平成１６年度につき，合計２２万８８６６円［＝１９万７５７０円＋３万１２９６円］。平成１７年度につき，合計２２万５７７３円［＝１７万５８８１円＋４万９８９２円］）を超える違法支出はない。

(ウ) 長坂議員は，人件費として，平成１５年４月に１４万９６０２円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８４万４０９２円，平成１６年度に１１８万９７７５円，平成１７年度に１２０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額８万７５００円を超える６万２１０２円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額７６万２５００円を超える８万１５９２円，平成１６年度に支出許容額９０万円を超える２８万９７７５円，平成１７年度に支出許容額９０万円を超える３０万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，長坂議員に対し，平成１５年４月分合計８万７１０２円（＝２万５０００円＋６万２１０２円），平成１５年度分（同年４月を除く。）合計３５万６５９２円（＝２７万５０００円＋８万１５９２円），平成１６年度分合計４２万０６１８円（＝１３万０８４３円＋２８万９

７７５円)，平成１７年度分合計４３万８２２８円（＝１３万８２２８円＋３０万円）の総合計１６３万３４６９円の不当利得の返還を請求するべきである。

(24) 新島雄議員（以下「新島議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

新島議員の政務調査用事務所（和歌山市古尾１５８－３）は，自宅に設置されており，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅノ１）。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分割合等について

新島議員の政務調査用事務所のデータ整理委託料については，新島議員が，住民から集めた意見や要望等を管理し，議員活動に反映するためのデータ整理を外部に委託した費用であると陳述しているところ（乙Ｅノ１)，その陳述は合理的で信用できるから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

また，事務用品・備品購入費（インスタントカメラ代を除く。)，プリンター代及び輪転機リース料については，上記アのとおり他のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，携帯電話使用料及びインスタントカメラ代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，新島議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」が，会費徴収程度しか活動しておらず，その事務費はなかったし，「雄新会」が，

政治資金受入れのための団体で，その活動に係る事務費に政務調査費を支出した事実はないと陳述するが（乙Ｅノ１），その裏付けはないから，信用できない。

また，新島議員は，携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅノ１），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，データ整理委託料につき，調査研究の内容が明らかでないから，政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，上記に説示したところに加え，政治活動の自由の性質にかんがみれば，調査研究の内容を詳細に明らかにしないからといって，政務調査費の支出を違法とするのは相当でないから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) データ整理委託料について

新島議員は，調査研究に関するデータ処理の委託料として，平成１６年１２月６日に「有限会社パッシュ」に対し２万９４００円（乙Ｃノ６の１，９），同月２０日に「株式会社福本経営研究所」に対し９４５０円（乙Ｃノ６の２）の合計３万８８５０円を支払った。

なお，「株式会社福本経営研究所」への支払について，「株式会社福本経営研究所」の作成に係る確認書（乙Ｃノ１０）には，「政治活動に必要なデータ処理」のための費用と記載されているが，調査研究と政治活動を区別したものとは認められない。

そして，新島議員が，上記データ整理委託料につき，平成１６年度に３万８８５０円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 事務用品・備品購入費について

ａ 新島議員は，平成１５年１２月２２日に機器消耗品代３０１３円（乙Ｃノ４の１４），平成１６年４月２９日に事務用品代４６２円（乙Ｃノ

４の２），同年７月２８日に文具又は事務機器類代１万４８６４円（乙Ｃノ４の３），同年１０月１２日にインクリボン代６８０円，「セルフオプション」代３５０円及び管球代３６８円（乙Ｃノ４の４），同月１７日にトイレットペーパー代３９８円，ペーパーカップ代２５６円，ペーパーボール代１９８円，セロハンテープ代８８円及びコピー用紙代４９６円（乙Ｃノ４の５），同月２２日に和歌山リコー株式会社に対して６３００円（乙Ｃノ４の６），同月２３日にコピー用紙代４１４円（乙Ｃノ４の７），同月２６日に文具又は事務機器類代２３７０円（乙Ｃノ４の８），同年１１月５日に印章用品代及び金封のし代の合計８０８円（乙Ｃノ４の９），同月１１日に蛍光灯，電球及び点灯管代の合計２４２２円（乙Ｃノ４の１０），同月２４日に文具又は事務機器類代２１１０円（乙Ｃノ４の１１），同月２９日に筆記具代及び事務用品代の合計９１３円（乙Ｃノ４の１２），同年１２月９日に「パッケージプラザモリモト」に対して１４３７円（乙Ｃノ４の１３），平成１７年１月２７日に文具又は事務機器類代１万９８１８円（乙Ｃノ４の１５），同年２月１３日にインクリボン代２０４０円（乙Ｃノ４の１６），同月１５日に機器消耗品代３５７０円（乙Ｃノ４の１７），同月２２日に事務用品代及び金封代の合計１９４４円（乙Ｃノ４の１８），同月２４日にカットベニア代８８円（乙Ｃノ４の１９）の合計６万５４０７円を支払った。

また，新島議員は，平成１７年４月１日に紙製品代３１５円（乙Ｃノ４の１），同年６月１６日に「和歌山県職員労働組合県庁支部売店」に対して２５２円（乙Ｃノ１の１），同月１７日に「パッケージプラザモリモト」に対して５８７９円（乙Ｃノ１の２），同月２１日に文具又は事務機器類代１万４９９８円（乙Ｃノ１の３），同年７月２日にプリンターのインク代３７００円，蛍光灯代４１０円，コード類代５４４

円及び電球代１９６円（乙Ｃノ１の４），同月１１日にヘルメット代１９８０円（乙Ｃノ１の５），同月１７日にホース代４５６０円（乙Ｃノ１の６），同年８月３日に文具又は事務機器類代２万８５６９円（乙Ｃノ１の７），同年９月８日に文具又は事務機器類代２万９３５０円（乙Ｃノ１の８），同年１０月８日に文具又は事務機器類代１万７７２０円（乙Ｃノ１の９），同年１１月５日にコピー用紙代１０４０円（乙Ｃノ１の１０），同年１２月１６日にコピー用紙代１２４０円及びインクジェットラベル代１４９８円（乙Ｃノ１の１１），同月１７日に文具又は事務機器類代２万１２８２円（乙Ｃノ１の１２），平成１８年１月３日にコピー用紙代８９４円（乙Ｃノ１の１３），同年２月７日に文具又は事務機器類代２万９９５１円（乙Ｃノ１の１４）の合計１６万４３７８円を支払った。

なお，平成１６年１０月２２日の和歌山リコー株式会社に対する６３００円（乙Ｃノ４の６）は，支払先からすれば，事務機器関係費用であり，平成１６年１２月９日の「パッケージプラザモリモト」に対する１４３７円（乙Ｃノ４の１３），平成１７年６月１７日の「パッケージプラザモリモト」に対する５８７９円（乙Ｃノ１の２）は，支払先である「パッケージプラザモリモト」が紙製品やパッケージ販売店であること（弁論の全趣旨）や金額からすれば，紙製品又はパッケージ類の代金であると認められる。

ｂ　しかし，上記支出のうち，平成１５年１２月２２日の機器消耗品代３０１３円（乙Ｃノ４の１４）は，平成１５年度の支払であり，平成１６年度又は平成１７年度の議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，平成１６年１０月１２日の「セルフオプション」代３５０円

（乙Ｃノ４の４）は，電動歯ブラシの交換用替ブラシであると認められ，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

さらに，平成１６年１１月５日及び平成１７年２月２２日の金封のし代各２９４円（乙Ｃノ４の９・１８），平成１７年７月１７日のホース代４５６０円（乙Ｃノ１の６）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

ｃ　そして，上記(ｱ)の按分割合（３分の１）のとおり，新島議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に２万０４８５円（≒［６万５４０７円－３０１３円－３５０円－２９４円－２９４円］×１／３），平成１７年度に５万３２７３円（≒［１６万４３７８円－４５６０円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１７年７月２日のプリンターのインク代等の領収証（乙Ｃノ１の４）の宛名が「ニイジマユミコ」と記載されているから，調査研究のためのものではないと主張する。しかし，「ニイジマユミコ」は新島議員の親族であると認められるし，領収証の宛名をもって，目的物の使途を認めることはできない。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，ヘルメット（乙Ｃノ１の５），トイレットペーパー，ペーパーカップ及びペーパーボール（乙Ｃノ４の５），蛍光灯及び点灯管（乙Ｃノ４の１０），並びにカットベニア（乙Ｃノ４の１９）が，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(エ) プリンター代について

新島議員は，平成１７年２月１３日にプリンター代９９８０円を支払った（乙Ｃノ７）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，新島議員が，上記プリンター代につき，平成１６年度に３３２７円（≒９９８０円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 輪転機リース料について

新島議員は，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の輪転機リース代として月額１万８４８０円を支払った（乙Ｃノ３の１ないし１２，８の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，新島議員が，上記輪転機リース料につき，平成１６年度及び平成１７年度に各７万３９２０円（＝１万８４８０円×１２か月×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，輪転機で作成したものが，調査研究に必要なものではなかったと主張する。しかし，具体的な根拠はないし，上記輪転機リース料は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 携帯電話使用料について

新島議員は，携帯電話（０９０－２３８３－２７２９）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計６万１８６９円，同年４月分ないし平成１８年３月分の合計６万１２０２円を支払った（乙Ｃノ２，５）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，新島議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１万５４６７円（≒６万１８６

９円×１／４），平成１７年度に１万５３０１円（≒６万１２０２円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Ｃノ２，５），数台分の使用料であると主張する。しかし，同書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Ｃケ１５，１６），原告らの上記主張は採用できない。

(キ) インスタントカメラ代について

新島議員は，平成１８年３月３０日にインスタントカメラ代７８０円（乙Ｃノ１の１５）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，新島議員が，上記インスタントカメラ代につき，平成１７年度に１９５円（＝７８０円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　まとめ

(ア) 新島議員は，事務費として，平成１６年度に１６万４３２２円，平成１７年度に４４万７８０７円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１５万２０４９円（＝３万８８５０円＋２万０４８５円＋３３２７円＋７万３９２０円＋１万５４６７円）を超える１万２２７３円，平成１７年度に支出許容額合計１４万２６８９円（＝５万３２７３円＋７万３９２０円＋１万５３０１円＋１９５円）を超える３０万５１１８円を支出した部分は違法である。

(イ) よって，被告は，新島議員に対し，平成１６年度分１万２２７３円，平成１７年度分３０万５１１８円の合計３１万７３９１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(25) 補助参加人新田

ア　事務所の設置状況等について

補助参加人新田の政務調査用事務所(和歌山市岩橋１６９０の１３)は，自宅に設置され，政治団体「和積会」と併設されていた（甲Ａ５の３，丙Ｅハ１，弁論の全趣旨)。

なお，補助参加人新田の後援会は，和歌山市岩橋１４７４－１に設置されていた（甲Ａ５の３)。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

補助参加人新田の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費（携帯電話機代及びデジタルカメラ代を除く。）及び郵便料金については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，固定電話使用料及びインターネット使用料については，上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「和積会」の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，携帯電話使用料，携帯電話機代及びデジタルカメラ代については，上記アのとおりの事務所の設置状況等及びその汎用性を考慮すれば，調査研究以外に，「和積会」及び後援会の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，補助参加人新田は，選挙のなかった平成１６年度及び平成１７年度において，「和積会」の活動実体はなかった，携帯電話及びインタ

ーネットを調査研究以外に全く利用しなかった，固定電話使用料を調査研究に７割も利用したと陳述するが(丙Ｅハ１)，その裏付けはないから，補助参加人新田の上記陳述は信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

ａ　補助参加人新田は，平成１６年４月２３日に「文房創庫オーヤマ」に対して７５７円（丙Ｃハ９４），同月２８日に「徳美堂印舗」に対して８５００円（丙Ｃハ９５），同年６月１日に「文房創庫オーヤマ」に対して３９０円（丙Ｃハ９７），同年７月６日に筆記具代４７２円（丙Ｃハ９８），同月１０日に筆記具代２８２円（丙Ｃハ９９），同年１２月１８日にパソコンマウス代３８００円（丙Ｃハ１００），平成１７年１月４日に「文房創庫オーヤマ」に対して事務用品代１６０円及び紙製品代３３６円（丙Ｃハ１０１，１０２），同月２１日に８８０円（丙Ｃハ１０４），同月２２日に「ケーズデンキ」に対して８万０４００円（丙Ｃハ１０３），同月２５日に「文房創庫オーヤマ」に対して１７３４円（丙Ｃハ１０５），同月３１日に「文房創庫オーヤマ」に対して紙製品代７０８円（丙Ｃハ１０６），同年２月１４日に「文房創庫オーヤマ」に対して４６７５円（丙Ｃハ１０７），同年３月３日に「文房創庫オーヤマ」に対して３５７０円（丙Ｃハ１０８），同月３０日に「有限会社ナカスヂ事務器」に対して６６１５円（丙Ｃハ１０９），同月３１日に「有限会社ナカスヂ事務器」に対して５万２２９０円（丙Ｃハ１１０）の合計１６万５５６９円を支払った。

また，補助参加人新田は，平成１７年５月２２日に「文房創庫オーヤマ」に対して１２５７円（丙Ｃハ３９），同年６月２９日に「文房創庫オーヤマ」に対して２３１３円（丙Ｃハ４０），同年７月１４日に「文房創庫オーヤマ」に対して４７２円（丙Ｃハ４１），同年８月２６日に「文房創庫オーヤマ」に対して４６７５円（丙Ｃハ４２），同年１０月

１９日に「文房創庫オーヤマ」に対して７５４円（丙Ｃハ４３），同月３１日に「文房創庫オーヤマ」に対して１７４３円（丙Ｃハ４４），同年１１月２日に「パソコンのアプライド」に対してパソコン代１８万９８００円，「ＰＩＸＵＳＭＰ１７０」代1万７８００円，「ヴァリオシーナ　カジュアルバッグ」代３９８０円及びパソコンの保証料５５００円（丙Ｃハ４５），同月６日に「岡文具店」に対して１９９０円（丙Ｃハ４６），同月１７日に「徳美堂印舗」に対して３０００円（丙Ｃハ４７），同年１２月２２日に「文房創庫オーヤマ」に対して２１４６円（丙Ｃハ４８），同日に「文房創庫オーヤマ」に対して５０４円（丙Ｃハ４９），同月２５日にインクカートリッジ代２０１６円（丙Ｃハ５０），平成１８年２月１６日に「文房創庫オーヤマ」に対して５８６円（丙Ｃハ５１），同月２４日に「文房創庫オーヤマ」に対して８７９円（丙Ｃハ５２），同年３月２日に「ケーズデンキ」に対して２５２０円（丙Ｃハ５３），同月６日にノートパソコン代１９万３８８０円（丙Ｃハ５４），同月２４日に「文房創庫オーヤマ」に対して４２９０円（丙Ｃハ５６）の合計４４万０１０５円を支払った。

ｂ　なお，平成１６年１２月１８日のパソコンマウス代３８００円の領収証は印字が薄く，判読できない（丙Ｃハ１００）。しかし，「政務調査費支出票」（丙Ｃハ１００）には「パソコンマウス代」と記載されているところ，「政務調査費支出票」がおおむね各事務費の支出ごとに領収証等を添付して内容を記載したものであること（丙Ｃハ１ないし１１０，１１２ないし１１４）からすれば，そのとおり認められる。

また，「文房創庫オーヤマ」に対する平成１６年４月２３日の７５７円（丙Ｃハ９４），同年６月１日の３９０円（丙Ｃハ９７），平成１７年１月４日の事務用品代１６０円及び紙製品代３３６円（丙Ｃハ１０１，１０２），同月２５日の１７３４円（丙Ｃハ１０５），同月３１日

の紙製品代７０８円(丙Ｃハ１０６),同年２月１４日の４６７５円(丙Ｃハ１０７)，同年３月３日の３５７０円（丙Ｃハ１０８），同年５月２２日の１２５７円（丙Ｃハ３９），同年６月２９日の２３１３円（丙Ｃハ４０），同年７月１４日の４７２円（丙Ｃハ４１），同年８月２６日の４６７５円（丙Ｃハ４２），同年１０月１９日の７５４円（丙Ｃハ４３），同月３１日の１７４３円（丙Ｃハ４４），同年１２月２２日の２１４６円（丙Ｃハ４８），同日の５０４円（丙Ｃハ４９），平成１８年２月１６日の５８６円（丙Ｃハ５１），同月２４日の８７９円（丙Ｃハ５２），同年３月２４日の４２９０円（丙Ｃハ５６）の各支払，並びに「岡文具店」に対する平成１７年１１月６日の１９９０円（丙Ｃハ４６）の支払は，支払先及び支払額からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。

さらに,「徳美堂印舗」に対する平成１６年４月２８日の８５００円（丙Ｃハ９５），平成１７年１１月１７日の３０００円（丙Ｃハ４７）の各支払は，支払先からすれば，印鑑関係費用であると認められる。

そして,「パソコンのアプライド」に対する平成１７年１１月２日の「ＰＩＸＵＳＭＰ１７０」代１万７８００円及び「ヴァリオシーナ　カジュアルバッグ」代３９８０円（丙Ｃハ４５）の支払は，支払先及び商品名からすれば，プリンター代及びパソコンを持ち運ぶためのバッグ代であると認められる。

そのほか,「有限会社ナカスヂ事務器」に対する平成１７年３月３０日の６６１５円（丙Ｃハ１０９）及び同月３１日の５万２２９０円（丙Ｃハ１１０）の各支払は,「有限会社ナカスヂ事務器」が「Ｏ・Ａ機器　オフィス家具　事務用品」を取り扱っていることや，上記支払額からすれば，事務機器又は事務用品代であったと認められる。

ｃ　しかし，上記ａの支払のうち，平成１７年１月２１日の８８０円（丙

Cハ１０４）は，支払先や内容が明らかではないことからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，「ケーズデンキ」に対する平成１７年１月２２日の８万０４００円（丙Cハ１０３）及び平成１８年３月２日の２５２０円（丙Cハ５３）の各支払は，内容が明らかでなく，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

さらに，平成１８年３月６日のノートパソコン代１９万３８８０円（丙Cハ５４）は，補助参加人新田において，持ち運びが可能なものが必要であったとして，平成１７年１１月２日にノートパソコンを購入したにもかかわらず（丙Cハ４５），そのわずか４か月後に購入されたものであり，補助参加人新田が陳述するように，平成７年ころに購入したデスクトップ型のパソコンが寿命を迎えたとしても，上記ノートパソコン代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

d　そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に４万２１４５円（＝［１６万５５６９円－８８０円－８万０４００円］×１／２），平成１７年度に１２万１８５３円（＝［４４万０１０５円－２５２０円－１９万３８８０円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

e　原告らの主張について

(a)　原告らは，平成１７年１１月２日のノートパソコン代及びその保証料（丙Cハ４５）につき，補助参加人新田が既にパソコンを所有

していたから，新しいパソコンを購入する必要はなかったなどと主張する。しかし，補助参加人新田は，デスクトップ型のパソコンを所有していたが，持ち運びが可能なものが必要であったと陳述しているところ（丙Ｅハ１），その陳述は具体的であり信用できる。そして，上記ノートパソコン代及びその保証料は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(b) 原告らは，２台目のプリンターが調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし，２台目のプリンター（丙Ｃハ４５）及び１台目のプリンター用のインク（丙Ｃハ５０）の購入費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(c) 原告らは，平成１６年１２月１８日のパソコンマウス（丙Ｃハ１００）及び平成１７年１１月２日の「ヴァリオシーナ　カジュアルバッグ」（丙Ｃハ４５）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの購入費も，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 郵便料金について

補助参加人新田は，平成１６年6月２４日に切手代１８００円（丙Ｃハ９２），同月２９日に切手代９００円（丙Ｃハ９３）の合計２７００円を支払い，平成１７年6月１０日に郵便料金１２０円（丙Ｃハ３７），同年１２月２２日に郵便料金２７０円（丙Ｃハ３８）の合計３９０円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記郵便料金につき，平成１６年度に１３５０円（＝２７００円×１／２），平成１７年度に１９５円（＝３９０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 固定電話使用料について

補助参加人新田は，固定電話使用料（０７３－４７３－３９３９）として，平成１６年５月分の１万１１０７円，同年６月分の１万９５９５円，同年７月分の１万３８５０円，同年８月分の１万３４４２円，同年９月分の１万４４７９円，同年１０月分の１万３９０９円，同年１１月分の１万２５２７円，同年１２月分の１万２０７６円，平成１７年１月分の１万２０２３円，同年２月分の１万４３４１円，同年３月分の１万４３７４円の合計１５万１７２３円を支払い，同年４月分の１万９２７０円，同年５月分の２万０２３４円，同年６月分の１万９２１３円，同年７月分の２万０３３９円，同年８月分の１万１９４３円，同年９月分の２万０９２７円，同年１０月分の１万７６５７円，同年１１月分の１万６６０１円，同年１２月分の１万４６３４円，平成１８年１月分の１万４２３０円，同年２月分の１万３７７０円，同年３月分の１万６７８０円の合計２０万５５９８円を支払い，同年４月分の１万９２５８円を支払った（丙Ｃハ１３ないし２４，６９ないし７９，１１３）。

しかし，上記支払のうち，平成１８年４月分の固定電話使用料１万９２５８円（丙Ｃハ１１３）は，補助参加人新田が，使用月ではなく，請求月，すなわち，支払月を基準にして，各年度の政務調査費を支出していたことから，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に５万０５７４円（＝１５万１７２３円×１／３），平成１７年度に６万８５３３円（＝２０万５５９

８円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) インターネット使用料について

補助参加人新田は，インターネット使用料として，平成１６年４月分ないし同年８月分の各６５６２円，同年９月分の６２６３円，同年１０月分ないし平成１７年３月分の各５１１０円の合計６万９７３３円を支払い，同年４月分ないし平成１８年３月分の各５１１０円の合計６万１３２０円を支払い，平成１８年４月分の５１１０円を支払った（丙Ｃハ２５ないし３６，８０ないし９１，１１４）。

しかし，上記支払のうち，平成１８年４月分のインターネット使用料５１１０円（丙Ｃハ１１４）は，補助参加人新田が，使用月ではなく，請求月，すなわち，支払月を基準にして，各年度の政務調査費を支出していたことから，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記インターネット使用料につき，平成１６年度に２万３２４４円（≒６万９７３３円×１／３），平成１７年度に２万０４４０円（＝６万１３２０円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出したことは違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

補助参加人新田は，携帯電話使用料（０９０－８７５６－２８５６）として，平成１６年４月分の５２５０円，同年５月分の５１９７円，同年６月分の１万２１６８円，同年７月分の８３９４円，同年８月分の６５４５円，同年９月分の５３８４円，同年１０月分の８５５０円，同年１１月分の５５８８円，同年１２月分の６１０４円，平成１７年１月分の６０３９円，同年２月分の７３８９円，同年３月分の１万２１９２円

の合計８万８８００円を支払い，同年４月分の８０１１円，同年５月分の７２２４円，同年６月分の８８２１円，同年７月分の８１０２円，同年８月分の７６５７円，同年９月分の６５１９円，同年１０月分の７２５３円，同年１１月分の３６３９円，同年１２月分の８６８５円，平成１８年１月分の７３９９円，同年２月分の５７２３円，同年３月分の７５７３円の合計８万６６０６円を支払い，同年４月分の３９１７円を支払った（丙Ｃハ１ないし１２，５７ないし６８，１１２）。

しかし，上記支払のうち，平成１８年４月分の携帯電話使用料３９１７円（丙Ｃハ１１２）は，補助参加人新田が，使用月ではなく，請求月，すなわち，支払月を基準にして，各年度の政務調査費を支出していたことから，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万２２００円（＝８万８８００円×１／４），平成１７年度に２万１６５２円（≒８万６６０６円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) 携帯電話機代について

補助参加人新田は，平成１６年５月３０日に携帯電話機代１万９５３０円を支払った（丙Ｃハ９６）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記携帯電話代につき，平成１６年度に４８８３円（＝１万９５３０円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) デジタルカメラ代について

補助参加人新田は，平成１８年３月２１日にデジタルカメラ代３万７６００円を支払った（丙Ｃハ５５）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，補助参加人新田が，上記携帯電話代につき，平成１７年度に９４００円（＝３万７６００円

×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　まとめ

(ア)　補助参加人新田は，事務費として，平成１６年度に４５万２５３７円，平成１７年度に７６万９９３８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１４万４３９６円（＝４万２１４５円＋１３５０円＋５０５７４円＋２万３２４４円＋２万２２００円）を超える３０万８１４１円，平成１７年度に支出許容額合計２４万２０７３円（１２万１８５３円＋１９５円＋６万８５３３円＋２万０４４０円＋２万１６５２円＋９４００円）を超える５２万７８６５円を支出した部分は違法である。

(イ)　よって，被告は，補助参加人新田に対し，平成１６年度分３０万８１４１円，平成１７年度分５２万７８６５円の合計８３万６００６円の不当利得の返還を請求するべきである。

(26)　野見山海議員（以下「野見山議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

野見山議員の政務調査用事務所（和歌山県田辺市下万呂９４５－４２）は，自宅に設置され，後援会，「社会民主党和歌山県田辺支部」及び政治団体「あつみ会」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙ＥＨ２）。

この点，野見山議員は，後援会が政務調査用事務所とは別に経費を支出していたこと，「社会民主党和歌山県田辺支部」の活動が社会民主党の和歌山県本部で行われていたこと，「あつみ会」が資金管理団体であり，活動実体はなかったことを陳述する（乙ＥＨ２）。しかし，その裏付けはないから，野見山議員の上記陳述は採用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

野見山議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，ＯＡ機器等

代及び郵便関係費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，固定電話使用料，携帯電話使用料及びガソリン代については，調査研究以外に，後援会，「社会民主党和歌山県田辺支部」及び「あつみ会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，野見山議員は，固定電話及び携帯電話を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅヒ２），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

野見山議員は，平成１６年４月１４日にコピー関係費３万７８００円（乙Ｃヒ７の１，Ｅヒ１），同月１５日に名刺代３８８５円（乙Ｃヒ７の２，Ｅヒ１，２），同年５月７日にポラロイドカメラのフィルム代８７７８円（乙Ｃヒ７の３，Ｅヒ１，２，弁論の全趣旨），同年１０月１日に「寒川紙店」に対して１万７３４５円（乙Ｃヒ７の４），同月２６日にポラロイドカメラのフィルム代６４６８円（乙Ｃヒ７の５，Ｅヒ１，２，弁論の全趣旨），平成１７年１月２６日に名刺代７５００円（乙Ｃヒ７の６，Ｅヒ１，２），同年３月１０日に名刺代９７００円（乙Ｃヒ７の７，Ｅヒ１，２）の合計９万１４７６円を支払った。

また，野見山議員は，平成１７年４月９日にポラロイドカメラのフィルム代９１３９円（乙Ｃヒ２の１，Ｅヒ１，２，弁論の全趣旨），同月２７日に印鑑代４０００円（乙Ｃヒ２の２，Ｅヒ１），同年８月１日に事務用品代１万１０５０円（乙Ｃヒ２の３，Ｅヒ１），同年９月２９日にポラロイドカメラのフィルム代１７６４円（乙Ｃヒ２の４，Ｅヒ１，２，弁

論の全趣旨)，同年１０月７日にスクリーン代１万４８６５円（乙Ｃヒ２の５，Ｅヒ１)，同年１１月２１日に地図代３万５１７５円（乙Ｃヒ２の６，Ｅヒ１，２)，同年１２月１６日にポラロイドカメラのフィルム代３９４０円（乙Ｃヒ２の７，Ｅヒ１，２，弁論の全趣旨)，平成１８年２月２７日にトナー代５万２１４０円（乙Ｃヒ２の８，Ｅヒ２）の合計１３万２０７３円を支払った。

なお，平成１６年１０月１日の「寒川紙店」に対する１万７３４５円（乙Ｃヒ７の４）は，野見山議員が，用紙代であると陳述しているところ（乙Ｅヒ２)，支払先からすれば，そのとおり認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，野見山議員が，事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に２万２８６９円（＝９万１４７６円×１／４)，平成１７年度に３万３０１８円（≒１３万２０７３円×１／４)をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，原告らは，ポラロイドカメラのフィルム（乙Ｃヒ２の１・４・７，７の３・５)，印鑑（乙Ｃヒ２の２)，スクリーン（乙Ｃヒ２の５)，地図（乙Ｃヒ２の６)，及び名刺（乙Ｃヒ７の２・６・７）が，調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，トナー及びコピー用紙代が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であると主張する。しかし，これらの購入費も，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) ＯＡ機器等代について

野見山議員は，平成１８年３月２６日にパソコン代１８万２５００円（乙Ｃヒ３の１，Ｅヒ１，弁論の全趣旨)，同月３１日にＥＴＣ代１万８

８２５円（乙Ｃヒ３の２，Ｅヒ１，弁論の全趣旨）の合計２０万１３２５円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，野見山議員が，上記ＯＡ機器等代につき，平成１７年度に５万０３３１円（≒２０万１３２５円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，野見山議員は，ＯＡ機器（パソコン等）を調査研究以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅヒ２），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，ＥＴＣ（乙Ｃヒ３の２）が調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，ＥＴＣ代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 郵便関係費について

野見山議員は，平成１６年５月２１日に切手代２万４０００円（乙Ｃヒ６の３），同年１１月２４日に郵便料金３５０円及びはがき代１万４０００円（乙Ｃヒ６の１），同年１２月１日に弔事用の切手代又ははがき代２５００円（乙Ｃヒ６の２）の合計４万０８５０円を支払い，平成１７年５月２日に切手代４万円（乙Ｃヒ１）を支払った。

しかし，上記支出のうち，平成１６年１２月１日の弔事用の切手代又ははがき代２５００円（乙Ｃヒ６の２）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，野見山議員が，上記郵便関係費につき，平成１６年度に９５８８円（≒［４万０８５０円－２５００円］×１／４），平成１７年度に１万円（＝４万円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，切手及びはがき（乙Ｃヒ１，６の１ないし３）が過量であると主張する。しかし，上記切手及びはがき代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話使用料について

野見山議員は，自宅の固定電話（０７３９－２２－９９４８）の使用料として，平成１６年４月分の１万４９９１円（乙Ｃヒ８の１），同年５月分の１万５６８６円(乙Ｃヒ８の２),同年６月分の１万７３２２円(乙Ｃヒ８の３)，同年７月分の９９７４円（乙Ｃヒ８の４），同年８月分の１万９３６４円（乙Ｃヒ８の５），同年９月分の１万２７５９円（乙Ｃヒ８の６），同年１０月分の１万５７５７円（乙Ｃヒ８の７），同年１１月分の１万１７８５円(乙Ｃヒ８の８),同年１２月分の１万５７０７円(乙Ｃヒ８の９)，平成１７年１月分の１万３２２７円（乙Ｃヒ８の１０），同年２月分の１万３７０４円（乙Ｃヒ８の１１），同年３月分の１万０２９９円（乙Ｃヒ８の１２）の合計１７万０５７５円を支払った。

また，野見山議員は，平成１７年４月分の１万０８６２円（乙Ｃヒ４の１），同年５月分の１万５１４４円（乙Ｃヒ４の２），同年６月分の１万８５９５円(乙Ｃヒ４の３),同年７月分の８６３３円(乙Ｃヒ４の４),同年８月分の１万２５３８円（乙Ｃヒ４の５），同年９月分の１万２９２７円（乙Ｃヒ４の６），同年１０月分の７９８５円（乙Ｃヒ４の７），同年１１月分の９１１２円（乙Ｃヒ４の８），同年１２月分の１万１７２５円（乙Ｃヒ４の９），平成１８年１月分の１万１２６３円（乙Ｃヒ４の１０），同年２月分の１万３２７３円（乙Ｃヒ４の１１）の合計１３万２０５７円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，野見山議員が，上

記固定電話使用料につき，平成１６年度に３万４１１５円（＝１７万０５７５円×１／５），平成１７年度に２万６４１１円（≒１３万２０５７円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

野見山議員は，携帯電話（０９０－８９８８－０５９３）の使用料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１２万２０４５円（乙Ｃヒ９），平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計８万３１４０円（乙Ｃヒ５）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，野見山議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万４４０９円（＝１２万２０４５円×１／５），平成１７年度に１万６６２８円（＝８万３１４０円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Ｃヒ５，９），数台分の使用料であると主張する。確かに，上記記載からすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし，上記書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Ｃケ１５，１６），原告らの上記主張は採用できない。

(キ) ガソリン代について

野見山議員は，ガソリン代として，平成１６年４月７日に４３１６円（乙Ｃヒ１０の１），同月１７日に４３０５円（乙Ｃヒ１０の２），同月２３日に４０４３円（乙Ｃヒ１０の３），同月２９日に４３４７円（乙Ｃヒ１０の４），同年５月２２日に４２２１円（乙Ｃヒ１０の５），同月２８日に３４７６円（乙Ｃヒ１０の６），同年６月２日に４５０８円（乙Ｃ

ヒ１０の７)，同日に３２０９円（乙Ｃヒ１０の８)，同月２９日に４６８８円（乙Ｃヒ１０の９)，同年７月１１日に４５９８円（乙Ｃヒ１０の１０)，同月１５日に４１２３円（乙Ｃヒ１０の１１)，同月２８日に４７４５円（乙Ｃヒ１０の１２)，同年８月９日に３８９６円（乙Ｃヒ１０の１３)，同月１２日に３６４９円（乙Ｃヒ１０の１４)，同月２３日に４５７６円（乙Ｃヒ１０の１５)，同年９月１日に４０８１円（乙Ｃヒ１０の１６)，同月８日に３８０５円（乙Ｃヒ１０の１７)，同月１６日に４０７０円（乙Ｃヒ１０の１８)，同月１９日に３９５０円（乙Ｃヒ１０の１９)，同年１０月１０日に２９２４円（乙Ｃヒ１０の２０)，同月１５日に４２４７円（乙Ｃヒ１０の２１)，同月２２日に４２０８円（乙Ｃヒ１０の２２)，同月３０日に３７９５円（乙Ｃヒ１０の２３)，同年１１月６日に４３２０円(乙Ｃヒ１０の２４),同月２０日に３７５３円(乙Ｃヒ１０の２５)，同月２５日に４０４６円（乙Ｃヒ１０の２６)，同年１２月２日に４２９１円(乙Ｃヒ１０の２７),同月９日に３６３２円(乙Ｃヒ１０の２８)，同月１５日に４７２０円（乙Ｃヒ１０の２９)，同月１９日に３８５２円（乙Ｃヒ１０の３０)，同月２２日に４６９６円（乙Ｃヒ１０の３１)，同月３０日に４９５６円（乙Ｃヒ１０の３２)，平成１７年１月８日に４９９１円（乙Ｃヒ１０の３３)，同月１４日に４２９５円(乙Ｃヒ１０の３４),同月２０日に４１３０円(乙Ｃヒ１０の３５)，同月２５日に４９４２円（乙Ｃヒ１０の３６)，同月３０日に４０１２円（乙Ｃヒ１０の３７),同年２月４日に４２９５円(乙Ｃヒ１０の３８)，同月１２日に４８３８円（乙Ｃヒ１０の３９)，同月２１日に４４０１円（乙Ｃヒ１０の４０)，同月２６日に４７７９円（乙Ｃヒ１０の４１)，同年３月６日に４７２０円（乙Ｃヒ１０の４２)，同月１０日に３９４５円（乙Ｃヒ１０の４３)，同月１４日に３９７７円（乙Ｃヒ１０の４４)，同月１８日に３７２４円（乙Ｃヒ１０の４５)，同月２０日に１１６０円

（乙Ｃヒ１０の４６），同月２４日に４２１３円（乙Ｃヒ１０の４７）の合計１９万４４６８円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，野見山議員が，上記ガソリン代につき，平成１６年度に３万８８９４円（≒１９万４４６８円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，燃料費は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤りであるからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　人件費について

(ア)　森本好治

野見山議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を自宅，業務内容を調査研究のための資料作成及びパソコンの打ち込みとして，森本好治を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額６万円を支払ったと陳述する（乙Ｄヒ１ないし３，７の１ないし１２，９の１ないし１２，１１の１ないし１１，１３，Ｅヒ２）。

しかし，野見山議員が森本好治の雇用契約書として提出している書面では，同人の勤務場所が，平成１５年度は「田辺市宝来町８－５」，平成１６年度及び平成１７年度は「田辺市宝来町８－５他自宅」とされており（甲ヒ６ないし８，乙Ｄヒ１ないし３），政務調査用事務所であった野見山議員の自宅（和歌山県田辺市下万呂９４５－４２［上記ア］）や，森本好治の自宅（和歌山県田辺市新万１５－１５［甲ヒ６ないし８，乙Ｄヒ１ないし３］）と異なっていた。また，上記書面には，調査研究に関する雇用であることを示す記載はない。

したがって，野見山議員の上記陳述等は信用できず，森本好治の賃金は，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

(イ) 野見山候子

野見山議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を和歌山県「田辺市下万呂９４５－４２　自宅」，業務内容を「資料整理，事務他」，勤務時間を「一日中」，賃金を月額２万円，支給日を月末として，野見山議員の妻である野見山候子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額２万円を支払ったと陳述する（乙Ｄヒ４ないし６，８の１ないし１２，１０の１ないし１２，１２の１ないし１１，１４，Ｅヒ２）。

しかし，勤務時間が一日中という雇用契約は，不自然である。また，野見山議員は，市民オンブズマンわかやまからの政務調査用事務所の被用者との関係を問う質問に対し，「家族」を選択せずに，「家族でない第３者」を選択し，家族を雇用している場合の勤務条件等の内容と証拠書類に関する質問に回答しなかった（甲ヒ５）。この点，被告は，上記の回答が，森本好治を念頭に置いたものであると主張するが，上記(ア)のとおり，採用できない。

したがって，野見山候子の賃金は，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

エ　まとめ

(ア) 野見山議員は，事務費として，平成１６年度に４７万７５２８円，平成１７年度に５２万０７８６円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１２万９８７５円（＝２万２８６９円＋９５８８円＋３万４１１５円＋２万４４０９円＋３万８８９

４円）を超える３４万７６５３円，平成１７年度に支出許容額合計１３万６３８８円（＝３万３０１８円＋５万０３３１円＋１万円＋２万６４１１円）を超える３８万４３９８円を支出した部分は違法である。

(イ) 野見山議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円を支出したことはいずれも違法である。

(ウ) よって，被告は，野見山議員に対し，平成１５年４月分８万円，平成１５年度分（同年４月を除く。）８８万円，平成１６年度分合計１３０万７６５３円（＝３４万７６５３円＋９６万円），平成１７年度分合計１３４万４３９８円（＝３８万４３９８円＋９６万円）の総合計３６１万２０５１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(27) 花田健吉議員（以下「花田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

花田議員の政務調査用事務所（和歌山県日高郡印南町印南１９５７番地）は，自宅（同郡印南町印南原３８７番地）とは別の場所に設置され，後援会，「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」，政治団体「九十九会」及び「新社会システム創世会」と併設されていた（甲Ａ３，５の２・３，乙Ｂフ７，８，Ｅフ１）。

この点，花田議員は，平成１５年以降，後援会及び「新社会システム創世会」の活動実体はなかったこと，「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」が，党から求められて名目的に設置したものであり，活動実体はなく，仮に活動実体があったとしても，花田議員の自宅で，同人の妻がその事務を行っていたこと，「九十九会」が，年２回のつり大会等のイベントを会費制

で行う程度の団体であることを陳述する（乙Ｅフ１）。しかし，その裏付けはないから，花田議員の上記陳述は信用できない。

イ　事務所費について

(ｱ)　事務所費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の事務所費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｲ)　事務所の敷地賃料について

花田議員は，山﨑埋一（山﨑埋一死亡後はその妻山﨑キヨエ）から，政務調査用事務所の敷地として，和歌山県日高郡印南町印南１９５７番地の土地を賃借し，山﨑キヨエに対し，平成１７年３月１２日及び平成１８年２月１８日に，それぞれ平成１６年度及び平成１７年度の賃料として，各１２万円を支払った（乙Ｂフ１，３，７，８，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ｱ)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記賃料につき，平成１６年度及び平成１７年度に，それぞれ２万４０００円（＝１２万円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｳ)　電気料金について

花田議員は，政務調査用事務所の電気料金（①従量電灯Ａ，②低圧電力）として，平成１６年４月２６日に９４６９円，同年５月２７日に８８４１円（①２５５５円，②６２８６円），同年６月２４日に９８９０円（①３１４０円，②６７５０円），同年７月２６日に１万２２５８円（①２７７５円，②９４８３円），同年８月２７日に１万５８０６円（①４０４１円，②１万１７６５円），同年９月２４日に１万１８９１円（①２６７７円，②９２１４円），同年１０月２７日に１万１９４２円（①３６５

１円，②８２９１円)，同年１１月２５日に８９０６円（①２７２１円，②６１８５円)，同年１２月２４日に９７８１円，平成１７年1月２８日に９８７０円，同年2月２５日に７０７８円（①３９９１円，②３０８７円)，同年3月２４日に６７５７円（①３６７０円，②３０８７円）の合計１２万２４８９円を支払い，同年４月２５日に６３８０円，同年５月２７日に６０９１円，同年６月２４日に９６８６円，同年７月２５日に１万０６６４円，同年８月２６日に１万１６８２円，同年９月２６日に１万１９７８円，同年１０月２７日に８７４８円，同年１１月２５日に８１４９円，同年１２月２６日に８６８９円，平成１８年1月２７日に９５４７円，同年2月２４日に８８２２円，同年3月２４日に８８２６円の合計１０万９２６２円を支払った（乙Ｂフ２の１・２，４の１・２，９の１ないし６)。

なお，一般的に，従量電灯Ａは，一般家庭で使用される電気料金の形態で，低圧電力は，エアコン，業務用冷蔵庫，ポンプ，エレベーター，工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり，用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ，花田議員が，従量電灯Ａ及び低圧電力を利用したことは，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，従量電灯Ａ及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記電気料金につき，平成１６年度に２万４４９８円（≒１２万２４８９円×１／５)，平成１７年度に２万１８５２円（≒１０万９２６２円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 駐車場賃料について

花田議員は，山﨑埋一（山﨑埋一死亡後はその妻山﨑キヨエ）から，

政務調査用事務所の隣地にある駐車場を賃借し，平成１７年３月１２日，山﨑キヨエに対し，その賃料１年分として１２万円を支払った（乙Ｂフ５，７）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記駐車場賃料につき，平成１６年度に２万４０００円（＝１２万円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) し尿汲み取り代について

花田議員は，し尿汲み取り代として，平成１６年４月１９日に３４５０円，同年８月２３日に３５５３円の合計７００３円を支払った（乙Ｂフ６の１・２）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記し尿汲み取り代につき，平成１６年度に１４０１円（≒７００３円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費（デジタルカメラ代を除く。），電話機代，固定電話使用料，パソコン代，インターネット接続料金，ＮＨＫ受信料，コピー機リース料及び蛍光灯取替費等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料及びデジタルカメラ代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」，「九十九会」及び「新社会システム創世会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その６分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，花田議員は，固定電話を調査活動以外に利用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅフ１），その裏付けはないから，信用できない。

また，花田議員は，政務調査用事務所の携帯電話を調査活動以外に利用することはほとんどなかったし，私用の携帯電話を契約していたと陳述するが（乙Ｅフ１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費（デジタルカメラ代を除く。）について

花田議員は，平成１６年４月６日に「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研　中井商店」に対して２万５０００円（乙Ｃフ９の１），同月３０日にプリンターインク代７２００円（乙Ｃフ９の２），同月２７日にプリンターインク代３６００円（乙Ｃフ９の３），同年８月２日にボールペン代１６８円（乙Ｃフ９の４），同年９月２５日にインクジェット用紙代５０４円（乙Ｃフ９の５），同日にプリンターインク代７２００円（乙Ｃフ９の６），同年１０月１２日に布粘着テープ代１４８円（乙Ｃフ９の７），同月２２日にＡＣアダプター代９０００円（乙Ｃフ９の８），同年１１月２６日にサインペン代２５２円及び物差し代５５６円（乙Ｃフ９の９），同月２８日に領収書用紙代２２０円（乙Ｃフ９の１０），平成１７年１月３０日にプリンターインクの延長コード代７３４０円（乙Ｃフ９の１１），同年２月１５日にプリンターインク代１１８０円（乙Ｃフ９の１２），同日に「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研　中井商店」に対して３万５７００円（乙Ｃフ９の１３，Ｅフ１）の合計９万８０６８円を支払った。

また，花田議員は，平成１７年１２月３日にＤＶＤ一体型ＶＨＳデッキ代１万５６００円及びＤＶＤソフト「Ｓｈａｌｌ　ｗｅ　Ｄａｎｃｅ？」代３５９１円（乙Ｃフ３の２），同月５日にコピー用紙代７４４円（乙Ｃフ２の１），平成１８年２月７日にホッチキスの針代１７６円（乙

Ｃフ２の２），同日にゴム印代７６００円（乙Ｃフ２の３），同年３月３１日にプリンターのインク代１５８０円（乙Ｃフ２の４，Ｅフ１，弁論の全趣旨）の合計２万９２９１円を支払った。

なお，「文具・事務用品・事務機・スチール家具・学研　中井商店」に対する平成１６年４月６日の２万５０００円（乙Ｃフ９の１）及び平成１７年２月１５日の３万５７００円（乙Ｃフ９の１３）は，花田議員が，コピー機のトナー代等であると陳述するところ（乙Ｅフ１），支払先及び支払額からすれば，そのとおり認められる。

しかし，上記支出のうち，平成１７年１２月３日のＤＶＤソフト「Ｓｈａｌｌ　ｗｅ　Ｄａｎｃｅ？」代３５９１円（乙Ｃフ３の２）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に１万９６１４円（≒９万８０６８円×１／５），平成１７年度に５１４０円（＝［２万９２９１円－３５９１円］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　電話機代について

花田議員は，平成１６年７月２８日に電話親機代１万８９００円（乙Ｃフ７の１），同年８月２５日に電話子機代１万４７００円（乙Ｃフ７の２）の合計３万３６００円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記電話機代につき，平成１６年度に６７２０円（≒３万３６００円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，電話子機が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，電話子機代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要

する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(エ) 固定電話使用料について

花田議員は，政務調査用事務所の固定電話（０７３８－４２－１００７）の使用料として，平成１６年4月２６日に９０６４円，同年5月２５日に８４８５円，同年6月２５日に1万４４７８円，同年7月２６日に1万４００１円，同年8月２５日に2万１６０２円，同年9月２７日に６００４円，同年１０月２５日に８３５３円，同年１１月２５日に3万５２４２円，同年１２月２７日に9４５４円，平成１７年1月２５日に９８９８円，同年2月２５日に1万４６７３円，同年3月２５日に1万４３９９円の合計１６万５６５３円を支払い，同年4月２５日に1万８３９７円，同年5月２５日に1万１２９７円，同年6月２７日に1万０４１６円，同年7月２５日に７６６６円，同年8月２５日に６９１８円，同年9月２６日に９３５２円，同年１０月２５日に７１９９円，同年１１月２５日に８０８５円，同年１２月２６日に1万２７２９円，平成１８年1月２５日に６００６円，同年2月２７日に６２２３円，同年3月２７日に５８６６円の合計１１万０１５４円を支払った（乙Ｃフ１の１・２，４の１・２，１０の１ないし７，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に3万３１３１円（≒１６万５６５３円×１／５），平成１７年度に2万２０３１円（≒１１万０１５４円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) パソコン代について

花田議員は，平成１６年7月１６日にパソコン代２０万４０００円及びその保証料1万０２００円（乙Ｃフ６）の合計２１万４２００円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記

パソコン代につき，平成１６年度に４万２８４０円（≒２１万４２００円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，パソコン代２１万４２００円（乙Ｃフ６）が，政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として２１万４２００円は社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) インターネット接続料金について

花田議員は，インターネット接続料金として，有限会社フォースに対し，平成１６年４月１２日，同年５月１０日，同年６月１０日，同年７月１２日，同年８月１０日，同年９月１０日，同年１０月１２日，同年１１月１０日，同年１２月１０日，平成１７年１月１１日，同年２月１０日，同年３月１０日にそれぞれ２４１５円の合計２万８９８０円を支払った（乙Ｃフ４の１・２）。

また，花田議員は，インターネット接続料金として，ＮＴＴコミュニケーションズに対し，平成１６年９月３０日，同年１１月１日，同月３０日にそれぞれ１３１２円，平成１７年１月４日，同月３１日，同年２月２８日，同年３月３１日にそれぞれ１８３７円の合計１万１２８４円を支払い，同年５月２日，同月３１日，同年６月３０日，同年８月１日，同月３１日，同年９月３０日，同年１０月３１日，同年１１月３０日，平成１８年１月４日，同月３１日，同年２月２８日，同年３月３１日にそれぞれ１８３７円の合計２万２０４４円を支払った（乙Ｃフ１の１・２，４の１・２，１２の１ないし４）。

しかし，花田議員は，平成１６年９月から平成１７年３月までの間，ＮＴＴコミュニケーションズと契約し，そのインターネット接続料金に政務調査費を支出していたから，これと重複して，有限会社フォースとの契約に係る平成１６年１０月から平成１７年３月までのインターネッ

ト接続料金合計１万４４９０円（＝２４１５円×６か月分）に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記インターネット接続料金につき，平成１６年度に５１５５円（≒［２万８９８０円＋１万１２８４円－１万４４９０円］×１／５），平成１７年度に４４０９円（≒２万２０４４円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) ＮＨＫ受信料について

花田議員は，ＮＨＫ受信料として，平成１６年４月２６日，同年８月２６日，同年１２月２７日にそれぞれ２６９０円の合計８０７０円を支払った（乙Ｃフ５の１ないし３）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記ＮＨＫ受信料につき，平成１６年度に１６１４円（＝８０７０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ＮＨＫ受信料が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記ＮＨＫ受信料は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ク) コピー機リース料について

花田議員は，コピー機リース料として，平成１６年７月７日，同年８月９日，同年９月７日，同年１０月７日，同年１１月８日，同年１２月７日，平成１７年１月７日，同年２月７日，同年３月７日にそれぞれ１万３８６０円の合計１２万４７４０円を支払った（乙Ｃフ４の１・２）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記コピー機リース料につき，平成１６年度に２万４９４８円（＝１２万４７４０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｹ) 蛍光灯取替費等について

花田議員は，平成１６年４月２５日に蛍光灯取替費２万１６００円，同年１１月２０日にストーブ代１万０２８０円（乙Ｃフ８の３），同年１２月２０日に蛍光灯取替費２万１６００円の合計５万３４８０円を支払った（乙Ｃフ８の１ないし３）。

そして，上記(ｱ)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記蛍光灯取替費等につき，平成１６年度に１万０６９６円（＝５万３４８０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，蛍光灯取替費等が政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記蛍光灯取替費等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ｺ) 携帯電話使用料について

花田議員は，携帯電話（０９０－８７５０－８７１４）の使用料として，平成１６年４月３０日に２万６６００円，同年５月３１日に４万９３２４円，同年６月３０日に５万０２９４円，同年８月２日に１万８３９７円，同月３１日に２万０７８９円，同年９月３０日に１万５１４８円，同年１１月１日に１万５４０３円，同月３０日に１万５５６７円，平成１７年１月４日に１万３６２４円，同月３１日に１万３６９９円，同年２月２８日に２万１７８７円，同年３月３１日に１万４５３０円の合計２７万５１６２円を支払い，同年５月２日に２万０６０２円，同月３１日に２万４３２２円，同年６月３０日に２万２１２５円，同年８月１日に１万５８７４円，同月３１日に２万０１２４円，同年９月３０日に１万７５３４円，同年１０月３１日に２万５５５０円，同年１１月３０日に１万９７９４円，平成１８年１月４日に１万６２０９円，同月３１日に２万４３１１円，同年２月２８日に２万０４５１円，同年３月３

１日に２万０９２６円の合計２４万７８２２円を支払った（乙Ｃフ１の１・２，４の１・２，１１の１ないし５）。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，花田議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に４万５８６０円（≒２７万５１６２円×１／６），平成１７年度に４万１３０４円（≒２４万７８２２円×１／６）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(サ) デジタルカメラ代

花田議員は，平成１７年７月１１日にデジタルカメラ代５万０７８０円（乙Ｃフ３の１）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（６分の１）のとおり，花田議員が，上記デジタルカメラ代につき，平成１７年度に８４６３円（≒５万０７８０円×１／６）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

花田議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，花田議員は，調査研究として，現地調査等のために下記(イ)の入口誠を，収集した資料の整理，保管及び事務処理等のために下記(イ)の十河しのぶを，花田議員が一般質問として「観光資源としての高野龍神スカイライン」を取り上げた際の現地調査のために下記(イ)の寒川治をそれぞれ雇用したから，同人らが調査研究以外に従事することはほとんどなかったと陳述する（乙Ｅフ１）する。しかし，その裏付けはないから，花田議員の上記陳述は信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

花田議員は，平成１５年７月１日から平成１８年３月３１日までの間，政務調査用事務所において，仕事内容を事務全般，賃金を平成１５年７月から平成１６年３月までの間は月額１１万円，平成１６年度及び平成１７年度は月額１０万円として，十河しのぶを雇用し，同人に対し，平成１５年７月分ないし平成１６年３月分の賃金として月額１１万円，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１０万円を支払った（乙Ｄフ１，２，３の１ないし１２，７，８，９の１ないし１２，１６，１７，１８の１ないし９）。

また，花田議員は，平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までの間及び平成１８年１月１日から同年３月３１日までの間，政務調査用事務所において，仕事内容を事務その他，賃金を平成１６年４月から平成１７年３月までの間は月額５万円，平成１８年１月から同年３月までの間は月額１５万円として，入口誠を雇用し，同人に対し，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の賃金として月額５万円，平成１８年１月分ないし同年３月分の賃金として月額１５万円を支払った（乙Ｄフ４，５，６の１ないし３，１１，１２の１ないし１２）。

さらに，花田議員は，平成１５年５月１日から同月３１日までの間，政務調査用事務所において，仕事内容を森林調査，賃金を月額１５万円として，寒川治を雇用し，同月３０日，同人に対し，賃金として１５万円を支払った（乙Ｄフ１３ないし１５）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，花田議員が，上記人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に２２万８０００円（＝［１１万円×９か月＋１５万円］×１／５），平成１６年度に３６万円（＝［１０万円×１２か月＋５万円×１２か月］×１／５），平成１７年度に３３万円（＝［１０万円×１２か月＋１５万円×３か月］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア) 花田議員は，事務所費として，平成１６年度に２８万３５９３円，平成１７年度に１３万８５９１円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，そのうち，平成１６年度に支出許容額８９９円（＝２万４０００円＋２万４４９８円＋２万４０００円＋１４０１円）を超える２０万９６９４円，平成１７年度に支出許容額合計４万５８５２円（＝２万４０００円＋２万１８５２円）を超える９万２７３９円を支出した部分は違法である。

(イ) 花田議員は，事務費として，平成１６年度に８１万０５９０円，平成１７年度に３４万６０８５円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１９万０５７８円（＝１万９６１４円＋６７２０円＋３万３１３１円＋４万２８４０円＋５１５５円＋２万４９４８円＋１万０６９６円＋４万５８６０円）を超える６２万００１２円，平成１７年度に支出許容額合計８万１３４７円（＝５１４０円＋２万２０３１円＋４４０９円＋４万１３０４円＋８４６３円）を超える２６万４７３８円を支出した部分は違法である。

(ウ) 花田議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に９６万円，平成１６年度に１４４万円，平成１７年度に１３２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額２２万８０００円を超える７３万２０００円，平成１６年度に支出許容額３６万円を超える１０８万円，平成１７年度に支出許容額３３万円を超える９９万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，花田議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）７３万２０００円，平成１６年度分合計１９０万９７０６円（＝２０万９６９４円＋６２万００１２円＋１０８万円），平成１７年度分合計１３４万７４７７円（＝９万２７３９円＋２６万４７３８円＋９９万円）の総合計３９８万９１８３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(28) 平越孝哉議員（以下「平越議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

平越議員の政務調査用事務所（和歌山県伊都郡九度山町慈尊院１６０）は，自宅（同郡同町九度山１６１６番地）とは別の場所に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ５の３，乙Ｅへ４）。

また，平越議員の自宅には「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び政治団体「平政会」が設置されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅへ４）。

この点，平越議員は，選挙のなかった平成１６年度及び平成１７年度において，後援会の活動実体はなかった，「平政会」の活動実体はなかったと陳述するが（乙Ｅへ４），その裏付けはないから，信用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

平越議員の政務調査用事務所の固定電話使用料，パソコン代及びプリンター代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料は，平越議員の携帯電話（０９０－２１１０－０１００）を含む複数の回線の使用料の合計額であるところ（乙Ｃへ２の１ないし１２，４の１ないし１２），その２分の１は，平越議員以外の携帯電話のものと認めるのが相当である。そして，平越議員の携帯電話は，その汎用性を考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党和

歌山県伊都郡第二支部」及び「平政会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められる。したがって，社会通念上相当な按分割合として，上記携帯電話使用料の１０分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，平越議員は，携帯電話を調査研究以外に使用することがほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅへ１），その裏付けはないから，信用できない。

また，平越議員は，携帯電話使用料の中に個人使用の分が含まれるとしても，固定電話使用料については，基本使用料全部と通話料４０％に政務調査費を支出していなかったから，固定電話使用料及び携帯電話使用料の全体をみれば，携帯電話使用料を按分する必要はないと陳述するが（乙Ｅへ１），不当利得を問われているのは，調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって，上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではないから，平越議員の上記陳述は採用できない。

他方，原告らは，平成１５年ないし平成１７年において，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が備品・消耗品費を支出していたから（甲へ５の１ないし３），事務費に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，政務調査用事務所は，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の設置されていた平越議員の自宅とは別の場所に設置されていたから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 固定電話使用料について

平越議員は，固定電話（０７３６－５４－４５００）の使用料として，平成１６年４月分の１万２９９８円，同年５月分の１万２４１８円，同年６月分の１万９４５１円，同年７月分の７８６６円，同年８月分の１万７９５８円，同年９月分の１万７３４７円，同年１０月分の２万３５

３３円，同年１１月分の１万２５３１円，同年１２月分の１万４８８０円，平成１７年１月分の２万４３７８円，同年２月分の１万１５７４円，同年３月分の１万５８２７円の合計１９万０７６１円を支払い，同年４月分の２万９９４６円，同年５月分の１万３８０２円，同年６月分の１万４８８１円，同年７月分の３４９０円，同年８月分の１万０６０８円，同年９月分の１万０２０３円，同年１０月分の１万３７３２円，同年１１月分の１万４２１０円，同年１２月分の２万４２１５円，平成１８年１月分の１万９９５４円，同年２月分の９５５９円，同年３月分の１万３３５８円の合計１７万７９５８円を支払った（乙Ｃへ１の１ないし１２，３の１ないし１２，６の１ないし１２，７の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，平越議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に９万５３８１円（≒１９万０７６１円×１／２），平成１７年度に８万８９７９円（＝１７万７９５８円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) パソコン代及びプリンター代について

平越議員は，平成１６年９月１７日にパソコン代１７万４８００円（乙Ｃへ５の１），同年１０月１１日にプリンター代２万６４００円（乙Ｃへ５の２）の合計２０万１２００円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，平越議員が，パソコン代及びプリンター代につき，平成１６年度に１０万０６００円（＝２０万１２００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話使用料について

平越議員は，携帯電話の使用料として，平成１６年４月分の３万０３８４円，同年５月分の３万８８６７円，同年６月分の１万６４０２円，同年７月分の１万４４５６円，同年８月分の１万２９９５円，同年９月

分の１万４２７６円，同年１０月分の１万３５８２円，同年１１月分の１万４４６７円，同年１２月分の１万２２９９円，平成１７年１月分の１万１９９３円，同年２月分の１万０８１４円，同年３月分の１万１２０３円の合計２０万１７３８円を支払い，同年４月分の１万０１１６円，同年５月分の１万９４４８円，同年６月分の１万５１３２円，同年７月分の１万９７１４円，同年８月分の２万６３５９円，同年９月分の１万７４５９円，同年１０月分の１万７１５２円，同年１１月分の１万８４６６円，同年１２月分の１万３３３０円，平成１８年１月分の１万３５１８円，同年２月分の１万０５５４円，同年３月分の１万５７５１円の合計１９万６９９９円を支払った（乙Ｃへ２の１ないし１２，４の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（１０分の１）のとおり，平越議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万０１７４円（≒２０万１７３８円×１／１０），平成１７年度に１万９７００円（≒１９万６９９９円×１／１０）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

ａ　平越議員の政務調査用事務所で雇用された後記(イ)の三林雅代の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ｂ　平成１５年度及び平成１７年度に勤務場所を平越議員の政務調査用事務所として雇用された後記(イ)の平越久子（乙Ｄへ４，６）の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超

えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１６年度に勤務場所を「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」及び「平政会」が設置された平越議員の自宅として雇用された平越久子（乙Ｄへ５）の人件費については，同人が，平成１５年度及び平成１７年度と同様に，政務調査用事務所でも勤務していたと認めるのが相当である。

そして，平越議員の自宅の人件費については，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が，平成１６年度に３００万円を支出した（甲へ５の２）。

したがって，後述する平成１６年度の平越久子の賃金に，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の人件費を加えた上で，上記社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ｃ　この点，平越議員は，三林雅代及び平越久子が，調査研究以外に従事したことはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅへ４），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，平成１５年ないし平成１７年において，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」が人件費を支出していたから（甲へ５の１ないし３），人件費に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，政務調査用事務所は，「自由民主党和歌山県伊都郡第二支部」の設置されていた平越議員の自宅とは別の場所に設置されていたから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ)　人件費の支出等について

平越議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院１６０番地，業務内容を「政治活動」又は「政治活動補助」，賃金を月額８万円として，三林雅代を雇用し，同人

に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄへ１ないし３，７ないし９）。

また，平越議員は，平成１５年度においては，勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院１６０番地，業務内容を「政治活動」とし，平成１６年度においては，勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町九度山１６１６所在の平越議員の自宅，業務内容を「議員活動補助」とし，平成１７年度においては，勤務場所を和歌山県伊都郡九度山町慈尊院１６０番地，業務内容を「政治活動」として，賃金月額７万円で，平越久子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額７万円を支払った（乙Ｄへ４ないし６，１０ないし１２，Ｅへ４）。

そして，上記(ア)の按分割合（三林雅代については２分の１。平越久子については，平成１６年度につき３００万円を加えて４分の１，平成１５年度及び平成１７年度は２分の１）のとおり，平越議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に７万５０００円（＝［８万円＋７万円］×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に８２万５０００円（＝［８万円×１１か月＋７万×１１か月］×１／２），平成１６年度に１４４万円（＝８万円×１２か月×１／２＋［７万円×１２か月＋３００万円］×１／４），平成１７年度に９０万円（＝［８万円×１２か月＋７万円×１２か月］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，三林雅代及び平越久子の業務内容が「政治活動」又は「政治活動補助」であったから（乙Ｄへ１ないし４，６），調査研究に従事していなかったと主張するが，勤務場所が政務調査用事務所であったから，採用できない。

また，原告らは，自宅の家事用務と区別されて雇用されていなかった平越久子の賃金に政務調査費を支出することは許されないと主張するが，

平越久子の賃金は，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

エ　まとめ

(ア)　平越議員は，事務費として，平成１６年度に５０万０８３６円，平成１７年度に２８万６５５５円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計２１万６１５５円（＝９万５３８１円＋１０万０６００円＋２万０１７４円）を超える２８万４６８１円，平成１７年度に支出許容額合計１０万８６７９円（＝８万８９７９円＋１万９７００円）を超える１７万７８７６円を支出した部分は違法である。

(イ)　平越議員は，人件費として，平成１５年４月に１５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１６５万円，平成１６年度及び平成１７年度に各１８０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額７万５０００円を超える７万５０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額８２万５０００円を超える８２万５０００円，平成１６年度に支出許容額１４４万円を超える３６万円，平成１７年度に支出許容額９０万円を超える９０万円を支出した部分は違法である。

(ウ)　よって，被告は，平越議員に対し，平成１５年４月分７万５０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）分８２万５０００円，平成１６年度分合計６４万４６８１円（＝２８万４６８１円＋３６万円），平成１７年度分合計１０７万７８７６円（＝１７万７８７６円＋９０万円）の総合計２６２万２５５７円の不当利得の返還を請求するべきである。

(29)　藤山将材議員（以下「藤山議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

藤山議員の政務調査用事務所（①和歌山県海南市野上中３３０番地［た

だし，平成１６年１２月以前]，②和歌山市関戸４丁目３－１２［平成１７年１月から同年７月まで]，③和歌山県海南市名高５３６－１３－１１センタープラザ３０７号室［同年８月以降]）は，平成１６年１２月以前は，後援会が併設された自宅に設置され，平成１７年１月以降は，政務調査費から事務所費の５０％を支出していた届出のない政治団体が併設されていた（甲Ａ３，５の１ないし３，乙Ｂホ１，５，Ｅホ３，弁論の全趣旨）。

この点，藤山議員は，後援会の活動実体はほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅホ３），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，和歌山県監査委員が平成１７年６月以前の政務調査用事務所について言及していないから（甲Ａ３），藤山議員の政務調査用事務所は同月以前には設置されていなかったなどと主張する。しかし，具体的な根拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の平成１７年１月以降の事務所賃料，電気料金及び書籍棚代については，上記アのとおり他のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務所賃料について

藤山議員は，上記②の事務所として，松本幸男から，契約期間を平成１７年１月９日から平成１９年１月８日までとし，和歌山市関戸４丁目３－１２所在の建物の２０２号室を賃料月額５万円（他に共益費月額３０００円，水道代月額２０００円）で，駐車場を賃料月額６０００円でそれぞれ賃借し，同人に対し，平成１７年２月２８日及び同年３月３１日に賃料としてそれぞれ６万１０５０円の合計１２万２１００円を支払った（乙Ｂホ５，６，Ｅホ３）。

また，藤山議員は，上記③の事務所として，田渕利信から，契約期間を平成１７年８月１日から平成１８年７月３１日までとし，和歌山県海南市名高５３６－１３－１１所在のセンタープラザ３０７号室を賃料月額４万円で賃借し，同人に対し，平成１７年７月２９日，同年８月３１日，同年９月３０日，同年１０月３１日，同年１１月３０日，同年１２月２７日，平成１８年１月３１日，同年２月２８日，同年３月３１日に賃料としてそれぞれ４万円の合計３６万円を支払った（乙Ｂホ１，２の１ないし９，Ｅホ３）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記事務所賃料につき，平成１６年度に６万１０５０円（＝１２万２１００円×１／２），平成１７年度に１８万円（＝３６万円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１８年３月に支払った賃料が同年４月分のものであるから，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，上記事務所賃料が継続的契約に基づくものであることからすれば，使用月ではなく，請求月，すなわち，支払月を基準に各年度の政務調査費を支出することが不合理とはいえないから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 電気料金について

藤山議員は，上記③の事務所の電気料金として，平成１７年１１月分ないし平成１８年３月分の合計６６６２円を支払った（乙Ｂホ３）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記電気料金につき，平成１７年度に３３３１円（＝６６６２万×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 書籍棚代について

藤山議員は，上記③の事務所の書籍棚として，平成１７年１１月１３

日に５０００円を支払った（乙Ｂホ４，Ｅホ３，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記書籍棚代につき，平成１７年度に２５００円（＝５０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，書籍棚代は事務費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤りであるからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，パソコン代，ＯＡ機器代，コピー機代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び政治団体の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，プロバイダー料については，上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，上記①の事務所においては，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であり，上記②③の事務所においては，調査研究以外に，政治団体の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法

である。

この点，藤山議員は，携帯電話を調査研究以外に使用することはほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅホ３），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

藤山議員は，平成１６年５月１９日にメモリーカード代４７００円（乙Ｃホ９の１），同日に「八千代ムセン電機株式会社」に対して事務用品代５８８０円（乙Ｃホ９の２，Ｅホ２），同年６月３０日に文具代２４００円（乙Ｃホ９の３，弁論の全趣旨），同年９月３０日に雑貨代１０５円（乙Ｃホ９の４），同年１０月１日に「安價堂」に対して雑貨代１３６５円（乙Ｃホ９の５，弁論の全趣旨），同月２日に電卓代１０４０円（乙Ｃホ９の６），同月２７日に文具代３４６７円（乙Ｃホ９の７，弁論の全趣旨），同年１２月９日に文具代７０４６円（乙Ｃホ９の８，弁論の全趣旨），同月２１日に文具代８９６円（乙Ｃホ９の９，弁論の全趣旨），同月３０日に文具代６００円（乙Ｃホ９の１０，弁論の全趣旨），同月３１日にインクリボン代３７６０円（乙Ｃホ９の１１），平成１７年１月８日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代１２６０円（乙Ｃホ９の１２，弁論の全趣旨），同月９日に「ケーズデンキ」に対して事務用品代１３５８円（乙Ｃホ９の１３，Ｅホ２），同月１１日に文具代２４１５円（乙Ｃホ９の１４），同月１２日に「１００円ショップ安價堂」に対して雑貨代１０５０円（乙Ｃホ９の１５，弁論の全趣旨），同日に「ケーズデンキ」に対して事務用品代３７１８円（乙Ｃホ９の１６，Ｅホ２），同月１５日にカラーＢＯＸ代２８９０円（乙Ｃホ９の１７），同年２月２６日にコジマ電機に対して事務機購入費１万２６８０円（乙Ｃホ９の１８，Ｅホ２），同日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代２２０５円（乙Ｃホ９の１９，弁論の全趣旨），同月２７日に「株式会社オークワ」に対して雑貨代１０５

０円（乙Ｃホ９の２０），同日に書棚代３１３８円（乙Ｃホ９の２２），同年３月２日に文具代４２１７円（乙Ｃホ９の２３，弁論の全趣旨），同月２４日にプリンターインク代１８４８円（乙Ｃホ９の２４），同月２９日にメモリーカード代３２１０円（乙Ｃホ９の２５）の合計７万２２９８円を支払った。

また，藤山議員は，平成１７年４月１４日に文具代１４６３円（乙Ｃホ４の１，Ｅホ１），同年５月１２日にＣＤ－Ｒ代及びインクリボン代４２８０円（乙Ｃホ４の２），同月１５日にパソコンのセキュリティソフト代６５８０円（乙Ｃホ４の３），同月２１日に「ヤマダ電機」に対して事務用品代１９３４円（乙Ｃホ４の４，Ｅホ１），同年７月３１日に「１００円ショップシルク」に対して事務用品代１９９５円（乙Ｃホ４の５，Ｅホ１），同年８月３日に文具代５６７０円（乙Ｃホ４の６，弁論の全趣旨），同月４日に「インクジェット（黒）」代２７７２円（乙Ｃホ４の７），同月１７日に三脚代２４８０円，ＤＶＤ－Ｒ代１０８０円及びＡ４用紙代５００円（乙Ｃホ４の８，弁論の全趣旨），同月２１日にマウスパッド代５８０円及びハンドガードシュレッダー代１９８０円（乙Ｃホ４の９），同年９月２０日に文具代１万０１８６円（乙Ｃホ４の１０，弁論の全趣旨），同年１１月８日に文具代２８４２円（乙Ｃホ４の１２，弁論の全趣旨），同月１６日にＣＤ－Ｒ等代３５４０円（乙Ｃホ４の１１），同年１２月１７日に文具代１５１２円（乙Ｃホ４の１３，弁論の全趣旨），同月２４日にプリンターインク代７５６０円（乙Ｃホ４の１４），平成１８年１月２４日に「ヤマダ電機」に対して事務用品代１１８０円（乙Ｃホ４の１５，Ｅホ１），同年３月２３日に文具代５２０５円（乙Ｃホ４の１６，弁論の全趣旨）の合計６万３３３９円を支払った。

しかし，上記支出のうち，平成１６年５月１９日の「八千代ムセン電機株式会社」に対する事務用品代５８８０円（乙Ｃホ９の２，Ｅホ２），

同年９月３０日の雑貨代１０５円(乙Ｃホ９の４),同年１０月１日の「安價堂」に対する雑貨代１３６５円（乙Ｃホ９の５，弁論の全趣旨），平成１７年1月８日の「株式会社オークワ」に対する雑貨代１２６０円（乙Ｃホ９の１２，弁論の全趣旨），同月９日の「ケーズデンキ」に対する事務用品代１３５８円（乙Ｃホ９の１３，Ｅホ２），同月１２日の「１００円ショップ安價堂」に対する雑貨代１０５０円（乙Ｃホ９の１５，弁論の全趣旨），同日の「ケーズデンキ」に対する事務用品代３７１８円（乙Ｃホ９の１６，Ｅホ２），同年２月２６日のコジマ電機に対する事務機購入費１万２６８０円（乙Ｃホ９の１８，Ｅホ２），同日の「株式会社オークワ」に対する雑貨代２２０５円（乙Ｃホ９の１９，弁論の全趣旨），同月２７日の「株式会社オークワ」に対する雑貨代１０５０円（乙Ｃホ９の２０）の合計３万０６７１円，並びに同年５月２１日の「ヤマダ電機」に対する事務用品代１９３４円（乙Ｃホ４の４，Ｅホ２），同年７月３１日の「１００円ショップシルク」に対する事務用品代１９９５円（乙Ｃホ４の５，Ｅホ１），平成１８年1月２４日の「ヤマダ電機」に対する事務用品代１１８０円（乙Ｃホ４の１５，Ｅホ１）の合計５１０９円は，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ｱ)の按分割合（２分の１）のとおり，平成１６年度に２万０８１４円（≒［７万２２９８円－３万０６７１円］×１／２），平成１７年度に２万９１１５円（＝［６万３３３９円－５１０９円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ｳ) パソコン代について

藤山議員は，平成１６年４月１４日にパソコン代１９万５０２０円を支払った（乙Ｃホ１０）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記パソコン代につき，平成１６年度に９万７５１０円（＝１９万５０２０円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記パソコン代が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として１９万５０２０円は社会通念上相当であるから，採用できない。

(エ) ＯＡ機器代について

藤山議員は，平成１７年１月３１日にテレビ代２１万円（乙Ｃホ１１，Ｅホ３），同年２月２日にＤＶＤレコーダー代６万円（乙Ｃホ１２，Ｅホ３）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記ＯＡ機器代につき，平成１６年度に１３万５０００円（＝［２１万円＋６万円］×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記テレビ代及びＤＶＤレコーダー代が政務調査費の支出が認められない環境整備費であると主張するが，上記テレビ代及びＤＶＤレコーダー代は，議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する費用として社会通念上相当であるから，採用できない。

(オ) コピー機代について

藤山議員は，平成１７年７月２１日にコピー機代２４万１５００円を支払った（乙Ｃホ５）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記コピー機代につき，平成１７年度において１２万０７５０円（＝２４万１５００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，上記コピー機代が高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として２４万２５００円は社会通念上相当であるから，採用できない。

(カ) 携帯電話使用料について

藤山議員は，携帯電話（０９０－１８９８－３７６０）の使用料として，平成１６年４月分の２万４３０２円，同年５月分の１万８０７３円，同年９月分の１万９９６０円，同年１０月分の２万０５２３円，同年１１月分の２万５４３１円，同年１２月分の３万０７３０円，平成１７年１月分の２万３６３３円，同年２月分の１万７４２３円，同年３月分の１万９２３９円の合計１９万９３１４円を支払い，同年４月分の１万６３５９円，同年５月分の２万１３０４円，同年６月分の１万６６７４円，同年７月分の１万７２３０円，同年８月分の１万６６７４円，同年９月分の１万６８８４円，同年１１月分の１万７１４６円，同年１２月分の１万６９４７円，平成１８年１月分の１万２４５３円の合計１５万１６７１円を支払った（乙Ｃホ１の１ないし９，６の１ないし９）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，藤山議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に４万９８２９円（≒１９万９３１４円×１／４），平成１７年度に３万７９１８円（≒１５万１６７１円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) プロバイダー料について

藤山議員は，プロバイダー（ＫＤＤＩ）料として，平成１６年１０月支払分の２４６７円を支払い，平成１７年１月ないし３月支払分の合計７４０１円を支払い，同年６月支払分，同年７月支払分，同年９月支払分，同年１０月支払分，同年１２月ないし平成１８年３月支払分の各２４６７円の合計１万９７３６円を支払った（乙Ｃホ２の１ないし８，７の１ないし４）。

また，藤山議員は，プロバイダー（ヤフージャパン）料として，平成１６年１１月支払分の５６２５円，同年１２月支払分の５６８４円，平成１７年１月支払分の７６０１円，同年２月支払分の６５０９円，同年

３月支払分の６３５５円，同年４月支払分の４９９５円，同年５月支払分の５１９６円，同年６月支払分の５２３１円，同年７月支払分の５１２１円，同年８月支払分の５２９６円，同年９月支払分の５２３１円，同年１０月支払分の５２２３円，同年１１月支払分の５４８３円，同年１２月支払分の５６８４円，平成１８年１月支払分の８０８４円，同年２月支払分の７０００円，同年３月支払分の５２８６円を支払った（乙Ｃホ３の１ないし１２，８の１ないし５）。

しかし，藤山議員は，平成１７年１月ないし３月，同年６月，同年７月，同年９月，同年１０月，同年１２月ないし平成１８年３月の支払分において，ＫＤＤＩと契約し，そのプロバイダー料に政務調査費を支出していたから，これと重複して，ヤフージャパンとの契約に係るプロバイダー料に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年１２月以前は３分の１，平成１７年１月以降は２分の１）のとおり，藤山議員が，上記プロバイダー料につき，平成１６年度に８２９３円（≒［２４６７円＋５６２５円＋５６８４円］×１／３＋７４０１円×１／２），平成１７年度に２万０３５３円（＝［１万９７３６円＋４９９５円＋５１９６円＋５２９６円＋５４８３円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

藤山議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，藤山議員は，後援会の活動実体があったとしても，これには

藤山議員の母や妹等が従事していたから，藤山議員の被用者は調査研究以外に従事していなかったと陳述するが（乙Ｅホ３），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 人件費の支出等について

藤山議員は，平成１５年５月１日から平成１８年３月３１日までの間，業務内容を政務調査の補助，賃金を平成１５年５月１日から平成１６年３月３１日までの間は月額１０万円，平成１６年４月１日から平成１８年３月３１日までの間は月額８万円として，和玉さと子を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１６年３月分の賃金として月額１０万円，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄホ１，２，４の１ないし１２，５の１ないし１２，６の１ないし１１）。

また，藤山議員は，平成１５年５月１日から同年８月末日までの間，業務内容を政務調査の補助，賃金を月額５万円として，桜木ひろみを雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし同年８月分の賃金として月額５万円を支払った（乙Ｄホ３，７の１ないし４）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，藤山議員が，上記人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に６５万円（＝［１０万円×１１か月＋５万円×４か月］×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各４８万円（＝８万円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，和玉さと子の勤務場所が藤山議員の自宅であったから（乙Ｄホ１，２），平成１７年１月以降，同人が自宅とは別に設置された政務調査用事務所で勤務していなかったと主張する。しかし，和玉さと子の雇用契約書が作成された平成１５年５月１日及び平成１６年３月２５日の当時，藤山議員の政務調査用事務所は自宅に設置されており，

その後の政務調査用事務所の移転に伴って（乙Ｂホ１ないし６），和玉さと子の雇用契約書が変更されなかったからといって，勤務実体がなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，被用者を複数雇用する必要はなかったなどと主張する。しかし，上記アのとおりの藤山議員の政務調査用事務所の設置状況からすれば，藤山議員の被用者は，調査研究以外の事務にも従事していたと認められるから，複数の被用者が雇用されていたとしても不自然ではなく，その人数や賃金額にも不当な点は認められない。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　藤山議員は，事務所費として，平成１６年度に５万円，平成１７年度に１８万５２７１円の政務調査費を支出したところ（別紙１），支出許容額（平成１６年度につき６万１０５０円，平成１７年度につき１８万５８３１円）を超える違法支出はない。

(イ)　藤山議員は，事務費として，平成１６年度に７０万６８２９円，平成１７年度に４４万５３５８円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計３１万１４４６円（＝２万０８１４円＋９万７５１０円＋１３万５０００円＋４万９８２９円＋８２９３円）を超える３９万５３８３円，平成１７年度に支出許容額合計２０万８１３６円（＝２万９１１５円＋１２万０７５０円＋３万７９１８円＋２万０３５３円）を超える２３万７２２２円を支出した部分は違法である。

(ウ)　藤山議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に１３０万円，平成１６年度に９６万円，平成１７年度に９６万円の政務調査費を支出したところ，そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に資支出許容額６５万円を超える６５万円，平成１６年度及び平成１７年度

に支出許容額各合計４８万円を超える各４８万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，藤山議員に対し，平成１５年度（同年４月を除く。）分６５万円，平成１６年度分合計８７万５３８３円（＝３９万５３８３円＋４８万円），平成１７年度分合計７１万７２２２円（＝２３万７２２２円＋４８万円）の総合計２２４万２６０５円の不当利得の返還を請求するべきである。

(30) 前川勝久議員（以下「前川議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

(ア) 前川議員の政務調査用事務所（和歌山県西牟婁郡白浜町１６１６－１藤原ビル１－１号室）は，自宅（同町安居６００番地の１）とは別の場所に設置され，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」と併設されていた（甲Ａ５の２，乙Ｂマ５，Ｅマ１，弁論の全趣旨）。

また，前川議員の後援会は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の３，Ｅマ１，弁論の全趣旨）。

この点，前川議員は，「自由民主党西牟婁郡第三支部」が，法人からの献金を受けるための団体であり，活動実体はなかったと陳述するが（乙Ｅマ１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 前川議員は，平成１８年３月３日，和歌山県議会議員を辞職し，同月の白浜町長選挙に立候補した（乙Ｅマ１，弁論の全趣旨）。

ところで，県議会議員が他の選挙に立候補する場合，その辞職以前から準備をすることが通常と認められ，その期間は５か月と認めるのが相当であり，選挙用事務所で準備を行った等の特段の事情が認められない限り，選挙の準備は政務調査用事務所で行われたと推認するべきである。そして，前川議員は，平成１８年２月中旬，和歌山県西牟婁郡白浜町垣谷口２５４７－９に選挙用事務所を借りたから（乙Ｅマ１，弁論の全趣

旨)，同月１５日以降は，上記選挙事務所で選挙の準備が行われたと認めるのが相当である。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

前川議員の政務調査用事務所の平成１７年９月以前の事務所費については，上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１０月分ないし平成１８年２月１４日分の事務所費については，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成１８年２月１５日分以降の同月分の事務所費については，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，平成１８年３月分の事務所費については，上記ア(イ)のとおり，調査研究に利用されたとは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，前川議員が選挙用事務所を借りた後も，政務調査用事務所は選挙の準備に利用されていたと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

(イ)　事務所賃料等について

前川議員は，藤原友三郎から，平成１５年８月１日から平成１８年３

月３日までの間，賃料を月額４万５０００円，水道料を月額２０００円として，和歌山県西牟婁郡白浜町１６１６－１所在の藤原ビル１－１号室を賃借し，平成１５年８月分ないし平成１８年３月分の賃料及び水道料として月額４万７０００円を支払った（乙Ｂマ１の１ないし１２，２の１ないし１２，４の１ないし７，５，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前は２分の１，同年１０月分ないし平成１８年２月１４日分は３分の１，同月１５日分以降の同月分は２分の１，同年３月分は０）のとおり，前川議員が，事務所賃料等につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に１８万８０００円（＝４万７０００円×８か月×１／２），平成１６年度に２８万２０００円（＝４万７０００円×１２か月×１／２），平成１７年度に２２万３２５０円（＝４万７０００円×６か月×１／２＋［４万７０００円×４か月＋４万７０００円×０．５か月］×１／３＋４万７０００円×０．５か月×１／２＋４万７０００円×０）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金について

前川議員は，電気料金として，平成１６年４月分の１２７８円，同年５月分の１２０３円，同年６月分の１２０１円，同年７月分の４３１３円，同年８月分の６６７８円，同年９月分の１６７０円，同年１０月分の１２６８円，同年１１月分の１０４３円，平成１７年１月分の８７４円，同年２月分の１２３７円，同年３月分の８５９円の合計２万１６２４円を支払った（乙Ｂマ３の１ないし１１）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前であるから２分の１）のとおり，前川議員が，電気料金につき，平成１６年度に１万０８１２円（＝２万１６２４円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

a　事務用品・備品購入費，印刷代，コピー代，切手代及び固定電話使用料について

前川議員の政務調査用事務所の平成１７年９月以前のものについては，上記ア(ア)のとおり他のものが併設された事務所で使用されたものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１０月分ないし平成１８年２月１４日分のものについては，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成１８年２月１５日分以降の同月分のものについては，上記ア(イ)のとおり事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，平成１８年３月分のものについては，上記ア(イ)のとおり，調査研究に利用されたとは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

b　携帯電話使用料及びカメラ代等について

平成１７年９月以前のものについては，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会

通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１０月分ないし平成１８年２月１４日分のものについては，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の各活動や，私的及び選挙の準備にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成１８年２月１５日分以降の同月分のものについては，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」及び後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，平成１８年３月分のものについては，上記ア(イ)のとおり，調査研究に利用されたとは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費について

a 前川議員は，平成１６年４月１３日に「プリントゴウバ（以下判読不能)」代９８０円（乙Ｃマ４の１），同月１４日にカラー用紙代１１９５円及びロータリーカッター代１９８０円（乙Ｃマ４の２），同月２０日にカラー用紙代４７８円（乙Ｃマ４の３），同月２３日にテープのり代５９７円（乙Ｃマ４の４），同日に雑貨代１２６０円（乙Ｃマ４の５），同月２５日にコピー用紙代１３０１円（乙Ｃマ４の６），同年５月５日に，模造紙代１８６円，ポスターカラー代３３０円，筆代５８８円，合成のり代２００円，及びガム代１８６円（乙Ｃマ４の７），同月１１日に「ブランド」代１万０１４２円（乙Ｃマ４の９），同年６月

７日にプリンターのインクカートリッジ代３３０７円（乙Ｃマ４の１０），同月１１日に修正テープ代１７６円及びマグネット代２９４円（乙Ｃマ４の１１），同年７月９日にテープのり代３７５円，サインペン代９４０円，クリヤーポケット代３１２円及びファイル代１０２９円（乙Ｃマ４の１２），同月１３日にファックスのインク代２２６８円（乙Ｃマ４の１３），同月１６日にフローリング清掃用具代１７０８円（乙Ｃマ４の１４），同月１９日に万能はけ代８６０円，ファイル代１１８８円及び「カンペ　スーパーヒット」代１６５９円（乙Ｃマ４の１５），同月２１日に紙製品代８００円及び書道用品代７５６円（乙Ｃマ４の１６），同月２５日にカラー用紙代９５６円及びファイル代７９２円（乙Ｃマ４の１７），同日にプリンターのインクカートリッジ代２１８４円（乙Ｃマ４の１８），同日にＡ４ファイルボックス代１３４５円，トイレットペーパー代４９８円及びペット用品代４４９円（乙Ｃマ４の１９），同月２８日にサインペン代９４０円及びカッターナイフ代２２８円（乙Ｃマ４の２０），同月２９日に木材代３４９１円（乙Ｃマ４の２１），同日に木材代３９５０円（乙Ｃマ４の２２），同月３０日に木材代２６４２円（乙Ｃマ４の２３），同年８月２日にスチール棚代１９８０円（乙Ｃマ４の２４），同月４日にカラーインデックス代３６８円，ファイル代３９６円，「コクタンジュ」代１６８０円及び毛髪活性剤代２４９９円（乙Ｃマ４の２５），同月９日にキャスターラック代１７８０円，コピー用紙代２０７円及びカラー用紙代７１７円（乙Ｃマ４の２６），同月１８日に延長コード代７６６円（乙Ｃマ４の２７），同年９月１３日にＬＡＮケーブル代１２１８円，「ＰＣワープロ」代２６００円及びＢＢルータ代３８００円（乙Ｃマ４の２８），同年１０月９日に電池代１２７８円及びプリンターのインクカートリッジ代１４１７円（乙Ｃマ４の２９），同年ころに「ダイエー」に対して使途不明

の１５７５円（乙Ｃマ４の３１），同年１２月１日にビデオデッキ代１万１８００円（乙Ｃマ４の３５），同日にファックスのインク代２２００円（乙Ｃマ４の３６），同月２３日に「システムユニット　インターＡ」代４１７９円（乙Ｃマ４の４０），同日にテープのり代５２０円（乙Ｃマ４の４１），平成１７年１月７日にのり代２８１円（乙Ｃマ４の４３），同月１７日に布粘着テープ代１４８円，「ＰＥレコードマキ」代１９８円，カッターナイフ代１８９円及び接着剤代３３６円（乙Ｃマ４の４４），同月２２日にカラー用紙代７１７円（乙Ｃマ４の４５），同月２８日に蛍光ペン代１３６円（乙Ｃマ４の４６），同日に修正テープ代１７６円（乙Ｃマ４の４７），同月３１日に小型収納庫代６９８０円（乙Ｃマ４の４８），同日にファイル代３９６円及び歯磨き粉代３０９円（乙Ｃマ４の４９），同年２月３日に実用書代１３６５円及びビジネス書代１９９５円（乙Ｃマ４の５０），同月１２日にプリンターのインクカートリッジ代２４５７円（乙Ｃマ４の５１），同日にカラー用紙代７１７円及び毛髪活性剤代２４９９円（乙Ｃマ４の５２），同月１４日にファイル代３９６円（乙Ｃマ４の５３），同月２８日に毛髪活性剤代２４９９円，封筒代１５５円及びファイル代１３８円（乙Ｃマ４の５４），同年３月２２日に雑貨代１２６０円（乙Ｃマ４の５７），同日に雑貨代１３６５円（乙Ｃマ４の５８），同日に雑貨代１１５５円（乙Ｃマ４の５９），同月２７日にフロッピーディスク代６０９円（乙Ｃマ４の６１）の合計１２万００２６円を支払った。

また，前川議員は，平成１７年４月５日にファックスのインク代２２００円（乙Ｃマ１の１），同日に接着剤及びテープのりの代金１４００円（乙Ｃマ１の２），同月８日に蛍光灯代６４８円（乙Ｃマ１の３），同月９日にファイル代８３６円（乙Ｃマ１の４），同月１３日にプリンターのインクカートリッジ代１８９０円（乙Ｃマ１の５），同月２１日

に蛍光灯代１１００円（乙Ｃマ１の９），同年５月１２日に雑誌代７０９円（乙Ｃマ１の１４），同月１７日に「キュウシャコウプリン」代９９８円及び「シンシュクＣガタエコミック」代５８０円（乙Ｃマ１の１６），同月２６日に「有限会社自治会印刷所」に対してＢ４封筒等代９８００円（乙Ｃマ１の１７），同年６月２日に「ファミリーマート」に対して２０００円（乙Ｃマ１の１９），同年９月１８日にプリンターのインクカートリッジ代２８３４円及びファックスのインク代１１００円（乙Ｃマ１の２１），同月２０日に計算機付き手帳代４９０円，モンキーレンチ代６８０円及び綴じ紐代１６８円（乙Ｃマ１の２２）の合計２万７４３３円を支払った。

さらに，前川議員は，平成１７年１０月１０日に封筒の印刷代２万５８３０円（乙Ｃマ１の２３），平成１８年１月７日に「電気工事と電化製品ナショナルショップ　富士電業社」に対して３万２８００円（乙Ｃマ１の２４）の合計５万８６３０円を支払った。

ｂ　しかし，上記支出のうち，平成１６年５月５日の模造紙代１８６円，ポスターカラー代３３０円，筆代５８８円，合成のり代２００円及びガム代１８６円（乙Ｃマ４の７）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないガムと同時に購入されたものであるから，子どもの学用品と認められる。また，同年７月２１日の紙製品代８００円及び書道用品代７５６円（乙Ｃマ４の１６）も，同様に子どもの学用品と認められる。したがって，これらの合計３０４６円に政務調査費を支出することは許されない。

また，平成１６年７月１９日の万能はけ代８６０円（乙Ｃマ４の１５），同月２５日のペット用品代４４９円（乙Ｃマ４の１９），同年８月４日の毛髪活性剤代２４９９円（乙Ｃマ４の２５），平成１７年１月３１日の歯磨き粉代３０９円（乙Ｃマ４の４９），同年２月１２日及び

同月２８日の毛髪活性剤代各２４９９円（乙Ｃマ４の５２・５４）の合計９１１５円，同年９月２０日のモンキーレンチ代６８０円（乙Ｃマ１の２２）は，議員が行う調査研究に係る業務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

さらに，平成１６年７月２９日の木材代３４９１円及び３９５０円（乙Ｃマ４の２１・２２），同月３０日の木材代２６４２円（乙Ｃマ４の２３）の合計１万００８３円は，被告が事務所内を整理するための棚を設置するために購入したものと主張するが，その裏付けはないから採用できず，政務調査費を支出することは許されない。

そのほか，平成１６年４月１３日の「プリントゴウバ（以下判読不能)」代９８０円（乙Ｃマ４の１），同月２３日の雑貨代１２６０円（乙Ｃマ４の５），同年５月１１日の「ブランド」代１万０１４２円（乙Ｃマ４の９），同年７月１９日の「カンペ　スーパーヒット」代１６５９円（乙Ｃマ４の１５），同年８月４日の「コクタンジュ」代１６８０円（乙Ｃマ４の２５），同年ころの「ダイエー」に対する使途不明の１５７５円(乙Ｃマ４の３１)，同年１２月２３日の「システムユニット　インターＡ」代４１７９円（乙Ｃマ４の４０），平成１７年１月１７日の「ＰＥレコードマキ」代１９８円（乙Ｃマ４の４４），同年３月２２日の雑貨代１２６０円，１３６５円及び１１５５円（乙Ｃマ４の５７ないし５９）の合計２万５４５３円，同年５月１７日の「キュウシャコウプリン」代９９８円及び「シンシュクＣガタエコミック」代５８０円（乙Ｃマ１の１６），同年６月２日の「ファミリーマート」に対する２０００円（乙Ｃマ１の１９）の合計３５７８円，平成１８年１月７日の「電気工事と電化製品ナショナルショップ　富士電業社」に対する３万２８００円（乙Ｃマ１の２４）は，支払先や内容が明らかではないことからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する

経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

c　そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前は２分の１，同年１０月分ないし平成１８年２月１４日分は３分の１，同月１５日分以降の同月分は２分の１，同年３月分は０）のとおり，前川議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に３万６１６５円（≒［１２万００２６円－３０４６円－９１１５円－１万００８３円－２万５４５３円］×１／２），平成１７年度に２万０１９８円（≒［２万７４３３円－６８０円－３５７８円］×１／２＋［５万８６３０円－３万２８００円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ビデオデッキ（乙Ｃマ４の３５），蛍光灯（乙Ｃマ１の３・９），小型収納庫（乙Ｃマ４の４８），実用書及びビジネス書（乙Ｃマ４の５０）が，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ウ)　印刷代について

前川議員は，平成１７年７月１９日，「有限会社自治会印刷所」に対し，印刷代８０００円を支払った（乙Ｃマ１の２０，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前であるから２分の１）のとおり，前川議員が，印刷代につき，平成１７年度に４０００円（＝８０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ)　コピー代等について

前川議員は，平成１８年２月２２日，コピー代等９０００円を支払った（乙Ｃマ１の２５）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１８年２月１５日分以降の同月分で

あるから２分の１）のとおり，前川議員が，コピー代等につき，平成１７年度に４５００円（＝９０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) 切手代等について

前川議員は，平成１６年５月２０日に郵便料金３９００円，同年６月４日に切手又ははがき代１万円，同年１０月１５日に郵便料金９０円，同年１２月２４日に切手代８０００円の合計２万１９９０円を支払った（乙Ｃマ５の１ないし４）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前であるから２分の１）のとおり，前川議員が，上記切手代等につき，平成１６年度に１万０９９５円（＝２万１９９０円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額の切手代及びはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代等は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

前川議員は政務調査用事務所の固定電話（０７３９－４３－５２３８）の使用料として，，西日本電信電話株式会社に対し，平成１６年４月分の３２８２円，同年５月分の３４５２円，同年６月分の５００５円，同年７月分の７９４７円，同年８月分の４０８０円，同年９月分の３２０４円，同年１０月分の３３４６円，同年１１月分の３３５５円，同年１２月分の３４０２円，平成１７年１月分の４万４８７５円，同年２月分の３００５円，同年３月分の２９０３円の合計８万７８５６円を支払い，同年４月分の２６９３円，同年５月分の２７２５円，同年６月分の２８

４５円，同年７月分の２９０１円，同年８月分の２５８１円，同年９月分の３０２６円の合計１万６７７１円を支払い，同年１０月分の２５８８円，同年１１月分の２８０５円，同年１２月分の２６４４円，平成１８年１月分の６６９０円の合計１万４７２７円を支払い，同年２月分の５７７５円，同年３月分の３１２５円を支払った（乙Ｃマ３の１ないし１１，７の１ないし１２，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前は２分の１，同年１０月分から平成１８年２月１４日分は３分の１，同月１５日分以降の同年２月分は２分の１，同年３月分は０），前川議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に４万３９２８円（＝８万７８５６円×１／２），平成１７年度に１万５７０１円（≒１万６７７１円×１／２＋［１万４７２７円＋５７７５×０．５か月］×１／３＋５７７５円×０．５か月×１／２＋３１２５円×０）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１７年１月分の固定電話使用料４万４８７５円（乙Ｃマ７の１０）が，他の月と比較して高額であるから，調査研究以外の経費が含まれていると主張する。これに対し，被告は，交換した新しい電話機の代金であると主張するところ，その支払先からすれば，被告の主張は合理的であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(キ) 携帯電話使用料について

前川議員は，携帯電話（０９０－７３４１－６３６０）の使用料として，平成１６年４月分の１万２１９０円，同年５月分の８４４２円，同年６月分の８９６７円，同年７月分の１万０４７３円，同年８月分の６１３２円，同年９月分の６１３２円，同年１０月分の６７７２円，同年１１月分の６９４６円，同年１２月分の５９６４円，平成１７年１月分の５９６４円，同年２月分の５９６４円，同年３月分の５９６４円の合

計８万９９１０円を支払い，同年４月分の５８５９円，同年５月分の５８５９円，同年６月分の６０６９円，同年７月分の５９６４円，同年８月分の５８５９円，同年９月分の５９６４円の合計３万５５７４円を支払い，同年１０月分の６８５５円，同年１１月分の１万５７２１円，同年１２月分の１万１６３５円，平成１８年１月分の１万４３９３円の合計４万８６０４円を支払い，同年２月分の２万１４５４円，同年３月分の２万２２１０円を支払った（乙Ｃマ２の１ないし１２，６の１ないし１０）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前は４分の１，同年１０月分から平成１８年２月１４日分は５分の１，同月１５日分以降の同年２月分は４分の１，同年３月分は０）のとおり，前川議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万２４７８円（≒８万９９１０円×１／４），平成１７年度に２万３４４２円（≒３万５５７４円×１／４＋［４万８６０４円＋２万１４５４円×０．５か月］×１／５＋２万１４５４円×０．５か月×１／４＋２万２２１０円×０）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) カメラ代等について

前川議員は，平成１６年５月８日にカメラ代２万９８００円及びフィルム代６９０円（乙Ｃマ４の８），同年１０月２２日に写真現像代１９０５円（乙Ｃマ４の３０），同年１１月５日にカメラのバッテリー代６０９円（乙Ｃマ４の３２），同月２４日に写真現像代５１２５円（乙Ｃマ４の３３），同月２５日に写真現像代１７５０円（乙Ｃマ４の３４），同年１２月１１日にカメラのフィルム代４４１円（乙Ｃマ４の３７），同月１５日にカメラのフィルム代３３６円（乙Ｃマ４の３８），同月１７日に写真現像代８７５円（乙Ｃマ４の３９），同月２３日に写真現像代９７５円（乙Ｃマ４の４２），平成１７年３月６日にカメラのフィルム代３３６円（乙

Ｃマ４の５５），同日に写真現像代１９８５円（乙Ｃマ４の５６），同月２４日に写真現像代３６３０円（乙Ｃマ４の６０）の合計４万８４５７円を支払った。

また，前川議員は，平成１７年４月１８日にカメラのフィルム代４４１円（乙Ｃマ１の６），同月１９日にカメラのバッテリー代６０９円及び写真現像代１０８０円（乙Ｃマ１の７），同日に写真現像代２３３０円及びカメラのフィルム代４４１円（乙Ｃマ１の８），同月２３日にカメラのフィルム代５７８円（乙Ｃマ１の１０），同日に写真現像代１５３０円（乙Ｃマ１の１１），同年５月７日に写真現像代１３５０円（乙Ｃマ１の１２），同月１２日に写真現像代１８００円（乙Ｃマ１の１３），同月１４日に写真現像代３２８５円（乙Ｃマ１の１５），同月２９日に写真現像代４６５０円（乙Ｃマ１の１８）の合計１万８０９４円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前であるから４分の１）のとおり，前川議員が，上記カメラ代等につき，平成１６年度に１万２１１４円（≒４万８４５７円×１／４），平成１７年度に４５２４円（≒１万８０９４円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

前川議員の政務調査用事務所の平成１７年９月以前の人件費については，上記ア(ア)のとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，平成１７年１０月分ないし平成１８年２月１４日分のものについては，上記アのとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動や選挙の準備に

も利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成１８年２月１５日分以降の同月分のものについては，上記ア(イ)のとおりの事務所の設置状況等を考慮すれば，調査研究以外に，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第三支部」の活動にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，平成１８年３月分のものについては，上記ア(イ)のとおり，調査研究に利用されていたとは認められないから，政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 人件費の支出等について

前川議員は，平成１５年８月６日から平成１８年３月３日までの間，政務調査用事務所において，業務内容を調査研究及び事務補助，勤務時間を午前１０時から午後３時まで（休憩時間を午後零時から午後１時まで），休日を「土，日，祝日」，賃金を時給８００円，支給日を月末として，和田潤を雇用し，同人に対し，平成１５年８月分ないし平成１６年３月分の賃金として月額１０万円，同年１２月の期末手当として８万円，平成１６年４月分ないし平成１８年２月分の賃金として月額６万円，同年３月の期末手当として６万円を支払った（乙Ｂマ５，Ｄマ１の１ないし１２，２の１ないし１２，３の１ないし９，４）。

しかし，上記支出のうち，平成１８年３月分の期末手当６万円については，前川議員が，同月に県議会議員を辞職することに伴い，和田潤を解雇するため，期末手当名目で支払ったと陳述するところ（乙Ｅマ１），これは，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費とはいえないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１７年９月分以前は２分の１，同年

１０月分ないし平成１８年２月１４日分は３分の１，同月１５日分以降の同月分は２分の１，同年３月分は０），前川議員が，上記人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に４４万円（＝［１０万円×８か月＋８万円］×１／２），平成１６年度に３６万円（＝［６万円×１２か月］×１／２），平成１７年度に２８万５０００円（＝６万円×６か月×１／２＋［６万円×４か月＋６万円×０．５か月］×１／３＋６万円×０．５か月×１／２＋［６万円－６万円］×０）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，前川議員が，雇用契約上，土日祝日を休日としていたから，勤務日数が毎月同じ日数になることはあり得ないし，勤務時間を午前１０時から午後３時まで，休憩時間を午後零時から午後１時までとしていたから，労働時間が１日５時間ではなく４時間であったと主張する。確かに，上記賃金の支払額は不自然であるといえなくはないが，そのことから，和田潤に勤務実体がなかったとか，賃金が支払われていなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　前川議員は，事務所費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に３６万５８８７円，平成１６年度に５８万５６２５円，平成１７年度に５６万４０００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計１８万８０００円を超える１７万７８８７円，平成１６年度に支出許容額合計２９万２８１２円（＝２８万２０００円＋１万０８１２円）を超える２９万２８１３円，平成１７年度に支出許容額合計２２万３２５０円を超える３４万０７５０円を支出した部分は違法である。

(イ)　前川議員は，事務費として，平成１６年度に３６万８４３４円，平成

１７年度に２８万８６４４円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１２万５６８０円（＝３万６１６５円＋１万０９９５円＋４万３９２８円＋２万２４７８円＋１万２１１４円）を超える２４万２７５４円，平成１７年度に支出許容額合計７万２３６５円（＝２万０１９８円＋４０００円＋４５００円＋１万５７０１円＋２万３４４２円＋４５２４円）を超える２１万６２７９円を支出した部分は違法である。

(ｳ) 前川議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度に各７２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額４４万円を超える４４万円，平成１６年度に支出許容額３６万円を超える３６万円，平成１７年度に支出許容額２８万５０００円を超える４３万５０００円を支出した部分は違法である。

(ｴ) よって，被告は，前川議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）合計６１万７８８７円（＝１７万７８８７円＋４４万円），平成１６年度分合計８９万５５６７円（＝２９万２８１３円＋２４万２７５４円＋３６万円），平成１７年度分合計９９万２０２９円（＝３４万０７５０円＋２１万６２７９円＋４３万５０００円），総合計２５０万５４８３円の不当利得の返還を請求するべきである。

(31) 前芝雅嗣議員（以下「前芝議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

前芝議員の政務調査用事務所（和歌山県東牟婁郡串本町串本９１０）は，自宅に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｄミ１２，Ｅミ１）。

この点，前芝議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」の活動実体はなかったし，後援会が政務調査用事務所の備品を使用す

ることはなかったと陳述するが（乙Ｅミ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

前芝議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，コピー機リース代及びＭＯドライブ代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務用品・備品購入費について

前芝議員は，平成１６年５月１０日に書類ケース代４万４５７２円（乙Ｃミ６の１・２），平成１７年３月１０日に両袖机，肘付き椅子及び書類ケース代２３万円（乙Ｃミ８の１・２）の合計２７万４５７２円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，前芝議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に９万１５２４円（＝２７万４５７２円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　コピー機リース代について

前芝議員は，コピー機リース代として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の１０万０８００円，平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の１０万０８００円を支払った（乙Ｃミ３，９）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，前芝議員が，上記コピー機リース代につき，平成１６年度及び平成１７年度に各３万３６００円（＝１０万０８００円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，コピー機が前芝議員作成の自宅見取図（乙Ｄミ１２）に記載されていないから，コピー機は設置されていなかったと主張する。しかし，前芝議員が本件訴訟のために手書きした上記見取図にコピー機が記載されていないからといって，これが存在しなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) ＭＯドライブ代について

前芝議員は，平成１７年３月４日，ＭＯドライブ代２万５６７０円を支払った（乙Ｃミ７）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，前芝議員が，上記ＭＯドライブ代につき，平成１６年度に８５５７円（≒２万５６７０円×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ＭＯドライブが調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記ＭＯドライブ代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

前芝議員は，携帯電話（０９０－３２８１－１３５４）の使用料として，平成１６年４月分の６９５１円，同年５月分の６２７９円，同年６月分の６４８９円，同年７月分の６２７９円，同年８月分の６４８９円，同年９月分の６４８９円，同年１０月分の６３８４円，同年１１月分の６３８４円，同年１２月分の６２７９円，平成１７年１月分の６４８９円，同年２月分の７２２４円，同年３月分の７２２４円の合計７万８９６０円を支払い，同年４月分の６９０９円，同年５月分の６４８９円，

同年６月分の６４８９円，同年７月分の６３８４円，同年８月分の６５９４円，同年９月分の６６９９円，同年１０月分の６４８９円，同年１１月分の７９５９円，同年１２月分の８０６４円，平成１８年１月分の６８０４円，同年２月分の６６９９円，同年３月分の６４８９円の合計８万２０６８円を支払った（乙Ｃミ１，２の１・２，４，５の１・２）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，前芝議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１万９７４０円（＝７万８９６０円×１／４），平成１７年度に２万０５１７円（＝８万２０６８円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「ドコモ料金支払内訳書」等の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Ｃミ１，２，４，５），数台分の使用料であると主張する。確かに，上記記載からすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし，上記同書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Ｃケ１５，１６），原告らの上記主張は採用できない。

ウ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

前芝議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

前芝議員は，平成１５年５月１日から平成１８年３月３１日までの間，

勤務場所及び就業時間を定めず，仕事内容を「議員調査補助」，賃金を月額８万円，支給日を月末として，前芝議員の姉である塩津和美を雇用し，同人に対し，平成１５年５月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円を支払った（乙Ｄミ１，２の１ないし１２，５，６の１ないし１２，１０，１１の１ないし１１，Ｅミ１）。

また，前芝議員は，平成１６年１１月１日から平成１８年３月３１日までの間，勤務場所及び就業時間を定めず，仕事内容を「運転他」，賃金を月額２万円，支給日を月末として，芝正宏を雇用し，同人に対し，平成１６年１１月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額２万円を支払った（乙Ｄミ３，４の１ないし１２，７，８の１ないし５）。

さらに，前芝議員は，資料作成のために山村理佳を雇用し，同人に対し，平成１７年３月３１日，賃金として，８０００円を支払った（乙Ｄミ９）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，前芝議員が，人件費につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に２９万３３３３円（≒８万円×１１か月×１／３），平成１６年度に３５万６０００円（＝［８万円×１２か月＋２万円×５か月＋８０００円］×１／３），平成１７年度に４０万円（＝［８万円×１２か月＋２万円×１２か月］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，前芝議員の政務調査用事務所が自宅の私的な部分と区別されていなかったから，塩津和美が調査研究を補助していなかったと主張するが，具体的な根拠はないから，採用できない。

また，原告らは，運転手に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが，運転手に対する賃金も，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

エ　まとめ

(ア)　前芝議員は，事務費として，平成１６年度に４５万２２６８円，平成１７年度に１７万２８００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１５万３４２１円（＝９万１５２４円＋３万３６００円＋８５５７円＋１万９７４０円）を超える２９万８８４７円，平成１７年度に支出許容額合計５万４１１７円（＝３万３６００円＋２万０５１７円）を超える１１万８６８３円を支出した部分は違法である。

(イ)　前芝議員は，人件費として，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度に１０６万８０００円，平成１７年度に１２０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額２９万３３３３円を超える５８万６６６７円，平成１６年度に支出許容額３５万６０００円を超える７１万２０００円，平成１７年度に支出許容額４０万円を超える８０万円を支出した部分は違法である。

(ウ)　被告は，前芝議員に対し，平成１５年度分（同年４月を除く。）５８万６６６７円，平成１６年度分合計１０１万０８４７円（＝２９万８８４７円＋５８万６６６７円），平成１７年度分合計９１万８６８３円（＝１１万８６８３円＋８０万円）の総合計２５１万６１９７円の不当利得の返還を請求するべきである。

(32)　松本貞次議員（以下「松本議員」という。）

ア　事務所の設置状況等について

松本議員の政務調査用事務所（和歌山県有田郡湯浅町湯浅１９４０番地１）は，自宅（同町湯浅２４５０番地６）とは別の場所に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ３，５の３，乙Ｂム１，Ｅム２）。

イ　事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の事務所費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，領収書等（乙Ｂム３の１ないし１２，７，９の２，１０の１・２）の宛先が「松本貞次後援会」又は「松本貞次後援会事務所」であること，後援会の金銭出納帳（乙Ｅム１）に事務所費が記載されていることから，松本議員が事務所費として主張する経費は，後援会のものであると主張する。しかし，領収証の宛先が「松本事務所」のものもあること（乙Ｂム９の１），上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないこと，政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 土地賃料について

松本議員は，平成１６年度及び平成１７年度において，鳴見俊二から，和歌山県「有田郡湯浅町湯浅１９４０番地－１」の土地を年５０万円で賃借し，同人に対し，平成１６年1月２０日及び平成１７年1月２０日にそれぞれ賃料として５０万円を支払った（乙Ｂム１，２，６）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，上記土地賃料につき，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ２５万円（＝５０万円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金について

松本議員は，上記事務所における電気料金（①従量電灯Ａ，②低圧電力）として，平成１６年４月分の①６９９１円及び②５４５６円，同年５月分の①６４８１円及び②５２７７円，同年６月分の①５８９６円及び②５８１４円，同年７月分の①７０４４円及び②９５７６円，同年８

月分の①６９１４円及び②１万３５６９円，同年９月分の①６４０８円及び②１万１６６８円，同年１０月分の①６４２３円及び②１万０４３２円，同年１１月分の①６１５４円及び②５３８８円，同年１２月分の①６３０１円及び②５２７２円，平成１７年１月分の①６２５６円及び②５５３４円，同年２月分の①５４２１円及び②６９６８円，同年３月分の①４７５６円及び②５５８８円の合計１６万５５８７円を支払い，同年４月分の①５７６３円及び②５５０９円，同年５月分の①５３２５円及び②５３６７円，同年６月分の①５３７１円及び②５９７９円，同年７月分の①５７９２円及び②１万０１１３円，同年８月分の①５１８４円及び②１万１７０３円，同年９月分の①５６０５円及び②１万２３８７円，同年１０月分の①５０６６円及び②９３３５円，同年１１月分の①５３４９円及び②５７１８円，同年１２月分の①４７１３円及び②５１９９円，平成１８年１月分の①４７６７円及び②５３６６円，同年２月分の①４３３８円及び②５３０２円，同年３月分の①５１９５円及び②５４０８円の合計１４万９８５４円を支払った（乙Ｂ４の１ないし１２，８）。

なお，一般的に，従量電灯Ａは，一般家庭で使用される電気料金の形態で，低圧電力は，エアコン，業務用冷蔵庫，ポンプ，エレベーター，工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり，用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ，松本議員が，従量電灯Ａ及び低圧電力を利用したことは，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，従量電灯Ａ及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

そして，上記(ｱ)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，平成１６年度に８万２７９４円（≒１６万５５８７円×１／２），平成１７年

度に７万４９２７円（＝１４万９８５４円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 水道料金について

松本議員は，上記事務所の水道料金として，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の月額１０５０円を支払った（乙Ｂム３の１ないし１２，７）。

なお，平成１８年３月分の領収証等の証拠が提出されていないが，水道料金は，継続的契約に係る定額の支払であるから，松本議員は，同月分の水道料金１０５０円を支払ったと認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，上記水道料金につき，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ６３００円（＝１０５０円×１２か月×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，水道料金が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記水道料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(オ) 灯油代について

松本議員は，灯油代として，平成１６年４月３０日に1,８００円，同年１２月２７日に２６００円，平成１７年１月２９日に２６００円，同年２月２８日に２６００円，同年３月２９日に２３４０円の合計１万１９４０円を支払い，同年４月２８日に２６００円，同年１１月１０日に１１７０円，同年１２月２６日に９４５０円，平成１８年１月３０日に６７２０円，同年２月２８日に１万１０００円の合計３万０９４０円を支払った（乙Ｂム５，１０の１・２，Ｅム１，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，上記

灯油代につき，平成１６年度に５９７０円（＝１万１９４０円×１／２），平成１７年度に１万５４７０円（＝３万０９４０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，灯油代が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記灯油代は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(カ) し尿汲み取り料について

松本議員は，し尿汲み取り料として，平成１６年６月１５日及び同年１０月１４日に各１９１１円，平成１７年２月１日に１４３３円の合計５２５５円を支払い，同年６月２３日に１９１１円，同年１０月１４日に１４３３円の合計３３４４円を支払った（乙Ｂム９の１・２，Ｅム１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，平成１６年度に２６２８円（≒５２５５×１／２），平成１７年度に１６７２円（＝３３４４円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，し尿汲み取り料が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記し尿汲み取り料は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，固定電話使用料及びＮＨＫ受信料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，そ

の２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，後援会の金銭出納帳（乙Ｅム１）に事務費が記載されていることから，松本議員が事務費として主張する経費は，後援会のものであると主張する。しかし，上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないし，政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

ａ　松本議員は，平成１６年４月１日に切手代２万９５８０円（乙Ｃム１１），同年６月２日に「エクスパック」料金５００円（乙Ｃム１２の１），同月２４日に暑中見舞い用のはがき代１万円（乙Ｃム１２の２），同年７月１日に暑中見舞い用はがきへの交換手数料４０円（乙Ｃム１２の３），同月２日に郵便料金１２０円（乙Ｃム１２の４）の合計４万０２４０円を支払った。

また，松本議員は，平成１７年６月３０日にはがき代３万円（乙Ｃム２の１），同年７月１１日に暑中見舞い用のはがき代３０００円（乙Ｃム２の２），同月１３日に暑中見舞い用のはがき代９００円（乙Ｃム２の３），同月２１日に切手代８０円（乙Ｃム２の４），同月２９日に暑中見舞い用のはがき代５００円（乙Ｃム２の５），同年８月８日に暑中見舞い用のはがき代２５０円（乙Ｃム２の６），同月１７日に暑中見舞い用のはがき代１００円（乙Ｃム２の７），同月２３日に郵便料金（現金書留）５４０円（乙Ｃム２の８），同年１１月１日にはがき代２万７５００円（乙Ｃム２の９），同月２１日に年賀はがき代５５００円（乙

Ｃム２の１０），同日に年賀はがきへの交換手数料等代１４０円（乙Ｃム２の１１），同日に通常はがきへの交換手数料８０円（乙Ｃム２の１２），同月２５日に年賀はがき代１９２５円（乙Ｃム２の１３），同月２９日に年賀はがき代１６５０円（乙Ｃム２の１４），同日に年賀はがきへの交換手数料等代８０円（乙Ｃム２の１５），同月３０日に年賀はがき代９９０円（乙Ｃム２の１６），同日に年賀はがきへの交換手数料等代６０円（乙Ｃム２の１７），同年１２月１３日に年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の１８），同月１６日に通常はがき代１５００円（乙Ｃム２の１９），同月１９日に年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の２０），同月２６日に通常はがき代５００円及び年賀はがき代２７５円（乙Ｃム２の２１），同月２８日に通常はがき代２５０円（乙Ｃム２の２２），平成１８年１月６日に郵便料金１万５１５５円（乙Ｃム２の２３），同年２月２３日に郵便料金８８４０円（乙Ｃム２の２４），同月２４日に郵便料金１４０円（乙Ｃム２の２５），同年３月２７日に通常はがき代５０００円（乙Ｃム２の２６）の合計１０万５８３５円を支払った。

ｂ　松本議員は，平成１６年５月１８日にファックスのインクリボン代３０００円（乙Ｃム１５），同日にセロテープ代１０５円（乙Ｃム１３の１），同日にのし代２１０円（乙Ｃム１３の２），同年６月３０日にゴミ袋代４００円（乙Ｃム１３の３），同年７月１５日に祝儀袋代１１５円及びペン代２８５円（乙Ｃム１４の１，Ｅム１），同年９月２５日に祝袋，のし，包装紙及び筆ペンの代金９４０円（乙Ｃム１４の２，Ｅム１），同年１２月２２日にポスター代及び付箋代７８０円（乙Ｃム１６，Ｅム１）の合計５８３５円を支払った。

また，松本議員は，平成１７年５月２日に万年筆代及び修正ペン代１３００円（乙Ｃ３の１，Ｅム１），同月２６日にインクカートリッジ代７２９０円（乙Ｃ３の２），同年７月２８日に筆ペン等代２１７０円

（乙Ｃム３の３，Ｅム１，弁論の全趣旨），同年８月２６日に仏袋，祝儀袋及びパソコンカードの代金４３２０円（乙Ｃム３の４，Ｅム１），同年１０月２８日にコピー機トナー代３万５７００円（乙Ｃム６），同年１１月２２日に筆ペン代２８５円（乙Ｃム５の１），同月２５日に賞状，筆ペン及びその他の代金１４６０円（乙Ｃム３の５，Ｅム１），同年１２月２日に封筒代１５７５円（乙Ｃム７，Ｅム１），同月２７日にダイアリー及びポスター代３８５０円（乙Ｃム３の６，Ｅム１），平成１８年１月６日に領収証用紙代８５５円（乙Ｃム５の２），同月９日に領収証用紙代４１０円及び朱肉補充液代４７８円（乙Ｃム４の１），同月２４日に祝儀袋及び模造紙代１３５０円（乙Ｃム３の７，Ｅム１。なお，領収証には「平成１７年」とあるが，帳簿［乙Ｅム１］によれば平成１８年の誤記と認められる。），平成１８年３月３日にコピー用紙代９２５円（乙Ｃム４の２），同月１３日にファイル代４９８円（乙Ｃム４の３），同月１５日にファイル代９９６円及びインデックスラベル代１７８円（乙Ｃム４の４），同月２０日にスタンプ印鑑のインク代４８０円（乙Ｃム４の５），同月２３日に印鑑代１２５０円（乙Ｃム３の８，Ｅム１），同月２７日に香典袋代５００円（乙Ｃム３の９，Ｅム１）の合計６万５８７０円を支払った。

ｃ　しかし，上記ａの支払のうち，平成１６年６月２４日の暑中見舞い用のはがき代１万円（乙Ｃム１２の２），同年７月１日の暑中見舞い用はがきへの交換手数料４０円（乙Ｃム１２の３）の合計１万００４０円，平成１７年７月１１日の暑中見舞い用のはがき代３０００円（乙Ｃム２の２），同月１３日の暑中見舞い用のはがき代９００円（乙Ｃム２の３），同月２９日の暑中見舞い用のはがき代５００円（乙Ｃム２の５），同年８月８日の暑中見舞い用のはがき代２５０円（乙Ｃム２の６），同月１７日の暑中見舞い用のはがき代１００円（乙Ｃム２の７），同年

１１月２１日の年賀はがき代５５００円（乙Ｃム２の１０），同日の年賀はがきへの交換手数料等代１４０円（乙Ｃム２の１１），同月２５日の年賀はがき代１９２５円（乙Ｃム２の１３），同月２９日の年賀はがき代１６５０円（乙Ｃム２の１４），同日の年賀はがきへの交換手数料等代８０円（乙Ｃム２の１５），同月３０日の年賀はがき代９９０円（乙Ｃム２の１６），同日の年賀はがきへの交換手数料等代６０円（乙Ｃム２の１７），同年１２月１３日の年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の１８），同月１９日の年賀はがき代４４０円（乙Ｃム２の２０），同月２６日の年賀はがき代２７５円（乙Ｃム２の２１）の合計１万６２５０円は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは経費とはいえないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，上記ｂの支払のうち，平成１６年５月１８日ののし代２１０円（乙Ｃム１３の２），同年７月１５日の祝儀袋代１１５円（乙Ｃム１４の１，Ｅム１），同年９月２５日の祝袋，のし，包装紙，及び筆ペンの代金９４０円（乙Ｃム１４の２），同年１２月２２日のポスター代及び付箋代７８０円（乙Ｃム１６，Ｅム１）の合計２０４５円，平成１７年８月２６日の仏袋，祝儀袋，及びパソコンカードの代金４３２０円（乙Ｃム３の４，Ｅム１），同年１１月２５日の賞状，筆ペン，その他の代金１４６０円（乙Ｃム３の５，Ｅム１），同年１２月２７日のダイアリー及びポスター代３８５０円（乙Ｃム３の６，Ｅム１），平成１８年１月２４日の祝儀袋及び模造紙代１３５０円（乙Ｃム３の７，Ｅム１），平成１８年３月２７日の香典袋代５００円（乙Ｃム３の９，Ｅム１）の合計１万１４８０円は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とはいえないから，政務調査費を支出することは許されない。

ｄ　そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，事

務用品・備品購入費につき，平成１６年度に１万６９９５円（＝［４万０２４０円＋５８３５円－１万００４０円－２０４５円］×１／２），平成１７年度に７万１９８８円（＝［１０万５８３５円＋６万５８７０円－１万６２５０円－１万１４８０円］×１／２），をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，被告は，ポスター（乙Ｃム３の６，１６）が，年末年始の休業期間等を告知するためのものであると主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

他方，原告らは，まとめて購入した多額の切手代及び郵便料金が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代及び郵便料金は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，印鑑（乙Ｃム３の８）及びゴミ袋（乙Ｃム１３の３）が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記印鑑及びゴミ袋代は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ウ) 固定電話使用料について

固定電話（①０７３７－６３－３７４７，②０７３７－６３－４７４７）の使用料として，「西原博」名義で，平成１６年４月分の①及び②の合計１万０００９円，同年５月分の①３３９９円及び②６１３５円，同年６月分の①３４４７円及び②６１０１円，同年７月分の①及び②の合計９５３４円，同年８月分の①３０６１円及び②６８３９円，同年９月分の①３０８３円及び②５４７６円，同年１０月分の①３２２５円及び②６８８０円，同年１１月分の①３２３８円及び②５７５３円，同年１２月分の①３０６４円及び②５８４４円，平成１７年１月分の①３０８

５円及び②１万０６６４円，同年２月分の①２９２８円及び②６８６２円，同年３月分の①２７６３円及び②７２１３円の合計１１万８６０３円が支払われ，同年４月分の①２９１９円及び②８１４１円，同年５月分の①３１９２円及び②６６５７円，同年６月分の①３２７３円及び②６８８１円，同年７月分の①３０５４円及び②６８３９円，同年８月分の①２７６８円及び②６２９６円，同年９月分の①２８１９円及び②６２７５円，同年１０月分の①２７５１円及び②６６４８円，同年１１月分の①３１４８円及び②６２５９円，同年１２月分の①２９４３円及び②５９３８円，平成１８年１月分の①２９７８円及び②５２１８円，同年２月分の①２８０９円及び②５７９７円，同年３月分の①２８３１円及び②７０６３円の合計１１万３４９７円が支払われた（乙Ｃム１の１ないし２４，８の１ないし１８，Ｅム１）。

なお，松本議員は，「西原博」が後援会会長であったと陳述するところ（乙Ｅム２），その陳述は，上記固定電話使用料の電話料金等支払証明書（乙Ｃム８の１３・１４）が松本貞次後援会事務所の請求により作成されたことからすれば，信用することができ，「西原博」は松本議員の後援会会長であったと認められる。また，政務調査用事務所は，後援会と併設されていた。したがって，上記固定電話使用料は，政務調査用事務所と後援会事務所のものであったと認められる。

しかし，被告は，上記支払のうち平成１６年４月分１万０００９円については，政務調査費を支出しなかったと主張するから，政務調査費支出の適否については，これを控除すべきである。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に５万４２９７円（＝［１１万８６０３円－１万０００９円］×１／２），平成１７年度に５万６７４９円（≒１１万３４９７円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出し

た部分は違法である。

(エ) ＮＨＫ受信料について

松本議員は，ＮＨＫ受信料として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計１万６７４０円，同年４月分ないし７月分の合計５５８０円を支払った（乙Ｃム９の１ないし５，Ｅム１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，ＮＨＫ受信料につき，平成１６年度に８３７０円（＝１万６７４０円×１／２），平成１７年度に２７９０円（＝５５８０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ＮＨＫ受信料が，政務調査費の支出が許されない環境整備費であるし，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記ＮＨＫ受信料は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

松本議員は，携帯電話（０９０－３２７０－３９５４）の使用料として，平成１６年５月分の４５５７円，同年６月分の５７７５円，同年７月分の７１７１円，同年８月分の４６５１円，同年９月分の４６８３円，同年１０月分の７９４８円，同年１１月分の６４２６円，同年１２月分の６３８４円，平成１７年１月分の７２９７円，同年２月分の４７９０円，同年３月分の６１４２円の合計６万５８２４円を支払い，同年４月分の５８４８円，同年５月分の５０２９円，同年６月分の４９９８円，同年７月分の５１８７円，同年８月分の４６５１円，同年９月分の５０８２円，同年１０月分の６０２７円，同年１１月分の６７８３円，同年１２月分の５４２８円，平成１８年１月分の５４３９円，同年２月分の５０８２円，同年３月分の５７１２円の合計６万５２６６円を支払った（乙Ｃム１の２５，１０）。

なお，平成１６年４月分の領収証等の証拠は提出されていないから，これを認めることはできない。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，松本議員が，携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万１９４１円（≒６万５８２４円×１／３），平成１７年度に２万１７５５円（≒６万５２６６円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

松本議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，後援会の金銭出納帳（乙Ｅム１）に人件費が記載されていることから，松本議員が人件費として主張する経費は後援会のものであると主張する。しかし，上記金銭出納帳が後援会の経費のみを記載したものとは断定できないし，政務調査用事務所と後援会が併設されていたことからすれば，原告らの上記主張は採用できない。

(イ)　人件費の支出等について

松本議員は，平成１５年４月１日から平成１８年３月３１日までの間，勤務場所及び職務内容を定めず，賃金を月額１７万円，支給日を毎月２０日（休日の場合はその前日）として，上山正宏を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１７万円，平成１５年ないし平成１７年の６月及び１２月に賞与としてそれぞれ３０万円を支払った（乙Ｄム１，２の１ないし１４，５，６の１ないし１４，９，１０の１ないし１４）。

また，松本議員は，平成１５年４月１日から平成１８年３月３１日ま

での間，勤務場所及び職務内容を定めず，賃金を月額８万円，支給日を毎月２０日（休日の場合はその前日）として，今村加代を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額８万円，平成１５年ないし平成１７年の６月及び１２月に賞与としてそれぞれ１０万円を支払った（乙Ｄム３，４の１ないし１４，７，８の１ないし１４，１１，１２の１ないし１４）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，松本議員が，人件費につき，平成１５年４月に１２万５０００円（＝［１７万円＋８万円］×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に１７７万５０００円（＝［１７万円×１１か月＋３０万円×２＋８万円×１１か月＋１０万円×２］×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各１９０万円（＝［１７万円×１２か月＋３０万円×２＋８万円×１２か月＋１０万円×２］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究を補助する職員を複数雇用することは社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　松本議員は，事務所費として，平成１６年度に１７万８１８７円，平成１７年度に４９万６８４０円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，そのうち，平成１６年度については，支出許容額合計３４万７６９２円（＝２５万円＋８万２７９４円＋６３００円＋５９７０円＋２６２８円）を超える違法支出はないが，平成１７年度に支出許容額合計３４万８３６９円（＝２５万円＋７万４９２７円＋６３００円＋１万５４７０円＋１６７２円）を超える１４万８４７１円を支出した部分は違法である。

(イ) 松本議員は，事務費として，平成１６年度に３３万２７９０円，平成１７年度に２３万１３９３円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１０万１６０３円（＝１万６９９５円＋５万４２９７円＋８３７０円＋２万１９４１円）を超える２３万１１８７円，平成１７年度に支出許容額合計１５万３２８２円（＝７万１９８８円＋５万６７４９円＋２７９０円＋２万１７５５円）を超える７万８１１１円を支出した部分は違法である。

(ウ) 松本議員は，人件費として，平成１５年４月に１０万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１１０万円，平成１６年度及び平成１７年度に各９６万円を政務調査費から支出したところ（別紙１），支出許容額（平成１５年４月につき１２万５０００円，平成１５年度[同年４月を除く。]につき１７７万５０００円，平成１６年度及び平成１７年度につき各１９０万円）を超える違法支出はない。

(エ) よって，被告は，松本議員に対し，平成１６年度分２３万１１８７円，平成１７年度分２２万６５８２円の合計４５万７７６９円の不当利得の返還を請求するべきである。

(33) 町田亘議員（以下「町田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

町田議員の政務調査用事務所（和歌山県西牟婁郡上富田町朝来５８２－７）は，自宅に設置されていた（乙Ｅメ１，弁論の全趣旨）。

また，町田議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」を自宅と道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していたと陳述するところ（乙Ｅメ１），その陳述は具体的であり，信用できるから，そのとおり認められる（甲Ａ５の２・３，弁論の全趣旨）。

この点，町田議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」が活動実体はほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅメ１），その裏付け

はないから，信用できない。

イ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

町田議員の政務調査用事務所の事務用品代，備品購入費，切手及び郵便料金については，上記アのとおり，政務調査用事務所が，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば，社会通念上相当な按分割合として，その６０％を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

また，固定電話，ファックス，パソコン回線の使用料については，調査研究以外に，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，携帯電話使用料及びインスタントカメラ代は，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務用品代について

町田議員は，平成１６年５月１０日にホワイトボード代１万０８００円，マグネットクリップ代３１８円，分類クリップ代３０８円及びカラーマグネット代３８８円（乙Ｃメ６３），同年６月１２日に印鑑代２２００円（乙Ｃメ６６，８３），同年７月１日に「有限会社大川」に対して５８８０円（乙Ｃメ６８），同年１０月４日にコピー用紙代５８８８円（乙Ｃメ７２），平成１７年２月１２日に「ナショナルショップ　スズキ」に対して１６００円（乙Ｃメ７６），同年３月１０日にクリアーブック代２８１４円，ラベル代１６８円，ボールペン代８４円及びマジックペン代

８１円（乙Ｃメ７７），同月１５日に文具小物代８９０円，ノート代５６０円，筆記具代４００円及びそれらの消費税９２円（乙Ｃメ７９），同月３１日にクリアーブック代２４３６円（乙Ｃメ８１），同日に「有限会社大川」に対して２９４０円（乙Ｃメ８２）の合計３万７８４７円を支払った。

また，町田議員は，平成１７年8月２２日にクリアーブック代２４３６円（乙Ｃメ４），同年9月２２日に「インスタントフィルムチェキ5パック入」代３１５０円（乙Ｃメ５），同年１１月２日に「有限会社大川」に対して２９４０円（乙Ｃメ６），平成１８年1月２０日に印鑑代６９００円（乙Ｃメ７，８３），同年2月１６日に印鑑代２０００円（乙Ｃメ１０，８３），同月２５日にクリアーブック代３９８４円（乙Ｃメ１１），同年3月２９日に文具小物代１２４９円（乙Ｃメ１３）の合計2万２６５９円を支払った。

なお，町田議員は，「有限会社大川」が，地元では著名な事務用品，事務機器の販売店であると陳述するところ（乙Ｅメ１），その陳述は，被告が，平成１６年7月１日の「有限会社大川」に対する５８８０円（乙Ｃメ６８），平成１７年3月３１日の「有限会社大川」に対する２９４０円（乙Ｃメ８２），同年１１月2日の「有限会社大川」に対する2,９４０円（乙Ｃメ6）が，コピー又はトナー等であると具体的に主張することからすれば，信用することができ，そのとおり認められる。

また，被告は，「ナショナルショップ　スズキ」に対する平成１７年2月１２日の１６００円の支払（乙Ｃメ７６）が，オーディオテープ代であると主張するところ，支払先及び支払金額からすれば，そのとおり認められる。

しかし，被告は，支出時期が不明の「オーディオテープ￥２６７０」と記載された領収証（乙Ｃメ７０）に係る支払が，オーディオテープ代

であると主張するところ，上記「オーディオテープ￥２６７０」の部分は手書きで，「ヤデンキ」以外の印字部分は判読不能であるから，町田議員がオーディオテープ代２６７０円を支払ったとは認められない。

また，上記支払のうち，平成１７年９月２２日の「インスタントフィルムチェキ５パック入」代３１５０円（乙Ｃメ５）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（６０％）のとおり，町田議員が，上記事務用品代につき，平成１６年度に２万２７０８円（≒３万７８４７円×６０％），平成１７年度に１万１７０５円（≒［２万２６５９円－３１５０円］×６０％）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 備品購入費について

町田議員は，平成１８年２月１０日にコピー機代４９万９８００円を支払った（乙Ｃメ９，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（６０％）のとおり，町田議員が，上記コピー機代につき，平成１７年度に２９万９８８０円（＝４９万９８００円×６０％）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 切手及び郵便料金について

町田議員は，平成１６年４月１４日に切手代１万円（乙Ｃメ６２），同年５月１６日に切手代９２００円（乙Ｃメ６４），同年６月７日に切手代２万円（乙Ｃメ６５），同月１７日に切手代１万円（乙Ｃメ６７），同年７月５日に切手代５０００円（乙Ｃメ６９），同年８月２４日に郵便料金１万４０８０円（乙Ｃメ７１），平成１７年１月５日に普通切手代８０００円（乙Ｃメ７３），同年２月７日に切手代１万円（乙Ｃメ７４），同月１６日に切手代１万円（乙Ｃメ７５），同年３月１１日に郵便料金４７０

円（乙Ｃメ７８），同月２２日に郵便料金７１２０円（乙Ｃメ８０）の合計１０万３８７０円を支払った。

また，町田議員は，平成１７年５月２日に郵便料金４万２１６０円（乙Ｃメ１），同月２３日に普通切手代１万６０００円（乙Ｃメ２），平成１８年１月２６日に郵便料金７６０円（乙Ｃメ８），同月３月２日に郵便料金５６０円（乙Ｃメ１２）の合計５万９４８０円を支払った。

なお，町田議員は，平成１７年１月５日及び同年５月２３日の慶事用切手代各８０００円に政務調査費を支出しなかった（乙Ｃメ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（６０％）のとおり，町田議員が，切手及び郵便料金につき，平成１６年度に６万２３２２円（＝１０万３８７０円×６０％），平成１７年度に３万５６８８円（＝５万９４８０円×６０％）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額の切手代及び郵便料金が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代及び郵便料金は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話等使用料について

町田議員は，固定電話使用料２台分として，平成１７年３月分の①９２９９円及び②２００５円，同年４月分の①１万０４２４円及び②２００５円，同年５月分の①１万２０３４円及び②２００５円，同年６月分の①１万３１５５円及び②２０１３円，同年７月分の①１万４２２４円及び②２００５円，同年８月分の①１万２７８９円及び②２００５円，同年９月分の①１万２２１５円及び②２００５円，同年１０月分の①１万２６７７円及び②２００５円，同年１１月分の①１万２８２２円及び②２００５円，同年１２月分の①１万２７０７円及び②２００５円，平

成１８年１月分の①１万２２８８円及び②２００５円，同年２月分の①１万３０４９円及び②２００５円の合計１７万１７５１円を支払った（乙Ｃメ１４ないし３７，Ｅメ１）。

また，町田議員は，ファックス及びパソコン回線使用料として，平成１７年３月分の５１６２円，同年４月分の６７７８円，同年５月分の２０８４円，同年６月分の２００１円，同年７月分の２０１９円，同年８月分の２０６３円，同年９月分の１８９７円，同年１０月分の２１２６円，同年１１月分の２０６３円，同年１２月分の２１３２円，平成１８年１月分の２７３０円，同年２月分の２３６７円の合計３万３４２２円を支払った（乙Ｃメ３８ないし４９，Ｅメ１）。

なお，平成１７年３月分の固定電話等使用料，ファックス及びパソコン回線使用料は，同年４月が支払月であると認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，町田議員が，上記固定電話等使用料につき，平成１７年度に１０万２５８７円（≒［１７万１７５１円＋３万３４２２円］×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

町田議員は，携帯電話使用料として，平成１７年４月分の８６３０円，同年５月分の９７９６円，同年６月分の９４７３円，同年７月分の９１３７円，同年８月分の７６７３円，同年９月分の８４６７円，同年１０月分の１万０１６７円，同年１１月分の８６７４円，同年１２月分の７９９７円，平成１８年１月分の１万０９９７円，同年２月分の１万０２１０円，同年３月分の１万００１３円の合計１１万１２３４円を支払った（乙Ｃメ５０ないし６１）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，松本議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１７年度に２万７８０９円（≒１１万１２

３４円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(キ) インスタントカメラ代について

町田議員は，インスタントカメラ代として，平成１７年５月２９日に１３４４円を支払った（乙Ｃメ３）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，松本議員が，上記インスタントカメラ代につき，平成１７年度に３３６円（≒１３４４円×１／４）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　人件費について

町田議員は，平成１６年６月１５日，株式会社和歌山近鉄百貨店に対し，５万円を支払った（乙Ｄメ１）。

また，町田議員は，政務調査費収支報告書において，平成１７年度の人件費に計上された１２万円を「謝礼」として調査研究費に計上する修正をした（乙Ｅメ１，別紙２）。

この点，町田議員は，工事箇所表の整理や臨時の現地調査のための運転依頼に対する謝礼として商品券を交付したと陳述するが（乙Ｅメ１），その裏付けはないから，信用できない。

したがって，町田議員が，人件費につき，平成１６年度及び平成１７年度に政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　まとめ

(ア) 町田議員は，事務費として，平成１６年度に５万９３８０円，平成１７年度に５２万８４７０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度については，支出許容額合計８万５０３０円（＝２万２７０８円＋６万２３２２円）を超える違法支出はないが，平成１７年度に支出許容額合計４７万８００５円（＝１万１７０５円＋２９万９８８０円＋３万５６８８円＋１０万２５８７円＋２万７８０９円＋３３６円）を超える５万０４６５円を支出した部分は違法である。

(イ) 町田議員は，人件費として，平成１６年度に５万円，平成１７年度に１２万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），これらの支出はいずれも違法である。

(ウ) よって，被告は，町田議員に対し，平成１６年度分５万円，平成１７年度分合計１７万０４６５円（＝５万０４６５円＋１２万円）の総合計２２万０４６５円の不当利得の返還を請求するべきである。

(34) 向井嘉久藏議員（以下「向井議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

向井議員の政務調査用事務所（和歌山県橋本市東家６－６－１９）は，自宅（同市東家４－８－１９）とは別の場所に設置されていた（甲モ５の２，乙Ｂモ１２，Ｅモ１）。

また，向井議員の後援会は，橋本市東家４丁目１０番２号土井方に設置され，「自由民主党橋本市連絡協議会」は，同市橋本１－１－２に設置されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｅモ１）。

しかし，政務調査用事務所に隣接する倉庫の周りには，「自民党橋本支部」の看板，自由民主党の国会議員の看板，向井議員の看板等が設置されていたから（甲モ５の１・２），政務調査用事務所においても，後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である。

この点，向井議員は，平成１５年及び平成１９年の県議会議員選挙において無投票で当選したから，平成１５年度ないし平成１７年度において，後援会の活動はほとんどなかったと陳述する（乙Ｅモ１）。しかし，向井議員が上記県議会議員選挙において無投票で当選したからといって，後援会が活動していなかったと認めることはできないから，向井議員の上記陳述は信用できない。

また，向井議員は，「自由民主党橋本市連絡協議会」が，平成１８年２月

ころ，河川改修に伴い，橋本市橋本１－１－２所在の事務所を立ち退いたため，政務調査用事務所の隣の倉庫の所有者の好意を受けて，「自民党橋本支部」の看板（甲モ５の１）を設置していたから，政務調査用事務所において，「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動はなかったと陳述する（乙Ｅモ１）。しかし，その裏付けはないから，向井議員の上記陳述は信用できない。

他方，原告らは，政務調査用事務所が，平成１５年の県議会議員選挙の選挙用事務所であったから（甲モ６），選挙用事務所として維持，確保されてきたと主張する。しかし，選挙用事務所として使用されたからといって，選挙後も選挙のためだけに使用されていたと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の賃料，電気料金，水道料金，ガス代及び灯油代並びに固定電話等使用料については，他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Ｅモ１），社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，携帯電話使用料及びガソリン代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党橋本市連絡協議会」及び，向井議員が営んでいたと認められる「向井米穀店」（乙Ｂ１３の２・７・８・１３・１６・１７・３３・３４・４０，１４の１・２・８・９・１２・１６・１８・２５・２６・２８・３１ないし３３・４１・

４４・４６ないし５１，１５の１・３・４・８ないし１０・１２・１３・１６・２１・２６・２７・２９・３６・３９）の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所賃料について

向井議員は，平成１５年度ないし平成１７年度において，伊都食糧販売協同組合から，政務調査用事務所として，和歌山県橋本市東家６－６－１９所在の建物の１階を賃料月額２万円で賃借し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃料として月額２万円を支払った（乙Ｂモ１の１ないし４，５の１ないし７，８の１ないし６，１１，１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，事務所賃料につき，平成１５年４月に１万円（＝２万円×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に１１万円（＝２万円×１１か月×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各１２万円（＝２万円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金について

向井議員は，政務調査用事務所の電気料金として，平成１５年４月分の１万１３０９円を支払い，同年５月分の９０３１円，同年６月分の５３６１円，同年７月分の９２８２円，同年８月分の７６５２円，同年９月分の７７２２円，同年１０月分の６５２９円，同年１１月分の６２１３円，平成１６年３月分の５０９３円の合計５万６８８３円を支払い，同年４月分の５１７２円，同年５月分の４６５４円，同年６月分の５５０７円，同年７月分の８１４３円，同年８月分の９０６７円，同年９月分の５９４６円，同年１０月分の６６２５円，同年１１月分の４６３２円，同年１２月分の４４２４円，平成１７年１月分の６８８２円，同年２月分の４４２０円，同年３月分の３９１９円の合計６万９３９１円を

支払い，同年４月分の５０１０円，同年５月分の６５７３円，同年６月分の６２４６円，同年７月分の６５５８円，同年８月分の６６１４円，同年９月分の７５３６円，同年１０月分の７０５２円，同年１１月分の４９６４円，同年１２月分の４８７８円，平成１８年１月分の６４５６円，同年２月分の４５２７円，同年３月分の４５４０円の合計７万０９５４円を支払った（乙Ｂモ２の１ないし９，６の１ないし８，９の１ないし６）。

なお，平成１５年１２月分ないし平成１６年２月分の電気料金については，領収証等の証拠が提出されていないが，継続的契約に係る支払であるから，平均額を考慮し，前月である平成１５年１１月と同額の１か月６２１３円で，合計１万８６３９円であったと認めるのが相当である。

したがって，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記電気料金につき，平成１５年４月に５６５５円（≒１万１３０９円×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に３万７７６１円（＝［５万６８８３円＋１万８６３９円］×１／２），平成１６年度に３万４６９６円（≒６万９３９１円×１／２），平成１７年度に３万５４７７円（＝７万０９５４円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 水道料金について

向井議員は，政務調査用事務所の水道料金として，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の月額１７８０円を支払った（乙Ｂモ３の１ないし５，７の１・２，１０，１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，水道料金につき，平成１５年４月に８９０円（＝１７８０円×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に９７９０円（＝１７８０円×１１か月×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各１万０６８０円（＝１７８

０円×１２か月×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，原告らは，水道代が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記水道代は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(オ) ガス代及び灯油代について

向井議員は，平成１７年３月３０日，４か月分のガス代及び灯油代１万７０００円を支払った（乙Ｂモ４）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，ガス代及び灯油代につき，平成１６年度に８５００円（＝１万７０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，原告らは，灯油代が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記灯油代は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(カ) 固定電話使用料について

向井議員は，①政務調査用事務所の固定電話（０７３６－３３－０２４０），②政務調査用事務所のファックス（０７３６－３９－１８１９），③向井議員の自宅の固定電話（０７３６－３２－０６００）及び④向井議員の自宅のファックス（０７３６－３２－０９８８）の使用料として，平成１５年５月分の①３５０４円，②１万００８３円，③３３５１円及び④５０８７円，同年６月分の①３２１７円，②７７１６円，④５４０５円，同年７月分の①３５２０円，②９０３０円，③４１８０円及び④５４０７円，同年８月分の①３１８９円，②９５６５円，③３３７１円及び④５４１８円，同年９月分の①３２３９円，②１万４１６０円，③

４８９６円及び④５４６８円，同年１０月分の①３２４３円，②７４２７円，③３８５４円及び④５３９７円，同年１１月分の①４３０５円，②１万９５６７円，③４９３３円及び④５４０５円，同年１２月分の①３３０３円，②１万０８９２円，③３９６５円及び④５３９７円，平成１６年１月分の③４０４０円及び④５４３６円，同年２月分の①３２７０円，②１万１０２４円，③３４７４円及び④４２７８円，同年３月分の①３２１２円，②８５６０円，③３７７５円及び④５４３６円の合計２３万９９９９円を支払った（乙Ｃモ２８の１ないし１０，２９の１ないし１０，３０の１ないし１０，３１の１ないし１１，Ｅモ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記固定電話等使用料につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に１２万円（≒２３万９９９９円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，固定電話使用料は通信費として事務費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤りであるからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，向井議員の政務調査用事務所が，自宅とは別の場所に設置されていたから，自宅の固定電話及びファックスは，専ら私的に利用されたと主張する。しかし，向井議員が使用した自宅の固定電話等の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，２回線分の固定電話使用料が，調査研究に係る事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱していると主張する。しかし，上記２回線分の固定電話使用料も，事務所の設置状況等

を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(キ) 携帯電話使用料について

向井議員は，携帯電話（０９０－７１０１－００９６）の使用料として，平成１５年５月分の１万７５９５円，同年６月分の１万６４５５円，同年７月分の１万４９４９円，同年８月分の１万６７７４円，同年９月分の１万５７６２円，同年１０月分の１万５５５８円，同年１１月分の１万８６６４円，同年１２月分の１万９８２１円，平成１６年１月分の１万８５８１円，同年２月分の１万２１９８円，同年３月分の１万０７７３円の合計１７万７１３０円を支払った（乙Ｃモ３２の１ないし１１）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，向井議員が，携帯電話使用料につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に３万５４２６円（＝１７万７１３０円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ク) ガソリン代について

a　向井議員は，ガソリン代として，平成１５年５月９日に６１９５円（乙Ｂモ１５の２），同年６月５日に６９０１円（乙Ｂモ１５の５），同月１３日に６４０３円（乙Ｂモ１５の６），同月２２日に６１８０円（乙Ｂモ１５の７），同月２２日に５８７１円（乙Ｂモ１５の１１），同年８月１８日に６２８３円（乙Ｂモ１５の１４），同月２７日に６１８０円（乙Ｂモ１５の１５），同年９月１１日に６６０８円（乙Ｂモ１５の１７），同月１９日に６２３０円（乙Ｂモ１５の１８），同月２４日に６２８３円（乙Ｂモ１５の１９），同月３０日に７０１２円（乙Ｂモ１５の２０），同年１０月１５日に５５６２円（乙Ｂモ１５の２２），同月２１日に６２８３円（乙Ｂモ１５の２３），同月２６日に６２７３

円（乙Bモ１５の２４），同年１１月３日に６６２２円（乙Bモ１５の２５），同月１７日に６４２６円（乙Bモ１５の２６），同月２４日に６６６３円（乙Bモ１５の２７），同月２８日に５７８２円（乙Bモ１５の２８），同年１２月５日に６７８０円（乙Bモ１５の２９），同月１１日に６０５６円（乙Bモ１５の３０），同月１９日に６２８３円（乙Bモ１５の３１），同月２３日に６３４８円（乙Bモ１５の３２），平成１６年１月１３日に６９０７円（乙Bモ１５の３３），同月１７日に５９４０円（乙Bモ１５の３４），同月２５日に５９７８円（乙Bモ１５の３５），同年２月４日に６４３１円（乙Bモ１５の３６），同月８日に６２３７円（乙Bモ１５の３７），同月１６日に５５９２円（乙Bモ１５の３８），同月２４日に６５４０円（乙Bモ１５の３９）の合計１８万２８４９円を支払った。

また，向井議員は，平成１６年４月２日に７３７５円（乙Bモ１４の１），同月１０日に６８１２円（乙Bモ１４の２），同月１６日に７３２０円（乙Bモ１４の３），同月２６日に６０７７円（乙Bモ１４の４），同年５月２日に６５４０円（乙Bモ１４の５），同月８日に６３２２円（乙Bモ１４の６），同月１８日に６６４９円（乙Bモ１４の７），同月２６日に７３２０円（乙Bモ１４の８），同年６月３日に６１２０円（乙Bモ１４の９），同月１１日に７３２８円（乙Bモ１４の１０），同月１６日に７１７４円（乙Bモ１４の１１），同月２２日に６７２０円（乙Bモ１４の１２），同月２８日に７７４９円（乙Bモ１４の１３），同年７月７日に７１９８円（乙Bモ１４の１４），同月１４日に７８３０円（乙Bモ１４の１５），同月２１日に７８５６円（乙Bモ１４の１６），同月２７日に７１９８円（乙Bモ１４の１７），同年８月３日に７５６０円（乙Bモ１４の１８），同月９日に６９６０円（乙Bモ１４の１９），同月１６日に７４９７円（乙Bモ１４の２０），同月２３日

に６７２８円（乙Ｂモ１４の２１），同年９月３日に６７２３円（乙Ｂモ１４の２２），同月８日に７０７０円（乙Ｂモ１４の２３），同月１５日に７７４９円（乙Ｂモ１４の２４），同月２２日に７５５２円（乙Ｂモ１４の２５），同月２９日に７８０８円（乙Ｂモ１４の２６），同年１０月７日に６０６０円（乙Ｂモ１４の２７），同月１３日に５９２８円（乙Ｂモ１４の２８），同月２２日に７５６９円（乙Ｂモ１４の２９），同月２８日に６０７７円（乙Ｂモ１４の３０），同年１１月４日に７０１１円（乙Ｂモ１４の３１），同月１２日に８２４１円（乙Ｂモ１４の３２），同月２０日に７３８０円（乙Ｂモ１４の３３），同月２６日に６７２０円（乙Ｂモ１４の３４），同年１２月１日に６９６０円（乙Ｂモ１４の３５），同月８日に６８４４円（乙Ｂモ１４の３６），同月１７日に７０７６円（乙Ｂモ１４の３７），同月２３日に６７２８円（乙Ｂモ１４の３８），平成１７年１月４日に７３７５円（乙Ｂモ１４の３９），同月１１日に７６２５円（乙Ｂモ１４の４０），同月２７日に７５００円（乙Ｂモ１４の４２），同年２月１日に７５００円（乙Ｂモ１４の４３），同月１６日に７７５０円（乙Ｂモ１４の４５）の合計３０万５５７９円を支払った。

そして，向井議員は，平成１７年４月７日に４８３０円（乙Ｂモ１３の１），同月に７２００円（乙Ｂモ１３の３），同月に７６８６円（乙Ｂモ１３の４），同月に７２００円（乙Ｂモ１３の５），同月２４日に８４７５円（乙Ｂモ１３の６），同年５月７日に８３２０円（乙Ｂモ１３の７），同月２８日に７４１０円（乙Ｂモ１３の８），同月に７６８６円（乙Ｂモ１３の９），同月に７３２０円（乙Ｂモ１３の１０），同月に７１９８円（乙Ｂモ１３の１１），同月１５日に８０３０円（乙Ｂモ１３の１２），同年６月１１日に７８６９円（乙Ｂモ１３の１３），同月に７５００円（乙Ｂモ１３の１４），同月２２日に６４７１円（乙

Ｂモ１３の１５），同年７月６日に８５７６円（乙Ｂモ１３の１６），同月１６日に６７８４円（乙Ｂモ１３の１７），同月に７２００円（乙Ｂモ１３の１８），同月２４日に７１６１円（乙Ｂモ１３の１９），同年８月９日に８３１６円（乙Ｂモ１３の２０），同月１２日に５６４９円（乙Ｂモ１３の２１），同月１９日に６５０８円（乙Ｂモ１３の２２），同月２７日に６５８０円（乙Ｂモ１３の２３），同年９月１５日に６８９５円（乙Ｂモ１３の２４），同月２０日に６１７９円（乙Ｂモ１３の２５），同月に７９３０円（乙Ｂモ１３の２６），同月に８１９０円（乙Ｂモ１３の２７），同年１０月１６日に５３０７円（乙Ｂモ１３の２８），同月２３日に７４１３円（乙Ｂモ１３の２９），同月に７８００円（乙Ｂモ１３の３０），同月に８０６０円（乙Ｂモ１３の３１），同月に８０６０円（乙Ｂモ１３の３２），同年１１月２１日に７３１４円（乙Ｂモ１３の３３），同月２８日に６２１０円（乙Ｂモ１３の３４），同月に７８００円（乙Ｂモ１３の３５），同月に７８７５円（乙Ｂモ１３の３６），同年１２月５日に７５６３円（乙Ｂモ１３の３７），同月８日に４９３４円（乙Ｂモ１３の３８），同月１２日に５３１９円（乙Ｂモ１３の３９），同月１５日に７０３８円（乙Ｂモ１３の４０），同月２３日に７７７５円（乙Ｂモ１３の４１），同月２９日に４１４５円（乙Ｂモ１３の４２），平成１８年１月１０日に６６９８円（乙Ｂモ１３の４３），同月２１日に６４７５円（乙Ｂモ１３の４４），同月に７８７５円（乙Ｂモ１３の４５），同月３１日に６１３１円（乙Ｂモ１３の４６），同年２月１０日に７０４３円（乙Ｂモ１３の４７），同月１６日に６２４３円（乙Ｂモ１３の４８），同月２２日に７８６９円（乙Ｂモ１３の４９），同月２７日に７８２７円（乙Ｂモ１３の５０），同年３月８日に６８６９円（乙Ｂモ１３の５１），同月１１日に８１１３円（乙Ｂモ１３の５２），同月１７日に６３０３円（乙Ｂモ１３の５３），同

月２３日に７８４７円（乙Ｂモ１３の５４），同月に７４４８円（乙Ｂモ１３の５５）の合計３８万４５１７円を支払った。

ｂ　向井議員は，平成１５年５月１日に６０．６リットル（乙Ｂモ１５の１），同月１２日に５４．５リットル（乙Ｂモ１５の３），同月２１日に６０．８リットル（乙Ｂモ１５の４），同年６月２７日に５９リットル（乙Ｂモ１５の８），同年７月１２日に５２．６リットル（乙Ｂモ１５の９），同月１７日に６２．７リットル（乙Ｂモ１５の１０），同年８月２日に６０．５リットル（乙Ｂモ１５の１２），同月９日に５７．５リットル（乙Ｂモ１５の１３），同年９月３日に５０．８リットル（乙Ｂモ１５の１６），同年１０月１０日に６１．３リットル（乙Ｂモ１５の２１）の合計５８０．３リットルのガソリン代を支払った。

また，向井議員は，平成１７年１月２０日に６１．８リットル（乙Ｂモ１４の４１），同年２月５日に６１リットル（乙Ｂモ１４の４４），同月２３日に６１リットル（乙Ｂモ１４の４６），同年３月２日に５９．３リットル（乙Ｂモ１４の４７），同月１０日に６０リットル（乙Ｂモ１４の４８），同月１６日に４７．６リットル（乙Ｂモ１４の４９），同月２１日に６３．５リットル（乙Ｂモ１４の５０），同月２８日に５２リットル（乙Ｂモ１４の５１）の合計４６６．２リットルのガソリン代を支払った。

そして，向井議員は，平成１７年４月１９日に５９．６リットル（乙Ｂモ１３の２）のガソリン代を支払った。

ところで，上記ガソリン代の金額を直接認める証拠はないが，ガソリン１リットルの単価は，少なくとも１００円と認めるのが相当であるから，向井議員は，平成１５年度（同年４月を除く。）に５万８０３０円（＝１００円×５８０．３リットル），平成１６年度に４万６６２０円（＝１００円×４６６．２リットル），平成１７年度に５９６０円

（＝１００円×５９．６リットル）を支払ったと認められる。

c　そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，向井議員が，上記ａ及びｂのガソリン代につき，平成１５年度（同年４月を除く。）に４万８１７６円（≒［１８万２８４９０円＋５万８０３０円］×１／５），平成１６年度に７万０４４０円（≒［３０万５５７９円＋４６６２０円］×１／５），平成１７年度に７万８０９５円（≒［３８万４５１７円×５９６０円］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ガソリン代の一部の領収証の宛名が「向井米穀店」と記載されているから（乙Ｂモ１３の２・７・８・１３・１６・１７・３３・３４・４０，１４の１・２・８・９・１２・１６・１８・２５・２６・２８・３１ないし３３・４１・４４・４６ないし５１，１５の１・３・４・８ないし１０・１２・１３・１６・２１・２６・２７・２９・３６・３９），当該ガソリン代は「向井米穀店」の活動に使用されたと主張する。しかし，上記ガソリン代も，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，ガソリン代は交通費として調査研究費に計上されるべきであると主張する。しかし，本件使途基準は使途によって政務調査費を支出できる上限額を定めているわけではなく，計上した使途が誤りであるからといって，政務調査費の支出が違法であるとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

さらに，原告らは，ガソリン代はどのような調査研究のために使用されたか明確ではないから，調査研究以外の活動に使用されたと主張する。しかし，上記ａ及びｂのガソリン代は，自動車の汎用性の高さ

を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当といえるから，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，コピー機及びノートパソコン代並びに切手代については，上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

また，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（乙Ｅモ１），社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党橋本市連絡協議会」及び向井議員が営んでいたと認められる「向井米穀店」（上記イ(ア)）の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，向井議員は，自宅の固定電話及びファックスの大半を調査研究に利用したと陳述する（乙Ｅモ１）が，その裏付けはないから，信用できない。

また，被告は，向井議員が，平成１６年度に車両整備費１４万２８５０円を支払ったと主張するが，その裏付けはないから，信用できない。

(イ)　事務用品・備品購入費について

向井議員は，平成１６年４月３０日に看板照明用器具１式（投光器）

及びその取付工事の代金１２万７０５０円（乙Ｃモ１６・１７），同年５月１０日に印章代７０００円（乙Ｃモ１８，Ｅモ１），同年６月２１日にテーブルコップ他代３万１０００円（乙Ｃモ１９），同年７月１４日にラベル用紙代１万８０００円，インクジェット用紙代４万０６００円，額縁代１万２７４０円，クリアーブック代８１４０円，ＯＡペーパー代１万９０５０円，プリンターのインクカートリッジ代４万２９２０円，リングファイル代１４０７円及びそれらの消費税７１４３円（乙Ｃモ２０・２１），同年９月２日に文房具等代１万０１０２円（乙Ｃモ２２，Ｅモ１）の合計３２万５１５２円を支払った。

また，向井議員は，平成１７年５月３０日にコピー用紙他代１万２０００円（乙Ｃモ２），同年９月３０日にプリンターのインクカートリッジ代，トナーカートリッジ代及びインクジェット用紙代合計７万９３４１円（乙Ｃモ３・４），同年１１月３０日に文房具等代２万８５４９円（乙Ｃモ８，Ｅモ１），平成１８年１月に筆ペン代６０００円，「ワッポン」代１８００円，マジックペン代２８００円，サインペン代１０００円，ボールペン代１５００円，封筒代２６００円，クリアフォルダー代２２００円，ポスターカラー代１１７０円及び消費税９５３円の合計から２３円値引きをした２万円（乙Ｃモ９・１０）の合計１３万９８９０円を支払った。

なお，平成１６年４月３０日の看板照明用器具１式（投光器）及びその取付工事の代金１２万７０５０円（乙Ｃモ１６・１７）は，被告が，政務調査用事務所の看板に設置したものである主張しているところ，その主張は具体的であるから，そのとおり認められる。

また，平成１８年１月の「ワッポン」代１８００円（乙Ｃモ９・１０）は，支払先が事務機器等を扱う「つつみ文具店」であり，同時に購入したものが文具又は事務用品であることからすれば，文具又は事務用品で

あると認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１６年７月１４日の額縁代１万２７４０円（乙Ｃモ２０・２１）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，上記額縁代及びその消費税の合計１万３３７７円に政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に１５万５８８８円（≒［３２万５１５２円－１万３３７７円］×１／２），平成１７年度に６万９９４５円（＝１３万９８９０円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，平成１７年９月３０日の合計７万９３４１円が２台のプリンターのインク代であり，プリンターを２台使用するのは不当であると主張するが，上記は，プリンターのインクカートリッジ代，トナーカートリッジ代及びインクジェット用紙代であるから（乙Ｃモ３，４），採用できない。

また，原告らは，まとめて購入した多額のインクジェット用紙，ＯＡペーパー，インクカートリッジ及びラベル紙（乙Ｃモ２０，２１）が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，これらの購入費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) コピー機代及びノートパソコン代について

向井議員は，平成１７年１０月８日にコピー機代３５万円（乙Ｃモ５，弁論の全趣旨），同年１１月１６日にノートパソコン代１３万０３００円（乙Ｃモ７）の合計４８万０３００円を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記

コピー機代等につき，平成１７年度に２４万０１５０円（＝４８万０３００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，コピー機代及びノートパソコン代が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であると主張するが，その代金として合計４８万０３００円は社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 切手代について

向井議員は，平成１７年３月２３日に切手代１万７３５０円（乙Ｃモ１１）を支払い，同年５月１０日に切手代４万円（乙Ｃモ１），同年１１月１０日に切手代８万９０００円（乙Ｃモ６）の合計１２万９０００円を支払った。

しかし，上記支払のうち，平成１７年３月２３日の切手代１万７３５０円（乙Ｃモ１１）については，向井議員が平成１６年度の政務調査費を支出していなかったから（乙Ｅモ１），平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記切手代につき，平成１７年度に６万４５００円（＝１２万９０００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額の切手代が調査研究に直接必要なものではないと主張する。しかし，上記切手代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 固定電話等使用料について

向井議員は，①政務調査用事務所の固定電話（０７３６－３３－０２４０），②政務調査用事務所のファックス（０７３６－３９－１８１９），

③向井議員の自宅の固定電話（０７３６－３２－０６００）及び④向井議員の自宅のファックス(０７３６－３２－０９８８)の使用料として，平成１６年４月分の①３１９６円，②９４６１円，③４１５７円及び④５４１４円，同年５月分の①３１９９円，②６３１９円，③３３１５円及び④５２５０円，同年６月分の①３２５５円，②７９１７円，③３３３７円及び④５２６０円，同年７月分の①３３０５円，②１万２５５３円，③３５５８円及び④５２５０円，同年８月分の①３２８７円，②８８９７円,③４７８８円及び④５２８５円,同年９月分の①３２１２円，②６４４７円及び④５２６７円，同年１０月分の①３２０９円，②８２２９円,③７８９５円及び④５２５７円,同年１１月分の①３２２２円，②６５１４円，③４１７５円及び④５２７８円，同年１２月分の①３２１２円，②６１６８円，③３３７３円及び④５２５８円，平成１７年１月分の①３１００円，②５４１０円，④５１７６円，同年２月分の①２９１７円，②７７５４円，④４９９５円，同年３月分の①２９０８円，②７５５２円，④５００８円の合計２２万８５３９円を支払い，同年４月分の①２８８５円，②７９８１円及び④５００５円，同年５月分の①２８７７円，②１万１９９７円及び④４８５８円，同年６月分の①２９７９円，②７７０２円及び④４８４０円，同年７月分の①３０１０円，②１万４６７４円及び④４８４８円，同年８月分の①２８７７円，②５６１９円及び④５６９１円，同年９月分の①２８８７円，②７７８６円及び④４８４０円，同年１０月分の①２９４７円，②６４３６円及び④４８４０円，同年１１月分の①２８８５円，②６１４２円及び④４８４０円，同年１２月分の①２８８５円，②７４６６円及び④４８４０円，平成１８年１月分の①２９１２円，②７１３４円及び④３２０６円，同年２月分の①２９３５円，②５６０５円及び④１６８０円，同年３月分の①２８９４円，②５７１７円及び④１６８０円の合計１８万０４００

円を支払った（乙Ｃモ１２の１ないし１２，１３の１ないし１２，１４の１ないし１２，２３の１ないし１２，２４の１ないし１２，２５の１ないし８，２６の１ないし１２，Ｅモ１）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記固定電話等使用料につき，平成１６年度に１１万４２７０円（≒２２万８５３９円×１／２），平成１７年度に９万０２００円（＝１８万０４００円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(カ) 携帯電話使用料について

向井議員は，携帯電話（０９０－７１０１－００９６）の使用料として，平成１６年４月分の１万３５７６円，同年５月分の１万１１９０円，同年６月分の１万１２８０円，同年７月分の１万２４１９円，同年８月分の１万７７８９円，同年９月分の１万３０４２円，同年１０月分の１万３６７７円，同年１１月分の１万２７１１円，同年１２月分の１万１６３８円，平成１７年１月分の１万１９４０円，同年２月分の１万０２７０円，同年３月分の９６３８円の合計１４万９１７０円を支払った。同年４月分の１万５３７２円，同年５月分の１万５３３０円，同年６月分の１万０５８０円，同年７月分の１万１５９６円，同年８月分の１万３８８９円，同年９月分の１万５５０３円，同年１０月分の１万０１３５円，同年１１月分の１万３５４２円，同年１２月分の９５９６円，平成１８年１月分の１万３０９６円，同年２月分の１万５９２１円，同年３月分の１万４６５０円の合計１５万９２１０円を支払った（乙Ｃモ１５の１ないし１２，２７の１ないし１０）。

しかし，上記支払のうち，平成１８年３月分の１万４６５０円（乙Ｃモ５の１２）については，被告が主張する平成１７年度の携帯電話使用料の合計額及び同年度の事務費の合計額に照らし，同年度の政務調査費

の支出対象でなかったから，同年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に２万９８３４円（＝１４万９１７０円×１／５），平成１７年度に２万８９１２円（＝［１５万９２１０円－１万４６５０円］×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

向井議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが活動していた事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

ａ　向井議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，業務内容を事務及び調査とし，休日及び賃金額を定めず，東和秀を必要に応じて随時雇用し，同人に対し，賃金として，平成１５年４月２０日に１０万円，同年５月３０日に１０万円，同年６月３０日に１２万円，同年７月３０日に１２万円，同年８月３０日に１０万円，同年９月３０日に１２万円，同年１１月３０日に１０万円，平成１６年４月３０日に１５万円，同年８月３０日に１５万円，同年９月３０日に１５万円，同年１０月３０日に１５万円，平成１７年４月３０日に１５万円，同年６月３０日に１５万円，同年９月３０日に１０万円，同年１０月３０日に１０万円，同年１１月３０日に１０万円を支払った（乙Ｄモ１，３，４，７，８，１０，１４，１９ないし２１，２３，２６，２８，３０，３２，３６，４２）。

しかし，雇用契約書（乙Ｄモ１）の勤務場所は，政務調査用事務所の場所と異なる「和歌山県橋本市東家４－６－８」であるから，東和秀の賃金に，政務調査費を支出することは許されない。

この点，被告は，向井議員の政務調査用事務所が和歌山県橋本市東家４－６－８にあったなどと主張するが，上記雇用契約書が作成された平成１３年４月１日当時，向井議員の政務調査用事務所（和歌山県橋本市東家６－６－１９）の賃貸借契約が締結されており（乙Ｂモ１２），和歌山県橋本市東家４－６－８にも政務調査用事務所が設置されていたとは認められないから，被告の上記主張は採用できない。

ｂ　向井議員は，平成１５年５月から平成１８年３月までの間，政務調査用事務所において，業務内容を政務調査補助，賃金を時給８００円として，前田嘉子を雇用し，同人に対し，賃金として，平成１５年５月３０日に２万５０００円，同年１０月３０日に１５万円の合計１７万５０００円を支払い，平成１６年７月１４日に９万０４００円を支払い，平成１７年６月３０日に６万０２００円，同年８月３０日に９万６０００円，同年１０月３０日に９万１０００円，同年１２月３０日に７万６８００円，平成１８年２月２８日に９万６０００円の合計４２万円を支払った（乙Ｂモ１２，Ｄモ２，５，６，９，１１，１２，２４，３４）。

また，向井議員は，平成１５年４月から平成１６年６月までの間，政務調査用事務所において，業務内容を政務調査補助，賃金を月額８万円として，向井議員の子の妻である向井景子を雇用し，同人に対し，賃金として，平成１５年４月ないし平成１６年３月の各２０日及び同年６月３０日にそれぞれ８万円を支払った（乙Ｄモ１３，１５，２２，２５，２７，２９，３１，３３，３５，３７ないし４１，Ｅモ１）。

さらに，向井議員は，松本早加を雇用して，平成１６年７月１４日

に賃金２万６４００円を支払い（乙Ｄモ１７），葛原美穂を雇用して，同日に賃金４万８８００円を支払った（乙Ｄモ１８）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，向井議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に４万円（＝８万円×１／２），平成１５年度（同年４月を除く。）に５２万７５００円（＝［１７万５０００円＋８万円×１１か月］×１／２），平成１６年度に１２万２８００円（＝［９万０４００円＋８万円＋２万６４００円＋４万８８００円］×１／２），平成１７年度に２１万円（＝４２万円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，向井議員が被用者を複数雇用する必要性はなかったと主張する。しかし，向井議員が被用者を複数雇用し，賃金を支払ったことは，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の程度で，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　向井議員は，事務所費として，平成１５年４月に３万３０８９円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１０１万４３７７円，平成１６年度に６７万９５５１円，平成１７年度に６１万４２７４円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額合計１万６５４５円（＝１万円＋５６５５円＋８９０円）を超える１万６５４４円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額合計３６万１１５３円（＝１１万円＋３万７７６１円＋９７９０円＋１２万円＋３万５４２６円＋４万８１７６円）を超える６５万３２２４円，平成１６年度に支出許容額合計２４万４３１６円（＝１２万円＋３万４６９６円＋１万０６８０円＋８５００円＋７万０４４０円）を超える４３万５２３５円，平成１７年度に支出許容額合計２４万４２５２円（＝１２万円＋３万５

４７７円＋１万０６８０円＋７万８０９５円）を超える３７万００２２円を支出した部分は違法である。

(イ) 向井議員は，事務費として，平成１６年度に８４万３３４５円，平成１７年度に７２万０９７６円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計２９万９９９２円（＝１５万５８８８円＋１１万４２７０円＋２万９８３４円）を超える５４万３３５３円，平成１７年度に支出許容額合計４９万３７０７円（＝６万９９４５円＋２４万０１５０円＋６万４５００円＋９万０２００円＋２万８９１２円）を超える２２万７２６９円を支出した部分は違法である。

(ウ) 向井議員は，人件費として，平成１５年４月に１８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１７１万５０００円，平成１６年度に１０７万５６００円，平成１７年度に６８万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額４万円を超える１４万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額５２万７５００円を超える１１８万７５００円，平成１６年度に支出許容額１２万２８００円を超える９５万２８００円，平成１７年度に支出許容額２１万円を超える４７万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，向井議員に対し，平成１５年４月分合計１５万６５４４円（＝１万６５４４円＋１４万円），平成１５年度（同年４月を除く。）分合計１８４万０７２４円（＝６５万３２２４円＋１１８万７５００円），平成１６年度分合計１９３万１３８８円（＝４３万５２３５円＋５４万３３５３円＋９５万２８００円），平成１７年度分合計１０６万７２９１円（３７万００２２円＋２２万７２６９円＋４７万円）の総合計４９９万５９４７円の不当利得の返還を請求するべきである。

(35) 補助参加人森

ア 事務所の設置状況等について

補助参加人森の政務調査用事務所（和歌山市東長町５丁目６９）は，自宅（同市関戸１－２－２７）とは別の場所に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ３，５の３，丙Ｂヤ１，Ｅヤ１）。

この点，補助参加人森は，後援会の活動はそのほとんどが政務調査用事務所外で行われており，政務調査用事務所内では幹事会や世話人会が年に１０ないし１５回程度行われるだけであったから，後援会の活動が政務調査用事務所における活動の３割に及ぶことはなかったと陳述する（丙Ｅヤ１）。しかし，その裏付けはないから，補助参加人森の上記陳述は信用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の賃料等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　事務所賃料について

補助参加人森は，平成１６年４月から平成１８年３月までの間，ワシン建設株式会社から，和歌山市東長町５丁目６９所在の建物を賃料月額１０万円で政務調査用事務所として賃借し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃料月額１０万円を支払った（丙Ｂヤ１，Ｅヤ１，弁論の全趣旨）。

なお，賃貸借契約書（丙Ｂヤ１）の第２条では，建物の使用目的が住居に制限されているが，第１条では，物件の種別が「事務所」と手書きで記載されているから，第２条は，上記建物が政務調査用事務所であることを妨げるものとはいえない。

そして，補助参加人森は，後援会の「事務所費」としても，平成１６

年度に７０万１３４８円，平成１７年度に３６万円を支出した（甲ヤ６，７，丙Ｂヤ６）。

したがって，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人森が，政務調査用事務所の賃料につき，平成１６年度に４９万８６５２円（＝１０万円×１２か月×１／２＋［１０万円×１２か月×１／２－７０万１３４８円］），平成１７年度に６０万円（＝１０万円×１２か月×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，後援会が平成１７年及び平成１８年の収支報告書（甲ヤ７，８）に当初計上していた事務所費１３２万円が，政務調査用事務所及び駐車場の賃料１年分の合計額と一致するから（丙Ｂヤ１ないし５），後援会が支払っていた経費に政務調査費を支出することは許されないなどと主張する。しかし，補助参加人森は，平成１６年度にも政務調査用事務所を賃借して賃料を支払っていたところ，上記のとおり，後援会が収支報告書に計上している事務所費は７０万１３４８円であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，提出された賃貸借契約書（丙Ｂヤ１）の期間が平成１７年１月１日から平成１８年１２月３１日までであるから，平成１７年１月１日以前に政務調査用事務所は設置されていなかったと主張する。しかし，補助参加人森は，賃貸借契約を２年ごとに更新する際，従前の賃貸借契約書を破棄していたと陳述するところ（丙Ｅヤ１），その陳述は不自然ではないから，信用できる。また，補助参加人森は，遅くとも平成１６年４月から政務調査用事務所の近くに駐車場を賃借していたから（丙Ｂヤ２ないし４），これと同時期に上記政務調査用事務所も賃借していたと認められる。したがって，原告らの上記主張は採用できない。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，補助参加人森が後援会の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に１５万５９８０円，平成１７年度に９万０１８０円を支出した（甲ヤ６，７）。

したがって，後述する事務用品・備品購入費に，上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，政務調査用事務所の固定電話使用料及びホームページ関係費用については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，自宅の固定電話使用料については，私的以外に，調査研究にも利用されていたと認められるから（丙Ｅヤ１），社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，補助参加人森は，政務調査用事務所の固定電話を調査研究以外に３割しか使用しなかったこと，携帯電話を調査研究以外に使用しなかったことを陳述（丙Ｅヤ１）するが，その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 事務用品・備品購入費について

補助参加人森は，平成１６年４月２７日に「文房創庫オーヤマ」に対して４１２９円（丙Ｃヤ３０），同年７月５日に「徳美堂印舗」に対して１万６７００円（丙Ｃヤ３１），同年１１月１９日に「文房創庫オーヤマ」に対して梱包用品１４１６円，事務用品１２４９円及び収録用品４７２円（丙Ｃヤ３２）の合計２万３９６６円を支払った。

また，補助参加人森は，平成１７年５月１０日に「徳美堂印舗」に対して２万９５００円（丙Ｃヤ３３），同年１１月３０日に「株式会社和歌山印刷所」に対して８万７０００円（丙Ｃヤ３４），平成１８年１月２９日に「徳美堂印舗」に対して２万２９００円（丙Ｃヤ３５）の合計１３万９４００円を支払った。

なお，「文房創庫オーヤマ」に対する平成１６年４月２７日の４１２９円（丙Ｃヤ３０），同年１１月１９日の梱包用品１４１６円，事務用品１２４９円及び収録用品４７２円（丙Ｃヤ３２）は，支払先及び支払額等からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。

また，「徳美堂印舗」に対する平成１７年５月１０日の２万９５００円（丙Ｃヤ３３），平成１８年１月２９日の２万２９００円（丙Ｃヤ３５）は，支払先及び支払額からすれば，印鑑関係費用であると認められる。

さらに，平成１７年１１月３０日の「株式会社和歌山印刷所」に対する８万７０００円（丙Ｃヤ３４）は，補助参加人森が，事務所の封筒及び罫紙の印刷費であると陳述するところ（丙Ｅヤ１），支払先からすれば，そのとおり認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１６年７月５日の「徳美堂印舗」に対する１万６７００円（丙Ｃヤ３１）は，後援会の平成１６年度収支報告書（甲ヤ６）によれば，同年度の政治活動費のうち，宣伝事業費（印刷費）中の文書印刷費として支出されたと認められるから，政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１５万５９８０円を加えて２分の１，平成１７年度につき９万０１８０円を加えて２分の１），補助参加人森が，上記事務用品・備品購入費につき，平成１６年度に８万１６２３円（＝［２万３９６６円－１万６７００円＋１５万５９８０円］×１／２），平成１７年度に１１万４７９０円（＝［１３万９４００円＋９万０１８０円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) ホームページ関係費用について

補助参加人森は，上新保行に対し，平成１７年４月３０日に「ホームページ用版下原稿料」６万６５００円，同年１２月１０日に「ホームページ用更新原稿料」３万８０００円の合計１０万４５００円を支払った（丙Ｃヤ２８，２９）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人森が，上記ホームページ関係費用につき，平成１７年度に５万２２５０円（＝１０万４５００円×１／２）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

なお，原告らは，ホームページが，内容の如何を問わず，ほとんど政治活動のためのものであるなどと主張するが，上記ホームページ関係費用は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(エ) 固定電話使用料について

補助参加人森は，政務調査用事務所の固定電話使用料（①０７３－４２７－２５２２，②０７３－４２７－２５２７）として，平成１６年４月分の①１万１０５９円及び②３３８５円，同年５月分の①１万８４０６円及び②３３５０円，同年６月分の①１万５３３７円及び②３１８１円，同年７月分の①１万４９９７円及び②３２３２円，同年８月分の①

１万４２０１円及び②３３５３円，同年９月分の①２万３６０７円及び②３２９６円，同年１０月分の①１万３０１６円及び②６１６４円，同年１１月分の①１万５７０８円及び②３２１１円，同年１２月分の①１万１０８３円及び②３１２２円，平成１７年１月分の①８２５２円及び②３２３５円，同年２月分の①１万８４８５円及び②２６５０円，同年３月分の①９３４７円及び②２７４４円の合計２１万４４２１円を支払い，同年４月分の①１万８６３３円及び②２８８７円，同年５月分の①１万１３１９円及び②２８６５円，同年６月分の①１万１７９２円及び②２７３３円，同年７月分の①７６５７円及び②２６８７円，同年８月分の①７２８１円及び②２６６１円，同年９月分の①７２８１円及び②２６６１円，同年１０月分の①７８７５円及び②５２９４円，同年１１月分の①７７９２円及び②３７８５円，同年１２月分の①９７５７円及び②２６０９円，平成１８年１月分の①１万３３７６円及び②２６１８円，同年２月分の①１万２０２９円及び②３７９１円，同年３月分の①９５１８円及び②２６４４円の合計１６万１５４５円を支払った（丙Ｃヤ１７ないし２７）。

また，補助参加人森は，自宅の固定電話（０７３－４４５－７７８５）使用料として，平成１６年４月分の４７２５円，同年５月分の４５１６円，同年６月分の４３３８円，同年７月分の４１２３円，同年８月分の４１４１円，同年９月分の４２１０円，同年１０月分の５３３３円，同年１１月分の７２０４円，同年１２月分の５０２３円，平成１７年１月分の４６６８円，同年２月分の５９８９円，同年３月分の５４５９円の合計５万９７２９円を支払い，同年４月分の５５１５円，同年５月分の４４５４円，同年６月分の４４５４円，同年７月分の５０５４円，同年８月分の５５４６円，同年９月分の６６０９円，同年１０月分の４９８３円，同年１１月分の４５６５円，同年１２月分の５２４５円，平成１

８年１月分の６７３４円，同年２月分の５４９４円，同年３月分の５９５０円の合計６万４６０３円を支払った（丙Ｃヤ４ないし１６）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人森が，上記固定電話使用料につき，平成１６年度に１３万７０７５円（＝［２１万４４２１円＋５万９７２９円］×１／２），平成１７年度に１１万３０７４円（＝［１６万１５４５円＋６万４６０３円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，２回線分の固定電話使用料が，調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当な範囲を逸脱しているし，後援会のものである（甲ヤ６ないし８）と主張する。しかし，上記２回線分の固定電話使用料も，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

また，原告らは，補助参加人森の政務調査用事務所が，自宅とは別の場所に設置されていたから，自宅の固定電話は，専ら私的に利用されたと主張する。しかし，補助参加人森が使用した自宅の固定電話の内容に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

(オ) 携帯電話使用料について

補助参加人森は，携帯電話（０９０－３２７６－５８９１）使用料として，平成１６年４月分の１万１３４８円，同年５月分の１万４４２９円，同年６月分の１万３９６９円，同年７月分の１万３２５３円，同年８月分の１万３５５７円，同年９月分の１万０５０８円，同年１０月分の１万０９７０円，同年１１月分の１万３０２９円，同年１２月分の１万０７６１円，平成１７年１月分の１万１６６７円，同年２月分の１万８８６１円，同年３月分の１万１８０３円の合計１５万４１５５円を支

払い，同年４月分の１万２２４５円，同年５月分の１万２２０４円，同年６月分の１万３５９４円，同年７月分の１万４０２４円，同年８月分の１万５１３０円，同年９月分の１万６６１４円，同年１０月分の１万４３５７円，同年１１月分の１万０８０６円，同年１２月分の１万３９９６円，平成１８年１月分の１万４５３５円，同年２月分の１万０３７６円，同年３月分の９３１７円の合計１５万７１９８円を支払った（丙Ｃヤ１ないし３）。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，補助参加人森が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に５万１３８５円（＝１５万４１５５円×１／３），平成１７年度に５万２３９９円（≒１５万７１９８円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

補助参加人森の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，補助参加人森は，被用者が，調査研究以外に従事したことはなかったと主張するが，その裏付けはないから，信用できない。

(イ)　人件費の支出等について

補助参加人森は，平成１６年１月から平成１８年３月までの間，政務調査用事務所において，業務内容を一般事務とし，賃金額を定めず，補助参加人森の妻である森裕美子を雇用し，同人に対し，平成１６年１月分の賃金として６万１０００円，同年２月分の賃金として５万１４００円，同年３月分の賃金として６万１０００円の合計１７万３４００円を

支払い，同年４月分の賃金として５万９５００円，同年５月分の賃金として６万１０００円，同年６月分の賃金として５万９５００円，同年７月分の賃金として６万１４００円，同年８月分の賃金として６万１４００円，同年９月分の賃金として６万１４００円，同年１０月分の賃金として５万１０００円，同年１１月分の賃金として６万１４００円，同年１２月分の賃金として５万４０００円，平成１７年１月分の賃金として６万１０００円，同年２月分の賃金として５万４０００円，同年３月分の賃金として５万１０００円の合計６９万６６００円を支払い，同年４月分の賃金として５万１０００円，同年５月分の賃金として６万１４００円，同年６月分の賃金として４万５０００円，同年７月分の賃金として５万４０００円，同年８月分の賃金として４万５０００円，同年９月分の賃金として４万５０００円，同年１０月分の賃金として５万１０００円，同年１１月分の賃金として４万５０００円，同年１２月分の賃金として５万１０００円，平成１８年１月分の賃金として５万４０００円，同年２月分の賃金として５万１０００円，同年３月分の賃金として６万１０００円の合計６１万４４００円を支払った（丙Ｄヤ１ないし２８，Ｅヤ１，弁論の全趣旨）。

また，補助参加人森は，平成１５年４月から同年１２月までの間，政務調査用事務所において，業務内容を事務とし，賃金額を定めず，藤原圭子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分の賃金として５万１５００円を支払い，同年５月分の賃金として６万９０００円，同年６月分の賃金として４万５０００円，同年７月分の賃金として６万１４００円，同年８月分の賃金として５万９５００円，同年９月分の賃金として５万１０００円，同年１０月分の賃金として５万９５００円，同年１１月分の賃金として６万９０００円，同年１２月分の賃金として６万９０００円の合計４８万３４００円を支払った（丙Ｄヤ２９ないし３８，Ｅヤ１，

弁論の全趣旨)。

さらに，補助参加人森は，平成１５年６月から同年１２月までの間及び平成１６年４月から同年６月までの間，稲岡義一を雇用し，同人に対し，平成１５年６月分の賃金として４万５５００円，同年７月分の賃金として４万５５００円，同年８月分の賃金として４万３０００円，同年９月分の賃金として４万５５００円，同年１０月分の賃金として４万５５００円，同年１１月分の賃金として４万５５００円，同年１２月分の賃金として４万７５００円の合計３１万８０００円を支払い，平成１６年４月分の賃金として５万５０００円，同年５月分の賃金として６万１０００円，同年６月分の賃金として４万５０００円の合計１６万１０００円を支払った（丙Ｄヤ３９，Ｅヤ１，弁論の全趣旨)。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，補助参加人森が，上記人件費につき，平成１５年４月に２万５７５０円（５万１５００円×１／２)，平成１５年度（同年４月を除く。）に４８万７４００円（＝［１７万３４００円＋４８万３４００円＋３１万８０００円]×１／２)，平成１６年度に４２万８８００円（＝［６９万６６００円＋１６万１０００円］×１／２)，平成１７年度に３０万７２００円（＝６１万４４００円×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，補助参加人森は，平成１５年５月，山口義一を雇用し，同人に対し，同月分の賃金として２万９７００円を支払ったと陳述するが(丙Ｄヤ５０，Ｅヤ１)，領収証に賃金であることを示す記載はなく，雇用契約書もないから，信用できない。

また，補助参加人森は，平成１６年６月１日，稲岡義一に対し，賃金として６４００円を支払ったと主張するが（丙Ｄヤ４９)，同年５月分及び６月分の賃金は別途支払われていたから（丙Ｄヤ４７，４８)，採用で

きない。

オ　まとめ

(ア)　補助参加人森は，事務所費として，平成１６年度に６０万３７８０円，平成１７年度に８４万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額４９万８６５２円を超える１０万５１２８円，平成１７年度に支出許容額６０万円を超える２４万円を支出した部分は違法である。

(イ)　補助参加人森は，事務費として，平成１６年度に９万１２２０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），支出許容額合計２７万００８３円（＝８万１６２３円＋１３万７０７５円＋５万１３８５円）を超える違法支出はない。

ところで，補助参加人森は，平成１７年度につき，事務所費として１２０万円，事務費として１０万６０００円の政務調査費を支出したと報告していたところ，事務所費を３６万円減額し，事務費を３８万７８３６円増額して，それぞれ修正報告（８４万円，４９万３８３６円）をしたから（別紙２），その差額２万７８３６円（＝３８万７８３６円－３６万円）に政務調査費を支出することは許されない。したがって，補助参加人森は，事務費として，平成１７年度に４９万３８３６円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１７年度に支出許容額合計３３万２５１３円（＝１１万４７９０円＋５万２２５０円＋１１万３０７４円＋５万２３９９円）を超える１６万１３２３円を支出した部分は違法である。

(ウ)　補助参加人森は，人件費として，平成１５年４月に５万１５００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に１００万４５００円，平成１６年度に８６万４０００円，平成１７年度に６１万４４００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額２万

５７５０円を超える２万５７５０円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額４８万７４００円を超える５１万７１００円，平成１６年度に支出許容額４２万８８００円を超える４３万５２００円，平成１７年度に支出許容額３０万７２００円を超える３０万７２００円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，補助参加人森に対し，平成１５年４月分２万５７５０円，平成１５年度（同年４月を除く。）分５１万７１００円，平成１６年度分合計５４万０３２８円(＝１０万５１２８円＋４３万５２００円)，平成１７年度分合計７０万８５２３円（＝２４万円＋１６万１３２３円＋３０万７２００円）の総合計１７９万１７０１円の不当利得の返還を請求するべきである。

(36) 山下大輔議員

ア 事務所の設置状況等について

山下大輔議員の政務調査用事務所（和歌山市橋丁２３サイバーリンクスＮ－４ビル３階）は，自宅（同市毛見２２８－４５）とは別の場所に設置され，後援会と併設されていた（甲Ａ３，乙Ｃユ４１の２，Ｅユ１）。

なお，山下大輔議員の後援会は，自宅に設置されていたと届出されているが（甲Ａ５の３），山下大輔議員は，政務調査用事務所に併設されていたと陳述するから（乙Ｅユ１），そのとおり認められる。

この点，山下大輔議員は，調査研究以外に政務調査用事務所の活動がほとんどなかったと陳述するが（乙Ｅユ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

山下大輔議員の政務調査用事務所の消耗品代及び備品代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，

山下大輔議員は，後援会の「備品・消耗品費」としても，平成１６年に１２万６９０７円，平成１７年に５０万５７１５円を支出した（甲ユ４，乙Ｃユ４２）。

したがって，後述する消耗品代及び備品代に，上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，はがき代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

そして，「山下大輔の県議会報告」の後納郵便料金（乙Ｃユ４１の１・２）については，「山下大輔の県議会報告」に占める選挙活動及び後援会活動に関する内容の割合からすれば，社会通念上相当な按分割合として，その４分の３を超えて政務調査費を支出した部分は違法とするのが相当である。

この点，山下大輔議員は，後援会が，上記事務所の事務所費及び人件費を支出していたから，事務費の按分は必要がないと陳述するが（乙Ｅユ１），不当利得を問われているのは，調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことであって，上限額に満つる政務調査費の支出が許される経費が存在したことではないから，採用できない。

また，山下大輔議員は，後援会も上記「山下大輔の県議会報告」の郵送費を「機関紙誌の発行事業費」として支出していたから，上記「山下

大輔の県議会報告」の後納郵便料金の按分は必要がないと陳述するが（乙Ｃユ４２，Ｅユ１），上記「機関紙誌の発行事業費」の内容は明らかでないから，採用できない。

他方，原告らは，「山下大輔の県議会報告」が後援会によって発行されたことなどから，後納郵便料金に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，上記後納郵便料金は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(イ) 消耗品代及び備品代について

山下大輔議員は，平成１６年４月２９日に事務用品及びＬＡＮケーブル等代１万５３５０円（乙Ｃユ１４），同月３０日に「八千代ムセン電機株式会社」に対して事務用品代１万０６６０円（乙Ｃユ１５），同日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して「通信関連商品」代３４４０円，「電話関連アクセ」代７１０円及びパソコン付属品代１２００円（乙Ｃユ１６），同年５月１日にモール代５８８円，ケーブルステップル代１６８円，コーナーコードキャッチ代３０４円及び配線用小物代４９３円（乙Ｃユ１７），同日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して事務用品代７０６０円（乙Ｃユ１８），同日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して事務用品代６２１０円（乙Ｃユ１９），同月２日に「Ｉ．ＬＩＮＫケーブル」他事務器代１万１５９２円（乙Ｃユ２０），同月４日にＤＶＤ－ＲＷ代５５８０円（乙Ｃユ２１），同月６日にプロジェクターコード代９４２９円（乙Ｃユ２２），同年６月２１日にインク代５８１０円（乙Ｃユ２３），同年７月６日にノートパソコンのメモリ代１万５５００円（乙Ｃユ２４），同年８月３日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して事務用品代３３６０円（乙Ｃユ２５），同月８日にプリンターインク代３４５０円（乙Ｃユ２６），同年１０月２６日にビデオテープ代３３２０円

（乙Ｃユ２７），同年１１月２３日にプリンター及び用紙代３万２０００円（乙Ｃユ２８），同月２５日にＭＯカートリッジ代２万８０００円（乙Ｃユ２９），同月２９日に文具代１７３２円（乙Ｃユ３０），同年１２月１２日にＤＶＤ－Ｒ代８８０円（乙Ｃユ３１），平成１７年２月２１日に「ケーズデンキ」に対して７９３７円（乙Ｃユ３３），同年３月５日にプリンターインク代６７２０円（乙Ｃユ３４），同月１８日に外付けハードディスク代２万０５００円（乙Ｃユ３５），同月２７日にパソコンソフト代１万５１００円（乙Ｃユ３６）の合計２１万７０９３円を支払った。

また，山下大輔議員は，平成１７年５月３日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して２９５０円（乙Ｃユ１），同月６日に翻訳機代３７９１円（乙Ｃユ４０），同月１８日に文房具代３７８円，１１３円及び５６７円（乙Ｃユ２，弁論の全趣旨），同月２０日に文房具代４７０円（乙Ｃユ３，弁論の全趣旨），同月２１日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して事務器代６４９９円（乙Ｃユ４），同年８月１９日に「日本ネットサービス株式会社」に対して機器代３２２３円（乙Ｃユ５），同年９月２０日に「デル株式会社」に対してノートパソコン代１６万５１３１円（乙Ｃユ６，Ｅユ１，弁論の全趣旨），同年１０月３日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して「移動体通信関連　ＲＢＳＨＳ４２」代６７２円，「移動体通信関連　ＳＴ１６０Ｒ」代７９８円及び「ＯＡサプライ　ＳＺＣ－Ｔ００３－ＢＫ」代１９８０円（乙Ｃユ７），同月６日に充電池代１２５４円（乙Ｃユ８），同月２７日に「Ｊｏｓｈｉｎ」に対して使途不明の１１８０円及び「ＯＡサプライ　５１１３１」代１５３０円（乙Ｃユ９），同年１１月５日にプリンターインク代及び用紙代１万５２２４円（乙Ｃユ１０），平成１８年１月２３日に用紙代７３６円，プリンターインク代６８００円（乙Ｃユ１１）の合計２１万３２９６円を支払った。

なお，被告は，平成１６年４月３０日の「八千代ムセン電機株式会社」

に対する事務用品代１万０６６０円（乙Ｃユ１５）がスキャナー代，同日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する「通信関連商品」代３４１０円，「電話関連アクセ」代７１０円及びパソコン付属品代１２００円（乙Ｃユ１６）が電話配線，電話二股モジュール及び写真印刷紙代，同年５月１日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する事務用品代７０６０円及び６２１０円（乙Ｃユ１８，１９）がインクジェットプリンター用インク代及び外付けハードディスク代，同年８月３日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する事務用品代３３６０円（乙Ｃユ２５）がＵＳＢメモリー代，平成１７年２月２１日の「ケーズデンキ」に対する７９３７円（乙Ｃユ３３）がインクジェットプリンター用インク代，同年５月３日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する２９５０円（乙Ｃユ１）がパソコンマウス代，同月２１日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する事務器代６４９９円（乙Ｃユ４）がキーボード代，同年８月１９日の「日本ネットサービス株式会社」に対する機器代３２２３円（乙Ｃユ５）がＵＳＢハブ代，同年１０月３日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する「移動体通信関連　ＲＢＳＨＳ４２」代６７２円，「移動体通信関連　ＳＴ１６０Ｒ」代７９８円及び「ＯＡサプライ　ＳＺＣ－Ｔ００３－ＢＫ」代１９８０円（乙Ｃユ７）がＬＡＮケーブル及びマウスパッド代，同月２７日の「Ｊｏｓｈｉｎ」に対する使途不明の１１８０円及び「ＯＡサプライ　５１１３１」代１５３０円（乙Ｃユ９）がインクジェット用紙代であると主張するところ，支払先，支払額及び品名等からすれば，そのとおり認められる。

しかし，上記支出のうち，平成１７年５月６日の翻訳機代３７９１円（乙Ｃユ４０）については，政務調査費収支報告書（甲ユ１）記載の事務費額，被告主張の事務費額及びその内訳に照らし，山下大輔議員が政務調査費を支出していなかったと認められるから，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１２万６９０７円を加えて２分の１，平成１７年度につき５０万５７１５円を加えて２分の１）のとおり，山下大輔議員が，上記消耗品代及び備品代につき，平成１６年度に１７万２０００円（＝［２１万７０９３円＋１２万６９０７円］×１／２），平成１７年度に３５万７６１０円（＝［２１万３２９６円－３７９１円＋５０万５７１５円］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，ＬＡＮケーブル（乙Ｃユ１４），ＤＶＤ－ＲＷ（乙Ｃユ２１），ノートパソコンのメモリ５１２Ｍｂ（乙Ｃユ２４），ビデオテープ（乙Ｃユ２７）及びＭＯカートリッジ（乙Ｃユ２９）が，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

(ウ) はがき代について

山下大輔議員は，平成１７年１月７日，はがき代５万２５００円を支払った（乙Ｃユ３２）。

そして，上記(ア)の按分割合（２分の１）のとおり，山下大輔議員が，上記はがき代につき，平成１６年度に２万６２５０円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，まとめて購入した多額のはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記はがき代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

(エ) 携帯電話使用料について

山下大輔議員は，携帯電話（０９０－３０５１－８８５６）の使用料

として，平成１６年４月分ないし平成１７年３月分の合計３１万２７８３円（乙Ｃユ３８，３９），平成１７年４月分ないし平成１８年３月分の合計２８万１９０３円（乙Ｃユ１３）を支払った。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，山下大輔議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に１０万４２６１円（＝３１万２７８３円×１／３），平成１７年度に９万３９６８円（≒９万３９６８円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，山下大輔議員は，携帯電話を調査研究用と後援会用及び私用とに使い分けて，調査研究用の携帯電話使用料にのみ政務調査費を支出したと陳述するが（乙Ｅユ１），その裏付けはないから，信用できない。

(オ) 「山下大輔の県議会報告」の後納郵便料金について

山下大輔議員は，後納郵便料金として，平成１６年１１月利用分の４１万１８８２円，平成１７年８月利用分の３７万８８２７円，同年１１月利用分の４１万７４３０円の合計７９万６２５７円を支払った（乙Ｃユ１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の３）のとおり，山下大輔議員が，上記後納郵便料金につき，平成１６年度に３０万８９１２円（＝４１万１８８２円×３／４），平成１７年度に５９万７１９３円（＝７９万６２５７円×３／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ まとめ

(ア) 山下大輔議員は，事務費として，平成１６年度に９９万４２５８円，平成１７年度に１２８万７６６５円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計６１万１４２３円（＝１７万２０００円＋２万６２５０円＋１０万４２６１円＋３０万８９１

２円）を超える３８万２８３５円，平成１７年度に支出許容額合計１０４万８７７１円（３５万７６１０円＋９万３９６８円＋５９万７１９３円）を超える２３万８８９４円を支出した部分は違法である。

(イ) よって，被告は，山下大輔議員に対し，平成１６年度分３８万２８３５円，平成１７年度分２３万８８９４円の合計６２万１７２９円の不当利得の返還を請求するべきである。

(37) 山下直也議員

ア 事務所の設置状況等について

山下直也議員の政務調査用事務所（平成１６年４月に和歌山市島崎町１丁目４番地から同市砂山南２丁目１－４３に移転）は，自宅（同市吹上２－２－３サーパス吹上第２　１００４号）とは別の場所に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」と併設されていた（甲Ａ５の２・３，乙Ｂヨ１の１，Ｅヨ１，弁論の全趣旨）。

なお，山下直也議員の後援会は，自宅に設置されていたと届出されているが（甲Ａ５の３），山下直也議員は，政務調査用事務所に併設されていたと陳述するから（乙Ｅユ１），そのとおり認められる。

また，同議員の政治団体「直政会」は，自宅に設置されていた（甲Ａ５の３，乙Ｅヨ１）。

この点，山下直也議員は，「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」の活動実体はなかったと陳述するが（乙Ｅヨ１），その裏付けはないから，信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

山下直也議員の事務所費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，山下直也議員は，後援会の「事務所費」としても，平成１６年度に２５３万９３５５円，平成１

７年度に２５１万８３５５円，「光熱水費」としても，平成１６年度に２０万６９８６円，平成１７年度に３５万６０５８円を支出した（甲ヨ３の１・２）。

したがって，後述する事務所費に，上記後援会の「光熱水費」及び「事務所費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 事務所賃料及び駐車場代について

後援会は，平成１６年４月から平成１８年３月までの間，山積会から，後援会事務所として，和歌山市砂山南二丁目１番４３号所在の建物を賃料月額５万円で賃借し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃料として月額５万円を支払った（乙Ｂヨ１の１ないし３，２，弁論の全趣旨）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき２５３万９３５５円を加えて３分の１，平成１７年度につき２５１万８３５５円を加えて３分の１）のとおり，山下直也議員が，上記事務所賃料につき，平成１６年度に１０４万６４５２円（≒［５万円×１２か月＋２５３万９３５５円］×１／３），平成１７年度に１０３万９４５２円（≒［５万円×１２か月＋２５１万８３５５円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，山下直也議員は，駐車場代として，平成１６年度に４万９３８０円，平成１７年度に２万９４７１円を支払ったと陳述するが（乙Ｅヨ１），その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，賃借人が後援会であるから，上記事務所賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張するが，上記(ア)のとおり，上記建物に後援会事務所と政務調査用事務所が併設されていたから，採用

できない。

(ウ) 光熱水費について

a　電気料金について

山下直也議員は，①政務調査用事務所の電気料金として，平成１６年４月分の６３５１円，同年５月分の４０９３円，同年６月分の３８０２円，同年８月分の５１６２円，同年９月分の４５１６円，同年１０月分の４０９２円，同年１１月分の２６２２円，同年１２月分の３７４９円，平成１７年１月分の６２２９円，同年２月分の１万０３６８円，同年３月分の７４６４円の合計５万８４４８円を支払い，同年４月分の６１４６円，同年５月分の３３５５円，同年６月分の１９４４円，同年７月分の３２３８円，同年８月分の３８４６円，同年９月分の４３６０円，同年１０月分の４０２４円，同年１１月分の３０５７円，同年１２月分の４２３６円，平成１８年１月分の６５５１円，同年２月分の８４７５円，同年３月分の７７１５円を支払った（乙Ｂヨ３の１・２・４・６ないし１２，６の１ないし１２）。

また，山下直也議員は，②電気料金として，平成１６年５月分の１４９２円，同年６月分の２３８８円の合計３８８０円を支払った（乙Ｂヨ３の３・５）。

なお，上記②の電気料金は，上記アのとおり，平成１６年４月に事務所が移転したため，上記①の電気料金の平成１６年５月分及び同年６月分と重複が生じたものと認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１７年度の電気料金については，山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから（乙Ｅヨ１），平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

b　ガス料金について

山下直也議員は，ガス料金として，平成１６年８月分の３０００円，

平成１６年９月分の１４４０円，同年１０月分の１４４０円，同年１１月分の１４４０円，平成１７年１月分の３１２０円，同年２月分の１６００円，同年３月分の１５２０円の合計１万３５６０円を支払い，同年４月分の１５２０円，同年５月分の１４８０円，同年６月分の１４４０円，同年７月分の１４４０円，同年８月分の１４４０円，同年９月分の１４４０円，同年１０月分の１４４０円，同年１１月分の１６８０円，同年１２月分の１７２０円，平成１８年１月分の１８００円，同年２月分の１８００円，同年３月分の１７２０円を支払った（乙Ｂヨ５の１ないし５，８の１ないし１２）。

しかし，上記支払のうち，平成１７年度のガス料金については，山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから（乙Ｅヨ１），平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方，原告らは，ガス料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記平成１６年度のガス料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

c　水道料金について

山下直也議員は，①水道料金として，平成１６年４月及び同年５月分の２２４７円，同年６月分及び同年７月分の１５５４円，同年８月分及び同年９月分の１６８０円，同年１０月分及び同年１１月分の１５１２円，同年１２月分及び平成１７年１月分の１５５４円，同年２月分及び同年３月分の１５３３円の合計１万００８０円を支払い，同年４月分及び同年５月分の１５３３円，同年６月分及び同年７月分の１５３３円，同年８月分及び同年９月分の１５５４円，同年１０月分及び同年１１月分の１５３３円，同年１２月分及び平成１８年１月分の１５１２円，同年２月分及び同年３月分の１５３３円を支払った（乙

Ｂヨ４の２ないし６，７の１ないし５)。

また，山下直也議員は，②上水道及び下水道料金として，平成１６年４月分及び同年５月分の４８７２円を支払った（乙Ｂヨ４の１)。

なお，上記②の上水道及び下水道料金は，上記アのとおり，平成１６年４月に事務所が移転したため，上記①の水道料金の平成１６年５月分及び同年６月分と重複が生じたものと認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１７年度の水道料金については，山下直也議員が政務調査費を支出していなかったから（乙Ｅヨ１)，平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方，原告らは，水道料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，平成１６年度の水道料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

d　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき２０万６９８６円を加えて３分の１）のとおり，山下直也議員が，上記電気料金，ガス料金及び水道料金につき，平成１６年度に９万９２７５円（≒［５万８４４８円＋３８８０円＋１万３５６０円＋１万００８０円＋４８７２円＋２０万６９８６円］×１／３）を超えて政務調査費を支出した部分は違法であり，平成１７年度に政務調査費を支出したことは違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

山下直也議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費，文具代，切手代等，固定電話使用料及びファックス使用料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，山下直也議員は，後援会の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に１１

１万８４９７円，平成１７年度に１００万５６５８円を支出した（甲ヨ３の１・２）。

したがって，後述する事務用品・備品購入費，文具代，切手代等，固定電話使用料及びファックス使用料に，上記後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，携帯電話使用料，携帯電話機代及びインスタントカメラ代については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会，「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」，「直政会」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務用品・備品購入費，文具代，切手代等，固定電話使用料及びファックス使用料について

a　事務用品・備品購入費について

(a) 山下直也議員は，平成１６年４月１７日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して「ソノタ」代９１３円（乙Ｃヨ６の１），同日に「ドラッグ　エバグリーン」に対して８２９７円（乙Ｃヨ６の２），同月２１日にトイレ用消臭剤代２８８円（乙Ｃヨ６の３），同日に「オークワ」に対して雑貨代３１５円（乙Ｃヨ６の４），同月２２日に「ホワイトボード」代１９８円及び替え芯代５０円（乙Ｃヨ６の５），同日に雑貨代２１０円（乙Ｃヨ６の６），同日にスペアキー代７３４円（乙Ｃヨ６の７），同年５月６日にホース代４０３２円及び除草剤代６２７円（乙Ｃヨ６の８，弁論の全趣旨），同月１６日に「スーパーエバグリーン」に対して１万１１６９円（乙Ｃヨ６の１１），同月２４日に「アガチス」代１４０６円（乙Ｃヨ６の１３），同月２７日にトイレ用消臭剤代２３８円及びアリ用殺虫剤代３６８円（乙Ｃヨ６

の１４），同年６月４日に軍手代３１２円（乙Ｃヨ６の１６），同月７日に「ドラッグ　エバグリーン」に対して８８３７円（乙Ｃヨ６の１７），同年７月７日に除草剤代６８０円（乙Ｃヨ６の２０，弁論の全趣旨），同月２３日に「エバグリーン」に対して５９４３円（乙Ｃヨ６の２１），同年８月６日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して紙製品代８５０円（乙Ｃヨ６の２３），同日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して紙製品代１０８６円（乙Ｃヨ６の２４），同月１６日に「エバグリーン」に対して５４５３円（乙Ｃヨ６の２５），同月２０日に同月分及び同年９月分のＮＨＫ放送受信料２７９０円（乙Ｃヨ６の２６），同年１１月８日に同年１０月分及び同年１１月分のＮＨＫ放送受信料２７９０円（乙Ｃヨ６の３０），同年１１月１１日に「スーパーエバグリーン」に対して２９１６円（乙Ｃヨ６の３１），同年１２月１日に「ジップ・ドラッグ東洋」に対して９９４６円（乙Ｃヨ６の３３），同日に「スーパーエバグリーン」に対して７１１０円（乙Ｃヨ６の３４），同月９日に「コーナン商事株式会社」に対して３９８０円（乙Ｃヨ６の３６），同月１３日にセロテープ代９８円，のり代５８７円及び修正テープ代２２８円（乙Ｃヨ６の３７），同月１４日に「１００円ショップシルク」に対して４２０円（乙Ｃヨ６の３９），同月１５日に「トウキョウオリキンギン７ホンタンザクイリ」代２７４円及び「オオサカオリアカシロ７ホンタンザクイリ」代２１０円（乙Ｃヨ６の４０），同月１６日に「１００円ショップシルク」に対して１０５円（乙Ｃヨ６の４１），平成１７年１月ころにパソコン関連備品代８１０円及びインクリボン代２３２０円（乙Ｃヨ６の４３，弁論の全趣旨），平成１７年１月１２日にシュレッダー代２万２０００円（乙Ｃヨ６の４４），同月１３日に領収書用紙代６５４円（乙Ｃヨ６の４５），同月１４日に「エバグ

リーン」に対して１万２２７９円（乙Ｃヨ６の４６），同月２６日にインクカートリッジ代１２６０円（乙Ｃヨ６の４７），同年２月１８日にポケットラジオ代２０７９円（乙Ｃヨ６の５０），同年３月９日に「コーナン商事株式会社」に対して４３６６円（乙Ｃヨ６の５１），同月１４日に「スーパーエバグリーン」に対して２９７７円（乙Ｃヨ６の５２），同月３０日に色紙代７７６円（乙Ｃヨ６の５５）の合計１３万２９８１円を支払った。

また，山下直也議員は，平成１７年４月８日に「スーパーエバグリーン」に対して５４２７円（乙Ｃヨ１の１），同月９日にローソンに対して１万円（乙Ｃヨ１の３），同月２６日に「オークワ」に対して雑貨代２１０円（乙Ｃヨ１の５），同年５月１０日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して２１０円（乙Ｃヨ１の７），同月１１日に職員録６冊の代金５４００円（乙Ｃヨ１の８・９），同月１２日に「和歌山リコー株式会社」に対して５７１２円（乙Ｃヨ１の１０），同月２３日に「株式会社リカーショップゴワ」に対して６１５３円（乙Ｃヨ１の１１），同月２８日にローソンに対して１万円（乙Ｃヨ１の１２），同年６月６日に写真代１６６９円（乙Ｃヨ１の１３），同月７日に付箋紙代２１０円（乙Ｃヨ１の１４），同月９日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して２１０円（乙Ｃヨ１の１５），同年７月１日に「初田印刷株式会社」に対して２７３０円（乙Ｃヨ１の１６），同年８月２日にコピー用紙代４１４円（乙Ｃヨ１の１８），同月ころに「オークワ」に対して雑貨代１３６５円（乙Ｃヨ１の１９），同月２５日に「オークワ」に対して雑貨代５７７円（乙Ｃヨ１の２０），同年９月５日に「オークワ」に対して雑貨代１０５０円（乙Ｃヨ１の２１），同年１０月１日に「オークワ」に対して雑貨代１５７５円（乙Ｃヨ１の２２），同月２３日に「株式会社ミドリ電化」に

対して「ＨＰ－Ｖ０７０Ｌ」代６５０円，「ＲＰ－ＳＳ１２８ＢＪ１Ｋ」代３１００円，「ＬＣ－Ｅ－１０ＭＰ」代９２０円及び「ＭＭ－ＳＰ６１ＳＶ」代１０００円の合計５６７０円から２０００円を割引した３６７０円（乙Ｃヨ１の２４），同月２５日に「オークワ」に対して雑貨代２２０５円（乙Ｃヨ１の２５），同月３０日にプリンターのインク代４４５０円（乙Ｃヨ１の２６），同年１１月２日に「エバグリーン」に対して５９２０円（乙Ｃヨ１の２７），同月１２日に「株式会社リカーショップゴワ」に対して「事務所飲み物代」３８４３円（乙Ｃヨ１の２８），同月２０日に「ミスタージョン株式会社スーパーホームセンター紀ノ川店」に対して事務用品代及び日用品代４５８７円（乙Ｃヨ１の２９），同年１２月７日にお茶等代４７９２円（乙Ｃヨ１の３２），同月９日に「株式会社コジマ」に対して２３６８円（乙Ｃヨ１の３３），同月１０日に「株式会社コジマ」に対して１万０９８８円（乙Ｃヨ１の３４），同月１９日に「初田印刷株式会社」に対して２７３０円（乙Ｃヨ１の３５），平成１８年２月８日にのり代５９２円，トイレットペーパー代２９８円，金封代１３４４円及びコピー用紙代１７８０円（乙Ｃヨ１の３６），同月９日にのり代１００円，ペン代２８５円及び金封代１５５円（乙Ｃヨ１の３７）の合計１０万３０１９円を支払った。

(b) なお，「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対する平成１６年４月１７日の「ソノタ」代９１３円（乙Ｃヨ６の１），同年８月６日の紙製品代８５０円及び１０８６円（乙Ｃヨ６の２３・２４），平成１７年５月１０日の２１０円（乙Ｃヨ１の７），同年６月９日の２１０円（乙Ｃヨ１の１５），「和歌山リコー株式会社」に対する同年５月１２日の５７１２円（乙Ｃヨ１の１０）は，支払先及び支払額からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。

「初田印刷株式会社」に対する平成１７年７月１日の２７３０円（乙Ｃヨ１の１６），同年１２月１９日の２７３０円（乙Ｃヨ１の３５）は，支払先からすれば，印刷関係費用であると認められる。

平成１７年１０月２３日の「株式会社ミドリ電化」に対する「ＨＰ－Ｖ０７０Ｌ」代６５０円，「ＲＰ－ＳＳ１２８ＢＪ１Ｋ」代３１００円，「ＬＣ－Ｅ－１０ＭＰ」代９２０円及び「ＭＭ－ＳＰ６１ＳＶ」代１０００円の合計５６７０円から２０００円を割引した３６７０円（乙Ｃヨ１の２４）は，イヤホン，ＳＤカード，ＬＡＮケーブル及びパソコン用スピーカーの代金であると認められるから，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

平成１６年８月２０日の同月分及び同年９月分のＮＨＫ放送受信料２７９０円（乙Ｃヨ６の２６），同年１１月８日の同年１０月分及び同年１１月分のＮＨＫ放送受信料２７９０円（乙Ｃヨ６の３０）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

「株式会社リカーショップゴワ」に対する平成１７年５月２３日の「事務所用として」６１５３円（乙Ｃヨ１の１１），同年１１月１２日の「事務所飲み物代」３８４３円（乙Ｃヨ１の２８）は，同店が酒類だけでなく，それ以外の飲料も取り扱っていることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である。

平成１７年１２月７日のお茶等代４７９２円（乙Ｃヨ１の３２）については，レシートに手書きで「後援会　事務所用」との記載があるところ，上記お茶等代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務

に要する経費として社会通念上相当である。

(c) しかし，平成１６年４月１７日の「ドラッグ　エバグリーン」に対する８２９７円（乙Ｃヨ６の２），同月２１日の「オークワ」に対する雑貨代３１５円（乙Ｃヨ６の４），同月２２日の雑貨代２１０円（乙Ｃヨ６の６），同年５月１６日の「スーパーエバグリーン」に対する１万１１６９円（乙Ｃヨ６の１１），同年６月７日の「ドラッグエバグリーン」に対する８８３７円（乙Ｃヨ６の１７），同年７月２３日の「エバグリーン」に対する５９４３円（乙Ｃヨ６の２１），同年８月１６日の「エバグリーン」に対する５４５３円（乙Ｃヨ６の２５），同年１１月１１日の「スーパーエバグリーン」に対する２９１６円（乙Ｃヨ６の３１），同年１２月１日の「ジップ・ドラッグ東洋」に対する９９４６円（乙Ｃヨ６の３３），同日の「スーパーエバグリーン」に対する７１１０円（乙Ｃヨ６の３４），同月９日の「コーナン商事株式会社」に対する３９８０円（乙Ｃヨ６の３６），同月１４日の「１００円ショップシルク」に対する４２０円（乙Ｃヨ６の３９），同月１６日の「１００円ショップシルク」に対する１０５円（乙Ｃヨ６の４１），平成１７年１月１４日の「エバグリーン」に対する１万２２７９円（乙Ｃヨ６の４６），同年３月９日の「コーナン商事株式会社」に対する４３６６円（乙Ｃヨ６の５１），同月１４日の「スーパーエバグリーン」に対する２９７７円（乙Ｃヨ６の５２）の合計８万４３２３円，同年４月８日の「スーパーエバグリーン」に対する５４２７円（乙Ｃヨ１の１），同月９日のローソンに対する１万円（乙Ｃヨ１の３），同月２６日の「オークワ」に対する雑貨代２１０円（乙Ｃヨ１の５），同年５月２８日のローソンに対する１万円（乙Ｃヨ１の１２），同年８月ころの「オークワ」に対する雑貨代１３６５円（乙Ｃヨ１の１９），同月２５日の「オークワ」に対

する雑貨代５７７円（乙Ｃヨ１の２０），同年９月５日の「オークワ」に対する雑貨代１０５０円（乙Ｃヨ１の２１），同年１０月１日の「オークワ」に対する雑貨代１５７５円（乙Ｃヨ１の２２），同月２５日の「オークワ」に対する雑貨代２２０５円（乙Ｃヨ１の２５），同年１１月２日の「エバグリーン」に対する５９２０円（乙Ｃヨ１の２７），同月２０日の「ミスタージョン株式会社　スーパーホームセンター紀ノ川店」に対する事務用品代及び日用品代４５８７円（乙Ｃヨ１の２９），同年１２月９日の「株式会社コジマ」に対する２３６８円（乙Ｃヨ１の３３），同月１０日に「株式会社コジマ」に対する１万０９８８円（乙Ｃヨ１の３４）の合計５万６２７２円は，支払内容が明らかでなく，支払先が多様な商品を扱う店であることからすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

平成１６年５月２４日の「アガチス」代１４０６円（乙Ｃヨ６の１３）は，木材代であると認められ，平成１６年１２月１５日の「トウキョウオリキンギン７ホンタンザクイリ」代２７４円及び「オオサカオリアカシロ７ホンタンザクイリ」代２１０円（乙Ｃヨ６の４０）は，祝儀袋等代であると認められ，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

平成１７年３月３０日の色紙代７７６円（乙Ｃヨ６の５５）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

平成１７年５月１１日の職員録６冊の代金５４００円（乙Ｃヨ１の８・９）は，同じものを６冊も購入することが，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから，そのうち５

冊分４５００円に政務調査費を支出した部分は違法である。

平成１８年2月８日の金封代１３４４円（乙Ｃヨ１の３６），同月９日の金封代１５５円（乙Ｃヨ１の３７）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

(d) この点，山下直也議員は，平成１６年７月２６日の事務用品代２７００円，平成１６年１１月１日の事務用品代４２０円，支出日が不明のＯＡ機器代３５６０円を支払ったと陳述する（乙Ｃヨ６の２２・２９・４２，乙Ｅヨ１）。しかし，その裏付けとして提出された領収証（乙Ｃヨ６の２２・２９・４２）は印字が薄く，内容を判読することが不可能であるから，山下直也議員の上記陳述は，信用できない。

また，山下直也議員は，平成１７年４月２０日の事務用品代４５６円を支払ったと陳述する（乙Ｅヨ１）。しかし，その裏付けとして提出された領収証（乙Ｃヨ１の４）には，「ボールド」代と記載され，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

他方，原告らは，スペアキー（乙Ｃヨ６の７），ホース及び除草剤（乙Ｃヨ６の８），トイレの消臭剤及びアリの殺虫剤（乙Ｃヨ６の３・１４），領収書（乙Ｃヨ６の４５），ポケットラジオ（乙Ｃヨ６の５０）が，調査研究のために直接必要なものではないと主張する。しかし，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当と認められるから，採用できない。

(e) したがって，事務用品・備品購入費については，平成１６年度の４万５９９２円（＝１３万２９８１円－８万４３２３円－１４０６

円－２７４円－２１０円－７７６円），平成１７年度の４万０７４８円（＝１０万３０１９円－５万６２７２円－４５００円－１３４４円－１５５円）が，按分割合検討の対象となる。

b　文具代について

山下直也議員は，平成１６年５月７日に文具代１０５０円（乙Ｃヨ６の９），同月１２日にコピー用紙代１０３５円（乙Ｃヨ６の１０），同月１９日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して１０５６円（乙Ｃヨ６の１２），同年６月３日に文具代５２５円（乙Ｃヨ６の１５），同月１１日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して６３０円（乙Ｃヨ６の１８），同月２２日にクリアーブック代１２１８円及びノート代２６８円（乙Ｃヨ６の１９），同年９月４日に文具代４７３円（乙Ｃヨ６の２７），同月２１日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して８５０円（乙Ｃヨ６の２８），同年１１月２６日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して２２１２円（乙Ｃヨ６の３２），同年１２月２日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して５７８５円（乙Ｃヨ６の３５），同月１４日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して１万１９０７円（乙Ｃヨ６の３８），平成１７年２月１日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して２３７６円（乙Ｃヨ６の４８），同月７日に「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対して３１９円（乙Ｃヨ６の４９），同年３月１６日にクリアーブック代１５９６円及びコピー用紙代４８０円（乙Ｃヨ６の５３），同月１８日にクリアーブック代１５９６円（乙Ｃヨ６の５４）の合計３万３３７６円を支払った。

また，山下直也議員は，平成１７年４月８日に「文房創庫オーヤマ株式会社大山」に対して２７４０円（乙Ｃヨ１の２），同年５月ころに鉛筆代９４５０円（乙Ｃヨ１の６），同年１１月２９日に「文房創庫オ

ーヤマ　株式会社大山」に対して紙製品代２０１６円（乙Ｃヨ１の３０・３１。なお，乙Ｃヨ１の３０の領収証は，乙Ｃヨ１の３１のレシートと，支払先，支払日及び支払額が同じであるから，それらに係る支払は同一のものと認められる。）の合計１万４２０６円を支払った。

なお，「文房創庫オーヤマ　株式会社大山」に対する支払（乙Ｃヨ１の２・３０・３１，６の１２・１８・２８・３２・３５・３８・４８・４９）は，支払先及び支払額からすれば，事務用品又は文具の代金であると認められる。

しかし，上記支払のうち，平成１６年６月３日の文具代５２５円（乙Ｃヨ６の１５）は，その裏付けとして提出された領収証（乙Ｃヨ６の１５）に手書きで「直政会」の記載があり，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

したがって，文具代については，平成１６年度の３万２８５１円（＝３万３３７６円－５２５円），平成１７年度の１万４２０６円が，按分割合検討の対象となる。

c　切手代等について

山下直也議員は，平成１６年４月７日に郵便料金５８０円（乙Ｃヨ７の１），同月９日に切手代３１２０円（乙Ｃヨ７の２），同年５月１０日に切手代３２００円（乙Ｃヨ７の３），同年６月８日に郵便料金２６４０円（乙Ｃヨ７の４），同年７月２３日に切手代４３８０円（乙Ｃヨ７の５），同年８月１６日に切手代３０４０円（乙Ｃヨ７の６），同年９月７日に切手代２９６０円（乙Ｃヨ７の７），同年１０月４日に切手代３２８０円（乙Ｃヨ７の８），同年１１月９日に切手代２５６０円（乙Ｃヨ７の９），同年１２月１３日に郵便料金２８８０円（乙Ｃヨ７の１０），同月２７日に年賀はがき代１５００円（乙Ｃヨ７の１１），

平成１７年１月１３日に切手代３２００円（乙Ｃヨ７の１２），同年２月１２日に郵便料金４４００円（乙Ｃヨ７の１３），同年３月１４日に切手代２８８０円（乙Ｃヨ７の１４）の合計４万０６２０円を支払った。

また，山下直也議員は，平成１７年４月６日に郵便料金３２００円（乙Ｃヨ２の１），同年５月９日に郵便料金２８００円（乙Ｃヨ２の２），同月３１日に切手代２０００円（乙Ｃヨ２の３），同年６月７日に切手代１２００円（乙Ｃヨ２の４），同年７月５日に切手代４０００円（乙Ｃヨ２の５），同月２８日にはがき代５０００円（乙Ｃヨ２の６），同年８月９日に切手代８０００円（乙Ｃヨ２の７），同月２５日にはがき代５０００円（乙Ｃヨ２の８），同年９月６日に切手代８０００円（乙Ｃヨ２の９），同年１１月２５日に郵便料金５万６９２５円（乙Ｃヨ２の１０），同日に郵便料金１万３３５０円（乙Ｃヨ２の１１），同日に郵便料金１８万９２１０円（乙Ｃヨ２の１２），同日に郵便料金２万４５２５円（乙Ｃヨ２の１３），同日に郵便料金１万５０００円（乙Ｃヨ２の１４），同月３０日に切手代４０００円（乙Ｃヨ２の１５），平成１８年２月２３日にはがき代７万円（乙Ｃヨ２の１６）の合計４１万２２１０円を支払った。

しかし，上記支払のうち，平成１６年１２月２７日の年賀はがき代１５００円（乙Ｃヨ７の１１）は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

この点，原告らは，まとめて購入した多額の切手代及びはがき代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代等は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当

であるから，原告らの上記主張は採用できない。

したがって，切手代等については，平成１６年度の３万９１２０円（＝４万０６２０円－１５００円），平成１７年度の４１万２２１０円が，按分割合検討の対象となる。

d　固定電話使用料について

山下直也議員は，固定電話（０７３－４２３－０６４８）の使用料として，平成１６年４月分の１万５５５６円，同年６月分の１万０５８２円，同年７月分の１万３０３５円，同年８月分の１万５３２３円，同年９月分の１万２１２１円，同年１０月分の１万４７２８円，同年１１月分の１万３８６４円，同年１２月分の１万４４１１円の合計１０万９６２０円を支払い，平成１７年４月分の２万１５７１円，同年５月分の１万０６０６円，同年６月分の１万２１５２円，同年７月分の１万０８２２円，同年８月分の１万４６４１円，同年９月分の１万４５０１円，同年１０月分の１万０９２４円，同年１１月分の１万０２２９円，同年１２月分の７３３７円，平成１８年１月分の７００１円，同年２月分の１万１５２６円，同年３月分の９５７５円の合計１４万０８８５円を支払った（乙Ｃヨ３の１ないし１２，８の１ないし８）。

したがって，固定電話使用料については，平成１６年度の１０万９６２０円，平成１７年度の１４万０８８５円が，按分割合検討の対象となる。

e　ファックス使用料について

山下直也議員は，ファックス（０７３－４３６－１００６）の使用料として，平成１６年４月分の３２１１円，同年６月分の３１６１円，同年７月分の３１８７円，同年８月分の３０６９円，同年９月分の３１６８円，同年１０月分の３１５７円，同年１１月分の３０５３円，

同年１２月分の３１２４円，平成１７年１月分の３１４２円，同年２月分の３２０３円，同年３月分の２６８９円の合計３万４１６４円を支払い，同年４月分の２７５３円，同年５月分の２６６２円，同年６月分の２６６２円，同年７月分の２８０５円，同年８月分の２６８３円，同年９月分の２６０９円，同年１０月分の２７８７円，同年１１月分の７３７２円，同年１２月分の４４３７円，平成１８年１月分の４３８３円，同年２月分の４４４５円，同年３月分の４８０４円の合計４万４４０２円を支払った（乙Ｃヨ５の１ないし１２，１０の１ないし１１）。

したがって，ファックス使用料については，平成１６年度の３万４１６４円，平成１７年度の４万４４０２円が，按分割合検討の対象となる。

ｆ　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１１１万８４９７円を加えて３分の１，平成１７年度につき１００万５６５８円を加えて３分の１）のとおり，山下直也議員が，上記事務用品・備品購入費，文具代，切手代等，固定電話使用料及びファックス使用料につき，平成１６年度に４６万００８１円（≒［４万５９９２円＋３万２８５１円＋３万９１２０円＋１０万９６２０円＋３万４１６４円＋１１１万８４９７円］×１／３），平成１７年度に５５万２７０３円（＝［４万０７４８円＋１万４２０６円＋４１万２２１０円＋１４万０８８５円＋４万４４０２円＋１００万５６５８円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　携帯電話使用料について

山下直也議員は，携帯電話（０９０－４３０６－０４６７）の使用料として，平成１６年４月分の３万０３９７円，同年５月分の２万３０２

４円，同年６月分の２万１１６５円，同年７月分の２万８９３３円，同年８月分の２万０５８６円，同年９月分の２万２７５６円，同年１０月分の２万６９３０円，同年１１月分の２万３７３９円，同年１２月分の２万８４１４円，平成１７年１月分の３万３５２０円，同年２月分の２万７７３５円，同年３月分の２万７９１２円の合計３１万５１１１円を支払い，同年４月分の２万６８０２円，同年５月分の２万８１２９円，同年６月分の２万０８０８円，同年７月分の１万９４３２円，同年８月分の２万１９４７円，同年９月分の２万１５７１円，同年１０月分の１万９９３４円，同年１１月分の２万４７０２円，同年１２月分の２万１９３６円，平成１８年１月分の２万２９５１円，同年２月分の２万１３５０円，同年３月分の４万２２８９円の合計２９万１８５１円を支払った（乙Ｃヨ４の１ないし１２，９の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，山下直也議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に６万３０２２円（＝３１万５１１１円×１／５），平成１７年度に５万８３７０円（＝２９万１８５１円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) 携帯電話機代について

山下直也議員は，平成１７年１０月１３日に，携帯電話機代２万３０００円，卓上ホルダ代６００円及びＡＣアダプタ代９００円の合計２万４５００円から１万１４００円を控除した１万３１００円及びその消費税６５５円を支払った（乙Ｃヨ１の２３）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，山下直也議員が，上記携帯電話機代につき，平成１７年度に２７５１円（＝［１万３１００円＋６５５円］×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(オ) インスタントカメラ代について

山下直也議員は，平成１７年７月６日にインスタントカメラ代１０２９円を支払った（乙Ｃヨ１の１７）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，山下直也議員が，上記インスタントカメラ代につき，平成１７年度に２０６円（≒１０２９円×１／５）を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア) 人件費の按分等について

山下直也議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ，山下直也議員は，後援会の「人件費」としても，平成１６年度に２２１万円，平成１７年度に１９５万円を支出した（甲ヨ３の１・２）。

したがって，後述する人件費に，上記後援会の「人件費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 人件費の支出等について

a　雇用について

(a) 山下直也議員は，平成１６年４月から同年１０月までの間，辻裕子を雇用し，同人に対し，同年４月分ないし同年９月分の賃金として月額５万円，同年１０月分の賃金として１０万円の合計５５万円を支払った（乙Ｄヨ９）。

(b) 山下直也議員は，平成１６年１１月から同年１２月までの間，和田知子を雇用し，同人に対し，同年１１月分及び同年１２月分の賃金として月額５万円の合計１０万円を支払った（乙Ｄヨ８の１・２）。

(c) 山下直也議員は，平成１６年１１月から同年１２月までの間及び平成１７年９月から同年１２月までの間，高垣美鈴を雇用し，同人

に対し，平成１６年１１月分の賃金として４万円，同年１２月分の賃金として７万円の合計１１万円を支払い，平成１７年９月分ないし同年１２月分の賃金としてそれぞれ５万円の合計２０万円を支払った（乙Ｄヨ１，３の１ないし４，７の１・２）。

この点，山下直也議員は，平成１８年１月から同年３月までの間にも，高垣美鈴を雇用し，同人に対し，同年１月分ないし同年３月分の賃金として月額５万円を支払ったと陳述するが（乙Ｅヨ１），その裏付けはないから，信用できない。

(d) 山下直也議員は，平成１７年１２月から平成１８年２月までの間，賃金月額１０万円で，岩上勝則を雇用し，同人に対し，平成１７年１２月分ないし平成１８年２月分の賃金として月額１０万円の合計３０万円を支払った（乙Ｄヨ２，４の１ないし３）。

なお，岩上勝則の雇用契約書（乙Ｄヨ２）は，平成１８年１月付けであるが，平成１７年１２月分の賃金（事務所手伝い費）の領収証があるから（乙Ｄヨ４の１），上記のとおり同人が雇用され，賃金が支払われたと認められる。

この点，山下直也議員は，平成１８年３月にも，岩上勝則を雇用し，同人に対し，同月分の賃金として１０万円を支払ったと陳述するが（乙Ｄヨ１），その裏付けはないから，信用できない。

(e) 山下直也議員は，大西和子に対し，平成１７年１２月２０日及び平成１８年１月２０日，事務所手伝い費用としてそれぞれ１０万円の合計２０万円を支払った（乙Ｄヨ５の１・２）。

(f) 山下直也議員は，東山恵子に対し，平成１８年２月２０日，事務所手伝い費用として１０万円を支払った（乙Ｄヨ６）。

b 按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき２２１万円を加えて３分の

１，平成１７年度につき１９５万円を加えて３分の１）のとおり，山下直也議員が，平成１６年度に９９万円（＝［５５万円＋１０万円＋１１万円＋２２１万円］×１／３），平成１７年度に９１万６６６７円（≒［２０万円＋３０万円＋２０万円＋１０万円＋１９５万円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 原告らは，高垣美鈴，岩上勝則，大西和子，東山恵子及び和田知子が，後援会に雇用されていたと主張する（乙Ｄヨ３の１ないし４，４の１ないし３，５の１・２，６，７の１・２，８の１・２）。しかし，高垣美鈴及び岩上勝則については，雇用契約書（乙Ｄヨ１，２）が存在するし，大西和子，東山恵子及び和田知子については，賃金の領収証が後援会宛てであるものの，原告らの上記主張を裏付ける具体的な証拠はなく，高垣美鈴，岩上勝則，大西和子，東山恵子及び和田知子の人件費は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な按分割合の限度で，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア) 山下直也議員は，事務所費として，平成１６年度に４８万７６６５円，平成１７年度に修正前の３２万９４７１円の政務調査費を支出したところ（別紙１），支出許容額（平成１６年度につき合計１１４万５７２７円［＝１０４万６４５２円＋９万９２７５円］，平成１７年度につき１０３万９４５２円）を超える違法支出はない。

(イ) 山下直也議員は，事務費として，平成１６年度に２６万４９７０円，平成１７年度に３５万０９００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），支出許容額（平成１６年度につき合計５２万３１０３円［＝４６万００８１円＋６万３０２２円］，平成１７年度につき合計６１万４０３０円［＝５５万２７０３円＋５万８３７０円＋２７５１円＋２０６円］）を

超える違法支出はない。

(ウ) 山下直也議員は，人件費として，平成１６年度に３７万円，平成１７年度に３５万円の政務調査費を支出したところ(別紙１)，支出許容額(平成１６年度につき９９万円，平成１７年度につき９１万６６６７円）を超える違法支出はない。

(エ) よって，被告が，山下直也議員に対し，不当利得の返還を請求するべき理由はない。

(38) 山田正彦議員（以下「山田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

山田議員の政務調査用事務所（和歌山県紀の川市貴志川町神戸１７６－１）は，自宅（同町井ノ口１０５２番地）とは別の場所に設置され，後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた（乙Ｂラ７，８，Ｄラ１，２，Ｅラ１，弁論の全趣旨)。

なお，後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」は，紀の川市貴志川町神戸１７５－１に設置されていたと届出され，名刺にも同所に貴志川事務所を設置していると記載されているが（甲Ａ５の２・３，乙Ｂラ８)，山田議員は，地番が勘違いであり，政務調査用事務所に併設されていたと陳述するところ（乙Ｅラ１)，その陳述は自然であるから，そのとおり認められる。

この点，山田議員は，後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の活動実体がほとんどなく，後援会は選挙の時期に別の事務所を借りて活動を行っていたと陳述するが（乙Ｅラ１)，その裏付けはないから，信用できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の事務所賃料及び固定電話使用料につい

ては，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，山田議員は，「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の「事務所費」としても平成１５年度に４７万１９６５円，平成１６年度に１９万２４００円，平成１７年度に２０万５６８０円を，後援会の「事務所費」としても，平成１５年度に１８３万００１６円，平成１６年度に６７万４６８５円，平成１７年度に６７万１５２４円を支出した（甲ラ５の１ないし３，６の１ないし３）。

したがって，後述する事務所賃料及び固定電話使用料に，「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」及び後援会の「事務所費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，山田議員の政務調査用事務所の電気料金及び水道料金については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，山田議員は，後援会の「光熱水費」としても，平成１５年度に８万１８３０円，平成１６年度に８万１９３８円，平成１７年度に８万５２８４円を支出した（甲ラ６の１ないし３）。

したがって，後述する電気料金及び水道料金に，後援会の「光熱水費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 事務所賃料及び固定電話使用料について

a　事務所賃料について

山田議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，協和水産株式会社代表取締役佐本春美から，「那賀郡貴志川町神戸一七六一一」所在の建物の１室を「事務所」として賃料月額５万円で賃借し，協和水産株式会社に対し，平成１６年４月分ないし平成１８年３月分の賃料として，平成１６年５月２８日に５万円，同年６月２８日に１

０万円，同年８月１１日に５万円，同年９月３０日に１０万円，同年１２月６日に１０万円，平成１７年１月１７日に１０万円，同年３月２３日に１０万円，同年６月２日に１０万円，同年７月２７日に１０万円，同年９月３０日に２０万円，平成１８年１月２６日に１０万円，同年３月１７日に１０万円を支払った（乙Ｂラ１の１ないし５，４の１ないし７，７，９，弁論の全趣旨）。

なお，平成１５年４月分ないし平成１６年３月分の賃料については，領収証等の証拠が提出されていないが，継続的契約に係る定額の支払であるから，山田議員は，平成１５年４月から平成１６年３月までの間も，毎月，賃料として月額５万円を支払ったと認められる。

b　固定電話使用料について

山田議員は，政務調査用事務所の固定電話（０７３６－６４－００４５）及びファックス用電話（０７３６－６４－００４６）の使用料として，平成１６年４月１２日に２０１０円及び３０７７円，同年５月１０日に２２０８円及び３８１１円，同年６月１０日に２１１６円及び２９００円，同年７月１２日に２１４５円及び３７８４円，同年８月１０日に２０５１円及び６９２９円，同年９月１０日に２０００円及び２９０７円，同年１０月１２日に２０１９円及び３４８３円，同年１１月１０日に２５２８円及び３８０５円，同年１２月１０日に１９９２円及び３１１５円，平成１７年１月１１日に２０４１円及び３９６８円，同年２月１０日に１８９４円及び３２０１円，同年３月１０日に１８３６円及び３１３７円の合計６万８９５７円を支払い，同年４月１１日に１７９５円及び３３４３円，同年５月１０日に１８１２円及び２５３０円，同年６月１０日に１８１１円及び２５７２円，同年７月１１日に１８０６円及び２７７７円，同年８月１０日に１７３７円及び２４６１円，同年９月１２日に１７５５円及び２８１６円，

同年１０月１１日に１７７６円及び４３０２円，同年１１月１０日に１７３１円及び２２９４円，同年１２月１２日に１７４９円及び２５８０円，平成１８年1月１０日に１８１８円，同年2月１０日に１７７１円及び２４３０円，同年3月１０日に１８０９円及び４５９５円の合計５万４０７０円を支払った（乙Ｂラ２，５の１・２，８，Ｅラ１，弁論の全趣旨）。

この点，山田議員は，固定電話（０７３６－６４－００４５）の使用料として平成１８年1月２７日に２７２６円を支払ったが（乙Ｃラ２９），これに政務調査費を支出していなかったから（乙Ｅラ１），平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。

他方，原告らは，和歌山県監査委員が固定電話使用料について言及していないから（甲Ａ３），山田議員は，そもそも固定電話使用料に政務調査費を支出していなかったなどと主張する。しかし，その主張を裏付ける証拠はないから，原告らの上記主張は採用できない。

ｃ　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１５年４月につき１９万１８３２円［≒２３０万１９８１円×１か月／１２か月］を加えて３分の１，平成１５年度［同年４月を除く。］につき２１１万０１４９円［≒２３０万１９８１円×１１か月／１２か月］を加えて３分の１，平成１６年度につき８６万７０８５円を加えて３分の１，平成１７年度につき８７万７２０４円を加えて３分の１）のとおり，山田議員が，上記事務所賃料及び固定電話使用料につき，平成１５年４月に８万０６１１円（≒［５万円＋１９万１８３２円］×１／３），平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万６７１６円（≒［５万円×１１か月＋２１１万０１４９円］×１／３），平成１６年度に５１万２０１４円（＝［５万円×１２か月＋６万８９５７円＋８６万７０８５円］×１／３），平成１７年度に５

１万０４２５円（≒［５万円×１２か月＋５万４０７０円＋８７万７２０４円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 電気料金及び水道料金について

a 電気料金について

山田議員は，政務調査用事務所の電気料金として，平成１６年５月６日に６３５５円，同年６月３日に４５２８円，同年７月１日に４８６９円，同年８月２日に６５２６円，同年９月３日に８８７５円，同年１０月４日に７５１５円，同年１１月１日に４９０１円，同年１２月２日に４７０５円，平成１７年１月４日に５１９５円，同年２月４日に８０１８円，同年３月４日に７２５３円の合計６万８７４０円を支払い，同年４月１日に７０４１円，同年５月２日に６３１０円，同年６月３日に４１９７円，同年７月１日に４３１３円，同年８月１日に５３６６円，同年９月２日に８３６２円，同年１０月３日に６０２０円，同年１１月４日に４７５４円，同年１２月２日に４８４９円，平成１８年１月４日に６６５４円，同年２月３日に８２７２円，同年３月３日に７３８６円の合計７万３５２４円を支払った（乙Ｂラ２，５の１・２，Ｅラ１，弁論の全趣旨）。

なお，平成１５年４月分の電気料金については，領収証等の証拠が提出されていないが，継続的契約に係る支払であるから，平成１６年度及び平成１７年度の電気料金の平均額により算定するのが相当であり，山田議員は，平成１５年４月に６１８５円（≒［６万８７４０円＋７万３５２４円］÷２３か月）を支払ったと認められる。

この点，山田議員は，平成１５年４月に光熱水費として少なくとも１万円を支払ったと陳述するが（乙Ｅラ１），その裏付けはないから，信用できない。

b　水道料金について

山田議員は，協和水産株式会社の代表取締役で，上記事務所建物の賃借人である佐本春美に対し，政務調査用事務所の水道料金（月額１０００円）として，平成１６年5月２８日に１０００円，同年6月２８日に２０００円，同年8月１１日に１０００円，同年9月３０日に２０００円，同年１２月6日に２０００円，平成１７年1月１７日に２０００円，同年3月２３日に２０００円の合計１万２０００円を支払い，同年6月２日に２０００円，同年7月２７日に２０００円，同年9月３０日に４０００円，平成１８年1月２６日に２０００円，同年3月１７日に２０００円の合計１万２０００円を支払った（乙Ｂラ３の１ないし5，６の１ないし7，７，９，Ｅラ１，弁論の全趣旨）。

なお，平成１５年４月分の水道料金については，領収証等の証拠が提出されていないが，継続的契約に係る定額の支払であったから，山田議員は，平成１５年４月に少なくとも１０００円を支払ったと認めるのが相当である。

この点，原告らは，水道料金が調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記水道料金は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

c　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１５年４月に６８１９円［≒8万１８３０円×１か月／１２か月］を加えた上で３分の１，平成１６年度に８万１９３８円を加えた上で３分の１，平成１７年度に８万５２８４円を加えた上で３分の１）のとおり，山田議員が，上記電気料金及び水道使用料につき，平成１５年４月に４６６８円（≒［６１８５円＋１０００円＋６８１９円］×１／３），平成１６年度に５万４２２６円（＝

［6万8740円＋1万2000円＋8万1938円］×1／3），平成17年度に5万6936円（＝［7万3524円＋1万2000円＋8万5284円］×1／3）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の事務用品・備品購入費及び事務機器リース代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，山田議員は，「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の「備品・消耗品費」としても平成17年度に4万6599円を，後援会の「備品・消耗品費」としても平成16年度に2-3万6825円，平成17年度に25万3307円を支出した（甲ラ5の3，6の2・3）。

したがって，後述する事務用品・備品購入費及び事務機器リース代については，「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」及び後援会の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められるから，その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，被告は，山田議員が携帯電話を調査研究以外に使用することはほとんどなかったと主張するが，その主張を裏付ける証拠はないから，採用できない。

(イ)　事務用品・備品購入費及び事務機器リース代について

a　事務用品・備品購入費について

山田議員は，平成１６年４月５日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２５０円（乙Ｃラ３４），同月２８日に「コーヒーフレッシュ」代３３６円，トイレットペーパー代４４８円（乙Ｃラ３５），同年５月１１日にゴミ袋代２００円（乙Ｃラ３６），同月１７日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代３９０円（乙Ｃラ３７），同日にトイレットペーパー代４９８円（乙Ｃラ３８），同日に和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃラ３９），同月２４日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代１８０円（乙Ｃラ４０），同月２８日に「クラシモアチユウアツ」代１９８円及びトイレットペーパー代３７８円（乙Ｃラ４１），同月３１日に「スリムシュガー」代９３６円（乙Ｃラ４２），同年６月２日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２００円（乙Ｃラ４６），同月１１日に「コーヒーフレッシュ」代３５６円（乙Ｃラ４３），同月１４日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２００円（乙Ｃラ４４），同月２８日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２００円（乙Ｃラ４５），同年７月５日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２５０円（乙Ｃラ４７），同月２０日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２５０円（乙Ｃラ４８），同日にお茶代７９６円，「コントレツクス」代３６５円，「コーヒーフレッシュ」代３１６円及び金封代３６９円（乙Ｃラ４９），同年８月１７日にお茶代７９６円（乙Ｃラ５０），同月２１日にタンブラー代４００円（乙Ｃラ５１），同月２５日に殺虫剤代３９７円及びお茶代９９８円（乙Ｃラ５２），同年９月１０日に「スズランコアレス」代５０１円及び「コーヒーフレッシュ」代２０７円（乙Ｃラ５３），同年１０月２８日に「ＡＧＦマリームポーション」代４００円（乙Ｃラ５４），同年１１月２４日にフラットファイル代４４８円及び掃除機紙パック代８９８円（乙Ｃラ５５），同年１２月２２日に「コ

ーヒーフレッシュ」代３５６円（乙Ｃラ５６），同月２７日に「スズランコアレス」代５０１円（乙Ｃラ５７），平成１７年1月１７日に収入印紙代２０００円（乙Ｃラ５８），同月２０日に金封３６９円及び「スズランコアレス」代５０１円（乙Ｃラ５９），同年2月１４日に「コーヒーフレッシュ」代４１４円（乙Ｃラ６０），同年3月８日にコピー用紙，ゼムクリップ及びラックの代金４０１２円（乙Ｃラ６１の１・２），同月２４日に「コーヒーフレッシュ」代３５６円（乙Ｃラ６２）の合計２万２０７０円を支払った。

また，山田議員は，平成１７年４月１４日に「コーヒーフレッシュ」代３５６円及び金封代３６９円（乙Ｃラ１），同年6月１日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代１７０円（乙Ｃラ４），同月２日にティッシュ代２９８円及びトイレットペーパー代５０１円（乙Ｃラ２），同月６日に和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃラ３），同月９日にお茶代１０９８円（乙Ｃラ５），同月１３日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２００円（乙Ｃラ６），同月２０日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代１５０円（乙Ｃラ７），同日にトイレットペーパー代５０１円（乙Ｃラ８），同月２７日に貴志川観光物産センターに対して「イタク」代２００円（乙Ｃラ９），同月３０日に「コーヒーフレッシュ」代３３６円（乙Ｃラ１０），同年７月２７日にお茶代５８８円及び金封代２４２円（乙Ｃラ１１），同年８月４日に「スリムシュガー」代６２４円及び「コーヒーフレッシュ」代１５８円（乙Ｃラ１２），同月８日に文具代２１０円（乙Ｃラ１３），同月２２日にスケジュールボード代１４８０円（乙Ｃラ１４），同年９月８日にお茶代６００円及びトイレットペーパー代５０１円（乙Ｃラ１５），同月９日に「ウェルネット株式会社」に対して４１７２円（乙Ｃラ１６），同月２７日にトイレットペーパー代５０１円（乙Ｃラ１７），

同年ころに，店名に「ファミリーファッション」などと記載されたレシートに係る８９７円（乙Ｃラ１８），日付が不明で店名に「ファミリーファッション」などと記載されたレシートに係る５９８円（乙Ｃラ１９），同年１０月１７日に「コーヒーフレッシュ」代３１６円（乙Ｃラ２０），同年１２月９日に「コーヒーフレッシュ」代３５６円（乙Ｃラ２１），同月１９日に一筆箋代２７８円（乙Ｃラ２２），平成１８年１月９日に「チボンアジシノ」代２９８円，「ペアバツフエル」代２８８円及び「エビノリアラレ」代１９７円（乙Ｃラ２３），同月１１日に切手代１万０４００円（乙Ｃラ２４），同月１７日にトイレットペーパー代５０１円（乙Ｃラ２５），同月２３日に切手代２４００円及び収入印紙代２０００円（乙Ｃラ２６），同日にコピーキット代２万３６２５円（乙Ｃラ２７の１・２），同月２５日にはがき代２０００円（乙Ｃラ２８），同月３０日にはがき代４５００円（乙Ｃラ３０），同月３１日に「コーヒーフレッシュ」代４１４円（乙Ｃラ３１），同年３月７日に「コーヒーフレッシュ」代３５６円（乙Ｃラ３２）の合計６万４０７９円を支払った。

なお，平成１７年９月９日の「ウェルネット株式会社」に対する４１７２円（乙Ｃラ１６）は，払込票兼受領証に「カウネット担当販売店：株式会社ネットオフィス」との記載があることからすれば，事務用品代であると認められ，平成１８年１月９日の「チボンアジシノ」代２９８円，「ペアバツフエル」代２８８円及び「エビノリアラレ」代１９７円（乙Ｃラ２３）は，被告が菓子類であると主張しているところ，名称及び支払額からすれば，そのとおり認められる。

しかし，上記支払のうち，貴志川観光物産センターに対する，平成１６年４月５日の「イタク」代２５０円（乙Ｃラ３４），同年５月１７日の「イタク」代３９０円（乙Ｃラ３７），同月２４日の「イタク」代

１８０円（乙Ｃラ４０），同年６月２日の「イタク」代２００円（乙Ｃラ４６），同月１４日の「イタク」代２００円（乙Ｃラ４４），同月２８日の「イタク」代２００円（乙Ｃラ４５），同年７月５日の「イタク」代２５０円（乙Ｃラ４７）及び同月２０日の「イタク」代２５０円（乙Ｃラ４８）の合計１９２０円，また，貴志川観光物産センターに対する，平成１７年６月１日の「イタク」代１７０円（乙Ｃラ４），同月１３日の「イタク」代２００円（乙Ｃラ６），同月２０日の「イタク」代１５０円（乙Ｃラ７）及び同月２７日の「イタク」代２００円（乙Ｃラ９），並びに，同年ころの「ファミリーファッション」に対する８９７円（乙Ｃラ１８）及び５９８円（乙Ｃラ１９）の合計２２１５円は，支払先からすれば，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

また，平成１６年５月１７日の和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃラ３９），平成１７年６月６日の和歌山県の職員録２冊の代金１４００円（乙Ｃラ３）は，同じものを２冊も購入することが，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから，そのうち，それぞれ１冊分７００円に政務調査費を支出した部分は違法である。

さらに，平成１６年７月２０日の金封代３６９円（乙Ｃラ４９），平成１７年１月２０日の金封３６９円（乙Ｃラ５９）の合計７３８円，同年４月１４日の金封代３６９円（乙Ｃラ１），同年７月２７日の金封代２４２円（乙Ｃラ１１）の合計６１１円は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費とは認められないから，政務調査費を支出することは許されない。

この点，原告らは，トイレットペーパー（乙Ｃラ２，８，１５，１７，２５，３５，５９），ティッシュペーパー（乙Ｃラ２），スケジュ

ールボード（乙Ｃラ１４），ゴミ袋（乙Ｃラ３６），掃除機の紙パック（乙Ｃラ５５）が，調査研究に直接必要なものではないと主張するが，これらの購入費は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

また，原告らは，まとめて購入した多額の切手代，はがき代及び収入印紙代が調査研究のためのものではないと主張する。しかし，上記切手代，はがき代及び収入印紙代は，事務所の設置状況等を考慮した社会通念上相当な割合の限度で，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

したがって，事務用品・備品購入費については，平成１６年度の１万８７１２円(＝２万２０７０円－１９２０円－７００円－７３８円)，平成１７年度の６万０５５３円（＝６万４０７９円－２２１５円－７００円－６１１円）が，按分割合検討の対象となる。

b　事務機器リース代について

山田議員は，デジタル電子複合機のリース代として，平成１６年４月５日，同年５月６日，同年６月３日，同年７月５日，同年８月３日，同年９月３日，同年１０月４日，同年１１月４日，同年１２月３日，平成１７年１月４日，同年２月３日，同年３月３日にそれぞれ９９７５円の合計１１万９７００円を支払い，同年４月４日，同年５月６日，同年６月３日，同年７月４日，同年８月３日，同年９月５日，同年１０月３日，同年１１月４日，同年１２月５日，平成１８年１月４日，同年２月３日，同年３月３日にそれぞれ９９７５円の合計１１万９７００円を支払った（乙Ｃラ３３の１・２，６３）。

なお，原告らは，上記事務機器リース代が政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）であるなどと主張するが，その代金とし

て１年間１１万９７００円は社会通念上相当であるから，採用できない。

c　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき２３万６８２５円を加えて３分の１，平成１７年度につき２９万９９０６円を加えて３分の１），山田議員が，上記事務用品・備品購入費及び事務機器リース代につき，平成１６年度に１２万５０７９円（≒［１万８７１２円＋１１万９７００円＋２３万６８２５円］×１／３），平成１７年度に１２万０１５３円（＝［６万０５５３円＋２９万９９０６円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ)　携帯電話使用料について

山田議員は，携帯電話（０９０－３２７９－７５０７）の使用料として，平成１６年５月分の１万６１４４円，同年６月分の１万３７３５円，同年７月分の１万７２５９円，同年８月分の１万６９９９円，同年９月分の１万７５０９円，同年１０月分の１万２０１５円，同年１１月分の１万３２９５円，同年１２月分の１万３８８１円，平成１７年１月分の１万３２４１円，同年２月分の１万３０２２円，同年３月分の１万２８０３円，同年４月分の１万５６２９円の合計１７万５５３２円を支払い，同年５月分の１万６３０９円，同年６月分の１万７３５８円，同年７月分の１万５０６３円，同年８月分の１万５０１７円，同年９月分の１万５５８２円，同年１０月分の１万３３８９円，同年１１月分の１万５８９３円，同年１２月分の１万９０５９円，平成１８年１月分の１万４４１９円，同年２月分の１万２０６４円，同年３月分の１万６９３０円，同年４月分の２万０６９１円の合計１９万１７７４円を支払った（乙Ｃラ６４ないし８７）。

なお，各月分の使用料は，それぞれ前月使用分であると認められる（乙

Ｃラ６４ないし８７)。

そして，上記(ア)の按分割合（４分の１）のとおり，山田議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に４万３８８３円（＝１７万５５３２円×１／４)，平成１７年度に４万７９４４円（≒１９万１７７４円×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

山田議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，山田議員は，後援会の「人件費」としても平成１６年度に９６万円，平成１７年度に９６万円を支出した（甲ラ６の２・３)。

したがって，後述する人件費に，上記後援会の「人件費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ)　人件費の支出等について

山田議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，業務内容を「県議会議員山田正彦事務所一般事務」，賃金を１日５０００円（月額７万５０００円を超えない。)，通勤手当を５０００円として，宮井悦子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金及び通勤手当として，月額合計８万円を支払った（乙Ｄラ１，２)。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年度につき３分の１，平成１６年度につき９６万円を加えて３分の１，平成１７年度につき９６万円を加えて３分の１）のとおり，山田議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に２万６６６７円（≒８万円×１／３)，平成１５年度（同年４月を除く。）に２９万３３３３円（＝８万円×１１か月×１／３)，平成１６年度及び平成１７年度に各６４万円（＝［８万円×１２か月＋９６万

円］×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，被告は，宮井悦子が調査研究以外に従事していなかったと主張するが，その裏付けはないから，採用できない。

また，山田議員は，平成１５年４月，多忙のため，宮井悦子に対し，５０００円を支払ったと陳述するが(乙Ｅラ１)，その裏付けはないから，信用できない。

他方，原告らは，宮井悦子の雇用契約の業務の内容が，監理業務及び一般事務の補助であった（乙Ｄラ１，２）から，調査研究に従事していなかったと主張する。しかし，宮井悦子の従事した業務に調査研究に関するものが含まれていなかったとは認められないから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　山田議員は，事務所費として，平成１５年４月に６万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万円，平成１６年度に７０万２５５０円，平成１７年度に７６万２３８０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月及び平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額（平成１５年４月につき合計８万５２７９円［＝８万０６１１円＋４６６８円］，平成１５年度［同年４月を除く。］につき８８万６７１６円）を超える違法支出はないが，平成１６年度に支出許容額合計５６万６２４０円（＝５１万２０１４円＋５万４２２６円）を超える１３万６３１０円，平成１７年度に支出許容額合計５６万７３６１円(＝５１万０４２５円＋５万６９３６円）を超える１９万５０１９円を支出した部分は違法である

(イ)　山田議員は，事務費として，平成１６年度に１８万５６５０円，平成１７年度に３６万５６５０円の政務調査費を支出したところ（別紙１），

そのうち，平成１６年度に支出許容額合計１６万８９６２円（＝１２万５０７９円＋４万３８８３円）を超える１万６６８８円，平成１７年度に支出許容額合計１６万８０９７円（＝１２万０１５３円＋４万７９４４円）を超える１９万７５５３円を支出した部分は違法である。

(ウ) 山田議員は，人件費として，平成１５年４月に８万５０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ９６万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額２万６６６７円を超える５万８３３３円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額２９万３３３３円を超える５８万６６６７円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各６４万円を超える各３２万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，山田議員に対し，平成１５年４月分５万８３３３円，平成１５年度分（同年４月を除く。）５８万６６６７円，平成１６年度分合計４７万２９９８円（＝１３万６３１０円＋１万６６８８円＋３２万円），平成１７年度分合計７１万２５７２円（＝１９万５０１９円＋１９万７５５３円＋３２万円）の総合計１８３万０５７０円の不当利得の返還を請求すべきである。

(39) 吉井和視議員（以下「吉井議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

吉井議員の政務調査用事務所（和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山６１７番１）は，自宅（同町大字庄字下松山６１８番２）とは別の場所に，後援会である「吉井和視後援会」，政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた（甲リ５，乙Ｂリ８，９，Ｅリ１，弁論の全趣旨）。

この点，吉井議員は，「吉井和視後援会」，「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」が自宅と同じ敷地内にある両親宅に設置

されていたと陳述するところ（乙Ｅリ１），確かに，「吉井和視後援会」，「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」は，和歌山県「有田郡吉備町庄６１８」で届出がされていた（甲Ａ５の２・３）。しかし，吉井議員の政務調査用事務所が設置されている建物は，地図上で，「自民党有田郡第一支部」及び「吉井かずみ(事)」と表示され，その建物の壁面には，自由民主党の国会議員のポスターが貼られ，政治活動に関する看板が設置されており，その敷地入口付近のブロック塀沿いには，「自由民主党吉備町支部」の看板，政治活動に関する看板，「吉井かずみ後援会事務所」の看板が設置され，自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた（甲リ８の３・４，１０の２）。また，吉井議員の両親宅の建物（乙Ｂリ９）は，地図上で，「吉井コンクリート産業(株)」及び「吉井組」と表示され（甲リ８の３），その建物には，「吉井コンクリート産業株式会社」の看板が設置され，政治活動等に関する看板やポスター等はなかった（甲リ８の１，１０の１ないし４，弁論の全趣旨）。したがって，吉井議員の上記陳述は信用できない。

他方，原告らは，上記政務調査用事務所の建物に政務調査用事務所の表示がなかったから，政務調査用事務所は存在しなかったなどと主張する。しかし，政務調査用事務所の表示がなかったからといって，これが存在しなかったと認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の土地賃料については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，吉井議員は，「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「事務所費」としても，平成１５年度に１４１万６２０１円，平成１６年度に１０６万６８９７円，平成１７年度に１１６万６５７８円を支出した（甲リ１１の１ないし３）。

したがって，後述する土地賃料に，上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「事務所費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

また，電気料金及び灯油代については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるところ，吉井議員は，「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「光熱水費」としても，平成１６年度に１９万５４２５円，平成１７年度に２３万０７６１円を支出した（甲リ１１の２・３）。

したがって，後述する電気料金及び灯油代に，上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「光熱水費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ) 土地賃料について

吉井議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，吉井議員の母である吉井時子から，和歌山県有田郡有田川町大字庄字下松山６１７番１の土地を事務所用地及び駐車場として，賃料月額５万円で賃借し，賃料として，平成１５年４月分ないし平成１７年３月分の月額５万円，同年４月分ないし平成１８年３月分の月額３万円を支払った（乙Ｂリ１の１ないし１２，５の１ないし１２，６の１ないし１１，７ないし１０，Ｅリ１，弁論の全趣旨）。

なお，賃貸借契約書（乙Ｂリ８）では，目的物の表示が「有田郡吉備町庄６１８－１」と記載されているところ，吉井議員は，６１７番１の土地と勘違いしたと陳述する（乙Ｅリ１）。確かに，６１８番１の土地は小堀政枝が所有し（甲リ６の１・２，７），６１７番１の土地は吉井時子が所有していたから（乙Ｂリ１０），吉井議員の上記陳述は自然であり，

そのとおり認められる。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年４月につき１１万８０１７円［≒１４１万６２０１円×１か月／１２か月］を加えて４分の１，平成１５年度［同年４月を除く。］につき１２９万８１８４円［≒１４１万６２０１円×１１か月／１２か月］を加えて４分の１，平成１６年度につき１０６万６８９７円を加えて４分の１，平成１７年度につき１１６万６５７８円を加えて４分の１）のとおり，吉井議員が，上記土地賃料につき，平成１５年４月に４万２００４円（≒［５万円＋１１万８０１７円］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に４６万２０４６円（≒［５万円×１１か月＋１２９万８１８４円］×１／４），平成１６年度に４１万６７２４円（≒［５万円×１２か月＋１０６万６８９７円］×１／４），平成１７年度に３８万１６４５円（≒［３万円×１２か月＋１１６万６５７８円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，政務調査用事務所の敷地が吉井議員と同居する親族の所有であったから，その賃料に政務調査費を支出することは許されないと主張する。しかし，上記アのとおり，吉井議員は，吉井時子と別居しており，別居する親子を経済的に一体と認めることはできないから，原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) 電気料金及び灯油代について

a 電気料金について

吉井議員は，契約種別が①従量電灯Ａ，②低圧電力の電気料金として，平成１６年４月分の①５３６１円及び②６６６６円，同年５月分の①４３６２円及び②６３４９円，同年６月分の①４８００円及び②６２２３円，同年７月分の①６９３９円及び②１万４２４９円，同年８月分の①６０４２円及び②１万１８８０円，同年９月分の①５３１

１円及び②９９２２円，同年１０月分の①４８０６円及び②６４８２円，同年１１月分の①４２９２円及び②６６３３円，同年１２月分の①５５１７円及び②７８８３円，平成１７年１月分の①５３７１円及び②１万１０１９円，同年２月分の①４５８４円及び②１万０４６９円，同年３月分の①３５５１円及び②８７８７円の合計１６万７４９８円を支払い，同年４月分の①３５９３円及び②７５６１円，同年５月分の①２１９７円及び②６２１２円，同年６月分の①４２２６円及び②６１６１円，同年７月分の①５９０９円及び②９２２９円，同年８月分の①６８９６円及び②１万３４８８円，同年９月分の①６９７１円及び②１万２８１５円，同年１０月分の①５６０８円及び②６４５４円，同年１１月分の①５０６６円及び②６４６７円，同年１２月分の①５５８５円及び②９７７１円，平成１８年１月分の①５５２９円及び②１万１５４１円，同年２月分の①５０５２円及び②１万０１５９円，同年３月分の①５１００円及び②９２１３円の合計１７万０８０３円を支払った（乙Ｂリ２の１ないし１２，３の１ないし１２，１１の１ないし１２，１２の１ないし１２）。

なお，一般的に，従量電灯Ａは，一般家庭で使用される電気料金の形態で，低圧電力は，エアコン，業務用冷蔵庫，ポンプ，エレベーター，工場等のモーター等で使用される電気料金の形態であり，用途や使用量に応じて使い分けられるべきものであるところ，吉井議員が，従量電灯Ａ及び低圧電力を利用したことは，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，従量電灯Ａ及び低圧電力の電気料金に政務調査費を支出したことは許される。

b　灯油代について

吉井議員は，灯油代として，平成１７年１１月２２日に２３４０円，

同年１２月５日に５５８９円，平成１８年３月ころに１４０４円の合計９３３３円を支払った（乙Ｂリ４の１ないし３）。

なお，原告らは，灯油代は調査研究に直接必要なものではないと主張するが，上記灯油代は，議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置，管理に要する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

c　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１９万５４２５円を加えて４分の１，平成１７年度につき２３万０７６１円を加えて４分の１）のとおり，吉井議員が，上記電気料金及び灯油代につき，平成１６年度に９万０７３１円（≒［１６万７４９８円＋１９万５４２５円］×１／４），平成１７年度に１０万２７２４円（≒［１７万０８０３円＋９３３３円＋２３万０７６１円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ　事務費について

(ア)　事務費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費及びはがき代等については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたところ，吉井議員は，「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「備品・消耗品費」としても，平成１６年度に１６５万７６２５円，平成１７年度に１０４万４６２２円を支出した（甲リ１１の２・３）。

したがって，後述する固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費及びはがき代等に，上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「備品・消耗品費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法で

あるとするのが相当である。

また，携帯電話使用料については，その汎用性を考慮すれば，調査研究以外に，「吉井和視後援会」，「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や，私的にも利用されていたと認められることから，社会通念上相当な按分割合として，その５分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ) 固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費及びはがき代等について

a 固定電話及びファックス用電話の使用料について

吉井議員は，①固定電話（０７３７－５２－５７２８）及び②ファックス用電話（０７３７－５２－７１７８）の使用料として，平成１６年４月分の①及び②５７３０円，同年５月分の①及び②５１６３円，同年６月分の①及び②４９０７円，同年７月分の①及び②５００８円，同年８月分の①及び②６７３７円，同年９月分の①及び②４９５６円，同年１０月分の①及び②８４１３円，同年１１月分の①及び②４９３３円，同年１２月分の①及び②５０４６円，平成１７年１月分の①及び②１万２５１６円，同年２月分の①及び②５０１６円，同年３月分の①及び②４５０７円の合計７万２９３２円を支払い，同年４月分の①及び②７１６７円，同年５月分の①及び②７１１６円，同年６月分の①及び②８５７３円，同年７月分の①及び②１万１０１１円，同年８月分の①７９３３円及び②４２４７円，同年９月分の①７７５７円及び②４２７４円，同年１０月分の①８８６７円及び②４２８２円，同年１１月分の①７８０２円及び②４２１１円，同年１２月分の①７７９２円及び②４３１３円，平成１８年１月分の①８１５０円及び②４４８９円，同年２月分の①７７９５円及び②４４９９円，同年３月分の①７８８６円及び②４５１３円の合計１３万２６７７円を支払っ

た（乙Ｃリ２の１ないし１１，８の１ないし１２，Ｅリ１）。

この点，原告らは，上記固定電話使用料は自宅用であると主張する。しかし，上記固定電話は，政務調査用事務所のものであり，自宅でも受けることができたにすぎず，自宅用の電話回線も別にあったことが認められるから（乙Ｅリ１，弁論の全趣旨），原告らの上記主張は採用できない。

b　インターネット通信費について

吉井議員は，インターネット通信費として，平成１７年７月分ないし平成１８年３月分の月額１９７４円の合計１万７７６６円を支払った（乙Ｃリ４の１ないし９）。

c　はがき代等について

吉井議員は，県政報告のため，平成１７年１１月８日にはがき代等２万５３７５円を支払った（乙Ｃリ１，Ｅリ１）。

この点，原告らは，県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が県政報告を政務調査費を支出してまで行う必要はないと主張する。しかし，上記はがき代等は，議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当であるから，原告らの上記主張は採用できない。

d　按分等について

上記(ア)の按分割合（平成１６年度につき１６５万７６２５円を加えて４分の１，平成１７年度につき１０４万４６２２円を加えて４分の１）のとおり，吉井議員が，上記固定電話及びファックス用電話の使用料，インターネット通信費及びはがき代等につき，平成１６年度に４３万２６３９円（≒［７万２９３２円＋１６５万７６２５円］×１／４），平成１７年度に３０万５１１０円（＝［１３万２６７７円＋１万７７６６円＋２万５３７５円＋１０４万４６２２円］×１／４）を

それぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 携帯電話使用料について

吉井議員は，携帯電話（０９０－３０３０－９２４９）の使用料として，平成１６年４月分の２万７０１４円，同年５月分の３万０２８９円，同年６月分の１万３０５０円，同年７月分の１万１６５５円，同年８月分の１万０２１７円，同年９月分の１万２０６９円，同年１０月分の１万２３１４円，同年１１月分の１万０８６９円，同年１２月分の１万３３５０円，平成１７年１月分の１万０８８９円，同年２月分の１万５９６５円，同年３月分の１万４３９５円の合計１８万２０７６円を支払い，同年４月分の１万１４７５円，同年５月分の１万４１４０円，同年６月分の１万５１３０円，同年７月分の１万４０７３円，同年８月分の１万４５０８円，同年９月分の１万８０５５円，同年１０月分の１万５８７１円，同年１１月分の１万１４２４円，同年１２月分の１万１６６５円，平成１８年１月分の８２９５円，同年２月分の８１９０円，同年３月分の８２９５円の合計１５万１１２１円を支払った（乙Ｃリ３の１ないし１２，９の１ないし１２）。

そして，上記(ア)の按分割合（５分の１）のとおり，吉井議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に３万６４１５円（≒１８万２０７６円×１／５），平成１７年度に３万０２２４円（≒１５万１１２１円×１／５）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(エ) パソコン関連機器代について

吉井議員は，パソコン関連機器代として，「夢見株式会社」に対し，平成１６年５月１２日に２万４０８６円，同年９月２６日に２万１２３８円，平成１７年２月９日に２万５３４７円を支払ったと陳述する（乙Ｃリ５ないし７，Ｅリ１）。しかし，支払先がパソコン関連機器を扱っていることの裏付けはないから，吉井議員の上記陳述は信用できない。

エ　人件費について

(ア)　人件費の按分等について

吉井議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり他の目的のものが併設された事務所で雇用されたところ，吉井議員は，「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「人件費」としても，平成１５年度に１３１万７７１４円，平成１６年度に１２８万３７５０円，平成１７年度に１３３万３８７５円を支出した（甲リ１１の１ないし３）。

したがって，後述する人件費に，上記「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の「人件費」を加えた上で，社会通念上相当な按分割合として，その４分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法であるとするのが相当である。

(イ)　人件費の支出等について

吉井議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，政務調査用事務所で，業務内容を「事務及び調査研究補助」，賃金を月額８万円として，岡本了子を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金月額８万円を支払った（乙Ｄリ１，２の１ないし１２，３の１ないし１２，４の１ないし１１，５）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年４月につき１０万９８１０円［≒１３１万７７１４円×１か月／１２か月］を加えて４分の１，平成１５年度［同年４月を除く。］につき１２０万７９０５円［≒１３１万７７１４円×１１か月／１２か月］を加えて４分の１，平成１６年度につき１２８万３７５０円を加えて４分の１，平成１７年度につき１３３万３８７５円を加えて４分の１）のとおり，吉井議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に４万７４５３円（≒［８万円＋１０万９８１０円］×１／４），平成１５年度（同年４月を除く。）に５２万１９７６円（≒［８万円×１１か月＋１２０万７９０５円］×１／４），平成１６年度に

５６万０９３８円（≒［８万円×１２か月＋１２８万３７５０円］×１／４）及び平成１７年度に５７万３４６９円（≒［８万円×１２か月＋１３３万３８７５円］×１／４）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「事務費（人件費）支払書」及び「受領書」（乙Ｄリ２の１ないし１２，３の１ないし１２，４の１ないし１１，５）の「岡本了子」の字体が，支払者のものと同一であるから，偽造であると主張する。しかし，雇用契約書（乙Ｄリ１）の岡本了子の各署名の筆跡からすれば，岡本了子が上記「事務費（人件費）支払書」及び「受領書」を自筆したと認められ，吉井議員の政務調査用事務所の事務を担当していた岡本了子の行為として自然であるから，原告らの上記主張は採用できない。

オ　まとめ

(ア)　吉井議員は，事務所費として，平成１５年４月に５万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に５５万円，平成１６年度に６０万円，平成１７年度に１８万０１３６円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月に支出許容額４万２００４円を超える７９９６円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額４６万２０４６円を超える８万７９５４円，平成１６年度に支出許容額合計５０万７４５５円（＝４１万６７２４円＋９万０７３１円）を超える９万２５４５円を支出した部分は違法であるが，平成１７年度に支出許容額合計４８万４３６９円（＝３８万１６４５円＋１０万２７２４円）を超える違法支出はない。

(イ)　吉井議員は，事務費として，平成１６年度に３５万９４３３円，平成１７年度に６２万３１１１円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額合計４６万９０５４円（＝４３万２６３９円＋３万６４１５円）を超える違法支出はないが，平成１７年

度に支出許容額合計３３万５３３４円（＝３０万５１１０円＋３万０２２４）を超える２８万７７７７円を支出した部分は違法である。

(ウ) 吉井議員は，人件費として，平成１５年４月に８万円，平成１５年度（同年４月を除く。）に８８万円，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ９６万円の政務調査費を支出したところ，そのうち，平成１５年４月に支出許容額４万７４５３円を超える３万２５４７円，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額５２万１９７６円を超える３５万８０２４円，平成１６年度に支出許容額５６万０９３８円を超える３９万９０６２円，平成１７年度に支出許容額５７万３４６９円を超える３８万６５３１円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，吉井議員に対し，平成１５年４月分合計４万０５４３円（＝７９９６円＋３万２５４７円），平成１５年度分（同年４月を除く。）合計４４万５９７８円（＝８万７９５４円＋３５万８０２４円），平成１６年度分合計４９万１６０７円（＝９万２５４５円＋３９万９０６２円），平成１７年度分合計６７万４３０８円（＝２８万７７７７円＋３８万６５３１円）の総合計１６５万２４３６円の不当利得の返還を請求するべきである。

(40) 和田正人議員（以下「和田議員」という。）

ア 事務所の設置状況等について

和田議員の政務調査用事務所（和歌山市小松原通１丁目１番地天野ビル３階）は，平成１５年４月から同年７月までの間は，自宅（同市湊１丁目８番３４号）とは別の場所に，同年８月以降は，自宅に設置されていた（乙Ｂル１，Ｅル１）。

また，和田議員の後援会は，自宅（和歌山市湊１丁目８番３４号）に設置されていた（甲Ａ５の３，Ｅル１，弁論の全趣旨）。

この点，和田議員は，平成１５年８月から平成１７年８月までの間，和

田長治から賃料月額６万円で賃借した和田議員の自宅前の建物２軒分に，政務調査用事務所を設置していたと陳述する（乙Ｅル１）。しかし，和田議員が和田長治に対し平成１７年１月分ないし同年８月分の賃料月額６万円を支払ったことを証明するために提出された「家賃金領収之通」（乙Ｂル１）には，政務調査用事務所を設置していたという建物の賃料であることを示す記載はないし，賃料の受領者が和田長治ではない上，賃料支払日がいずれも平成１７年８月１４日であるなど，不自然である。したがって，和田議員の上記陳述は信用できない。

また，和田議員は，平成１５年４月の県議会議員選挙で当選した際，次期の立候補は辞退しようと考えていたため，同月以降，後援会の活動実体はなかったなどと陳述するが（乙Ｅル１），その裏付けはないから，信用できない。

イ　事務所費について

(ア)　事務所費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の事務所費については，上記アのとおり他の目的のものが併設されていなかった事務所に係るものであるから，按分して政務調査費を支出する必要は認められない。

(イ)　事務所賃料について

和田議員は，平成１５年４月から同年７月までの間，天野富子から，和歌山市小松原通１丁目１番地所在の天野ビル３階の１室を賃借し，同人に対し，同年４月分ないし同年７月分の賃料を支払った（乙Ｂル２，Ｅル１，弁論の全趣旨）。

また，和田議員は，上記賃料につき，月額８万円を支払ったと陳述するところ（乙Ｅル１），その金額が不合理ではないことからすれば，そのとおり認められる。

そして，和田議員が，上記事務所賃料につき，平成１５年４月に８万

円，平成１５年度（同年４月を除く。）に２４万円（＝８万円×３か月）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(ウ) 光熱水費について

和田議員は，平成１５年４月の光熱水費が２３５０円であると陳述するところ（乙Ｅル１），和田議員が同年４月に政務調査用事務所を賃借していたこと，その金額が不合理ではないことからすれば，そのとおり認められる。

そして，和田議員が，上記光熱水費につき，平成１５年４月に２３５０円を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

ウ 事務費について

(ア) 事務費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の携帯電話使用料については，その汎用性の高さを考慮すれば，調査研究以外に，後援会の活動や，私的にも利用されていたと認められるから，社会通念上相当な按分割合として，その３分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，和田議員は，携帯電話を調査研究以外に使用しなかったと陳述するが（乙Ｅル１），その裏付けはないから，信用できない。

(イ) 携帯電話使用料について

和田議員は，携帯電話（０９０－３３５９－１１３７）の使用料として，平成１６年５月分の７８８７円，同年６月分の８０２２円，同年７月分の９５６２円，同年８月分の９０４５円，同年９月分の７２９９円，同年１０月分の７１６３円，同年１１月分の９５５４円，同年１２月分の７８９２円，平成１７年１月分の８８８０円，同年２月分の７２９５円，同年３月分の９５６３円，同年４月分の８５０３円の合計１０万０６６５円を支払い，同年５月分の７７１７円，同年６月分の７７１７円，同年７月分の７７１７円，同年８月分の８０３２円，同年９月分の８３

１２円，同年１０月分の８３１２円，同年１１月分の８３１２円，同年１２月分の８３４３円，平成１８年１月分の８０２８円，同年２月分の８０２８円，同年３月分の８０２８円，同年４月分の８０２８円の合計９万６５７４円を支払った（乙Ｃル１，２）。

なお，和田議員は，請求月，すなわち，支払月ではなく，使用月を基準にして，各年度の政務調査費を支出していたところ，携帯電話使用料は，継続的契約に係るものであり，定期的に支払がされることからすれば，上記のような支出方法も不合理とはいえない。

そして，上記(ア)の按分割合（３分の１）のとおり，和田議員が，上記携帯電話使用料につき，平成１６年度に３万３５５５円（＝１０万０６６５円×１／３），平成１７年度に３万２１９１円（≒９万６５７４円×１／３）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，「ドコモ料金支払内訳書」の「記事」欄には「一括請求によるお支払い」との記載があるから（乙Ｃル１，２），数台分の使用料であると主張する。確かに，上記記載からすれば，複数の回線が使用されていたことがうかがわれる。しかし，上記書面に表示された電話使用料は，「事前案内書兼領収証」の「電話番号毎のご請求内訳をご確認ください」との記載（乙Ｃケ５の１ないし１０）がいう電話番号毎の電話使用料，すなわち，上記携帯電話番号のみの使用料であると認められるから（乙Ｃケ１５，１６），原告らの上記主張は採用できない。

(ウ) その他

ａ　和田議員は，固定電話使用料として，平成１６年度に約１８万円，平成１７年度に約１２万７５００円を，パソコン通信費として，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ約３万６０００円（月額３０００円程度）を，プリント用紙，プリンター用インク等の代金として，平成１６年度及び平成１７年度にそれぞれ約１万円を，パソコン修理

費として，平成１７年度に約４万円を，それぞれ支払ったと陳述するが（乙Ｅル１），その裏付けはないし，金額が曖昧であるから，信用できない。

ｂ　また，和田議員は，プリンター代として，平成１６年度に２万円を支払ったと陳述するが（乙Ｅル１），その裏付けはないから，信用できない。

ｃ　さらに，和田議員は，シール作成機修理費として，「株式会社サンコー」に対し２万６２５０円を支払ったと陳述する（乙Ｃル３，Ｅル１）。しかし，支払先がシール作成機やその修理を扱っていることの裏付けはないから，和田議員の上記陳述は信用できない。

エ　人件費

(ア)　人件費の按分等について

和田議員の政務調査用事務所の人件費については，上記アのとおり，平成１５年８月以降は，他のものが併設された事務所で雇用されたから，社会通念上相当な按分割合として，その２分の１を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

(イ)　人件費の支出等について

和田議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，毎月後半の土曜日及び日曜日の政務調査に係る補助業務のために，賃金月額１万５０００円で，長田洋治を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１万５０００円を支払い，平成１５年において，多忙のため，別途賃金として２万５０００円を支払った（乙Ｄル１，３，５）。

なお，上記多忙な時期は，平成１５年４月から７月までの４か月間ではなく，同年８月から平成１６年３月までの８か月間であったと認めるのが相当である。

また，和田議員は，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，毎月後半の土曜日及び日曜日の政務調査に係る補助業務のために，賃金月額１万円で，北野正起を雇用し，同人に対し，平成１５年４月分ないし平成１８年３月分の賃金として月額１万円を支払った（乙Dル２，４，６）。

そして，上記(ア)の按分割合（平成１５年８月以降は２分の１）のとおり，和田議員が，上記人件費につき，平成１５年４月に２万５０００円（＝１万５０００円＋１万円），平成１５年度（同年４月を除く。）に１８万７５００円（＝［１万５０００円＋１万円］×３か月＋［１万５０００円×８か月＋２万５０００円＋１万円×８か月］×１／２），平成１６年度及び平成１７年度に各１５万円（＝［１万５０００円×１２か月＋１万円×１２か月］×１／２）をそれぞれ超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

この点，原告らは，電話番，運転，雑務等に対する賃金が調査研究に直接必要なものとはいえないと主張するが，これらに対する賃金も，議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費として社会通念上相当であるから，採用できない。

オ　まとめ

(ア)　和田議員は，事務所費として，平成１５年４月に８万２３５０円，平成１５年度（同年４月を除く。）に４９万４１００円，平成１６年度に４２万円，平成１７年度に３０万円の政務調査費を支出した（別紙１）。そのうち，平成１５年４月については，支出許容額合計８万２３５０円（＝８万円＋２３５０円）を超える違法支出はないが，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額２４万円を超える２５万４１００円を支出した部分は違法であり，平成１６年度に４２万円及び平成１７年度に３０万円をそれぞれ支出したことは全額違法である。

(イ) 和田議員は，事務費として，平成１６年度に２５万０８８０円，平成１７年度に１８万０９００円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１６年度に支出許容額３万３５５５円を超える２１万７３２５円，平成１７年度に支出許容額３万２１９１円を超える１４万８７０９円を支出した部分は違法である。

(ウ) 和田議員は，人件費として，平成１５年４月に２万５０００円，平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度にそれぞれ３０万円の政務調査費を支出したところ（別紙１），そのうち，平成１５年４月ににについては，支出許容額２万５０００円を超える違法支出はないが，平成１５年度（同年４月を除く。）に支出許容額１８万７５００円を超える１１万２５００円，平成１６年度及び平成１７年度に支出許容額各１５万円を超える各１５万円を支出した部分は違法である。

(エ) よって，被告は，和田議員に対し，平成１５年度（同年４月を除く。）分合計３６万６６００円（＝２５万４１００円＋１１万２５００円），平成１６年度分合計７８万７３２５円（＝４２万円＋２１万７３２５円＋１５万円），平成１７年度分合計５９万８７０９円（＝３０万円＋１４万８７０９円＋１５万円）の総合計１７５万２６３４円の不当利得の返還を請求するべきである。

5　争点(3)（附帯請求の起算日）について

(1) 上記２(2)のとおり，政務調査費の支出については，議員の合理的判断に委ねられているというべきであるところ，上記１(2)のとおり認められる和歌山県の政務調査費の交付，使用及び返還の仕組み，上記第２の１(3)のとおり，本件使途基準が抽象的な文言を用いて政務調査費の使途基準を設定していること，並びに本件議員らの政務調査費の支出のうち本件使途基準に適合しないと認められる支出の内容及び性質等にかんがみれば，本件議員らが悪意の受益者であったとは認められず，他にこれを認めるに足りる立証はなされて

いない。

(2) 不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから，遅延損害金が発生するのは，その履行を請求され当該債務が履行遅滞となったときからである。これに対し，原告らは，政務調査費収支報告書の提出時点で残余の額も確定しているので，議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的理由はないから，附帯請求の起算日は，政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の５月１日とするべきであると主張するが，本件条例には残余の返還時期について明確に定めた規定はないから，原告らの上記主張は，根拠を欠くものであって採用できない。

そして，原告らは，和歌山県が山下直也議員を除く本件議員らに不当利得返還義務の履行を請求した事実を主張立証していないから，山下直也議員を除く本件議員らに遅延損害金の支払義務があるとは認められない。

第４　結論

以上によれば，原告らの請求は，被告に対し，浅井議員に対して３５８万９９６３円，東議員に対して１０８万３９０５円，飯田議員に対して８４万９３５１円，井出議員に対して４７９万２９２１円，宇治田議員に対して２０万１９９０円，浦口議員に対して１８２万６１１３円，補助参加人江上に対して８５万１４６９円，亡江上柳助相続人江上慎一に対して４２万５７３４円，亡江上柳助相続人江上由樹子に対して４２万５７３４円，小川議員に対して３１０万６３５３円，大沢議員に対して４８２万４６２４円，尾崎太郎議員に対して１７５万円，尾崎要二議員に対して１４９万５７４８円，門議員に対して２１２万６５９３円，木下議員に対して１９５万５５４６円，阪部議員に対して４３９万４０００円，坂本議員に対して１０１万５６９９円，下川議員に対して１５８万０３０１円，須川議員に対して１０１万２６５９円，谷議員に対して２５２万１８１４円，玉置議員に対して１４１万０１９１円，補助参加人角田に対して１３３万１６８７円，冨安議員に対して２５万９４９８円，中村議員

に対して２０７万５７５０円，長坂議員に対して１６３万３４６９円，新島議員に対して３１万７３９１円，補助参加人新田に対して８３万６００６円，野見山議員に対して３６１万２０５１円，花田議員に対して３９８万９１８３円，平越議員に対して２６２万２５５７円，藤山議員に対して２２４万２６０５円，前川議員に対して２５０万５４８３円，前芝議員に対して２５１万６１９７円，松本議員に対して４５万７７６９円，町田議員に対して２２万０４６５円，向井議員に対して４９９万５９４７円，補助参加人森に対して１７９万１７０１円，山下大輔議員に対して６２万１７２９円，山田議員に対して１８３万０５７０円，吉井議員に対して１６５万２４３６円，和田議員に対して１７５万２６３４円の支払をそれぞれ請求することを求める限度で理由があるからその限度で認容し，その余は理由がないから棄却することとして，主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　髙　橋　善　久

裁判官　永　野　公　規

裁判官　加　藤　　弾

別紙1　政務調査費違法支出金一覧表

※単位は円。なお，斜線欄は，支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。

相手方			平成14年度		平成15年4月				平成15年度(5月以降)			平成16年度				平成17年度				合計
			事務費	小計①	事務所費	事務費	人件費	小計②	事務所費	人件費	小計③	事務所費	事務費	人件費	小計④	事務所費	事務費	人件費	小計⑤	
1	ア	浅井修一郎		0				0	330,000	1,210,000	1,540,000	360,000	179,846	1,320,000	1,859,846	360,000	56,518	1,320,000	1,736,518	5,136,364
2	イ	東幸司		0				0		880,000	880,000		598,219	1,120,000	1,718,219		533,962	960,000	1,493,962	4,092,181
3	ウ	飯田敬文		0				0			0	400,000	281,880	560,000	1,241,880	611,400	382,685	920,000	1,914,085	3,155,965
4	エ	井出益弘		0			150,000	150,000		1,600,000	1,600,000	241,880		1,600,000	1,841,880	299,173		1,600,000	1,899,173	5,491,053
5	オ	宇治田栄蔵		0			170,000	170,000		880,000	880,000	223,000	217,000	960,000	1,400,000	213,000	227,000	1,050,000	1,490,000	3,940,000
6	カ	浦口高典		0				0		160,000	160,000		681,317	312,207	993,524		654,111	660,000	1,314,111	2,467,635
7	キ	亡江上柳助		0				0			0		1,233,693		1,233,693		1,270,968		1,270,968	2,504,661
7-1	キ-1	亡江上柳助相続人 江上紀美子		0				0			0		616,846		616,846		635,484		635,484	1,252,330
7-2	キ-2	亡江上柳助相続人 江上慎一		0				0			0		308,423		308,423		317,742		317,742	626,165
7-3	キ-3	亡江上柳助相続人 江上由樹子		0				0			0		308,423		308,423		317,742		317,742	626,165
8	ク	小川武		0			80,000	80,000		880,000	880,000	819,472	383,885	960,000	2,163,357	726,254	470,943	960,000	2,157,197	5,280,554
9	ケ	大沢広太郎	652,500	652,500	28,000	55,369	80,000	163,369	308,000	880,000	1,188,000	336,000	294,747	960,000	1,590,747	168,000	349,286	960,000	1,477,286	5,071,902
10	コ	尾﨑太郎		0				0	1,100,000		1,100,000	1,100,000			1,100,000			1,100,000	1,100,000	3,300,000
11	サ	尾崎要二		0			80,000	80,000		916,000	916,000		612,972	1,045,000	1,657,972		696,215	480,000	1,176,215	3,830,187
12	シ	門三佐博		0			100,000	100,000		1,100,000	1,100,000		617,224	1,200,000	1,817,224	240,000	354,182	1,200,000	1,794,182	4,811,406
13	ス	木下善之		0			116,000	116,000		1,098,000	1,098,000	171,228	681,812	1,553,000	2,406,040	13,800	124,000	245,000	382,800	4,002,840
14	ソ	阪部菊雄		0			100,000	100,000		1,142,000	1,142,000	125,000	50,000	1,262,000	1,437,000	280,000	120,000	1,315,000	1,715,000	4,394,000
15	タ	坂本登		0				0			0		850,512	850,000	1,700,512	408,000	160,000	840,000	1,408,000	3,108,512
16	チ	下川俊樹		0			80,000	80,000		880,000	880,000		11,200	960,000	971,200		297,918	960,000	1,257,918	3,189,118
17	ツ	須川倍行		0				0	33,000	880,000	913,000	36,000	303,147	600,000	939,147	36,000	395,048	212,000	643,048	2,495,195
18	テ	谷洋一		0			80,000	80,000		880,000	880,000	442,432		960,000	1,402,432		405,609	960,000	1,365,609	3,728,041
19	ト	玉置公良		0			50,000	50,000		553,570	553,570		240,901	603,780	844,681		511,196	720,000	1,231,196	2,679,447
20	ナ	角田秀樹		0				0			0		776,909		776,909		1,137,408		1,137,408	1,914,317
21	ニ	冨安民浩		0				0		1,350,000	1,350,000		360,000	720,000	1,080,000		600,000	960,000	1,560,000	3,990,000
22	ヌ	中村裕一		0			151,800	151,800		714,500	714,500		289,207	859,800	1,149,007		89,420	838,250	927,670	2,942,977
23	ネ	長坂隆司		0	50,000		149,602	199,602	550,000	844,092	1,394,092	600,000	107,572	1,189,775	1,897,347	600,000	59,570	1,200,000	1,859,570	5,350,611
24	ノ	新島雄		0				0			0		164,322		164,322		447,807		447,807	612,129
25	ハ	新田和弘		0				0			0		452,537		452,537		769,938		769,938	1,222,475
26	ヒ	野見山海		0			80,000	80,000		880,000	880,000		477,528	960,000	1,437,528		520,786	960,000	1,480,786	3,876,314
27	フ	花田健吉		0				0		960,000	960,000	283,593	810,590	1,440,000	2,534,183	138,591	346,085	1,320,000	1,804,676	5,298,359
28	ヘ	平越孝哉		0			150,000	150,000		1,650,000	1,650,000		500,836	1,800,000	2,300,836		286,555	1,800,000	2,086,555	6,187,391
29	ホ	藤山将材		0				0		1,300,000	1,300,000	50,000	706,829	960,000	1,716,829	185,271	445,358	960,000	1,590,629	4,607,458
30	マ	前川勝久		0				0	365,887	880,000	1,245,887	585,625	368,434	720,000	1,674,059	564,000	288,644	720,000	1,572,644	4,492,590
31	ミ	前芝雅嗣		0				0		880,000	880,000		452,268	1,068,000	1,520,268		172,800	1,200,000	1,372,800	3,773,068
32	ム	松本貞次		0			100,000	100,000		1,100,000	1,100,000	178,187	332,790	960,000	1,470,977	496,840	231,393	960,000	1,688,233	4,359,210
33	メ	町田亘		0				0			0		59,380	50,000	109,380		528,470	120,000	648,470	757,850
34	モ	向井嘉久藏		0	33,089		180,000	213,089	1,014,377	1,715,000	2,729,377	679,551	843,345	1,075,600	2,598,496	614,274	720,976	680,000	2,015,250	7,556,212
35	ヤ	森正樹		0			51,500	51,500		1,004,500	1,004,500	603,780	91,220	864,000	1,559,000	840,000	493,836	614,400	1,948,236	4,563,236
36	ユ	山下大輔		0				0			0		994,258		994,258		1,287,665		1,287,665	2,281,923
37	ヨ	山下直也		0				0			0	487,665	264,970	370,000	1,122,635	329,471	350,900	350,000	1,030,371	2,153,006
38	ラ	山田正彦		0	60,000		85,000	145,000	550,000	880,000	1,430,000	702,550	185,650	960,000	1,848,200	762,380	365,650	960,000	2,088,030	5,511,230
39	リ	吉井和視		0	50,000		80,000	130,000	550,000	880,000	1,430,000	600,000	359,433	960,000	1,919,433	180,136	623,111	960,000	1,763,247	5,242,680
40	ル	和田正人		0	82,350		25,000	107,350	494,100	300,000	794,100	420,000	250,880	300,000	970,880	300,000	180,900	300,000	780,900	2,653,230

別紙2(1) 政務調査費支出額一覧表(修正前)

※単位は円。
なお，斜線欄は，支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。
塗りつぶし欄は，後に修正報告がされた費目である。

相手方			平成14年度	平成15年4月			平成15年度(5月以降)		平成16年度			平成17年度		
			事務費	事務所費	事務費	人件費	事務所費	人件費	事務所費	事務費	人件費	事務所費	事務費	人件費
1	ア	浅井修一郎					330,000	1,210,000	360,000	179,846	1,320,000	360,000	56,518	1,320,000
2	イ	東幸司						880,000		598,219	1,120,000		533,962	960,000
3	ウ	飯田敬文							400,000	281,880	560,000	611,400	382,685	920,000
4	エ	井出益弘				150,000		1,600,000	241,880		1,600,000	299,173	1,600,000	
5	オ	宇治田栄蔵				170,000		880,000	223,000	217,000	960,000	213,000	227,000	1,050,000
6	カ	浦口高典						160,000		681,317	312,207		654,111	660,000
7	キ	亡江上柳助								1,233,693			1,270,968	
8	ク	小川武				80,000		880,000	819,472	383,885	960,000	726,254	470,943	960,000
9	ケ	大沢広太郎	847,499	58,000	55,369	80,000	638,000	880,000	816,000	294,747	960,000	696,000	349,286	960,000
10	コ	尾崎太郎					1,100,000		1,100,000			1,100,000		
11	サ	尾崎要二				80,000		916,000		612,972	1,045,000		696,215	480,000
12	シ	門三佐博				100,000		1,100,000		617,224	1,200,000	480,000	354,182	1,200,000
13	ス	木下善之				116,000		1,098,000	171,228	681,812	1,553,000	13,800	124,000	245,000
14	ソ	阪部菊雄				100,000		1,142,000	125,000	50,000	1,262,000	280,000	120,000	1,315,000
15	タ	坂本登								850,512	850,000	408,000	160,000	840,000
16	チ	下川俊樹				80,000		880,000		11,200	960,000		297,918	960,000
17	ツ	須川倍行					33,000	880,000	36,000	303,147	600,000	43,350	395,048	212,000
18	テ	谷洋一				80,000		880,000	442,432		960,000	405,609		960,000
19	ト	玉置公良				50,000		553,570		240,901	603,780		511,196	720,000
20	ナ	角田秀樹								776,909			1,137,408	
21	ニ	冨安民浩						1,350,000		360,000	720,000		600,000	960,000
22	ヌ	中村裕一				151,800		714,500		289,207	859,800		89,420	838,250
23	ネ	長坂隆司		50,000		149,602	550,000	844,092	600,000	107,572	1,189,775	600,000	59,570	1,200,000
24	ノ	新島雄								164,322			447,807	
25	ハ	新田和弘								452,537			769,938	
26	ヒ	野見山海				80,000		880,000		477,528	960,000		520,786	960,000
27	フ	花田健吉						960,000	283,593	810,590	1,440,000	138,591	346,085	1,320,000
28	ヘ	平越孝哉				150,000		1,650,000		500,836	1,800,000		286,555	1,800,000
29	ホ	藤山将材						1,300,000	50,000	706,829	960,000	185,271	445,358	960,000
30	マ	前川勝久					365,887	880,000	585,625	368,434	720,000	564,000	288,644	720,000
31	ミ	前芝雅嗣						880,000		452,268	1,068,000		172,800	1,200,000
32	ム	松本貞次				100,000		1,100,000	178,187	332,790	960,000	573,704	154,529	960,000
33	メ	町田亘								59,380	50,000		528,470	120,000
34	モ	向井嘉久藏		33,089		180,000	1,014,377	1,715,000	679,551	843,345	1,075,600	614,274	720,976	680,000
35	ヤ	森正樹				51,500		1,004,500	603,780	91,220	864,000	1,200,000	106,000	614,400
36	ユ	山下大輔								994,258			1,287,665	
37	ヨ	山下直也							487,665	264,970	370,000	329,471	350,900	350,000
38	ラ	山田正彦		60,000		85,000	550,000	880,000	702,550	185,650	960,000	762,380	365,650	960,000
39	リ	吉井和視		50,000		80,000	550,000	880,000	600,000	359,433	960,000	180,136	623,111	960,000
40	ル	和田正人		82,350		25,000	494,100	300,000	420,000	250,880	300,000	300,000	180,900	300,000

※大沢広太郎議員の平成14年度の事務費84万7499円のうち，原告らが問題としているのは，車代50万円，自動車税3万4500円，車検代11万8000円の合計65万2500円である。

別紙2(2) 政務調査費支出額一覧表(修正後)

※単位は円。
なお，斜線欄は，支出額が「0」の費目又は支出額が「0」ではないが原告らが問題としていない費目である。
塗りつぶし欄は，修正報告がされた費目である。

相手方			平成14年度	平成15年4月			平成15年度(5月以降)		平成16年度			平成17年度		
			事務費	事務所費	事務費	人件費	事務所費	人件費	事務所費	事務費	人件費	事務所費	事務費	人件費
4	エ	井出益弘				150,000		1,600,000	241,880		1,600,000			1,600,000
9	ケ	大沢広太郎	847,499	28,000	55,369	80,000	308,000	880,000	336,000	294,747	960,000	168,000	349,286	960,000
10	コ	尾崎太郎					1,100,000		1,100,000					1,100,000
12	シ	門三佐博				100,000		1,100,000		617,224	1,200,000	240,000	354,182	1,200,000
17	ツ	須川倍行					33,000	880,000	36,000	303,147	600,000	36,000	395,048	212,000
18	テ	谷洋一				80,000		880,000	442,432		960,000		405,609	960,000
32	ム	松本貞次				100,000		1,100,000	178,187	332,790	960,000	496,840	231,393	960,000
33	メ	町田亘								59,380	50,000		528,470	
34	モ	向井嘉久藏		33,089		180,000	1,014,377	1,715,000	679,551	843,345	1,075,600	240,278	720,976	680,000
35	ヤ	森正樹				51,500		1,004,500	603,780	91,220	864,000	840,000	493,836	614,400
37	ヨ	山下直也							487,665	264,970	370,000	300,000	350,900	350,000

別紙３(1)　本件議員らの事務所費について

		原告らの主張			被告又は被告補助参加人らの主張		
1	浅井修一郎	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ア１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	株式会社浅井に対し，政務調査用事務所の賃料として，月額３万円を支払った（乙Ｂア２）。
			(イ)	政務調査用事務所の建物は，浅井議員の自宅と同一敷地内にあり，浅井議員個人又はその親族が所有するものである（甲ア４，５）から，その事務所の賃料が発生することはない。		(イ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は，浅井議員の自宅とは別の場所で（甲ア４，５，乙Ｂア４），株式会社浅井が所有する未登記建物（甲ア６，乙Ｂア１）の１階に設置されていた。なお，同建物の２階に株式会社浅井の事務所が設置されていた。
			(ウ)	政務調査用事務所の建物は，株式会社浅井が所有するものであったとしても，同社の代表取締役は浅井議員で，他の役員も浅井議員の親族であり（甲ア６），実質的には，浅井議員個人の個人企業と同視できるから，同社に支払われた賃料は，浅井議員個人の収入と同視できる。したがって，そのような賃料に政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）。		(ウ)	株式会社浅井は，政務調査用事務所の賃料を収入として税務申告しており（乙Ｂア３の内訳書⑲），その法人格は形骸化していないし，浅井議員によって濫用されてもいない。
			(エ)	平成１５年度ないし平成１７年度の当時，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する建物には，政務調査用事務所が設置されている旨の表示がなく（甲ア７の１・２），同建物の外壁には「浅井修一郎後援会事務所あさい修一郎」との看板や自由民主党のポスター等が貼られ，浅井議員の後援団体と言われる「明有２１」との看板が立てかけられていたこと（甲ア７，８）からすれば，同建物には，政党支部及び後援会の各事務所が設置され，それらの活動が行われていた一方で，同建物に，政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。		(エ)	「浅井修一郎後援会事務所」との表示は，政務調査事務所という名称の表示では，一般には何のことか理解してもらえないため，そのように表示していたにすぎず，同事務所においては政務調査活動をしていた。また，「明有２１」とは，浅井議員本人に係る団体ではなく，いわゆる勝手連が設置した看板である。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，株式会社浅井の事務所，「自由民主党和歌山県有田市第一支部」，及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。「自由民主党有田市第一支部」及び後援会の事務所は，自宅に設置されており，政務調査用事務所とは併設されていない。
2	飯田敬文	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ウ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	事務所費は，次の(a)ないし(c)のとおりであった。 (a)平成１６年９月 賃料月額１２万円のうち６万円（乙Ｂウ２，５） (b)平成１６年１０月から平成１７年３月まで 土地賃料　半年間分２８万円（乙Ｂウ１ないし４） 建物リース料　６万円（月額１万円×６か月。乙Ｂウ１，２，６，７，９，１０） なお，平成１６年１０月１日，政務調査用事務所の移転に伴い，山本潤所有の土地を賃借したところ，その賃料につき，基本的には月額４万円を目安としたが，平成１６年９月から整地及び事務所の建設，駐車場用として使用させてもらっていたため，それを配慮して，半年間で２８万円とした。 (c)平成１７年度 土地賃料　年額４８万円 建物リース料　年額１２万円（上記建物リース料につき，後援会と２分の１の割合で按分したもの） 事務所の政務室のクーラー修理費　１万１４００円（乙Ｂウ１，８）
			(イ)	被告が，政務調査用事務所としてリースしたと主張する建物は，後援会の新築建物であると解され（乙Ｂウ９），建物リース料に政務調査費を支出する理由は認められない。		(イ)	見積書にリース期間が明記されている（乙Ｂウ９）から，リース物件であることは明らかである。
			(ウ)	平成１６年１０月以降，政務調査用事務所があるとされる建物は，後援会所有の建物であり，その敷地を賃借していたのは後援会であると考えられるから，その土地賃料の全額を後援会が負担すべきである。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	後援会の平成１６年及び平成１７年の収支報告書（甲ウ３，４）によれば，後援会が受領したとされる建物リース料の計上がないから，飯田議員と後援会との間で，建物リース料の授受は実際にはされていなかった。		(エ)	平成１６年１０月以降の建物リース料につき，２年８か月分６８万７５００円を後援会と按分負担し，飯田議員が，政務調査用事務所の負担分として，月額１万円を後援会に支払っていた。後援会の収支報告書（甲ウ３，４）については，建物リース料の授受の記載が漏れていたため，訂正した（乙Ｂウ１６，１７）。
			(オ)	政務室のクーラー修理代，並びに土地賃料のうち，整地，建設，及び駐車場用に土地を使用させてもらったとして考慮した増額分は，政務調査費からの支出が認められない環境整備費に該当する。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県那賀郡第二支部」の事務所及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	政務調査用事務所に併設された「自由民主党那賀郡第２支部」については，その活動内容が看板やポスターを作成する程度であり，年に総額５万円程度の予算規模しかなく，活動実績がほとんどないため，事務所費の一部を負担させるべきではない。また，事務所内においては，政務調査用の事務室，後援会用の事務室等，それぞれの仕事に応じて，間仕切りがされていた（乙Ｂウ１１ないし１４）。
3	井出益弘	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲エ１，２）。	(1)		認める。ただし，平成１６年度及び平成１７年度の事務所費の支出は，調査研究費とすべきものを誤って事務所費に計上したものであり，内訳として明確に燃料費等と記載されている（甲エ１ないし３）。
		(2)	(ア)	「燃料等」は灯油等である可能性があり，仮に，ガソリン代として調査研究費に修正計上されたとしても，そのガソリンの使途が調査研究に資するものであったかどうかについて不明である。そして，平成１７年度の支出分のみが調査研究費に修正されたことからすると，監査を逃れるのための修正であったといえる。	(2)	(ア)	政務調査用事務所において，灯油は使用しておらず，「燃料等」とは，調査研究費に該当するガソリンである。また，平成１５年度及び平成１６年度の支出については，時期を見て修正報告する予定である。
			(イ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(イ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲オ１ないし４）。	(1)		認める。

4	宇治田栄蔵	(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	事務所費は，次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)平成１６年度 電気料金　２万４７７５円（乙Ｂオ６） 灯油代　２万６７００円（乙Ｂオ７の１・２） 花代　２万３５００円（乙Ｂオ８の１・２） ジュース代　１万７２８０円（乙Ｂオ９） お茶代　２万９５０５円（乙Ｂオ１０の１ないし４） 政務調査用事務所の固定電話使用料　３万７０５２円（乙Ｂオ１１） ガソリン代　１０万７５８０円（２１万５１６１円の５０％。乙Ｂオ１２） (b)平成１７年度 電気料金　１１万５２０８円（乙Ｂオ１） ガス代　７４２０円（乙Ｂオ２の１・２） 湯沸かし器　４万４８００円（乙Ｂオ３の１ないし３） 政務調査用事務所の固定電話使用料　４万８９５９円（乙Ｂオ４） ガソリン代　１３万２３４５円（２６万４６９０円の５０％。乙Ｂオ５）
			(イ)	ガソリン代は交通費として調査研究費に計上されるべきものであるし，どのような調査研究のために使用されたかが不明であるから，調査研究活動以外の活動に使用されたものといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	固定電話使用料は，通信費として事務費に計上されるべきものである。		(ウ)	固定電話使用料は事務費に計上すべきであるとしても，事務費がその分増額される反面，事務所費がその分減額されるから，結果的には増減はなく，不当利得にならない。
			(エ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されないし，基本使用料が控除されていない以上，その全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(オ)	被告主張の湯沸かし器代，固定電話使用料，ガソリン代については，監査で指摘されている「事務所の光熱水費」には該当せず，監査で指摘がないものであるから，実際には，そのような支出はなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	平成１６年度の灯油代，並びに平成１７年度のガス代及び湯沸かし器代につき，ＬＰガス料金請求書兼領収書（乙Ｂオ２の１・２），領収書（乙Ｂオ３の１），及びＬＰガス検針票兼請求書（乙Ｂオ３の２・３）によれば，いずれも宇治田議員の自宅に納品されたものであるから，政務調査用事務所で使用された経費ではない。また，湯沸かし器の取付工料は，政務調査費の支出が許されない環境整備費である。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	花代，ジュース代，及びお茶代については，調査研究と無関係であるから，政務調査費の支出は許されない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	集計表（乙Ｂオ１２）に記載されている車両のメンテナンス代については，車両の維持費であって，政務調査費からの支出が認められない環境整備費に該当する。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が，事務所費等を支出していた（甲オ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	宇治田議員は，平成１７年１１月１１日に和歌山市長選挙に立候補することを表明し（甲オ７の１・２），平成１８年３月１７日に和歌山県議会議員を辞職して（甲オ８），同選挙に出馬した。そのため，少なくとも，出馬表明する３か月前ころから，政務調査用事務所で，公約作り等の準備活動を行っていたと考えられるから，平成１７年９月以降の経費については，調査研究のための費用ではない。		(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においてもその旨の指摘はされていない。		(サ)	否認ないし争う。
			(シ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(シ)	否認ないし争う。
			(ス)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」，及び「栄和会」という後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ス)	否認ないし争う。政務調査用事務所に併設されている「自由民主党和歌山市第五支部」は党費を受け入れて，県連へ納付するための団体にすぎない。
5	小川武	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ク１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	政務調査用事務所の事務所費は，賃料として月額３万６７５０円，駐車場代として月額１万５７５０円（乙Ｂク１ないし４，５ないし２８の各１），水道料金やガス代等の事務所管理費（乙Ｂク５ないし２８の各２），電気料金（乙Ｂク５ないし２８の各３）であるところ，そのうち電気料金については，小川議員個人が支払った。具体的には，次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)平成１６年度 賃料　４４万１０００円 駐車場代　１８万９０００円 事務所管理費　１７万６５６３円 電気料金　３万３７０８円 (b)平成１７年度 賃料　４４万１０００円 駐車場代　１８万９０００円 事務所管理費　１７万７７７３円 電気料金　２万８６９７円
			(イ)	政務調査用事務所は，政務調査と全く異なる「後援会事務所」とチラシに表示され（甲ク５），ＮＴＴ西日本の電話帳にも同事務所の電話番号につき「小川武後援会事務所」と表記されていること（甲ク６）からすれば，同事務所は，後援会専用の事務所であったと考えられる。		(イ)	政務調査用事務所は，「小川武事務所」と表示されているところ，選挙の際のチラシに政務調査用事務所を「後援会事務所」と表示した（甲ク５）のは，政務調査という概念が難しいため，一般有権者に分かりやすくするためのものにすぎない。
			(ウ)	事務所の駐車場代のうち来客用でない部分に政務調査費を支出することは許されない。小川議員の事務所から県議会までの間の距離は，少なくとも歩いて１時間近くかかるから，被告の主張のように，県庁内の県議会議員用駐車場で代替できるものではない。		(ウ)	政務調査費の支出が認められる駐車場代は，そもそも来客専用のものに限られない。また，政務調査用事務所があるビルは，県議会がある県庁の近くにある（乙Ｂク２９の１・２）ところ，小川議員は，県庁内の県議会議員用駐車場に駐車しており，政務調査用事務所の来客用駐車場に駐車することはなかった。
			(エ)	政務調査費収支報告書の支出の内訳欄には，記載のある「事務所管理費等」よりも支出額が大きい「賃料」や「駐車場代」の記載がないから，「賃料」や「駐車場代」は，政務調査費の支出対象とされていなかった。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(オ)	否認ないし争う。

			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，後援会の事務所が併設されている（甲ク５）から，事務所の賃料及び駐車場代として，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。小川議員は，選挙の時期以外に後援会活動を行ったことはなく，選挙の時期に後援会活動を行うのは自宅の敷地内に設置するプレハブ家屋内であったから，自宅とは別の場所に設置していた政務調査用事務所（乙Ｂク１）では，後援会活動がされていなかった。また，「自由民主党和歌山県和歌山市第６支部」は，法人からの政治献金の受け皿であり，「若武会」及び「小川武を励ます会」は，立て看板取得のための団体であるところ，いずれも，政務調査用事務所とは別に，小川議員の自宅に事務所が設置されており，活動実態もない。したがって，政務調査用事務所に係る費用はすべて政務調査費の支出が認められるべきである。
6	大沢広太郎	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ケ１ないし４，６ないし９）。なお，平成１５年度及び平成１６年度の駐車場代については，来客用の２台分の年額１６万８０００円に修正されていない。	(1)		平成１５年度及び平成１６年度の駐車場代について，修正する予定である。その余は認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	自宅の近くに賃借した駐車場を４台分のうち２台分につき，月額１万４０００円で来客用に賃借した（甲ケ６の２，乙Ｂケ１の１・２）。
			(イ)	政務調査用事務所が設置されているという大沢議員の自宅には，政務調査用の事務所とわかるような表記はなく（甲ケ１０），選挙活動等の調査研究外のための事務所であったといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	県民から陳情を受けたり，情報交換をすることは，自己の再選や支持の培養を主たる目的としたものであり，調査研究活動とはいえないから，大沢議員が自宅に設置していた政務調査用とされる事務所でこれらを行っていたとしても，その事務所の事務所費につき，政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また，来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」，「自由民主党紀伊田辺支部」，後援会，及び「広友会」の事務所が併設されていた（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	政務調査用事務所は，大沢議員の自宅１階の応接間に設置されており，そこで行う活動は専ら政務調査活動である。大沢議員の自宅には，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」，「自由民主党紀伊田辺支部」，後援会及び「広友会」という団体が併設されているが，「自由民主党和歌山県田辺市第一支部」は，法人からの献金の受け皿であり，活動実態はなく，「自由民主党紀伊田辺支部」は，党費として年額４０００円を受け入れ，県連へ納付するだけの団体であり，後援会は，グラウンドゴルフ，忘年会，会費の徴収等のための会議（毎年１回）を行う程度である。なお，選挙準備は，自宅とは別の場所に事務所を設置して行っていた（乙Ｅケ１，２）。
7	尾崎太郎			平成１５年度（同年４月を除く。）及び平成１６年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲コ２，３）。この支出は，平成１７年度と同様に，人件費の誤計上であると考えられる。			認める。
8	門三佐博	(1)		平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲シ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１７年度の政務調査用事務所の賃料月額４万円の５０％を政務調査費から支出した。
			(イ)	政務調査用の事務所があるとされるビルの案内板等には，事務所名や門議員の氏名の表示がなく，客観的に見て，そこに門議員の事務所が設置されていることを認識できない状態であったから，そのような政務調査用事務所の設置は認められない。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査用事務所は，春和産業株式会社及び紀伊商事和歌山営業所が同居する一室に設置されており，その賃借人は，当該２社のうちのいずれかであり，その会社が事務所の賃料を負担していたと考えられる。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	「博友会」の平成１８年の収支報告書（甲シ１０）には，「博友会」が門議員から受領しているとされる事務所賃料の計上がないから，「博友会」と門議員との間で，実際には事務所賃料の授受はなかった。したがって，「博友会」が，会社から事務所の間借りをしていたとしても，「博友会」専用で間借りしていただけである。		(エ)	政務調査用事務所は，「博友会」から賃借していたため，その賃料１年分を一括して支払っていた。なお，「博友会」の平成１８年の収支報告書については，「その他の収入」として計上すべきであった賃料を「寄附」として計上していたため，訂正報告をした（乙Ｂシ２）。
			(オ)	仮に，政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されていたとしても，政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は，「博友会」の事務所費であった（甲シ１１の１ないし３）から，調査研究に資するものではなかった。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，春和産業株式会社，紀伊商事和歌山営業所，及び政治団体である「博友会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。政務調査用事務所には，春和産業株式会社，紀伊商事和歌山営業所，及び「博友会」という政治団体の事務所が併設されており，そのうち，政務調査用事務所及び「博友会」の使用面積の割合は４割程度であった。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ス１，２）。	(1)		認める。なお，平成１７年５月１４日に議員を辞職した。
			(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	事務所費は，次の(a)及び(b)のとおりであった。なお，ガス使用料及び水道使用料については，自宅と一体となっていたことから，その２０％を政務調査費から支出した。 (a)平成１６年度 電気料金　３万８５７５円（７万７１５０円の５０％） 灯油代　１万８２３５円（３万６４７０円の５０％） ガス代　６６４５円（３万３２２８円の２０％） 水道料金　２万１４４７円（１０万７２３８円の２０％） ロッカー購入費　５万８０００円 その他　２万８３２６円 (b)平成１７年４月及び５月分 電気料金　７６９３円（１万５３８６円の５０％） 灯油代　２３３１円（４６６２円の５０％） ガス代　１２２７円（６１３９円の２０％） 水道料金　３７５０円（１万８７５２円の２０％） なお，政務調査費収支報告書の金額は，これらの合計額１万５００１円のうち１万３８００円である。

9	木下善之	(2)	(イ)	電気料金については，政務調査用事務所が自宅敷地内にあったことからすれば，自宅で使用されたものであると考えられる。	(2)	(イ) 否認ないし争う。
			(ウ)	水道及びガス代については，高い有用性がなく，調査研究活動のために直接必要なものではないし，各メーターが自宅と兼用であったことから，大部分が私的に使用されたものであると考えられる。		(ウ) 否認ないし争う。
			(エ)	灯油使用料については，調査研究活動のために直接必要なものではない。灯油は，木下議員の自宅に宅配されていたから，自宅で私的に使用するためのものであった。仮に，事務所の暖房のための燃料とすれば，平成１７年４月及び５月の支出分には季節的に暖房の必要性がない。		(エ) 否認ないし争う。
			(オ)	ロッカー購入費は，ロッカーが備品に当たることから，事務所費としての支出は認められない。ロッカーは調査研究活動のために直接必要なものではない。ロッカーは共用でき，政務調査用事務所以外の事務所用に併用されていたといえるから，その購入費の全額への政務調査費の支出は許されない。		(オ) 否認ないし争う。
			(カ)	備品修繕費は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(カ) 否認ないし争う。
			(キ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(キ) 否認ないし争う。
			(ク)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ク) 否認ないし争う。
			(ケ)	木下議員は，平成１７年３月２８日，和歌山県橋本市の市長選挙に立候補することを表明しており，同年１月ころから，政務調査用事務所においても立候補に向けた準備活動を行っていたと考えられるから，それ以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また，少なくとも，同年４月及び５月分の経費については，調査研究のためのものではないから，それに政務調査費を支出することは許されない。		(ケ) 否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には併設事務所がある（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ) 政務調査用事務所は，自宅敷地内の別棟を後援会事務所と併用していたが，適切に按分負担していた。
10	阪部菊雄	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ソ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア) 自宅とは別の場所にある阪部株式会社内に政務調査用事務所を設置していたところ，平成１９年８月１６日，隣家から出火した火災により，自宅敷地内にあった会社事務所等が焼失した際，政務調査費の経理書類も焼失したこと，政務調査費の経理を行っていた阪部洋三が平成１８年７月１７日に死亡したこと，阪部議員が高齢で，記憶力や体力が減退していることから，事務所費の明細を明らかにできないが，適正な支出であった。
			(イ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(イ) 否認ないし争う。
11	坂本登	(1)		平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲タ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア) 政務調査用事務所は，和歌山県日高郡日高町，同郡美山村，及び和歌山県日高郡みなべ町にそれぞれ設置しており，平成１７年度において，上記日高町の事務所費として，賃料月額３万円並びに，電気，水道及びガスの使用料一括月額４０００円を，年２回に分けて支払った。
			(イ)	複数の政務調査用事務所において同時に調査研究活動を行うことは不可能であるから，坂本議員の選出地域が広範囲であるからといって，３か所もの政務調査用事務所が必要であるとはいえず，１か所で足りる。したがって，３か所の政務調査用事務所の事務所費は，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。また，政務調査費は，議員の選出地域の広さによって，交付額や使途基準が決まるものではないから，選出地域の広さを理由として設置した複数の事務所は，選挙のための事務所である。		(イ) 坂本の選出地域は広範囲であり，各地域の特色に応じて，住民の個々の要望等に基づく政務調査をする必要があったため，３か所に政務調査用事務所を設置した。
			(ウ)	水道及びガス代については，高い有用性がなく，調査研究活動のために直接必要なものではないし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(ウ) 否認ないし争う。
			(エ)	坂本議員は，和歌山県日高郡日高町の事務所宛に事務所費を支払ったにすぎない（乙Ｂタ１ないし４）から，被告が主張するような事務所費の支出があったとはいえない。		(エ) 日高町の事務所は，第三者所有で，村嵜悦子が管理している建物であるから，その事務所費の領収証が自己宛領収証であるとはいえない。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ) 否認ないし争う。
			(カ)	和歌山県日高郡みなべ町には「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」があり（甲Ａ５の２），同郡みなべ町の政務調査用事務所には後援会が併設されていたこと（甲Ａ５の３）からすれば，政党支部及び後援会の活動の拠点として，３か所の政務調査用事務所が使用されていたと考えられるから，調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ) 否認ないし争う。
12	須川啓行	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ツ１ないし３）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア) 月極駐車場を月額６０００円で賃借しており，その５０％を政務調査費から支出していた。
			(イ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また，来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。賃貸借契約書に，車名として「カローラ」，登録番号として「さ６２－３４」，特約として「登録車両以外無断駐車厳禁」と記載されていること（乙Ｂツ１）からすれば，当該駐車場は，来客用ではなく，登録車両専用の駐車場であったといえる。さらに，駐車場が自宅の近くにあったことからすれば，政務調査用事務所への来客用ではなく，自宅用に供されていたと考えられる。		(イ) 月極駐車場は，自宅から約５０ｍ離れた場所にあり，議員に選出される前から賃借していたところ，その後，賃貸借契約を更新し，来客用として使用していた。なお，須川議員個人の車は，自宅の車庫を利用していた。
			(ウ)	調査研究活動は，自宅とは別に設置した政務調査用事務所で行われており，須川議員の自宅への来客は調査研究活動以外の活動に関するものであったと考えられるから，自宅近くに設置されている来客用とされる駐車場は，調査研究活動以外の活動に使用されていたといえる。		(ウ) 否認ないし争う。
			(エ)	後援会が駐車場の賃料を支払っていた（乙Ｂツ２の１ないし１２，３の１ないし１２，４の１ないし４）から，当該駐車場を使用していたのは後援会であった。		(エ) 否認ないし争う。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ) 否認ないし争う。

430

			(カ)	監査結果（甲Ａ３）は，政務調査用事務所の場所につき，須川議員の自宅と異なる場所とする一方で，須川議員が雇用する補助職員の勤務場所につき，須川議員の自宅の併設事務所としており，須川議員の自宅と異なる場所には，政務調査用事務所が設置されていないといえるから，その政務調査用事務所の駐車場代として政務調査費を支出することは許されない。	(カ)	政務調査用事務所は自宅とは別の場所に設置しており，その経費については政務調査費に計上していない。また，須川議員は，自宅においても政務調査事務を行っていた。
			(キ)	政務調査用事務所には，政治団体の事務所が併設されていた。また，自宅で政務調査活動をしているとすれば，政務調査用事務所に併設された政治団体の事務も自宅で行われていたといえるし，自宅への政務調査活動に関係のない来客もあったはずである。したがって，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(キ)	後援会活動があったことを考慮して，賃料の５０％を政務調査費から支出することとしており，適切な按分がされていた。
13	谷洋一			平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲テ１，２）。平成１７年度の事務所費については，事務費に修正された（甲Ａ４）ところ，平成１６年度の事務所費についても，平成１７年度の事務所費と同様に事務費に計上されるべきもので，誤計上であると考えられる。		認める。
14	長坂隆司	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ネ１ないし４）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	政務調査用事務所が設置されているテナントビルの１室の賃料は月額１０万円であるところ，政務調査用事務所としての利用が少なくとも５０％はあるため，平成１５年度から平成１７年度までの間，賃料月額５万円分を政務調査費から支出した。
			(イ)	政務調査用事務所があるビルは長坂議員の母が所有しており，その敷地は長坂議員とその母が持分各２分の１で共有している（甲ネ５）から，当該ビルの賃貸借契約は自己契約と同視できる。また，長坂議員が経営する長坂タバコ店は，上記ビルの１階にあり，そこにはその母親が居住していると考えられ，長坂議員とその母親は経済的には分離独立していない（乙Ｃネ１の３・５・６・９・１０・１５・１８）から，当該ビルの賃料は，長坂議員の母親の扶養費を捻出するためのものであるといえる。したがって，そのようなビルの賃料に政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	長坂議員は，母親の所有するテナントビルの１室を政務調査用事務所として賃借しているところ，長坂議員はそのテナントビルの共有者ではないこと，長坂議員の母はテナントビルを第三者に貸せば相応の賃料収入を得られるはずであること，長坂議員は母からそのテナントビルの敷地使用料を得ていないことからすれば，長坂議員が当該テナントビルの敷地の共有者であるからといって，テナントビルの１室の賃料につき，政務調査費からの支出が否定されるものではない。また，長坂議員の母は，平成１９年までは，上記テナントビル１階でレコード店を経営しており，経済的にも長坂議員とは独立していた。
			(ウ)	政務調査用事務所の賃借人の名義は，長坂議員個人ではなく，「長坂政策研究会」とされており（乙Ｂネ１），同政治団体が専用で事務所を賃借し，賃料を支払っていたといえる。	(ウ)	事務所の賃借人の名義を「長坂政策研究会」としているのは，従前，政務調査用事務所の届出制度はなかったところ，長坂議員は，議員の立場と個人の立場を区別するため，なるべく個人名義の使用を避け，一応「長坂政策研究会」名義で事務所を賃借し，政務調査用事務所を併設していたからである。政務調査用事務所は，「長坂政策研究会」の事務所と併設しているから，「長坂政策研究会」名義で事務所を賃借しているからといって，その事務所が政務調査用事務所でないことにはならない。長坂議員は，現に，１年４回の定例議会のうち３回は一般質問を行っており，政務調査用事務所において，そのための相応の準備等をしていた（乙Ｂネ２ないし５）。
			(エ)	政務調査用事務所に併設されている「長坂政策研究会」の事務所費の額は，事務所賃料の５０％であったとしても，年６０万円以上であるはずだが，「長坂政策研究会」の平成１６年ないし平成１８年の収支報告書（甲ネ７ないし９）によれば，平成１６年ないし平成１８年の事務所費の支出額は，いずれも６０万円に満たないものであり，「長坂政策研究会」は，実際には事務所賃料を支払っていなかったといえる。	(エ)	事務所賃料の５０％については，「長坂政策研究会」や「リビングタカマツ」が負担すべきものであるところ，「長坂政策研究会」が事務所賃料の５０％以上を支出していなかったとしても，それによって，残りの事務所賃料の５０％につき，政務調査用事務所がそれを負担した事実が否定されたり，政務調査用事務所の賃貸借契約が否定されるものではない。
			(オ)	政務調査用事務所が設置されているというテナントビルの１室には，長坂議員の私的事業である「リビングタカマツ」の事務所が併設されているところ，当該私的事業の経費に賃料全額が計上されていると考えられ，賃料の５０％に政務調査費の支出を認めることは，その分，長坂議員に利益をもたらすことになるから，事務所の賃料に政務調査費を支出することは許されない。	(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	長坂議員は，交付される政務調査費全額を使用していたから，控えめに計上したわけではなく，考慮する必要はない。	(カ)	政務調査用事務所につき，電気料金として，平成１６年度に２８万３４０１円，平成１７年度に２８万５７１８円が発生している（乙Ｅネ１，２）ところ，これらを按分負担せずに，長坂政策研究会が負担し，政務調査費を支出していないという控えめな処理がされていることは，考慮されるべきである。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，「長坂政策研究会」，後援会及び長坂が経営する会社の各事務所が併設されている（甲Ａ３，５の３）ところ，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ク)	政務調査用事務所には，「長坂政策研究会」，「リビングタカマツ」，及び後援会の事務所が併設されているところ，平成１４年度から平成１７年度までの間において，後援会の活動はされていなかったし，それがされていたとしても，「長坂政策研究会」の活動に含まれるため，後援会が費用を負担する必要はない。また，「リビングタカマツ」は，政務調査用事務所において活動しておらず，帳簿等の据置場所として政務調査用事務所を使用していたにすぎない。したがって，政務調査用事務所における活動に占める政務調査活動の割合は，少なくとも５０％以上であったから，適切な按分がされていた。
15	花田健吉	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲フ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	事務所費は，次の(a)及び(b)のとおりであった（乙Ｂフ１ないし６）。 (a)平成１６年度 土地賃料　８万４０００円（１２万円［１万円×１２か月］の７０％） 電気料金　９万７９９１円（１２万２４８９円の８０％） 駐車場代　９万６０００円（１２万円の８０％） し尿汲取代　５６０２円（７００３円の８０％） (b)平成１７年度 土地賃料　８万４０００円（１２万円［１万円×１２か月］の７０％） 電気料金　５万４５９１円（１０万９２６２円の５０％弱）
			(イ)	電気料金につき，平成１７年４月２５日引落しの６３８０円は同年３月の使用分であり，平成１６年４月２６日引落しの９４６９円は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費である。	(イ)	継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，平成１６年４月分及び平成１７年４月分として引落しがされたものをそれぞれ同月分として計上していたから，問題はない。
			(ウ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また，来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	来客用の駐車場代である（乙Ｂフ５，７）。
			(エ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はない。	(エ)	政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(オ)	否認ないし争う。

			(ｶ)	政務調査用事務所には併設事務所がある（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｶ)	平成９年以降，借地上に建てたプレハブ建物に政務調査用事務所を設置しており，そこでは専ら政務調査活動を行っている。政務調査用事務所には，「自由民主党日高郡第三支部」，「九十九会」，「新社会システム創世会」，及び後援会の事務所が併設されているが，「自由民主党日高郡第三支部」については，同党により設置を求められて設置したもので，活動をほとんど行っておらず，若干の事務が生じたときは，花田議員の自宅で，同人の妻がその事務を行っている。「九十九会」については，年２回のつり大会等のイベントを各人の会費で行うだけであり，ほとんど活動していない。「新社会システム創世会」及び後援会については，平成１５年以降全く活動していない。したがって，本来は費用全額が政務調査費から支出されるべきところを，反証困難な誤解を避けるために，あえて控えめに５０％ないし８０％を計上したにすぎず，按分したために非難される理由はない。
16	藤山将材	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ホ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	事務所費は，次の(a)及び(b)のとおりであった（乙Ｂホ１ないし６）。なお，平成１６年度においては，１か月につき，賃料５万円，共益費３０００円，水道料金２０００円，駐車場代６０００円，及び電気料金が，平成１７年度においては，１か月につき，賃料４万円及び光熱費（電気料金）が，それぞれ発生しているが，控えめに，政務調査費を支出した。 (a)平成１６年度 賃料　５万円（平成１７年２月分及び同年３月分の賃料１０万円の５０％） (b)平成１７年度 賃料　１８万円（３６万円［４万円×平成１７年７月から平成１８年３月までの９か月］の５０％） 光熱費　２７７１円（５５４４円の５０％） 書籍棚　２５００円（５０００円の５０％）
			(ｲ)	監査結果は，平成１７年６月以前の政務調査用事務所について言及していない（甲Ａ３）から，藤山議員の政務調査用事務所は，同月以前には設置されておらず，又は自宅に併設されていたと考えられる。		(ｲ)	政務調査活動は，平成１５年４月から平成１６年１２月までの間は自宅で行い，平成１７年１月から同年７月までの間は和歌山市内で賃借した事務所で行い，同年８月以降は賃借した海南市内の事務所で行っていた。
			(ｳ)	平成１７年度の書籍棚購入費については，事務費に計上すべきであり，費目を誤っているから，政務調査費の充当は許されない。		(ｳ)	書籍棚については，本来，事務費に計上すべきであったとしても，政務調査費の合計額としては変動がないため，費目を間違えていたとしても不当利得にはならない。
			(ｴ)	賃料の支払が毎月末日までに来月分の支払をすることになっていたとされるから，平成１８年３月に支払った賃料は，同年４月分であると考えられ，平成１７年度分を超えたものであるから，平成１８年３月支払の賃料に平成１７年度の政務調査費を支出することは許されない。		(ｴ)	否認ないし争う。
			(ｵ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はない。		(ｵ)	政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(ｶ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	政務調査用事務所には併設事務所がある（甲Ａ３）から，その併設事務所の負担分及び調査研究活動以外の活動の負担分を超えて，政務調査費を支出していた。		(ｷ)	政務調査用事務所に併設事務所があったとしても，平成１６年度及び平成１７年度において，後援会活動はほとんど行われていなかったから，本来は費用全額につき政務調査費を支出できるところ，反証困難な誤解を避けるために，あえて５０％のみを計上したのであり，それを非難される理由はない。
17	前川勝久	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲マ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	政務調査用事務所は，平成１５年８月１日から賃借し，その賃料は月額４万７０００円であり，具体的には，次の(a)ないし(c)のとおりであった。なお，政務調査費収支報告書の記載額よりも多い部分については，前川議員個人の資産から支出した。 (a)平成１５年８月から平成１６年３月 賃料　３７万６０００円 (b)平成１６年度 賃料　５６万４０００円 電気料金　２万１６２５円 (c)平成１７年度 賃料　５６万４０００円
			(ｲ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	前川議員は，平成１８年３月に行われた和歌山県白浜町の町長選挙に立候補しており，政治活動も政務調査用事務所を拠点として行っていたから，事務所費総額の２分の１を超える部分に政務調査費を支出することは許されない。また，前川議員が和歌山県白浜町の町長選挙の準備活動のために別途事務所を設置していたからといって，政務調査用事務所においてもその準備活動をしていなかったとは考えられない。		(ｴ)	前川議員は，平成１８年１月３１日に白浜町長選挙に立候補をすることを決め，その後すぐ，同年２月中旬から選挙用事務所を借りたから，政務調査用事務所を選挙準備活動に使用したことはなかった。
			(ｵ)	政務調査用事務所には併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｵ)	政務調査用事務所に併設していた「自由民主党西牟婁郡第三支部」は，法人からの献金を受けるための団体であり，活動していなかった。また，前川議員の後援会の事務所は，政務調査用事務所とは別の場所で賃借した。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ム１，２）。	(1)		認める。
			(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ｱ)	事務所費は，次の(a)及び(b)のとおりであった（乙Ｂム１ないし１０）。 (a)平成１６年度 地代　５０万円 電気料金　１６万５５８７円 水道料金　１万２６００円 灯油代　１万４０１８円 汲取費用　５２５５円 なお，これらの合計額６９万７４６０円のうち１７万８１８７円を政務調査費から支出した。 (b)平成１７年度 電気料金　１４万９８５４円 水道料金　１万２６００円 灯油代　４万１６５０円 汲取費用　３３４４円 なお，これらの合計額７０万７４４８円のうち４９万６８４０円を政務調査費から支出した。

18	松本貞次	(2)	(イ)	水道料金領収書等（乙Ｂム３の１ないし１２，７），し尿汲取料領収証（乙Ｂム９の２），灯油代の領収証等（乙Ｂム１０の１・２）の宛先は，「松本貞次後援会」又は「松本貞次後援会事務所」となっているから，後援会事務所は，後援会専用の事務所であったといえる。	(2)	(イ) 政務調査用事務所は，後援会事務所と併設されていたから，事務所費に係る領収証の宛名が便宜的に後援会となっていたとしても何ら不合理ではない。
			(ウ)	水道及び汲取費用については，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たるし，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ウ) 否認ないし争う。
			(エ)	灯油代については，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(エ) 否認ないし争う。
			(オ)	被告主張の事務所費は，金銭出納帳（乙ＥＭ１）に記載されているとおり，松本議員の後援会の事務所費であった。		(オ) 金銭出納帳（乙ＥＭ１）は，松本議員の政治活動全般に関する支出や，その他の個人的な支出の大略につき，備忘録として書き留めたものであり，後援会の金銭出納帳ではない。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ) 平成１９年７月１３日付で，平成１７年度の政務調査費収支報告書の費用支出額を修正しており，その修正後の支出額と被告の主張は一致している。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ) 否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には政治団体の併設事務所がある（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク) 政務調査用事務所には後援会事務所が併設されていたところ，事務所費の一部のみが政務調査費から支出され，適切に按分されていた。そして，政務調査活動と後援会活動は密接に関連するものであり，明確に峻別できない場合もあるから，按分の適正の厳密な立証は，被告に不可能を強いるものである。
19	向井嘉久蔵	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲モ１ないし４）。	(1)	平成１７年度の事務所費については，平成１９年７月１３日，車のガソリン代の一部に当たる３７万３９９６円につき，調査研究費に修正しており，同年度の事務所費としての支出は２４万０２７８円である。その余は認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア) 政務調査用事務所の賃料は月額２万円であり，具体的には，次の(a)ないし(d)のとおりであった。なお，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分については，向井議員個人の資産から支出した。 (a)平成１５年４月 賃料　２万円（乙Ｂモ１１） 電気料金　１万１３０９円（乙Ｂモ９の１） 水道費　１７８０円（乙Ｂモ１０） (b)平成１５年５月から平成１６年３月 賃料　２２万円（乙Ｂモ８） 電気料金　７万５５２２円（乙Ｂモ９） 水道料金　１万９５８０円（乙Ｂモ１０） 固定電話使用料　４１万０９４６円（乙Ｃモ２８ないし３２） ガソリン代　２８万６２４９円 (c)平成１６年度 賃料　２４万円（乙Ｂモ５） 電気料金　６万９３９１円（乙Ｂモ６） 水道料金　２万１３６０円（乙Ｂモ３の１，７） ガソリン代　３６万８６６８円 (d)平成１７年度 賃料　２４万円（乙Ｂモ１） 電気料金　７万０９５４円（乙Ｂモ２） 水道料金　２万１３６０円（乙Ｂモ３） ガス代　１万７０００円（乙Ｂモ４） ガソリン代　３９万２２６５円
			(イ)	政務調査用と被告が主張する事務所は，平成１５年４月に実施された県議会議員選挙の際に選挙事務所として使用された事務所であり（甲モ６），選挙事務所として維持，確保されてきたといえるし，その外観の状況（甲モ５の１・２）からすれば，調査研究活動外の目的の事務所であるといえる。		(イ) 否認ないし争う。向井議員は，政務調査用事務所とは別に選挙用事務所を借りていたから，政務調査用事務所を選挙用に使用していなかった。
			(ウ)	ガソリン代については，交通費として調査研究費に計上されるべきであり，計上する費目を誤っているし，調査研究に資するものではない疑いがあるから，修正計上も政務調査費の支出も許されない。また，自動車は，調査研究活動以外に利用できるから，そのガソリン代に政務調査費を支出することは許されない。さらに，ガソリン代の一部の領収証（乙Ｂモ１３の２・７・８・１３・１６・１７・３３・３４・４０，１４の１・２・８・９・１２・１６・１８・２５・２６・２８・３１ないし３３・４１・４４・４６ないし５１，１５の１・３・４・８ないし１０・１２・１３・１６・２１・２６・２７・２９・３６・３９）には，宛先として「向井米穀店」と記載され，向井米穀店に係る費用であるといえるから，政務調査費を支出することは許されない。		(ウ) 否認ないし争う。向井議員は，スクーター２台，軽四貨物自動車１台，軽四乗用自動車１台，普通乗用自動車１台を所有しているが，そのうち普通乗用自動車は，現地調査等の政務調査活動専用で使用していたため，同自動車分のガソリン代のみ計上した。
			(エ)	平成１５年５月から平成１６年３月までの固定電話使用料については，通信費として事務費に計上すべきであり，計上する費目を誤っているから，政務調査費を支出することは許されない。また，自宅に設置された電話は，議員とその家族の私用のためのものであるから，その使用料に政務調査費を支出することは許されない。		(エ) 否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所は自宅に設置されておらず，自宅にかかってくる電話及びファックスの大半が政務調査活動に関するものであるとは考えられないから，自宅の電話とファックスの使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，１回線でまかなえるのに，２回線もの電話使用料に政務調査費を支出することは，必要最小限の範囲を超え，妥当な範囲を逸脱したものである。		(オ) 政務調査関連の電話やファックスは，政務調査用事務所だけでなく，自宅にもあったことから，自宅の電話及びファックスの使用料を計上したのであり，必要最小限の費用である。
			(カ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されないし，基本使用料が控除されていない以上，その全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(カ) 固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(キ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。		(キ) 否認ないし争う。
			(ク)	水道料金及び灯油代については，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ク) 否認ないし争う。
			(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ケ) 否認ないし争う。
			(コ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(コ) 否認ないし争う。

433

			(サ)	政務調査用事務所には，「自由民主党橋本支部」の事務所等が併設されている（甲モ５）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。また，平成１７年度の政務調査費収支報告書においては，「按分３分の１減」などと記載があるのに，被告の主張では按分負担がされていない。		(サ)	政務調査用事務所（甲モ５の２［左奥建物］）は，「自由民主党橋本市連絡協議会」及び後援会の事務所と別の場所に設置されている。なお，「自由民主党橋本市連絡協議会」の看板（甲モ５の１）については，「自由民主党橋本市連絡協議会」の事務所が平成１８年２月ころに河川改修に伴い，立ち退きとなったため，政務調査用事務所の隣の倉庫の所有者に頼み，その好意を受けて掛けているだけであり，同倉庫を賃借したわけではなく，政務調査用事務所で政党活動を行ったことはない。ただし，平成１７年度分については，事務所の形態を考慮して，一部按分負担とした。
20	森正樹	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヤ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	政務調査用事務所として，４階建ての建物を月額１０万円で賃借し，その７割である７万円につき，政務調査費を支出しており，平成１６年度及び平成１７年度において，政務調査用事務所の賃料として８４万円（１２０万円の７０％）を支出した。なお，政務調査費の支出には上限があったことから，実際の支出額よりも少ない６０万３７８０円を政務調査費収支報告書に記載した（甲ヤ２）。
			(イ)	政務調査用事務所に併設されているとされる後援会の平成１７年及び平成１８年の収支報告書（甲ヤ７，８）に事務所費として計上されている年１３２万円という金額は，事務所の賃料１年分１２０万円と自家用とされる駐車場の賃料１年分１２万円（丙Ｂヤ２ないし５）の合計額と一致するから，後援会が，事務所及び駐車場の賃料全額を支払っており，補助参加人森はそれを負担していなかった。また，補助参加人森が行った後援会の収支報告書の訂正によっても，事務所賃料は，二重に計上されている。		(イ)	後援会の収支報告書（甲ヤ７，８）の記載が誤っており，正しくは，後援会の負担割合は，政務調査用事務所と按分して，全体の３割であったため，当該収支報告書の記載を訂正した（丙Ｂヤ６，７）。
			(ウ)	政務調査用事務所とされる建物の賃貸借契約書（丙Ｂヤ１）によれば，建物使用目的が住居に限定されているから，同建物は住居であり，政務調査用事務所ではなかった。また，賃貸借契約の期間が平成１７年１月１日から平成１８年１２月３１日までとされており，平成１７年１月１日より前については，政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。		(ウ)	賃貸借契約書（丙Ｂヤ１）の第２条に建物使用目的を住居に制限する記載があるのは，定型的な文言が記載された市販の用紙を用いたからにすぎず，第１条に物件の「種別」が「事務所」であると記載されていることや，監査結果（甲Ａ３）及び政治団体一覧表（甲Ａ５の３）のとおり，補助参加人森は，当該建物を事務所として賃借したものである。また，平成１７年１月１日より前の賃貸借契約書を提出できないのは，２年ごとの契約更新の際，従前の賃貸借契約書を破棄していたからである。
			(エ)	事務所の駐車場は調査研究活動のために不可欠ではない。また，来客用でない駐車場に政務調査費を支出することは許されない。そもそも，補助参加人森が政務調査用事務所であったと主張する建物は住居であった（丙Ｂヤ１）から，その駐車場の賃料に政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	政務調査用事務所の１階部分に２台分の駐車施設があり，それを来客用の駐車場としている。政務調査用事務所の裏にある月極駐車場を自家用車の駐車場として賃借しているが，その賃料については政務調査費を支出していない。
			(オ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，後援会の事務所が併設されている（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	政務調査用事務所には後援会の事務所が併設されているが，後援会の活動は，事務所外で行うものがほとんどであり，事務所内では幹事会や世話人会が年に１０ないし１５回程度行われるだけであるから，後援会活動が補助参加人森の政務調査用事務所における活動のうちの３割に及ぶことはなく，事務所費の政務調査費による負担割合を７割としたことは相当である。
21	山下直也	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヨ１，２）。	(1)		平成１７年度の事務所費については，平成１９年７月１３日，駐車場代に当たる２万９４７１円につき，調査研究費に修正しており，同年度の事務所費としての支出は３０万円である。その余は認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	政務調査用事務所の賃料は月額５万円であり，次の(a)及び(b)のとおりであった。なお，平成１７年度の光熱水費については，政務調査費収支報告書に記載していない。 (a)平成１６年度 賃料　６０万円（乙Ｂヨ２） 電気料金　６万２３２８円（乙Ｂヨ３） 水道料金　１万４９５２円（乙Ｂヨ４） ガス代　１万３５６０円（乙Ｂヨ５） 駐車場代　４万９３８０円 なお，これらの合計額６９万０８４０円のうち４８万７６６５円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 賃料　３０万円（６０万円［５万円×１２か月。乙Ｂヨ１の２，３］の一部） 駐車場代　２万９４７１円 電気料金　５万６９４７円（乙Ｂヨ６の１ないし１２） 水道料金　９１９８円（乙Ｂヨ７の１ないし５） ガス代　１万８６８０円（乙Ｂヨ８の１ないし１２） なお，政務調査費収支報告書記載額は３０万円である。
			(イ)	事務所の賃借人は，山下直也議員本人ではなく，山下直也議員の後援会であり（乙Ｂヨ１の１・２），電気料金，水道料金，及びガス代の領収書等（乙Ｂヨ３の６ないし１２，４の１・２，５の２）からしても，当該事務所は後援会専用の事務所であったといえる。		(イ)	政務調査用事務所と後援会事務所の併設事務所を設置する際に，その建物の賃貸借契約において，後援会事務所名義を選択し，経費の支払名義が後援会となっていたとしても，後援会専用の事務所であったとはいえない。山下直也議員は，政務調査用事務所において，調査，資料作成，陳情や要望等の意見の収集，勉強会や意見交換会の実施を行っており，政務調査用事務所としての使用実態があった。
			(ウ)	駐車場代については，政務調査時の車の駐車に使用したものだとすれば，調査研究費に計上されるべきであり，計上する費目を誤っているから，政務調査費を支出することは許されない。また，監査結果（甲Ａ３）によれば，調査研究に修正計上されたというが，その駐車場代は，政務調査活動のために必要ではなかった疑いがあるから，その修正計上も許されない。		(ウ)	駐車場代は，福祉団体との会合や他の議員との政策会議，意見交換会等の場に行く際に路上駐車するわけにはいかなかったため，支出したものであり，政務調査目的で使用したものであった。
			(エ)	水道料金及びガス代については，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(エ)	水道料金について，平成１６年４月ないし５月分の領収書が２通あるのは，同年４月の途中で，事務所移転をしたためである。
			(オ)	平成１６年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，事務所費等を支出していた（甲ヨ３の１・２）から，政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，後援会及び「自由民主党和歌山県和歌山市第七支部」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県和歌山市第７支部」及び後援会の事務所が併設されているが，「自由民主党和歌山県和歌山市第７支部」は，名目のみであり，収支も活動もなかった。そして，政務調査専用の事務所ではなかったことから，実際に支出した経費につき，適正に按分した。なお，「直政会」は，山下直也議員の自宅に併設しており，日常的な活動のない資金管理団体であった。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ラ１ないし４）。	(1)		認める。

22	山田正彦	(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	事務所の賃料は月額５万円であり，具体的には，次の(a)ないし(d)のとおりであった。なお，水道料金については，事務所の所有者である協和水産株式会社に対して支払う約束になっており，同社代表者である佐本春美（乙ラ７）の指示により，月額１０００円を支払っていた（乙Ｂラ９）。また，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分については，山田議員個人の資産から支出しており，山田議員が行った政務調査活動に要した費用は，そのほかにもあった（乙Ｂラ８）。 (a)平成１５年４月 賃料　５万円 光熱水費　１万円 (b)平成１５年５月ないし平成１６年３月 賃料　５５万円 (c)平成１６年度 賃料　６０万円 電気料金　６万８７４０円 水道料金　１万２０００円 固定電話使用料　６万８９５７円 (d)平成１７年度 賃料　６０万円 電気料金　７万３５２４円 水道料金　１万２０００円 固定電話使用料　５万４０７０円
			(イ)	政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する場所は，和歌山県紀の川市貴志川町神戸１７６－１である（乙Ｂラ１の１ないし５，４の１ないし７，７）が，同議員の事務所の所在地は，同町神戸１７５－１である（乙Ｂラ８）から，同町神戸１７６－１所在の建物は，政務調査用事務所ではない。		(イ)	政務調査用事務所の所在地は，和歌山県紀の川市貴志川町神戸１７６－１である。そして，名刺等に記載されている場所は単なる誤記であり，同町神戸１７５－１という住所は存在しない。
			(ウ)	監査結果（甲Ａ３）によれば，固定電話使用料についての認定がされていないから，固定電話使用料については，政務調査費の支出対象ではなかった。		(ウ)	固定電話使用料については，誤って事務所費として計上していたため，事務費として修正計上する予定である。
			(エ)	水道料金については，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，事務所費等を支出していた（甲ラ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	政務調査用事務所に併設している後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」は，日常的に活動しておらず，そのうち，後援会は，選挙が行われる年に別の事務所を借りて行っていた程度であった。
23	吉井和視	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲リ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	政務調査用事務所の賃料は，平成１７年度以前は月額５万円であり，平成１７年度は月額３万円であった。具体的には，次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成１５年４月 賃料　５万円（乙Ｂリ７） (b)平成１５年５月ないし平成１６年３月 賃料　５５万円（乙Ｂリ６） (c)平成１６年度 賃料　６０万円（乙Ｂリ５） 電気料金　１６万７４９８円（乙Ｂリ１１，１２） (d)平成１７年度 賃料　３６万円（乙Ｂリ１） 電気料金　１７万０８０３円（乙Ｂリ２，３） 灯油代　９３３３円（乙Ｂリ４）
			(イ)	平成１５年度及び平成１６年度の政務調査費収支報告書に記載された「地代」（甲リ２ないし４）につき，政務調査用事務所が，吉井議員の自宅と同一敷地内の別棟に設置されており，その敷地は吉井議員と同居する親族の所有であると考えられる（甲リ５）から，地代は発生していない。 被告は，吉井時子所有の建物を同人から賃借して政務調査用事務所を設置していると主張するが，賃貸借契約書に記載されている地番にある建物は，昭和６０年から現在までの間，小堀政枝が所有しており（甲リ７），その敷地も昭和４２年から現在までの間，同人が所有している（甲リ６の１・２）から，そこに政務調査用事務所が設置されていたとはいえない。		(イ)	政務調査用事務所は，平成８年１月１日から，吉井議員の母である吉井時子所有の建物（和歌山県有田郡有田川町庄６１７－１所在）を賃借して設置していた（乙Ｂリ９，１０）。なお，吉井時子との賃貸借契約書上の記載は「有田郡吉備町庄６１８－１」となっているが，これは，吉井議員が「６１８－２」の地番の隣地を所有していたため，認識違いをして記載を誤ったものである。
			(ウ)	原告畑中らが，平成１９年２月９日に吉井議員の事務所を現地調査した際，吉井議員作成の配置図（乙Ｂリ９）において，後援会事務所とされている建物は，「吉井コンクリート産業株式会社」及び「吉井組」の事務所であり，政務調査用事務所とされているプレハブ建物は，外観上，吉井議員が関係する政治団体及び政党支部の事務所であった（甲Ｂリ８の１ないし４）。また，吉井議員は，平成１５年４月１３日及び平成１９年４月８日に行われた県議会議員選挙の際に，選挙事務所の地番につき，現在の和歌山県有田郡有田川町の「庄６１８」としていた（甲リ９の１・２）から，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張するプレハブ建物は，選挙の度に選挙事務所とするために維持，確保されていた建物であるといえる。したがって，政務調査用と被告が主張する事務所は，政務調査用事務所ではなかった。		(ウ)	「自由民主党有田郡第一支部」，「新和政策調査会」，及び後援会は，いずれも和歌山県有田郡有田川町庄６１８－２にあり，政務調査用事務所と併設されておらず，政務調査用事務所は，政務調査専用の事務所である。後援会事務所の建物に吉井コンクリート産業株式会社の看板がかかっているのは，吉井議員の父の要望によるものにすぎず，実態としては後援会事務所であった。選挙用事務所については，平成１５年の選挙の際には，政務調査用事務所とは別に，後援会事務所に併設したプレハブを利用し（選挙終了後に撤去），平成１９年の選挙の際には，無投票であったため，後援会事務所に１日だけ形ばかりの選挙用事務所を設置しただけであった。
			(エ)	灯油代については，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	「従量電灯Ａ」及び「低圧電力」の両方の電気料金が支出されていることについては，「低圧電力」の電気を使用する必要性はない上，両方の電気料金の支出は，社会通念上妥当な範囲を超えた支出である。		(オ)	否認ないし争う。電気料金につき，「低圧電力」を使用していたのは，クーラー利用の際に使用料を安くするために分けていただけであり，徒に電気料金を上げていたのではない。
			(カ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び政治団体が，事務所費等を支出していた（甲リ１１の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務所費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担していたものでもなかった。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(キ)	否認ないし争う。

			(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」，「新和政策調査会」及び吉井の後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｹ)	「自由民主党有田郡第一支部」，「新和政策調査会」，及び後援会は，いずれも和歌山県有田郡有田川町庄６１８－２にあり，政務調査用事務所と併設されておらず，政務調査用事務所は，政務調査専用の事務所である。
24	和田正人	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の事務所費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ル１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	政務調査用事務所の建物は，平成１５年７月３１日までの間については天野富子から月額８万円で賃借し，同年８月１日から平成１７年８月３１日までの間については和田議員と親族関係にない和田長治から月額６万円で賃借しており，具体的には，次の(a)ないし(d)のとおりであった。なお，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分については，和田議員個人の資産から支出した。 (a)平成１５年４月 賃料　８万円 光熱水費　２３５０円 (b)平成１５年５月ないし平成１６年３月 賃料　７２万円（８万円×３か月＋６万円×８か月） (c)平成１６年度 賃料　７２万円（６万円×１２か月） (d)平成１７年度 賃料　３０万円（６万円×５か月）
			(ｲ)	被告の主張は，証拠資料が提出できないことを正当化できるものではないから，各経費につき，政務調査費の支出は適正ではなかった。		(ｲ)	和田議員は，平成１９年４月２９日に議員を辞職する際に，他の資料とともに領収証を処分してしまい，光熱費の額は不明であるが，事務所の賃借をしていた以上，当然に電気料金等の光熱費が必要になるのであり，社会的に相当な範囲であれば，政務調査費の支出が認められるべきである。
			(ｳ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。		(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｴ)	否認ないし争う。
			(ｵ)	政務調査用事務所には後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｵ)	政務調査用事務所に併設事務所があるとしても，和田議員は，平成１５年４月当時，次期の立候補は辞退しようと考えていたため，それ以降，後援会活動をしていなかった。

別紙３(2)　本件議員らの事務費について

				原告らの主張			被告又は被告補助参加人らの主張
1	浅井修一郎	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ア１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	政務調査用事務所に設置された固定電話の子機が株式会社浅井の事務所にあり，株式会社浅井の事務所の固定電話の子機が政務調査用事務所にあることから，政務調査用事務所に設置された電話回線の使用料の８０％と，株式会社浅井に設置された電話回線の使用料の２０％に政務調査費を支出した。また，浅井議員の携帯電話は，ほとんど政務調査のために使用するものであるから，その使用料の８０％に政務調査費を支出した。さらに，浅井議員は，自宅においても政務調査活動をしており，自宅の電話代の５０％は政務調査費のために使用されていた。具体的には，次の(a)及び(b)のとおり，政務調査費を支出した（乙Ｃア１ないし１５）。 (a)平成１６年度 政務調査用事務所の電話代　４万９０８９円（６万１３６２円の８０％） 株式会社浅井の電話代　１万５２４０円（７万６１９８円の２０％） 自宅の電話代　３万０８００円（６万１６００円の５０％） 携帯電話使用料　９万２３６２円（１１万５４５２円の８０％） 事務用品　７６１０円 なお，これらの合計額１９万５１０１円のうち１７万９８４６円を政務調査費から支出した。 (b)平成１７年度 政務調査用事務所の電話代　４万０３９２円（５万０４９１円の８０％） 株式会社浅井の電話代　１万６９６０円（８万４８０１円の２０％） 自宅の電話代　２万８７６５円（５万７５３１円の５０％） 携帯電話使用料　９万３４３２円（１１万６７９０円の８０％） なお，これらの合計額１７万９５４９円のうち５万６５１８円を政務調査費から支出した。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１(2)(ロ)記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する建物には，政務調査用事務所が設置されていなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	浅井議員が代表取締役を務める株式会社浅井が負担した経費を政務調査費として計上している。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査用事務所が設置されているとされる建物の１階と２階に設置されていた電話は，２階の電話番号のみが，建物の外壁に表示されて代表電話の番号とされており（甲ア８），１階と２階の業務内容の区別もされていなかったから，１階と２階の電話は，２階にある株式会社浅井の電話であったといえる。		(エ)	否認ないし争う。営業を目的とする株式会社浅井が主として使用している電話番号を建物の外壁に表示することは当然である。
			(オ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(オ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(カ)	夜間に自宅への来客があったとしても，調査研究活動に関係ない相談であり，後援会活動又は株式会社浅井の事業活動であると考えられ，自宅で政務調査活動をしていたとはいえないから，自宅の電話は，専ら議員個人又はその家族が私的に使用していたといえる。		(カ)	夜間にも浅井議員の自宅に来客があり，浅井議員は，自宅においても政務調査活動を行っていた。また，悩みや生活の相談，不動産に関する相談によって，地域での問題点や経済状況等を知り，それを議員活動に役立てることは，政務調査活動に含まれる。
			(キ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(キ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(ク)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１(2)(カ)記載のとおり，政党支部及び政治団体の併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。
2	東幸司	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲イ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお，それ以外にも，文具，用紙，事務所の光熱費及び水道費等で月額２万４０００円を下らない出費があった。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　６万１３１５円（乙Ｃイ１の１・２） 携帯電話使用料　１８万０５８１円（乙Ｃイ２の１・２） パソコンプリンター購入費　３万８０００円 テプラ購入費　４万円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　５万４３５６円（乙Ｃイ１の３・４） 携帯電話使用料　２１万４１７９円（乙Ｃイ２の３・４） デジタルカメラ購入費　４万７０００円
			(イ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(イ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ウ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。東議員は，政務調査用の携帯電話以外にプライベート用の携帯電話を保有していた。
			(エ)	テプラ及びデジタルカメラは，調査研究活動にとって必要とはいえない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(オ)	否認ないし争う。平成１９年の落選に伴い，将来にわたって政治活動をしないことを決め，転居する際に，政務調査費にかかる資料等をすべて廃棄したという事情がある。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所は，東議員の自宅から徒歩で２分ないし３分の場所にあり，東議員の自宅に「幸友会」及び後援会が設置されていたとされる（甲Ａ５の３）ところ，「幸友会」及び後援会は，実際には政務調査用事務所に併設されていたといえるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ウ１，２）。	(1)		認める。
			(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	電話料金，コピー用紙，事務用品に係る費用の４０％として，平成１６年度に３８万２６８５円，平成１７年度に２８万１８８０円を，それぞれ政務調査費から支出した（乙Ｃウ１，２）。

3	飯田敬文	(2)	(イ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(2)	(イ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ウ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２(2)(ク)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(エ)	否認ないし争う。政務調査用事務所に併設された「自由民主党那賀郡第２支部」については，その活動内容が看板やポスターを作成する程度であり，年に総額５万円程度の予算規模しかなく，活動実績がほとんどなかった。
4	宇治田栄蔵	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲オ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 自宅の電話代　１７万０９４６円（３４万１８９３円の５０％。乙Ｃ５） 自宅ファックス代　１万７８４０円（３万５６８１円の５０％。乙Ｃ６） 携帯電話使用料　１２万５８６０円（乙Ｃオ７） (b)平成１７年度 自宅の電話代　１５万８６１４円（３１万７２２８円の５０％。乙Ｃオ１） 自宅ファックス代　２万０９２６円（４万１８５２円の５０％。乙Ｃオ２） 携帯電話使用料　１５万８８９１円（乙Ｃオ３） パソコン購入費　２３万３４００円（乙Ｃオ４の１・２）
			(イ)	政務調査用事務所は，宇治田議員の自宅とは別の場所に設置されていたから，自宅の電話やファックスは，宇治田議員個人又はその家族が専ら私的に使用していたといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(エ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(エ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。政務調査活動には議員活動に役立つすべての活動が含まれ，現代においては，携帯電話なくして政務調査活動をすることはできない。
			(オ)	パソコン購入費については，政務調査費を支出できない高額の備品の購入（乙Ａ３）に該当する。また，同費用には，「バックアップ用ＨＤＤ」，「本体設置，機器接続費」，「パソコンセットアップ費」という費用が含まれているところ，これらは，政務調査費を支出できない環境整備費に該当する。		(オ)	否認ないし争う。なお，パソコン購入費については，宇治田が県議会議員として在職中であった平成１８年１月１９日当時，使用していたパソコンが壊れたため，直ちに新しく同程度のパソコンを購入したものである（乙Ｃオ４の１・２）。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が，事務費等を支出していた（甲オ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張４(2)(コ)記載のとおり，平成１７年９月以降の経費については，調査研究のための費用ではない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張４(2)(ス)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。
5	浦口高典	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲カ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 事務機器借上費　２４万０６６０円（乙Ｃカ２の１） 通信費　３６万０７２７円（乙Ｃカ２の２） 事務用品費　７万９９３０円（乙Ｃカ２の３） (b)平成１７年度 事務機器借上費　９万９０３６円（乙Ｃカ１の１） 通信費　３１万０１５７円（乙Ｃカ１の２） 事務用品費　２４万４９１８円（乙Ｃカ１の３）
			(イ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(イ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(ウ)	政務調査用事務所には，「和歌山地域戦略研究会」及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の１）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ウ)	政務調査用事務所には，「和歌山地域戦略研究会」及び後援会を併設していたが，いずれも活動実体がなく，「和歌山地域戦略研究会」については事務所が存在しない。また，政務調査用事務所の固定電話使用料及びファックス使用料については後援会費で負担し，自宅の電話代については浦口議員個人が負担し，携帯電話使用料及びパソコンリース料については政務調査費から支出し，通信費及び事務用品費は，用途に従って政務調査費と後援会費に振り分けるなど，政務調査に関する費用と後援会活動に関する費用を別々の簿冊に仕分けて処理していた（乙Ｅカ３ないし３０）。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲キ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した（丙Ｃキ１ないし１３９）。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　２４万５３５２円 固定電話使用料　８万３１０８円（１１万８７２６円の７０％） インターネット使用料　６万４３４１円 ホームページサーバー代　４万２３６８円 郵便料金　３３２０円 事務用品・備品　７９万５２９９円 なお，これらの合計額１２３万３７８８円のうち１２３万３６９３円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　２４万２０１０円 固定電話使用料　６万６４３９円（９万４９１３円の７０％） インターネット使用料　７万７４６２円 ホームページサーバー代　２万６０４０円 郵便料金　３万７０５０円 事務用品・備品　８２万３３５５円 なお，これらの合計額１２７万２３５６円のうち１２７万０９６８円を政務調査費収支報告書に記載した。

6	江上柳助	(2)	(イ)	文具用品とされる丙Ｃキ４７，５６，１０６，１１５，１２３，１２６については，その金額からして，数量的に過大に購入され，又は別の商品が含まれているといえる。	(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	ＣＤタイトルプリンターのインクリボン（丙Ｃキ３３），データメディア，ＰＣケース，及びカバー類（丙Ｃキ３５，１３８），ウイルス対策ソフト（丙Ｃキ３７，１０１），ノートパソコンのバッテリー（丙Ｃキ４５，５８），ＵＳＢハブ（丙Ｃキ４６），ノートパソコンの無線ＬＡＮ（丙Ｃキ５２），ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業（丙Ｃキ５３，１０５），パワーポイントソフト（丙Ｃキ５４，１３８），携帯レシーバー，電池，及びＵＳＢデータリンクケーブル（丙Ｃキ９９），ワープロソフト一太郎（丙Ｃキ１１４），データをＣＤにコピー又は保存するためのソフト，記録メディア，及びインクジェットプリンター用紙（丙Ｃキ１１６），電子辞書（丙Ｃキ１２０，１２１，１３９），カメラのバッテリー（丙Ｃキ１２２，１３８），ＣＤラジカセ（丙Ｃキ１２４，１４０），ＵＳＢメモリー，ＰＣカードアダプター，及びカードリーダー（丙Ｃキ１２７，１３８），ファックス用インクフィルム（丙Ｃキ１２８），並びにテープレコーダー，携帯ラジオ，及びカメラ用品（丙Ｃキ１２９，１３８）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。また，政務調査の日程は，議員の活動の中で，ごく限られた日程にすぎないから，システム手帳（丙Ｃキ５９）についても，調査研究活動のために直接必要なものではない。	(ウ)	ＣＤタイトルプリンターは，政務調査資料を保管するＣＤのタイトルを印刷するために必要であるから，そのインクリボン（丙Ｃキ３３）も必要である。 データメディア，ＰＣケース，カバー類（丙Ｃキ３５，１３８）は，政務調査資料を保管するＣＤ－Ｒ記録メディアを保存保管するために必要である。 ウイルス対策ソフト（丙Ｃキ３７，１０１）は，政務調査のために使用するパソコンをウイルスから防御するために必要である。 ノートパソコンのバッテリー（丙Ｃキ４５，５８）は政務調査に使用するパソコンの充電に必要である。 ＵＳＢハブ（丙Ｃキ４６）は，マウスやキーボード等を政務調査に使用するパソコンに接続するために必要である。 ノートパソコンの無線ＬＡＮ（丙Ｃキ５２）は，政務調査のために使用するパソコンの付属機器であるから，政務調査活動に必要である。 ノートパソコンのメモリー増設及び取付作業（丙Ｃキ５３，１０５）は，政務調査のために使用するパソコンの動きを良くするために付けた機器であるから，政務調査活動に必要である。 パワーポイントソフト（丙Ｃキ５４，１３８）は，県政に関する勉強会や説明会等で使用するから，政務調査活動に必要である。 携帯レシーバー，電池，及び携帯電話のデータをパソコンに取り込むためのＵＳＢデータリンクケーブル（丙Ｃキ９９）は，情報収集及び保存に必要であるから，政務調査活動に必要なものである。 ワープロソフト一太郎（丙Ｃキ１１４）は，江上議員のワープロソフトを，県庁が用いているワープロソフトである一太郎に対応させるために購入したものであるから，政務調査活動に必要である。 カメラのバッテリー（丙Ｃキ１２２，１３８）は，県政に関する情報収集のために用いるカメラの必需品であるから，政務調査活動に必要である。 ファックス用インクフィルム（丙Ｃキ１２８）は，政務調査活動に必要である。 システム手帳（丙Ｃキ５９）は，政務調査活動の日程等を整理するために使用しているから，政務調査活動のために必要である。
			(エ)	ＤＶＤプレイヤーは一般家庭で普及しており，一般家庭で視聴されるテレビのニュースや報道番組の録画等は，議員の自宅にある家庭用のＤＶＤプレイヤーで対応できるはずである。仮に，議員が家庭用のＤＶＤプレイヤーを持っていないとすれば，政務調査費で購入されたＤＶＤプレイヤーは，ほとんど私用で使用されているといえる。	(エ)	ＤＶＤプレーヤーとＤＶＤメディア（丙Ｃキ５７，１３８）は，テレビのニュースや報道番組を収録して，議会での質問資料として活用しているから，政務調査活動に必要なものである。
			(オ)	デジタルプロジェクターは，議員個人の宣伝や政治活動の集会にも利用していると考えられ，調査研究活動のために直接必要なものとはいえないし，政務調査費の支出が許されない高額な事務機器に当たる。	(オ)	デジタルプロジェクター（丙Ｃキ６１）は，県政に関する勉強会や説明会で活用しているから，政務調査活動に必要である。
			(カ)	県政報告用の「江上りゅうすけニュース」の作成費用は，議員の広報，広告，宣伝を主たる目的とするものであり，調査研究のための事務遂行に要する事務用品・備品購入等，通信費等には該当しない。また，同ニュースには，「北側・国土交通大臣が講演」などと県政に関係のない内容（丙Ｃキ１３６）や，単なる新年の挨拶の内容（丙Ｃキ１３７）も含まれているし，その他の記事についても，議員として行った活動を紹介する内容であって，県政に関する情報を収集するような内容は記載されていないから，調査研究に資するものとはいえない。仮に，同ニュースが，県政報告のためのものであったとしても，県や県議会による広報（甲Ａ２０ないし２２）とは別に，議員個人が政務調査費の支出をしてまでそれを行う必要はない。	(カ)	はがきは，すべて県政報告用の「江上りゅうすけニュース」を作成するために購入したものである（丙Ｃキ１３６，１３７）。なお，領収書（丙Ｃキ９７，９８）に宛名がないのは，郵便局が発行した領収書に宛名を記載する部分がなかったからである。
			(キ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。そして，携帯電話の購入ないし買替え（丙Ｃキ４９）は，調査研究活動のために必要ではない。	(キ)	江上議員は，個人用の携帯電話と政務調査専用の携帯電話を所有しており，公的な電話として公表していた後者の携帯電話使用料全額を政務調査費から支出した（丙Ｃキ３，４，６４，６５，１３０）。また，江上議員が当時使用していた携帯電話は，平成１６年４月ころに購入したものであり，傷が入り，老朽化していたため，買替えの必要性はあった。
			(ク)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令や本件条例等の趣旨を具体化したものであり，同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから，本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。	(ク)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令等の委任を受けて作成されたものではなく，県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから，法的効力を持つものではない。また，同手引きは，平成１７年当時において議員に周知されていたものでもないから，平成１７年度までの政務調査費支出についての基準となるものではない。殊に，同手引きの作成年月日は平成１７年８月５日であるから，同日以前に支出された政務調査費に対する基準として用いることはできない。そして，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（乙Ａ４）中の記載によれば，電話の基本料金を含めた使用料につき，政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することに問題はない。
			(ケ)	江上議員の自宅の固定電話は，議員とその家族が専ら私的に使用していた。	(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	２台分以上のプリンターのインク代等（丙Ｃキ３２，３８，４８，５５，１００，１１１，１２５）及び２台分のノートパソコンのバッテリー代（丙Ｃキ４５，５８）は，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出であるし，政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たる。	(コ)	否認ないし争う。プリンターは，機種によって機能や用途等が異なり，１台あればすべての機能を賄えるというものではない。また，ノートパソコン２台分のバッテリーは，それぞれ別のパソコンのバッテリーであるから，社会通念上，妥当な範囲の支出である。
			(サ)	江上議員は，既にＮＥＣ製のパソコンを所有していた（丙Ｃキ４５）から，新たに富士通製のパソコンを購入する（丙Ｃキ５１）必要はなかった。また，ノートパソコン（丙Ｃキ５１）は，それがなくとも，調査研究活動をすることができるから，購入の必要性がないし，調査研究活動以外に使用されていると考えられる上，政務調査費の支出が許されない高額な備品購入に当たる。	(サ)	ノートパソコン（丙Ｃキ５１，１３８）は，外出先での聞き取り，資料作成等の政務調査活動に使用するために必要である。ＮＥＣ製のパソコンは型式が古く，重量が３．３ｋｇもあるため，持ち運びが便利な１．３７ｋｇの小型軽量タイプで，多くの機能（パワーポイント，デジタル電子地図帳，インターネット，メール等）を備えた富士通製ノートパソコンを購入する必要があった。
			(シ)	インターネット使用料につき，自宅の電話回線を使用し，自宅に設置されたパソコンで使用していたと考えられ，一般的に，私的に利用していたといえる。また，日常的にインターネットを使用できる環境を整える費用は，政務調査費の支出が許されない環境整備費に該当する。	(シ)	否認ないし争う。
			(ス)	ホームページは，議員の広報，広告，宣伝を主たる目的としており，県政に関する内容が掲載されていたとしても，県や県議会が行う広報（甲Ａ２０ないし２２）と別に行う必要はない。また，平成１６年度に，以前からあったホームページ（丙Ｃキ２６，８９ないし９６）とは別に新たにホームページを作成する（丙Ｃキ１０７ないし１１０）必要はなく，作成の１年後に改修する（丙Ｃキ３９ないし４１）必要もなかった。 ３１万５０００円もするホームページ制作費（丙Ｃキ１０７ないし１１０）は，政務調査費の支出が認められない高額な備品等の購入（乙Ａ３）に当たる。	(ス)	ホームページ制作費（丙Ｃキ１０７ないし１１０）は，ホームページのプログラム制作費であり，ホームページサーバー料金ではなかった。また，ホームページサーバー会社をＯＣＮからトリトンに変更しただけであるから，２個のホームページを開設していたのではない。 「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令等の委任を受けて作成されたものではなく，県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから，法的効力を持つものではないし，ホームページ制作費３１万５０００円は，政務調査費として認めることが許されないほど高額なものではない。
			(セ)	デジタルカメラ２台の購入費（丙Ｃキ１１２，１１８，１１９）は，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。用途による使い分けのためにカメラ２台を購入することは，政務調査費の支出が許されない環境整備に当たるし，家庭用のカメラを活用すれば，十分対応できるから，調査研究活動のために直接必要なものではない。また，予備のバッテリーは，調査研究活動のために必要ではない。	(セ)	簡単に扱えるコンパクトなデジタルカメラ（丙Ｃキ１１２）は，持ち歩きには便利であるが，遠方を撮影することには適さないものであるのに対し，一眼レフカメラ（丙Ｃキ１１９）は，道路の交通状態や自然環境の状態を撮影する等の遠方を撮影するのに適しているが，かさや重量が相当大きく，持ち歩きには適さないから，用途に応じて使い分ける２台のカメラが必要であった。また，予備のバッテリーについては，政務調査の活動先で，使用中のバッテリーにトラブルが生じた場合等には，予備のバッテリーが必要となるし，予備といってもいずれは使用するものであるから，政務調査活動に必要なものである。
			(ソ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。	(ソ)	否認ないし争う。
			(タ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(タ)	否認ないし争う。

			(ｴ)	政務調査用事務所には，「柳栄会」及び後援会の事務所が併設されていた（甲Ａ５の３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｴ)	否認ないし争う。「柳栄会」は，平成１５年の和歌山県議会選挙の際，公明党和歌山県本部から，法人の献金を受けるための団体として設置するよう指導されて作ったものにすぎない。また，「柳栄会」及び後援会は，選挙がなかった平成１６年度及び平成１７年度においては，休止状態となっており，全く活動をしていなかった。さらに，インターネットは，政務調査のためだけに使用したし，固定電話は，政務調査使用分と自宅使用分との使用比率７対３に従って按分していた。
7	小川武	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ク１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	小川議員は，各月の経費明細書を作成し，これを基に政務調査費を計上していた。具体的には，次の(a)及び(b)のとおり，支出した。なお，携帯電話使用料のすべて，自宅電話代の相当部分，及び高速道路通行代金については，小川議員個人が負担していた。 (a)平成１６年度 通信費　１５万８８８５円（乙Ｃク１ないし１２） 事務器経費　２５万４８６９円 雑費　６４４７円（乙Ｃク２の２，９の２） (b)平成１７年度 通信費　１３万２０１０円（乙Ｃク１３ないし２４） 事務器経費　２５万９１２５円 雑費　７２２４円（乙Ｃク１３の２，１６の２・３，２１の２）
			(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(ｲ)記載のとおり，政務調査用とされる事務所は，後援会専用の事務所であった。		(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｳ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ｴ)	雑費のうち，「職場野球　表彰たて代金」（乙Ｃク２１，Ｅク２１）については，調査研究活動のためのものではない。		(ｴ)	乙Ｃク２１の２は，小川議員の支援団体主催の野球大会に小川議員が寄贈した賞品であり，政務調査とは関係がないことは認める。
			(ｵ)	スポンジは，一般的に調査研究活動とは無関係である上，それを３個も購入する必要性はない。		(ｵ)	否認ないし争う。
			(ｶ)	茶こし付きケトル（乙Ｃク１６の３）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書の支出の内訳欄には，記載のある「電信電話料」等よりも支出額が大きいと被告が主張する「事務機器経費」の記載がない。		(ｷ)	否認ないし争う。
			(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(ｷ)記載のとおり，後援会の事務所が併設されている（甲ク５）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｹ)	否認ないし争う。
8	大沢広太郎	(1)		平成１４年度ないし平成１７年度（平成１５年５月から平成１６年３月までの分を除く。）において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ケ１，２，４，５）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	平成１４年度の支出については政務調査費収支報告書（甲ケ５）記載のとおりである。また，「事務用品」（甲ケ１）については合計２万９１３０円（乙Ｃケ６ないし９），「車修理」（甲ケ２）については６万８６１２円（乙Ｃケ１０），「車検」（甲ケ４）については４万９８００円（乙Ｃケ１１）であった。そして，固定電話使用料（３回線分）及び携帯電話使用料については，次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)固定電話使用料 平成１４年度　３１万７５６９円（乙Ｃケ１） 平成１５年４月　５万８３２６円 平成１５年５月から平成１６年３月　３２万０７２６円（乙Ｃケ２） 平成１６年度　２０万６０６２円（乙Ｃケ３） 平成１７年度　２９万７８５３円（乙Ｃケ４） (b)携帯電話使用料 平成１４年５月から平成１５年４月　７万３０７３円（乙Ｃケ１２） 平成１５年５月及び同年６月　１万２４９６円（乙Ｃケ１３） 平成１５年７月から平成１６年６月　６万５６０３円（乙Ｃケ１４） 平成１６年７月から平成１７年６月　８万４２８１円（乙Ｃケ１５） 平成１７年７月から平成１８年４月　６万２４４７円（乙Ｃケ１６）
			(ｲ)	平成１４年度の車代，自動車税，及び車検代（甲ケ５），平成１５年度の車検代（甲ケ４），並びに平成１６年度の車修理代（甲ケ２）については，政務調査の環境整備であり，調査研究活動に直接必要な経費ではなく，それらに政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）。		(ｲ)	否認ないし争う。大沢議員は，車代，自動車税，車検代，及び車修理代について，政務調査に関する費用と認識していた。
			(ｳ)	政務調査用事務所は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(ｲ)記載のとおり，選挙活動等の調査研究外のための事務所であった。		(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	自宅に設置された固定電話は，議員とその家族が専ら私的に使用していた。また，３台分の固定電話使用料については，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(ｴ)	否認ないし争う。政務調査用事務所の固定電話を政務調査活動以外の用途に使用することはほとんどなかった。
			(ｵ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｵ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ｶ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ｶ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話を政務調査活動以外の用途に使用することはほとんどなかった。
			(ｷ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｷ)	否認ないし争う。
			(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(ｶ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｹ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲サ１，２）。	(1)		認める。

441

9	尾崎要二	(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料及びファックス等電話代（回線使用料を除く。）の６０％，携帯電話使用料，切手等，並びに事務用品については，専ら政務調査活動に用いていたため，全額を事務費として計上した。なお，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」は，光熱費，大きな備品購入費等を負担していた。 (a)平成１６年度 固定電話使用料の６０％　５万３５８６円 ファックス等電話代の６０％　２万０８９７円 携帯電話使用料　１１万６７６１円 切手代等　１７万２８５５円 事務用品代　４万９５９７円 パソコン及び携帯電話購入費　２０万０２１９円 (b)平成１７年度 固定電話使用料の６０％　７万５３１８円 ファックス等電話代の６０％　１万８４９５円 携帯電話使用料　１７万４３９５円 切手代等　１７万８７２５円 事務用品代　７万９４９３円 パソコン購入費　１６万９７９８円
			(イ)	道路地図（乙Ｃサ１５の２），プリンターのインク（乙Ｃサ２０の２），旅行用の地図（乙Ｃサ２２の３，３９の２），事務所用電話子機の電池代（乙Ｃサ３９の３），ファックスのフィルム２本及びプリンターのインク（乙Ｃサ３９の９），コピー用紙，大型封筒，ペン，及びマジック等（乙Ｃサ３９の１０），文具（乙Ｃサ３９の１２），ＦＡＸ用紙（乙Ｃサ１４の３），印刷代（乙Ｃサ１５の１），文具（乙Ｃサ１８），パソコン関連品（乙Ｃサ１９の３，２３の１ないし３，２５の１），封筒代込みの印刷費（乙Ｃサ２１号証の１），並びに文具類（乙Ｃサ２１の３）は，調査研究活動に直接必要なものではない。	(イ)	否認ないし争う。なお，京阪神道路地図（乙Ｃサ１５の２）及び和歌山県外の地図（乙Ｃサ２２の３，３９の２）は，政務調査に出向くために必要であった。
			(ウ)	自宅の固定電話及びファックスは，議員とその家族が専ら私的に使用していた。	(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。また，携帯電話の購入ないし買替えの必要性もない。	(エ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話使用料は，政務調査用の携帯電話の分であった。
			(オ)	切手代（平成１６年度４万円［乙Ｃサ３８の４］，平成１７年度１３万８５１０円［乙Ｃサ１６の１・２，２２の１・２，２４の１］）及びはがき代（平成１６年度９万２０００円［乙Ｃサ３８の１ないし４］，平成１７年度２万９５００円［乙Ｃサ２１の２，２２の４・５］）は高額に過ぎるし，調査研究のために必要なものではなかった。	(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	ＦＡＸ用紙代に係る２通の領収証（乙Ｃサ３９の６・８）の会員番号が異なっており，その両方又はどちらかが尾崎要二議員の購入したものではないといえる。	(カ)	いずれも尾崎要二議員本人が購入し，使用した。
			(キ)	平成１６年度及び平成１７年度に全額計上されているパソコン購入費については，２年連続してそれを購入する必要性はないし，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。 県政報告は，調査研究活動に含まれないし，県や県議会が行う広報とは別に，政務調査費を支出してまで議員個人が行う必要はないから，パソコン１台であっても政務調査費による購入は認められない。なお，時間短縮という目的であれば，調査研究とは直接関係がないし，政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たる。	(キ)	否認ないし争う。パソコンによって作成する県政報告文書の数が多く，宛名をプリントアウトする時間もかかるため，２台は必要であった。また，その２台のうち１台はセキュリティ上，インターネットに接続しないようにしているため，パソコン１台では足りない。
			(ク)	パソコンは，自宅に設置されており，専ら，議員個人及びその家族の私用，又は政党支部及び政治団体の用途に，使用されていたと考えられるから，パソコン２台及びその関連用品の購入費に政務調査費を支出することは許されない。	(ク)	否認ないし争う。尾崎要二議員の家族は，それぞれ個人のパソコンを使用していた。
			(ケ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政治団体が，事務費等を支出していた（甲サ５の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。	(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(サ)	否認ないし争う。
			(シ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」，後援会，及び「要政会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(シ)	政務調査用事務所は自宅の一部に設置されており，「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」，尾崎要二議員の後援会及び「要政会」の事務所が併設されていたが，適切に按分等されていた。
10	門三佐博	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲シ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	政務調査用事務所に２回線の電話を設置し，自宅にも政務調査活動用に２回線の電話を設置しており，自宅の電話代のみを政務調査費から支出した。具体的には，次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料（２回線分）　１５万９２１１円 携帯電話使用料　１６万５３６３円 切手代等　２９万２６５０円 (b)平成１７年度 固定電話使用料（２回線分）　１３万５７８９円 携帯電話使用料　１７万５２５３円 切手代等　４万３１４０円
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張８(2)ニ記載のとおり，政務調査用事務所とされる場所は，政治団体専用の事務所であったから，その事務所に設置された電話回線も政治団体専用であった。	(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。	(ウ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話は専ら政務調査活動用であった。
			(エ)	携帯電話２台分の使用料は，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。	(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(オ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(カ)	門議員の自宅に設置された固定電話２回線については，自宅が政務調査用事務所ではなかったことから，専ら門議員個人及びその家族が私用で使用したものであった。	(カ)	否認ないし争う。門議員は，自宅においても政務調査活動をしていた。
			(キ)	切手代（乙Ｃシ１６の１・２）及びはがき代（乙Ｃシ４２の１１）については，その枚数の多さからすれば，調査研究活動のためのものではなかった。	(キ)	否認ないし争う。切手等の枚数は，政務調査の報告内容や対象者の数によるものであり，いずれも政務調査活動に使用した。
			(ク)	仮に，政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されていたとしても，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，「博友会」の事務費であった（甲シ１１の１ないし３）から，調査研究に資するものではなかった。	(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ケ)	否認ないし争う。

			(ニ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張8(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ニ)	否認ないし争う。
11	木下善之	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ス１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料及びファックス用電話代の５０％，携帯電話使用料の８０％，パソコン購入費及びファックス購入費の５０％，切手代の８０％，コピー用紙，コピートナー，及び文具代の全額に政務調査費を支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　７万８９２４円（１５万７８４８円の５０％） ファックス用電話代　１万１９７５円（２万３９５１円の５０％） 携帯電話使用料　３万６８５３円（４万６０６７円の８０％） 切手代　３２万７７１２円（４０万９６４０円の８０％） コピートナー　７万５６００円（乙Ｃス９） コピー用紙等　１５万０７４８円 (b)平成１７年４月分及び５月分 固定電話使用料　３万７１３５円（７万４２７０円の５０％） ファックス用電話代　７３４９円（１万４６９９円の５０％） 携帯電話使用料　７３１０円（９１３８円の８０％） パソコン購入費　７万７０４０円（１５万４０８０円の５０％） ファックス購入費　１万８４５０円（３万６９００円の５０％）
			(イ)	パソコン，ファックス機，及びコピートナーについては，政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たるし，それらは木下議員が議員を辞職する直前に購入されたものであるから，調査研究活動とは無関係の費用であった。また，コピートナーを２日間連続で購入する必要性はなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(エ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(エ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(オ)	切手代４０万９６４０円（乙Ｃス８）は高額にすぎるので，調査研究活動のためのものではなかった。		(オ)	否認ないし争う。郵便物は政務調査にとって重要であり，政務調査費としての支出額も妥当であった。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(ク)記載のとおり，平成１７年１月以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また，少なくとも，同年４月及び５月分の経費については，調査研究のためのものではない。		(ク)	否認ないし争う。木下議員は，平成１７年４月ころ，パソコン，ファックス，トナー等が政務調査に必要であったため，それぞれ購入した（乙Ｃス６，７，９）。なお，木下議員は，同年５月１１日に県議会議員を辞めたが，その時期とパソコン，ファックス，トナー等の購入時期とは関係がない。
			(ケ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(ニ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ケ)	否認ないし争う。
12	阪部菊雄	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ソ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人の主張１０(2)(ア)記載のとおり，人件費の明細を明らかにできないが，適正な支出であった。
			(イ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(イ)	否認ないし争う。
13	坂本登	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲タ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　３４万５３０３円（４３万１６２９円の８０％） 文書作成費（委託費）　２万４５００円 コピー作業費　１２万円 コピー機購入費用　３７万円 なお，これらの合計額８５万９８０３円のうち８５万０５１２円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 パソコン購入費　１６万円 なお，これ以外にも携帯電話使用料，文書作成費，コピー費用も支出したが計上していない。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１１(2)(イ)記載のとおり，３か所の政務調査用とされる事務所は，選挙のための事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話につき，その事前案内書兼領収証の宛先が株式会社坂本建設となっており（乙Ｃタ３，８），その宛先が坂本議員に変更された後も，その住所が株式会社坂本建設であったこと（甲タ４）からすれば，当該携帯電話は，宛先変更の前後において，株式会社坂本建設の業務に使用されていたといえる。		(ウ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。坂本議員の政務調査に使用していた携帯電話は，株式会社坂本建設名義で契約していた（乙Ｃタ３の３ないし８）が，株式会社坂本建設は，平成１１年ころから休眠状態であり，平成１６年１０月からは坂本議員個人の契約名義に変更した。提出した携帯電話使用料の領収証は，すべて政務調査のために使用した分のみである。
			(エ)	被告は，みなべ町の事務所でパソコンを購入した（乙Ｃタ１）と主張するところ，被告が同事務所の場所として主張する株式会社坂本農園には，株式会社坂本建設の事務所は併設されているが，政務調査用事務所は設置されていなかった（甲タ３）から，同パソコンは，政務調査用事務所のためのものではない。日常的に設置された事務所で使用するためのパソコンの購入費は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	コピー代については，その受領日のほとんどが毎月の月末となっており，その支払状況からして，調査研究のための資料のコピー代ではなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	３７万円もするコピー機の購入については，政務調査費を支出することができない高額な備品の購入（乙Ａ３）に当たるし，政務調査費の支出が認められない環境整備費である。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	事務所費を支出していたのは，日高町の事務所のみであるとの被告の主張によれば，日高町の事務所に係る平成１６年度のコピー機購入費以外について，政務調査費を支出することは許されない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ク)	否認ないし争う。

			(ｹ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｹ)	否認ないし争う。
			(ｺ)	政務調査用事務所は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１１(2)(カ)記載のとおり，政党支部及び後援会の事務所と併用されていたといえるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｺ)	否認ないし争う。
14	下川俊樹	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲チ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料及びファックス使用料，携帯電話使用料，電話リース料，ファックス購入費，事務用品代，及び後納郵便代についてはいずれも６０％を，切手代についてはその全額を，それぞれ支出した。 (a)平成１６年度 切手代　１万１２００円 (b)平成１７年度 ファックスを含む固定電話使用料　１０万８６４５円（１８万１０７６円の６０％） 携帯電話使用料　４万８４２０円（８万０７０１円の６０％） 電話リース代　８２１５円（１万３６９２円の６０％） ファックス購入費　８８８０円（１万４８００円の６０％） 事務用品代　７７８８円（１万２９８０円の６０％） 後納郵便代　６万５４２４円（１０万９０４０円の６０％） 切手代　５万１４５０円 なお，これらの合計額２９万８８２２円のうち２９万７９１８円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(ｲ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｲ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ｳ)	固定電話使用料及びファックスの使用料，電話リース代，並びにファックス購入費については，自宅に設置されたものであるから，専ら議員とその家族の私用のためのものであったし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	平成１７年９月から計上されているファックス用を含めて固定電話３台分の電話代は，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(ｴ)	否認ないし争う。
			(ｵ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ｵ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(ｶ)	名刺代（乙Ｃチ７の３）については，調査研究に直接必要なものではない。		(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	平成１７年３月１８日の支出（乙Ｃチ９の２）については，同年度外の支出である。また，３万００３０円もの多額の切手を年度末近くにまとめ買いをする必要はなく，それを同年度内で調査研究活動に使用したとは考えられない。		(ｷ)	否認ないし争う。
			(ｸ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｹ)	否認ないし争う。
			(ｺ)	政務調査用事務所は自宅に併設されており，そこには後援会の事務所も併設されていた（甲Ａ５の３）上，下川議員は，「自由民主党新宮支部」の代表者であったから，自宅においても政党活動をし，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｺ)	否認ないし争う。
15	須川倍行	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ツ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料及び携帯電話使用料の５０％を政務調査費から支出し，パソコン通信費，切手代等，事務用品代，デジタルカメラ購入費は，すべて政務調査に使用したため，その全額を政務調査費から支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　６万５９１５円（１３万１８３１円の５０％） 携帯電話使用料　６万７４５６円（１３万４９１２円の５０％） パソコン通信費　５万５２２１円 切手代等　３万５６９０円 事務用品代　４万６８６５円 デジタルカメラ購入費　３万２０００円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　８万９７８０円（１７万９５６１円の５０％） 携帯電話使用料　１０万９８０４円（２１万９６０９円の５０％） パソコン通信費　５万７４７０円 切手代等　９万５２４５円 事務用品代　４万２７４９円
			(ｲ)	デジタルカメラ（乙Ｃツ３０の４）については，私物として使用できるし，須川議員が既に保有していたであろう私物のカメラを活用すれば足りるから，その購入費に政務調査費を支出することは許されない。		(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｳ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ｴ)	自宅の固定電話は，政務調査用事務所が自宅とは別に設置されていたから，専ら議員とその家族が私的に使用していた。また，固定電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の電話使用料が含まれている。		(ｴ)	否認ないし争う。固定電話使用料は１台分である。
			(ｵ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。		(ｵ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話は，議員活動にとって必要不可欠な道具であり，政務調査活動に役立っている。携帯電話使用料は１台分である。
			(ｶ)	平成１７年３月分（乙Ｃツ１の１，２の１）及び平成１６年３月分（乙Ｃツ１５の１・２）の固定電話使用料及び携帯電話使用料は，いずれも当該年度外に支出したものである。		(ｶ)	電話料金の領収書は，１２か月分を１年分として提出しており，電話は毎年継続して利用していることから，平成１６年度は同年３月分（乙Ｃツ１５の１）から平成１７年２月分（乙Ｃツ２６の１）を，平成１７年度は同年３月分（乙Ｃツ１の１）から平成１８年２月分（乙Ｃツ１の１２）を，それぞれ政務調査費から支出しており，１年分の使用料としては適切である。
			(ｷ)	パソコン通信費については，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(ｷ)	否認ないし争う。
			(ｸ)	平成１７年度の収入印紙代（乙Ｃツ３の５，７の２）は，調査研究外の経費である。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	平成１７年度の切手代及びはがき代については，いずれも多額でまとめて購入したものであり，調査研究活動のために必要ではなかった。		(ｹ)	否認ないし争う。切手及びはがきは，一括して購入し，必要な分をその都度使用しており，すべて政務調査活動に使用した。

443

			(コ)	ＬＡＮバッファロー購入・設定費用（乙Ｃツ２７の１），肩書き筆耕料（乙Ｃツ３の４），職員録（乙Ｃツ４の３），デジタルビデオ（乙Ｃツ５の５），電池（乙Ｃツ６の５），ＵＳＢマウス（乙Ｃツ７の３），アルバム（乙Ｃツ１１の２），ポチ袋他（乙Ｃツ１１の３），ＰＳ２マウス（乙Ｃツ１２の１）は，調査研究活動に直接必要なものではない。	(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(サ)	否認ないし争う。
			(シ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１２(2)(ｷ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(シ)	否認ないし争う。
16	谷洋一	(1)		平成１７年度において，別紙１－２の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲テ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料及びファックス用電話代については，その５０％を政務調査費から支出しており，携帯電話使用料，インターネット使用料，パソコン購入費，切手代等については，専ら政務調査に用いていたため，その全額を政務調査費から支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　７万０３０１円（１４万０６０２円の５０％） ファックス電話代　１万６６３０円（３万３２６０円の５０％） 携帯電話使用料　１５万７１４１円 インターネット使用料　６万０４８０円 郵便代　１４万６２００円 事務用品代　５９２０円 なお，これらの合計額４５万６６７２円のうち４４万２４３２円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 固定電話使用料　５万８９６４円（１１万７９２９円の５０％） ファックス電話代　１万５９４０円（３万１８８０円の５０％） 携帯電話使用料　１５万６３４１円 インターネット使用料　６万０４８０円 郵便代　１７８０円 事務用品代　２７５５円 パソコン購入費　１５万２２５０円 なお，これらの合計額４４万８５１０円のうち４０万５６０９円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１３記載のとおり，谷議員の平成１６年度の事務所費は，事務費の誤計上であるところ，計上すべき費目を誤っていたから，そのような支出に政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	誤計上であることは認めるが，その余は争う。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(ウ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(エ)	固定電話及びファックスは，議員の自宅に設置されており，専ら議員とその家族の私用のためのものであった。また，固定電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の電話使用料が含まれている。	(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。	(オ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(カ)	パソコンを購入した際の領収証の宛先が「谷けい」と記載されている（乙Ｃテ７）から，当該パソコンは，調査研究活動と関係のないものである。	(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	インターネット使用料については，自宅用の電話回線を使用し，自宅に設置されたパソコンで利用していたから，専ら議員とその家族の私用のためのものであったし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	平成１７年３月１５日に購入した切手（乙Ｃテ１２の４）については，４万円もの多額の切手を年度末近くにまとめ買いをする必要はないし，それを同年度内で調査研究活動に使用したとは考えられない。	(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(サ)	否認ないし争う。自宅にある政務調査用事務所は，政務調査専用である。後援会の事務所の設置場所を自宅として届け出ているが，その具体的な活動は後援会会長宅で行われていた。
17	玉置公良	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ト１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した。 (a)平成１６年度 切手及びはがき送料等　１３万３８１８円 事務用品代　１０万７０８３円 (b)平成１７年度 切手及びはがき送料等　３０万６２３０円 事務用品代　２万４２３０円 パソコン購入費　１６万６２３６円 プリンター購入費　１万４５００円
			(イ)	和歌山市に設置されているという政務調査用事務所については，玉置議員が，市民オンブズマンわかやまに対し，「高野熊野世界遺産連絡会」と外形上の区分がなく機能も有していないと回答しており（甲ト５），現地調査の結果，「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所に政務調査用事務所が設置されている実態はなかった（甲ト６，７）。	(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	平成１７年４月１３日付配送料（乙Ｃト２の２）については，届け先が後援会事務所となっているから，後援会の費用であったといえる。	(ウ)	議会活動（質問，答弁等）の冊子等を住民に送付するために必要となった配送料である（乙Ｃト２の１の２，２の２の３，２の６の１）。
			(エ)	鍵代（乙Ｃト２の３），蛍光灯の代金（乙Ｃト４の１），和歌山市指定家庭用ゴミ袋やティッシュペーパー等の代金（乙Ｃト４の３），黄状額ウッドフレーム３個の代金（乙Ｃト４の４），携帯電話の電池パックの代金（乙Ｃト４の５），年賀はがき代（乙Ｃト４の６），立山四季の水（乙Ｃト４の６），サントリー天然水，雑誌，ハウス六甲のおいしい水，朝日新聞朝刊，及び毎日新聞朝刊（乙Ｃト４の７），並びにライトバスケット（乙Ｃト４の７）については，調査研究活動に直接必要な経費ではない。	(エ)	否認ないし争う。なお，ウッドフレームについては，議場で質問内容を説明する際に，資料を議場内の人に掲示するために必要なものであった（乙Ｃト４の４）。
			(オ)	平成１７年６月２８日付のはがき代１０万円（乙Ｃト２の４）及び平成１８年３月１５日付のはがき代１２万２９００円（乙Ｃト２の７）については，そのような多数のはがきを調査研究活動のためにまとめて購入する必要はない。	(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	平成１６年４月２９日付の配送料と配送料（郵パック）の各７１０円（乙Ｃト４の２），及び平成１７年８月１日付領収証と書留・配達記録郵便物受領証（お客様控）の各５５０円（乙Ｃト２の４）は，それぞれ重複計上である。	(カ)	否認ないし争う。なお，議会での質問事項に関する参考意見等を調査するために，特定の人物に資料や冊子等を配送した際の配送料である（乙Ｃト２の３の１，４の１の４，４の７の１，４の９の１・２）。
			(キ)	パソコン及びプリンター購入費は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(キ)	否認ないし争う。

			(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査用事務所は，併用事務所として設置されている（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。 玉置議員の選出された地域が広いために設置されたという和歌山県白浜町，同県串本町，及び和歌山市の３か所の政務調査用事務所のうち，和歌山市の事務所は玉置議員が選出された地域と関係がないし，複数の政務調査用事務所で同時に政務調査をすることは不可能であり，１か所の事務所で足りる。また，選出された地域が広いとの理由は，選挙対策のためであり，政務調査のための設置ではない。	(ｹ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は，自宅とは別に和歌山県白浜町に設置され，そこに後援会の事務所が併設されていた。玉置議員が選出された対象地域は広いため，平成１５年から平成１６年６月までの間においては，上記事務所以外に，和歌山県串本町内にも政務調査用事務所を設置し，平成１６年７月からは，和歌山市内に，「高野熊野世界遺産連絡会」の事務所と併設で，政務調査用事務所を設置した。 県議会議員は，県下全体の県政について様々な調査をし，議会の審議に生かすものであるから，選出地域以外にも複数の政務調査用事務所を設置するのは当然である。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ナ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　１８万７８１８円 固定電話使用料　１５万６２３７円（２２万３１９６円の７０％） インターネット使用料　７万００９２円 郵便料金　７万５５５０円 事務用品・備品　２９万３５４２円 なお，これらの合計額７８万３２３９円のうち７７万６９０９円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　２５万２３１６円 固定電話使用料　１万２５２９円（１万７８９９円の７０％） インターネット使用料　１万８２４９円 固定電話使用料・インターネット使用料　１５万４６１５円（１９万３２６９円の８０％） 郵便料金　８万２２１０円 事務用品・備品　６１万７９８２円 なお，これらの合計額１１３万７９０１円のうち１１３万７４０８円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(ｲ)	ノート及びボールペン（丙Ｃナ３７，１１２），クリアファイル（丙Ｃナ３８），プリンターのインクリボン（丙Ｃナ３９），フォトペーパー（丙Ｃナ４１），手帳（丙Ｃナ４２），模造紙（丙Ｃナ４４），ノート及びマジック（丙Ｃナ４５），模造紙，マジック，及び物差し（丙Ｃナ４８），カラーノート（丙Ｃナ４９），封筒（丙Ｃナ５１，８８），ノート及びペン（丙Ｃナ５５，１０５），カラーコピー用紙（丙Ｃナ５７，８４），プリンターインクカートリッジ（丙Ｃナ７１，１１１），バインダー及びノート（丙Ｃナ７３），クリップ及び名刺ホルダー（丙Ｃナ７５），ホチキス及びシャープペン（丙Ｃナ７６），ファイル（丙Ｃナ７８），マチ付き封筒（丙Ｃナ８１），コピー用紙（丙Ｃナ８２，９０），クリアーブック（丙Ｃナ８５），フラットファイル（丙Ｃナ８６），ノート，ボールペン，及びサインペン（丙Ｃナ８７），デジタルカメラ用プリント紙（丙Ｃナ９２），ラベル及びハサミ（丙Ｃナ９８），スティックのり（丙Ｃナ９９），テープのり（丙Ｃナ１００），インデックス（丙Ｃナ１０４），マーカーペン（丙Ｃナ１１３），ノート及びコピー用紙（丙Ｃナ１５４），インクカートリッジ（丙Ｃナ１５６），フォトプリント用紙（丙Ｃナ１５８），封筒及びノート（丙Ｃナ１７６），マジックインキ及び鉛筆（丙Ｃナ１７８）は，その金額からして，数量的に過大に購入され，又は別の商品が含まれているといえる。	(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれている。	(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令や本件条例等の趣旨を具体化したものであり，同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから，本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。	(ｴ)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令等の委任を受けて作成されたものではなく，県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから，法的効力を持つものではない。また，同手引きは，平成１７年当時において議員に周知されていたものでもないから，平成１７年度までの政務調査費支出についての基準となるものではない。殊に，同手引きの作成年月日は平成１７年８月５日であるから，同日以前に支出された政務調査費に対する基準として用いることはできない。そして，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（乙Ａ４）中の記載によれば，電話の基本料金を含めた使用料につき，政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することに問題はない。
			(ｵ)	固定電話は，自宅に設置されており，専ら議員及びその家族の私用のためのものであった。また，固定電話使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない数台分の固定電話使用料が含まれている。	(ｵ)	否認ないし争う。固定電話使用料につき，自宅使用分が含まれていることを考慮して，７割のみを政務調査費から支出した。また，数台分の固定電話料金が含まれているとの事実はない（丙Ｃナ１２６ないし１３７）。
			(ｶ)	インターネット使用料（丙Ｃナ１５）については，自宅の電話回線を使用し，自宅に設置されていた事務所のパソコンで利用していたから，議員及びその家族が私的に私用していたと考えられるし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。インターネット使用料の内訳明細が不明であり，高額であることからすれば，政務調査費の支出が認められない経費が含まれていると考えられる。なお，平成１７年５月及び同年６月分のインターネット使用料については，重複支出であった（丙Ｃナ１４，１８３）。	(ｶ)	否認ないし争う。
18	角田秀樹		(ｷ)	事務費の使途基準は，「議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等，通信費等）」であるところ，県政報告用の「つのだ通信」の発送に関する費用は，調査研究のための事務遂行に要する事務用品・備品購入等，通信費等には該当しない。 県政報告については，県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が政務調査費を使用してまで行う必要はない。 「つのだ通信」には，「フォトニュース」とのサブタイトルが記載されているとおり，補助参加人角田の写真が大半を占め，同人の宣伝のための通信となっている（丙Ｃナ１８４，１８７）し，その他の記事についても，議員として行った活動を紹介する内容であって，県政に関する情報を収集するような内容は記載されていないから，調査研究に資するものとはいえない。「つのだ秀樹ホームページ：現在の活動」との記載がある資料等（丙Ｃナ１８５）は，ホームページに掲載されたもので，郵送されていないものであり，「公明党県議団平成１８年度予算要望書に対する主な実績」とする内容で，単に公明党県議団の要望活動や実績を紹介するものであって，県政に関する情報を収集するような内容ではないから，調査研究に資するものではない。	(ｷ)	「つのだ通信」は，県政の内容や議員の問題意識，取組みの内容，実績を県民に知らせ，それを読んだ県民をして，県政に関する意見を補助参加人角田に届けさせるために発行しているものであるから，それを郵送するための費用は，政務調査活動に必要なものである。補助参加人角田のホームページに掲載された資料（丙Ｃナ１８５）については，県民に郵送した資料が手元に残っていないため，それと同内容のものをホームページから印刷したものである。補助参加人角田は，公明党という会派の一員として活動しているから，同人の問題意識，取組みの内容，実績を県民に知らせるためには，公明党という会派の活動と実績を県民に知らせることも必要であり，公明党という会派の活動と実績を紹介する内容であったとしても，補助参加人角田個人の活動と実績を紹介するための通信である。
			(ｸ)	切手代等（丙Ｃナ２９，１４０，１４１，１４６ないし１４８）については，多額の切手をまとめ買いをする必要はないし，そのうち年度末近くに買ったものについては同年度内で調査研究活動に使用したとは考えられない。また，年賀はがき（丙Ｃナ２７，２８）は，調査研究のために直接必要なものではないし，「つのだ通信」が印刷されたとしても，新年の挨拶という性質がある以上，その代金に政務調査費を支出することは認められない。補助参加人角田が８０円切手を使用して郵送したという「公明党県議員団平成１８年度予算要望書に対する主な実績」の重さは，８０円切手で送付可能なものではないし，丙Ｃナ１４５ないし１４７の郵送料又は切手代については，補助参加人角田が郵送したという「つのだ通信（№３）」の重さと整合しないから，それらを郵送したとは考えられない。 別納郵便料金（丙Ｃナ１９ないし２１，１４２，１４５）につき，調査研究活動のために多量の郵便物の発送をする必要はない。丙Ｃナ１９ないし２１の郵便料金については，発送された郵便物の重さと，補助参加人角田が郵送したとする「つのだ通信（№５）」の重さが整合しないから，同通信を郵送したものであるとは考えられない。	(ｸ)	平成１６年度の切手及び郵便料金は，すべて「つのだ通信（№３）」（丙Ｃナ１８７）等の県政報告資料を郵送するためのものであった。また，平成１７年度に購入した切手及び郵便料金は，すべて「つのだ通信（№５）」（丙Ｃナ１８４）や「公明党県議員団平成１８年度予算要望書に対する主な実績」（丙Ｃナ１８５）等の県政報告資料を郵送するためのものであった。そして，年賀はがき（丙Ｃナ２７，２８）については，県政報告資料である「つのだ通信（平成１８年新春号）」（丙Ｃナ１８６）を印刷して発送するためのものであり，発送時期がたまたま年末であったため，通常のはがきではなかっただけである。

			(ｶ)	ＣＰＵソフト（丙Ｃナ３４），ＣＰＵネット（丙Ｃナ４０），フォトペーパー（丙Ｃ４１），手帳（丙Ｃ４２），デスクライト（丙Ｃナ４３），模造紙（丙Ｃナ４４），模造紙，マジック，及び物差し（丙Ｃナ４８），スチールトレー（丙Ｃナ５０，１７３），レタートレー（丙Ｃナ５３），フロアーケース（丙Ｃナ５４，５９，６７），レターケース（丙Ｃナ５８，１８０），多穴パンチ（丙Ｃナ６０），プログラム関数電卓（丙Ｃナ６４），収納ボックス（丙Ｃナ６５，１７０），ブックスタンド（丙Ｃナ６６，１０８），名刺ホルダー（丙Ｃナ７５），ラミネーター（丙Ｃナ７９），サインペン（丙Ｃナ８７），モバイルマウス（丙Ｃナ８９），電動鉛筆削り（丙Ｃナ９１），デジタルカメラ用プリント紙（丙Ｃナ９２），スチームクリーナー（丙Ｃナ９６），裁断機（丙Ｃナ１０２），ドリルパンチ（丙Ｃナ１０３），ホワイトボード（丙Ｃナ１０６），デスクマット（丙Ｃナ１０７），テレビのケーブル（丙Ｃナ１０９），ペーパーカッター（丙Ｃナ１１０），フォトプリント用紙（丙Ｃナ１５８），キャビネット（丙Ｃナ１５９），ＣＤ－Ｒ及び図面ボックス（丙Ｃナ１６０），携帯電話用品（丙Ｃナ１６１，１６２），イヤホン（丙Ｃナ１６５），デスクトレー及びシャトルバック（丙Ｃナ１６６），ファイルボックス（丙Ｃナ１６８，１７９），ＤＶＤレコーダー（丙Ｃナ１７２），電卓（丙Ｃナ１７４），書類棚（丙Ｃナ１８１），シャープペンシル（丙Ｃナ１８２）については，調査研究活動のために直接必要なものではない。	(ｶ)	否認ないし争う。 イラストレイターというイラストを作成するためのコンピューターソフト（丙Ｃナ３４）は，政務調査に必要な資料の作成に用いている。 スチームクリーナー（丙Ｃナ９６）は，政務調査に必要な備品であるパソコン周りの掃除機であるから，その代金に政務調査費を支出することは認められるべきである。 テレビのケーブル（丙Ｃナ１０９）は，政務調査に必要な備品であるパソコンにつなぐためのものであるから，政務調査費の支出が認められるべきである。 議員が政務調査を行う上で，携帯電話は必須のアイテムであるから，携帯電話用品（丙Ｃナ１６１，１６２）についても政務調査に必要であった。 イヤホン（丙Ｃナ１６５）は，携帯電話の耳掛けイヤホンであり，自動車を運転している最中であっても電話に出られるようにするための用品であるから，政務調査費の支出が認められるべきである。 ＤＶＤレコーダー（丙Ｃナ１７２）は，補助参加人角田が政務調査に関する記録を保存，再生等するために購入したものであり，その目的に従って使用しているから，政務調査費の支出が認められるべきである。
			(ｺ)	はがき交換手数料１２００円（丙Ｃナ１５２）につき，交換手数料の１２０円のうち現金支払は２０円である。	(ｺ)	もともと実際に支出した７８万３２３９円よりも６３３０円少ない７７万６９０９円を平成１６年度の事務費として報告したから，はがき交換手数料１２００円を返還する必要はない。
			(ｻ)	平成１７年８月１日付の１万７０００円の支出（丙Ｃナ６８）については，領収証の宛先が「角田義彦」となっているから，調査研究活動のための費用ではない。	(ｻ)	丙Ｃナ６８の領収証は，政務調査活動に必要なデジタルメモリを補助参加人角田と同居する同人の次男である角田義彦に購入を依頼したときに受け取った領収証であり，補助参加人角田は，角田義彦に対し，同人が立て替えた１万７０００円を支払ったから，政務調査費の充当が認められるべきである。
			(ｼ)	デジタルカメラ（丙Ｃナ１６４）については，私物として使用でき，既に議員が家庭用に保有していたと考えられるカメラを活用すれば足りるから，その購入費に政務調査費を支出することは許されない。	(ｼ)	否認ないし争う。デジタルカメラ（丙Ｃナ１６４）を私用で使ったことはなく，専ら政務調査活動に使用していた。
			(ｽ)	複写機の購入費（丙Ｃナ６９）は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(ｽ)	否認ないし争う。
			(ｾ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。	(ｾ)	否認ないし争う。
			(ｿ)	政務調査用事務所は自宅に併設されており，そこには，「公明党和歌山第一総支部」及び後援会の事務所も併設されていた（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ｿ)	否認ないし争う。 「公明党和歌山第一総支部」は，公明党和歌山県本部が企業献金等の受け皿として設置したものであるところ，たまたま補助参加人角田が同総支部の長であることから，補助参加人角田の自宅を同総支部の住所として登録しているにすぎず，実際の事務は，公明党和歌山県本部で行われており，補助参加人角田の自宅では行われていない。また，後援会は，県議会選挙があるときに活動するだけであり，選挙がなかった平成１６年度及び平成１７年度は全く活動をしていなかった。 携帯電話及びインターネットは，政務調査のためだけに使用したし，固定電話は，政務調査使用分と自宅使用分との使用比率７対３に従って按分していた。 平成１６年８月から平成１７年４月までの間はＮＴＴ（固定電話）とヤフー（インターネット）の組み合わせで利用していたが，同年５月からはケイオプティコムで固定電話及びインターネットを利用することになり（丙Ｃナ１６），ケイオプティコムの使用料に，１００％政務調査使用分のインターネット使用料と，７０％政務調査使用分の固定電話使用料が含まれているため，ケイオプティコムの使用料全体の８０％を政務調査使用分として，政務調査費を支出した。
19	冨安民浩	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ニ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2) (ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃニ１，２）。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　４１万９０６７円 固定電話使用料　２万４４１１円（８万１３７３円の３０％） 共益費　１８万円 なお，これらの合計額６２万３４７８円のうち３６万円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　３１万７５１１円 固定電話使用料　１万９５７１円（６万５２３８円の３０％） パソコン及びプリンター代　３３万５５００円 なお，これらの合計額６７万２５８２円のうち６０万円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(ｲ)	平成１６年度の共益費については，事務所費に計上されるべきものであるし，平成１８年夏までは政務調査用事務所の建物を無償で借りてきた以上，管理費についても無償であったといえる。	(ｲ)	否認ないし争う。政務調査用事務所として無償で借りていた建物の１室に備えられていたコピー機の使用料を共益費名目で支払っており，それは，政務調査活動のためのコピー機の利用代金であった。なお，コピー機の所有者及び貸主は，亡稲田好信であり，同人は，有限会社イナダの代表者で，同社と実質的に同一といえる。
			(ｳ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（ＺＡ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。	(ｳ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（ＺＡ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。なお，固定電話は，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかったが，その立証が困難であることから，控えめに，その使用料の３０％のみを政務調査費から支出した。
			(ｴ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。支払内訳書（ＺＣニ１の１，２の１）の記事欄に「一括請求によるお支払」と記載があることからすれば，政務調査費の充当が許されない数台分の携帯電話使用料が含まれている。	(ｴ)	否認ないし争う。携帯電話は，政務調査活動のために必須であり，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかった。携帯電話使用料の支出については，固定電話使用料につき３０％のみを政務調査費から支出していることを考慮すべきである。
			(ｵ)	パソコン及びプリンター購入費は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。また，２２万０５００円のパソコン代（ＺＣニ１の３）は，政務調査費を支出することは許されない高額な備品（ＺＡ３）に該当する。	(ｵ)	否認ないし争う。デジタル化した現代社会では，政務調査活動においてもパソコンは必須アイテムであり，その購入額は高額とはいえない。
			(ｶ)	デジタルカメラ代（ＺＣニ１の４）については，私物として使用できるし，既に議員が保有していたカメラを活用すれば足りるから，政務調査費を支出することは許されない。	(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ｷ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	冨安議員の自宅でも調査研究活動がされており，その自宅に後援会等の政治団体の事務所が併設されていたことからすれば，政務調査用事務所においても，それらの政治団体の活動をしていたと考えられるから，調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(ｹ)	後援会及び「興政同友会」の事務所は，冨安議員の自宅に設置され，自宅とは別の場所にある政務調査用事務所には併設されていなかったから，事務費の按分の必要はない。固定電話使用料の一部を政務調査費から支出したのは，それを専ら政務調査活動に使用したことの立証が困難であることを考慮して，控えめな金額の計上をしたにすぎない。なお，冨安議員の自宅においても，頻繁に，住民との面談や電話対応等の政務調査活動がされていたが，後援会は，選挙のあるとき以外はほとんど活動しておらず，「興政同友会」は，政治資金管理団体であり，その活動において事務費がほとんど発生しなかった。

20	中村裕一	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヌ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃヌ１ないし７）。なお，その支出のほとんどが政務調査活動に使用されたが，携帯電話使用料については控えめに５０％を計上することとした。 (a)平成１６年度 郵便関係代金　１１万７７９０円 パソコン関係代金　１６万９３８０円 文房具代金　２０３７円 携帯電話使用料　１８万１１４７円 なお，これらの合計額４７万０３５４円のうち２８万９２０７円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 郵便関係代金　７万６５００円 パソコン関係代金　１万２９２０円 携帯電話使用料　１０万３７０６円 なお，これらの合計額１９万３１２６円のうち８万９４２０円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(イ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(イ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(ウ)	切手代（乙Ｃヌ１の３・７・８・１２・１４・２１ないし２４，４の５・８・１０・１４・１７・２０・２４ないし２７・３３・３９）及びはがき代（乙Ｃヌ１の９・１４・２４，４の２・１４・１６・２１・２８）については，多額の切手及びはがきをまとめて購入する必要性がないし，年度末近くにまとめ買いした分を同年度内で調査研究活動のために使用したとは考えられない。		(ウ)	政務調査活動においては，調査先や県民との間でコミュニケーションが相応に発生するのが当然であり，中村議員が本件で支出した常識の範囲内での郵便関係費については，その個別的な使途が明確にされなくとも，政務調査費の支出が認められるべきである。
			(エ)	暑中はがき（乙Ｃヌ４の１４）は，調査研究活動のために必要なものではない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	パソコン関係費用は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。また，パソコンのセキュリティソフトの更新代２件（乙Ｃヌ２の２・３，５の１ないし５）については，調査研究活動に直接必要な経費とはいえないし，１件で３台のパソコンに使用できるから，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(オ)	パソコン関係費用は，現代情報化社会において，政務調査活動の中で当然に必要となるものであり，常軌を逸した費用でない限り，政務調査費からの支出が認められるべきである。セキュリティーソフトが１件で３台まで使用できるようになったのは，平成１８年９月２２日発売の「ウイルスバスター２００７」からであり，中村議員が支出した当時はそのようなシステムではなかったし，インターネットが政務調査活動にとって必須である以上，セキュリティーソフトも必須である。パソコン購入費（乙Ｃヌ５の４）については，従前使用していたパソコンが壊れたため，新たに購入したものである。
			(カ)	ＵＳＢフラッシュメモリー，ＬＡＮケーブル，ＣＤ／ＤＶＤケース，及びＣＤ／ＤＶＤケース専用フィルムの購入代金（乙Ｃヌ５の３），並びにフロッピーディスク（乙Ｃヌ５の５）については，いずれも調査研究活動のために直接必要なものではない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(キ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(ク)	現金出納簿（乙Ｅヌ１ないし４）には携帯電話使用料の記載がないなど，被告の主張は，現金出納簿の記帳内容と異なるから，被告主張の事務費全額につき，政務調査費からの支出とは認められない。		(ク)	政務調査活動のために支出された費用であれば，政務調査費の交付額を超過し，現金出納簿に記載されていないものであったとしても，政務調査費の充当が許されるべきである。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，後援会，「裕政会」，及び「裕和会」の事務所が併設されていた（甲Ａ５の３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。後援会は平成１４年度から平成１７年度までの間において活動がなく，「裕和会」もほとんど活動していなかったから，これらの団体のための事務費は発生しなかった。また，「裕政会」は，研修会など実質的に活動をしていたが，政務調査事務所とは別個に，備品，消耗品費を支出しており，その事務費は政務調査費から支出していない。したがって，政務調査費の按分の理由はない。
21	長坂隆司	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ネ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃネ１ないし７）。 (a)平成１６年度 郵便及び切手費　３万９７００円 文具及び事務用品費　３４６３円 携帯電話使用料　６万９８３９円（１３万９６７８円の５０％） 携帯電話機種変更代　８４００円（１万６８００円の５０％） なお，これらの合計額１２万１４０２円のうち１０万７５７２円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 郵便及び切手費　２万９２８０円 文具及び事務用品費　１万１２０２円 携帯電話使用料　６万２３６５円（２４万９４６１円の２５％） なお，これらの合計額１０万２８４７円のうち５万９５７０円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１４(2)(ウ)記載のとおり，政務調査用と被告が主張する事務所は，「長坂政策研究会」専用の事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。調査研究活動に必要のない携帯電話について，その機種変更代を政務調査費から支出することは許されない。また，平成１６年４月２６日及び平成１７年４月２５日引き落としの携帯電話使用料（乙Ｃネ３，６の１・２）は，それぞれ各年３月の使用分であり，清算できない年度外の経費である。		(ウ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。また，継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，長坂議員は，平成１６年４月２６日及び平成１７年４月２５日に，それぞれ引落しがされた分について，４月分として計上したから，問題はない。
			(エ)	後納郵便料金（乙Ｃネ４の７・８）は，領収証の宛先が「長坂政策研究会代表長坂隆司」と記載されているから，同政治団体の費用である。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(オ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所とされる事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１４(2)(ク)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。また，長坂議員は，交付される政務調査費全額を使用していたから，控えめに計上したわけではなく，考慮する必要はない。		(キ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張１４(2)(ク)記載のとおり，事務所における活動のうち政務調査活動の占める割合は少なくとも５０％以上であり，適正な按分がされていた（乙Ｃネ３，６，７）。長坂政策研究会やリビングタカマツにおいては，それぞれ独自に事務用品費や郵便関係費を支出していたし，本来，按分されてしかるべき固定電話使用料（乙Ｅネ４，５），固定電話使用料及びインターネット代（乙Ｅネ５，６），コピー機使用料（乙Ｅネ７，８），コピー機リース代（乙Ｅネ９，１０）につき，政務調査費から支出しないこととして控えめに事務費を計上していたことは考慮されるべきである。

22	新島雄	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ノ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃノ１ないし８）。 (a)平成１６年度 文具及び事務用品等代金　６万５７２２円 携帯電話使用料　６万１８６９円 データ整理委託料　３万８８５０円 プリンター代金　９９８０円 輪転機リース料　２２万１７６０円（毎月１万８４８０円×１２か月） なお，これらの合計額３９万８１８１円のうち１６万４３２２円を政務調査費から支出した。 (b)平成１７年度 文具及び事務用品等代金　１６万４８４５円 携帯電話使用料　６万１２０２円 輪転機リース料　２２万１７６０円（毎月１万８４８０円×１２か月）
			(イ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話使用料の支払内訳書に「一括請求によるお支払」と記されていること（乙Ｃノ２，５）からすれば，新島議員が政務調査費を支出していた携帯電話使用料の中には，政務調査費の支出が認められることのない数台分の携帯電話使用料が含まれていたといえる。平成１７年５月２日口座振替の３５９１円については，同年３月の使用分であり，平成１６年４月３０日口座振替の８５４３円については，同年３月の使用分であり，それぞれ前年度分であるから，清算できない年度外の経費である。		(イ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話使用料の支払内訳書（乙Ｃノ２，５）は，従前，新島議員に発行されていた領収証が家族分も含むものであったため，同議員の使用分のみを取り出して発行してもらったものである。また，継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，新島議員は，４月分として引落しがされたものを４月分として計上していたから，問題はない。なお，携帯電話は，そのほとんどが政務調査活動のために使用されていたところ，その立証が困難であることから，政務調査に使用していた２台の固定電話使用料について政務調査費を支出していなかったのであり，携帯電話使用料については，固定電話使用料についての上記事情を考慮すべきである。
			(ウ)	輪転機により作成されたとされる議会活動報告書の内容は，県民の県政に関する意見及び要望を吸収することを目的としたものでなかったから，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ４の「広報費」部分参照）。県議会報告は県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が政務調査費を支出してまで行う必要はなく，調査研究活動のための印刷物は限られているから，輪転機を常設する必要性もないし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(ウ)	輪転機は，新島議員の意見，施策，行動等を県民に知ってもらい，県民の意見等を聞くべく発行している年４回の議会活動報告書の発刊のために必要であるところ，政務調査活動の一環と認められるものである。政務調査活動をすれば，種々の書面の印刷コストが必要となるのは当然であり，当該書面は，多方面の個人情報を含む公開に適さないものであり，政務調査費としての支払の裏付けのために当該書面内容を明らかにする必要はない。
			(エ)	平成１６年度のデータ整理委託料については，どのような調査研究に関するデータにつき，どのような処理をしたかが明らかでなく（乙Ｃノ９），「政治活動」に必要なデータ処理であった（乙Ｃノ１０）から，政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	データ整理委託料については，住民から集めた意見等を管理し，議員活動に反映させるため，データ整理を外部に委託したものであり，整理されたデータは，住民に対する議会活動報告書等に反映されていた。確認書（乙Ｃノ１０）の「政治活動」との記載は「政務調査活動」の趣旨ないし誤記である。
			(オ)	文具・事務用品代に関する領収証（乙Ｃノ１の４）の宛名は，新島議員ではなく，「ニイジマユミコ」と記載されているから，調査研究外の事務用品であったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	ヘルメット（乙Ｃノ１の５），ホース（乙Ｃノ１の６），トイレットペーパー，ペーパーカップ，及びペーパーボール（乙Ｃノ４の５），蛍光灯及びそれに必要な点灯管（乙Ｃノ４の１０），並びにカットベニア（乙Ｃノ４の１９）は，調査研究に直接必要な事務用品ではない。		(カ)	ホース（乙Ｃノ１の６）については，政務調査とは関係がないものであることは認めるが，その余は否認ないし争う。政務調査活動は，調査現場への出張や現場での検証作業，住民からの意見聴取等の広がりを持った活動であり，それに要する費用は，項目や金額等において常軌を逸しない限り，政務調査費からの支出が認められるべきである。なお，ヘルメット（乙Ｃノ１の５）については，政務調査活動のための移動に使用しているバイクに乗る際に使うものであり，カットベニア（乙Ｃノ４の１９）については，事務機器の付属部品が壊れた際，同じ部品が製造されていなかったため，その付属部品の代用品として購入したものである。
			(キ)	プリンターについては，自宅に設置されていたから，専ら議員とその家族の私用のためのものであった。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ク)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。新島議員の自宅には，「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び「雄新会」の事務所が併設されているが，前者については，会費の徴収程度の活動しかしておらず，事務費は発生しないし，後者については，政治資金受入れのための団体であり，その事務費に政務調査費を支出していなかった。
23	新田和弘	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ハ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　８万８８００円 固定電話使用料　１０万６２０５円（１５万１７２３円の７０％） インターネット　６万９７３３円 郵便料金　２７００円 事務用品・備品　１８万５０９９円 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　８万６６０６円 固定電話使用料　１４万３９１７円（２０万５５９８円の７０％） インターネット　６万１３２０円 郵便料金　３９０円 事務用品・備品　４７万７７０５円
			(イ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。携帯電話購入代金（丙Ｃハ９６）につき，携帯電話使用料に政務調査費を支出できない以上，その購入代金についても政務調査費を支出することは許されない。平成１７年４月請求分とされる同年５月２日振替の８０１１円（丙Ｃハ１）は，同年３月の使用分であり，平成１６年４月請求分とする同月３０日振替の５２５０円（丙Ｃハ５７）は，同年３月の使用分であり，清算できない前年度の経費であった。		(イ)	否認ないし争う。補助参加人新田が使用する携帯電話１台分の使用料であり，概ね月額７０００円ないし８０００円程度であるから，高額ではない。定期的な経費は，支払日の属する年度に計上できる（丙Ｃハ１１１）から，平成１６年度及び平成１７年度の各４月分として計上した携帯電話使用料につき問題はない。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令や本件条例等の趣旨を具体化したものであり，同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから，本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。平成１７年４月２０日振替の１万９２７０円（丙Ｃハ１３）は，同年３月の使用分であり，清算できない前年度の経費であった。		(ウ)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令等の委任を受けて作成されたものではなく，県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから，法的効力を持つものではない。また，同手引きは，平成１７年当時において議員に周知されていたものでもないから，平成１７年度までの政務調査費支出についての基準となるものではない。殊に，同手引きの作成年月日は平成１７年８月５日であるから，同日以前に支出された政務調査費に対する基準として用いることはできない。そして，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（乙Ａ４）中の記載によれば，電話の基本料金を含めた使用料につき，政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することに問題はない。定期的な経費は，支払日の属する年度に計上できる（丙Ｃハ１１１）から，平成１７年度の４月分として計上した固定電話使用料につき問題はない。
			(エ)	固定電話は，自宅に設置され，専ら議員やその家族の私用のためのものであった。		(エ)	否認ないし争う。なお，固定電話の使用回線は３回線であるところ，そのうち２回線は電話回線で，残りの１回線はファックス回線であり，電話回線を２回線としているのは，家族が１回線を使用中であったとしても，政務調査活動用の電話を使用できるようにする必要があったからである。
			(オ)	インターネット使用料については，自宅の電話回線を使用し，自宅に設置されたパソコンでインターネットを利用していたから，専ら議員やその家族が私的に利用していたと考えられるし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。平成１７年４月分（丙Ｃハ２５）は，同年３月の使用分であり，平成１６年４月分（丙Ｃハ８０）は，同年３月の使用分であるから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(オ)	否認ないし争う。定期的な経費は，支払日の属する年度に計上できる（丙Ｃハ１１１）から，平成１６年度及び平成１７年度の各４月分として計上したインターネット使用料につき問題はない。

			(カ)	平成１７年１１月２日に購入したとされるノートパソコン及びその保証料（丙Ｃハ４５）につき，補助参加人新田は既に政務調査に使用するパソコンを所有していたはずであるから，新たにパソコンを購入する必要はなかった。また，平成１８年３月６日に購入したとされるノートパソコン（丙Ｃハ５４）につき，補助参加人新田は，平成１７年１１月２日に上記パソコンを購入した後，わずか４か月で，再びノートパソコンを購入する必要はなかった。日常的に戸外へ持ち運びができるようにするためのパソコン購入費は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。自宅に設置されたパソコンは，専ら議員及びその家族が私的に使用するためのものであった。	(カ)	否認ないし争う。補助参加人新田は，平成１７年１１月２日当時，デスクトップ型のパソコンを政務調査用として常設していたが，戸外での政務調査活動に使用するため，持ち運びができるノートパソコンを購入する必要があったし，その保証料も必要であった（丙Ｃハ４５）。また，平成７年ころに購入した上記デスクトップ型パソコンが寿命を迎えたため，その買い換えとしてノートパソコンを購入した（丙Ｃハ５４）ところ，デスクトップ型パソコンではなく，ノート型のパソコンを購入したのは，自宅に常設する場合であっても，ノートパソコンの方が場所を取らずに使いやすいからであり，持ち運び用のノートパソコンとは別に自宅常設用として必要だったからである。
			(キ)	補助参加人新田は，既にエプソン製のプリンター（丙Ｃハ５０）を所有していたから，新たにキヤノン製のプリンター（丙Ｃハ４５）を購入する必要はなかった。また，写真印刷できるようにすることは調査研究活動に必要ではない。	(キ)	補助参加人新田は，当時，エプソン製のプリンターを使用していたが，写真印刷ができるキヤノン製のプリンターを購入する必要があった（丙Ｃハ４５）。
			(ク)	カジュアルバッグ（丙Ｃハ４５）及びパソコンマウス（丙Ｃハ１００）は，調査研究活動に直接必要な事務用品とは認められない。	(ク)	カジュアルバッグ（丙Ｃハ４５）は，ノートパソコン（丙Ｃハ４５）を持ち運ぶための鞄であるから，購入の必要があった。パソコンマウス（丙Ｃハ１００）は，政務調査活動に必要なパソコン機器の一部であり，通常，パソコンの操作に必要かつ有効な機器であるから，政務調査費の支出が認められるべきである。
			(ケ)	デジタルカメラ（丙Ｃハ５５）については，私物として使用していたといえるし，既に議員が保有していたと考えられるカメラを活用すれば足りるから，その購入費に政務調査費を支出することは許されない。	(ケ)	否認ないし争う。デジタルカメラ（丙Ｃハ５５）は，道路の渋滞状況，信号機の状況，自然環境の状況等を撮影するもので，政務調査活動にとって必要なものである。
			(コ)	政務調査用事務所には，政治団体である「和積会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(コ)	否認ないし争う。「和積会」は，和歌山県議会選挙の際，公明党和歌山県本部から，法人からの献金を受けるための団体として設置するよう指導されて作った団体にすぎず，選挙のなかった平成１６年度及び平成１７年度は休止状態となっており，活動の実体は全くなかった。携帯電話及びインターネットは，政務調査のためだけに使用したし，固定電話は，政務調査使用分と自宅使用分との使用比率７対３に従って按分していた。
24	野見山海	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヒ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃヒ１ないし１０）。 (a)平成１６年度 郵便関係費　４万０８５０円 文具及び事務用品費　９万１４７６円 固定電話使用料の７０％　１１万９４０３円 携帯電話使用料　１２万２０４５円 ガソリン代の７０％　１３万６１３１円 なお，これらの合計額５０万９９０５円のうち４７万７５２８円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 郵便関係費　４万円 文具及び事務用品費　１３万２０７３円 ＯＡ機器等代金　２０万１３２５円 固定電話使用料の７０％　９万２４４０円 携帯電話使用料　８万３１４０円 なお，これらの合計額５４万８９７８円のうち５２万０７８６円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(イ)	調査研究費に計上すべきところを誤って事務費に計上されたという平成１６年度の「燃料費」については，計上する費目を誤った以上，政務調査費から支出することは許されない。また，自家用車は，私的に利用されるし，後援会活動や政治活動等に利用されていたと考えられるから，そのガソリン代に政務調査費を支出することは許されない。	(イ)	調査研究費として計上すべきであったガソリン代につき，誤って事務費として計上していた（甲ヒ２の「燃料費」の記載）が，野見山議員が政務調査活動をするためには，自家用車の使用が必要であったから，政務調査活動に使用したガソリン代の７０％のみを控えめに政務調査費として計上することは認められるべきである。なお，給油車両は，政務調査活動のために野見山議員が使用していた同議員所有の車であり，政務調査活動のため，年間約１４万円程度の走行をしていたことは何ら奇異なものではない。
			(ウ)	フィルム（乙Ｃヒ２の１・４・７，７の３・５），印鑑（乙Ｃヒ２の２），スクリーン（乙Ｃヒ２の５），地図（乙Ｃヒ２の６），ＥＴＣ（乙Ｃヒ３の２），及び名刺（乙Ｃヒ７の２・６・７）については，調査研究活動に直接必要なものではない。	(ウ)	否認ないし争う。なお，スクリーン（乙Ｃヒ２の５）は，政務調査活動の一環として，報告会等の際に映像を投影して説明するために必要なものである。
			(エ)	トナー及びコピー用紙代については，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。	(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。平成１７年５月６日口座振替の１万０８６２円（乙Ｃヒ４の１）は，同年３月の使用分であり，平成１６年５月６日口座振替の１万４９９１円（乙Ｃヒ８の１）は，同年３月の使用分であり，それぞれ清算できない前年度の経費である。	(オ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。固定電話は，政務調査活動以外にはほとんど使用していなかった。仮に，基本使用料の控除が必要であったとしても，控えめに，使用料の７０％のみを政務調査費から支出したから問題はない。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，野見山議員は，平成１６年４月分として請求され，領収されたもの（乙Ｃヒ８の１）を同月分として計上し，平成１７年４月分として請求され，領収されたもの（乙Ｃヒ４の１）を同月分として計上していたから，問題はない。
			(カ)	固定電話は，自宅に設置されているから，専ら議員とその家族の私用のために使用されていた。	(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。支払内訳書（乙Ｃヒ５，９）には，「一括請求によるお支払」と記載されていることからすれば，政務調査費の支出が許されない数台分の携帯電話の使用料が含まれているといえる。また，平成１７年５月２日支払の７６０７円（乙Ｃヒ５）は，同年３月の使用分であり，平成１６年４月３０日支払の１万１８４９円（乙Ｃヒ９）は，同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。	(キ)	否認ないし争う。携帯電話は，政務調査活動のために必須であり，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかった。携帯電話使用料の支出については，固定電話使用料につき７０％のみを政務調査費から支出していることを考慮すべきである。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，野見山議員は，平成１６年４月分として請求され，領収されたものを同月分として計上し，平成１７年４月分として請求され，領収されたものを同月分として計上していたから，問題はない。
			(ク)	多額，多量の切手及びはがき（乙Ｃヒ１，６の１ないし３）につき，調査研究活動のためにまとめて購入する必要はなかった。	(ク)	否認ないし争う。政務調査活動のために，年間４万円程度の切手やはがきを使用することは奇異なものではなく，その個別の使途を証明することは無理である。
			(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。	(ケ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(コ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。	(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査用事務所には，「社会民主党和歌山県田辺支部」及び「あつみ会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。	(サ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は，野見山議員の自宅に設置されており，「社会民主党和歌山県田辺支部」，「あつみ会」及び後援会が併設されているところ，「社会民主党和歌山県田辺支部」は，実際の活動や事務処理を同党の和歌山県本部で行っており，「あつみ会」は，資金管理団体で，実質的な活動をしておらず，後援会の活動費用には政務調査費を支出していなかった。なお，ＯＡ機器（パソコン等）については，専ら政務調査のために購入及び利用し，固定電話については，ほとんど政務調査活動に使用していたが，念のため，７０％のみ政務調査費から支出することとした。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲フ１，２）。	(1)	認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃフ１ないし９）。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　１３万２５２２円（１６万５６５３円の８０％） 携帯電話使用料　２２万０１３０円（２７万５１６２円の８０％） インターネット接続料金　３万２２１１円（４万０２６４円の８０％） ＮＨＫ受信料　６４５６円（８０７０円の８０％） コピー機リース料　９万９７９２円（１２万４７４０円の８０％） パソコン代　１７万１３６０円（２１万４２００円の８０％） 電話機代　２万６８８０円（３万３６００円の８０％） 蛍光灯取替え等　４万２７８４円（５万３４８０円の８０％） 事務用品等　７万８４５４円（９万８０６８円の８０％） (b)平成１７年度 固定電話使用料　７万７１０８円（１１万０１５４円の７０％） 携帯電話使用料　１７万３４７５円（２４万７８２２円の７０％） インターネット接続料金　１万５４３１円（２万２０４４円の７０％） 文具及び事務用品代　１万０１００円 デジタルカメラ及びデッキ代　６万９９７１円

25	花田健吉	(2)	(イ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。平成１７年４月２５日引落しの電話代は同年３月の使用分であり，平成１６年４月２６日引落しの電話代は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。	(2)	(イ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。固定電話は，政務調査活動のために必須であり，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかったが，その立証が困難であることから，控えめに７０％ないし８０％のみを計上しているし，仮に，基本料金の控除が必要であったとしても，実質的には，基本料金相当分の控除もされている。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。平成１７年５月２日引落しの携帯電話使用料は同年３月の使用分であり，平成１６年４月３０日引落しの携帯電話使用料は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(ウ)	ＮＴＴドコモの携帯電話使用料（紀陽銀行から引落し）については，政務調査専用であり，私用の携帯電話使用料の分（ＪＡみなべいなみ農協から引落し）と区別している。携帯電話は，政務調査活動のために必須であり，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかったが，その立証が困難であることから，控えめに７０％ないし８０％のみを計上している。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。
			(エ)	電話代，インターネット接続料金，ＮＨＫ受信料，コピー機リース代，電話機代，及び蛍光灯取替費用については，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	平成１６年９月から平成１７年３月までの間，インターネット接続料金として，「ＮＴＴコミュニケーションズ」及び「ユ．フォース」の両方の代金が計上されているが，複数のインターネット接続料金を支払う必要性はない。		(オ)	否認ないし争う。インターネット接続料金につき，一時期，２社を使用していたのは，その２社のいずれがよいかを比較していた時期が６か月間あったためであり，私用その他の利用に係る分を計上したわけではない。
			(カ)	平成１７年度のデジタルカメラ及びデッキ代については，私物としても使用でき，既に議員が保有していたと考えられる私物のカメラを活用すれば足りるから，政務調査費を支出することは許されない。		(カ)	否認ないし争う。デジタルカメラ，デッキは，政務調査活動のため，現場の撮影やその再現のために使用していたものであり，私物としても利用できるからといって政務調査費を支出できないとすれば，ほとんどの経費を計上できなくなってしまう。
			(キ)	平成１６年度のＮＨＫ受信料，蛍光灯の取替え，電話の子機（乙Ｃフ７の２）については，調査研究活動に直接必要とはいえない。		(キ)	否認ないし争う。ＮＨＫ受信料は，政務調査活動のための情報収集手段の一つとして必要であった。蛍光灯取り替え等については，政務調査用事務所に備え付けた消耗品の取替費用であり，政務調査活動のために必要なものであった。親機だけでは，打ち合わせ中に電話がかかってきたときや，資料を見ながら電話で打ち合わせをするときに不便であるため，子機が必要であった。
			(ク)	２１万４２００円のパソコン代（乙Ｃフ６）は，政務調査費の支出ができない高額な備品の購入（乙Ａ３）及び環境整備費に当たる。		(ク)	否認ないし争う。パソコンは，資料の保存，調査結果の集計など，一般質問を行う上で重要な機材であり，その購入費用につき，政務調査費からの支出が認められるべきである。
			(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(コ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１５(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(サ)	否認ないし争う。別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張１５(2)(キ)記載のとおり，上記支出は，専ら政務調査活動のためのものであり，本来は費用全額が政務調査費から支出されるべきところを，反証困難な誤解を避けるために，あえて控えめに事務費の７０ないし８０％のみを計上したのであり，それを非難される理由はない。
26	平越孝哉	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲へ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，固定電話使用料から毎月の基本使用料２４００円（平成１６年度は２３００円）を控除した額の６０％を事務費として計上し，携帯電話使用料については，専ら政務調査のために携帯電話が使用され，仮に，個人使用部分があったとしても，固定電話使用料において基本料金のすべてと通話料の４０％を控除しているから，電話代全体でみれば，政務調査費収支報告書の記載額を下回るものではない。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　９万７８９８円 携帯電話使用料　２０万１７３８円 パソコン及びプリンター代　２０万１２００円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　８万９５５６円 携帯電話使用料　１９万６９９９円
			(イ)	固定電話使用料，パソコン及びプリンター購入費は，政務調査費の支出が許されない環境整備費に当たる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。平成１７年５月２日振替の１万０１１６円（乙Ｃへ２の１）は同年３月の使用分であり，平成１６年４月３０日振替の３万０３８４円（乙Ｃへ４の１）は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(ウ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，平越議員は，平成１６年及び平成１７年の４月分として，引落しがされ，領収されている分について，それぞれ４月分として計上していたから，問題はない。
			(エ)	固定電話使用料につき，平成１７年５月１０日口座振替の２万９９４６円（乙Ｃへ１の１）は同年３月の使用分であり，平成１６年５月１０日口座振替の１万２９９８円（乙Ｃへ３の１）は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(エ)	否認ないし争う。継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，平越議員は，平成１６年及び平成１７年の４月分として，それぞれ平成１６年５月及び平成１７年５月に引落しがされ，領収されている分について，それぞれ４月分として計上していたから，問題はない。
			(オ)	自宅とは別の場所にある政務調査用事務所で平越議員の妻が勤務し，自宅にある政党支部の事務所で別の者が勤務しているという被告の主張は不合理である。また，自宅に設置されているという政党支部の事務所費等が多額であるのは不自然である。したがって，政党支部の事務所は，実際には，政務調査用事務所に併設されていると考えられる。そして，平成１５年ないし平成１７年において，政党支部が，事務費等を支出していた（甲へ５の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなく，政務調査用事務所の費用として，政務調査費から支出する必要はなかった。		(オ)	政党支部の収支報告書（甲へ５の１ないし３）は，自宅に設置された政党支部の活動の支出と，自宅とは別の場所に設置された政務調査用事務所の活動の支出を区別して，それぞれ別途に費用が計上されており，政務調査費の支出が適正にされていたことを示すものである。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には併設事務所がある（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は，後援会事務所と併設されているが，後援会は，選挙の時期以外にはほとんど活動いなかった。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ホ１，２）。	(1)		平成１６年度の事務費の額は，７０万６８２９円ではなく，６８万５３２６円である。その余は認める。
			(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃホ１ないし１２）。なお，携帯電話使用料については全額を計上しているが，政務調査用事務所に設置した固定電話使用料については事務費に計上しておらず，プロバイダー料，コピー機代，及びＯＡ機器代については控えめに７０％の金額を計上した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　１９万９３１４円 プロバイダー料　２万９１４３円 事務用品代　７万２８４９円 パソコン代　１９万５０２０円 ＯＡ機器（テレビ，レコーダー）代　１８万９０００円 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　１５万１６７１円 プロバイダー料　６万１２９８円 事務用品代　６万３３３９円 コピー機代　１６万９０５０円

450

27	藤山将材	(2)	(イ)	ＯＡ機器（テレビ，レコーダー）は，調査研究活動に直接必要であるとはいえない。	(2)	(イ)	否認ないし争う。テレビ（乙Ｃホ１１），ＤＶＤレコーダー（乙Ｃホ１２）は，ニュースや議会関係情報，現場情報の取得といった政務調査活動のために使用していた。現代情報化社会において，テレビやＤＶＤレコーダーが政務調査活動に必要な機器であることは明らかである。
			(ウ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。平成１７年５月２日振替の１万６３５９円（乙Ｃホ１の１）は同年３月の使用分であり，平成１６年４月３０日振替の２万４３０２円（乙Ｃホ６の１）は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(ウ)	携帯電話及び固定電話は，政務調査活動のために必須であり，政務調査活動以外には使用することはほとんどなかったが，その立証が困難であることから，控えめに固定電話使用料の全額をカットし，携帯電話使用料のみを計上していた。また，継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。すなわち，藤山議員は，平成１６年及び平成１７年の４月分として，それぞれ平成１６年４月３０日及び平成１７年５月２日に引落しがされ，領収されている分について，それぞれ４月分として計上していたから，問題はない。
			(エ)	ＫＤＤＩとヤフージャパンの２件のプロバイダー料が計上されている（乙Ｃホ２の１ないし８，３の１ないし１２，７の１ないし４，８の１ないし５）ところ，調査研究活動のために２件のプロバイダーが必要とはいえない。プロバイダー料は，インターネットを使用するための経費であり，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。ヤフージャパンのプロバイダー料につき，平成１７年４月２７日支払の４９９５円（乙Ｃホ３の１）は同年２月の使用分であり，平成１７年５月２７日支払の５１９６円（乙Ｃホ３の２）は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(エ)	否認ないし争う。２種類のプロバイダーを使用していたのは，藤山議員の使い勝手のために，使い分けていたからである。また，継続的契約において，年度の区切りについて何を基準とするかは，統一的な基準で運用されている限り，ある程度柔軟に考えられるべきであり，請求書の表示や引落し日を基準として運用することにつき，何ら問題はないというべきである。
			(オ)	２４万１５００円のコピー機代（乙Ｃホ５）及び１９万５０２０円のパソコン代（乙Ｃホ１０）は，政務調査費の支出が許されない高額な備品の購入（乙Ａ３）に当たるし，その他のＯＡ機器も含めて政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用の事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１６(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張１６(2)(キ)記載のとおり，後援会の活動は，ほとんど行われておらず，本来は費用全額につき政務調査費を支出できたが，反証困難な誤解を避けるために，あえて費用の一部のみを計上したのであり，それを非難される理由はない。
28	前川勝久	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲マ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお，政務調査費収支報告書の記載額よりも多い部分は，前川議員の個人資産から支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　８万４９５３円 携帯電話使用料　８万３９４６円 切手代等　２万１９９０円 備品購入費　１万１８００円 事務用品代等　１６万５７４５円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　４万０３９８円 携帯電話使用料　１２万７８４２円 切手代等　３万４８３０円 印刷代　８０００円 コピー代　９０００円 備品購入費　３万２８００円 事務用品代等　３万５７７４円
			(イ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(イ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ウ)	平成１７年１月分の固定電話使用料４万４８７５円（乙Ｃマ７の１０）については，他の月と比較しても高額であったから，政務調査費の支出が許されない経費が含まれているといえる。		(ウ)	平成１７年１月分のみ高額となったのは，電話機の交換をしたため，新しい電話機の代金が加算されたからである。
			(エ)	固定電話使用料は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。平成１７年４月請求分（乙Ｃマ２の１）は同年３月の使用分であり，平成１６年４月請求分（乙Ｃマ６の１）は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(オ)	否認ないし争う。携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(カ)	多額，多量の切手及びはがき（乙Ｃマ５の２・４）につき，調査研究活動のためにまとめて購入する必要はなかった。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	ビデオデッキ（乙Ｃマ４の３５），蛍光灯（乙Ｃマ１の３・９），モンキーレンチ（乙Ｃマ１の２２），ガム（乙Ｃマ４の７），ペット用品（乙Ｃマ４の１９），毛髪活性剤（乙Ｃマ４の２５・５２・５４），ＬＡＮケーブル及びＢＢルータ（乙Ｃマ４の２８），小型収納庫（乙Ｃマ４の４８），歯磨き剤（乙Ｃマ４の４９），並びに実用書及びビジネス書（乙Ｃマ４の５０）は，調査研究活動に直接必要なものではない。		(キ)	否認ないし争う。なお，印刷物は，議会報告等をするためのものであり，ビデオデッキは，本会議での一般質問の様子が録画されたビデオを上映し，意見を求めるために購入したものである。ガム（乙Ｃマ４の７），書道用品（乙Ｃマ４の１６），ペット用品（乙Ｃマ４の１９），毛髪活性剤（乙Ｃマ４の２５・５２・５４）については，記録が残っていない。木材（乙Ｃマ４の２１ないし２３）は，事務所内を整理するための棚を作成するために購入したものである。小型収納庫（乙Ｃマ４の４８）は，書類を整理するために購入したものである。
			(ク)	カメラ（乙Ｃマ４の８）は，私物と区別できず，私物として使用されているといえる。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１７(2)(コ)(オ)記載のとおり，政党支部の活動や選挙活動が行われていたから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ミ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した。 (a)平成１６年度 コピー機リース代　７万３０６６円（１０万０８００円の一部） 携帯電話使用料　７万８９６０円 ＭＯドライブ代　２万５６７０円 事務用品代　２７万４５７２円 (b)平成１７年度 コピー機リース料　８万２８１１円（１０万０８００円の一部） 携帯電話使用料　８万９９８９円
			(イ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。支払証明書（乙Ｃミ１，２，４，５）に「一括請求によるお支払」と記載されていることからすれば，前芝議員が政務調査費を支出した携帯電話使用料の中に，政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話使用料が含まれていたといえる。平成１７年４月請求分の６４８９円は同年３月の使用分であり，平成１６年４月請求分の６９５１円は同年３月の使用分であったから，それぞれ清算できない前年度の経費であった。		(イ)	現代社会において，携帯電話は，政務調査のために必要不可欠のものであり，月額８０００円程度の使用料も高額ではない。また，政務調査費を支出したのは，前芝議員が使用している「０９０－３２８１－１３５４」の携帯電話使用料のみであった（乙Ｃミ１の１，２の２，５の２）。定期的に継続して発生する費用を１年度ごとに計上する際，仮に，その始点に誤りがあったとしても，毎年そのまま継続して計上されることとなるから，１年度ごとの政務調査費の計上として不当なものではない。

29	前芝雅嗣	(2)	(ウ)	ＭＯドライブ（乙Ｃミ７）は，調査研究活動に直接必要なものではない。	(2)	(ウ)	ＭＯドライブは，パソコンで仕事をする議員にとって，当時の記憶媒体として必要な事務用品であった。
			(エ)	コピー機リース代については，コピー機が前芝議員作成の自宅見取り図（乙Ｄミ１２）に記載されておらず，自宅の事務所にはコピー機が設置されていなかったといえるし，仮に設置されていたとしても，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第二支部」及び後援会の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。政務調査用事務所は，自宅に設置されており，政党支部及び後援会事務所が併設されていたが，政党支部及び後援会は実質的な活動をしていなかったから，按分の必要はない。また，選挙に向けての後援会活動については，選挙事務所として別の場所を借りていたし，備品については，後援会活動に使用せず，トナー代，及びコピー用紙代については，政務調査費を支出していなかった。
30	松本貞次	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ム１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した（乙Ｃム１ないし１６）。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　１０万８５９４円 携帯電話使用料　７万１６７２円 ＮＨＫ受信料　１万６７４０円 事務用品代　１６万７２５１円 なお，これらの合計額３６万４２５７円のうち３３万２７９０円につき政務調査費から支出した。 (b)平成１７年度 固定電話使用料　１１万３４９７円 携帯電話使用料　６万５２６６円 ＮＨＫ受信料　５５８０円 事務用品代　３４万９１００円 なお，これらの合計額５３万３４４３円のうち２３万１３９３円につき政務調査費から支出した。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所についての当事者の主張」の原告らの主張１８(2)イ)記載のとおり，松本議員の後援会事務所は，後援会専用の事務所であり，政務調査用事務所は併設されていなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	領収書（乙Ｃム１の１ないし２４，８の１ないし１２・１５ないし１８）は，いずれも「西原博」宛に発行されたもので，西原博に係る費用であったから，政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	否認ないし争う。西原博は，松本議員の後援会の会長であった者であり，政務調査用事務所と後援会事務所が併設されていたため，便宜上，領収書の宛名を後援会長名としていただけである。
			(エ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(エ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(オ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(オ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話が政務調査活動に大いに利用されていることは，社会通念上，容易に考えられる。
			(カ)	ＮＨＫ受信料（乙Ｃム９の１ないし５），暑中見舞いのはがき（乙Ｃム２の１ないし３・５ないし７，１２の２・３），年賀はがき（乙Ｃム２の１０・１１・１３ないし１８・２０），仏袋及び祝儀袋（乙Ｃム３の４・７・９，１４の１），賞状（乙Ｃム３の５），ハンコ（乙Ｃム３の８），のし紙（乙Ｃム１３の２），ほうれん草及びゴミ袋（乙Ｃム１３の３），並びに多量の郵送（乙Ｃム２の２３・２４）及び切手のまとめ買い（乙Ｃム１１）は，調査研究活動に直接必要なものではない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	固定電話使用料及びＮＨＫ受信料は，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	被告主張の事務費は，金銭出納帳（乙Ｅム１）記載のとおり，松本議員の後援会の事務費であった。		(ク)	否認ないし争う。金銭出納帳（乙Ｅム１）は，松本議員の政治活動全般に関する支出や，その他の個人的な支出の大略につき，備忘録として書き留めたものであり，後援会の金銭出納帳ではない。
			(ケ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。		(ケ)	否認ないし争う。平成１９年７月１３日付で，平成１７年度の政務調査費収支報告書の費用支出額を修正しており，その修正後の支出額と被告の主張は一致している。
			(コ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(コ)	否認ないし争う。
			(サ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１８(2)ク)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(サ)	否認ないし争う。按分率が年度によって異なるのは，政務調査活動やその他の後援会活動等の実態や事務の割合が年度によって異なる以上，自然なことである。
31	町田亘	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲メ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，各事務費の６０％を政務調査費から支出した。 (a)平成１６年度 切手及び郵送料　４万６０７０円（１０万３８７０円の６０％） 事務用品　１万３３１０円（４万０５１７円の６０％） (b)平成１７年度 切手及び郵送料　３万５６７０円（５万９４８０円の６０％） 事務用品　１万４３８０円（２万４００３円の６０％） 備品（コピー機）　２９万９８８０円（４９万９８００円の６０％） 電話代　１７万８６３０円（２９万７８０７円の６０％。２９万７８０７円の内訳は，固定電話使用料２台分が１５万３１５１円，ファックス及びパソコン回線分が３万３４２２円，携帯電話使用料が１１万１２３４円である。）
			(イ)	町田議員の自宅には，政務調査用事務所は，設置されていなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(エ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(エ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(オ)	インスタントカメラ（乙Ｃメ３，５）は私物と区別できず，私物として使用されたものである。		(オ)	私物としての使用が可能である物である場合，その代金に政務調査費を支出できないとすれば，多くの経費を計上できなくなってしまう。そして，インスタントカメラ（乙Ｃメ３，５）は，和歌山県内の橋梁の塗装工法の適正性と安全性を調査するため，多数の橋梁を撮影した際に使用したものである。

			(カ)	４９万９８００円のコピー機（乙Ｃメ９）は，政務調査費の支出が許されない高額な備品（乙Ａ３）に当たる。		(カ)	コピー機は，政務調査に係る事務を行う上で有用性が高く，必要なものである。「環境整備」として政務調査費からの支出が認められないものの典型例は，事務所設置に係る用地取得費，建設工事費，自動車等であり，約５０万円のコピー機はこれに含まれないし，約５０万円のコピー機が「高額」に当たるともいえない。コピー機のリース料を政務調査費から支出できる以上，その購入費についても政務調査費から支出できるはずである。
			(キ)	多量の切手のまとめ買い（乙Ｃメ２，６２，６４，６５，６７，６９，７１，７３ないし７５）及び多量の郵送（乙Ｃメ１，７１，８０）は，調査研究活動のために必要ではない。		(キ)	否認ないし争う。切手等は，工事箇所表や新聞記事等を関係住民に送付するために使用したものである。
			(ク)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」及び後援会の事務所が併設されていた（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	政務調査用事務所は，自宅の一部を使用していたが，「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」及び後援会の事務所は自宅前の道路を隔てた反対側に建てたプレハブの建物に設置していた。政党支部及び後援会は，ほとんど活動をしておらず，すべての費用を政務調査費から支出できたから，一律に６０％の按分としていることにつき，何ら問題はない。
32	向井嘉久蔵	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲モ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分は向井議員個人の資産から支出している。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　２２万５５７８円（乙Ｃモ２３ないし２６） 携帯電話使用料　１４万９１７０円（乙Ｃモ２７） 事務用品等　３２万５１５２円（乙Ｃモ１６ないし２２） 車両整備費　１４万２８５０円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　１８万０４００円（乙Ｃモ１２ないし１４） 携帯電話使用料　１４万４５６０円（乙Ｃモ１５） コピー機他　４８万０３００円（乙Ｃモ５，７） インク代　７万９３４１円（乙Ｃモ３，４） 切手代　１４万６３５０円（乙Ｃモ１，６，１１） 事務用品等　６万０５４９円（乙Ｃモ２，８ないし１０）
			(イ)	政務調査用と被告が主張する事務所は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１９(2)(イ)記載のとおり，調査研究活動外の目的の事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査用事務所は自宅に設置されておらず，自宅にかかってくる電話及びファックスの大半が政務調査活動に関するものであるとは考えられないから，自宅に設置された電話等は，専ら議員とその家族の私用のためのものであった。		(エ)	政務調査用事務所は，政務調査専用の事務所であったから，政務調査用事務所の固定電話及びファックスは政務調査専用であった。また，向井議員の自宅の固定電話及びファックスについては，その使用の大半が政務調査活動に関するものであったため，その使用料を政務調査費から支出した。
			(オ)	１回線でまかなえるのに，２回線もの電話代に政務調査費を支出することは，必要最小限の範囲を超え，妥当な範囲を逸脱したものであり，必要性がない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	平成１６年度の車両整備費については，自動車の維持管理費であり，調査研究活動に直接必要な経費であるといえない（乙Ａ３）。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	３５万円のコピー機代（乙Ｃモ５）は，政務調査費の支出が許されない高額な備品の購入（乙Ａ３）に当たる。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	１台のプリンターでまかなえるのに，２台のプリンターのインク代（乙Ｃモ３，４）に政務調査費を支出することは，必要最小限の範囲を超え，妥当な範囲を逸脱したものであり，必要性がない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	多量の切手（乙Ｃモ１，６，１１），インクジェット用紙，ＯＡペーパー，インクカートリッジ，及びラベル紙（乙Ｃモ２０，２１）のまとめ買い，看板照明器具及び投光器（乙Ｃモ１６，１７），額縁（乙Ｃモ２０，２１）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(コ)	否認ないし争う。看板照明用器具（乙Ｃモ１６・１７）は，現在は撤去したものであるが，政務調査用の事務所の看板に照明を設置したものである。
			(サ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(サ)	否認ないし争う。
			(シ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(シ)	否認ないし争う。
			(ス)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１９(2)(サ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ス)	否認ないし争う。
		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヤ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　１５万４１５５円 固定電話使用料（自宅）　２万９８６４円（５万９７２９円の５０％） 固定電話使用料（政務調査用事務所）　１２万１４４８円（１７万３４９８円の７０％） 固定電話使用料（政務調査用事務所）　２万８６４６円（４万０９２３円の７０％） 事務用品　２万３９６６円 なお，これらの合計額３５万８０７９円のうち９万１２２０円を政務調査費収支報告書に記載した（甲ヤ２）。 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　１５万７１９８円 固定電話使用料（自宅）　３万２３０１円（６万４６０３円の５０％） 固定電話使用料（政務調査用事務所）　８万７０１７円（１２万４３１０円の７０％） 固定電話使用料（政務調査用事務所）　２万６０６４円（３万７２３５円の７０％） ホームページサーバー代　１０万４５００円 事務用品　１３万９４００円（１４万１２７９円というのは違算である。） なお，これらの合計額５４万８３５９円のうち４９万３８３６円を政務調査費収支報告書に記載した（甲ヤ１，Ａ４）。
			(イ)	補助参加人森は，本件監査請求後に，併設事務所の負担分を控除して，従前の賃料額１２０万円から８４万円に減額修正し（甲Ａ３，４），それと同時に，事務費に通信費３８万７８３６円を追加計上した（甲ヤ５）。政務調査費収支報告書の提出によって前年度の収支が確定されるし，追加計上を許す規定がないから，提出された政務調査費収支報告書に記載がなかった経費を追加計上することは許されない。		(イ)	政務調査費の追加計上を禁じる規定がないから，政務調査費の交付額の範囲内にある限り，追加計上は認められるべきである。また，仮に，財務会計上は，政務調査費収支報告書の提出により政務調査費の収支が確定し，追加計上が許されないとしても，本件訴訟で問題となっているのは，本件議員らの不当利得の有無であるところ，追加計上された支出の使途が，政務調査費を支出できるものであれば，不当利得とはいえない。

33	森正樹	(2)	(ウ)	政務調査用事務所が設置されているという建物は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２０(2)(ウ)記載のとおり，住居であった。	(2)	(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	自宅とは別の場所に政務調査用事務所が設置されていた以上，自宅に設置された電話は，議員とその家族の私用のためのものであった。		(エ)	否認ないし争う。自宅の固定電話使用料につき，補助参加人森は，政務調査用事務所で執務をしていない早朝及び夜間において，自宅で政務調査活動をする際に固定電話を使用することが多々あったため，個人使用分と政務調査用分とで半額ずつ按分していた。
			(オ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令や本件条例等の趣旨を具体化したものであり，同手引きの作成によって使途基準の変更がされたわけではないから，本件議員らの政務調査費支出の基準となるものである。		(オ)	否認ないし争う。「和歌山県政務調査費運用の手引き」（乙Ａ３）は，法令等の委任を受けて作成されたものではなく，県議会事務局が内部的な統一基準をまとめたマニュアルにすぎないから，法的効力を持つものではない。また，同手引きは，平成１７年当時において議員に周知されていたものでもないから，平成１７年度までの政務調査費支出についての基準となるものではない。殊に，同手引きの作成年月日は平成１７年８月５日であるから，同日以前に支出された政務調査費に対する基準として用いることはできない。そして，「政務調査費の使途の基本的な考え方について」（乙Ａ４）中の記載によれば，電話の基本料金を含めた使用料につき，政務調査のための使用頻度に応じて按分負担することに問題はない。
			(カ)	政務調査用事務所の固定電話使用料として２台分を計上しているところ，調査研究活動に２台の固定電話は必要ではなく，社会通念上妥当な範囲を逸脱したものである。		(カ)	否認ないし争う。政務調査用事務所において，一方の電話が使用されている場合に，他方の電話が使用できないというのでは，政務調査活動に支障があるため，２つの電話回線が必要であった。
			(キ)	政務調査用事務所の固定電話とされる電話番号は，後援会の電話番号である（甲ヤ６ないし８）から，その電話代は，後援会活動に使用されたものであった。		(キ)	否認ないし争う。政務調査用事務所の固定電話につき，政務調査活動と後援会活動の両方のために使用しており，それを前提に使用割合に基づき，７対３の割合で按分していた。
			(ク)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ク)	携帯電話使用料は，概ね月額１万円ないし２万円程度で，高額とはいえないし，携帯電話使用料の中に，政務調査活動と無関係なものは含まれていない。
			(ケ)	ホームページサーバーに関する費用は，調査研究活動のためのホームページではなく，本件使途基準の「事務用品・備品購入等，通信費等」には該当しない。また，県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が県政報告等をする必要もない。		(ケ)	否認ないし争う。仮に，「通信費」に当たらないとしても，当該ホームページは，広く県政の現状を明らかにし，県政に関する県民の意見や要望を吸い上げるためのものであるから，それに関する費用は，広報費に当たり，政務調査費の支出が許される。
			(コ)	事務用品代のうち，平成１６年７月５日に徳美堂印舗に対して１万６７００円を支払ったとされる分（丙Ｃヤ３１）については，後援会の平成１６年の収支報告書（甲ヤ６）において，政治活動費のうち宣伝事業費（印刷費）として計上されている「文書印刷費」と，支出年月日，支出先の住所及び名称，並びに金額の点で同一であり，後援会の印刷代であったといえる。		(コ)	事務所の角印製作費（丙Ｃヤ３１）と支出の日付，金額，支払先が同一である後援会の収支報告書（甲ヤ６）記載の支出は，後援会事務所の角印代金であったから，それぞれ異なるものに対する支払であった。
			(サ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(サ)	否認ないし争う。
			(シ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(シ)	否認ないし争う。
			(ス)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の補助参加人森に係る原告らの主張欄記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ス)	否認ないし争う。別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２０(2)(キ)記載のとおり，後援会活動が政務調査用事務所における活動のうち３割に及ぶことはないから，政務調査用事務所の固定電話使用料２回線分につき，政務調査費による負担割合を７割とした。自宅の固定電話使用料については，政務調査用事務所で執務をしていない早朝及び夜間において，自宅で政務調査活動をする際に電話を使用していることが多々あったため，政務調査費による負担割合を５割とした。携帯電話使用料については，すべて政務調査のために使用した分の使用料であった。
34	山下大輔	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ユ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)及び(b)のとおり，支出した。 (a)平成１６年度 消耗品（ビデオテープ，パソコンソフト等）　２１万７０９３円 通信費　４６万４３８２円 携帯電話使用料　３１万２７８３円 (b)平成１７年度 備品（パソコン購入代）　１６万５１３１円 消耗品（プリンターインク，用紙等）　４万４３７４円 通信費　７９万６２５７円 携帯電話使用料　２８万１９０３円
			(イ)	ＬＡＮケーブル（乙Ｃユ１４），ＤＶＤ－ＲＷ（乙Ｃユ２１），ノートパソコンのメモリ５１２Ｍｂ（乙Ｃユ２４），ビデオテープ（乙Ｃユ２７），ＭＯカートリッジ（乙Ｃユ２９）は，調査研究活動に直接必要な事務用品ではない。		(イ)	否認ないし争う。ＬＡＮケーブル（乙Ｃユ１４），ＤＶＤ－ＲＷ（乙Ｃユ２１），ＭＯカートリッジ（乙Ｃユ２９）は，パソコンを駆使する議員にとって事務費の典型例であり，政務調査に必要なものであった。ビデオテープ（乙Ｃユ２７）は，政治番組やニュース等を録画し，後日，研究のために使用していた。
			(ウ)	翻訳機については，物見遊山の海外旅行にも使用でき，それが特別に必要であったという事情はないから，その購入費に政務調査費を支出することは認められない。また，被告が主張するドイツ訪問は，議会の視察出張のことである（甲ユ３の１）ところ，当該調査は，議員の自発的な調査研究活動ではなく，公務による視察調査であったから，政務調査費を支出することは許されない。さらに，同視察には，井出議員及び野見山議員も同行しているところ，井出議員及び野見山議員が翻訳機を必要とした事情はないし，公務視察である以上，現地ガイドが配置され，言葉の点で不自由することはなかったといえるから，翻訳機は不要であった。仮に，翻訳機が必要であるならば，その代金には，公務視察出張の際に支給される公務出張費（甲ユ３の４）を支出するべきである。		(ウ)	翻訳機（乙Ｃユ４０）については，和歌山県議会からの調査命令を受けて，環境政策，都市政策，世界遺産に係る調査，及びＣＯ₂排出量の取引調査を行うため，環境問題の先進国であるドイツ共和国を訪問した際，同国の公用語が複数存在することから，必要となったものである。また，県議会議員は，海外からの多くの来賓を迎え，諸外国の民間人と面談することも多々あり，それらの際に挨拶程度の日常会話ができるようにする目的も兼ねて翻訳機を購入した。
			(エ)	「山下大輔の県議会報告」は，政務調査に資する内容に限られず，議員や政治団体の活動としての内容が含まれており，本件使途基準が定める事務遂行に係る通信費に当たらない。また，その発行は，山下大輔議員の後援会事務局が行っており（乙Ｃユ４１の１），その発行費用は後援会の政治活動費に関する機関紙誌の発行事業費として計上されているし，同報告の郵送の際に添付されていたはがき（乙Ｃユ４１の２）の記載からすれば，同報告の郵送先が，後援会会員又は後援会の情報の送付を了承した者であった。したがって，同報告は，表題にかかわらず，自らの政治活動のために作成したものであり，その郵送は，後援会の政治活動であるといえる。さらに，同報告の郵送料は，後援会の機関紙誌の発行に係る政治活動費が，本件訴訟提起後に減額修正された分であり（甲ユ４），各年度内においては，政務調査費の支出対象とされていなかった。		(エ)	通信費は，「山下大輔の県議会報告」という新聞（乙Ｃユ４１の１）を毎年３回ないし４回発行し，約３０００部を県民に郵送したことによる郵送料であった。同新聞の内容は，主に，山下大輔議員が行った県議会での質問及び提案内容とこれに対する県知事や県担当者の答弁，時事問題等であった。同新聞には，後援会活動に係る部分もあるが，その郵送費につき，後援会からも「機関紙誌の発行」として支出していた（乙Ｃユ４２）から，実質的に按分していたから，問題はない。
			(オ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(オ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
			(カ)	官製はがき１０５０枚の購入（乙Ｃユ３２）は，政務調査費の充当が実費についてされるのが原則であること（乙Ａ３）からすれば相当ではない。また，そのような多額，多量のはがきをまとめて購入する必要性はない。なお，被告主張の郵送した新聞に添付していたはがきは，料金受取人払のはがきであって，官製はがきではない。		(カ)	否認ないし争う。はがきは，「山下大輔の県議会報告」を郵送する際に，山下大輔議員自身に宛てたものを添付し，県民に対し，問題点や意見の照会，議員に対する要望等を求めるために使用した（乙Ｃユ４１の２）。また，それ以外にも，県民からの質問や意見に対する返答のためにもはがきを使用した。
			(キ)	平成１６年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている後援会が，事務費等を支出していた（甲ユ４）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ク)	否認ないし争う。

			(ｹ)	政務調査用事務所には，併設事務所がある（甲Ａ３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｹ)	政務調査用事務所は，自宅とは別の場所に，後援会事務所と併設で賃借していたところ，平成１６年度及び平成１７年度の政務調査費の支出と，ほぼ同種同額の支出を後援会が別途負担しており，政務調査用事務所と事務費を適切に按分負担していた。仮に，そうでなかったとしても，山下大輔議員は，政務調査用事務所を後援会と兼用で設置していたが，事務所の賃料及び人件費については，政務調査費から支出せず，後援会から支出していた（乙Ｃユ４２）。そもそも，政務調査費の支出方法として，元来，事務所費，事務費，人件費等の区分ごとに按分が要求されるものではないし，事務費等の按分する必要があるというのであれば，事務所費や人件費についても按分して充当し直すことが許されるべきである。また，携帯電話使用料については，政務調査活動用に１台，後援会及び私用に１台と使い分けており，前者のみを政務調査費から支出した。
35	山下直也	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヨ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。なお，乙Ｃヨ１の３０の領収証と同１の３１のレシートは，同一の購入商品に関するものである。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　３１万５１１１円（乙Ｃヨ９） 固定電話使用料　１０万９６２０円（乙Ｃヨ８） ファックス使用料　３万４１６４円（乙Ｃヨ１０） 文具代　６万６４３０円（乙Ｃヨ６） 切手代　４万０６２０円（乙Ｃヨ７） その他事務用品等　１０万６３０７円（乙Ｃヨ６） なお，これらの合計額６７万２２５２円のうち２６万４９７０円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　２９万１８５１円（乙Ｃヨ４） 固定電話使用料　１４万０８８５円（乙Ｃヨ３） ファックス使用料　４万４４０２円（乙Ｃヨ５） 切手代　４万３２００円（乙Ｃヨ２） その他事務用品等　５０万３１７６円（乙Ｃヨ１，２） なお，これらの合計額１０２万３５１４円のうち３５万０９００円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２１(2)(ｲ)記載のとおり，政務調査用と被告が主張する事務所は，後援会専用の事務所であった。		(ｲ)	政務調査用事務所と後援会事務所を併設で設置する際に，その建物の賃貸借契約において，後援会事務所名義を選択しただけであり，それをもって政務調査用事務所が設置されていないということはできない。山下直也議員は，現に，政務調査用事務所において，調査，資料作成，陳情や要望等の意見の収集，勉強会や意見交換会の実施を行っており，政務調査用事務所としての使用実態があった。
			(ｳ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｳ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
			(ｴ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。したがって，携帯電話の購入（乙Ｃヨ１の２３）の必要性もない。		(ｴ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話使用料は不当に高額ではない。携帯電話の買い換えについては，携帯電話が壊れたためであり，必要な支出であった。
			(ｵ)	切手のまとめ買い（乙Ｃヨ２の３ないし５・７・９・１５，７の２・３・５ないし９・１２・１４）及びはがきのまとめ買い（乙Ｃヨ２の６・８・１６）につき，政務調査費の充当が実費についてされることが原則であること（乙Ａ３）からすれば相当ではないし，そのような多額，多量の切手やはがきをまとめて購入する必要性はない。また，調査研究活動のために，多量の郵送（乙Ｃヨ２の１・２・１０ないし１４，７の４・１０・１３）をする必要性はない。		(ｵ)	否認ないし争う。政務調査目的で，年に１ないし２回，２０００ないし３０００部の県政報告を発行し，県民に送付するために，切手等を使用した。
			(ｶ)	年賀はがき（乙Ｃヨ７の１１），県職員録（乙Ｃヨ１の８・９），スペアキー（乙Ｃヨ６の７），ホース及び除草剤（乙Ｃヨ６の８），トイレの消臭剤及びアリの殺虫剤（乙Ｃヨ６の１４），領収書（乙Ｃヨ６の４５），並びにポケットラジオ（乙Ｃヨ６の５０）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	平成１６年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，事務費等を支出していた（甲ヨ３の１・２）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ｷ)	否認ないし争う。
			(ｸ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
			(ｹ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｹ)	否認ないし争う。
			(ｺ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２１(2)(ｷ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｺ)	否認ないし争う。後援会でのみ使用した事務用品については政務調査費を支出していなかった。
36	山田正彦	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ラ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分は山田議員個人の資産から支出した。 (a)平成１６年度 携帯電話使用料　１７万５５３２円 事務機器（デジタル電子複合機）リース代　１１万９７００円 事務用品等代　２万２０７０円 (b)平成１７年度 携帯電話使用料　１９万１７７４円 事務機器（デジタル電子複合機）リース代　１１万９７００円 事務用品等代　６万４０７９円
			(ｲ)	金封（乙Ｃラ１，１１，４９，５９），トイレットペーパー（乙Ｃラ２，８，１５，１７，２５，３５，５９），ティッシュペーパー（乙Ｃラ２），県職員録（乙Ｃラ３，３９），スケジュールボード（乙Ｃラ１４），ゴミ袋（乙Ｃラ３６），掃除機の紙パック（乙Ｃラ５５）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	事務機器リース代（乙Ｃラ３３，６３）は，年額１１万９７００円であり，政務調査費の充当ができない高額な備品の購入（乙Ａ３）に当たるし，政務調査費の支出が認められない環境整備費に当たる。		(ｳ)	否認ないし争う。
			(ｴ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ｴ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。携帯電話については，政務調査以外で使用することはほとんどなかったし，携帯電話使用料は不当に高額ではなかった。
			(ｵ)	切手のまとめ買い（乙Ｃラ２４，２６），収入印紙のまとめ買い（乙Ｃラ２６，５８），及びはがきのまとめ買い（乙Ｃラ２８，３０）は，政務調査費の充当が実費についてされるのが原則であること（乙Ａ３）からすれば相当ではないし，そのような多額，多量の切手，収入印紙，及びはがきをまとめて購入する必要性はない。		(ｵ)	否認ないし争う。
			(ｶ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，事務費等を支出していた（甲ラ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなく，政務調査用事務所の費用として，政務調査費から支出する必要はなかった。		(ｶ)	否認ないし争う。

				(ｷ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。		(ｷ)	否認ないし争う。
				(ｸ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
				(ｹ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２２(2)(ｸ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｹ)	否認ないし争う。
37	吉井和視		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲リ１，２）。	(1)		認める。
			(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　７万２９３２円（乙Ｃリ８） 携帯電話使用料　１８万２０７６円（乙Ｃリ９） 事務用品等　７万０６７１円（パソコンの周辺機器及びその設置費用。乙Ｃリ５ないし７） (b)平成１７年度 固定電話使用料　１３万２６７７円（乙Ｃリ２） 携帯電話使用料　１５万１１２１円（乙Ｃリ３） 通信費　１万７７６６円（乙Ｃリ４） はがき代等　２万５３７５円（乙Ｃリ１）
				(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２３(2)(ｲ)(ｳ)記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する場所に政務調査用事務所は設置されていなかった。		(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの２３(2)(ｲ)(ｳ)欄記載のとおり，吉井議員の母である吉井時子所有の建物を賃借して，政務調査用事務所を設置していた。
				(ｳ)	政務調査用事務所は自宅とは別に設置されていたから，自宅用の固定電話使用料（乙Ｃリ２の１ないし１１，８の１ないし１２）は，調査研究活動以外で使用されたものであったといえる。		(ｳ)	固定電話のうち，「０７３７－５２－５７２８」の番号については，政務調査用事務所にかかってきた電話を自宅で受けることができるように，政務調査用事務所及び自宅に設置されていたものであり，自宅用の電話回線はそれとは別にあった。また，「０７３７－５２－７１７８」の番号は，政務調査用事務所に設置しているファックス専用の回線である。
				(ｴ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ｴ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。調査研究外の私用で１か月に１万５０００円程度も使用するなど社会通念上あり得ないし，政務調査活動のための架電状況に照らして不当に高額ともいえない。
				(ｵ)	電話回線を光回線にしたことによる通信費（乙Ｃリ４の１ないし９）は，吉井議員の自宅の電話設置状況に照らし，自宅用に支出されたものであり，調査研究のためのものではない。		(ｵ)	否認ないし争う。政務調査用事務所において，インターネットを利用するための支出であった。
				(ｶ)	県政報告は，県や県議会が行う広報とは別に，議員個人が政務調査費を支出してまで行う必要はないから，県政報告のためのはがき代等について，政務調査費を支出することは許されない。		(ｶ)	否認ないし争う。
				(ｷ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び政治団体が，事務費等を支出していた（甲リ１１の１ないし３）から，政務調査用事務所の事務費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ｷ)	否認ないし争う。
				(ｸ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｸ)	否認ないし争う。
				(ｹ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｹ)	否認ないし争う。
				(ｺ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２３(2)(ｹ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｺ)	否認ないし争う。
38	和田正人		(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の事務費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ル１，２）。	(1)		認める。
			(2)	(ｱ)	支出ごとの明細や領収書の有無等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	次の(a)及び(b)のとおり支出した。なお，政務調査費収支報告書記載額よりも多い部分は和田議員個人の資産から支出した。 (a)平成１６年度 固定電話使用料　約１８万円 携帯電話使用料　９万６５７４円 通信費　約３万６０００円 プリンター購入費　２万円 事務用品費等　約１万円 (b)平成１７年度 固定電話使用料　約１２万７５００円 携帯電話使用料　１０万０６６５円 通信費　約３万６０００円 パソコン修理費　約４万円 シール作成機修理費　２万６２５０円 事務用品費等　約１万円
				(ｲ)	シール作成機修理費用（乙Ｃル３）は，調査研究活動のために直接必要なものではない。		(ｲ)	否認ないし争う。
				(ｳ)	政務調査専用ではない固定電話，ファックス，及びパソコン回線等の基本使用料につき，政務調査費を支出することは許されない（乙Ａ３）し，基本使用料が控除されていない以上，その使用料全額につき政務調査費を支出することは許されない。		(ｳ)	固定電話が実質的に政務調査のみに使用される場合もあり，電話の基本使用料とその余の使用料につき，政務調査費支出の取扱いの点で区別する合理的理由はないし，基本使用料につき政務調査費を充当しない旨定めている政務調査費運用の手引き（乙Ａ３）は，法的拘束力のある規定でなく，取扱の要領を便宜的に定めたものにすぎないから，基本使用料につき，政務調査費を支出したことは違法ではない。
				(ｴ)	携帯電話は，社会通念上，その大半が調査研究活動以外の活動に使用されたといえるから，携帯電話使用料に政務調査費を支出することは許されない。また，議員の携帯電話の番号は県民にほとんど明らかにされていないから，調査研究活動に利用されるのは，県民に明らかにされている固定電話であり，殊更に携帯電話を調査研究活動に使用しなければならない必要はない。		(ｴ)	携帯電話の使用の実情は時代とともに異なり，使用する人や場合によっても異なるところ，政務調査活動は，通常，不特定多数の有権者との間で行われるのではなく，特定の知己の人たちからの調査報告，意見交換，情報提供等を受けることが多いし，本件議員らは，政務調査用事務所外で情報交換等をする場合が多く，そのような場合に使用するのは携帯電話以外にない。
				(ｵ)	支払内訳書（乙Ｃル１，２）の記事欄において，「一括請求によるお支払」と記載されていることからすれば，その携帯電話使用料の中には，政務調査費の支出が認められない数台分の携帯電話の使用料が含まれているといえる。		(ｵ)	支払内訳書（乙Ｃル１，２）の「一括請求によるお支払」とは，一括請求によって支払がされた携帯電話使用料のうち，和田議員が使用する携帯電話の番号に係る使用料の額という趣旨である。
				(ｶ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。政務調査費収支報告書には支出額の一部に政務調査費を充当したことが分かる記載はなく，監査結果においても，その旨の指摘はされていない。		(ｶ)	否認ないし争う。
				(ｷ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｷ)	否認ないし争う。
				(ｸ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２４(2)(ｶ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｸ)	否認ないし争う。

別紙３(3)　本件議員らの人件費について

				原告らの主張			被告又は被告補助参加人らの主張
1	浅井修一郎	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ア１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１８年１２月までの間，週５日（午前９時から午後５時まで）の勤務で，浅井議員の兄嫁である浅井愛子を雇用し，月額８万円の給料を政務調査費から支払っていた（乙Ｄア１）。また，浅井議員の妻である三枝子も雇用しており，月額３万円の給料を支払っていた（乙Ｄア２）。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１(2)ｴ記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する建物には，政務調査用事務所は設置されていなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	浅井議員が代表取締役を務める株式会社浅井の人件費を政務調査費として計上していた。		(ウ)	否認ないし争う。株式会社浅井は，その従業員らの給料や浅井議員の妻の役員報酬等を確定申告していた（乙Ｂア３，５ないし７）。
			(エ)	浅井議員の兄嫁は，政務調査用事務所があったという場所の遠隔地に住んでいたから，通勤費が支払われていない以上，通勤していたとは考えられず，その人件費の政務調査費からの支出は認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(カ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(キ)	浅井議員の兄嫁につき，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１(2)ｶ記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ケ)	否認ないし争う。
				政務調査用事務所の設置及び使用状況からすれば，同事務所は株式会社浅井の業務が主となっており，政党支部と政治団体の事務を従としていたものと考えられる。			
2	東幸司	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲イ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平日に１日３ないし４時間の勤務時間で山本希世を雇用し，月額８万円の給料，並びに夏及び冬に給料２か月分のボーナスを支払った（乙Ｄイ１）が，ボーナスは，東議員個人の資産から支出したものであった。なお，東議員の妻も事務所で手伝いをしていたが，給料は支払っていなかった。
			(イ)	山本希世につき，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張２(2)ｷ欄記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	否認ないし争う。
3	飯田敬文	(1)		平成１６及び平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ウ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	東秀城及び保井隆伸を月額４万円の給料で雇用し，平成１６年度に５６万円（７か月分），平成１７年度に９２万円（１２か月分）を支払った（乙Ｄウ１ないし６）。
			(イ)	被告主張の平成１７年度の人件費の額は，政務調査費収支報告書記載額と一致するが，月額４万円ずつで２名を雇用していたのであれば，年間で，９２万円ではなく，９６万円になるはずである。		(イ)	平成１７年度においては，２名の職員のうち，保井隆伸は１２か月間，東秀城は平成１８年３月を除く１１か月間，それぞれ職務に従事していたため，勤務実態に応じて人件費が９２万円となった（乙Ｄウ７）。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合がある（乙Ｄウ１，２）ところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。被用者には，土曜日及び日曜日を中心として，１か月に４日程度，政務調査活動に関する仕事に従事してもらっており，その仕事を中心に給料を支払っていた。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２(2)ｸ記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲エ１ないし４）。	(1)		認める。
			(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	政務調査用事務所では，２ないし５人の職員を雇用しており（うち２名を常雇），中里笑子を常雇し，その余はローテーションで数か月で交代で雇用していた。人件費は，総額年４６０万円であり，そのうち１６０万円を政務調査費より支出していた（乙Ｄエ１ないし５）。
			(イ)	井出議員の被用者は，井出議員の行う行政書士業及び宅建業に従事していた者であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	被用者の人数が多く，そのような人数の雇用の必要性はない。		(ウ)	否認ないし争う。

4	井出益弘	(2)	(エ)	「和歌山総合コンサルタント」が，その被用者を井出議員の政務調査活動に従事させて，その給料に政務調査費を支出したと考えられる。そして，「和歌山総合コンサルタント」の経理処理としては，人件費の全額を支出したとの処理をする一方で，井出議員が受領した政務調査費についての収入処理はされなかったと考えられるから，井出議員の人件費分の政務調査費は公表されないヤミ所得であり，これに政務調査費を支出することは許されない。	(2)	(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，行政書士事務所，「自由民主党紀北支部」，後援会，「井出益弘を育てる会」，「ますひろ会」の各事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。政務調査用事務所には，後援会，「井出益弘を育てる会」，「ますひろ会」，「自由民主党紀北支部」，及び「和歌山経営者連絡研究会」が併設されているが，後援会は個人献金の受け皿にすぎず，「井出益弘を育てる会」及び「ますひろ会」は活動の実体がほとんどなく，「自由民主党紀北支部」は法人からの献金の受け皿にすぎない。
			(キ)	人件費の按分については，「和歌山総合コンサルタント」が総額の３分の２を，残る３分の１のうち，政党支部がその３分の２である９分の２を，更に残る９分の１のうち，４つの政治団体等がその３分の２である２７分の２を，それぞれ負担すべきであるから，調査研究活動用の人件費の負担割合は２７分の１に過ぎない。		(キ)	否認ないし争う。按分については，宅建業及び行政書士業の業務量はその年により変動するが，人件費は一定とせざるを得ないため，年により按分率も異なっており，自費で人件費を支出したことが多い。
5	宇治田栄蔵	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲オ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	人件費は，次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成１５年４月 高宮義温　９万円（乙Ｄオ１の１） 宇治田敦子　８万円（乙Ｄオ１の２） (b)平成１５年５月から平成１６年３月 宇治田敦子　８８万円（月額８万円×１１か月。乙Ｄオ２ないし１２） (c)平成１６年度 宇治田敦子　９６万円（月額８万円×１２か月。乙Ｃオ１３ないし２４） (d)平成１７年１１月から平成１８年３月 岡田笑　３５万円（７万円×５か月。乙Ｄオ２５ないし２９） 高宮義温　３５万円（７万円×５か月。乙Ｄオ３０ないし３４） 山田修　３５万円（７万円×５か月。乙Ｄオ３５ないし３９）
			(イ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(イ)	否認ないし争う。給料の領収証は，必ずしも給料を手渡した際にもらっているものではなく，その日付は，慣例として，毎月同日を記入してもらっていた。
			(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する。		(エ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(オ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県和歌山市第五支部」及び宇治田議員の後援会である「栄和会」が，人件費等を支出していた（甲オ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張４(2)コ記載のとおり，平成１７年９月以降の経費については，調査研究のための費用ではなかった。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張４(2)ス記載のとおり，政務調査用事務所には，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	否認ないし争う。なお，後援会から，岡田笑，高宮義温，及び山田修に対して，別途，それぞれ月額８万円が支払われていた。
6	浦口高典	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲カ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	岡畑義雄及び浦口議員の妻である浦口孝子を雇用し，次の(a)ないし(c)のとおり，給料を支払った。 (a)平成１５年５月から平成１６年３月 岡畑義雄　１６万円（乙Ｄカ３） (b)平成１６年度 浦口孝子　３１万２２０７円（乙Ｄカ２） (c)平成１７年度 浦口孝子　６６万円（乙Ｄカ１）
			(イ)	平成１７年度の給料支払が１か月単位にされていなかったこと（乙Ｄカ１），岡畑に対する給料の支払が前払いであり，その支払日が通常の雇用関係からはあり得ない土曜日であったこと（乙Ｃカ３）からすれば，被告主張の給料支払の事実は認められない。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(ウ)	否認ないし争う。浦口孝子は，平日はほとんど，休日はしばしば，政務調査用事務所に出向いて，パソコン操作その他政務調査活動の補助をしていた。
			(エ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(エ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張５(2)ウ記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	否認ないし争う。「和歌山地域戦略研究所」は実体がなく，後援会は，選挙の直前以外は日常的に活動するものではなかった。また，政務調査に関する費用と後援会活動に関する費用を別々に仕分けて処理していた。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ク１ないし４）。	(1)		認める。

7	小川武	(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年４月以降，政務調査用事務所において，土日祝日以外，原則として午前９時から午後５時までの間，政務調査業務の補助員として，塩谷薫を月額８万円の給料で雇用していた（乙Ｄク１）。
			(イ)	政務調査用とされる事務所は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(イ)記載のとおり，後援会専用の事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張5(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(エ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張5(2)(キ)記載のとおり，政務調査用事務所では後援会活動がされていなかったし，小川議員に係る政治団体等のいずれについても活動実態はなく，政務調査用事務所とは別の場所にある自宅に設置されていた。
8	大沢広太郎	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ケ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年４月以降，大沢議員の妻である大沢敏江を月額８万円で雇用していた。なお，大沢議員が，その妻との間で雇用契約書等を作成していないことは，ある意味当然であり，それがないからといって雇用の実態がないとはいえない。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(イ)記載のとおり，政務調査用と被告が主張する事務所は，選挙活動等の調査研究外のための事務所であったといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(ウ)	大沢敏江は，大沢議員の政務調査用事務所が併設されていた自宅において，政務調査の全般の補助をしており，重要な役割を果たしていた。
			(エ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(エ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張6(2)(カ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。政務調査活動における大沢敏江の役割は重要であった一方，別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張6(2)(カ)記載のとおり，政党事務所には活動実態がなく，後援会活動は微々たるものであった。
9	尾崎太郎	(1)	(ア)	平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲コ１）。	(1)	(ア)	認める。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張７記載のとおり，平成１５年度（平成１５年４月を除く。）及び平成１６年度の事務所費として計上されている支出は，人件費に計上されるべきものである。		(イ)	認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	月額１０万円の給料で和田牧子を雇用し，平成１５年度は１１か月で１１０万円を，平成１６年度及び平成１７年度は１２か月で１２０万円を，それぞれ支払った（乙Ｄコ１ないし３３）。
			(イ)	和田牧子は，政党支部に雇用されていた。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	３年間も人件費を事務所費に誤計上していたというのは不自然であり，収支報告書が修正されたのは監査の対象となった平成１７年度のみであったことからすると，実際には，人件費の支出はなかったと考えられる。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(エ)	土曜日及び日曜日においても，一定時間事務所を開けていることが多く，大晦日においては，毎年，午前中は事務所を開けていた。そして，和田牧子については，土曜日又は日曜日にも必要に応じて出勤してもらっていたし，給料を手渡しで支払う際に領収証をもらうのではなく，領収証の日付は慣例として毎月末日を記入してもらっていた。
			(オ)	和田牧子について，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」の事務所が併設されている（甲Ａ５の２・３）から，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。 後援会が和田牧子とは別に雇用していたとされる事務員が実際に雇用されていたとはいえないし，政務調査用事務所に政党支部と政治団体が併設されていたことからすれば，和田牧子は，政党支部及び政治団体の事務も行っていたといえる。		(キ)	否認ないし争う。政務調査用事務所に併設されている「自由民主党和歌山県笑顔支部」は，法人からの献金の受け皿であり，「太成会」は，いわゆる資金管理団体であって，いずれも活動実態はない。 後援会では，和田牧子とは別の２名を雇用して給料を支払っており，和田牧子は政務調査活動のみに従事していた。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲サ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	尾崎要二議員の妻である尾崎聖子を雇用し，忙しいときには，親族である尾崎和美を雇用したこともあった。具体的には，次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成１５年４月 尾崎聖子８万円 (b)平成１５年５月から平成１６年３月 尾崎聖子８８万円（８万円×１１か月） 尾崎和美３万６０００円（平成１５年９月及び１２月） (c)平成１６年度 尾崎聖子９６万円（８万円×１２か月） 尾崎和美８万５０００円（同年６月から９月，及び平成１７年２月） (d)平成１７年度 尾崎聖子４８万円（８万円×１２か月×０．５）
			(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(イ)	尾崎要二議員の妻は，単なる電話番ではなく，住民からの要望の取り次ぎや下聞き，尾崎要二議員の指示の下での政務調査活動の補助，文書の作成，パソコン等での資料収集といった実質的な調査活動をしていた。

10	尾崎要二	(2)	(ウ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。	(2)	(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。また，尾崎要二議員は，年間１００件を超える道路や河川の改修工事等に関する要望や，農林水産，福祉等の県政全般にわたる住民からの意見及び希望等を受けていたところ，尾崎聖子は，要望等の内容の把握，過去からの経緯の理解，要望箇所の特定等について，２０年近く携わってきた経験があり，県政報告書の整理，案内を適切に行い，個人情報にも十分に注意するなど，その事務処理に長い経験を生かしていたから，政務調査事務に適任であった。
			(エ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(エ)	否認ないし争う。給料の領収書の日付については，支払日を２０日と定めているため，その日付を記載した。
			(オ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政治団体が，人件費等を支出していた（甲サ５の１ないし３）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張９(2)(ｹ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	尾崎聖子は，平成１７年度においては後援会の事務を兼任したため，その給料の半額を政務調査費から支出することとしており，適正な按分等がされていた。
11	門三佐博	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲シ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１３年以降，親族でない坂口弘子を月額１０万円の給料で雇用していた。
			(イ)	坂口弘子について，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査用事務所に併設されていた一般企業２社のいずれにも坂口弘子の給料が計上されていなかったことが明らかにされないから，坂口弘子は，当該２社のいずれかの事務員であり，それらの企業が坂口弘子の給料を負担していたといえる。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査用事務所があったとされる場所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張８(2)(ｲ)(ｴ)記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていたとはいえず，政治団体及び企業の事務所が設置されていたにすぎないから，坂口弘子は政治団体又は企業に雇用されていたといえる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。給料の支払日は毎月２１日としているため，領収書の日付もその日とした。
			(カ)	仮に，政務調査用事務所が「博友会」という政治団体の事務所と併設されていたとしても，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，「博友会」の人件費であった（甲シ１１の１ないし３）から，調査研究に資するものではなかった。		(カ)	否認ないし争う。「博友会」においては，坂口弘子とは別の者が事務を行っており，政務調査用事務所の人件費は必要であった。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張８(2)(ｷ)記載のとおり，政務調査用事務所には，併設事務所があったから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	否認ないし争う。坂口弘子は政務調査専任であった。
12	木下善之	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ス１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)ないし(d)のとおり，政務調査用事務所と後援会事務所の併用で，木下議員の長男の妻である木下直子及び木下議員の親族でない山本都を雇用し，給料を支払った（乙Ｄス１，２）。 (a)平成１５年4月分 木下直子　３万２０００円（４万円の８０％） 山本都　８万４０００円（１０万５０００円の８０％） (b)平成１5年５月分ないし平成１６年３月分 木下直子　３６万６０００円（４５万７５００円の８０％） 山本都　７３万２０００円（９１万５０００円の８０％） (c)平成１６年度 木下直子　４５万６０００円（５７万円の８０％） 山本都　１０９万６８００円（１３７万10･00円の８０％） (d)平成１７年４月及び５月分 木下直子　７万２０００円（９万円の８０％） 山本都　１７万2･８００円（２１万６０００円の８０％）
			(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(イ)	木下直子は，単なる電話番ではなく，実質的な議員の政務調査活動の補助を行い，山本都が休みのとき（土日及び祝日）には，特に活動していた。
			(ウ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(エ)	平成１６年度の山本都について，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(エ)	否認ないし争う。山本都は，現に，住民からの政務調査に関する要望をまとめ，議員に報告し，調査内容の報告に関する庶務を行い，政務調査費の経理をしていた。
			(オ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(オ)	山本都は，土曜日，日曜日，及び祝日が休日であるため，それらの日には，木下直子が１人で勤務しており，給料の８０％のみを政務調査費から支出していたから，２名を雇用していたことは相当であった。

460

			(カ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(ア)記載のとおり，平成１７年１月以降の経費の支出には調査研究活動以外の活動に支出された分が含まれている。また，少なくとも，同年４月及び５月分の経費については，調査研究のためのものではない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張9(2)(コ)記載のとおり，併設事務所があったから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ケ)	後援会活動の状況を考慮し，給料の８０％を政務調査費から支出することとし，適正に按分されていた。
13	阪部菊雄	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ソ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人の主張１０(2)(ア)記載のとおり，人件費の明細を明らかにできないが，適正な支出であった。
			(イ)	阪部議員の被用者は，阪部議員が経営する阪部株式会社の従業員を兼ねている上，阪部議員の政務調査用事務所には，同社の事務所が併設されており，同社が人件費を負担していたといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。
14	坂本登	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲タ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。被告は，各事務所の使用割合や給料の差異の内容や理由について明らかにしておらず，恣意的な主張である。	(2)	(ア)	和歌山県日高郡日高町の事務所では村嵜悦子を，同郡美山村の事務所では玉置早苗を，同県みなべ町の事務所では安達幸治を，それぞれ雇用しており，次の(a)及び(b)のとおり給料を支払った。なお，各事務所を使用する割合が年度によって異なるため，同一事務所においても年度によって給料に差があった。 (a)平成１６年度 上記日高町の事務所　２４万円（月額２万円） 上記美山村の事務所　６０万円（月額５万円） 上記みなべ町の事務所　１万円 (b)平成１７年度 上記日高町の事務所　２４万円（月額２万円） 上記美山村の事務所　３６万円（月額３万円） 上記みなべ町の事務所　２４万円（月額２万円）
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１１(2)(イ)記載のとおり，３か所の政務調査用とされる事務所は，選挙のための事務所であり，そのうち，みなべ町の事務所は，株式会社坂本建設及び株式会社坂本農園の事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。坂本の選出地域は広範囲であり，各地域の特色に応じて，住民の個々の要望等に基づく政務調査をする必要があったため，３か所に政務調査用事務所を設置した。
			(ウ)	坂本議員は，日高町及び美山村の事務所宛にそれぞれ人件費を支払ったにすぎない（乙Ｄタ１の１ないし１２，２の１ないし１２，４の１ないし４，５の１ないし１２）から，被告が主張するような人件費の支出があったとはいえない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	給料の支払が３か月分の後払い又は１か月分の前払いとなっていた（乙Ｄ４の１ないし４）が，給料の支払は，通常，１か月分の後払いであるから，被告が主張するような給料の支払があったとはいえない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	事務所費を支出していたのは，日高町の事務所のみであるとの被告の主張によれば，日高町の事務所の被用者である村嵜悦子以外の被用者の人件費について，政務調査費から支出することは許されない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１１(2)(カ)記載のとおり，併設事務所があったから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	否認ないし争う。
15	下川俊樹	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲チ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	下川議員の妻である下川すみれを月額８万円の給料で雇用していた。
			(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(イ)	否認ないし争う。下川すみれは，単なる電話番ではなく，外出していることが多い下川議員に代わって，住民からの要望を取り次ぎ，下聞きを行い，下川議員の指示で政務調査活動の補助を行うなど，実質的に活動していた。
			(ウ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張１４(2)(コ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	否認ないし争う。

16	須川倍行	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ツ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)ないし(c)のとおり，須川議員の妻である須川加奈子を政務調査のために雇用し，平成１７年度の多忙の時期には親族ではない杉本敦子を雇用して，給料を支払った。 (a)平成１５年５月ないし平成１６年３月 須川加奈子　８８万円（８万円×１１か月） (b)平成１６年度 須川加奈子　６０万円（５万円×１２か月） (c)平成１７年度 須川加奈子　２０万円（５万円×４か月） 杉本敦子　１万２０００円
			(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(イ)	否認ないし争う。須川議員は年間２００日以上地元にいないため，須川加奈子は，単なる電話番ではなく，重要な政務調査の補助者である。
			(ウ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(エ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(エ)	否認ないし争う。領収書の日付については，支払日を毎月月末と定めていたため，そのように記載した。
			(オ)	須川議員の妻は，運転手としても雇用されていた（乙Ｄツ１，４，６）ところ，運転業務は，調査研究活動のために直接必要とはいえない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１２(2)キ)記載のとおり，併設事務所があったから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。
17	谷洋一	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲テ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	谷議員の義父である渕上信一を議員活動の全般の補助者として月額８万円の給料で雇用していた。
			(イ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(イ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。議員活動は広範囲にわたり，政務調査には身内の協力が必要である。
			(ウ)	渕上信一は，運転手としても雇用されていた（乙Ｄテ１）ところ，運転業務は調査研究のために直接必要な業務ではない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張１６(2)ニ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。渕上信一は，政務調査専任であった。
18	玉置公良	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ト１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年４月から平成１６年６月までの間，和歌山県串本町の政務調査用事務所において，親族でない西敏彦を月額５万円の給料で，平成１６年７月以降，和歌山市の政務調査用事務所において，親族でない成田朋子（旧姓岡谷）を月額５万円又は６万円で，それぞれ雇用しており，次の(a)ないし(d)のとおり，支払った。 (a)平成１５年４月 西敏彦　５万円 (b)平成１５年５月から平成１６年３月 西敏彦　５５万３５７０円（５万０３１５円×１０か月＋５万０４２０円×１か月） (c)平成１６年度 西敏彦　１５万０９４５円（５万０３１５円×３か月） 成田朋子　４５万２８３５円（５万０３１５円×９か月） (d)平成１７年度 成田朋子　７２万円（６万円×１２か月）
			(イ)	別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張１７(2)イ)記載のとおり，和歌山市の政務調査用事務所の設置の実態や外形形式はなく，成田朋子は，「高野熊野世界遺産連絡会」専用の事務員であったといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	複数の事務所で同時に政務調査活動を行うことは不可能であり，政務調査用事務所は１か所で足りるし，選出地域の広さという理由で複数の政務調査用事務所を設置することは選挙対策のためというに等しく，複数の政務調査用事務所の設置の理由とはならない。そして，和歌山県串本町の政務調査用事務所には後援会事務所が併設されていたことからすると，当該事務所は後援会活動専用事務所であると考えられる。		(エ)	否認ないし争う。県議会議員は，県下全体の県政について様々な調査をし，議会の審議に生かすものであるから，選出地域以外にも複数の政務調査用事務所を設置するのは当然である。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。

			(カ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張１７(2)(ｹ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	西敏彦及び成田朋子は，政務調査専任であった。また，和歌山市の政務調査用事務所と併設の「高野熊野世界遺産連絡会」では，成田朋子以外の事務局長及び補助職員が事務を行っていた。なお，和歌山県白浜町の政務調査用事務所においては，アルバイト事務員が勤務していたが，その経費は政務調査費に計上しなかった。
19	冨安民浩	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ニ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年５月から同年６月までの間に月額１５万円の給料で柿本正次を，同年９月から平成１６年３月までの間に月額１５万円の給料で三原徹也を，同年４月から同年９月までの間に月額１２万円で松尾邦裕を，平成１７年４月から平成１８年３月までの間に月額８万円で小川廣美を，それぞれ雇用し，次の(a)ないし(c)のとおり，給料を支払った（乙Ｄニ１ないし８）。 (a)平成１５年５月から平成１６年３月 柿本正次　３０万円（１５万円×２か月） 三原徹也　１０５万円（１５万円×７か月） (b)平成１６年度 松尾邦裕　７２万円（１２万円×６か月） (c)平成１７年度 小川廣美　９６万円（８万円×１２か月）
			(イ)	小川廣美につき，具体的勤務場所が定まっていないような雇用（乙Ｄニ１）は，調査研究活動を補助するための雇用とはいえない。		(イ)	否認ないし争う。勤務場所が「県内（日高郡内）」とされているのは，政務調査の現場に同行してもらう場合を考慮したからである。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。事務の都合上，休日に事務所に出勤することもありうる。
			(エ)	松尾邦裕，柿本正次，三原徹也につき，雇用契約書（乙Ｄニ１，５，７）と領収証（乙Ｄニ４の１ないし６，６の１・２，８の１ないし７）に記載された給料の支払日が異なっているから，被告主張の給料支払があったとはいえない。		(エ)	否認ないし争う。領収証の発行日が，実際の受領日と多少ずれることもありうる。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張１９(2)(ｹ)記載のとおり，政務調査用事務所において調査研究活動以外の活動も行われていたと考えられるから，調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。柿本正次，三原徹也，松尾邦裕，及び小川廣美は，専ら政務調査活動の補助に従事していた。
20	中村裕一	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヌ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年４月から平成１８年３月までの間，原則として毎週月，水，金曜日に時給７５０円，交通費月額３０００円で，西山悦子を雇用していた。また，平成１５年４月の１０日間については，日給８０００円で，中島嗣之を雇用していた。具体的には，次の(a)ないし(d)のとおり支払った（乙Ｄヌ１ないし７）。 (a)平成１５年４月 西山悦子　７万１８００円 中嶋嗣之　８万円 (b)平成１５年５月ないし平成１６年３月 西山悦子　７１万４５００円（７８万５５００円の一部） (c)平成１６年度 西山悦子　８５万９８００円 (d)平成１７年度 西山悦子　８３万８２５０円
			(イ)	雇用契約書（乙Ｄヌ１）には，雇用契約締結日として平成１４年１月１日と記載されているところ，正月に雇用契約を締結することは常識的にあり得ず，被用者である西山悦子の住所氏名の自署もないから，当該雇用契約はなかったといえる。		(イ)	否認ないし争う。西山悦子は，事務所の近くに居住しており，休日でも出勤することはあった。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。給料支払日につき，契約上の支給日，実際の支給日，受領書上の受領日が，若干ずれることはありうる。
			(エ)	中島嗣之の給料の領収書（乙Ｄヌ７）の受領日が平成１５年４月３０日の土曜日とされているところ，同人の雇用期間は同月２５日までであり，休日に給料を受領することはあり得ないから，被告主張の給料の支払があったとはいえない。		(エ)	否認ないし争う。中島嗣之は，事務所の近くに居住しており，退職後に手渡しで清算しただけである。
			(オ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(オ)	政務調査活動の補助者をどの程度利用するかは，支給額の範囲内において，各議員の判断に委ねられており，多忙な１か月間において，２名の補助者を雇用したことにつき，何ら問題はない。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張２０(2)(ｺ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	別紙「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２０(2)(ｺ)記載のとおり，「裕和会」及び後援会はほとんど活動していなかったし，活動があった「裕政会」については，支援者によるボランティアで行われ，政務調査活動とは区別されており，「裕政会」の人件費を政務調査費から支出したことはない。また，西山悦子は専ら政務調査の補助のために雇用した（乙Ｄヌ１）。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ネ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年４月から同年５月まで桝見珠穂を，同年４月から同年６月まで出口功を，同年６月から同年１２月まで衣川直之を，同年７月から平成１８年３月まで片山晴美を，平成１６年１月から平成１８年３月まで藤田良孝を，それぞれ雇用しており，次の(a)ないし(d)のとおり，給料を支払った（乙Ｄネ１ないし１５）。 (a)平成１５年４月 桝見珠穂　５万円（５万円×１か月） 出口功　１０万円（１０万円×１か月） これらの合計額１５万円のうち１４万９６０２円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１５年５月から平成１６年３月 桝見珠穂　５万円（５万円×１か月） 出口功　２０万円（１０万円×２か月） 衣川直之　３５万円（５万円×７か月） 片山晴美　４５万円（５万円×９か月） 藤田良孝　１５万円（５万円×３か月） これらの合計額１２０万円のうち８４万４０９２円を政務調査費収支報告書に記載した。

21	長坂隆司	(2)			(2)		(c)平成１６年度 片山晴美　６０万円（５万円×１２か月） 藤田良孝　６０万円（５万円×１２か月） これらの合計額１２０万円のうち１１８万９７７５円を政務調査費収支報告書に記載した。 (d)平成１７年度 片山晴美　６０万円（５万円×１２か月） 藤田良孝　６０万円（５万円×１２か月）
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１４(2)(ウ)記載のとおり，政務調査用と被告が主張する事務所は，「長坂政策研究会」専用の事務所であった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	片山晴美及び藤田良孝について，年収は１０３万円を超えており，所得税を支払う必要があるところ，税務申告書の写しや源泉徴収票等でその所得にかかる支払者と金額が確認できないから，その雇用の実質がなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	片山晴美につき，月額５万円の政務調査活動分とする賃金台帳（乙Ｄネ８の１ないし４）と月額１０万円の政務調査活動以外分とする賃金台帳（乙Ｄネ９の１ないし４）という２種類の賃金台帳があり，前者については社会保険料や所得税等の控除はされておらず，後者についてはそれらの控除がされている。藤田良孝につき，月額５万円の政務調査活動分とする賃金台帳（乙Ｄネ１０の１ないし３）と月額１０万円の政務調査活動以外分とする賃金台帳（乙Ｄネ１１の１ないし３）という２種類の賃金台帳があり，いずれも，社会保険料，源泉所得税等が控除されていない。出口功につき，月額１０万円の政務調査活動分とする賃金台帳（乙Ｄネ１３）と月額１０万円の政務調査活動以外分とする賃金台帳（乙Ｄネ１４）という２種類の賃金台帳があり，前者については社会保険料や所得税等の控除はされておらず，後者についてはそれらの控除がされている。したがって，片山晴美，藤田良孝及び出口功に対して，政務調査活動分とされる給料は実際には支払われていなかったといえる。		(エ)	否認ないし争う。税務処理については，不統一な部分があったとしても，それ故に給料の支払が否定されることにはならない。
			(オ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(オ)	長坂議員は，現地調査活動等の主に外で行う活動については男性の被用者に，事務所における来客や電話の対応及び政務調査事務作業等については女性の被用者に，それぞれ担当してもらっていたから，複数の被用者が必要であった。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっているのは，支給額を上回る政務調査に係る支出については政務調査費が支給されないからにすぎない。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１４(2)(ク)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	各被用者は，「長坂政策研究会」の事務も行っていたため，按分して，出口及び衣川については給料の２分の１，その余の被用者については給料の３分の１につき，政務調査費から支出しており，適正な按分がされていた。
22	野見山海	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヒ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)			(2)		平成１５年度から平成１７年度までの間，政務調査活動のための資料作りやパソコンの打ち込み，車の運転等の補助のため，月額６万円の給料で森本好治を，月額２万円の給料で野見山議員の妻である野見山候子を，それぞれ雇用しており，次の(a)ないし(d)のとおり支出した（乙Ｄヒ１ないし１４）。
			(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	(a)平成１５年４月 森本好治　６万円（６万円×１か月） 野見山候子　２万円（２万円×１か月） (b)平成１５年５月から平成１６年３月 森本好治　６６万円（６万円×１１か月） 野見山候子　２２万円（２万円×１１か月） (c)平成１６年度 森本好治　７２万円（６万円×１２か月） 野見山候子　２４万円（２万円×１２か月） (d)平成１７年度 森本好治　７２万円（６万円×１２か月） 野見山候子　２４万円（２万円×１２か月）
			(イ)	野見山議員は，市民オンブズマンわかやまに対し，被用者につき「家族でない第三者」であると回答していた（甲ヒ５）から，野見山議員がその妻を雇用していたとはいえない。		(イ)	市民オンブズマンわかやまの質問状に対し，被用者として「家族でない第三者」と回答したのは，森本好治を念頭に置いて「家族でない第三者」をも雇用しているとの趣旨で回答したのであり，妻を雇用していないと回答したわけではない。
			(ウ)	雇用契約書等（甲ヒ６ないし８，乙Ｄヒ１ないし３）によれば，森本好治は，政務調査用事務所が設置されていた野見山議員の自宅とは異なる場所で勤務していたといえるから，政務調査活動を補助していたとはいえない。		(ウ)	森本好治は，野見山議員の政務調査活動のために，主に資料作り，パソコンの打ち込み，車の運転等をしていたが，資料作り及びパソコンの打ち込みについては，ほとんど自宅で行っていた。
			(エ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(エ)	野見山候子は，単なる電話番の域を遙かに超えて，電話や来客の応対，その内容の聞き取り等の政務調査活動の補助を行っていた。
			(オ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(オ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。政務調査用事務所が野見山議員の自宅に設置されていたため，政務調査活動に関する電話や来客の応対等の重要な補助を野見山議員の妻である野見山候子に任せていたのであり，同人なくして政務調査活動はできなかった。
			(カ)	野見山議員の妻につき，同議員の自宅に政務調査用事務所が設置されていたところ，自宅の家事用務と区別され，調査研究活動に使用されていた実態のある事務所に雇用されていなかったから，その人件費に政務調査費を支出することは許されない。また，同議員の妻の勤務時間は，一日中とされており，休日等の約定もないことからすれば，そのような雇用契約は，調査研究活動を補助するための雇用とはいえない。		(カ)	否認ないし争う。野見山議員の妻である野見山候子は，外出が多い野見山議員の留守中に政務調査活動補助として，昼夜を問わず，電話や来客の対応をしているのが実態であるから，その勤務時間を一日中としていることには問題がない。
			(キ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(キ)	給料の支給日のうち，何日かが偶々休日等であったというだけであり，そのことによって人件費の支出の事実が否定されるものではない。
			(ク)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張２４(2)(ケ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ケ)	別紙「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２４(2)(ケ)記載のとおり，後援会の活動はほとんどなく，それがあったとしても，ボランティアで働いていたにすぎないし，森本好治及び野見山候子に対する給料は，専ら政務調査活動のためのものであった。
		(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲フ１ないし３）。	(1)		認める。

23	花田健吉	(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年５月に月額１５万円で寒川治を，同年７月から平成１８年３月までの間に月額１０万円又は１１万円で十河しのぶを，平成１６年４月から平成１７年３月までの間に非常勤として月額５万円で入口誠を，平成１８年１月から同年３月までの間に非常勤として月額１５万円で同人を，それぞれ雇用しており，次の(a)ないし(c)のとおり支出した（乙Ｄフ１ないし１８）。なお，花田議員は，控えめに８０％のみを計上した。 (a)平成１５年５月から平成１６年３月 寒川治　１５万円（１５万円×１か月） 十河しのぶ　８１万円（９９万円［１１万円×９か月］の一部） なお，平成１５年度の政務調査費収支報告書の「５～６月分　１５０，０００」の記載は，「５月分　１５０，０００」の誤りである（乙Ｄフ１５）。 (b)平成１６年度 十河しのぶ　９６万円（１２０万円［１０万円×１２か月］の８０％） 入口誠　４８万円（６０万円［５万円×１２か月］の８０％） (c)平成１７年度 十河しのぶ　９６万円（１２０万円［１０万円×１２か月］の８０％） 入口誠　３６万円（４５万円［１５万円×３か月］の８０％）
			(イ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(イ)	政務調査のための現地調査等のために入口誠を雇用し，収集した資料の整理及び保管や，事務処理等のために十河しのぶを雇用していた。また，花田議員が，一般質問で，「観光資源としての高野龍神スカイライン」を取り上げた際に，現地調査要員として１か月間のみ寒川治を雇用した。したがって，各被用者は，花田議員の政務調査活動にとって必要な補助者であった。
			(ウ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１５(2)ｷ)記載のとおり，併設事務所があるところ，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	花田議員は，議会で質問をすることが多いため，その調査に時間がかかるところ，下肢に障害があり，現地調査等に際し，補助が必要である。そして，別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張１５(2)ｷ)記載のとおり，上記支出は，専ら政務調査活動のためのものであり，本来は費用全額が政務調査費から支出されるべきところを，反証困難な誤解を避けるために，あえて控えめに計上したのであり，それを非難される理由はない。
24	平越孝哉	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲へ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	次の(a)ないし(d)のとおり，平成１５年４月から平成１８年３月までの間，三林雅代月額８万円で雇用し，平越議員の妻である平越久子を月額７万円で雇用していた。 (a)平成１５年４月分 三林雅代　８万円（８万円×１か月） 平越久子　７万円（７万円×１か月） (b)平成１５年５月分ないし平成１６年３月分 三林雅代　８８万円（８万円×１１か月） 平越久子　７７万円（７万円×１１か月） (c)平成１６年度 三林雅代　９６万円（８万円×１２か月） 平越久子　８４万円（７万円×１２か月） (d)平成１７年度 三林雅代　９６万円（８万円×１２か月） 平越久子　８４万円（７万円×１２か月）
			(イ)	三林雅代及び平越久子の雇用契約書（乙Ｄへ１ないし４，６）には，業務内容として「政治活動」又は「政治活動補助」と記載されていたから，同人らは，調査研究活動を補助するために雇用されていたのではない。		(イ)	否認ないし争う。雇用契約書の業務内容として，政治活動等が記載されていたのは，後援会事務所が政務調査用事務所に併設されていたためであり，原告らが問題とする期間内においては，後援会その他の政治活動はほとんどなかった。そして，三林雅代及び平越久子は，政務調査用事務所で，専ら政務調査活動に従事していた。
			(ウ)	平越久子の平成１６年度に係る雇用契約書（乙Ｄへ５）には，勤務場所として，平越議員の自宅の住所が記載されているところ，同議員の政務調査用事務所は自宅とは別に設置されていたから，平越久子は，調査研究活動以外の活動のために雇用されていたといえる。また，平越久子は，自宅の家事用務と区別された上で，調査研究活動に使用されていた実態のある事務所に雇用されていなかったから，その人件費に政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	否認ないし争う。平越久子は，平成１６年度において，自宅に詰めて勤務していたわけではなく，週に１ないし２回は政務調査用事務所に出勤し，それ以外は自宅で昼夜を問わず，電話や来客の対応をし，秘書的な事務をしてきた。政務調査活動及びその補助事務は，単に政務調査用事務所の部屋内にとどまるものではなく，政務調査用事務所内に常時いなければ政務調査活動の補助者と認められないものではない。
			(エ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(エ)	否認ないし争う。平越久子は，政務調査事務所でも執務をしていたほか，多くは自宅で，昼夜の区別なく政務調査事務の補助をしてきたところ，単なる電話番ではなく，頻繁にあった政務調査活動に関わる陳情等の電話応対や来客応接のほとんどすべてについて，議員に代わって応対していた。
			(オ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(オ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。平越久子は，週に１ないし２回，政務調査用事務所に出る日を除き，自宅で昼夜を問わず，来客や電話等の応対をし，外出時には，同人の携帯電話への転送をしてまで住民との情報交流に努めており，秘書的な事務を実際に行っていたところ，そのような事務は，平越議員の妻であるからこそできるものである。
			(カ)	自宅とは別の場所にある政務調査用事務所で平越議員の妻が勤務し，自宅にある政党支部の事務所で別の者が勤務しているという被告の主張は不合理である。また，自宅に設置されているという政党支部の事務所費等が多額であるのは不自然である。したがって，政党支部の事務所は，実際には，政務調査用事務所に併設されていた。そして，平成１５年ないし平成１７年において，政党支部が，人件費等を支出していた（甲へ５の１ないし３）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張２６(2)ｷ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ク)	別紙「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２６(2)ｷ)記載のとおり，後援会はほとんど活動しておらず，三林雅代は，政務調査事務所に専属で勤めており，その活動すべてが政務調査活動のためのものであった。また，平越久子は，政党支部の事務を行っていなかった。
		(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ホ１ないし３）。	(1)		認める。
			(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	平成１５年５月から平成１８年３月までの間に和玉さと子を，平成１５年５月から同年８月までの間に桜木ひろみを，それぞれ政務調査活動の補助員として雇用し，次の(a)ないし(c)のとおり支出した（乙Ｄホ１ないし７）。 (a)平成１５年５月から平成１６年３月 和玉さと子　１１０万円（１０万円×１１か月） 桜木ひろみ　２０万円（５万円×４か月） (b)平成１６年度 和玉さと子　９６万円（８万円×１２か月） (c)平成１７年度 和玉さと子　９６万円（８万円×１２か月）

25	藤山将材	(2)	(イ)	和玉さと子の雇用契約では，勤務場所が藤山議員の自宅とされていた（乙Ｄホ１，２）から，和玉さと子が，平成１７年１月以降に自宅とは別に設置されたという政務調査用事務所で勤務していたとはいえない。	(2)	(イ)	和玉さと子は，平成１６年４月１日以降，期間を限定せずに雇用するようになったところ，その間に，政務調査用事務所の場所が自宅から移転した点につき雇用契約上反映されていなかっただけであり，政務調査用事務所の移転（乙Ｂホ１ないし６）に伴って，被用者の勤務先も移転したことは明らかである。
			(ウ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。なお，当選後の混乱は，政務調査活動とは関係がない。		(ウ)	政務調査のための事務員が１名でなければならないという社会通念はなく，藤山議員が当選した平成１５年４月の後の数か月間は混乱もあったため，２名を雇用したのは何ら不当ではない。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１６(2)ｷ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張１６(2)ｷ)記載のとおり，後援会の活動は，ほとんど行われておらず，それがあったとしても，藤山議員の母や妹らが行っており，和玉さと子及び桜木ひろみは政務調査活動の補助に専念していたから，人件費全額につき政務調査費を支出したことは相当である。
26	前川勝久	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲マ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年８月６日から和田潤を時給８００円で雇用していた。なお，平成１５年度分については，政務調査用事務所の設置により，１か月２５日の出勤という過密な勤務であったことから，別途年末手当８万円を支払った。具体的には，次の(a)及び(b)のとおり，給料を支払った。 (a)平成１５年度 ８８万円（８００円×５時間×２５日×８か月＋８万円） (b)平成１６年度及び平成１７年度 それぞれ７２万円 なお，雇用契約によれば，年９６万円（８００円×５時間×２０日×１２か月）になるが，政務調査費に限りがあるため，和田潤に依頼して，月額６万円の支給で了承してもらった。
			(イ)	雇用契約（乙Ｄマ１）によれば，和田潤の勤務日数が，平成１５年度は１か月に２５日，それ以外の年度は１か月に２０日と定まった日数になることはあり得ず，勤務時間が１日５時間ではなく４時間であったから，被告主張のような給料支払がされたとはいえない。		(イ)	否認ないし争う。給料の支払については，拘束時間を基に計算して適正に支出した。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。給料の受領日が休日となっていた場合があるのは，前川議員と和田潤の都合が合った日に給料を渡していたからである。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１７(2)ｴ)(ｵ)記載のとおり，政務調査用事務所では政治活動もされており，政務調査用事務所には政党支部の事務所が併設されていた。したがって，前川議員が雇用していたとされる和田潤は，政党支部専用の事務職員であったと考えられるし，そうでなかったとしても，政党支部活動の事務の補助もしていたと考えられるから，和田潤への給料の支払については，政務調査活動の負担分を超えたものである。		(オ)	否認ないし争う。
27	前芝雅嗣	(1)		平成１５年度（同年４月を除く。）ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ミ１ないし３）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年５月から，前芝議員の姉である塩津和美を雇用し，その勤務時間は通常午前１０時から午後４時までであった。また，平成１６年度においては，同年１１月から，芝正宏を運転手として雇用し，資料作成のために臨時で山村理佳を雇用した。具体的には，次の(a)ないし(c)のとおり給料を支払った。 (a)平成１５年度 塩津和美　８８万円（８万円×１１か月） (b)平成１６年度 塩津和美　９６万円（８万円×１２か月） 芝正宏　１０万円（２万円×５か月） 山村理佳　８０００円 (c)平成１７年度 塩津和美　９６万円（８万円×１２か月） 芝正弘　２４万円（２万円×１２か月）
			(イ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。被告が主張する塩津和美の業務は，調査研究活動の補助ではなく，議員の日常的な事務にすぎない。		(イ)	塩津和美の業務内容は，議会から送られてくる書類の整理，確認，新聞の切り抜き（特に，観光や福祉の分野）等が中心であり，前芝議員の調査研究の補助のために必要であった。
			(ウ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。前芝議員の自宅にあった政務調査用事務所が，第三者を雇用できるような事務所ではなかったのであれば，自宅と区別されて調査研究活動に使用されていた実態のある事務所ではなかったといえるから，塩津和美が調査研究活動を補助していたとはいえない。		(ウ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。親族を雇用したのは，見取り図（乙Ｄミ１２）のとおり，政務調査用事務所が前芝議員の自宅にあったため，第三者を雇用して事務に当たらせることが事実上困難だったからである。
			(エ)	運転手の雇用は，一般的に調査研究活動に直接必要な経費とはいえない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務費について」の原告らの主張２９(2)ｷ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	否認ないし争う。別紙「本件議員らの事務費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２９(2)ｷ)記載のとおり，政務調査用事務所に併設されていた政党支部及び後援会は，実質的に活動していなかった。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ム１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年度ないし平成１７年度において，松本の親族ではない上山正宏及び今村加代を雇用しており，両名の勤務時間は平日の午前９時から午後５時までの間で，その業務内容は議員視察時の付添や補助，資料の作成，電話や来客の応対等であった。上山に対しては月額１７万円の給料及び賞与６０万円を，今村に対しては月額８万円の給料及び賞与２０万円を支払った（年間総額３８０万円）。両名は，後援会事務所の事務にも従事していたことから，その給料のうち，平成１５年度においては１２０万円，平成１６年度及び平成１７年度においてはそれぞれ９６万円を政務調査費から支出した（乙Ｄム１ないし１２）。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所についての当事者の主張」の原告らの主張１８(2)ｲ)記載のとおり，松本議員の後援会事務所には，政務調査用事務所が併設されていなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ウ)	否認ないし争う。

28	松本貞次	(2)	(エ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。	(2)	(エ)	政務調査活動の補助者をどの程度利用するかは，支給額の範囲内において各議員の判断に委ねられているから，同時に２名を雇用していたとしても，問題はない。
			(オ)	被告主張の人件費は，金銭出納帳（乙Ｅム１）に記載されているとおり，松本議員の後援会の人件費であった。		(オ)	金銭出納帳（乙Ｅム１）は，松本議員の政治活動全般に関する支出や，その他の個人的な支出の大略につき，備忘録として書き留めたものであり，後援会の金銭出納帳ではない。
			(カ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(カ)	否認ないし争う。政務調査費収支報告書記載額が政務調査に係る支出の一部にとどまっていることは，証拠上明らかである（乙Ｄム１ないし１２の１４）。
			(キ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(キ)	否認ないし争う。
			(ク)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１８(2)(ク)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。 被告主張の按分には具体的根拠がなく，事務費の平成１６年度と平成１７年度との按分率の違いや，事務費と人件費との按分率の違いからすれば，恣意的な按分である。		(ク)	否認ないし争う。 政務調査活動における事務内容の実態と職員の雇用実態が異なることは当然でありうるから，事務費と人件費の按分率が異なるのは自然なことである。
29	町田亘	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲メ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１６年度に人件費として計上していた５万円及び平成１７年度に人件費として計上していた１２万円は，いずれも，工事箇所表の整理や臨時の現地調査のための運転依頼に対する謝礼として商品券を交付したものである。なお，恒常的に運転手を雇用していたのではない。
			(イ)	監査結果（甲Ａ３）によれば，平成１７年度の支出は，「謝礼」として調査研究費へ修正計上された（甲Ａ４）というが，当該「謝礼」は，調査研究活動に資するために必要な経費でなかったから，修正計上も政務調査費の支出も許されない。２年間も調査研究費を人件費に誤計上していたというのは不自然であり，収支報告書が修正されたのが監査の対象とされた平成１７年度分のみであったことからすれば，その修正は監査を逃れるためのものである。		(イ)	平成１９年７月１１日付で調査研究費に修正報告をした。
			(ウ)	運転依頼に対する謝礼であれば，人件費に該当するところ，運転手の雇用経費に政務調査費を支出することは許されない。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
30	向井嘉久蔵	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲モ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１５年度，平成１６年６月，及び同年１１月は月額８万円で向井議員の息子の妻である向井景子を，平成１５年４月以降は時給８０0円で東和秀を，平成１５年６月以降は時給８００円で前田嘉子を，それぞれ雇用し，そのほか，臨時で２名を雇った。具体的には，次の(a)ないし(d)のとおり，給料を支払った。 (a)平成１５年４月 向井景子　８万円（乙Ｄモ４１） 東和秀　１０万円（乙Ｄモ４２） (b)平成１５年５月から平成１６年３月 向井景子　８８万円（乙Ｄモ２２，２５，２７，２９，３１，３３，３５，３７ないし４０） 東和秀　６６万円（乙Ｄモ２３，２６，２８，３０，３２，３６） 前田嘉子　１７万５０００円（乙Ｄモ２４，３４） (c)平成１６年度 向井景子　１６万円（乙Ｄモ１５） 東和秀　7 5万円（乙Ｄモ１４，１９ないし２１） 前田嘉子　９万０４００円（乙Ｄモ１６） 松本早加及び葛原美穂（アルバイト）　７万５２００円（乙Ｄモ１７，１８） (d)平成１７年度 東和秀　６０万円（乙Ｄモ３，４，７，８，１０） 前田嘉子　４２万円（乙Ｄモ５，６，９，１１，１２）
			(イ)	政務調査用と被告が主張する事務所は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１９(2)(イ)記載のとおり，調査研究活動外の目的の事務所であるといえる。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	向井景子については，議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(ウ)	否認ないし争う。向井景子は，向井議員の息子の妻であり，向井議員と経済的同一体ではなく，政務調査のためパソコンを使用し，資料や書面の作成等の政務調査補助をしていた。
			(エ)	向井景子につき，親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	東和秀は，勤務場所が，被告主張の政務調査用事務所の場所と異なっており，政務調査用事務所で勤務せず，調査研究活動外の事務の補助をしていたといえる（乙Ｄモ１）。		(オ)	否認ないし争う。東和秀の雇用契約上の勤務場所が現在の政務調査用事務所の場所と異なっているのは，以前に，向井議員の政務調査用事務所があった場所を雇用契約書に記載していたところ，その事務所移転後も訂正せずに雇用契約を継続していたからである。
			(カ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(カ)	否認ないし争う。土曜日，日曜日，又は祝日に出勤してもらうこともあったし，原則的に給料支払日の定めどおりに給料が支払われていたため，給料支払日が休日等になった場合があった。
			(キ)	同期間に複数の補助員を雇用し，給料を支払うことは，調査研究活動に資する必要な経費として，社会通念上，妥当な範囲を逸脱した支出である。		(キ)	否認ないし争う。なお，アルバイト２名の雇用については，県政報告の準備等で臨時に雇用する必要があった。
			(ク)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ク)	否認ないし争う。
			(ケ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ケ)	否認ないし争う。
			(コ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張１９(2)(ケ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(コ)	否認ないし争う。
		(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヤ１ないし４）。	(1)		認める。
			(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。		(ア)	人件費は，次の(a)ないし(d)のとおりであった。 (a)平成１５年４月 藤原圭子　５万１５００円 (b)平成１５年５月ないし平成１６年３月 森裕美子　１７万３４００円 藤原圭子　４８万３４００円 稲岡義一　３１万８０００円 山口義一　２万9７００円 (c)平成１６年度 森裕美子　６９万６６00円 稲岡義一　１６万７４００円 (d)平成１７年度 森裕美子　６１万４４００円

31	森正樹	(2)	(イ)	政務調査用事務所が設置されているという建物は，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２０(2)(ウ)記載のとおり，住居であったから，そこの被用者は調査研究活動の補助をしていたとはいえない。	(2)	(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	議員の親族の仕事内容は電話番程度であると考えられるところ，議員の親族は，政務調査用の事務所の有無と関係なく，電話番程度はしているから，議員の親族に対する人件費の支出は，正当な人件費とはいえない。		(ウ)	補助参加人森の妻である森裕美子は，政務調査用事務所において，電話の受付業務だけでなく，来客との応対，政務調査に必要な資料の収集及び作成と幅広く政務調査活動の補助をしていた。そして，同人が行っていた電話の受付業務は，家事を行いながら片手間で電話の応対をするというようなものではなく，自宅から離れた政務調査用事務所に出勤して，業務として行っていたものであるから，電話番程度などといえるものではない。
			(エ)	親族を雇用しなければならない特別の事情や必要性はないから，雇用した親族に対する給料に政務調査費を支出することは許されない。また，政務調査活動の補助職員に親族を雇用することは，いわゆるお手盛りであるし，妥当な支出であったかどうかを検証することは不可能に近い上，議員の親族は，社会通念上，議員活動に協力すべき立場であるから，その立場から協力した行為に給料として政務調査費を支出することは，本件使途基準に反する（甲Ａ１９）。		(エ)	否認ないし争う。親族の雇用が政務調査活動の補助者としての勤務の実態を備えており，その必要性が合理的に説明され，雇用条件が客観的に把握できる場合には，その人件費を政務調査費から支出することが認められるべきである。そして，妻等の親族が政務調査活動の補助者として活動する場合，その期間が長く，便宜であり，政務調査活動に習熟し，使用効率が高いこと，他人ではない議員の親族に対してであるからこそ政務調査に協力するという人も多いことからすれば，雇用の必要性が高いといえる。
			(オ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(オ)	否認ないし争う。雇用契約書は，平成１５年ないし平成１７年の雇用の実情に応じて取り決められたものではなく，雇用契約書の「休暇」欄に「随時」と記載されているように，被用者らは，実際には，休日に出勤することもあり，その月の最後の出勤日に給料を支払っていたため，支給日が休日となる場合があった。
			(カ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(カ)	否認ないし争う。
			(キ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２０(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(キ)	被用者は，すべて政務調査専任であったため，按分負担の必要はない。また，別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は補助参加人らの主張２０(2)(キ)記載のとおり，政務調査用事務所内での後援会活動はほとんどなく，仮にあったとしても，その事務はすべて補助参加人森自身が行っており，森裕美子が後援会活動を補助していたことはないから，森裕美子に係る人件費につき，政務調査費の負担を按分する必要はない。
32	山下直也	(1)		平成１６年度及び平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ヨ１，２）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	人件費は，次の(a)及び(b)のとおりであった。 (a)平成１６年度 辻裕子　４０万円（５万円×平成１６年４月から同年９月までの６か月＋１０万円×平成１６年１０月の１か月。乙Ｄヨ９） 高垣美鈴　１１万円（４万円×平成１６年１１月の１か月＋７万円×平成１６年１２月の１か月。乙Ｄヨ７） 和田知子　１０万円（５万円×平成１６年１１月及び同年１２月の２か月。乙Ｄヨ８） なお，これらの合計額６１万円のうち３７万円を政務調査費収支報告書に記載した。 (b)平成１７年度 高垣美鈴　３５万円（５万円×平成１７年９月から平成１８年３月までの７か月。乙Ｄヨ３） 岩上勝則　４０万円（１０万円×平成１７年１２月から平成１８年３月までの４か月。乙Ｄヨ４） 大西和子　２０万円（１０万円×平成１７年１２月から平成１８年１月までの２か月。乙Ｄヨ５） 東山恵子　１０万円（１０万円×平成１８年２月の１か月。乙Ｄヨ６） なお，これらの合計額１０５万円のうち３５万円を政務調査費収支報告書に記載した。
			(イ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２１(2)(イ)記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する事務所は，後援会専用の事務所であった。現に，高垣美鈴，岩上勝則，大西和子，東山恵子，及び和田知子は，山下直也議員の後援会に雇用されていた（乙Ｄヨ３の１ないし４，４の１ないし３，５の１・２，６，７の１・２，８の１・２）。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	平成１６年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，人件費等を支出していた（甲ヨ３の１・２）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(オ)	否認ないし争う。
			(カ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２１(2)(キ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(カ)	否認ないし争う。
33	山田正彦	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ラ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ア)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ア)	平成１４年９月から月額８万円の給料で宮井悦子を雇っており，そのうち平成１５年４月分の給料については，多忙であったため，別途５０００円を上乗せした。
			(イ)	宮井悦子は，監理業務及び山田議員の一般事務を補助するために雇用されていた（乙Ｄラ１，２）から，調査研究活動を補助するための被用者ではなかった。		(イ)	否認ないし争う。
			(ウ)	平成１６年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び後援会が，人件費を支出していた（甲ラ５の１ないし３，６の１ないし３）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ウ)	否認ないし争う。
			(エ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(エ)	否認ないし争う。
			(オ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２３(2)(カ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(オ)	否認ないし争う。
				政務調査用の雇用契約と政治活動用の雇用契約が別個であったとしても，各契約に基づく勤務は区別できず，それを区別して勤務を指示することはできない。			政務調査用の雇用契約と政治活動用の雇用契約とは別個であり，政務調査用の雇用契約については政務調査専用であった。

34	吉井和視	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲リ１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	平成１３年４月以降，月額８万円で岡本了子を雇用しており（乙Ｄリ１），各年度において，９６万円を政務調査費から支出した（乙Ｄリ２ないし５）。
			(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２３(2)(ｲ)(ｳ)記載のとおり，政務調査用事務所が設置されていると被告が主張する場所には，政務調査用事務所が設置されていなかった。		(ｲ)	別紙「本件議員らの事務所費について」の被告又は被告補助参加人らの主張２３(2)(ｲ)記載のとおり，政務調査用事務所は，吉井議員の母である吉井時子所有の建物を賃借して設置していた。
			(ｳ)	被告から提出された「事務費（人件費）支払書・受領書」と題する資料（乙Ｄリ２の１ないし１２，３の１ないし１２，４の１ないし１１，５）につき，支払先欄記載の「岡本了子」の字体が，受領書の氏名欄記載の「岡本了子」の字体と同一であるから，支払先を記入すべき吉井議員が作出した資料であるといえる。		(ｳ)	否認ないし争う。「事務費（人件費）支払書・受領書」（乙Ｄリ２の１ないし１２，３の１ないし１２，４の１ないし１１，５）につき，支払先欄と受領欄記載の「岡本了子」の字体が同一であるのは，いずれも，吉井議員の指示により，岡本了子が記載したためである。
			(ｴ)	給料支払日が休日であった場合があるところ，通常の雇用関係において，休日に給料が支払われることはないから，被告が主張するような給料支払の事実はなかったといえる。		(ｴ)	日付がすべて月末となっているのは，政務調査費の清算を月ごとに行っていたため，岡本了子に依頼して，雇用契約書に基づき，画一的に支給日を月末となるよう記入してもらっただけである。
			(ｵ)	平成１５年ないし平成１７年において，政務調査用事務所に併設されている政党支部及び政治団体が，人件費等を支出していた（甲リ１１の１ないし３）から，政務調査用事務所の人件費であると被告が主張する費用は，調査研究に資するものではなかったし，政務調査用事務所が負担したものでもなかった。		(ｵ)	否認ないし争う。
			(ｶ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｶ)	否認ないし争う。
			(ｷ)	政務調査用事務所には，別紙「本件議員らの事務所費について」の原告らの主張２３(2)(ｶ)記載のとおり，併設事務所があるから，政務調査用事務所の負担分及び調査研究活動の負担分を超えて政務調査費を支出していた。		(ｷ)	否認ないし争う。
35	和田正人	(1)		平成１５年度ないし平成１７年度において，別紙１の人件費欄記載の金額を政務調査費から支出した（甲ル１ないし４）。	(1)		認める。
		(2)	(ｱ)	雇用契約書の有無，源泉徴収等の税制上の対応等が明らかでなく，支出内容や実際の支出の有無等の具体的な裏付けがないから，政務調査費の支出は許されない。	(2)	(ｱ)	親族でない長田洋治及び北野正起を政務調査専用に雇用し，月に３回ないし４回必要なときに出勤してもらい，長田に対しては月額１万５０００円を，北野に対しては月額１万円を，それぞれ給料として支払った。なお，平成１５年度においては，多忙の時期に，長田に対し，２万５０００円多く支払った。
			(ｲ)	電話番，交通費，雑務等（甲ル１，２）の費用については，調査研究活動のための支出とはいえない。		(ｲ)	否認ないし争う。
			(ｳ)	政務調査用事務所を賃借していたのは平成１７年８月３１日までであるから，同年９月から平成１８年３月までの間の人件費は発生していなかった。		(ｳ)	平成１７年９月以降は，自宅に政務調査用事務所を設置し，長田洋治及び北野正起を引き続き，資料作成や調査内容の確認等のため，必要なときに来てもらう形で雇用していた。
			(ｴ)	支出内容等に関する被告の主張は，政務調査費収支報告書の記載内容と異なっており，政務調査費収支報告書の作成及び提出に伴って作成及び保存されているべき会計帳簿等に基づく主張ではないから，そのような支出に政務調査費を充当することは認められない。		(ｴ)	否認ないし争う。
			(ｵ)	政務調査費は，年額２８８万円（１か月２４万円）が上限となっているところ，各支出を順次行い，上限額を超えて支出された費用は，政務調査費の支出対象外である。そして，その支出対象外の経費が特定できない場合，いずれかの経費に紛れていると考えられるから，すべての経費の支出が政務調査費からの支出とは認められない。		(ｵ)	否認ないし争う。

和歌山 10-012717

これは正本である。

平成25年1月29日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官　山崎智弘

和歌山 10-012717

受　付
2013・2・6
和歌山合同法律事務所

更　正　決　定

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成１９年（行ウ）第７号政務調査費違法支出金返還請求事件につき，平成２５年１月２９日当裁判所がした判決に明白な誤りがあるから，職権で，次のとおり更正する。

主　　文

上記判決主文中，第１２項に「１７５万円」とあるのを「１５５万円」と，第２５項に「１６３万３４６９円」とあるのを「１３０万２５４０円」と，上記判決「事実及び理由」中，第３の４⑽ウ(イ)に「平成１６年度分６０万円，平成１７年度分６０万円の総合計１７５万円」とあるのを「平成１６年度分５０万円，平成１７年度分５０万円の総合計１５５万円」と，第３の４㉓オ(エ)に「総合計１６３万３４６９円」とあるのを「総合計１３０万２５４０円」と，第４に，「尾﨑太郎議員に対して１７５万円」とあるのを「尾﨑太郎議員に対して１５５万円」と，「長坂議員に対して１６３万３４６９円」とあるのを「長坂議員に対して１３０万２５４０円」と，それぞれ更正する。

平成２５年２月５日

和歌山地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　髙　橋　善　久

裁判官　永　野　公　規

裁判官　加　藤　　弾

（別紙）

当事者目録

和歌山市

原告

同市

原告

同市

原告

同市

原告

同市

原告

上記５名訴訟代理人弁護士　阪本康文

同　森崎有治

同訴訟復代理人弁護士　芝野友樹

同市小松原通一丁目１番地

被告　和歌山県知事

仁坂吉伸

同訴訟代理人弁護士　月山桂

同　谷口昇二

同　水野八朗

同　田中祥博

同　月山純典

同　藤井友彦

同　山本和正

同　　田中志保
同訴訟復代理人弁護士　　岸本行正
同指定代理人　　谷　　巌
同　　上坊　　晃
同　　西峰　　健
同　　民谷光央

同市土入２８４－２６
被告補助参加人　　亡江上柳助訴訟承継人
江上紀美子

同市梶取３２７－７
被告補助参加人　　角田秀樹

同市岩橋１６９０－１３
被告補助参加人　　新田和弘

同市関戸１－２－２７
被告補助参加人　　森　　正樹
上記４名訴訟代理人弁護士　　今井浩三
同　　稲毛一郎
同　　松村廣治
同　　幸田勝利
同　　平井龍八
同　　清王達之
同　　國重　　徹
同　　近森裕行

和歌山 10-013493

copy

これは正本である。

平成25年2月5日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官　山　﨑　智　弘

和歌山 10-013493